

調布市地域防災計画

[本 冊]

令和6年（2024年）修正

調布市防災会議

調布市地域防災計画 目次

震 災 編

第1部 総則	1
第1章 計画の目的及び特徴	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の前提	1
第3節 計画の修正	2
第4節 他の法令に基づく計画との関係.....	2
第5節 計画の構成	3
第6節 計画の習熟	3
第7節 令和6年修正の概要等.....	3
第2章 調布市の地勢の概要	5
第3章 被害想定	12
1 被害想定調査の目的.....	12
2 東京都における被害想定 of 経緯	12
3 被害想定 of 前提条件.....	13
4 被害想定	14
第4章 減災目標	20
第1節 取組 of 方向性	20
第2節 減災目標	20
第5章 複合災害への対応	23
第1節 複合災害による被害 of 様相.....	23
第2節 複合災害に備え留意すべき事項.....	24
第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	25
第2部 施策ごとの具体的計画	27
第1章 市等の基本理念と役割	27
第1節 基本理念及び基本的責務.....	27
1 基本理念	27

2	基本的責務	27
第2節	調布市，東京都の基本的責務と役割	29
1	調布市の役割	29
2	東京都の役割	38
3	指定地方行政機関の役割	40
4	自衛隊	43
5	指定公共機関の役割	43
6	指定地方公共機関の役割	46
7	協力機関等の役割	48
第2章	市民と地域の防災力向上	55
第1節	現在の到達状況	57
1	自助による市民の防災力向上	57
2	地域による共助の推進	57
3	マンション防災における自助・共助の構築	57
4	事業所による自助・共助の強化	58
5	消防団の活動体制の充実	58
6	ボランティア活動への支援	58
第2節	課題	59
1	自助による市民の防災力向上	59
2	地域における共助	59
3	事業所による自助・共助の取組	59
4	ボランティア活動の支援体制	59
5	消防団の訓練場所の確保や人員の確保	60
第3節	対策の方向性	60
1	自助による市民の防災力向上	60
2	地域による共助の推進	60
3	マンション防災における自助・共助の推進	60
4	消防団の人員確保や訓練環境等の向上	61
5	事業所による自助・共助の強化	61
6	ボランティア活動の支援体制づくりの推進	61
第4節	到達目標	61
1	全市民が自助の備えを講じている	61
2	防災市民組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築	61
3	マンションを含めた地域の防災活動の活性化	61
4	消防団活動体制の充実による消防力の向上	62
5	地域との連携を含む事業所防災体制の強化	62
6	円滑なボランティア活動の推進	62
第5節	具体的な取組	63
	【予防対策】(地震前の行動)	63

1	自助による市民の防災力向上	63
2	地域による共助の推進.....	70
3	マンション防災における自助・共助の構築	71
4	消防団の活動体制の充実.....	73
5	事業所による自助・共助の強化	74
6	ボランティアとの連携.....	77
7	市民・行政・事業所等の連携	84
	【応急対策】（地震直後の行動）	86
1	自助による応急対策の実施.....	86
2	地域による応急対策の実施.....	88
3	マンション防災における応急対策の実施	89
4	消防団による応急対策の実施	89
5	事業所による応急対策の実施	90
6	ボランティア活動との連携.....	90
	第3章 安全に暮らせる都市づくりの実現.....	95
	第1節 現在の到達状況.....	96
1	市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）	96
2	建築物の耐震化及び安全対策	96
3	液状化対策の強化.....	97
4	延焼等の防止	98
	第2節 課題	100
1	市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）に向けた課題.....	101
2	建築物の耐震化及び安全対策の課題	101
3	液状化対策の課題.....	101
4	出火、延焼等の防止に向けた課題	101
	第3節 対策の方向性	102
1	市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）	102
2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	103
3	液状化対策	103
4	延焼等の防止	103
	第4節 到達目標	103
1	建築物の耐震化及び安全対策の促進	103
2	液状化対策	103
3	延焼等の防止	103
	第5節 具体的な取組	104
	【予防対策】（地震前の行動）	104
1	地域特性に応じた防災都市づくり	104
2	河川施設等の整備.....	107
3	がけ・擁壁・ブロック塀の安全対策	107

4	建築物の耐震化及び安全対策の促進	109
5	液状化，長周期地震動への対策の強化	114
6	長周期地震動対策の強化.....	116
7	消防水利の整備，防火安全対策	116
8	危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の安全化.....	121
9	危険物等の輸送の安全化.....	123
	【応急対策】（地震直後の行動）	124
1	消火・救助・救急活動.....	126
2	河川施設の応急対策.....	126
3	社会公共施設等の応急対策.....	126
4	土砂災害警戒区域等の応急対策	128
5	危険物等の応急措置による危険防止	128
6	危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物等取扱施設等の応急措置.....	128
7	危険物輸送車両・高圧ガス輸送車両等の応急措置	132
8	危険動物の逸走時対策.....	133
9	流出油，流木の応急措置.....	133
	【復旧対策】（地震後の行動）	134
1	河川施設等の復旧.....	134
2	社会公共施設等の復旧.....	134
3	二次的な土砂災害防止対策.....	134
第4章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	135
第1節	現在の到達状況.....	136
1	交通関連施設の安全確保.....	136
2	ライフライン等の確保.....	137
3	エネルギーの確保.....	137
第2節	課題	138
1	交通関連施設の安全確保に向けた課題	138
2	ライフラインの確保に向けた課題	138
3	エネルギーの確保に向けた課題	139
第3節	対策の方向性	139
1	交通関連施設の安全確保.....	139
2	ライフライン等の確保.....	139
3	エネルギーの確保.....	139
第4節	到達目標	140
1	都市計画道路・生活道路の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化の促進.....	140
2	水道・下水道施設の耐震化.....	140
3	非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備.....	140
第5節	具体的な取組	141

【予防対策】（地震前の行動）	141
1 道路・橋りょう	141
2 鉄道・バス施設	143
3 河川施設等	145
4 緊急輸送ネットワーク	145
5 水道	148
6 下水道	150
7 電気・ガス・通信など	150
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保	154
9 エネルギーの確保	154
10 ライフライン事業者の連携体制の構築	154
【応急対策】（地震直後の行動）	155
1 道路・橋りょう	159
2 鉄道施設	163
3 河川・空港施設	164
4 水道	165
5 下水道	166
6 電気・ガス・通信など	167
7 エネルギーの確保	171
【復旧対策】（地震後の行動）	172
1 道路・橋りょう	172
2 鉄道施設	172
3 河川・空港施設等	172
4 水道	172
5 下水道	173
6 電気・ガス・通信など	173
第5章 本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化	177
第1節 現在の到達状況	179
1 市の初動態勢	179
2 各部危機管理マニュアルの策定	179
3 広域連携体制の構築	179
4 応急活動拠点の整備	179
第2節 課題	180
1 市の初動態勢	180
2 非常時優先事項を記載した各部危機管理マニュアル	180
3 広域連携体制の構築	180
4 応急活動拠点の整備	181
第3節 対策の方向性	181
1 初動態勢の構築	181

2	危機管理マニュアルの策定の着意事項	181
3	広域連携体制の構築.....	181
4	応急活動拠点の整備.....	181
第4節	到達目標	181
1	迅速かつ的確な活動を可能とする実効性の高い初動態勢の構築.....	181
2	「危機管理マニュアル」の充実	182
3	業務継続体制の継続的な改善	182
4	遠隔自治体も含めた自治体間の連携強化に向けた関係強化.....	182
5	市内（大規模）救出救助活動拠点の効率的な活用	182
第5節	具体的な取組	183
	【予防対策】（地震前の行動）	183
1	初動対応体制の整備.....	183
2	総合防災訓練等の実施.....	186
3	受援応援体制の整備.....	189
4	業務継続体制の整備.....	191
5	消火・救助・救急活動体制の整備	194
6	広域連携体制の構築.....	196
7	応急活動拠点の整備.....	197
	【応急対策】（地震直後の行動）	200
1	初動態勢.....	200
2	消火・救助・救急活動.....	216
3	応援協力・派遣要請.....	222
4	応急活動拠点の調整.....	232
5	ヘリコプター等の運用.....	233
6	災害救助法関係.....	235
第6章	情報通信の確保	237
第1節	現在の到達状況.....	238
1	行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制	238
2	住民等への情報提供体制.....	238
3	住民相互の情報収集・確認等	238
第2節	課題	239
1	機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制	239
2	住民等への情報提供.....	239
3	住民相互の情報収集・確認等	239
第3節	対策の方向性	239
1	行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制.....	239
2	住民等への情報提供.....	239
3	住民相互の情報収集・確認等	240
第4節	到達目標	240

1	行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制の確保.....	240
2	住民等への情報提供機能の構築・強化	240
3	住民相互の情報収集・確認等	240
第5節	具体的な取組	241
	【予防対策】（地震前の行動）	241
1	関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	241
2	住民等への情報提供体制の整備	245
3	住民相互の情報連絡等の環境整備	246
	【応急対策】（地震直後の行動）	248
1	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	249
2	防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	254
3	広報体制	261
4	広聴体制	264
5	住民相互の情報連絡等	265
第7章	医療救護・保健等対策	267
	第1節 現在の到達状況.....	268
1	災害医療コーディネーターを中核とした医療連携体制の確立.....	268
2	医薬品・医療資器材の確保等	271
3	医療施設等の基盤整備.....	272
4	御遺体の取扱い.....	273
	第2節 課題	274
1	初動医療体制等の確立.....	274
2	医薬品・医療資器材の確保.....	274
3	医療施設等の基盤の整備.....	274
4	御遺体の取扱い	275
	第3節 対策の方向性	275
1	初動医療体制等の確立.....	275
2	医薬品・医療資器材の確保.....	275
3	医療施設等の基盤整備.....	275
4	検視・検案及び火葬体制の整備	275
	第4節 到達目標	276
1	災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化.....	276
2	医薬品等の確保に向けて，薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化	276
3	病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・災害拠点連携病院等との連携.....	276
4	検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化.....	276
	第5節 具体的な取組	277
	【予防対策】（地震前の行動）	277
1	初動医療体制等	277
2	医療救護活動等	278

3	傷病者等の搬送手段の確保.....	281
4	防疫体制の整備.....	281
5	医薬品・医療資器材の確保.....	282
6	医療施設の基盤整備.....	283
7	御遺体の取扱い.....	285
	【応急対策】（地震直後の行動）.....	286
1	初動医療体制等.....	289
2	初動期の医療救護活動.....	290
3	傷病者の搬送体制.....	293
4	保健衛生体制.....	295
5	医薬品・医療資器材の供給.....	297
6	医療施設の確保.....	302
7	行方不明者の捜索，御遺体の検視・検案，身元確認等.....	303
	【復旧対策】（地震後の行動）.....	307
1	防疫体制の確立.....	307
2	火葬.....	310
	第8章 帰宅困難者対策.....	313
	第1節 現在の到達状況.....	315
1	東日本大震災時の対応実績.....	315
2	東京都帰宅困難者対策条例の施行.....	315
	第2節 課題.....	315
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底.....	315
2	一時滞在施設の整備.....	316
3	駅前関係事業者との連携体制の構築.....	316
4	大規模集客施設及び駅における利用者保護.....	316
5	安全が確認された後の帰宅支援.....	316
6	情報発信体制の整備及び安否確認ツールの活用の普及・啓発.....	316
7	道路状況，鉄道運行情報等の集約，提供.....	316
	第3節 対策の方向性.....	316
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底.....	316
2	一時滞在施設の確保.....	317
3	帰宅支援（帰宅支援ステーションの確保）.....	317
4	情報通信基盤の整備，発信手段の整備.....	317
5	関係機関との連携.....	317
	第4節 到達目標.....	317
1	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底.....	317
2	一時滞在施設の確保及び質的向上.....	317
3	帰宅支援対策の充実強化.....	317
4	安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備.....	317

第5節 具体的な取組	318
【予防対策】（地震前の行動）	318
1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	318
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	325
3 一時滞在施設の確保及び運営の支援	325
4 帰宅支援のための体制整備.....	326
【応急対策】（地震直後の行動）	327
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応.....	329
2 駅周辺での混乱防止.....	329
3 事業所等における帰宅困難者対策	332
4 各機関・団体等の役割.....	333
【復旧対策】（地震後の行動）	336
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	336
2 徒歩帰宅者の支援.....	337
第9章 避難者対策	339
第1節 現在の到達状況	341
1 広域避難場所の指定.....	341
2 避難所の指定及び管理運営の整備	341
3 避難体制の整備.....	341
第2節 課題	342
1 避難所の確保.....	342
2 避難所の管理運営の整備.....	342
3 避難体制の整備.....	342
4 ペットの同行避難受け入れ体制整備	342
5 避難所の衛生管理.....	342
第3節 対策の方向性	343
1 避難所の確保.....	343
2 避難所運営マニュアルの整備	343
3 避難所の管理運営の整備.....	343
4 避難体制の整備.....	343
5 避難所の衛生管理.....	343
第4節 到達目標	343
1 避難所の確保.....	343
2 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立.....	343
3 避難体制の整備.....	344
4 避難所の衛生管理.....	344
第5節 具体的な取組	345
【予防対策】（地震前の行動）	345
1 避難体制の整備.....	345

2	避難行動要支援者への支援体制の整備	349
3	広域避難場所・避難所等の指定・安全化	353
4	避難所の管理運営体制の整備	355
5	車中泊	357
	【応急対策】（地震直後の行動）	358
1	避難誘導・安否確認	359
2	避難所の開設・運営	366
3	避難所外避難者への対応	377
4	動物救護	378
5	避難所運営に対する災害対策本部の措置	379
6	避難所以外の公共施設の措置	381
7	ボランティアの受入れ	381
8	広域（他縣市町村）避難	382
9	男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保	386
	第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	387
	第1節 現在の到達状況	389
1	食料・水・生活必需品等の確保状況	389
2	備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備状況	389
3	輸送体制の整備状況	390
	第2節 課題	390
1	食料・水・生活必需品等の確保に向けた課題	390
2	備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備	391
3	輸送体制の整備	391
	第3節 対策の方向性	391
1	食料・水・生活必需品等の確保	391
2	備蓄スペース及び物資拠点の整備	391
3	輸送体制の整備	392
	第4節 到達目標	392
1	発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進	392
2	女性・要配慮者等個別ニーズへの対応	392
3	備蓄コンテナ，防災備蓄倉庫，地域内物資拠点等の確保	393
4	物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築	393
	第5節 具体的な取組	394
	【予防対策】（地震前の行動）	394
1	食料・水・生活必需品等の確保	394
2	備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備	396
3	輸送車両等の確保	397
4	燃料の確保	398
	【応急対策】（地震直後の行動）	399

1	食料・水・生活必需品等の供給	400
2	物資の調達要請	403
3	義捐物資の取扱い	404
4	広域物資輸送基地・地域内輸送拠点の確保	404
5	輸送車両の確保	404
6	燃料の供給	405
	【復旧対策】（地震後の行動）	406
1	多様なニーズへの対応	406
2	炊出し	406
3	水の安全確保	406
4	生活用水の確保	406
5	物資の輸送	407
	第11章 放射性物質対策	409
	第1節 現在の到達状況	411
1	市有施設等における放射線測定・放射性物質検査	411
2	市民への正確な情報提供等	411
	第2節 課題	411
1	より円滑に対応できる体制の構築	411
2	市民への情報提供策の構築	411
	第3節 対策の方向性	411
1	関係局の役割分担の明確化	411
2	情報提供策の構築	411
	第4節 到達目標	412
1	円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築	412
2	適切な情報提供により市民の不安を払拭	412
	第5節 具体的な取組	413
	【予防対策】（地震前の行動）	413
1	情報伝達体制	413
2	市民への情報提供等	413
3	放射線等使用施設	413
	【応急対策】（地震直後の行動）	415
1	情報伝達体制	415
2	市民への情報提供等	415
3	放射線等使用施設の応急措置	417
4	核燃料物質等運搬中の事故	418
	【復旧対策】（地震後の行動）	421
1	保健医療活動	421
2	放射性物質への対応	421
3	風評被害への対応	422

第12章 住民の生活の早期再建	423
第1節 現在の到達状況	424
1 被災者の生活再建対策.....	424
2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理	424
3 災害廃棄物処理.....	424
4 応急仮設住宅の供給.....	425
5 教育・保育.....	425
第2節 課題	426
1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題	426
2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理に向けた課題	426
3 災害廃棄物処理に向けた課題	426
4 応急仮設住宅への対応に向けた課題	427
5 教育・保育への対応に向けた課題	427
第3節 対策の方向性	427
1 生活再建対策の早急な実施.....	427
2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保, し尿処理への備え.....	428
3 災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保	428
4 東京都と連携した応急仮設住宅への備え	428
5 教育・保育体制の確保への備え	428
第4節 到達目標	428
1 生活再建の迅速化.....	428
2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	429
3 災害廃棄物の広域処理体制の構築	429
4 応急仮設住宅の供給.....	429
5 保育園児, 児童・生徒の安全確保及び教育活動体制の確保.....	429
第5節 具体的な取組	430
【予防対策】(地震前の行動)	430
1 生活再建のための事前準備.....	430
2 トイレの確保及びし尿処理.....	430
3 災害廃棄物処理.....	431
4 損壊家屋の解体廃棄物処理.....	432
5 災害救助法等	432
6 教育・保育等	432
【応急対策】(地震直後の行動)	435
1 被災住宅の応急危険度判定.....	438
2 被災宅地の危険度判定.....	439
3 家屋被害状況調査等.....	440
4 罹災証明書の交付準備.....	440
5 義捐金の募集・受付.....	441

6	トイレの確保及びし尿処理.....	442
7	災害廃棄物処理.....	444
8	損壊家屋の解体廃棄物処理.....	445
9	教育・保育.....	445
10	社会公共施設の対応.....	449
11	災害救助法等の適用.....	450
12	激甚災害の指定.....	450
	【復旧対策】(地震後の行動)	452
1	罹災証明書の交付.....	455
2	被災住宅の応急修理.....	455
3	応急仮設住宅等の供与.....	457
4	市営住宅の応急修理.....	459
5	建設資材等の調達.....	459
6	被災者の生活相談.....	459
7	被災者台帳の作成及び活用.....	460
8	被災者の安否情報の提供.....	461
9	義捐金・物資の募集・受付・配分	461
10	被災者生活再建資金援助等.....	464
11	精神的支援.....	465
12	要支援者及び要配慮者を対象とした支援	466
13	職業のあっせん.....	466
14	租税等の徴収猶予及び減免等.....	467
15	その他の生活確保.....	467
16	中小企業・自営業者への支援.....	468
17	損壊家屋の解体廃棄物処理の実施	469
18	災害救助法の適用.....	470
19	激甚災害の指定.....	476
	第3部 災害復興計画	479
	第1章 復興の基本的考え方	479
1	復興の基本的考え方.....	479
2	調布市における震災復興.....	480
	第2章 復興本部	481
1	復興本部の設置.....	481
2	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	481
3	復興本部の組織及び業務.....	481
4	復興本部における分掌事務.....	481

5	復興本部統括室の設置.....	481
6	復興本部統括室の分掌事務及び役割	482
第3章	震災復興計画の策定	483
1	震災復興方針の策定.....	483
2	震災復興計画の策定.....	483
3	特定分野計画の策定.....	485
4	被災者総合相談所の設置.....	486
第4部	東海地震事前対策（南海トラフ地震事前対策）	487
第1章	はじめに	487
第2章	南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応	487
第1節	南海トラフ地震に関連する情報.....	487
1	南海トラフ地震に関連する情報とは	487
2	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	488
3	南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとキーワードを付記する条件.....	488
4	南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ	489
5	市の対応方針.....	489
第3章	対策の考え方	490
第1節	策定の趣旨	490
第2節	基本的な考え方.....	490
1	警戒宣言発生下の都市機能の確保	490
2	混乱防止対策の作成.....	490
3	警戒宣言下の対処.....	490
4	市の対応.....	491
5	本計画実施に当たっての配慮	491
第3節	前提条件	491
第4章	防災機関の業務大綱	492
第5章	事前の備え	492
第1節	東海地震に備え，緊急に整備する事業.....	492
1	社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業	492
2	被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業.....	493
第2節	広報及び教育	493
1	広報	493

2	教育指導事項	494
第3節	事業所に対する指導	495
1	対象事業所	495
2	事業所指導の内容	496
第4節	防災訓練	497
第6章	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	499
第1節	東海地震注意情報の伝達	499
1	関係機関への伝達系統.....	499
2	伝達態勢	501
3	伝達事項	501
第2節	活動態勢	502
1	市，消防団，調布警察署，調布消防署	502
2	防災機関等	503
第3節	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	503
第4節	注意情報時の混乱防止措置	504
第7章	警戒宣言時の対応措置	505
第1節	活動態勢	505
1	市の活動態勢	505
2	防災機関等の活動態勢.....	506
3	相互協力	506
第2節	警戒宣言	506
1	警戒宣言の伝達等.....	506
2	警戒宣言時の広報.....	508
3	報道機関への発表.....	509
4	放送機関の対応措置.....	509
第3節	消防・危険物対策	509
1	消防対策	509
2	危険物対策	510
第4節	警備・交通対策	512
1	警備対策	512
2	交通対策	512
3	道路管理者等のとるべき措置	514
第5節	公共輸送対策	515
1	鉄道対策	515
2	バス・タクシー等対策.....	516
第6節	学校，病院，福祉施設対策	517
1	学校等	517
2	病院・診療	519

3	社会福祉施設等	520
第7節	劇場，超高層ビル等対策	521
第8節	電話，電報対策	522
1	東海地震注意情報の報道開始後の混乱防止措置	522
2	広報	522
3	防災措置の実施	523
第9節	電気，ガス，上下水道対策	523
1	電気	523
2	ガス	524
3	上水道	524
4	下水道	525
第10節	生活物資対策	526
1	営業方法	526
第11節	金融対策	527
第12節	避難対策	528
第13節	救援・救護対策	528
1	給水態勢	528
2	食料等の配付態勢	528
3	医療救護態勢	529
第8章	市民・事業所等のとるべき措置	530
第1節	市民のとるべき措置	530
1	平常時	530
2	東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで	530
3	警戒宣言が発せられたときから災害発生まで	531
第2節	防災市民組織のとるべき措置	532
1	東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで	532
2	警戒宣言が発せられたときから災害発生まで	532
3	その他	532
第3節	事業所のとるべき措置	532
1	東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで	532
2	警戒宣言が発せられたときから災害発生まで	532

第1部 総則	535
第1章 計画の方針	535
第1節 計画の目的	535
第2節 計画の性格及び範囲.....	535
第3節 計画の修正	535
第4節 他の法令に基づく計画との関係.....	536
第5節 計画の習熟	536
第2章 防災機関の役割	537
第1節 調布市	537
1 調布市の役割	537
第2節 東京都	547
第3節 指定地方行政機関.....	547
第4節 自衛隊	547
第5節 指定公共機関	547
第6節 指定地方公共機関.....	547
第7節 協力機関	547
第8節 市民・事業所	547
第3章 調布市の地勢の概要	548
第1節 調布市の概況	548
第2節 気象の概況	548
1 降水量	548
2 気温	548
第3節 風水害の概況	549
第2部 災害予防計画	551
第1章 水害予防対策	551
第1節 豪雨対策	551
1 東京都豪雨対策基本方針（改定）	553
2 河川改修	554
3 雨水流出抑制施設の整備.....	556
4 下水道の整備	558
5 豪雨対策の重点的な実施.....	558

6	市民への洪水情報の提供.....	559
7	東京都水防災総合情報システム	560
8	下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）幹線水位情報の提供	561
9	浸水想定区域の指定及び水深の公表	562
10	浸水想定区域における避難体制確保	562
11	樋管の管理	562
12	地下空間への浸水被害対策.....	563
13	洪水ハザードマップ等の作成・公表	563
14	風水害時の避難所運営.....	564
15	避難体制等の整備・確立.....	565
16	広域的な風水害対策.....	566
第2節	がけ崩れ対策	566
1	急傾斜地の崩壊による災害の防止	566
2	がけ、擁壁等の安全化.....	567
3	宅地の安全化.....	568
第3節	土砂災害に関するソフト対策.....	568
1	土砂災害防止法.....	568
2	土砂災害警戒区域.....	568
3	土砂災害警戒情報の提供.....	568
4	避難体制等の整備・確立.....	570
第2章	都市施設対策	571
第1節	ライフライン施設.....	571
第2節	道路及び交通施設等.....	571
第3章	応急活動拠点等の整備	572
第1節	活動庁舎等の整備.....	572
1	活動庁舎	572
2	警察署・消防署の現況.....	574
第2節	遺体収容所の確保.....	574
第4章	地域防災力の向上	575
第1節	市民等の役割	575
1	平素からの取組.....	575
2	自己備蓄の推進.....	576
第2節	防災市民組織等の強化.....	577
第3節	事業所防災体制の強化.....	577
第4節	行政・事業所・市民等の連携.....	577

第5章	ボランティア等との連携・協働.....	578
第6章	避難行動要支援者への支援体制の整備.....	579
第1節	取組の概要	579
第2節	取組の現状	579
第3節	これからの取組.....	580
1	調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の推進.....	580
2	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・情報の提供等.....	580
3	避難支援にかかる体制の周知等	584
第7章	防災運動の推進	585
第1節	防災意識の啓発.....	585
第2節	防災訓練の充実.....	585
第3部	災害応急・復旧対策計画	589
第1章	初動態勢	589
第1節	市の活動態勢	592
1	水防指定課	592
2	職員の配備態勢及び水防活動について	592
3	警戒本部（災害対策本部設置前）の活動	594
4	災害対策本部の設置.....	596
第2節	救助・救急活動態勢等.....	598
1	救助・救急活動態勢等.....	598
2	救助・救急体制の整備.....	598
第3節	応援協力・派遣要請.....	599
第4節	関係防災機関の活動態勢.....	599
1	責務	599
2	活動態勢.....	599
第5節	公共空間の使用調整.....	599
第2章	情報の収集・伝達	600
第1節	通信連絡体制	600
第2節	災害予警報の伝達.....	600
1	情報・収集	600
2	気象情報の早期収集（気象庁防災機関向け専用電話：ホットライン）	601
3	気象情報の入手要領.....	602
4	防災気象情報等の受理伝達.....	603

5	特別警報・警報・注意報.....	603
6	キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等.....	607
7	早期注意情報（警報級の可能性）.....	608
8	全般気象情報.....	608
9	土砂災害警戒情報.....	608
10	記録的短時間大雨情報.....	608
11	火災気象情報.....	609
12	気象情報伝達系統図.....	610
13	東京都との確実な情報共有.....	611
14	同一河川・圏域・流域の自治体における情報の共有.....	611
15	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有.....	613
16	災害地調査要領.....	614
第3節	水防情報	615
1	洪水予報.....	615
2	水防警報.....	620
3	土砂災害警戒情報.....	621
4	水防情報等の周知.....	622
第4節	被害状況の報告体制	623
第5節	災害時の広報・広聴活動	625
第3章	水防対策	626
第1節	水防機関の活動	626
1	市の態勢及び活動.....	626
2	北多摩南部建設事務所の態勢.....	627
3	消防機関の活動.....	629
4	水災現場活動方針.....	629
5	調布消防署の態勢.....	629
6	市消防団.....	632
第2節	費用負担及び公用負担	634
1	費用負担.....	634
2	公用負担.....	634
第3節	水防報告	635
第4章	警備活動・交通規制	636
第1節	警備方針	636
第2節	警備態勢等	636
1	警備態勢.....	636
2	警備活動.....	637
3	その他.....	637
第3節	警備部隊の編成	638

1	警備本部の設置	638
2	警備部隊の編成	638
第4節	警備活動要領	638
1	警備態勢各段階の措置	638
2	被災地及び被災予想地の警備	638
第5節	避難	639
第6節	交通規制	639
第5章	医療救護・保健等対策	640
第1節	給水計画，食品給与計画，生活必需品給与計画	640
第2節	医療，助産及び救急救護計画，防疫及び保健衛生計画	640
第3節	御遺体の搜索等及び埋葬計画	640
第6章	避難者対策	641
第1節	方針	643
第2節	避難対策	643
1	避難行動	643
2	避難情報の発令	643
3	避難情報の伝達等	651
4	避難情報の解除	652
5	警戒区域の設定等	652
第3節	避難誘導	653
第4節	避難所の開設・運営	653
1	避難所の開設	653
2	避難所の運営	657
3	避難所運営に対する災害対策本部の措置	661
4	学校教育の再開に向けた避難所運営	662
第5節	避難所以外の公共施設の措置	662
第6節	広域（他縣市町村）避難	663
1	避難誘導	664
2	被災者の他地区への移送	665
第7節	要配慮者対策	667
1	要配慮者及び避難行動要支援者への対応	667
2	避難所における要配慮者に対する支援	668
3	在宅の障害者や高齢者等に対する支援	668
4	妊産婦及び乳幼児への配慮	669
5	外国人への配慮	669
第8節	男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保	669
第9節	避難所外避難者への対応	670
1	在宅避難者	670

2	車中泊	670
3	健康対策	670
4	市外避難者への対応	670
第7章 物流・備蓄・輸送対策		671
第1節 飲料水の供給		671
1	給水態勢	671
2	給水拠点の整備	671
第2節 食糧・生活必需品の供給		672
1	備蓄・調達体制の整備	672
第3節 備蓄・調達物資の輸送		673
1	備蓄スペースの確保	673
2	輸送拠点の整備	673
第4節 輸送車両等の確保		674
1	輸送車両等の確保	674
2	燃料の確保	675
第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理		
.....		676
第1節 全般		676
1	処理体制の確立	676
2	処理方針の策定	676
3	東京都との連携	676
4	広域連携	676
5	広 報	676
6	ボランティア等との連携	676
7	対策内容と役割分担	676
第2節 ごみ処理		678
1	対策内容	678
2	詳細な取組	678
第3節 トイレの確保及びし尿		679
1	トイレの確保及びし尿処理の基本的考え方	679
2	災害用トイレの備蓄，し尿収集・搬入体制の整備，普及啓発等	679
3	避難所等における対応	680
4	し尿の収集・搬入	681
第4節 障害物の除去		681
1	住居関係障害物の除去	681
2	道路関係障害物の除去	682
第5節 災害廃棄物処理		682

第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	683
第1節	上下水道施設	683
第2節	電気・ガス施設.....	683
第3節	通信施設	683
1	計画方針	683
2	応急対策	683
3	災害復旧対策	683
第4節	建造物等対策	684
1	方針	684
2	公共施設応急対策.....	684
3	高層建築物応急対策.....	684
第5節	危険物等対策	686
1	計画方針	686
2	危険物保管施設応急対策計画	686
3	火薬類保管施設応急対策計画	686
4	放射線施設応急対策計画.....	687
5	高圧ガス保管施設応急対策計画	687
6	毒物劇物保管施設応急対策計画	688
第10章	公共施設等の応急・復旧対策	689
第1節	公共土木施設応急対策計画.....	689
1	河川施設応急対策計画.....	689
2	道路応急対策計画.....	689
第2節	交通施設応急対策計画.....	689
1	方針	689
2	私鉄施設応急対策計画.....	689
3	交通信号機応急対策計画.....	690
第3節	社会公共施設	690
1	各医療機関	690
2	社会福祉施設等	690
3	文化財施設	690
4	河川及び内水排除施設.....	691
第11章	応急生活再建	692
1	市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査	692
2	復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査	692
3	被害状況調査の概要フロー	694
第1節	被災宅地の危険度判定.....	695
1	判定制度の目的	695

2	判定対象宅地	695
3	判定の実施	695
4	判定結果の表示	695
第2節	住宅被害認定調査及び罹災証明書交付	696
1	災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備	696
2	罹災証明書の交付準備	697
3	罹災証明書の交付	699
第3節	被災住宅の応急修理	700
1	住宅の応急修理	700
2	応急修理の方法	701
3	応急修理の事務	701
第4節	応急仮設住宅の建設及び賃貸型応急住宅等の活用	701
1	実施機関	702
2	応急仮設住宅必要戸数の把握	702
3	応急仮設住宅の提供	702
4	応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理	702
5	公営住宅への一時入居	703
6	賃貸型応急住宅等の活用	703
第5節	市・都営住宅の応急修理	703
第6節	建設資材等の調達	704
1	応急仮設住宅資材等の調達	704
2	災害復旧用材(国有林材)の供給	704
第7節	被災者の生活確保	704
1	生活相談	704
2	被災者台帳の作成及び活用	705
3	被災者の安否情報の提供	706
4	生活再建支援策	706
5	職業のあっせん	710
6	租税の徴収猶予及び減免等	710
7	社会福祉施設等の再建	711
8	生活環境の確保	711
9	教育の再開	711
10	歴史的公文書の修復等	711
11	ボランティアの活動支援	711
第8節	中小企業への融資	712
第9節	農林漁業関係者への融資	712
1	株式会社日本政策金融公庫による融資	712
2	経営資金等の融通	712
3	農林漁業団体に対する指導	712
第10節	義捐金の取扱い	713

1	義捐金募集の検討.....	713
2	東京都義捐金配分委員会の設置	713
3	義捐金の募集・受付.....	713
第12章	災害救助法の適用	715
第1節	災害救助法の適用.....	715
1	災害救助の実施機関.....	715
2	救助法の適用基準.....	716
3	被災世帯の算定基準.....	716
4	救助法の適用手続.....	717
5	救助の種類.....	718
第2節	救助実施体制の整備.....	718
1	救助実施体制の整備.....	718
2	被害状況調査体制の整備.....	718
3	救助の実施に必要な関係帳票の整備	719
第3節	災害報告及び救助実施状況の報告	719
1	災害報告	719
2	救助実施状況の報告.....	719
第4節	従事命令	719
1	従事命令の種類.....	719
2	従事命令を受けた者の実費弁償	720
第5節	災害救助基金の運用.....	720
1	災害救助基金の積立.....	720
2	災害救助基金の運用.....	720
第13章	激甚災害の指定	721
第1節	激甚災害制度	721
第2節	激甚災害に関する調査報告.....	722
第3節	特別財政援助等の申請手続等.....	722

第1部 総則	723
第1章 計画の方針	723
第1節 計画の目的及び前提	723
1 計画の目的	723
2 計画の前提	723
第2節 計画の構成	723
第3節 計画の習熟等	724
第4節 計画の修正	724
第2部 富士山噴火降灰対策	725
第1章 総則	725
第1節 富士山の現況等	725
1 富士山の概要	725
2 富士山の活動史	726
3 富士山における噴火の特徴.....	727
4 国による検討	728
5 噴火による被害想定.....	728
6 降灰のインフラに与える影響	730
第2章 災害予防計画	736
第1節 各防災機関の予防業務及び役割	736
1 目的.....	736
2 予防業務	736
第2節 火山観測	737
1 富士山における国の火山観測体制	737
2 気象庁の実施する火山観測.....	737
第3節 訓練及び防災知識の普及	738
第4節 市民等の防災行動力の向上	738
1 災害に強い社会づくり	738
2 ボランティア等との連携.....	739
3 要配慮者の安全確保.....	739
第3章 災害応急・復旧対策計画	740
第1節 応急活動体制	740

第2節 情報の収集及び伝達.....	740
1 火山（降灰）情報.....	740
2 降灰予報.....	741
3 情報連絡体制.....	743
4 市民への広報・問い合わせ対応.....	743
5 降灰調査・報告.....	743
6 被害状況等の調査報告.....	743
第3節 応援協力・派遣要請.....	744
第4節 警備・交通規制.....	744
1 警備.....	744
2 交通規制.....	744
第5節 避難等.....	744
第6節 救援・救護.....	745
第7節 交通機関の応急・復旧対策.....	745
第8節 ライフライン等の応急・復旧対策.....	745
第9節 宅地等の降灰対策.....	745
第10節 火山灰の収集及び処分.....	746
1 火山灰の収集・運搬.....	746
2 火山灰の除去・処分.....	746
調布市地域防災計画 沿革.....	747

調布市地域防災計画

震 災 編

調 布 市 防 災 会 議

第 I 部

總 則

第1部 総則

第1章 計画の目的及び特徴

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定する計画であって、市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

第2節 計画の前提

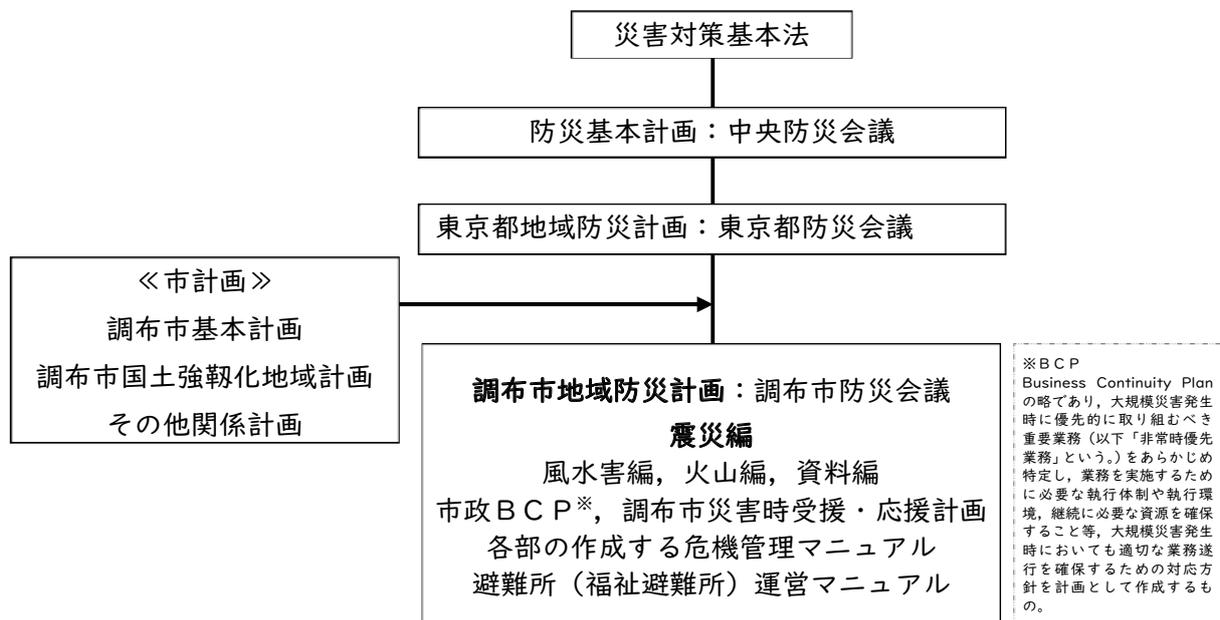
- 1 令和4年5月に東京都の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表されました。また、この新たな被害想定震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に改定されました。
- 2 この計画は、第1部第3章に掲げる「被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化や、大地震の教訓、各種防災計画の修正及び市民・市議会の提言を可能な限り反映するものです。
- 3 具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、要配慮者対策、避難所運営、広域応援やボランティア活動の体制整備、市民の防災意識の向上、災害廃棄物処理、復興対策及び公共施設やライフライン等の整備並びに木造密集地域の防災性の向上を含む耐震・耐火のまちづくり等に関する新たな知見を踏まえて修正します。
- 4 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQの方々などに対してはきめ細かい配慮が必要です。過去の震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市においてもこうした動向を踏まえて計画を修正します。
- 5 今回の令和6年修正にあたっては、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえ、男女共同参画その他の多様な視点に一層配慮し、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行っています。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

- この計画は、調布市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものです。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）、防災業務計画、東京都地域防災計画と整合を図った計画としています。
- 地域防災計画と法令関係計画等との関係



《関係法令》
災害救助法，自衛隊法，警察法，消防法

【地震津波に係る法令】

- ・大規模地震対策特別措置法
- ・地震防災対策特別措置法
- ・首都直下地震対策特別措置法
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

【風水害】

- ・河川法
- ・水防法

【地すべり，がけ崩れ】

- ・砂防法
- ・森林法
- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第5節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しています。

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画	○ 市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等
第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震事前対策）	○東海地震事前対策（警戒宣言等に関する計画）

第6節 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力の向上を図ります。

第7節 令和6年修正の概要等

（1）修正の趣旨と方向

調布市では、未曾有の大災害となった東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法をはじめとした関係法令等の改正、東京都の関連計画の修正が行われる際に、調布市地域防災計画の必要な修正を行っています。直近の関連計画の修正では、令和5年修正の東京都地域防災計画（震災編）等があります。

また、市内でも浸水被害が発生した令和元年東日本台風（台風第19号）災害の教訓のほか、新たな課題である感染症対策等、市として防災対策の強化が求められています。

そこで、今回の令和6年修正は、各種法改正、上記の災害の教訓及び新たに求められる対策を踏まえつつ、前回（令和3年）の計画について修正を行いました。主な修正内容のポイントは次のとおりです。

修正のポイント (重点項目)	修正項目
関係法令や上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」(令和4年5月公表)や「東京都地域防災計画(震災編)」(令和5年5月改定), 災害対策基本法(令和3年5月)を踏まえて修正。 ・最新の東京都水防計画や避難情報に関するガイドライン等の修正事項について, 風水害編に反映すべき事項を反映。
調布市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実や防災対策の実効性を高めるための防災DXについて記載。 ・女性や子ども, 高齢者, 障害者, 外国人, LGBTQに対する配慮を位置づけ。 ・福祉避難所を避難所と同時に開設し, 発災直後から要配慮者を福祉避難所に受け入れられるよう見直し。 ・業務継続計画(BCP)と各部危機管理マニュアルの整備と併せて, 災害時受援・応援計画の策定について記載。
災害対策本部体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害対策本部と同様に危機管理監に総合調整機能を付与。 ・事務局を本部長の意思決定補佐機能組織として新たに編成。 ・震災編の職員配備態勢(基準)を変更。 ・水防活動における職員の参集・配備基準, 活動内容を修正。
火山編の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山噴火時の降灰対策を定めた火山編を新設。
見易さへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・読みやすさに配慮し, 計画全体のフォント, 語尾を見直し。

第2章 調布市の地勢の概要

(1) 調布市の位置と地形の概要

調布市は、東京都の中央付近にあり、都心から20km程度のところに位置し、東側を世田谷区、北側を三鷹市、西側を府中市、南側を狛江市と接しています。

また、多摩川を挟んで川崎市及び稲城市と隣接しています。

東京都の地形は、図1-1のように西から山地、丘陵が分布し、多摩川の低地を挟んで台地となり、山手線の東側付近から江戸川までは低地となっています。調布市は、台地と多摩川の低地が分布し比較的平坦な地形となっていますが、調布市を通る南北方向の断面を考えると、図1-2のような階段状の地形であることが分かります。この地形は、青梅付近から扇状に東へ流下していた古多摩川の流路が北から南へと変遷する間に、堆積と浸食活動を行った産物として形成された段丘地形です。このように、調布市の地形は平坦な地形面（段丘面）と崖（段丘崖）との組合せから構成されています。

(2) 調布市の地形と地質の成り立ち

調布市周辺の地形をさらに詳しく見ると図1-3のようになります。多摩川の形成した段丘面は、地形の高さや形成された年代からいくつかの地形面に区分することができ、最も古い下末吉面から、成増面と本郷面の2面に区分できる武蔵野面、立川面、そして最も新しい青柳拝島面の5地形面に区分できます。調布市には、武蔵野面である本郷面と立川面が分布しており、多摩川付近には低地面が分布します。そして、これら3つの地形面の境界は国分寺崖線と府中崖線と呼ばれる段丘崖となっています。調布市内の地形面では形成された年代が最も古い本郷面は、多摩川支流の野川や仙川の谷が侵入しており、立川面に比べうねりのある地形面となっています。

これらの地形面は、図1-2のように10万年以上前に堆積した東京層群又は上総層群の砂や泥からなる地質が基盤層となっています。基盤層の上には、武蔵野面では武蔵野礫層、立川面では立川礫層と呼ばれる多摩川の旧河床礫である砂礫層が堆積しており、さらに、関東ローム層と呼ばれている武蔵野ローム層と立川ローム層が堆積しています。多摩川の低地面では、基盤層の上に砂礫層が堆積し、地表付近には多摩川の氾濫によって薄く堆積した砂や粘性土が堆積しています。

また、野川などの小河川の谷にも、砂礫層の上に河川の氾濫によって堆積した軟弱な砂や粘性土が分布しています。

このように、調布市の地形と地質は、古多摩川の浸食と堆積活動で形成された砂礫層地盤の上に関東ローム層が堆積した平坦な地形面と段丘崖の斜面、及び小河川の浸食と堆積によって形成された谷底低地と斜面によって特徴づけることができます。

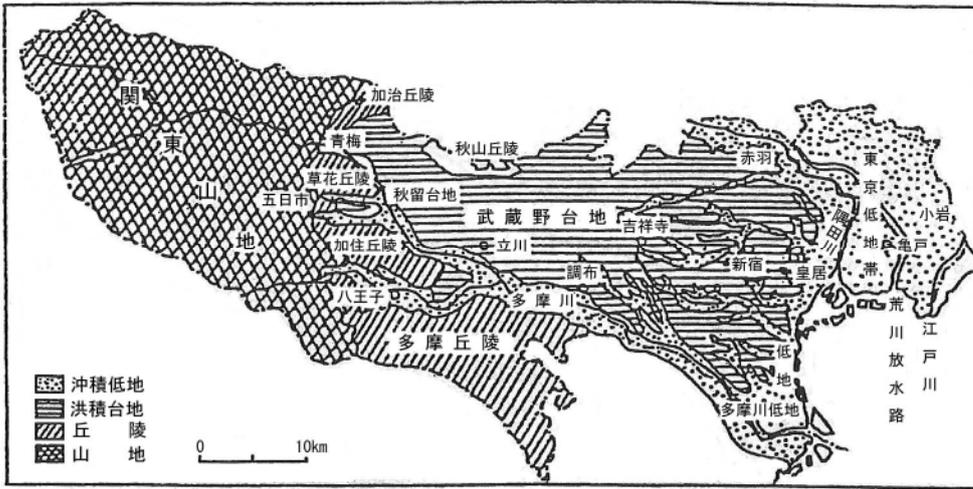


図1-1 東京都の地形（町田貞原図）

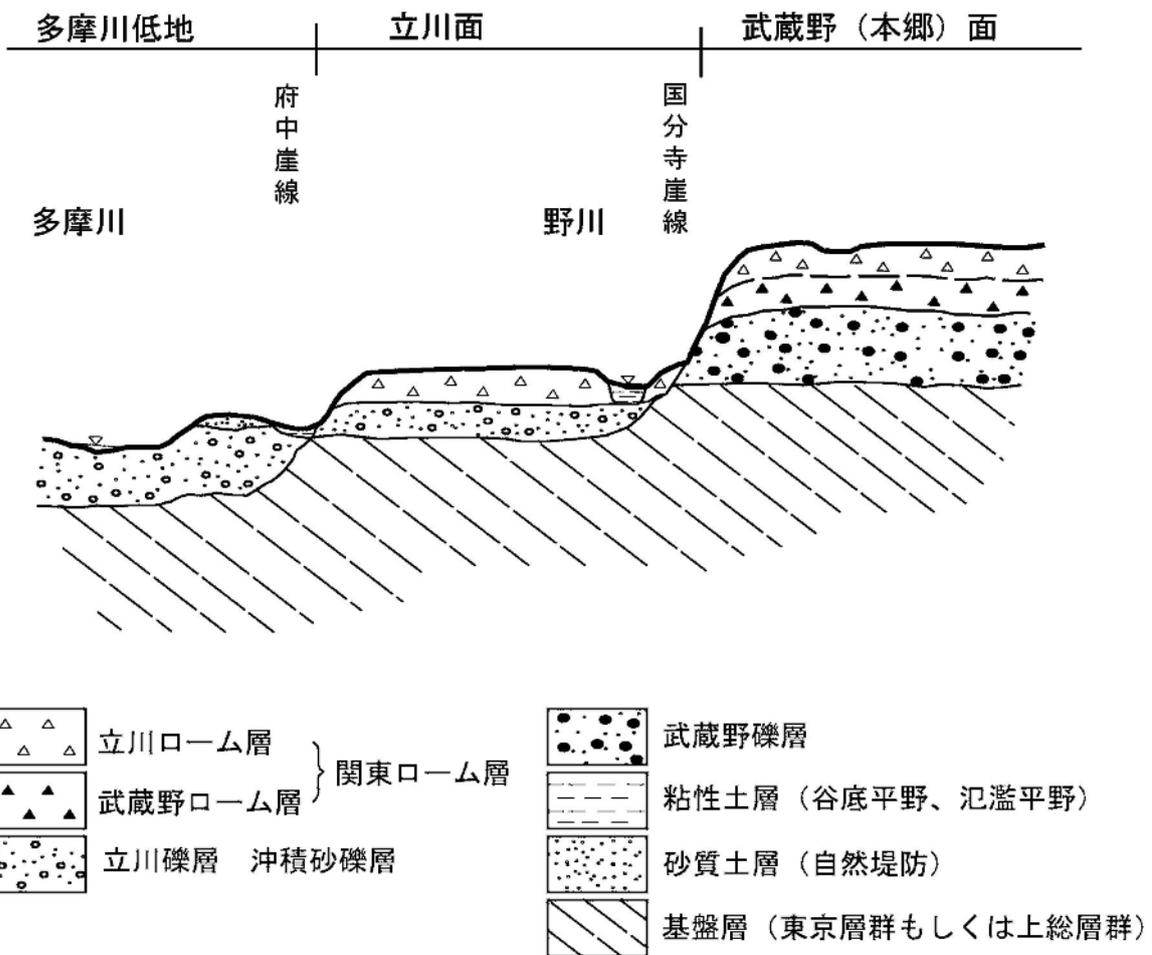


図1-2 調布をとおり南北方向の地形地質断面概念図

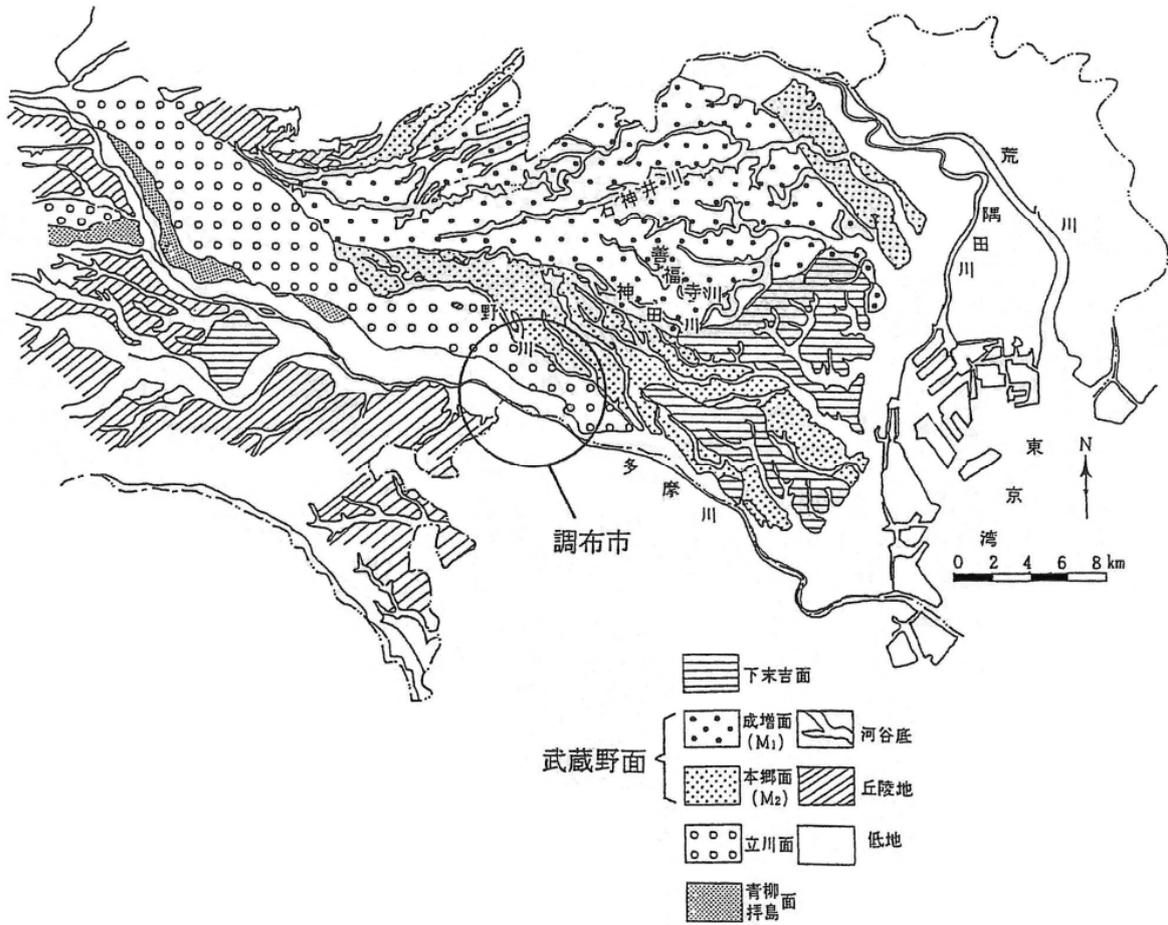


図1-3 調布市付近の地形面区分
(資料：東京都の地盤(2))

(3) 調布市の地盤の特性

ア 調布市の地盤

調布市の地形は台地と低地、崖線から大きく区分できますが、調布市域についてさらに詳細な地形分類図を図1-4に示します。これは、土地の「成り立ち・生い立ち・形」で地形を分類した地図であり、災害を引き起こす自然現象に対する土地の潜在的な可能性を知ることにも活用できます。

調布市は、台地面に区分された立川面や武蔵野面などの安定した地盤を中心に構成されていますが、宅地化が進むに伴って、低地の盛土、斜面の切土及び擁壁の造成などにより、比較的不安定な地盤の土地利用が行われている地域があります。

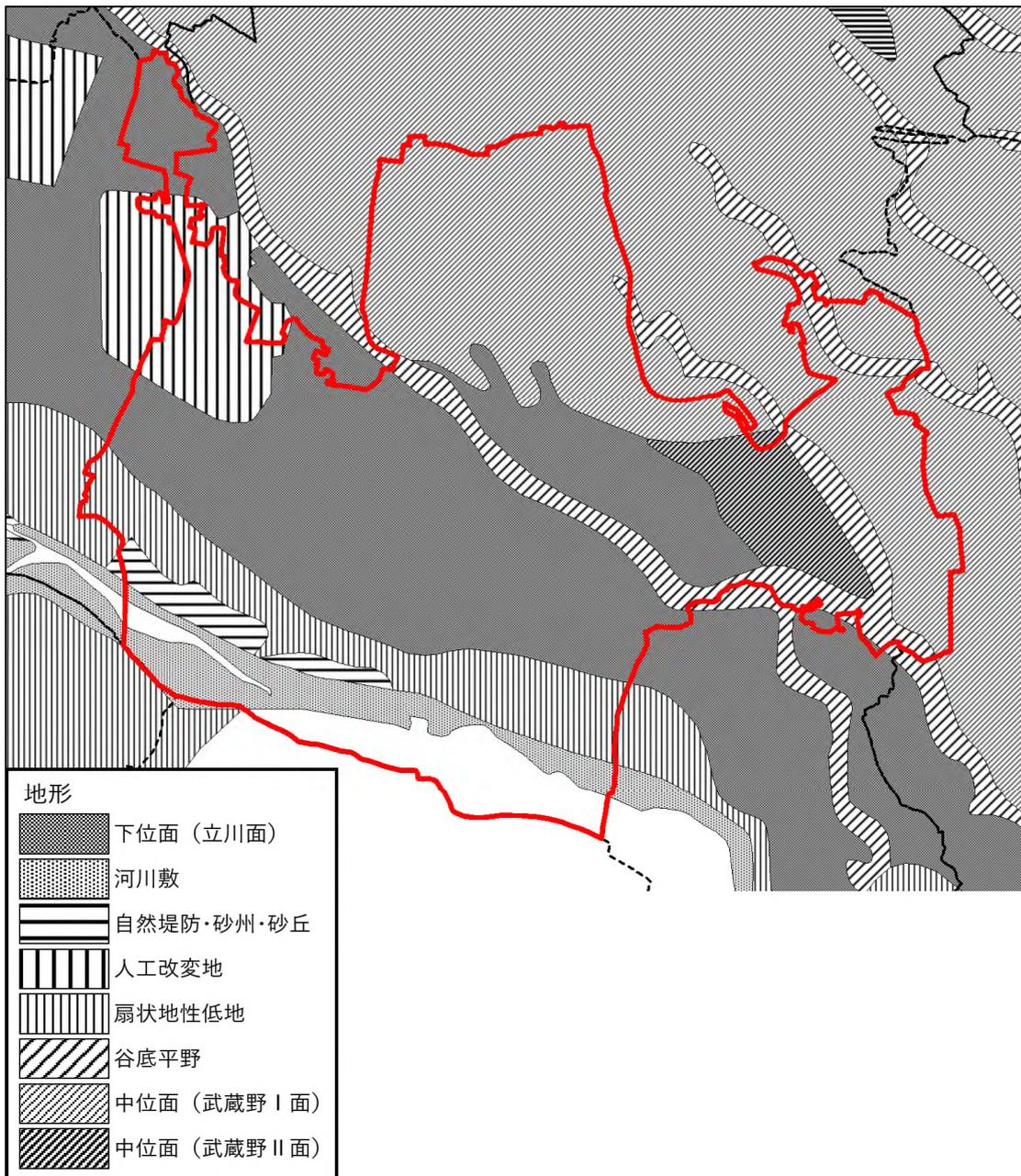


図1-4 調布市の地形分類図

出典：国土数値情報 20万分の1土地分類基本調査 (GISデータ) (国土交通省)
(https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/chikei_bunrui.html) を加工して作成

イ 調布市域の地盤の地震に対する特性

一般に、地震によって発生する地盤災害として、「地盤振動」、「地盤の液状化」、「斜面崩壊」の3つの現象による地盤の変形や破壊がもたらす、建築物や道路、ライフラインなどの損壊とこれによって引き起こされる火災が考えられます。

地盤災害が発生する危険性の高い地盤として、地盤を構成する地形・地質的要因によって、地盤振動が強くなる地盤、液状化の起きやすい地盤、崩壊の起こりやすい斜面などを、地形や地質の状態から推定することができます。

表1-1に地盤災害の現象と特徴、発生しやすい地盤の特徴などを示しており、表1-1を基に図1-1～1-4を検討すると、調布市における危険性のある地盤は、表1-2のように抽出することができます。

軟弱な地質の上に盛土した盛土地や地下水位の高い軟弱地盤、傾斜が急な斜面は潜在的に地盤災害の危険性があると判定されます。

表1-1 地盤災害の特徴など

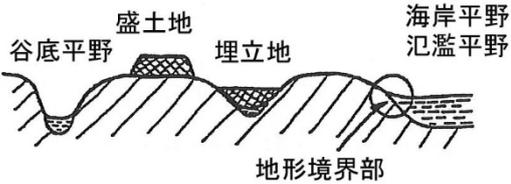
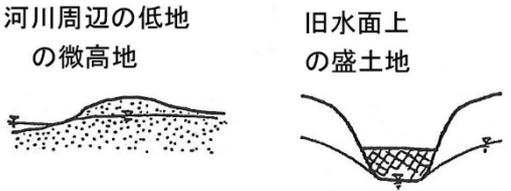
地盤災害の分類	現象の特徴	発生しやすい地盤の特徴
地盤振動	<p>地形地質的要因から、周囲の地盤よりもより強く揺れる現象。「地割れ」のように地盤が変形あるいは破壊され、地上・地下の構造物へ被害を発生させる場合と、地盤の強い揺れによって、地上の建築物等が強く揺れ、倒壊などの直接的な被害を発生させる場合があります。</p>	<p>一般的に、軟弱な（工学的な強度が弱く、軟らかくて圧縮しやすい）地盤が相当します。地形によって区分すると、谷底平野、氾濫平野、海岸平野、後背湿地、盛土地、埋立地、地形境界部分などが地盤振動の強くなる地形です（下図参照）。</p> 
液状化	<p>地下水位が高く砂質な地盤、あるいは軟弱な地盤が地震で強く揺られたとき、液体のように緩んでしまう現象。激しく液状化が生じると水、砂、泥などが吹き出す噴砂、噴泥などが発生します。液状化した地盤に構造物が存在すると、軽量構造物の浮き上がり、重量構造物の傾斜・沈下など多くの被害が発生します。</p>	<p>一般には、地下水位の高い軟弱地盤（特に砂質な地層）が相当します。このような地形として、自然堤防などの河川周辺の低地の微高地、河口や湾岸地帯の低地、旧水面上の盛土地（例えば、湿地状であった谷や小河川流路の埋立地など）などがあります（下図参照）。</p> 
斜面崩壊	<p>地震による強い揺れによって斜面あるいは斜面に作られた石垣や擁壁が崩れる現象。地震の規模がマグニチュード6～7程度の大きなものになると、崩壊の危険性が増します。また、地震前後にまとまった降水があると斜面を不安定化させ、さらに崩壊の危険性が高まります。</p>	<p>自然斜面では、傾斜が30°以上、高さが5m以上、斜面に凹凸がある、オーバーハングしている、湧水がある、降水が集中しやすい、崩れたことがある、植生が乏しい、岩石でも割れ目が多い、表面がボロボロ（強風化している）である、などの特徴が見られると不安定な斜面であると考えられます。また、擁壁などに、亀裂がある、目地がずれている、傾いているなどの特徴が見られると危険です。</p>

表1-2 調布市域における地盤災害の危険性のある地盤

地盤災害の分類	危険性のある地盤	分布地域
地盤振動	谷底平野，氾濫平野，（高い）盛土地，地形境界部	野川・入間川・仙川周辺の低地，多摩川低地
液状化	自然堤防，谷底平野，旧河道，盛土地（いずれも地下水位の高いところ）	多摩川低地，野川周辺の谷底平野・旧河道
斜面崩壊	極急斜面，急斜面	国分寺崖線付近の自然斜面

第3章 被害想定

1 被害想定調査の目的

地震による被害の発生形態や被害想定の子測及び危険度を把握することは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要です。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定に当たって、想定される被害の定量化が必要です。

2 東京都における被害想定の子緯

被害想定については、関東地震（海溝型地震）の再来という前提のもとに、平成3年9月に東京都防災会議が、「東京における地震被害の想定に関する調査研究」において、区部、多摩地域を合わせた被害想定を公表しました。

その後、平成4年に中央防災会議が「南関東地域の直下の地震対策に関する大綱」において「南関東地域直下の地震の発生は、ある程度切迫性を有している」という指摘をしました。これを受け、東京都は別途直下地震に対応した被害想定を、平成6年度から8年度の3か年計画で調査（調査中に発生した阪神・淡路大震災による被害状況も考慮）し、平成9年度に公表しました。

平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、これまでのデータの蓄積や新たな知見を基に、首都中枢機能の継続性確保の視点から、国としてはじめて首都直下地震の被害想定を公表しました。

一方、平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、都市の脆弱性が浮き彫りになり、エレベーターへの閉じ込めや長時間にわたる鉄道の運行停止とそれに伴うターミナル駅における混乱など、都市型災害への対応という新たな課題が明らかになりました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード9を記録した巨大地震であり、震源から遠く離れた東京都においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害がもたらされました。

こうしたことから、東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」として、平成24年4月に東京都防災会議で決定しました。その後、平成25年12月に、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が発表されました。

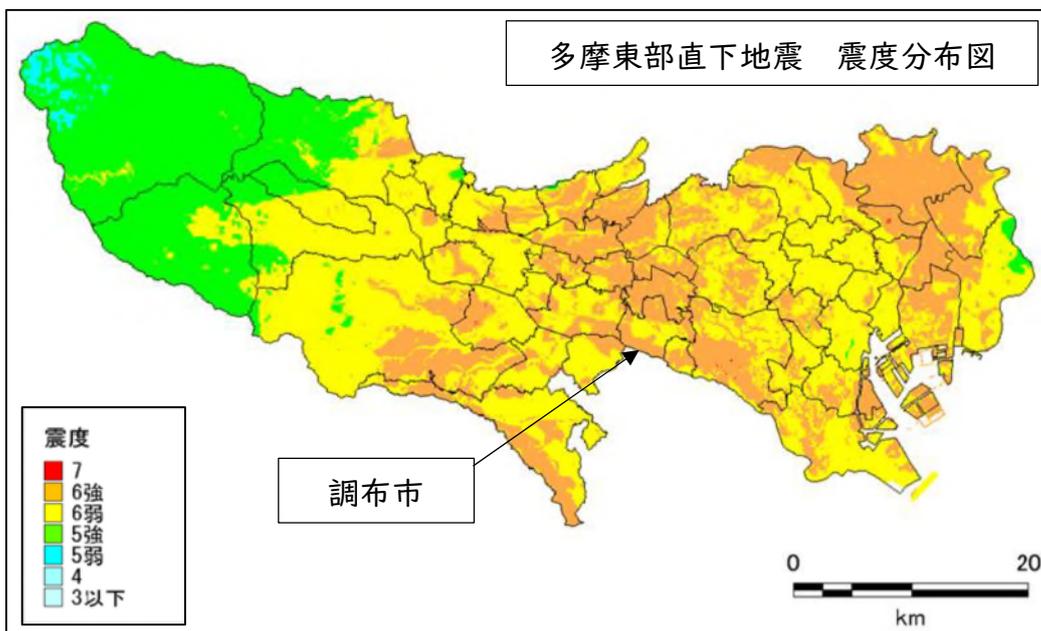
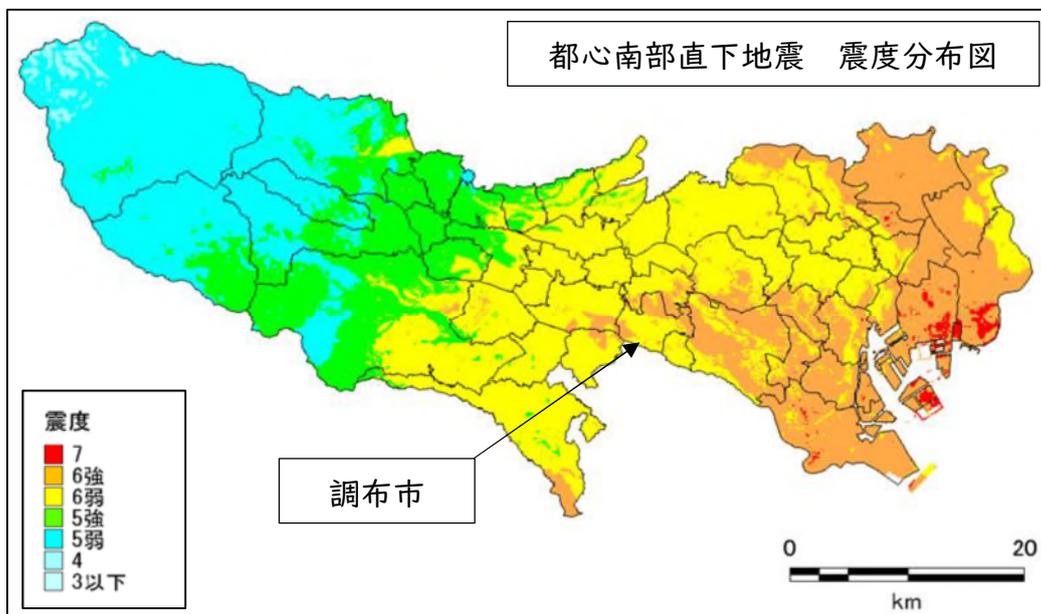
前回の被害想定から約10年が経過し、この間、住宅の耐震化や不燃化など、安全・安心な東京を実現するための取組が着実に進展しました。一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など都内の人口構造や世帯構成が変化してきました。また、平成28年熊本地震など全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇しています。このことから、東京都は被害想定を約10年ぶりに見直し、令和4年5月に「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を公表しました。

3 被害想定的前提条件

令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」の想定地震のうち、「都心南部直下地震」と「多摩東部直下地震」を計画の前提条件とします。

(1) 想定地震（出典：東京都地域防災計画 震災編）

項目	内容	
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域
規模	M7.3	
震源の深さ	約49km	約45km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)	



(2) 気象条件等 (出典：東京都地域防災計画 震災編)

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕方18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 被害想定

(1) 調布市における被害想定結果の概要

東京都防災会議によって示された、首都直下地震による東京の被害想定結果によると、調布市の被害想定結果の概要は以下のとおりです。

ア 都心南部直下地震の結果概要

- (ア) 都心南部直下地震 (M7.3) による調布市の震度は、M7.3の都心南部直下地震では、市北部、市西部の市境付近で震度6強がみられるほかは、全域が震度6弱を示しています。
- (イ) 都心南部直下地震では、地震による火災の出火件数は想定最大9件で、それによる焼失棟数は900棟を超えるとみられています。
- (ウ) 死者の主な原因は、揺れによる建物被害と火災です。
- (エ) 負傷者の主な原因は、建物倒壊及びブロック塀等の倒壊によるものです。
- (オ) 避難者は、最大で28,555人発生する想定です。
- (カ) 閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数は170台を超えるとみられています。
- (キ) 震度6弱の地震が発生した場合、鉄道等ほとんどの交通機関が停止するため、19万人以上の滞留者が発生し、その内2万人以上が帰宅困難者となる想定です。
- (ク) ライフラインでは、上水道の断水率が約18%となります。

イ 多摩東部直下地震の結果概要

- (ア) 多摩東部直下地震（M7.3）による調布市の震度は、市北部，市南部，市西部，市南部で震度6強がみられ，市中央付近は震度6弱を示しています。
- (イ) 多摩東部直下地震では，地震による火災の出火件数は想定最大10件で，それによる焼失棟数は1,100棟を超えるとみられています。
- (ウ) 死者の主な原因は，揺れによる建物被害と火災です。
- (エ) 負傷者の主な原因は，建物倒壊，ブロック塀等の倒壊及び屋内収容物の転倒等によるものです。
- (オ) 避難者は，最大で34,277人発生する想定です。
- (カ) 閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数は180台を超えるとみられています。
- (キ) 震度6弱の地震が発生した場合，鉄道等ほとんどの交通機関が停止するため，19万人以上の滞留者が発生し，その内2万人以上が帰宅困難者となる想定です。
- (ク) ライフラインでは，上水道の断水率が約21%となります。

【調布市の被害想定結果一覧(都心南部直下地震)】(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書)

被害想定の種類		地震の種類	都心南部直下地震						
		マグニチュード	M7.3						
		地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時		
		風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
夜間人口 (人)		242,614							
昼間人口 (人)		197,864							
面積 (km ²)		21.6							
震度別面積率		5強以下	0.0						
		6弱	59.0						
		6強	41.0						
		7	0.0						
建物棟数		木造	36,875						
		非木造	9,860						
原因別建物全壊棟数		計	612						
		揺れ	605						
		液状化	7						
		急傾斜地崩壊	1						
火災	焼失棟数	倒壊建物を	出火件数	4	4	5	5	9	9
			含む	331	387	411	477	785	1,044
			含まない	311	364	385	448	728	965
人的被害	死者	計 (人)	48	50	28	29	44	49	
		揺れ建物被害	37	37	16	16	22	22	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
		火災	8	10	8	10	16	21	
		ブロック塀等	0	0	1	1	3	3	
		屋外落下物	0	0	1	0	0	0	
		屋内収容物	3	3	2	2	2	2	
	負傷者	うち重傷者	計 (人)	951	952	739	741	865	888
			揺れ建物被害	853	853	624	624	652	652
			急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
			火災	13	14	13	15	33	57
			ブロック塀等	5	5	41	41	120	120
			屋外落下物	0	0	0	0	0	0
			屋内収容物	70	80	61	61	60	60
うち重傷者		計 (人)	87	87	81	81	119	125	
		揺れ建物被害	64	64	47	47	49	49	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
要配慮者数	発生数 (人)	火災	1	4	4	4	9	16	
		ブロック塀等	7	2	16	16	47	47	
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0	
		屋内収容物	16	18	13	13	13	13	
		死者数 (人)	34	35	20	20	31	35	
		避難者数	25,056	25,332	25,447	25,772	27,287	28,555	
		帰宅困難者数	-	-	22,648	22,648	22,648	22,648	
都内滞留者数	-	-	194,659	194,659	194,659	194,659			
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数	169	170	170	171	174	176			
自力脱出困難者数	発生数 (人)	307	307	230	230	237	237		
震災廃棄物 (万t)	28	28	28	28	29	29			

※ 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。屋内収容物による被害は参考値。

【調布市の被害想定結果一覧(多摩東部直下地震)】(出典:首都直下地震等による東京の被害想定報告書)

被害想定の種類	地震の種類		多摩東部直下地震							
	マグニチュード		M7.3							
	地震発生時刻		冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時			
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s		
夜間人口 (人)			242,614							
昼間人口 (人)			197,864							
面積 (km ²)			21.6							
震度別面積率	5強以下		0.0							
	6弱		33.4							
	6強		66.6							
	7		0.0							
建物棟数	木造		36,875							
	非木造		9,860							
原因別建物全壊棟数	計		675							
	揺れ		669							
	液状化		5							
	急傾斜地崩壊		1							
火災	焼失棟数	倒壊建物を	出火件数		4	4	6	6	10	10
			含む		388	439	475	535	928	1,160
			含まない		381	431	466	526	911	1,139
人的被害	死者	計 (人)		54	55	31	33	50	55	
		揺れ・液状化建物被害		38	38	16	16	23	23	
		急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0	
		火災		10	11	10	11	19	23	
		ブロック塀等		0	0	1	1	4	4	
		屋外落下物		0	0	0	0	0	0	
		屋内収容物		6	6	4	4	4	4	
	負傷者	うち重傷者	計 (人)		1,044	1,045	831	832	970	991
			揺れ・液状化建物被害		885	885	664	664	686	686
			急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0
			火災		15	16	15	17	47	68
			ブロック塀等		6	6	46	46	132	132
			屋外落下物		0	0	0	0	0	0
			屋内収容物		138	138	106	106	104	104
計 (人)		99	99	93	93	137	143			
揺れ・液状化建物被害		62	62	48	48	49	49			
急傾斜地崩壊		0	0	0	0	0	0			
火災		4	4	4	5	13	19			
ブロック塀等		2	2	18	18	52	52			
屋外落下物		0	0	0	0	0	0			
屋内収容物		31	31	23	23	23	23			
要配慮者数			死者数 (人)		38	39	22	23	35	38
避難者数			発生数 (人)		30,576	30,818	30,991	31,291	33,165	34,277
帰宅困難者数			発生数 (人)		-	-	22,648	22,648	22,648	22,648
都内滞留者数			発生数 (人)		-	-	194,659	194,659	194,659	194,659
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数			発生数 (人)		178	178	179	185	183	185
自力脱出困難者数			発生数 (人)		351	351	268	268	273	273
震災廃棄物 (万t)			発生数 (人)		31	31	31	31	32	32

※ 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。屋内収容物による被害は参考値。

【避難者の内訳】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定データを基に市にて加工）

被害想定 の種類	地震の種類	都心南部直下地震					
	マグニチュード	M7.3					
	地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
避難者 内訳	避難者（人）	25,056	25,332	25,447	25,772	27,287	28,555
	避難所避難者（人）	16,704	16,888	16,964	17,181	18,191	19,037
	避難所外避難者（人）	8,352	8,444	8,482	8,591	9,096	9,518

被害想定 の種類	地震の種類	多摩東部直下地震					
	マグニチュード	M7.3					
	地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
	風速	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s
避難者 内訳	避難者（人）	30,576	30,818	30,991	31,291	33,165	34,277
	避難所避難者（人）	20,384	20,546	20,661	20,861	22,110	22,851
	避難所外避難者（人）	10,192	10,273	10,330	10,430	11,055	11,426

- ※1 「避難者」：建物被害による避難者数、ライフライン被害による避難者数、エレベーター停止による避難者数をそれぞれ算出して想定される人数。
 ※2 「避難所避難者」 避難所へ避難する避難者を指します。
 ※3 「避難所外避難者」：避難所以外に避難する避難者を指します。建物被害等の影響を受けるが住居から避難しない人（在宅避難者）は含みません。
 ※4 小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがあります。
 出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）6章 被害想定手法

【滞留者及び帰宅困難者】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

① 距離別（多摩計）

	10km～20km 未満	20km～	合計
滞留者（人）	—	—	3,718,561
滞留者の内 帰宅困難者（人）	160,542	315,052	475,594

② 滞在目的別（多摩計）

滞留者 （人）	屋内被災者		屋外被災者		待機人口			滞留場所 不明人口	合計
	学校	業務	私用	不明	自宅	移動なし	移動開始前		
655,625	1,110,438	298,495	7,885	250,966	928,845	374,314	91,993	3,718,561	

③ 帰宅方面別（滞留者）

帰宅方面	東京都中心部	東京都区部	東京都西部	神奈川県	埼玉県	千葉県・茨城県南部	合計
滞留者（人）	2,724,536	5,975,549	3,890,874	1,291,003	1,067,998	886,995	15,836,955

【調布市のライフライン被害総括表】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

地震の種類		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
マグニチュード		M7.3	M7.3
ライフラインの種類	電力（停電率）	4.9%	5.5%
	通信（不通率）	2.2%	2.5%
	ガス（供給停止率）	0.0%	25.2%
	上水道（断水率）	17.7%	20.5%
	下水道（下水道管渠被害率）	3.0%	3.5%

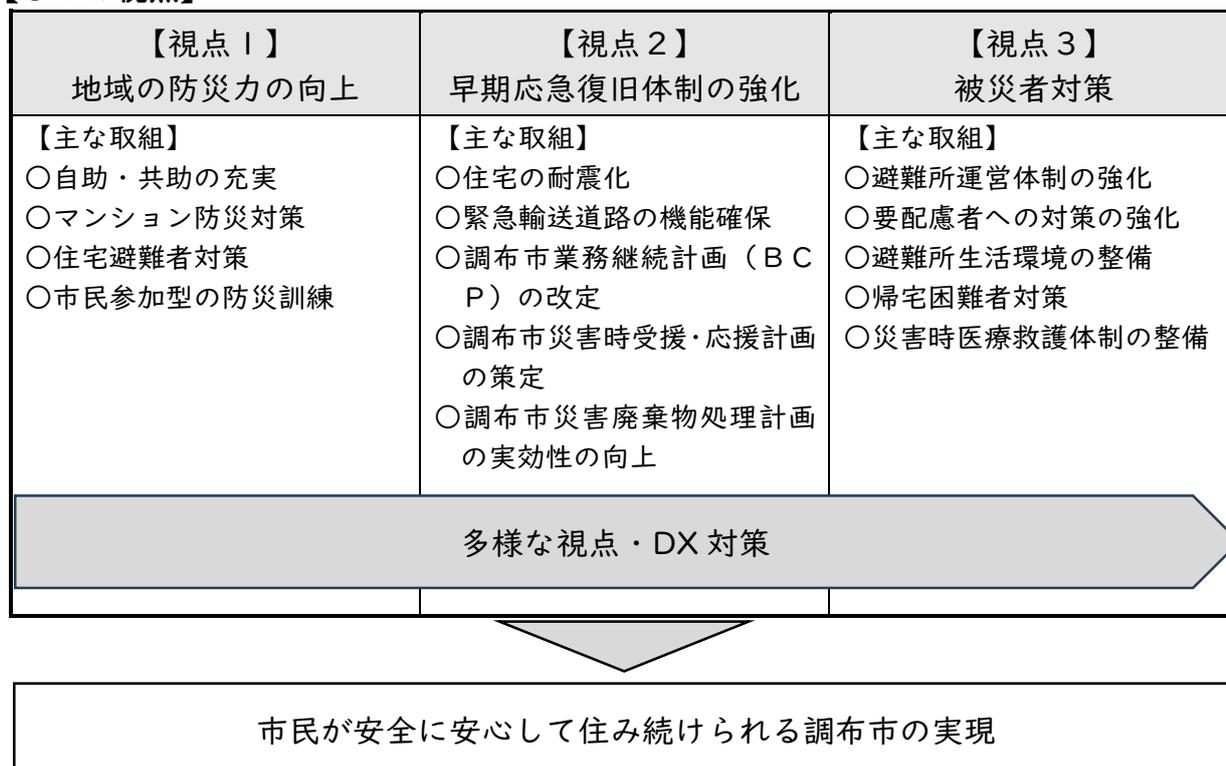
（注）冬・夕，風速は8m/s

第4章 減災目標

第1節 取組の方向性

市民が安全に安心して住み続けられる調布市を実現するために、「地域の防災力の向上」「早期応急復旧体制の強化」「被災者対策」の3つの視点と、「多様な視点・DX対策」の分野横断的視点に基づき、防災・減災対策の具体化を図ります。

【3つの視点】



第2節 減災目標

東京都防災会議は、前回の被害想定から10年ぶりに首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日）を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画（令和5年修正）を令和5年5月に策定しました。

調布市は、東京都の定めた減災目標を達成するため、東京都や事業者、市民と協力して対策を推進していきます。

【主な取組】

視点	区分	主な取組
地域の防災力の向上	自助・共助の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ リーフレット等による家具類の転倒・移動防止対策や日常備蓄，ペット対策等の啓発 ○ 東京都の防災ブック等により女性・要配慮者の視点，災害関連死対策の観点を踏まえた防災対策について普及啓発 ○ 出前講座や防災訓練の充実 ○ 防災教育や防災訓練におけるデジタル技術の活用 <p style="text-align: right;">【DX】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所による自助・共助の強化 ○ 防災市民組織の活動の促進
	マンション防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ エレベータ使用不能に備えた日常備蓄の促進や携帯トイレ準備等の自助の取組の促進 ○ マンション居住者に対する防災パンフレットの作成・配布や防災セミナー開催等による防災意識の啓発
	在宅避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対する在宅避難の啓発 ○ 在宅避難者に対する食料や支援物資の配給体制の確立 ○ 在宅避難者への情報提供方法の確立 ○ 自治会や民生委員等との連携の強化
	市民参加型の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市防災教育の日における取組の充実 ○ 総合水防訓練，総合防災訓練のより一層の充実
	住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市耐震改修促進計画に位置付けた取組の推進 ○ 木造住宅・分譲マンション耐震アドバイザー派遣並びに耐震診断・改修等への助成
早期応急復旧体制の強化	緊急輸送道路の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 ○ 東京都や関係機関との連携強化
	業務継続計画（BCP）の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の改定に伴い，令和6年度に調布市業務継続計画（BCP）を改定し，市の事業継続体制を強化
	災害時受援・応援計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市業務継続計画（BCP）の改定に伴い，令和6年度に自治体・民間事業者のほか，ボランティア等による応援を円滑に受け入れるための手順や役割分担等を明確化した，調布市災害時受援・応援計画を策定予定
	災害廃棄物処理計画の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市災害廃棄物処理計画に位置付けた取組の推進 ○ 災害廃棄物仮置場候補地の事前調整 ○ 近隣自治体等との災害時協定締結や事業者等との連携による集積運搬体制の確立 ○ 職員向けマニュアルの整備，各種訓練 ○ 災害時のごみの廃棄方法等をリーフレット等により市民へ普及・啓発

視点	区分	主な取組
被災者対策	避難所運営体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員の避難所要員の体制を整理 ○ 市民と協働した避難所開設方法の構築 ○ 感染症に対応した避難所運営体制の構築 ○ 備蓄品の確保 ○ 避難所情報システムの充実【DX】
	要配慮者への対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者名簿の関係機関等への提供促進 ○ 「避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づく個別避難計画の作成 ○ 福祉避難所の受入態勢の充実 ○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及啓発
	避難生活環境の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境改善の向上に資する物資の備蓄 ○ アレルギー対応食の備蓄 ○ 女性・子ども・要配慮者・LGBTQ等、多様性の視点に配慮した環境づくり ○ 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DV発生の防止対策 ○ ペットの同行避難の体制づくり，避難所における適正な飼養についての普及啓発 ○ 保健衛生・災害関連死を防ぐ取組 ○ 多様な視点に配慮したトイレ対策の推進
	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都が整備する帰宅困難者対策オペレーションシステム及び事業所防災リーダーシステムの活用による帰宅困難者対策の強化【DX】 ○ 調布駅における帰宅困難者対策の具体的な対応の検討 ○ 民間との協定締結による一時滞在施設の確保
	災害時医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時医療救護体制の充実 ○ 調布市医師会等の医療関係団体との継続的な訓練の実施等による連携強化 ○ 医薬品の確保 ○ 運送体制の確保

第5章 複合災害への対応

第1節 複合災害による被害の様相

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近しました。また、東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われました。近年では、熊本地震を中心に九州や中部地方などにおいて、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染症拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

東京都の新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理しています。

(被害想定で想定する主な複合災害)

災害	複合災害による被害の様相
地震＋風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ○ 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震＋火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○ 火山灰が撤去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
地震・風水害＋感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難所間で集団感染が発生 ○ 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要があります。

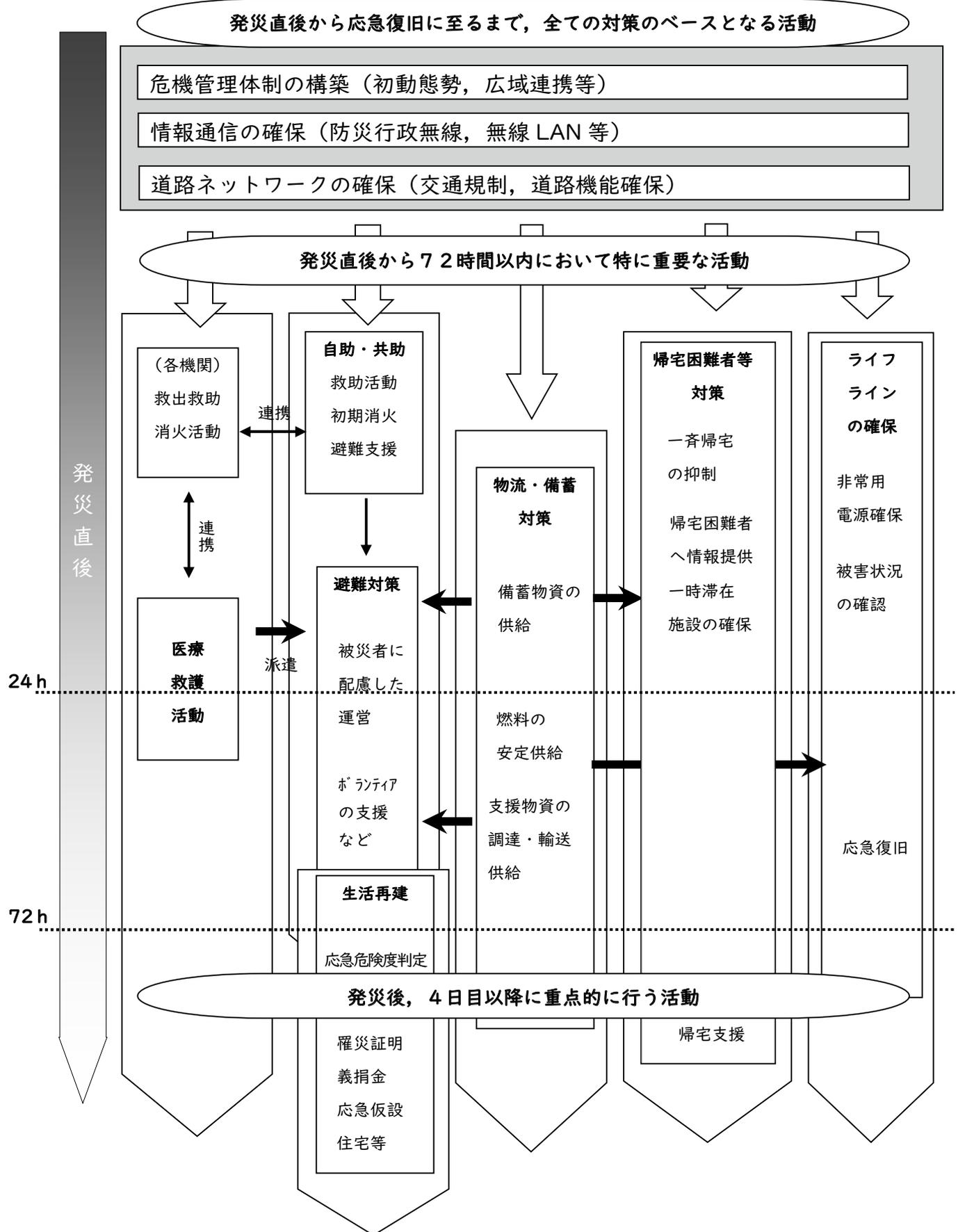
第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

(複合災害に備え留意すべき事項)

災害	複合災害による被害の様相
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を推進 ○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 ○ 様々なリスクシナリオを想定した業務継続に向けた対応の検討や訓練の繰り返し実施・検証 ○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 ○ 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対応計画の策定、受援応援体制の強化 ○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染拡大 + 大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ○ 避難所における感染拡大による災害関連死防止への対応 等

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められます。

各施策の関連性について、下記の3つの活動に分類しました。

- ①全ての対策のベースとなる活動
- ②発災直後から72時間以内の重要な活動
- ③発災後、4日目以降の重点的に行う活動

ア 全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

あらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠です。

(ア) 関係防災機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要があります。

(イ) 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路機能確保などにより、ネットワークを確保することが重要です。

イ 発災直後から72時間以内の重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

(ア) 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができるはずです。

(イ) 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要があります。

(ウ) 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければなりません。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組です。

ウ 発災後、4日目以降の重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義捐金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければなりません。

第2部

施策ごとの具体的計画
(災害予防・応急・復旧計画)

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 市等の基本理念と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- (1) 災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせません。
- (2) 調布市は、東京都の中央付近にあり、都心から20 km程の西部に位置する市民の生活の場であるとともに、多摩西部と南部から都心までの経路地として東京都、神奈川県等に住む多くの人々が行き交う地域でもあります。災害から調布市を守ることは、東京都、多摩地域を守ることであり行政に課せられた責務です。
- (3) 震災対策の推進に当たっては、調布市は基礎自治体として第一義的責任とその役割を果たします。その上で、広域的役割を担う東京都、国と一体となって、市民と連携し、市民や調布市に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、調布市の機能を維持します。

2 基本的責務

(1) 市長の責務

- ア 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払います。
- イ 市長は、調布市における災害時受援・応援計画（以下「受援・応援計画」という。）及び帰宅困難者対策に関する取組の推進に努めます。
- ウ 市長は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めます。

(2) 市民の責務

- ア 市民は、地震の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めます。
- イ 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めます。

市民が講じる事項
<ul style="list-style-type: none">○ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保○ 家具類の転倒・落下・移動の防止○ 出火の防止○ 初期消火に必要な用具の準備○ 飲料水及び食料の確保（最低3日以上、できれば1週間分）○ 避難の経路，場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認○ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

ウ 市民は、震災後の生活再建及び安定並びに復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めます。

エ 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めます。

(3) 事業者の責務

ア 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払います。

イ 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めます。

ウ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めます。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めます。

エ 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めます。

オ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めます。

カ 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、市及び東京都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成します。

第2節 調布市、東京都の基本的責務と役割

I 調布市の役割

役 割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市防災会議に関する事。 ○ 防災に係る組織及び施設に関する事。 ○ 災害情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 緊急輸送の確保に関する事。 ○ 避難指示等及び誘導に関する事。 ○ 消防及び水防に関する事。 ○ 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 ○ 外出者の支援に関する事。 <p>(外出者の行動ルールについては「地域防災計画 資料編 1」による。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に関する事。 ○ 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 ○ 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 ○ ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 ○ 公共施設の応急復旧に関する事。 ○ 災害復興に関する事。 ○ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 ○ 防災市民組織の育成に関する事。 ○ 事業所防災に関する事。 ○ 防災教育及び防災訓練に関する事。 ○ その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

(1) 各部の分掌事務

市は分掌事務について、平時から体制整備及び訓練を行います。

部等名	担当課等	分掌事務
災害対策行政経営部 (責任者：行政経営部長／副：次長)	【指令・統括班】 企画経営課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 他自治体に対する救援物資の提供要請，避難住民，災害廃棄物の受入要請等に係る事務手続 4 災害復興に関する以下の事項 (1) 計画作成の方針検討 (2) 計画に係る庁内原案の作成 (3) 既存計画との整合性の確保 (4) 各部との調整 5 東京都調布飛行場の災害時運用に関する調整 6 味の素スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザ並びに調布基地跡地運動広場との災害時運用に関する調整 7 他部への応援

部等名	担当課等	分掌事務
		8 その他，特命事項
	【財政班】 財政課	1 災害対策予算及び決算その他財務に関する事務 手続 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【秘書班】 秘書課	1 本部長，副本部長の行動予定の作成・調整・管理 2 本部長室の秘書 3 本部長への連絡及び登庁態勢管理 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【広報班】 広報課	1 避難に係る情報，被害情報，生活支援に係る情 報，その他の災害関連情報の広報の実施 2 報道機関との連絡及び情報提供 3 災害時広報及び放送要請に関する総合調整 4 写真等による情報の収集及び記録 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【システム班】 デジタル行政推 進課	1 情報機器の保守・運用 2 災害時情報通信体制の確立 3 庁内情報システムの復旧 4 デジタル行政推進課所管以外の情報システムの 復旧支援 5 他部への応援 6 その他，特命事項
災害対策総務部 (責任者：総務部 長／副：次長)	【指令・統括班】 総務課 検査担当 法制課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課へ の指示，実行調整 3 災害時義捐物資等の受入れ 4 災害応急対策活動，復旧活動に関する法務相談 5 市災害対応記録に係る災害統計資料の収集と整 理，各種活動の記録 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【人的受援班】 人事課	1 職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置 の検討・実施 2 職員動員構想に基づく市職員等の動員に係る総 合調整 3 発災中期以降の動員構想に基づく人員の調整及 び他自治体への職員派遣要請 4 災害対策に従事する職員の配置及び管理全般

部等名	担当課等	分掌事務
		(1) 服務要領管理 (2) 公務災害補償 (3) 宿泊場所の確保・調整，職員の飲食料数の把握 5 市職員等の勤務管理に係る総合調整 6 臨時作業員の雇用 7 受援構想に基づく人的受援体制に係る以下の業務 (1) 受入施設の準備 (2) 人員受入れ，送り出し調整 8 災害救助法に基づく人件費の取りまとめ 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【物的受援班】 契約課	1 災害対策に従事する職員の飲食料の確保，配分 2 救援物資対策に関する物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理 3 災害対策用物資に係る各部要望の把握，調達，配分 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【管財班】 管財課	1 車両の管理及び配分 2 車両等輸送機材の調達 3 災害対策本部関連スペースの確保 4 災害対策に必要な用地確保 5 車両及び非常用電源の燃料の調達 6 災害に従事する職員の駐車場の確保 7 被災者生活再建支援窓口の確保に係る調整 8 庁舎施設の点検，維持管理及び警備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【営繕班】 営繕課	1 市施設の点検及び維持管理 2 他部への応援 3 その他，特命事項
議会事務局 (責任者：議会事務局 局長／副：次長)	【渉外班】	1 調布市議会災害対策支援本部との連携支援 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 市議会との調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策市民部 (責任者：市民部長／副：次長)	【指令・統括班】 市民税課 市民相談課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整

部等名	担当課等	分掌事務
		3 市税の減免措置及び徴収猶予に係る対応方針の策定，措置の実行並びにその他の税に係る関係機関との調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難所班】 市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課	1 避難所運営に係る事務 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【罹災証明班】 市民税課 納税課 資産税課	1 罹災証明の調査・発行 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【相談班】 市民相談課	1 災害に関する広聴相談 2 被災者の相談窓口の設置・運営 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策生活文化スポーツ部 (責任者：生活スポーツ部長／副：次長)	【指令・統括班】 文化生涯学習課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 避難対策に関する生活文化スポーツ部所管施設に対する処置 4 文化会館たづくり・グリーンホール，地域福祉センター等所管施設の利用調整 5 御遺体処置に係る措置の総合調整 (1) 収容，搬送，身元確認，検案，火葬等に係る実施構想の策定 (2) 発災後の収容所設置，開設，運営 (3) 遺体収容所の設置に係る広報 (4) 棺確保，御遺体引渡し，御遺族対応 (5) 広域火葬構想，計画の策定 6 外国人に関する情報連絡及び東京都，関係機関との連携 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【物資管理班】 協働推進課 スポーツ振興課 農政課	1 備蓄物資，受援物資の管理 2 救援物資対策に関する協定先からの物資の調達，物資集積場への要員の配置

部等名	担当課等	分掌事務
		3 マインズ農協と連携して，市内の農作物や農業用施設の被害状況把握 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【帰宅困難者対策・救援物資対策班】 産業振興課 文化生涯学習課 多様性社会・男女共同参画推進課	1 駅前の帰宅困難者等の誘導及び一時滞在施設運営に関する事 2 一時滞在施設の受入名簿の取りまとめに関する事 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策子ども生活部 (責任者：子ども生活部長／副：次長)	【指令・統括班】 子ども政策課 保育課 子ども家庭課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引渡要領の策定 4 被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談の実施 5 災害孤児対応構想，計画の策定 6 応急保育計画の策定，調整及び実行 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【避難所班】 子ども政策課 子ども家庭課 保育課 児童青少年課	1 乳幼児，児童等の安全確保及び親族への引渡し 2 避難所運営に係る事務 3 災害孤児への対応 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策福祉健康部 (責任者：福祉健康部長／副：次長)	【指令・統括班】 福祉総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 福祉避難所に係る措置の総合調整 4 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 5 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金配分 6 要配慮者対策に係る実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 7 要配慮者対策に係る措置の総合調整 8 被災者生活再建対策に係る措置の相互調整 9 他部への応援 10 その他，特命事項

部等名	担当課等	分掌事務
	【福祉班】 生活福祉課 高齢者支援室 (介護保険担当) 保険年金課 障害福祉課 子ども発達センター	1 福祉避難所の開設及び運営 2 御遺体の洗浄，保全，管理台帳の作成 3 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめ 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難行動要支援者支援班】 高齢者支援室 (高齢福祉担当) 障害福祉課	1 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認，避難状況の把握及び支援 2 避難所との連携及び情報共有 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【ボランティア班】 福祉総務課 生活福祉課	1 社会福祉関係団体への協力要請 2 ボランティアの支援に係る総合調整 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【保健医療班】 健康推進課 保険年金課 子ども発達センター ※保健師は他部署職員も含め，優先的に従事 (避難行動要支援者支援班を除く)	1 保健及び医療全般に係る事務 2 災害対策医療本部の運営 3 医療スタッフ，負傷者等の搬送に係る事務 4 医療用医薬品等の保管，仕分け等の管理並びに輸送の情報収集及び統括 5 緊急医療救護所に係る事務 6 乳幼児及び妊産婦の救護及び支援 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【被災者生活再建支援班】 福祉総務課 生活福祉課 保険年金課 高齢者支援室 (介護保険担当)	1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の融資 2 義捐金品の受領及び配分 3 被災者生活再建支援全般に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策環境部 (責任者：環境部長／副：次長)	【指令・統括班】 環境政策課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 災害廃棄物対策に関する実施構想に，基づく公害対策，廃棄物処理の実施 4 所管施設の応急復旧計画の作成，調整，実行

部等名	担当課等	分掌事務
		5 放射性物質対策に係る構想，計画の策定 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【物資等輸送班】 緑と公園課 ごみ対策課	1 備蓄物資，受援物資の輸送及び御遺体の搬送 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【環境・消毒班】 環境政策課 緑と公園課	1 道路機能確保等の都市整備部への協力 2 公園，緑地等への応急仮設住宅の建設の協力 3 被災地のねずみ族，昆虫駆除等，防疫に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【清掃班】 ごみ対策課	1 し尿，ごみの処理（衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの改修，ごみの収集・処分，適正処理困難廃棄物の一時保管を含む。） 2 災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係る広報の実施 3 災害廃棄物対策に関する措置の総合調整 4 ごみ・廃棄物処理に係る住民からの相談対応 5 調布市災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【下水道班】 下水道課	1 上下水道の被害状況の情報収集及び調整 2 下水道施設の点検，整備，応急処置及び復旧にかかる事務 3 内水氾濫，洪水等下水道に係る災害発生における応急対策の実施 4 関係機関への協力要請及び広報 5 他部への応援 6 その他，特命事項
災害対策都市整備部 (責任者：都市整備部長)	【指令・統括班】 まちづくり推進課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等に関すること 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 応急危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と応急危険度判定の実施 4 各部から派遣される応急危険度判定員の運用 5 被災宅地危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と被災宅地危険度判定の実施 6 復興対策本部の設置に係る要否の検討並びに設置手続きの実施

部等名	担当課等	分掌事務
		7 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係る検査業務 8 他部への応援 9 その他，特命事項
	【道路啓開班】 道路管理課 交通対策課 まちづくり推進課	1 緊急道路障害物除去路線の確保 2 建設協力機関への協力要請 3 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域等の被害調査 4 交通機関等の情報収集及び調整 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【建物・宅地調査班】 建築指導課 まちづくり推進課	1 被災建築物応急危険度判定の実施本部運営 2 被災建築物の応急危険度判定に係る措置の総合調整 3 被災宅地危険度判定の実施本部運営 4 被災宅地の危険度判定に係る事務 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【給水班】 用地課 まちづくり推進課	1 給水拠点での応急給水に関すること 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【都市復興班】 まちづくり推進課	1 都市復興に係る事業 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【住宅復興班】 住宅課	1 住宅復興に関すること 2 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 3 市営住宅の管理に関すること 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 5 その他被災住宅支援全般に関すること 6 他部への応援 7 その他，特命事項
災害対策会計課 (責任者：会計管理者／副：課長補佐)	【指令・統括班】 会計課	1 課に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく課内への指示 3 災害対策に必要な現金及び物品の出納並びに保管に係る業務 4 災害応急対策に係る緊急支払いの実施 5 被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金の保管 6 他部への応援

部等名	担当課等	分掌事務
		7 その他，特命事項
災害対策教育部 (責任者：教育部長／副：次長)	【指令・統括班】 教育総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【総務班】 教育総務課	1 学校との連絡調整 2 避難所運営本部に係る事務 3 教育施設の点検及び維持管理 4 避難者名簿の取りまとめ 5 避難対策に係る実施構想に基づく提供施設に係る施設提供方針の策定と関係部署との調整，学校に対する指示 6 管理施設に係る応急復旧計画の策定，報告と本部事務局との実行調整 7 教科用図書等，教区活動再開のための教材教具の補充，配備 8 他部への応援 9 その他，特命事項
	【学務班】 学務課 指導室	1 避難所運営に係る事務 2 児童生徒の安否情報の収集・整理，報告 3 管理施設に係る応急復旧計画の策定 4 学校給食施設，共同調理場施設の学校給食外利用に係る運用方針の策定，調整，報告と関係施設に対する運営指示 5 教職員の確保方針の策定，東京都への要望 6 避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導，保護に関わる実施計画の作成と学校に対する実行指示 7 応急教育，教育再開に係る方針及び細部実施計画の作成，調整，関係部署への指示 8 教科用図書等，教育活動再開のための教材教具の補充，配備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【避難所班】 社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小・中学校	1 避難所運営に係る事務 2 管理施設に係る応急復旧計画の策定 3 他部への応援 4 その他，特命事項

2 東京都の役割

(1) 全般

役 割
<ul style="list-style-type: none">○ 東京都防災会議に関すること。○ 防災に係る組織及び施設に関すること。○ 災害情報の収集及び伝達に関すること。○ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。○ 政府機関，他府県，公共機関，駐留軍，海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。○ 警備，交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。○ 緊急輸送の確保に関すること。○ 被災者の救出及び避難誘導に関すること。○ 人命の救助及び救急に関すること。○ 消防及び水防に関すること。○ 医療，防疫及び保健衛生に関すること。○ 外出者の支援に関すること。○ 応急給水に関すること。○ 救助物資の備蓄及び調達に関すること。○ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。○ 市区町村による防災市民組織の育成への支援，ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。○ 公共施設の応急復旧に関すること。○ 災害復興に関すること。○ 市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。○ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。○ 事業所防災に関すること。○ 防災教育及び防災訓練に関すること。○ その他，被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

(2) 調布市が連携する東京都その他機関の役割

名 称	内 容
警視庁 (第八方面本部) (調布警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害実態の把握及び各種情報収集に関すること。 ○ 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 ○ 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 ○ 御遺体の調査等及び検視に関すること。 ○ 交通規制に関すること。 ○ 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 ○ 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 (第八消防方面本部) (調布消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ○ 救急及び救助に関すること。 ○ 危険物等の設置に関すること。 ○ 前三号に挙げるもののほか、消防に関すること。
都水道局 多摩給水管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に関すること。 ○ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ○ その他水道事業に関すること。
都下水道局 流域下水道本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ○ 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。 ○ 他都市等からの支援受入れの調整に関すること。
都 北多摩南部建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の保全に関すること。 ○ 道路及び橋りょうの保全に関すること。 ○ 水防に関すること。 ○ 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
都 多摩府中保健所（以下 「保健所」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健医療全般の情報センターに関すること。 ○ 防疫その他の保健衛生に関すること。
西部公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の保全及び震災時の利用に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条及び第57条（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、東京都においては、以下の16機関が該当します。

名 称	内 容
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ○ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 ○ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 ○ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ○ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 ○ 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集及び伝達に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 ○ 雇用対策に関すること。
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業関係，卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 ○ 応急用食料・物資の支援に関すること。 ○ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 ○ 飲食料品，油脂，農畜産物等の安定供給対策に関すること。 ○ 飼料，種子等の安定供給対策に関すること。 ○ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 ○ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 ○ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 ○ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 ○ 被害農業者に対する金融対策に関すること。

名 称	内 容
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関する事。 ○ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需品，復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 ○ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 ○ 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 ○ 鉱山における保安に関する事。
関東地方整備局 (京浜河川事務所多摩出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 ○ 通信施設等の整備に関する事。 ○ 公共施設等の整備に関する事。 ○ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 ○ 官庁施設の災害予防措置に関する事。 ○ 豪雪害の予防に関する事。 ○ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導，協力に関する事。 ○ 水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 ○ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 ○ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 ○ 災害時における復旧資材の確保に関する事。 ○ 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶，船舶用機械及び船舶用品の安全に関する事。 ○ 災害時における輸送用船舶のあっせんに関する事。 ○ 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事。 ○ 災害時における輸送用車両のあっせんに関する事。
東京航空局 (調布空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における航空機による輸送に関し，安全を確保するための必要な措置に関する事。 ○ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 ○ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。 ○ 地殻変動の監視に関する事。

名 称	内 容
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ○ 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説に関すること。 ○ 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備に関すること。 ○ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ○ 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に関すること。
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ○ 廃棄物処理施設等の被害状況，災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 ○ 行政機関等との連絡調整，被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集，提供等に関すること。 ○ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ○ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 (第1師団第一後方 支援連隊)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ・ 防災関係資料の基礎調査 ・ 災害派遣計画の作成 ・ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ○ 災害派遣の実施に関すること。 ・ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急 救援又は応急復旧 ・ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償・貸付 及び譲与
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	
航空自衛隊 (作戦システム運用隊 本部)	

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

名 称	内 容
国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構の医療の提供に関すること。 ○ 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の 事業等に限る。）又は改築の実施に関すること。 ○ 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 ○ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資する ための措置に関すること。 ○ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 ○ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関す ること。 ○ 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。

名 称	内 容
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 ○ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 ○ こころのケア活動に関する事。 ○ 赤十字ボランティアの活動に関する事。 ○ 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 ○ 義捐金の受付及び配分に関する事（原則として義捐物資については受け付けない。）。 ○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 ○ 災害救援物資の支給に関する事。 ○ 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 ○ 外国人の安否調査に関する事。 ○ 御遺体の検案協力に関する事。 ○ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 ○ 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 ○ 放送施設の保全に関する事。
東日本高速道路 中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路，施設の建設及び維持管理に関する事。 ○ 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 ○ 道路，施設の災害復旧工事に関する事。
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都高速道路等の建設及び保全に関する事。 ○ 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 ○ 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
JR 東日本 JR 東海	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 ○ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 ○ 利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関する事。
JR 貨物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。

名 称	内 容
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の建設，及び保全に関すること。 ○ 重要通信の確保に関すること。 ○ 気象予警報の伝達に関すること。 ○ 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 ○ 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本郵便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便物送達の確保，窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 ○ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛救助用郵便物の料金免除 ・被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 ○ 安否情報の提供に関すること。 ○ 避難場所の提供に関すること。 ○ 市に対する簡易保険積立の融資に関すること。 ○ 市に対する保有車両の緊急車両としての提供
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 ○ ガスの供給に関すること。
日本通運	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	
東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 ○ 電力需給に関すること。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要通信の確保に関すること。 ○ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要通信の確保に関すること。 ○ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
NTT コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。

名 称	内 容
	○ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク	○ 重要通信の確保に関すること。 ○ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
楽天モバイル	○ 重要通信の確保に関すること。 ○ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは，地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人のうち，知事が指定告示する機関であり，東京都においては，以下の機関を指定しています。

名 称	内 容
京王電鉄	○ 鉄道施設等の安全保安に関すること。 ○ 利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関すること。 ○ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東海汽船	○ 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 ○ 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都トラック協会	○ 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都医師会 ※調布市医師会	○ 医療に関すること。 ○ 防疫の協力に関すること。 ○ 御遺体の検案の協力に関すること。
都歯科医師会 ※調布市歯科医師会	○ 歯科医療活動に関すること。 ○ 御遺体の検案の協力に関すること。
都薬剤師会 ※調布市薬剤師会	○ 医薬品の調剤，服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
都立病院機構	○ 所管する病院の医療救護活動に関すること。

名 称	内 容
献血供給事業団	○ 血液製剤の供給に関すること。
都獣医師会	○ 動物の医療保護活動に関すること。
TBS ラジオ	○ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 ○ 放送施設の保全に関すること。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
エフエム東京	
J-WAVE	
日経ラジオ社	
interfm	
日本テレビ	
TBS テレビ	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
テレビ東京	
TOKYO MX	
東京バス協会 *京王バス株式会社 調布営業所 *小田急バス株式会社 狛江営業所	○ バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・ タクシー協会	○ タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 ○ 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
東京都個人タクシー協会	○ タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター 協会関東支部	○ 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 ○ エレベーターの早期復旧に関すること。

7 協力機関等の役割

調布市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の事業者、団体等と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

協定の細部は、調布市地域防災計画（資料編）第4部 協定資料によります。

団体の名称	内 容
調布市医師会	災害時の医療救護活動に関する事。
調布管工土木事業協同組合	災害時における応急対策の協力に関する事。
調布市建設業協同組合	
調布市建設防災連合会	
都電気工事工業組合 調布地区本部調布支部	
調布市電設協同組合	
調布市植木組合	災害時における応急対策業務に関する事。
調布狛江浴場組合	震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する事。
調布市アマチュア無線クラブ	災害時における非常無線通信の協力に関する事。
東京電力	大規模停電時の広報に関する事。
調布市薬剤師会	災害時における応急医薬品等の調達に関する事。
調布市米穀商組合	災害時における米穀の供給に関する事。
マインズ農業協同組合	災害時における応急対策に関する事。
調布市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する事。
調布郵便局	災害時の臨時郵便、車両提供、避難場所等に関する事。
調布エフエム放送株式会社	災害時の放送等に関する事。
株式会社ジェイコムイースト 調布局	
都立調布北高校	避難所としての施設の利用及び運営協力に関する事。
都立調布南高校	
都立神代高校	
都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する事。
株式会社アーク・システム	災害時における物資の供給に関する事。
田中運輸リース株式会社	
株式会社東リース調布営業所	
調布市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する事。
都立調布特別支援学校	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する事。

団体の名称	内 容
東京慈恵会医科大学附属 第三病院	1 災害時における緊急医療救護所に関すること。 2 災害時における井戸の使用に関すること。
東京多摩青果株式会社	災害時における青果物の提供及び避難場所に関する こと。
都理容生活衛生同業組合 武蔵調布支部	災害時におけるボランティア活動としての理容サ ービス業務の提供に関すること。
有限会社調布清掃	し尿の受入れ及び処理に関すること。
株式会社吉野清掃	
都下水道局流域下水道本部	
内外サービス株式会社	災害時における下水道施設の清掃及び調査に関す ること。
都、多摩29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道 メンテナンス協同組合	多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援 に関すること。
都柔道整復師会武蔵野支部	災害時における応急救護活動の協力に関すること。
桐仁会	1 特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利 用に関すること。 2 特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施 設利用に関すること。 3 特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施 設利用に関すること。
至誠学舎立川 至誠ホーム	至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利 用に関すること。
常盤会	特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利 用に関すること。
大泉旭出学園	旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関すること。
寿真会	特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設 利用に関すること。
涼広会	特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関 すること。
都獣医師会多摩東支部	災害時の動物保護対策及び動物救護活動に関す ること。
調布市消防団OB会	災害時における消防支援活動等に関すること。
日本郵船株式会社	災害時における飛田給体育場の避難所利用に関す ること。
都美容生活衛生同業組合 調布支部	災害時におけるボランティア活動としての美容サ ービス業務の提供に関すること。

団体の名称	内 容
都助産師会調布地区分会	災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関すること。
東京コロニー	防災用品のあっせんに関すること。
都市環境標識協会 株式会社トーコン	避難標識設置に関すること。
光源寺	災害時における施設利用に関すること。
金龍寺	
東京かたばみ会	
株式会社京王閣	
都十一市競輪事業組合	
京王電鉄株式会社	
京王レクリエーション株式会社	災害時における避難所運営に係る施設清掃，衛生管理指導等の協力に関すること。
調布ビル管理協同組合	
東京瓦斯株式会社西部支店	調布市緊急速報発信ツール等の利用に関すること。
ヤフー株式会社	災害時に係る情報発信等に関すること。
東電タウンプランニング株式会社 社多摩総支社	広告付避難場所等電柱看板に関すること。
アルフレッサ株式会社調布支店	災害時における医薬品等の調達業務に関すること。
酒井薬品株式会社三鷹営業所	
株式会社スズケン府中第一支店	
東邦薬品株式会社 立川・府中営業所	
株式会社バイタルネット 東京支店	
株式会社メディセオ	
白百合女子大学	災害時における協力体制に関すること。
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関すること。
調布狛江プロパン商工組合 調布支部	災害時における燃料等の供給に関すること。

団体の名称	内 容
市内ガソリンスタンド5事業者 (関東礦油セルフ調布インター SS，関東石油深大寺サー ビスステーション，日之出 石油販売昭和シェル調布S S，ヤマヒロAOS事業部 セルフ調布ヶ丘SS)	災害時における石油燃料の供給協力に関すること。
多摩商事株式会社	災害時における燃料の供給協力に関すること。
アフラック生命保険株式会社	1 災害に従事する職員の駐車場の一時利用に関 すること。 2 災害時における施設利用等の協力に関するこ と。
太陽サービス	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係 ること。
シマノ介護タクシー	
株式会社シティリファイン	
日本交通立川株式会社	
山田福祉タクシー	
株式会社全国介護タクシー協会 関東本部	
株式会社双葉資材	
武蔵野コアラ	
介護タクシーしらゆり	
エクセルシア	
株式会社レクトン	災害時における避難所等運営に係る食料品・飲料 水等の仕分け及び配膳・配布，衛生管理指導への 協力に関すること。
株式会社東洋食品	
株式会社メフォス	
株式会社東京天竜	
株式会社協立給食	
クライシスマップーズ・ ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等 に関すること。
株式会社セイコー社	
都水道局	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関す ること。
都立調布南高校	
巢立ち会	障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施 設利用に関すること。
サイボウズ株式会社	災害時におけるIT支援に係ること。

団体の名称	内 容
創価学会東京事務局	災害時における創価学会会館施設の一時滞在施設使用に関する事。
サクラボックス株式会社	災害時における緊急用資材の供給に関する事。
さくらツーリスト株式会社	災害時における輸送等の協力に関する事。
都建設局	避難場所となる都立公園における連携協力に関する事。
東京電力	災害時における相互連携に関する事。
トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両貸与に関する事。
ライフタイムコンディション	自立支援教室 KiZuNa 調布教室の避難所施設利用に関する事。
調布ゆうあい福祉公社	災害時における調布市の対応への協力に関する事。
調布市体育協会	
調布市社会福祉事業団	
調布市社会福祉協議会	
調布市武者小路実篤記念館	
調布市文化・コミュニティ振興財団	
都下水道局流域下水道本部	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する事。
東日本電信電話株式会社	風水害時における緊急避難場所施設利用に関する事。
桐朋学園女子部門	
調布市市民サービス公社	1 災害時における調布市の対応への協力に関する事。 2 災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する事。
東日本三菱自動車販売株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する事。
スバル興産株式会社多摩営業所	災害時における応急復旧業務に関する事。
株式会社ココスクエア調布	災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する事。
都コンクリート圧送協同組合	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する事。
株式会社東京スタジアム	緊急時避難場所施設利用に関する事。
	大規模災害発生時における施設使用に関する事。
電気通信大学	災害時における電気通信大学の施設利用に関する事。

団体の名称	内 容
株式会社吉野清掃	災害時における廃棄物処理等の協力に関すること。
株式会社調布清掃	
フォアフロント	災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関すること。
有限会社ファン	災害時等における車両の提供等に関すること。
株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関すること。
爽々苑	障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関すること。
有限会社 AHK	災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関すること。
訪問介護NPO・はこべ	災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関すること。
調布を耕す会	障害福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関すること。
佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関すること。
調布市福祉作業所等連絡会	防災用品等のあっせんに関すること。
都行政書士会調布市部	災害時における被災者相談に関すること。
東京司法書士会調布市部	
調布市災害防止協会	災害の予防及び災害時における救護活動等の協力に関すること。
調布交通安全協会 調布地区防犯協会	被災地域内の秩序維持の協力に関すること。
防災市民組織 地区協議会 自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導、避難所内の救護等の協力に関すること。 2 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等の協力に関すること。 3 被災者の安否確認・避難行動要支援者支援等の協力に関すること。 4 その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること。

第2章 市民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

災害発生時（以下「発災時」という。）には、発生直後の住民同士による助け合いによって多くの人命救助が期待されることから、発災時における市民、地域、事業所、ボランティア、消防団等による自助・共助が極めて重要です。

また、平成28年の熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されたことも踏まえ、市は、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、外国人等）、ペット避難など、災害時において必要となる配慮について、適宜対応を図って参ります。

なお、令和6年能登半島地震では、多くの基礎自治体職員も自らも被災した状況から災害対策活動に従事していました。

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していくための取組について示します。

○ 現在の対策状況

市では、防災マップの配布や市報による防災特集等の広報、出前講座や講演会による啓発活動を通じ、自助の必要性、自助の備えに関する意識啓発を行うとともに、「調布市防災教育の日」の制定をはじめとした防災教育の推進、地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを実施してきました。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、屋内主要物（家具等）による死傷者が約7,300人（調布市は83人）発生すると見込まれるほか、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されています。こうした被害を抑制するとともに発災後の生活を継続するためには、家具類の転倒・移動防止対策や食料等の備蓄、安否確認などの自助の取組、また、防災市民組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 防災ブックの活用を促すとともに、実践的な防災訓練や総合的な防災教育を推進し、自助の備えを促進
 - <到達目標> 全市民（100%）が自助の備えを講じている状態
- ・ 防災の専門家の派遣や女性の防災人材育成等による防災市民組織の活性化を促進
 - <到達目標> 地域における平時の備えや災害時の適切な防災活動の実現など

- ・ 事業所による自助・共助の推進
 - <到達目標> 災害に備えた備蓄や地域と連携した防災活動体制の整備
- ・ ボランティア活動の支援体制づくりの推進
 - <到達目標> 市と地域の市民活動団体等との連携強化，ボランティアリーダー等の養成などによるボランティア活動体制の強化
- ・ 消防団活動体制の充実
 - <到達目標> 定員充足の継続，活動環境の整備

第1節 現在の到達状況

1 自助による市民の防災力向上

市では、防災マップの作成・配布をはじめとし、市報での防災特集号の発行、調布FMでの防災CM、出前講座などを通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行っています。

また、東京都が推進する各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止策、ローリングストックを活用した備蓄の推進やエネルギーの確保の啓発を行いました。

さらに、毎年4月の第4土曜日に全市立小・中学校28校一斉に防災教育を実施する「調布市防災教育の日」を制定するとともに、全市立小学校6年生と中学校3年生を対象に普通救命講習を実施、全市議会議員及び全市職員にも救命講習を実施するなど防災教育を積極的に推進し、自助による市民の防災力向上を図っています。

「調布市民意識調査報告書（令和5年3月）」によると、市民に対して行ったアンケート調査において、市政全般に対する優先度の第1位が地震への災害対策、第2位が風水害などへの災害対策となっています。日頃から行っている防災対策として、「十分に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計は、「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」と答えた人が77.5%と最も高く、次いで、「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」と答えた人が67.7%、「災害時を意識して、水や食料品などを3日以上備蓄している」の67.6%の順となっています。

資料編 79：調布市民意識調査報告書【防災について】

2 地域による共助の推進

市内の防災市民組織は、令和5年現在で147組織であり、市内各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められています。

また、各小学校区域を単位とする地区協議会や、各自治会においては防災訓練が実施されているほか、市では関係機関を含めた総合防災訓練を毎年実施しています。

3 マンション防災における自助・共助の構築

この10年間に都内のマンション戸数（6階建以上の共同住宅）は約44万戸増加し、約232万戸となり、そのうち、11階建以上の高層マンションは約22万戸増加し、約110万戸となりました。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化しています。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加しています。

- ・都内のマンション戸数2,318,700戸（うち市内29,670戸）
- ・うち高層マンション戸数1,097,100戸（うち市内8,320戸）（令和5年住宅・土地統計調査）
- ・災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」）

- ・定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19%（令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」）
- ・「東京とどまるマンション」（※）登録数 13棟 931戸（令和6年7月31日現在）

※「東京とどまるマンション」

停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和5年1月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。

4 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民だけでなく事業所も協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、総合防災訓練等を通じ、災害時における自治会や事業所などの連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っています。

5 消防団の活動体制の充実

調布市の消防団は、消防団本部及び15個分団で団員数は285人（令和6年7月末現在）です。これらの消防団員は、災害時、常備消防力を補完し消防活動に従事するとともに応急救護・避難誘導等を行い、また、平常時は、地域の火災予防活動や住民に対して初期消火、応急救護等の技術的指導を実施するなど地域防災の中核を担っています。

市は東京消防庁と連携し、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っています。

6 ボランティア活動への支援

災害時に同時多発が予想される各種災害への対応は、公的機関のみでは困難であることから、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、多岐にわたるボランティア活動が期待されます。これらボランティア活動を活性化するため、総合防災訓練の実施にあわせてボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりを進めています。

○ 市把握のボランティア登録者数

- ・被災建築物応急危険度判定員 251人（令和5年12月現在）
- ・被災宅地危険度判定士 58人（令和2年3月31日現在）
- ・災害時支援ボランティア（調布消防署）52人（令和6年5月31日現在）

第2節 課題

被害項目	想定される最大被害	
	調布市 (多摩東部直下地震M7.3)	東京都 (多摩東部直下地震M7.3)
焼失棟数	最大 1,160棟	最大 94,425棟
屋内収容物による死者	最大 4人	最大 261人
屋内収容物による負傷者	最大 138人	最大 7,082人
要配慮者の死者	最大 38人	最大 3,915人

1 自助による市民の防災力向上

被害想定では、調布市内における屋内収容物による死傷者が最大約140人以上発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要があります。

また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備など、市民の防災意識の高まりを実際の行動に移すように、引き続き、市民一人ひとりが自助の備えを行う必要があります。

さらに、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要です。

2 地域における共助

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要です。被害想定では、要配慮者の死者が都内で約4,000人、調布市内では約40人発生すると想定されており、市民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要です。

また、避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことも必要です。

3 事業所による自助・共助の取組

災害時には、事業所も地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えることなどの役割が求められていることから、事業所による自助・共助の取組を推進し、地域と連携した防災活動体制を整備する必要があります。

4 ボランティア活動の支援体制

災害時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要があります。特に、一般ボランティアを市内のニーズにあわせて適正に配分する仕組の整備が必要です。

5 消防団の訓練場所の確保や人員の確保

消防団は日頃からいざ災害に備え、日々訓練を実施しています。団員は、昼間生業を持っているため、訓練は夜間に行うこととなります。近年、訓練に対する周辺住民からの苦情もあり、訓練場所を探すのに苦慮する地域が多くなっています。活動への理解をいただくための広報活動を継続的に取り組みます。

また、年々、少子化や地域の自営業者等の減少により、消防団員の確保に苦慮しています。地域や事業所の支援体制が必要です。

第3節 対策の方向性

1 自助による市民の防災力向上

市は、市民一人ひとりが自助の意識、「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、実践につながるよう、ローリングストックの考えを取り入れた備蓄の推進（最低3日間分、推奨1週間分）、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下・移動防止対策の推進、防災訓練への参加促進などを進めていきます。

また、そのために必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに、女性や子ども、LGBTQのほか、高齢者、障害者や外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図ります。

さらにまた、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進します。

2 地域による共助の推進

市は、防災市民組織への支援内容の充実強化を図るとともに、意欲的な取組を表彰し、活動内容を発表してもらうなどの取組により、当活動の市内への波及を促進します。

また、避難行動要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携し安否確認など避難支援体制の構築を推進します。

3 マンション防災における自助・共助の推進

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきではありませんが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要です。但し、対策を進めるにあたっては戸建て住宅等の住民との均衡に配慮が必要です。

災害時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠です。日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの防災市民組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していきます。

マンション防災には、調布市、東京都はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要です。

4 消防団の人員確保や訓練環境等の向上

災害発生に備えつつ迅速に対応できるよう、消防団の訓練環境等の充実を図っていき、対応能力の向上に努めます。

また、人員を確保するため、地域や事業所の支援体制や入団資格等について検討していきます。

5 事業所による自助・共助の強化

災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められています。

現在、市内の事業所では、地域の自治会等との応援協定の締結などの取組が進められていますが、被害想定では、最大約35,000人の避難者や約23,000人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要があります。

6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に市内の被害や避難者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、ボランティア活動体制の強化を推進します。

第4節 到達目標

1 全市民が自助の備えを講じている

様々な防災訓練の実施や体系的な防災教育の実施により、市民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、市民が防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成します。特に3日分の水と食料の備蓄をしている市民、携帯トイレを備蓄しており家族との災害時連絡手段を決めている市民の割合を増やします。

また、被災時に外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進します。

2 防災市民組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築

共助の先導的役割を果たす防災市民組織の結成数を向上させるとともに、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにします。

女性の防災人材を育成することにより、災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにします。

調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）と整合をとり、避難支援体制を構築し、地域の防災力を向上します。

3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化

マンション防災の必要性を住民が認識し、自助・共助の体制を構築します。そのため、マンション管理組合等の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活

性を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにします。

また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図ります。

4 消防団活動体制の充実による消防力の向上

消防団の定員充足の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図ります。

5 地域との連携を含む事業所防災体制の強化

事業所は食料等の備蓄や自衛消防活動の充実・強化など自助を進めるとともに、地域に対し一時集合場所の提供や物資提供など地域への共助体制を強化します。

また、調布消防署による事業所防災計画の作成促進を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進します。

6 円滑なボランティア活動の推進

災害時のボランティア活動を想定した訓練の実施等を通じ、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築します。

また、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成等により、災害時における円滑なボランティア活動を推進します。

第5節 具体的な取組

【予防対策】 (地震前の行動)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 自助による市民の防災力向上 | 5 事業所による自助・共助の強化 |
| 2 地域による共助の推進 | 6 ボランティアとの連携 |
| 3 マンション防災における自助・共助の構築 | 7 市民・行政・事業所等の連携 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | |

市民、地域、事業所等は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本理念のもと、日頃から自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとします。

1 自助による市民の防災力向上

(1) 市民の果たすべき基本的責務

総務部・調布消防署

市民の震災対策として果たすべき基本的責務は、次のとおりとします。

- ア 市民は、地震による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めます。
- イ 近隣住民と相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保につとめます。
- ウ 市民は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めます。
 - ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・日頃の出火防止対策（感震ブレーカー設置等）
 - ・消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
 - ・家具類の転倒落下移動防止や窓ガラス等の飛散防止
 - ・ブロック塀の点検、補修など家の外部の安全対策
 - ・水（一人1日3L目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
 - ・地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
 - ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
 - ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
 - ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ・行政や地域が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - ・自治会・地区協議会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - ・避難行動要支援者がいる家庭における円滑かつ迅速な避難への備え
 - ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認、点検
 - ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

エ 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めます。

オ 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、防災市民組織の結成及び活動の強化を行うなど、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めます。

(2) 防災意識の啓発

行政経営部・総務部・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・環境部・都市整備部・教育部・教育委員会・調布消防署・消防団・調布警察署

市をはじめとした各防災機関は、平素から市民・事業所等地域の防災行動力の向上のため、パンフレットの配布、ビデオ、講演会の開催、コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した広報など、それぞれに適した方法で震災に関する知識の普及や防災意識の啓発に努めます。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○ 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」のダウンロード促進 ○ 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、市民の防災意識や取組状況を把握 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 市民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ Webサイト「東京備蓄ナビ」の普及広報により市民の日常備蓄の取組を促進 ○ 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○ 東京都等と連携し、市民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進

機 関 名	対 策 内 容
市民部	○ 調布市公式ホームページやパンフレット等を活用し，防災知識の普及啓発を推進
生活文化スポーツ部	○ 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により，私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成，マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会，身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○ 市内の全病院，社会福祉施設等に対し，「防災週間」にあわせ，訓練指針等について周知 ○ 避難行動要支援者避難支援プラン「総合計画」に基づく，避難行動要支援者名簿の整備，支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の作成
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施 ○ ペットの適正な飼養，災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化に関するパンフレットを作成し，ホームページや展示会等で情報提供 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため，個別相談を実施
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」，出火防止，初期消火，救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については，「地震から命を守る「7つの問かけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団，災害時支援ボランティア，女性防火組織，消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ，テレビ，新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための，防火防災標語の募集を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し，防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施

機 関 名	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の火災予防活動や住民に対して初期消火、応急救護等の技術的指導を実施

イ 防災広報の充実

市及び防災関係機関は、市民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、市民、事業所等を対象にパンフレットの配布、講習会等の開催、広報媒体（ラジオ、CATV、市報等の活用及び市や調布消防署等のホームページ等による災害対策や防災情報等の提供）による普及等を行い、震災に関する知識の普及に努めます。

ウ 地域の防災行動力の向上

総務部・教育部・教育委員会・調布消防署

市は、防災市民組織の資機材整備等への助成、優良活動事例の紹介やリーダー講習による活動能力の強化を図るとともに、地区協議会や地域住民が行う避難所運営訓練や要配慮者避難支援などによる行動力向上を図ります。

また、調布消防署は地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて自治会、地区協議会、事業所等との連携方策を一層推進するとともに、地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図ります。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

市各部・調布消防署・調布警察署・都水道局・東京電力・東京ガスグループ・NTT東日本・京王電鉄(株)・調布FM

ア 対策内容と役割分担

(ア) 各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養します。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努め、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していきます。

(イ) 市民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていきます。

- (ウ) 災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。
- (エ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から各種防災訓練を実施し、災害時の各機関相互及び市民との協力体制の確立に努めます。
- (オ) 市民が自信をもって災害に対応できるよう、初歩から段階的に体験できるような市民一般を対象とした基礎訓練や様々な訓練体験を推進します。

機 関 名	対 策 内 容
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災市民組織の育成指導 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援 ○ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○ 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進 ○ 関東地方測量部、東京都と連携した自然災害伝承碑の取組推進
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲） ○ 参加者の属性、地域特性を踏まえた防災教育、研修会の実施 ○ 防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○ 東京都や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○ 調布消防署等と連携した防災教育の推進
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性防火組織、消防少年団等の育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したりリモート防災学習教材の整備・充実

機 関 名	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し，A E Dの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに，誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 小学生及び中学生には普通救命講習，高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○自治会本部を中心に，民生児童委員，自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会，合同訓練の実施と幼稚園，小・中・高校を対象とした防災教育の推進

（４）自己備蓄の推進

市は，市報，広報ホームページや防災研修会等を通じ，市民及び事業者等に対し自己備蓄の重要性，公的援助の限界等について周知し，防災市民組織と連携を図りながら，自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

<p>1 主な自己備蓄 3日分（可能ならば7日分）以上の備蓄を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水（備蓄の目安は1人1日3L） (2) 食料 (3) 携帯トイレ (4) トイレットペーパー <p>2 主な非常時持出品 避難するとき最初に持ち出すものとして，男性では15kg，女性では10kgまでが目安とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貴重品（現金，身分証明書，通帳類，マイナンバーカード（健康保険証等），免許証，印鑑等） (2) 携帯ラジオ（予備電池含む） (3) 懐中電灯，乾電池（予備電池含む） (4) 携帯電話，充電器 (5) 救急用品（持病のある方は常備薬，お薬手帳等）

- (6) 予備眼鏡，コンタクトレンズ（洗浄液含む）
- (7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート，キャンディ等）
- (8) タオル，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ
- (9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等），洗面用具
- (10) 着替え，下着等
- (11) 室内履き
- (12) ホイッスル
- (13) 家族の写真

3 その他の主な非常時持出品

女性や要配慮者等は，避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで，避難生活の負担を軽減できます。また，食物アレルギーをお持ちの方も，自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで，避難生活の負担を軽減できます。

ペットを連れた避難生活においては，ケージやペットフード等を事前に準備する等，他の避難者に十分に配慮する必要があります。

(1) 女性

- ア 生理用品
- イ 化粧水，乳液，保湿クリーム
- ウ 下着，おりものシート
- エ 携帯用ビデ

(2) 妊産婦及び乳幼児

- ア おむつ
- イ 離乳食，粉ミルク，ミルク
- ウ 授乳カバー，授乳ケープ（乳児用ブランケット）
- エ ほ乳瓶
- オ バスタオル
- カ おしり拭き
- キ 母子手帳

(3) 障害者

- ア 障害者手帳
- イ 補装具，日常生活用具等
- ウ ストマ，おむつ等

(4) 高齢者（要支援・要介護者）

- ア 介護保険証
- イ 介護用品（大人用おむつ，尿取りパット等）
- ウ 福祉用具，日常生活用具等

(5) ペットのいる家庭

- ア 名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
- イ 愛犬手帳
- ウ 食器
- エ ケージ

オ リード カ ペットフード キ トイレ用品 (6) 感染症対策 ア マスク イ 消毒液 ウ ビニール手袋 エ 体温計 オ 小型テント

2 地域による共助の推進

(1) 防災市民組織等の役割

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
自治会等の地域組織及び市民が自主的に結成した防災市民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及，防災訓練（初期消火，救出・救助，応急救護，避難）の実施，組織の強化等 ・ 消火，救助，炊出資器材等の整備・保守及び非常食，簡易トイレの備蓄 ・ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に基づく，災害時の避難支援体制の整備 ・ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 ・ 行政との連携・協力体制の整備 ○ 発災時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・伝達，出火防止，初期消火，負傷者救護，避難誘導，避難行動要支援者支援 等
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災市民組織未結成地区への結成を促進するため，自治会や地元団体への組織化を中心とした積極的な呼びかけ ○ 防災市民組織を活性化し，震災後に効果的な活動を展開するための各種訓練の実施，活動費補助 ○ 訓練のための広場，消防水利の確保等環境条件の整備・活動用資器材の整備を促進 ○ 防災市民組織が実施する訓練，広報活動等に対する支援 ○ 防災市民組織のリーダーに対する情報交換の場設定や研修会の開催
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災意識の啓発 ○ 防災教育・防災訓練の充実

機 関 名	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軽可搬消防ポンプ及びスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○ 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 市と連携した防災市民組織の活性化の推進 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

(2) 避難行動要支援者支援対策

総務部・子ども生活部・福祉健康部・関係機関・団体

ア 全般

避難行動要支援者の避難支援は、地域の共助の力が重要となるため、市は防災市民組織や自治会、地区協議会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と連携し、災害時に自力での避難が困難な方々を速やかに支援できる体制づくりを進めます。

また、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、通常実施している交流の場を利用して、平常時から情報収集と情報提供を行います。

イ 平常時の取組

(ア) 避難支援体制に係る取組は「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」に基づき進めます。

(イ) 市、福祉サービス事業所、障害者支援団体は相互に連携し、通常実施している交流の場を利用して、平常時から避難行動要支援者に係る情報収集と情報共有を行います。

ウ 災害時の取組

市は、福祉健康部内に「避難行動要支援者支援班」を設置し、避難行動要支援者支援を適切かつ効率的に実施します。

3 マンション防災における自助・共助の構築

(1) マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1 自助による市民の防災力向上」及び「2 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策に取り組みます。

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

(2) 防災意識の啓発

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交え東京都マンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報を市報、ホームページ等で発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付
不動産会社等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションを販売した際に、購入者に対する（賃貸の場合は、賃借人に対する）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力
マンション管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者に対する自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力

(3) 防災教育・防災訓練の充実

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対して出前講座、防災市民組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施
不動産会社等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、東京都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力
マンション管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者に対する、東京都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力

(4) 様々な取組を連携させたマンション防災力の向上

機 関 名	対 策 内 容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施（再掲） ○ リーフレットを防災ブックとともに全戸配布 ○ 関東大震災100年を契機としたシンポジウム，出前講座の実施
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた，防災にも寄与する自治会の活動の活性化 ○ マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりを強化
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京とどまるマンション」のPR ○ 東京都「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進

4 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

災害時に迅速な消火活動を図る消防団の活動体制充実のため，団員の充足率向上，消防団資機材の充実，情報通信体制の強化，計画的なポンプ車の更新，拠点施設の充実，処遇の改善，必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等を行っていきます。訓練場所については，特に公共の施設や民間のグラウンドも含め訓練場所の確保に努めていきます。

対 策 内 容
○ 消防団員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・総務部，消防団
○ 消防団員の教育訓練・・・・・・・・・・・・調布消防署
○ 消防団資機材・分団機械器具置場等の整備・・総務部
○ 地域等と連携した防災対策の推進・・・・・・・・総務部，調布消防署，消防団

(2) 詳細な取組内容

ア 活動能力の向上

(ア) 各種資機材やマニュアル等を活用して東京都消防訓練所・調布消防署との連携による教育訓練をさらに進め，災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。

また，教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図ります。

(イ) 消防団員が有している重機操作，自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進します。

また，消防団に対し機能別団員制度の周知を図ります。

(ウ) 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど，能力開発の促進を図ります。

イ 充足率の向上

消防団員確保については、リーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めます。入団資格についても検討していきます。

ウ 消防団協力事業所

消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図ります。

エ 地域防災力向上への貢献

(ア) 地域住民等に対する防災教育訓練を通じ、消防団と地域住民等との連携を今後もさらに強化し、地域防災力の向上を図ります。

(イ) 消防団を退団した消防団員で構成する消防団OB会は、専門的な技能を有しており、震災発生時には市との協定に基づき消防団と連携し災害活動等に当たることとしており、地域防災力の強化に取り組んでいます。

5 事業所による自助・共助の強化

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業所の防災力向上を図ります。

※事業所防災計画 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、東京都及び市区町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

機 関 名	対 策 内 容
総務部	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進
環境部	○ 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 ○ 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
生活文化スポーツ部	○ 都内中小企業のBCPの策定に係る取組を支援 ○ BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援

機 関 名	対 策 内 容
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実，強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画（消防計画）の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し，消防法等に基づき，自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者，防災管理者，危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画（消防計画）作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

(2) 詳細な取組内容

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，帰宅困難者対策，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を果たすため，自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要です。

機 関 名	対 策 内 容
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者対策 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に，利用者の保護に係る計画を作成し，あらかじめ事業所防災計画や業務継続計画（BCP）等の計画に反映（その際，可能であれば，他の企業等との連携，行政機関との連携，地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） 組織力を活用した地域活動への参加，帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ○ 従業員の保全 社屋内外の安全化，防災資器材や水，食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等，従業員や顧客の安全確保対策，安否確認体制の整備 ○ 業務継続計画（BCP）の策定 災害時等に短時間で重要な機能を再開し，事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画，いわゆる，重要業務継続のための業務継続計画（BCP）を策定し，事業活動拠点である事務所，工場等の耐震化の推進，事業のバックアップのシステムやオフィスの確保，災害に即応した要員の確保，迅速な安否確認などの事前対策の推進 ○ 緊急地震速報受信装置等の活用 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停

機 関 名	対 策 内 容
	<p>止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等を積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者対策 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ○ 地域貢献の促進 調布市商工会や調布市経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
市共通及び調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全般 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊がバール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を推進 ・広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性についての啓発を広く実施 ○ 防火管理者の選任を要する事業所 消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されており、これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進 ○ 自衛消防組織の設置義務のある事業所 消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられており、この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進 ○ 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されており、この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進 ○ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられており、震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効であることから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の

機 関 名	対 策 内 容
	<p>指導を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進 ○ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所 火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、出前講座等を通じ普及啓発 ○ 事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及びBCP策定に係る取組を支援
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス取扱事業所に対しては、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関係機関等と協力して、実験、基礎訓練及び総合訓練を実施 ○ 高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制としての東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について同協議会への参加を促すよう指導 ○ 火薬類保管事業所に対しては、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険防止のための応急措置などについて、自主保安体制の整備を指導

6 ボランティアとの連携

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した新潟県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。

近年の大規模災害時には、災害ボランティアセンターを通じたボランティアのほか、NPOやボランティア団体、これらの団体の活動を支援する団体等の多様な主体による被災者支援活動が行われています。

(1) 災害ボランティアの概要

ボランティア名	活動概要等
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に被災地域外から自発的に復旧・復興等の支援活動のために参集するボランティア ・市が行う救出・救護活動の実施・協力 ・避難者の誘導，避難所内の世話・業務の協力 ・炊出し，救助物資の配給・分配の協力 ・被害状況調査，災害対策業務の支援
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が①氏名，②連絡先，③活動の種類，④一定の知識，経験や特定の資格について把握し，必要に応じ登録・研修等が実施されているボランティア ○ 次項に，主な専門ボランティアを示す。

(2) 市の取組

ア 社会福祉協議会等との緊密な連携

総務部・福祉健康部・社会福祉協議会

市は，災害ボランティアを受け入れ，ボランティアセンターの設置・運営を迅速かつ円滑に行えるよう，日頃から市社会福祉協議会や防災関係機関と連携し，ボランティアの受入態勢や活動環境を整備していきます。

イ 東京都防災ボランティアとの連携

市では，東京都が実施する「東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月）」に基づくボランティア登録制度を活用して，ボランティア登録状況を把握すると共に，登録されているボランティアの方々が迅速かつ的確に災害時に行動できるような体制を整えます。

機 関 名	ボランティア名	活 動 概 要
生活文化スポーツ部	○ 防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、調布市国際交流協会を通じ市と連携した、被災外国人等の支援
都市整備部	○ 被災建築物応急危険度判定員 建築士法に定める建築士，建設業法に基づく建築施工管理技士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築物の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定
	○ 被災宅地危険度判定士 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第19条第1号イから同号トに該当する者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により，宅地が大規模に被災した場合に，被害の発生状況を把握し，危険度判定を実施
	○ 建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により，同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	所管施設の被災状況の点検業務支援，公園等避難場所における管理施設の管理業務支援，参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握
福祉健康部	○ 災害時看護職等ボランティア	災害発生からおよそ72時間後までを目途に，緊急医療救護所における医療救護活動（トリアージ業務の補助，被災傷病者に対する応急処置及び看護）

ウ 情報共有のための研修会等の開催

総務部・福祉健康部・社会福祉協議会

市は，社会福祉協議会と連携しNPO・ボランティア等との間で連携し，防災ボランティアの活動に係る意見交換を行う情報共有会議等を実施します。会議の議事は以下の通りです。

- ・ 平常時の登録，研修制度のあり方
- ・ 災害時における防災ボランティア活動の受入れ，各種調整体制
- ・ 防災ボランティアの活動拠点の確保要領
- ・ 活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策
- ・ 研修，訓練計画（災害ボランティアセンターの設置運営訓練等）

エ 受援力の向上

総務部・行政経営部・福祉健康部

市は、被災地となりボランティアを地域で受け入れる際にボランティアが十分に力を発揮するための環境を整備していくことによって、早期の復旧・復興を目指していかねばなりません。市や都外から集まるボランティアは土地勘も無く、また各被災者の細かなニーズを把握できていないことも多いと予想されます。

貴重な復旧・復興の支援の力をさらに発展させていくためには、被災した側の「ニーズ」と支援の手を差し伸べる側の「シーズ」をマッチさせるため、市は被災した状況を適時適切に発信し、ボランティアを早期に受け入れる態勢である「支援を受ける力」を向上させていかねばなりません。

オ 交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始しています。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っています。

機 関 名	要 件	活 動 概 要
調布警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

カ 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動

(ア) 概要

調布消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「調布消防ボランティア」という。）」の募集及び育成を平成7年から行っており、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図っています。

今後さらに、調布消防ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、調布消防ボランティアの一層の充実強化を図ります。

調布消防ボランティアの業務内容は、主に、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した部署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

(1) 登録要件

機 関 名	要 件	活 動 概 要
調布消防署	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2 平常時、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施</p>

(ウ) 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行います。日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるような体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図ります。

機 関 名	要 件	活 動 概 要
日 赤 東京都支部	○ 東京都赤十字救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	○ 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団	災害時には市区町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
	○ 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	○ 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

(エ) 活動内容

調布消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

キ 語学ボランティア

総務部・生活文化スポーツ部・都

被災外国人に対応するため、東京都は「外国人災害時情報センター」（以下「外国人災害時情報センター」という。）を設置し、以下の業務を行います。

- ・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等
- ・市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- ・東京都防災（語学）ボランティアの派遣

市は、平常時から調布市国際交流協会と連携し、在住外国人への防災に関する情報提供や防災知識の普及に努めます。

ク 調布市災害時看護職等ボランティア

福祉健康部

調布市では、緊急医療救護所を市内8箇所の病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院にて「調布市災害時看護職等ボランティア」を立ち上げ、医療救護活動を行います。活動概要は以下のとおりです。

- ・活動場所 市内8箇所の緊急医療救護所又は東京慈恵会医科大学附属第三病院
- ・活動時間 災害発生からおよそ72時間後まで
- ・活動内容 救急医療救護所において医師の指示に基づく被災傷病者のトリアージ業務の補助
救急医療救護所における被災傷病者に対する応急処置及び看護
その他医療救護に係る業務(研修及び訓練等を含みます。)

(3) ボランティア活動との連携

福祉健康部・都市整備部・調布消防署・社会福祉協議会

市は、ボランティア意識の高揚と環境づくり、さらに行政との間の信頼関係や協力連携システムの構築に努めます。

このため、社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施します。

7 市民・行政・事業所等の連携

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・調布消防署

行政、事業所、市民、監理団体、その他関係防災機関は、地域における連携体制や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムを確立します。

(1) 対策内容と役割分担

市及び関係防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していきます。

機 関 名	対 策 内 容
市，関係防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域，事業所，ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り，地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○ 合同防災訓練の実施 ○ 地区防災計画の作成の推進 ○ 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため，各種対策を推進 ○ 市が実施する地域相互支援ネットワークの育成の促進について，情報提供などの必要な施策の推進
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動団体等とのネットワークの形成
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び事業所等との協働による，自助・共助による応急手当の普及促進

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	対 策 内 容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺帰宅困難者等対策協議会等，事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○ 防災市民組織における事業者間連携や自治会・事業所間等の連携の普及・拡大 ○ 自治体間の相互支援体制の強化 ○ 行政，事業所，地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発 ○ 震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催 ○ 商工会，経営者協会等の協力により紹介を受けた，防災について地域貢献意思のある事業所と地域との連携の推進 ○ 地域と事業所との連携事例について，防災市民組織等への積極的なPR及び地域貢献する事業者の市報，ホームページによる紹介
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に活動が円滑に行われるよう，平常時から市民活動団体等とのネットワーク形成を推進
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に活動が円滑に行われるよう，平常時から社会福祉協議会とのネットワーク形成を推進
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当の普及促進のため，専門的な知識技能を有する消防団，災害時支援ボランティア等と協働した救命講習の実施を推進

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 自助による応急対策の実施	4 消防団による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施	5 事業所による応急対策の実施
3 マンション防災における応急対策の実施	6 ボランティア活動との連携

I 自助による応急対策の実施

(1) 市民自身による応急対策

災害対策総務部

災害時には、自身と家族の身を守り、次に出火を防止。

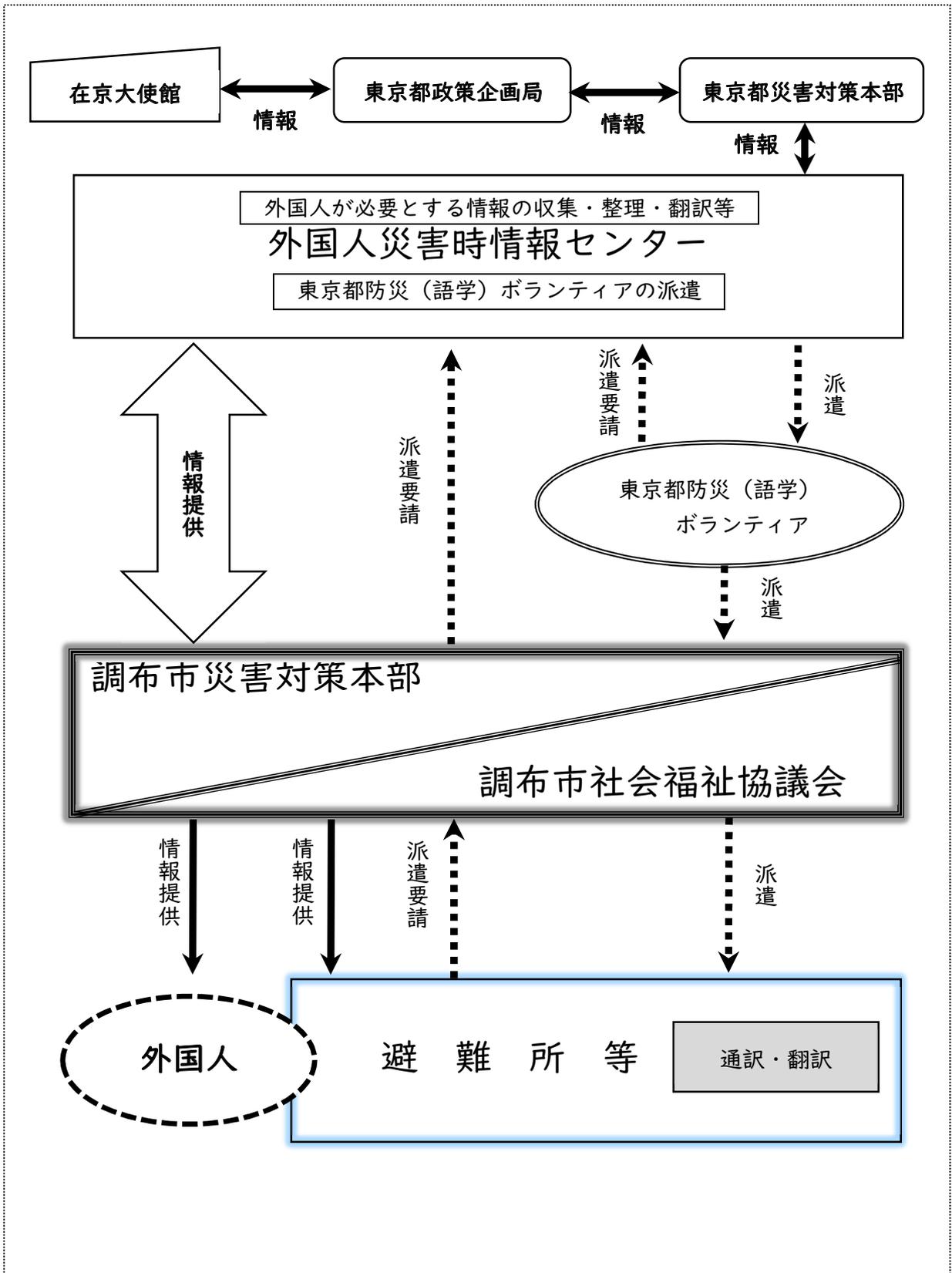
- ・災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動。
- ・地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用。

(2) 外国人の情報収集等に係る支援

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
災害対策 生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在住外国人への情報提供 ○ 調布市社会福祉協議会，東京都が設置する外国人災害時情報センターとの情報交換 ○ 国際交流協会等との連携
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人災害時情報センターとの連携 災害時の被災外国人への対応として，外国人災害時情報センター，（公財）東京都つながり創生財団と連携して，次の業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・市が取り組む外国人への情報提供に対する支援 ・東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し，防災（語学）ボランティアを派遣 ○ （公財）東京都つながり創生財団と連携して，他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
観光関連事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内，誘導，情報提供
都政策企画局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在京大使館等との連絡調整

(3) 業務手順



2 地域による応急対策の実施

災害対策総務部

地域や防災市民組織、事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施します。

(1) 対策と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
地域と防災市民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 自治体及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動等
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○ 災害情報の収集・伝達活動 ○ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
各事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

(2) 詳細な取組内容

ア 防災市民組織

(ア) 市民消火隊による活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、街頭消火器、バケツリレー等により初期消火を実施します。なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行います。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従います。

(イ) 救出・救護活動

- ・ 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用
- ・ 倒壊建築物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施
- ・ 要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を実施

(ウ) 避難所運営支援

避難所運営主体である市や地域住民と連携し、防災市民組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営の支援を行います。

(エ) 避難行動要支援者支援

- ・避難行動要支援者については、特に人的支援を要することから、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者は相互に協力して支援を実施します。
- ・迅速な安否確認のため、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、情報収集等を行います。
- ・震災後の支援として、自宅で生活している避難行動要支援者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行います。

3 マンション防災における応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、前項「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施します。

機 関 名	対 策 内 容
管理組合・マンションに係る自治会・防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4 消防団による応急対策の実施

(1) 消防団の任務

地域の消火活動、延焼の拡大防止、避難の安全確保に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大震災の火災等から市民の生命、財産を守ります。

(2) 活動の基本

- ・参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と消防団本部への報告
- ・分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ、火災その他災害に対する消防活動の実施
- ・要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置、安全な場所への搬送
- ・避難指示等の地域住民への伝達
- ・関係機関と連携した、避難者の誘導と安全確保、避難場所の防護活動
- ・市から出動要請を受けた消防団OB会を指揮した消防活動

(3) 部隊の運用

受持区域内に発生した対処すべき事象は、分団独自又は消防署隊と協力して消防活動を行い、延焼阻止等に全力を上げます。消防署隊と協力した活動を行う際は、署隊の指揮により活動します。

5 事業所による応急対策の実施

- ・ 来訪者や従業員等の安全を確保した上で救助活動，救護活動の実施
- ・ 出火防止措置を実施
- ・ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
- ・ 正確な情報の収集，伝達
- ・ 施設の安全を確認したうえで，従業員の一斉帰宅を抑制
- ・ 事業所での災害対策完了後，地域の消火活動，救助活動，救護活動の実施
- ・ 応急対策後は，事業の継続に努め，地域住民の生活安定化に寄与

6 ボランティア活動との連携

災害対策総務部・災害対策福祉健康部・調布消防署・社会福祉協議会

市は，東京都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して，一般のボランティアが，被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援します。

(1) 対策内容と役割分担

ア 連携要領等

(ア) 概要

市は調布市社会福祉協議会と連携し，調布市災害ボランティアセンターを設置します。この際，東京都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して，一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援します。

(イ) 活動費用に掛かる事項

共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

イ 調布市災害ボランティアセンター

(ア) 市は，調布市災害ボランティアセンターを「調布市総合体育館」（深大寺北町2丁目1番地65）に設置します。

(イ) 災害の程度・被害の状況によって他に適切な施設・場所を設ける必要がある場合は，新たなボランティアセンターを設置します。

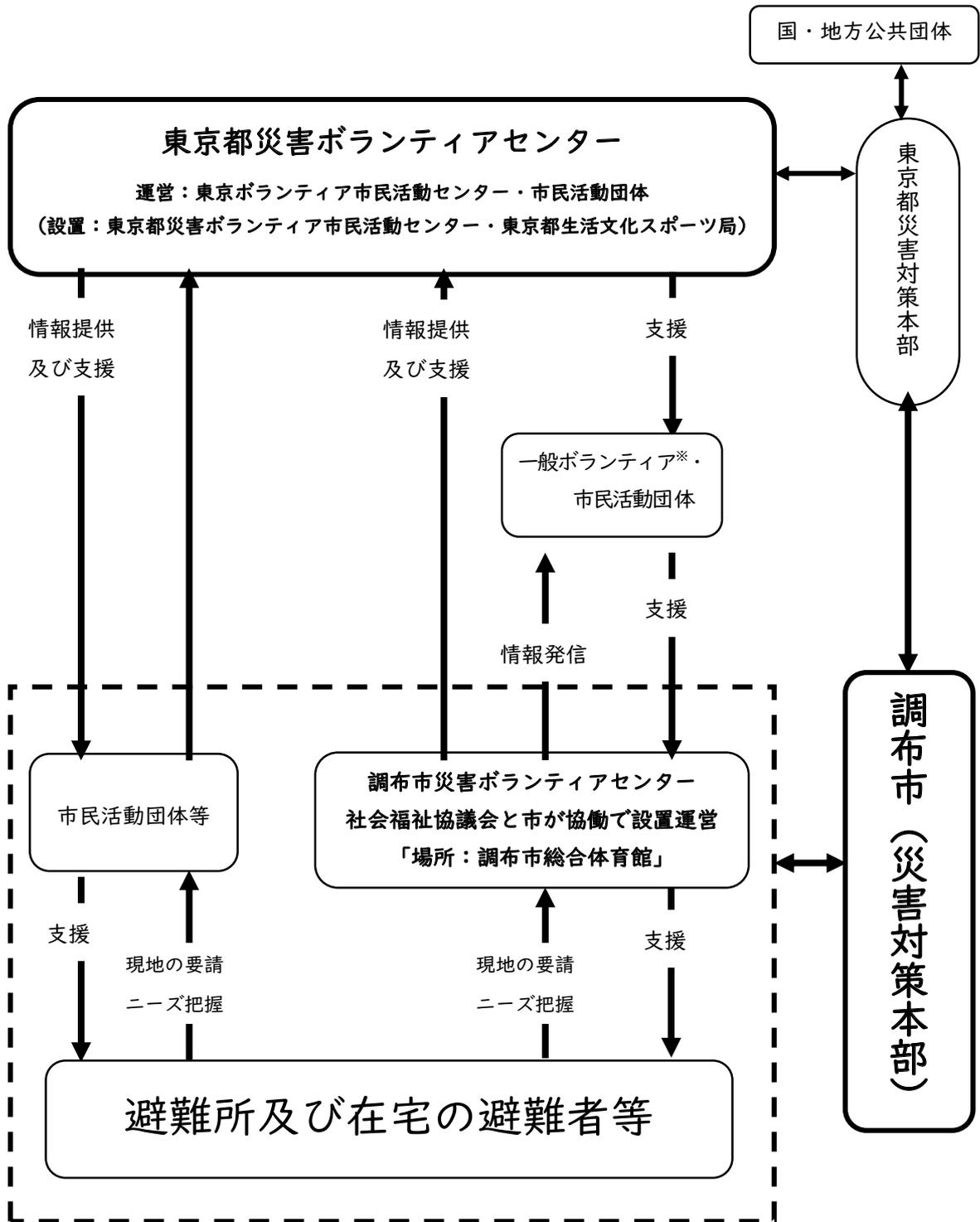
ウ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部 災害対策生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会等との協働による市災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市との協働により市災害ボランティアセンターを設置・運営 ○ 市民活動団体等との連携 ○ 災害ボランティアコーディネーターの市災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
警視庁 調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布消防ボランティア受入本部の設置

(2) 防災ボランティア等の活動内容

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、東京都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災建築物応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
調布消防ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

(3) 作業手順



震災編 第2部

※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく避難所運営やがれき撤去等に取り組んでいただくボランティア

第3章 安全に暮らせる都市づくりの実現

本章における対策の基本的考え方

○ 不燃化・耐震化などによる地震に強いまちづくりの基本的考え方

地震による災害から一人でも多くの市民の生命及び貴重な財産を守り、震災時にも都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要です。

地震に強い都市づくりの実現に向けて、不燃化・耐震化などによる安全・安心な市街地形成を推進していきます。

本章では、施設や住宅の不燃化・耐震化、出火・延焼の防止に向けた取組について示します。

○ 現在の対策の状況

市ではこれまで、建築確認申請業務等を通じて、建築基準法の遵守による安全性の確保に向けた指導や審査等の強化を図ると同時に、建築物の耐震化を進めており、特定建築物の耐震化率を90.0%に高めました。

なお、公共建築物については、平成24年度に耐震化を完了しています。

また、震災時における延焼防止のため、防火水槽等震災時水利の整備を行っており、市内の充足率は令和6年度で93.4%となっています。

都市計画では、防火地域、準防火地域の指定を行っています。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、多摩東部直下地震で、市内の建物崩壊棟数（全壊）は最大675棟、死者数は最大55人、負傷者数は最大1,045人に達すると予想されています。これらの被害を軽減するために、狭あい道路の解消や建築物の不燃化、オープンスペースの確保などの方策を推進していく必要があります。

また、建築物の不燃化をさらに重層的に進める必要があるほか、延焼防止に向け、消火活動困難地域の解消に向けた諸施策や的確な消防水利の整備を進める必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 市街地の不燃化
 - <到達目標> 建築指導行政の一層の充実や延焼遮断帯の設置等で不燃領域率を向上
- ・ 建築物の耐震化及び安全対策の促進
 - <到達目標> 各種建築物の耐震診断、耐震改修を促進。エレベーター閉じ込め対策を強化
- ・ 延焼等の防止
 - <到達目標> 消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を最小限に抑制

第1節 現在の到達状況

1 市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

令和4年に、東京都から「地震に関する地域危険度測定調査報告（第9回）」が示され、調布市においても基盤整備がなされないまま、木造住宅等が密集した市街地において、震災時の延焼火災の危険度が高い地域が存在しています。

調布市の土地利用は、昭和30年の市政施行当時農地が970ha（構成比率43.5%）、宅地は326ha（14.6%）であったが、その後宅地面積は徐々に増加し、令和4年度には1,248.5ha（57.8%）となっています。

現在の土地利用は、京王線各駅周辺に商業立地が見られるとともに、国領駅から調布駅周辺に中心市街地を形成しています。その市街地の周囲には住宅地が立地し、無秩序な開発と新たな開発が混在しています。

市内の多くの地域で、人口が急増した時期に都市基盤が整備されることなく宅地に転用されてきました。このため、幅員4メートル未満の狭い道路が多く、災害時の消防活動や避難等が困難な状況にあります。

一方で、平成24年8月に京王線調布駅付近連続立体交差事業により、京王線調布駅周辺の地下化が完了し、18箇所の踏切が除去され、市街地の安全性向上にも寄与しています。

調布市は都心からの交通の便がよく、都心の受け皿として急速に宅地化が進行するとともに土地の細分化が進んだ結果、地区によっては消防活動困難区域が拡大するなど、防災面で危険な地域を増加させてきました。その後、平成7年4月に建築指導行政の移管を東京都から受け、本市が建築確認申請業務を開始したことにより、的確な状況把握が可能となり、指導や審査等の強化が図られることとなりました。

オープンスペースとしての公園緑地は、神代植物公園、野川公園、武蔵野の森公園、多摩川緑地が大きな面積を占め、野川の北側、はげ下には崖線樹林地が広がっています。

また、農地は深大寺、佐須、布田の周辺に広域に残されており、多くは生産緑地の指定を受け緑地機能を有しています。

2 建築物の耐震化及び安全対策

発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全・安心な都市づくりを促進しています。

また、建築物の安全対策を促進しています。

- 市の主な公共建築物は耐震性を満たしています。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 90.0%（令和5年度末）
- 住宅の耐震化率 92.8%（令和3年度末）
- 特定建築物の耐震化率 90.0%（令和6年3月）

（「調布市耐震改修促進計画」令和5年12月改定）

（「調布市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」令和6年3月更新）

- 家具類の固定などの転倒・落下防止実施率
家具が倒れたり移動しないよう固定 65.6%

（調布市民意識調査報告書・令和5年度版）

3 液状化対策の強化

東京都から、令和4年5月に「東京都の新たな被害想定」で液状化危険度分布図、令和6年3月に新たな東京の液状化予測図が公表されました。調布市での液状化危険度分布は標記の通りです。現在、調布市では、液状化危険度分布図による危険性の高い地域が複数箇所存在していることから、「液状化対策アドバイザー」の派遣を案内するなど、これらの情報に基づく適切な対応を行っていきます。

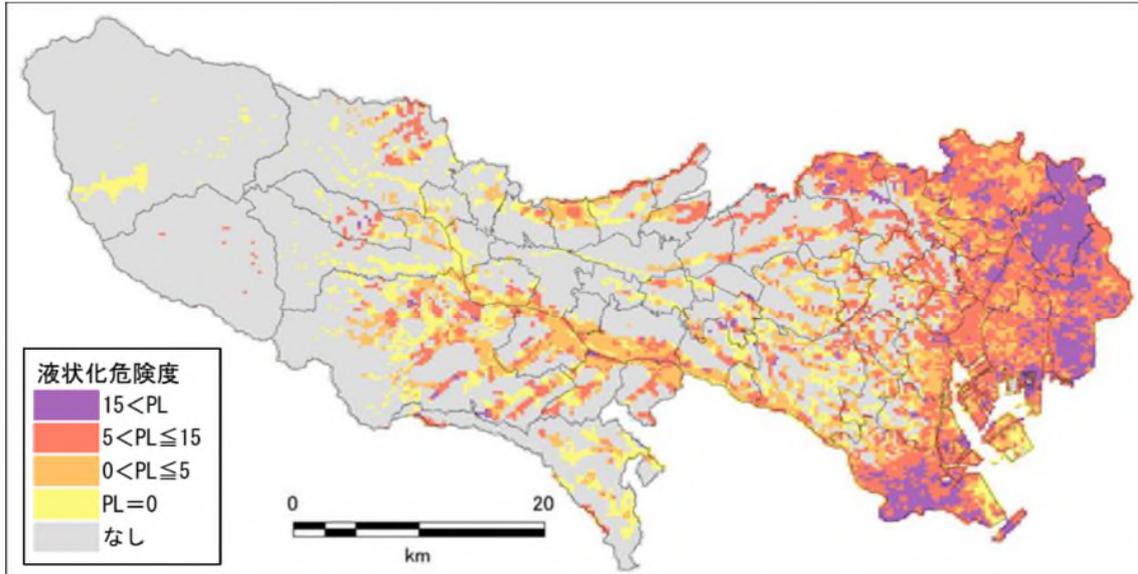


図 多摩東部直下地震(M7.3)の液状化危険度分布

表 PL値による液状化危険度判定区分（岩崎ほか(昭和55(1980)年)に加筆）

	PL=0	0 < PL ≤ 5	5 < PL ≤ 15	PL > 15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

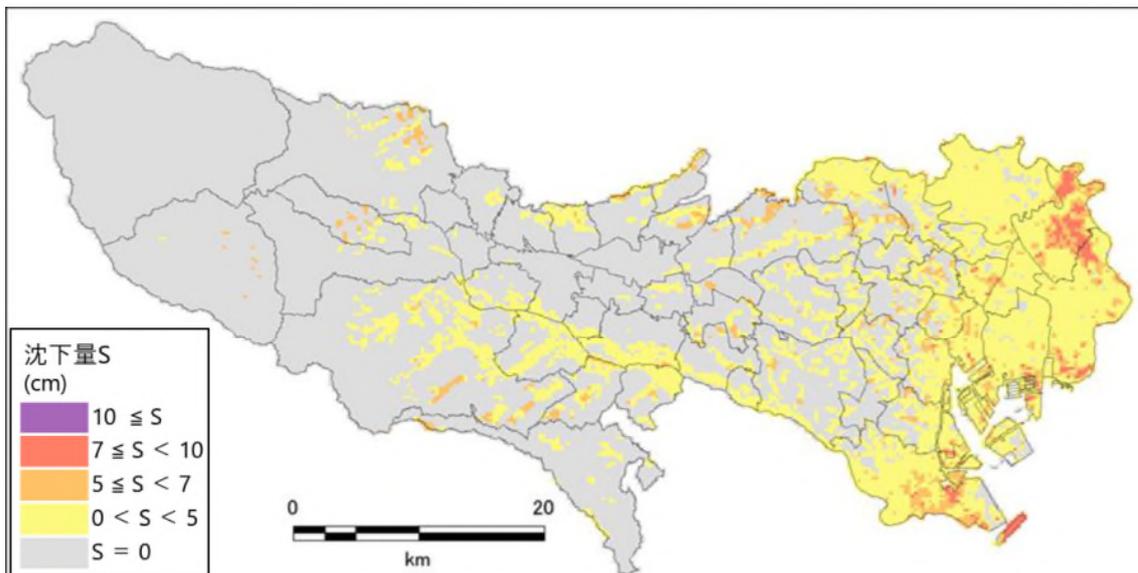


図 多摩東部直下地震(M7.3)の沈下量分布

4 延焼等の防止

東京消防庁、東京都及び市が連携して防火水槽等震災時水利の整備を行っています。
 また、都市計画において、防火地域、準防火地域の指定を行っています。

- 市内における震災時水利の充足率 93.4%（令和6年度）
- 調布市と東京都水道局による「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」締結（平成24年9月）
- 防火地域の指定状況は、下表のとおり。

【地域地区（用途地域、防火地域）の指定状況】

（令和6年4月30日現在）

		建蔽率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	構成 (%)	防火地域 (ha)	
						準防火	防火
住居系	第1種低層 住居専用地域	30	50	73.9	3.6	129.1	
		30	60	78.1	3.8		
		40	80	871.0	42.4		
		50	100	129.1	6.3		
	小計			1,152.1	56.1	129.1	
	第1種中高層 住居専用地域	50	100	26.7	1.3	26.7	
		60	150	33.9	1.7	33.9	
		60	200	295.4	14.4	295.4	
	小計			356.0	17.4	356.0	
	第2種中高層 住居専用地域	60	200	45.2	2.2	45.2	
	小計			45.2	2.2	45.2	
	第1種住居地域	60	200	124.5	6.1	124.5	
	小計			124.5	6.1	124.5	
第2種住居地域	60	200	11.3	0.6	11.3		
小計			11.3	0.6	11.3		
準住居地域	60	200	40.0	1.9	40.0		
小計			40.0	1.9	40.0		

		建蔽率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	構成 (%)	防火地域 (ha)	
						準防火	防火
商業系	近隣商業地域	80	200	44.9	2.2	44.9	
		80	300	56.1	2.7	56.1	
	小計			101.0	4.9	101.0	
	商業地域	80	400	25.2	1.2		25.2
		80	500	14.5	0.7		14.5
80		600	2.1	0.1		2.1	
小計			41.8	2.0		41.8	
工業系	準工業地域	60	200	182.2	8.9	182.2	
	小計			182.2	8.9	182.2	
計				2,054.1 ha	100.0%	989.3	41.8
						1,025.3 ha	

第2節 課題

【調布市の被害想定】（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）
 （多摩東部直下地震（M7.3））

被害項目	想定される被害（調布市）		備考
建物倒壊棟数（全壊）	675棟		
うち揺れ	669棟		
うち液状化	5棟		
うち急傾斜地崩壊	1棟		
建物焼失棟数	1,160棟	焼失率2.5%	①
死者数	55人		
うち揺れ，液状化，建物被害	38人		
うち急傾斜地崩壊	0人		
うち火災	11人		
うちブロック塀・屋外落下物等	0人		
うち屋内収容物（参考値）	6人		
負傷者数（（ ）内はうち重症者数）	1,045 (99)人		②
うち揺れ，液状化，建物被害	885 (62)人		
うち急傾斜地崩壊	0 (0)人		
うち火災	16 (4)人		
うちブロック塀・屋外落下物等	6 (2)人		
うち屋内収容物（参考値）	138 (31)人		
閉込めにつながりうるエレベーター停止台数	185台		①
幅員13m未満の道路の閉塞 （閉塞率15%以上の地域） （多摩全域の値）	29.2%		多摩

※ 上表は、被害が最大のケースで示しています。（①冬18時 風速8 m/秒，②冬5時 風速8 m/秒）

※ 小数点以下の四捨五入により，合計値は合わないことがあります。

【その他の被害・複合災害】

被害項目	想定される被害
長周期地震動による影響	建物の損傷，家具の転倒，什器類の移動等
建物被害	本震で脆弱となった建物が余震で倒壊するなどの被害増加
急傾斜地崩壊による被害	地盤の緩み等が生じている場合で，その後の集中豪雨等による斜面崩壊等の被害増大
出火，延焼	復電による通電火災，道路の閉塞による避難困難等

1 市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）に向けた課題

調布市の市街地は、首都東京の拡大・成長に伴い、急激な住宅及び宅地開発により形成されてきました。道路、公園等の都市基盤が未整備であり、防災面で課題を抱えた市街地も多くあります。近年の大震災を教訓として、地域特性に合わせた市街地の再整備を行い、防災機能の向上を図ることが求められています。

地域に応じた生活機能と産業機能の調和や、用途によって利便性の高い快適な秩序ある都市環境を実現するため、合理的で適正な土地利用の方針を定める必要があります。

現状の市街地では、幅員4メートル未満の道路が多く、災害時の消防活動や避難等が困難な状況にあります。これら狭あい道路の解消が必要です。

また、建築物の不燃化を促進し、地震等による被害の軽減を図るため、不燃化地域の拡大と防災上必要な公共施設の耐震不燃化を推進する必要があります。

木造住宅が密集している市街地は、地震による家屋の倒壊や、火災の延焼による被害の危険性をはらむため、住宅の耐久性、耐火性の確保が重要です。

さらに、避難路かつ救援活動を支える道路、避難所となる学校等の都市施設の安全性を確保する必要があります。

同時に、震災時に避難者の安全な避難場所及び火災の延焼防止のための空間となり、また、復旧・復興の際には、応急仮設住宅建設用地等となるオープンスペースを、様々な方策により確保する必要があります。

2 建築物の耐震化及び安全対策の課題

建築物の耐震化は進んでいるが、調布市耐震改修促進計画に定める目標を達成するため、重層的に施策を講じていく必要があります。

建築物の耐震性を向上させることとともに、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等安全対策の一層の推進が必要です。

3 液状化対策の課題

「東京都の新たな被害想定（令和4年5月）」の液状化危険度分布図、「東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）」にあわせて、適切な対策を講じる必要があります。

4 出火、延焼等の防止に向けた課題

令和4年5月公表の東京都による被害想定では、多摩東部直下型地震が発生した場合、調布市では、最大1,160棟が焼失すると予想されています。

また、建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性があります。

したがって、災害時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に、的確な消防水利の整備を進め、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要があるとともに、住宅用火災警報器の全室設置、緊急輸送道路沿道の耐震化などを促進する必要があります。

第3節 対策の方向性

1 市街地の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

大地震により同時多発火災が発生しても、大火への拡大を抑制し避難や有効な消火活動が行い得るように、市街地の基礎的安全性の確保を達成することを目標に、災害に強い都市基盤の整備を目指します。市街地の再整備，都市計画の防災機能の向上など，種々の都市基盤を整備等のため，市において事業を推進するとともに，広域的施設等の整備について，国・都に事業の促進を要請します。

市の都市計画，道路等の関連部署が連携し，建築指導行政の一層の充実を図ります。特に不燃化を進めるため，延焼を防止する延焼遮断帯を設けるなど，適正な用途地域の指定に努めます。さらに，狭あい道路の整備を推進します。

また，調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年度策定）との整合を図り，具体的な施策の展開を図ります。調布市都市計画マスタープランに示された将来都市像「住み続けたい緑に囲まれるまち調布」の実現に向け，市民の参加と協働によるまちづくりを推進するため，地域カルテや防災アセスメントの作成を行い，まちづくり計画検討の資料として提供します。

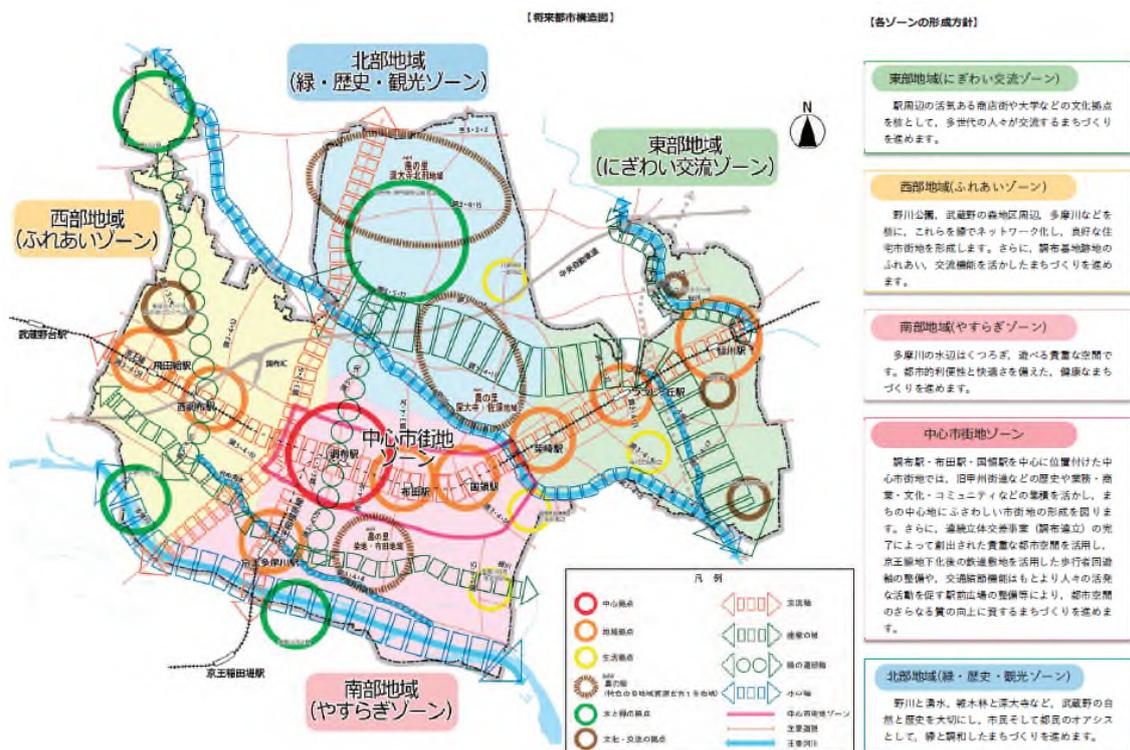


図 将来都市構造図

（出典：調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 令和5年8月）

また，公園・緑地の拡充や防災機能を高めるとともに，農地の保全等を行い，市街化が進行しオープンスペースの減少が見込まれる地域に公園等を確保し防災活動の拠点としての利用を図ります。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

調布市耐震改修促進計画(令和5年12月改定)に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路沿道建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行います。

また、耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進します。

そのほか、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図ります。

3 液状化対策

「東京都の新たな被害想定(令和4年5月)」の液状化危険度分布図、「東京の液状化予測図(令和5年度改訂版)」の見直しにあわせて、市民に情報提供を行い、液状化対策を推進します。

4 延焼等の防止

地震火災等に対し、関係機関及び市民が対応すべき対策のうち、被害の軽減・防止に直接つながるものを重点に取り組みます。

市及び各機関は、地震時の出火防止策のための感震ブレーカーの設置等、初期消火体制の強化のための消火器、消防用設備、消火資機材等の適正な設置、消防活動体制の整備強化を進めるとともに、危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物等取扱施設等の安全化、危険物等の輸送の安全化の措置を講じます。

第4節 到達目標

1 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 特定緊急輸送道路沿道建築物 100%(令和8年度末まで)
- 一般緊急輸送道路沿道建築物 90%(令和7年度末まで)
- 住宅 97%(令和7年度末まで)、令和12年度末までに2000年基準を満たさない新耐震基準の木造住宅を半減、令和17年度末までに耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消することを目標とします。
- 特定建築物 95%(令和7年度末まで)とし、その後の目標は調布市耐震改修促進計画次回改定時に定めます。

2 液状化対策

液状化予測図の見直し(東京都、令和5年度)、「液状化による建物被害に備えるための手引」(東京都、令和4年度)を受けて、建築物の安全性確保等の対策を検討・推進します。

3 延焼等の防止

消防水利不足地域を解消し、震災時における火災による被害を最小限に抑制します。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

1 地域特性に応じた防災都市づくり	6 長周期地震動対策の強化
2 河川施設等の整備	7 消防水利の整備，防火安全対策
3 がけ・擁壁・ブロック塀の安全対策	8 危険物施設，高圧ガス，毒物・劇物 等取扱施設等の安全化
4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	9 危険物等の輸送の安全化
5 液状化，長周期地震動への対策の強化	

1 地域特性に応じた防災都市づくり

(1) 災害につよい都市基盤の整備

総務部・生活文化スポーツ部・環境部・都市整備部

ア オープンスペースの確保

(ア) 現況及び事業計画

市内には，大規模な都立公園として神代植物公園，野川公園，武蔵野の森公園があり，河川を含む多摩川緑地等とともに，広域公園・緑地として利用されています。

また，中小規模の公遊園等は，市内全域に配置されていますが，民有地の借上げ等の問題があり，将来に残すオープンスペースとして計画的な公有化や長期継続借地の方策を検討するとともに，防災機能をもつ公園の新設について令和3年3月に改定した調布市緑の基本計画などに基づき展開していきます。

(イ) 公園・緑地

公園・緑地とも，憩い，コミュニティ，レクリエーションの場としての役割や震災時の避難場所，火災時の延焼防止機能の役割が大きいことから，「調布市基本計画」や「環境基本計画」，「緑の基本計画」に基づき，水と緑の保全と創出，育成に努めるとともに，都市公園等の新設や既設公園の整備に努め，安全で快適な空間の確保に努めます。

また，生垣の新設及びブロック塀の生垣化による改良費補助や管理費に対するの助成を行い，災害発生時の避難路の安全性の向上，緑の保全・育成に努めます。

(ウ) 農地の保全

市街化区域内農地は，良好な環境確保のほか，防災上火災発生時の延焼防止や，地震発生後の一時待機場所や被災者への生鮮食料品の供給等多くの役割を担うことから，農業振興を図りつつ生産緑地として保全していきます。

【生産緑地の指定】

令和5年3月末現在	平成27年度～令和5年度計画
400地区 106.89ha	都市農業の推進, 農地の保全等

(I) 調布基地跡地（留保地）の活用

現在国有地である調布基地跡地留保地（6ha）について、市の調布基地跡地利用計画に基づく防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園としての活用を目指します。

その中で、防災機能として、日常的に利用するグラウンドや広場、建物、駐車場などの特性に応じて、災害時には、物資の荷分け・搬送、ボランティア活動の拠点、帰宅困難者対応、備蓄等を行う場所としての活用を念頭に整備を行います。

なお、具体的な機能・場所の配置等については、調布基地跡地留保地利用計画に基づく取組の進捗に合わせて整理します。

イ 緑の防災ネットワークの形成

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、農地、河川など様々な空間を活用するとともに、避難所施設の耐震化や備蓄倉庫、貯水槽を整備して、震災時の防災拠点としての機能を向上させ、これらの防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成します。

また、公園・緑地を整備するとともに、延焼を抑制するため、ブロック塀を生垣へ転換することなどにより緑の防災ネットワークを形成します。

(2) 地域の特性に応じた市街地の整備

都市整備部

ア 生活道路の整備，狭あい道路の拡幅整備等

(ア) 生活道路の整備

調布市道路網計画に基づき、歩行者などの交通を重視し、安全性の確保のほか、防災性、快適性、コミュニティ機能などの向上のため、生活道路の整備に努めます。

(イ) 狭あい道路の拡幅整備

幅員4メートル未満の狭あい道路については、災害時における避難路機能の充実のため拡幅整備を行います。

(ウ) 橋りょうの点検整備

市で管理している橋りょうは、長寿命化修繕計画に基づく予防保全の管理方針のもと、安全点検調査を実施しながら補強等を実施し、安全の確保に努めます。

(エ) 道路管理

市が管理する道路及び附属施設については、平常時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図ります。

イ 住宅環境の整備

(ア) 住宅及び住環境整備の誘導

住宅マスタープランに基づき、少子高齢社会への対応や住宅の質の向上を図るため、高齢者・障害者・子育て世帯などへの住宅の確保対策等や、既存の個人住宅や集合住宅の長寿命化や再建築等について、計画的・重点的・総合的な対応を行い、用途地域制度による土地利用の誘導や道路整備等と連動して住環境整備に努めます。

(イ) 市営住宅の長寿命化への取組と住宅供給

α 市営住宅の維持保全

既存の市営住宅を有効に活用して、安全・安心で快適な住まいを長期にわたって確保するため、予防保全的な観点からの計画的な改修工事等を実施し、適正な維持保全に努めます。

ウ 防災都市づくりに資する事業等

(ア) 土地区画整理事業

道路・公園などの整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進します。

公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全で快適なまちを実現します。

(イ) 市街地再開発事業

木造建物が無秩序に密集し、道路が狭い中で、住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃高層化、土地の高度利用化を図るとともに、震災時には避難場所ともなる大規模公園や道路等の公共施設を一体的に整備し、オープンスペースを確保することによって地域の防災性や生活環境の向上を図ります。

(ウ) その他の防災都市づくり事業等

家屋等の密集や都市基盤施設が脆弱で、地域の防災性や利便性の向上など生活環境の改善が必要とされる地区では、これらの面的整備事業を含めた市街地整備の検討、推進を図ります。

エ 防火地域等の指定

不燃化による延焼防止を図るため、延焼遮断帯を設けるなど、都市計画上の地域地区である防火地域の指定の拡大・拡充に努めます。

オ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物について、東京都や関係団体と連携して耐震化を促進します。

(3) 消防活動の円滑化方策

総務部・都市整備部・調布消防署

市は、調布消防署と協力して、消防活動を円滑に進めるための以下の方策を検討し、推進します。

- 消防水利不足地域及び避難場所等のための水利の確保
- 道路ネットワークの確立及び広幅員道路の整備
- 延焼遮断帯等焼け止まり線の確保
- 消防部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保
- 調布消防署及び消防団施設充実強化のための用地確保

また、地域防災力の向上方策として以下の方策を検討し、推進します。

- 消防団、災害時支援ボランティア、住民等が訓練に活用できる防災訓練施設、資機（器）材格納庫等の確保 など

2 河川施設等の整備

都市整備部・都・国土交通省

河川の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぎます。

3 がけ・擁壁・ブロック塀の安全対策

総務部・環境部・都市整備部

都市化の進展に伴い、災害発生の要因となるおそれのあるがけや急斜面にも宅地化の波が押し寄せて、住宅地となることが多くなってきました。

また、近年の大規模地震においても、ブロック塀等が倒壊し、災害要因としての危険性が注目されました。

本来、がけ・擁壁・ブロック塀等の安全管理は、それぞれの所有者や管理者が行うべきものです。そのため、平素から市では法律や東京都の条例による基準、方針に基づき、安全のための規制や指導を強化していくとともに、崩壊防止工事の実施や生垣への転換に対して、助成を行うなどできる限りの安全対策を進めていきます。

また、市は、これらに関するハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知を図っていきます。

(1) がけ（ハケ）・擁壁等の安全化

都市整備部

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和

36年法律第191号、令和5年施行)に基づき、東京都では令和6年7月31日から盛土規制法に基づく規制が開始されました。これにより、市内全域が盛土規制法による宅地造成工事規制区域となり、規制強化が図られることになりました。

【宅地造成工事規制区域の指定現況】 (令和6年7月現在)

宅地造成工事規制区域の指定現況	2,158ha
-----------------	---------

(2) 急傾斜地等の安全化

総務部・都市整備部・都

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜角が30度以上、高さ5m以上で想定被害区域に5戸以上の人家が存在するなどの一定の要件を満たすものを東京都が急傾斜地崩壊危険箇所と指定し、そのうち危険度の高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定して崩壊防止工事を行っています。なお、国土交通省の通知により、令和6年4月より急傾斜地崩壊危険箇所は使用しないことになりました。現在調布市内では急傾斜地崩壊危険区域は指定されていません。

また、東京都は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、令和元年9月に調布市内全域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行いました。土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施します。

市は、当該区域における警戒避難体制の整備などソフト対策を推進、調布市土砂災害ハザードマップ(令和2年9月改訂)による情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図ります。さらに、当該区域内に所在する要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑な避難誘導が可能となるよう、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促します。

(3) ブロック塀等の安全化

都市整備部

近年の大規模地震では、多くのブロック塀、石積み、万年塀等が倒壊し、被害の増加の要因となった例があります。市では建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行います。

また、地震等の発生時においてブロック塀等の倒壊による事故を防ぐため、ブロック塀等の撤去や建替工事にかかる費用の一部を助成します。

(4) 生け垣化等の推進

環境部

地震時のブロック塀や万年塀等のコンクリート塀の倒壊による被害を防止するため、生垣への転換を推進するとともに、建築物の新設に際しても生垣等の安全施設の設置が望まれます。

このため、公共施設の接道部緑化を進めるほか、市が行う民間生垣助成「調布市生垣等設置に関する補助金交付要綱」(昭和63年7月25日要綱第32号)の積極的

な活用が図られるよう努めます。

4 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(1) 建築物の耐震化の促進

総務部・都市整備部

ア 公共施設・住宅等の耐震性の向上

市は、調布市耐震改修促進計画（令和5年12月改定）に基づき、次のとおり公共施設・住宅等の耐震性の向上に努めます（市の主な公共建築物は平成23年度に耐震化完了。）。

(ア) 市では、市民や事業者に対し、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分認識できるよう、東京都が作成する地震に関する地域危険度測定調査を活用した「調布市防災マップ」を令和2年12月に作成し、地震に関する地域の危険度の周知や、耐震診断及び耐震改修の啓発と知識の普及を図っています。また、耐震化に関する助成事業等について普及啓発を図るため、東京都耐震マーク表示制度、助成制度のパンフレット、耐震対策関係の資料・写真、住まいの耐震対策チラシ、市報への掲載、ホームページ掲載等、多様な情報提供を行います。

(イ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく特定既存耐震不適格建築物（多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの）の所有者に対して、当該建築物の耐震改修を実施するように指導及び助言を行い、必要に応じて耐震改修実施の指示を行います。

(ウ) 昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅、分譲マンション及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事着手した2階建て以下の木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部を助成します。

(エ) 東京都及び住宅金融支援機構で実施している個人住宅の耐震改修工事を実施する場合の融資制度のPRに努めます。

(オ) 分譲マンション耐震化促進事業として、耐震アドバイザー派遣並びに耐震診断、補強設計及び耐震改修の耐震化を実施する分譲マンションの管理組合等に耐震化に要した費用の一部の助成を行います。

イ 木造住宅等の防災性の向上

木造及び簡易耐火構造の市営住宅を中層化耐火構造住宅に建て替えるとともに、空間の確保に努めます。

市は、特定行政庁業務として、建築物の新築・増築等について、建築物の位置、構造及び設備等が建築基準法（昭和25年法律第201号）、同関係法令及び消防関係法令の防災関係諸規定に適合するように窓口及び現場における指導を実施し災害防止に寄与します。

建築物に対して、法令に基づく立入り検査を実施し、災害予防についての指導に当たり、防災設備（防火排水施設、消防用防火設備等、防火設備、避難施設、避雷設備等）を関係法令に基づき設置、維持管理するよう推進します。

木造住宅耐震化促進事業としては、木造住宅耐震アドバイザー派遣、木造住宅耐震化促進事業助成金による耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部の助成、木造住宅耐震相談会の開催、木造住宅無料相談窓口の設置、木造住宅（旧耐震）戸別訪問を行います。

ウ 木造住宅密集地域の防災性の向上

木造住宅密集地域については、市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底すること、生活道路等の整備とあわせ、不燃化・耐震化を促進することにより、防災性の確保を図ります。

(2) 高層建築物等における安全対策

総務部・調布消防署

高層建築物については、消防上の見地から収容人員が多く、建物が高いことなどから、地震時の避難及び消防活動に困難が予想されます。

このため、市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性確保を図ります。

また、調布消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、下記の防災安全対策を講じるよう指導します。

ア 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、次の安全対策を講じるよう指導します。

(ア) 高層の建築物の防火安全対策

(イ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏洩防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）

(ウ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策

(エ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

イ 関係事業所に対し次の対策を指導します。

(ア) 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(イ) 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止
- ・避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ・警報設備、避難設備の機能保持による避難対策の推進

(ウ) 防火・防災管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・防災管理業務及び防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

(I) 消防活動対策

消防活動上必要な施設，設備等の機能保持による消防活動対策の推進

(3) エレベーター対策

総務部・都市整備部

過去の震災では，多くのエレベーターで閉じ込めが発生し，復旧に多くの時間を要しました。そこで，震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに，エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため，以下の対策を実施します。

ア エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

総務部

市は，防災拠点となる市役所等市施設，要配慮者が利用する福祉施設，救出救助の拠点となる警察署や消防署，大規模集客施設について，優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し，安全性を向上させます。

また，他の施設についても，必要に応じて優先順位を決め，順次，エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め，安全性の向上を図ります。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に，自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより，閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に，エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動(S波)が到達する前に，初期微動(P波)を感知することにより，安全にエレベーターを最寄り階に着床させ，ドアを開放する装置

イ エレベーター閉じ込め防止装置の設置の促進

総務部・都市整備部

市は、東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会に協力し、民間施設のエレベーター閉じ込め防止装置や、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握するための遠隔監視装置等の設置を促進します。

ウ 早期復旧体制の構築

総務部

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されますが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られています。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要です。

市は、東京都や一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルール of 徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発します。

自動診断復旧システムについては、今後の開発状況を見ながら、市施設への設置を検討していきます。

(4) 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

都市整備部・環境部・市各部・調布消防署

平成7年に発生した阪神・淡路大震災等では、都市の密集化に起因した、窓ガラス及びビル外装材等の落下による被害の発生があり、これらの「落下物」の対策の充実が必要となりました。

落下物に対しては、建築基準法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）、東京都震災予防条例によるほか、高さ31mを超える建築物については、屋外に面する帳壁について具体的な技術基準（昭和46年建設省告示）を制定し、安全化を図っています。

さらに、昭和53年の宮城県沖地震を機に、国は、3階以上の建築物の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁などについての規制を拡大しました（昭和53年建設省告示）。

既存建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策、並びに市内各所に設置され危険性の増加が懸念される自動販売機等の転倒・移動防止対策や、住宅の家具類の転倒・落下・移動の防止対策を講じます。

また、住民が飼養している危険動物が震災時の建物倒壊により逃げ出し、人に危害を加えるおそれがあるため、その防止対策についても定めます。

ア 窓ガラス等の落下物の安全化

都市整備部

窓ガラス等の落下防止対策は、地震時等の人身災害を未然に防止することになるとともに避難時の障害物防止にもなります。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条では、建築物の外壁や広告塔の落下防止について規定していますが、昭和46年1月29日建設省告示第109号による技術基準では、特に窓ガラス等の落下防止の観点から、「はめ込み式ガラス窓」については硬質性のシーリング材を用いて設置しないこと、外壁に使用する石、タイル材の取り付け方法等の具体的な技術基準が規定されています。

落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者に対し、改善指導を行っていきます。

また、学校施設や幼稚園、保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進めます。

イ 屋外広告物に対する規制

環境部・都市整備部

地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落して被害をもたらすことが予想されることから、市と東京都は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、表示者等に対して、設置の許可申請及び設置後の維持管理の指導を行います。

ウ 自動販売機の転倒防止

都市整備部

道路際に接して設置している自動販売機は、地震によりその場で倒れるよりも、前面道路に滑り出して倒壊することが多いといわれています。

自動販売機が倒壊すると、人体に対する危険のほかに地震発生後の消防活動や避難者の避難路を遮断するなどの通行障害になることも予想されます。

このことから、市は、日本工業規格として制定されている「自動販売機の据置基準」等に基づき必要な措置を講ずるよう指導するほか、道路上に「はみ出し」自動販売機があることで、道路の有効幅員を狭め通行阻害要因とならないよう、引き続き積極的にパトロールを強化するとともに指導監督に当たります。

エ 家具類の転倒等防止対策

市各部・調布消防署

市は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなどして防止対策を推進します。

なお、広報、ホームページ及び出前講座等を通じて転倒防止対策の普及・啓発を図ります。高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の取り付けなどの支援制度の設置検討など、家具類転倒・落下・移動防止器具取り付け事業を推進します。

これら転倒・落下・移動防止とともに、耐震改修など震災対策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性向上を図ります。

調布消防署は、次により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図ります。

- 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布，家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し，市民や事業所に対する指導を実施

- 関係機関，関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知
- 映像，インターネット広告など多様な手法を活用し，家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発

(5) 文化財施設の安全対策

教育部・調布消防署

ア 文化財施設の防災点検

市は，市内に所在する文化財のリストを整備し，所有者又は管理者に対し，定期的な消防機関への通報，消火，重要物件の搬出，避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施，消防用設備及び防災設備等の点検・整備，文化財防災点検表の作成を促進します。

《点検内容(主要項目)》

- 文化財周辺の整備・点検
 - ・文化財の定期的な見回り・点検
 - ・文化財周辺環境の整理・整頓
- 防災体制の整備
 - ・防災計画の作成
 - ・巡視規則や要項の作成等
- 防災知識の啓発
 - ・国，都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ポスターの掲示，防災訓練への参加の呼びかけ
- 防災訓練の実施
- 防災設備の整備と点検
 - ・外観点検，機能点検，総合点検，代替措置の整備
- 緊急時の体制整備
 - ・消防機関への円滑な通報体制の確立，隣者の応援体制，文化財防災点検表による定期的な自主点検

イ 博物館等の収蔵品等の落下・転倒防止

市は，郷土博物館等における収蔵品や展示品等の落下・転倒を防止するため，収蔵棚や展示ケース，固定具等の耐震化・免震化など，より安全な保管・展示方法への改善を図ります。

5 液状化，長周期地震動への対策の強化

(1) 液状化対策の強化

ア 対策内容と役割分担

総務部・都市整備部

液状化の被害の発生を見据え，インフラ施設等の液状化対策，市民への情報提供など，適切な対策を講じます。

【液状化対策内容】

機 関 名	対 策 内 容
特定行政庁 市指定確認検査機関	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促します。
都	○ 公共建築物に対する液状化対策
都都市整備局	○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供
都建設局 都港湾局	○ 「東京の液状化予測図」を見直し、都民に情報提供

イ 取組内容

総務部・環境部・都市整備部・都水道局・都下水道局

市は、「東京都の新たな被害想定（令和4年5月）」の液状化危険度分布図、「東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）」の見直しにあわせ、以下のような対策を検討します。

(ア) 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

特定行政庁である市及び指定確認検査機関は、木造住宅などの建築物について、液状化の危険度が高い地域などにおいて、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促します。

液状化の危険度が高い地域などにおける建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図ります。

液状化の危険度が高い地域などに公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進します。

また、大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮します。

(イ) インフラ施設等の液状化対策

東日本大震災を踏まえた液状化対策として、都水道局による水道管路の耐震継手管への交換や、市環境部による下水マンホールの浮上抑制対策の推進などが進められています。

市、都の管理道路の液状化対策として、震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化するなど、緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図ります。

(ウ) 液状化に係る情報提供

市は、都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」を踏まえ、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供します。

また、東京都が実施している「液状化対策アドバイザー制度」は液状化対策について安心して専門家に相談することができることから、ホームページ等を通じて啓発していきます。

6 長周期地震動対策の強化

総務部・都市整備部・調布消防署

超高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図ります。

(1) 建築物所有者等の対策の推進

超高層建築物については、建築士や建設業の団体等に対して、国の対策の内容が周知されますが、市は東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供します。

(2) 危険物施設における被害の防止

調布消防署は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所を耐震基準に適合させるとともに、適正な維持・管理により安全性の確保を図ります。

(3) 室内の安全確保

市は調布消防署と連携し、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進します。

(4) 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

東京管区気象台において、長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、関係機関や地方公共団体等と協力し、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活用方法の検証等が行われています。

7 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 地震火災等の防止

総務部・調布消防署・調布警察署

地震時には、直接的な振動によって起こる建物倒壊等や同時多発火災による被害が予想されます。関東大震災以降、東京都内の建物や施設は大きく改良され不燃化や耐震性の向上がなされてきたが、必ずしも十分な状態ではありません。

現在の都市では、都市ガス、プロパンガス、石油ストーブ等の普及に加え、危険物、薬品等による出火原因の増加、木造密集市街地の拡大、空地などのオープンスペースの減少などにより、関東大震災時と異なった出火及び延焼の危険性が増加しています。

地震被害の増加防止には、出火の防止と地震火災による延焼拡大防止が肝要です。

ア 火気使用設備、器具等の安全化

調布消防署

東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に基づき電気火災の防止に向けた普及啓発の推進、火気使用設備の固定等その他各種の安全装置を含めた火気使用設備、器具の点検、整備についても指導の徹底を図ります。

イ 電気設備等の安全対策の強化

調布消防署

変電設備や自家発電設備等を有する事業所等は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けられています。

また、これらの設備は、産業や生活等の基礎となるライフラインの一つとしても重要な位置を占めています。

このため、各電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に指導するとともに、関係各機関で検討されている安全対策基準の作成に積極的に関与し、その検討結果に基づく対策の推進を図るなど、出火防止等の安全対策を強化します。

ウ 電気器具からの出火防止

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導します。

エ 出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合に人命危険が憂慮される飲食店、百貨店等の防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する対象物に対し重点的に立入検査を実施し、火気使用設備、器具等の固定、当該設備、器具への可燃物の転倒、落下防止措置や発災時における従業員の対応要領等について指導するとともに、地震後の出火防止対策についても指導します。

また、危険物施設等についても立入検査を実施し、適正な貯蔵所取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化します。

さらに、各事業所に対して東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては計画の作成を指導します。

オ 住民指導の強化

総務部・調布消防署

各家庭において、平素から出火や火災の拡大防止対策として、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を推進するとともに、防火防災診断等、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災指導を行うことで地震時の出火防止等を徹底します。

また、実践的な防災訓練による防災行動力の向上を図ります。

(ア) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ・住宅用火災警報器の普及（全戸、全部屋への設置）
- ・消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ・耐震自動消火装置付火気器具の点検、整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ

断器など出火を防ぐための安全な機器の普及

- ・家具類，家電製品等の転倒・落下・移動防止の徹底
- ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ・カーテンなどへの防災品の普及
- ・灯油など危険物の安全管理の徹底
- ・防災訓練への参加
- ・感震ブレーカーの設置

(1) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ・起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- ・「地震 そのとき10のポイント」の徹底
- ・「地震に対する10の備え」の普及・啓発
- ・避難等により自宅を離れる場合，電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認などの出火防止の徹底
- ・ライフラインの機能停止に伴う，火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- ・ライフラインの復旧時における電気，ガス器具等からの出火防止の徹底

資料編 2：地震 そのとき10のポイント

資料編 3：地震に対する10の備え

(2) 初期消火体制の強化

総務部・都市整備部・調布消防署

ア 街頭消火器の設置及び訓練

総務部・都市整備部・調布消防署

市では，約100m～150m間隔に街頭消火器の配備を進めており，令和5年度，817本の消火器を配備しています。これらの消火器は，年1回の定期保守点検を行い，不良箇所の発見，簡易な補修等を行っています。

また，調布消防署では，震災時に予測される同時多発火災に対し，被害を最小限に防止するため，初期消火訓練の積極的な実施を自治会，防災市民組織等に働きかけ，技術指導に努めていますが，今後も計画的にこれを推進します。

イ 消防用設備等の適正化

調布消防署

防火対象物に設置される消防用設備等は，地震時にも十分にその機能を発揮し，発生した火災を初期に消火できるよう，耐震措置の実施を指導します。

ウ 初期消火資器材の普及

総務部

家庭や事業所等における初期消火資器材の普及を図ります。

さらに，高齢化社会の進展に伴い，簡単に使用できる住宅用消火器等の各種資器材の普及を図ります。

エ 住宅用火災警報器の設置の継続

総務部・調布消防署

東京都火災予防条例で義務付けられた、住宅用火災警報器の設置を継続します。

オ 市民・事業所の自主防災体制の強化

総務部・調布消防署

(ア) 市民の防災行動力の向上

市民が自信をもって災害に対応できるよう、初歩から段階的に体験できるような市民一般を対象とした基礎訓練，都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験を推進します。

また，防災市民組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進します。

さらに，地域の協力体制づくりを進め，要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

(1) 事業所の自主防災体制の強化

市内すべての事業所に対する事業所防災計画の作成を指導します。あわせて各種訓練や指導等を通じて，自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図ります。

また，事業所相互間の協力体制の強化や市民防災組織等との連携を深めるとともに，保有する資器材を整備した地域との協力体制づくりを推進します。

(3) 消防活動体制の整備強化

総務部・都市整備部・調布消防署

ア 常備消防力の現状

調布消防署

市内の常備消防力は，東京消防庁のもとに，消防署1署，出張所3所，消防職員228人（令和6年4月現在）を擁し，ポンプ車，化学車，はしご車，水難救助車等22台を配備して災害に備えています。

消防署では，地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため，地震被害に対応した各種震災消防計画を策定し，救助用資器材を各署所に配置し，ポンプ隊を「救助隊」として運用しており，有事即応体制の確立を図っています。

また，令和元年12月より本署は新庁舎にて業務を開始し，訓練塔の整備，太陽光発電や災害時に活用できる井戸の設置等，非常時の防災拠点としての機能を強化しています。

【消防車両の配備状況】

ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合計
7台	1台	1台	4台	9台	22台

イ 消防団体制の強化

総務部

災害時における消防団活動の強化のため、無線機の配置等による情報連絡体制の向上、消防団器具置場の耐震・不燃化、防火衣等の機能向上、消防ポンプ車の更新・装備の充実に努めていきます。

ウ 消防水利の整備等

総務部・都市整備部

消防水利には消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利がありますが、市は国の定める「消防水利の基準」に沿った消防水利の整備促進を行っています。しかし、過去の震災等の経験によれば、これらの消防水利のうち消火栓は水道本管の破損等により、その機能が著しく低下するおそれがあります。

このため、震災対策としての消防水利について市では耐震性貯水槽の整備に努めてきました。現在は主として調布市防火水槽設置基準により事業者等に事業規模や地域の水利状況に応じた貯水槽（40+あるいは100+）の設置の要望を行っています。引き続き、あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に当たります。

また、防災市民組織等が活用しやすいよう防火水槽の鉄蓋の整備を推進します。

【水利現況】

令和6年4月現在

総数	消火栓	防火水槽	受水槽	プール	私設貯水池	河川・池
2,831	2,058	691	24	42	5	11

※河川・池以外は私設分を含みます。

エ 消防活動路等の確保

都市整備部・調布警察署

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等の工作物の倒壊、道路の陥没等により消防車両等が通行できなくなることが予測されます。

このため、消防活動路を確保するため、次の対策を推進し消防活動の確保を図ります。

- ・消防力の整備とあわせ、道路障害物除去用特殊資機材の検討や民間から借り上げた特殊車両等の運行技能者の養成を図ります。
- ・消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、道路ネットワークの整備、狭あいな道路の整備、架空電線の地中化、コーナー部分の隅きりの整備、大規模地震をはじめとする多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制や道路障害物除去等について警察署との連携体制を継続するなど、消防活動路の確保に努めます。

オ 消火活動が困難な地域への対策

総務部・都市整備部・調布消防署

震災時には、道路の狭あいに加え、住宅の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されます。

このため、道路の拡幅、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団装備及び体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対して消防活動の立場から意見を反映させ、消火活動が困難な地域の解消に努めます。

8 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物等取扱施設等の安全化

危険物等施設については、耐震性などの安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければなりません。

(1) 石油等、危険物施設の安全化

調布消防署

危険物施設は、出火のみならず延焼の拡大要因となるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により、安全化を進めてきました。

今後も、これらの施設の耐震性の強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機(器)材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止、流出防止対策の推進を図ります。

準特定屋外タンク貯蔵所に対しては、耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、災害時における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図ります。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導します。

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します。

大規模危険物施設は、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行います。

市内の危険物施設は、貯蔵所及び取扱所があり、次の表のとおりです。

【危険物施設の現況】 令和6年7月2日現在

区 分		施 設 数
貯蔵所	屋内貯蔵所	21
	屋外タンク貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	7
	地下タンク貯蔵所	41
	移動タンク貯蔵所	3
取扱所	給油取扱所	24
	販売取扱所	4
	一般取扱所	30
合 計		131

(2) 高圧ガス保管施設等の安全化

都環境局

高圧ガス施設は、高圧ガス保安法の規制改正により義務付けられた「施設の耐震設計基準」により耐震性の強化を促進します。

既存の高圧ガス施設については、施設の点検と調査を継続して実施し、今後とも関係機関との緊密な連携をとって以下の対策を中心に防災対策を推進します。

- 随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努めます。
- 関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行います。
- 高圧ガス施設の安全性確保について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえた検討を行います。
- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会や加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施します。

また、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行います。

- 市内の高圧ガス貯蔵所
 市内には、7箇所の高圧ガス貯蔵施設が所在します。

資料編 4：市内の高圧ガス貯蔵施設

(3) 毒物・劇物保管施設の安全化

都保健医療局・事業者

都保健医療局は、所管する毒物・劇物許可及び届出施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、危害防止規定等の作成状況確認、安全化指導、保守管理の徹底、事故発生時の対応措置や定期的防災訓練の実施等を指導します。

事業者は、事故を防止するための体制をあらかじめ整備します。

都保健医療局

- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく平常時の監視の際、登録時施設の維持に努めさせるとともに、毒物劇物保有量に応じた貯蔵設備を講ずるよう指導します。
- 毒物劇物の事故等により、周辺住民の生命及び保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、ただちに最寄りの警察署、消防署、保健所へ連絡することを徹底します。
- 毒物劇物による緊急事態の発生通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、防災上適切な措置を講ずるべき体制を確立します。
- シアン化合物の業務上取扱者に対して、貯蔵等取扱いを重点的に指導します。
- 業務上取扱者に対し、毒物劇物の保管設備について耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導します。

9 危険物等の輸送の安全化

調布消防署

タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等を法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化します。

「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図ります。

調布警察署

- 危険物等を運搬する車両の通行路線の検討・整備
- 危険物等の運搬車両の路上点検を行い、指導・取り締まりを推進
- 関係機関等の連絡通報体制を確立

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 消火・救助・救急活動	6 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物等の応急措置
2 河川施設の応急対策	7 危険物輸送車両・高圧ガス輸送車両等の応急措置
3 社会公共施設等の応急対策	8 危険動物の逸走時対策
4 土砂災害警戒区域等の応急対策	9 流出油、流木の応急措置
5 危険物等の応急措置による危険防止	

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示等 ○道路施設の被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○交通規制等の措置 ○迂回道路の選定 ○パトロールの実施 ○市民への広報活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧措置 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○都及び消防署への報告 ○仮排水作業の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定の実施 ○社会福祉施設の応急復旧 ○学校施設の応急復旧 ○文化施設・社会教育施設の応急復旧 ○所管施設の応急復旧 ○文化財施設の保全 		
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○震災消防活動の実施 ○災害情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への応援要請 ○緊急時の避難指示等 ○救出・救護活動 				
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への連絡通報 ○危険区域への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導 				
	○救出・救助活動				

機 関 名	発災		
	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
安 監 督 部 関 東 東 北 産 業 保	○危険物等輸送車両の緊急措置命令の発令		
健 所 多 摩 府 中 保	○毒物・劇物取扱事業者に対する 応急措置実施の指示		
都 環 境 局	○所管施設に関する緊急措置命令の発令		

1 消火・救助・救急活動

市各部・各施設管理者

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施します。

※消火・救助・救急活動については、「第2部第5章第5節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」を参照のこと

2 河川施設の応急対策

市各部・各施設管理者

地震により堤防・護岸施設といった河川施設が破壊・損壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くし、二次災害を防止します。

※河川施設の応急対策については、「第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】3 河川・空港施設」を参照のこと

3 社会公共施設等の応急対策

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

災害対策都市整備部・各施設管理者

社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定します。

【社会公共施設等の応急危険度判定内容】

判定対象建築物	内 容
市立の 公共建築物	市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。応急危険度判定技術者の不足など、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請や、都災害対策本部に判定実施の支援を要請します。
上記以外の 社会公共施設	社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて施設内外を点検し、施設使用の可否の判定をします。判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請します。 市災害対策本部は、各社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施します。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 社会福祉施設等

災害対策福祉健康部・各施設管理者

社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。

施設の責任者は、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。

施設独自での復旧が困難である場合は、福祉健康部等の関係機関に連絡し支援を要請します。

震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

イ 学校施設・児童福祉施設等

災害対策子ども生活部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

児童・生徒等の安全確保を図るため、各施設の震災対策マニュアル等に基づいて行動します。

また、自衛消防隊を編成して役割分担に基づき行動し、緊急時には関係機関へ通報して臨機の措置を講じます。

避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとります。

学校施設の応急修理を迅速に実施します。

ウ 文化財施設

災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者はただちに被害の拡大防止に努めます。

また、文化財に被害が発生した場合には、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会を經由して、その結果を東京都教育委員会及び文化庁長官に報告します。

関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。

エ 市立文化施設・社会教育施設

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

市立文化施設・社会教育施設の利用者等は不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期します。

災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立します。

また、災害後ただちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとの再開等の計画を立案し、早急に開館します。

オ 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

各施設管理者

各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じます。

4 土砂災害警戒区域等の応急対策

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行います。また、土砂災害の発生が予想される場合は、土砂災害警戒区域等を含む地域の住民や要配慮者施設管理者等に対し、早急に注意喚起又は警戒避難等の指示、伝達を行います。

市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告します。

また、土砂災害発生時は東京都と協力し当該箇所の応急措置及び応急復旧対策を実施します。

5 危険物等の応急措置による危険防止

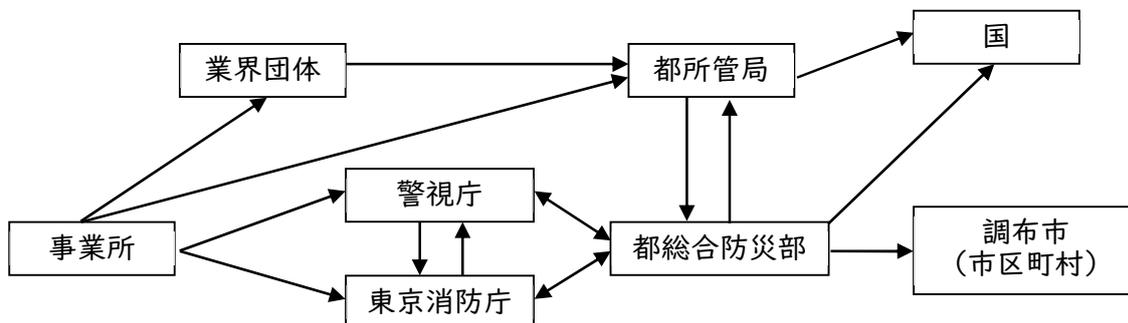
市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

6 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物等取扱施設等の応急措置

市内には、現在石油、高圧ガス等の危険物貯蔵施設があり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物が爆発、漏洩等することが考えられます。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

したがって、これらの施設については、関係法に基づく災害予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画が定められ、防災体制の強化が図られていますが、発災した場合に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立することが必要です。

【一般的な事故報告書等の流れ】



(1) 石油類等危険物施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・調布消防署

市は、住民に対する避難指示等をはじめとする避難対策等を行います。

また、関係事業所の管理者は、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、次の措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導します。

【石油類等危険物施設の応急措置】

機関名	対応措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、被害状況を勘案して以下の措置をとります。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難指示等 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設及び避難市民の保護 ・周辺住民への情報提供 ・関係機関との連絡
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業所の管理者，危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し，当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○ 必要に応じ，応急措置命令等を実施 ○ 災害状況の把握と状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置と防災機関との連携活動
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合，又は危険が予想される場合は，速やかに関係機関に連絡するとともに，応急措置を実施します。

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・都環境局・調布警察署・調布消防署

【高圧ガス保管施設の応急措置】

機関名	対応措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、被害状況を勘案して以下の措置をとります。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難指示等 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設及び避難市民の保護 ・周辺住民への情報提供 ・関係機関との連絡
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため，東京都高圧ガス保安協会など関係機関と連絡を密にし，東京都高圧ガス地域防災協議会の自衛保安組織に必要な指示を行います。 ○ 関係機関と連絡のうえ，緊急措置命令を発します。
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合，関係機関と連絡通報を行います。

機関名	対応措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行います。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行います。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行います。
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民避難の必要がある場合は市へ通報します。 ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 ○ 災害応急対策の実施
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施します。

(3) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署・多摩府中保健所

【毒物・劇物取扱施設の応急措置】

機関名	対応措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難指示等を行います。 ○ 必要に応じて、住民の避難誘導を行います。 ○ 必要に応じて、避難所を開設し、避難住民を保護します。 ○ 必要に応じて、周辺住民へ情報提供を行います。 ○ 関係機関との連絡を密にします。 ○ 適正管理化学物質取扱事業者から事故の情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置の実施を指示するとともに、関係機関に情報を提供します。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施します。
都 保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための措置を講ずるよう指示します。 ○ 毒物劇物が飛散、漏出した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物劇物に係る災害情報の収集、伝達に努めます。

機関名	対 応 措 置
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の飛散，漏出等の事故が発生した場合，関係機関と連絡通報を行います。 ○ 市が避難の指示を行うことができないと認めたとき，又は市長から要求があったときは，避難の指示を行います。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行います。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行います。
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により，住民避難の必要がある場合は市へ通報します。 ○ 有毒物質等の拡散が急速で，人命危険が著しく切迫し，通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 ○ 災害応急対策の実施
市 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物等を扱った授業中などに地震が発生した場合に備えて，次の対策を樹立しておき，これに基づき行動するよう指導します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時の任務分担，鍵の管理及び保管場所の周知 ・ 出火防止及び初期消火活動 ・ 危険物等の漏洩，流出等による危険防止 ・ 実験中における薬品容器，実験容器の転倒，落下防止や転倒，落下等による火災等の防止 ・ 児童生徒等に対して，発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ・ 被害状況の把握，情報収集及び伝達 ・ 避難場所及び避難方法
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場の塩素設備等における事故が発生した場合，災害の拡大防止措置を講じます。
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは，下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導します。 ○ 関係機関との連絡を密にし，有害物質等に係る災害情報の収集，伝達に努めます。

7 危険物輸送車両・高圧ガス輸送車両等の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・都環境局・調布警察署・調布消防署・関東東北産業保安監督部・関東運輸局

【高圧ガス輸送車両等の応急措置】

機関名	対応措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、被害状況を勘案して以下の措置をとります。 ・住民に対する避難指示等 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設及び避難市民の保護 ・周辺住民への情報提供 ・関係機関との連絡
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行います。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示します。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域等について関係機関と密接な情報連絡を行います。 ○ 災害応急対策は、前頁の震災消防活動により対処します。
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行います。 ○ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発します。 ○ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請します。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行います。 ○ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発します。 ○ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ東京都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請します。
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進します。 ・災害発生時の緊急連絡設備を整備 ・輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施

8 危険動物の逸走時対策

災害対策行政経営部・災害対策総務部・調布警察署・調布消防署

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、以下の措置を行います。

- (1) 動物の保護
- (2) 収容場所の確保
- (3) 飼い主情報の収集
- (4) 住民に対する避難指示等
- (5) 住民の避難誘導
- (6) 避難所の開設，避難住民の保護
- (7) 情報提供，関係機関との連絡

9 流出油，流木の応急措置

調布消防署

(1) 流出油の応急措置

- 災害発生時の活動態勢
 - ・ 人命救助
 - ・ 流出油の処理，火災発生防止のための油処理剤の散布
 - ・ 初期消火及び延焼防止措置
 - ・ 警戒及び立入制限
 - ・ 油処理剤，消火剤等の応急資材の調達輸送

(2) 流木の応急措置

関係機関からの通報により，措置が必要な場合は消防部隊等を出場させ，監視警戒に当たります。

【復旧対策】（地震後の行動）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 河川施設等の復旧 | 3 二次的な土砂災害防止対策 |
| 2 社会公共施設等の復旧 | |

1 河川施設等の復旧

市各部・各施設管理者

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努めます。

※河川施設等の復旧については、「第2部第4章第5節 具体的な取組【復旧対策】3(1)河川施設」を参照のこと

2 社会公共施設等の復旧

(1) 社会福祉施設等

災害対策福祉健康部・各施設管理者

施設独自での復旧が困難である場合は、福祉健康部等の関係機関に連絡し援助を要請します。

(2) 学校施設・児童福祉施設等

災害対策子ども生活部・災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

教育委員会は、市立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合には、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成し、教育活動に中断がないように努めます。

保育園等の施設においても、被害状況を勘案して業務の継続が困難な場合は、応急保育計画を作成して業務継続に努めます。

(3) 文化財施設

災害対策教育部・教育委員会・各施設管理者

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化財管理者等において修復等について協議を行います。

(4) 市立文化施設・社会教育施設

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・各施設管理者

市立文化施設・社会教育施設については、災害後ただちに被害状況を調査し、施設ごとに再開、閉鎖等の計画を立てて対応します。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行います。

3 二次的な土砂災害防止対策

災害対策都市整備部・各施設管理者・都建設局

市及び東京都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行います。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

本章における対策の基本的考え方

- **交通ネットワークとライフライン等の確保による都市機能維持の基本的考え方**
道路や鉄道などの交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要があります。

また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー(電力)の確保が不可欠です。

従って、発災後も交通機能を維持できるよう、ソフト・ハード両面で対策を実施するとともに、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保など、関係機関等と協力して早期復旧に向けた対策を進めます。

- **現在の対策の状況**

市は、都市計画道路や生活道路の整備、橋りょうの耐震化等を進めています。平成24年8月には、京王線調布駅付近連続立体交差事業により踏切18箇所を除却し、交通渋滞が解消されました。都市計画道路の整備率は令和4年3月現在で約54%、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は令和6年3月現在で90.0%です。

ライフラインは、水道管路の耐震継手化や下水道管の耐震化等が進められるとともに、電気、ガス、通信についても、各事業者において耐震性の確保等の取組が進められています。

- **新たな被害想定を踏まえた課題**

新たな被害想定でも、道路の閉塞等が予想されることから、引き続き生活道路の整備や沿道建築物の耐震補強等の対策を進める必要があります。

ライフラインとしての下水道については、施設や管路の耐震化、耐震設計基準に基づいた整備等を引き続き進める必要があります。

水道、電気、ガス、通信についても、東京都や各事業者による地震に強い施設への取組を着実に進める必要があります。

- **主な対策の方向性と到達目標**

- ・ 交通関連施設の安全確保
 - <到達目標> 狭あい道路の拡幅整備率の向上や幹線道路の整備率の向上
- ・ ライフライン等の確保
 - <到達目標> 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど
- ・ エネルギーの確保
 - <到達目標> 防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保、燃料供給体制の確立

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

道路及び橋りょう等は、火災の延焼防止効果及び避難路、災害物資等の輸送ルートになる等、多くの機能を有しています。

このため、都市計画道路の整備や生活道路の整備、橋りょうの耐震化等を進めています。平成24年8月には、京王線調布駅付近連続立体交差事業により踏切18箇所を除却し、交通渋滞が解消されました。

- 京王線調布駅付近連続立体交差事業により、踏切18箇所を除却
- 都市計画道路の整備率約54%（令和4年3月末現在）
- 幅員6m以上の生活道路の整備率約52.0%（令和2年3月末現在）
- 狭あい道路の拡幅整備率 18.7%（平成29年3月現在）
- 橋りょうの耐震化率約おおむね10割（国道・都道・市道）（令和6年3月末現在）
- 東京都が全国に先駆けて「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定（平成21年3月）し、都内212橋を対象に長寿命化対策に着手
- 特定緊急輸送道路 10路線
- 一般緊急輸送道路 14路線
- 緊急交通路 7路線
- 緊急道路障害物除去路線 22路線
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 90.0%

【調布市内道路現況】（令和5年度東京都道路現況調書より）

（令和5年4月1日現在）

管理者別		路線数	路線延長
高速国道（中央道）		1 路線	4,879 m
国道20号		1 路線	6,740 m
都 道		12 路線	23,164 m
市道	5.5 m以上	2,919路線	47,281 m
	5.5 m未満		359,433 m （内57,823 mは自動車交通不可）
合 計		2,933路線	441,497 m

（路線数は、都・国道及び独立専用自歩道を含む。）

2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化が進められています。

また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められています。

- 水道 市内の水道管のダクタイル鋳鉄管への取換えはほぼ完了、耐震継手率53%（令和4年度末）
- 下水道 市内の耐震化済みマンホール数 278箇所

3 エネルギーの確保

東京都は、浄水場、水再生センター、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者及び市区町村が再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施しています。

また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体と燃料の安定供給のための協定を締結（平成20年11月）したほか、都災害対策用車両への燃料給油を目的とした指定給油所を整備し、一定量の燃料の備蓄を行っています。

第2節 課題

【調布市関連の被害想定】（令和4年5月公表）

被害項目		想定される被害（調布市関連）
狭あい道路の閉塞		多摩東部直下地震の場合，多摩地域で，閉塞率15%以上の地域が29.2%発生（閉塞率は，道路幅員13m未満の道路で，閉塞による残存道路幅員が3m以下となる率）
緊急輸送道路の渋滞区間延長		走行速度が時速20km以下で渋滞する区間の距離延長は，東京都全域で，緊急輸送道路総延長1,970kmのうち，上りで792.3km（40.2%），下りで747km（37.9%）
鉄道被害		多摩東部直下地震の場合，多摩地域で，在来線，私鉄線で1.5%の中小被害（中小被害は，機能支障に至らない程度の橋りょう・高架橋の被害（短期的には耐荷力に著しい影響のない損傷））
水道	断水率	調布市20.5% 多摩東部直下地震 ※
下水道	管渠被害率	調布市3.5% 多摩東部直下地震 ※
電力	停電率	調布市5.5% 多摩東部直下地震（冬18時 風速8m/秒）※
ガス	低圧ガス供給支障率	調布市25.2% 多摩東部直下地震（冬18時 風速8m/秒）※
通信	固定電話不通率	調布市2.5% 多摩東部直下地震（冬18時 風速8m/秒）※

※ 狭あい道路の閉塞，鉄道被害，水道，下水道，電力，通信では，最も被害が大きいケースの値を示しています。

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

都市計画道路の令和4年3月末現在の整備状況は，都市計画決定延長約55.2kmのうち約29.9km，約54%となっています。

また，生活道路については，特に幅員が4m未満の道路は全体の7割に及んでいません。

発災時には，沿道建築物の倒壊による閉塞，狭あい道路の閉塞，鉄道の不通，橋脚の落下などが発生するおそれがあり，耐震補強などが課題です。

2 ライフラインの確保に向けた課題

ライフラインの支障は，都市機能への影響が大きいため，平常時からの対策と災害時の迅速な対応が重要となります。

水道については，大規模地震が発生した場合においても，被害を最小限にとどめ，給水を可能な限り確保するために，効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要があります。東京都により耐震化の取組が進められてきているが，一部にバックアップ機能が十分でないため，断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路

が存在しています。

また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化をさらに強化していく必要があります。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要があります。

3 エネルギーの確保に向けた課題

東日本大震災後に首都圏で実施された計画停電では、直前の計画変更があるなど、情報提供が的確に行われず、停電区域や時間等についての情報の混乱がありました。さらに、夏の電力需要がひっ迫する事態が予想される中、計画停電が行われるかどうか明らかにされなかったことなど、市民の生活のみならず、市の事務所機能の維持の観点からもエネルギー確保の重要性が改めて認識されました。

そのため、非常用発電機用の燃料確保についても、事業者との協定締結などの取組を推進する必要があります。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道など、市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通機能を維持します。

都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保、震災時における火災の延焼防止、避難路、緊急物資輸送路の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進等に寄与する道路整備を全力を挙げて推進します。

また、鉄道事業者との連携を進め、災害時の安全確保に努めていきます。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施します。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持します。

第4節 到達目標

1 都市計画道路・生活道路の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化の促進

都市計画道路及び生活道路については、調布市道路網計画（平成28年3月）に基づき整備を行います。緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、「調布市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助制度」を広く周知し事業を推進していきます。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3項第2号に基づき、地域輸送道路にあたる調布市緊急道路障害物除去路線を指定しており、耐震化の推進に取り組んでまいります。

2 水道・下水道施設の耐震化

- 東京都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域における水道管路の耐震継手化を重点的に推進（都水道局）
（令和10年度）
- 避難所等の小口径下水道管の耐震化率100%・319箇所（環境部）
（平成30年度）

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

- 防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保
- 自立・分散型電源の導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制の確立
- 再生可能エネルギーの利用の検討

第5節 具体的な取組

【予防対策】 (地震前の行動)

1 道路・橋りょう	6 下水道
2 鉄道・バス施設	7 電気・ガス・通信など
3 河川施設等	8 ライフラインの復旧活動拠点の確保
4 緊急輸送ネットワーク	9 エネルギーの確保
5 水道	

震災編 第2部

1 道路・橋りょう

(1) 道路の整備

都市整備部・北多摩南部建設事務所

道路は、災害時に住民の避難や物資の輸送に不可欠だけでなく、延焼遮断帯としての機能も有しています。市では、東京都等と協力し、市施行の都市計画道路等の整備を行うことで災害に強いまちづくりを図ります。

ア 延焼遮断帯形成路線

東京都による防災都市づくり推進計画では、道路幅員の確保と沿道建物の不燃化を行うことで、延焼遮断帯の形成を的確に進めていくとされています。

この計画で定められている調布市の区域に係る道路としては、甲州街道や調布保谷線（武蔵境通り・鶴川街道）等があります。

イ 都市計画道路の整備

調布市は平成28年度から令和7年度までの今後10年間で整備または着手する優先整備路線と優先整備路線の次に整備または着手する準優先整備路線を選定した「調布市道路網計画」を平成28年3月に策定しています。

【調布市の優先整備路線】

都施行路線（4路線：延長3,242m）		
路線	区間	延長
調布3・4・4号線	調布3・2・6号線～府中市境	1,470m
調布3・4・10号線	世田谷区境～調布3・4・17号線	340m
調布3・4・17号線	調布3・4・9号線付近～調布3・4・10号線付近	690m
調布3・4・18号線	調布3・4・11号線～調布3・4・14号線付近	740m
市施行路線（6路線：延長1,010m）		
路線	区間	延長
調3・4・8号線	柴崎駅～調布3・4・10号線	190m 交通広場2,500㎡
調3・4・9号線	調3・4・17号線～西つつじヶ丘四丁目	240m
調3・4・11号線	柴崎駅～調布3・4・1号線	100m 交通広場2,500㎡

調3・4・21号線	つつじヶ丘駅～調3・4・10号線	150m
調3・4・26号線	布田駅～都道119号線	140m
調3・4・31号線	西調布駅～調布3・4・10号線	190m 交通広場2,000㎡

(2) 道路施設の安全化

都市整備部・調布警察署・北多摩南部建設事務所・中日本高速道路(株)

道路施設は、都市生活において非常に大きな役割を果たす重要な都市基盤であり、震災時においても避難路や救急活動、消火活動、緊急物資等の輸送に重要な役割を担うものです。

これらの施設は、地震発生に伴い大きな被害を被った場合、直接人命に係る事故につながると予想され、応急対策・復旧対策の支障となります。

このため、道路等の被害の軽減を図るため安全化対策を推進します。

ア 市の対策

都市整備部

市は、市の管理する道路について、防災活動上障害となる狭あい、線形不良、歩車道不分離、橋りょう等老朽化した施設等、計画的な改良や部分改修を進める必要があり、平常時における道路パトロールを強化し、施設の老朽化や破損及び路面下空洞調査等の点検と改善に努めます。

イ 東京都の対策

東京都の管理する道路については、引き続き点検・補修・安全施設の整備及び路面下空洞調査等の防災対策を進めます。

橋りょうについては、緊急輸送道路等について必要な耐震化を推進します。

迅速な被害情報把握のため、スマートフォンなどモバイル端末から被災情報等を送信し、共有するレスキュー・ナビゲーションを活用するなど、情報通信技術（ICT）の活用を図ります。

迅速な道路障害物除去に向け、がれき等の撤去に不可欠な重機類、資機材等の確保のため、関係団体と協定を締結するとともに、道路防災ステーションの活用を進めます。

ウ 国の対策

所管施設の耐震性については、示方書、基準、指針等において、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っています。

また、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝の整備をさらに進めていきます。

なお、橋りょうについては、所管施設の事前点検により、震災対策に緊急を要するものから逐次整備を進めます。

エ 中日本高速道路(株)の対策

中日本高速道路(株)は、橋脚の補強及び床版と支承とのはずれを防止する等の

細部の耐震構造の点検と補修を実施しています。

(3) 交通施設の安全化

都市整備部・調布警察署・北多摩南部建設事務所

ア 交通信号機等

交通信号機は、交通課員や交番勤務員等が平常勤務を通じて保守管理に当たります。

交通標識についても、前記の者が警らその他平常勤務を通じて保守管理に当たります。

震災時における交通規制は、住民の安全な避難のためや各防災機関の救援、救護、消防活動等の諸活動の円滑な実施のため、重要な措置です。発災時の電力停止、信号機の損傷という事態においても交通規制措置がとれるよう、所要の資機材を整備するとともに、災害普及資機材もあわせて整備し、復旧時対策に万全を期します。

イ 街路灯

市内の街路灯は、市職員及び設置者が定期的に保守管理しています。

ウ 道路標識等

市内に設置している道路標識及び道路反射鏡については、市職員及び設置者が保守管理しています。

東京都は、都道の案内標識の英語併記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど、外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに、案内サインの整備を促進します。

(4) 共同溝への対応

調布消防署

一定規模以上の洞道・共同溝については、火災予防条例に基づく届出として非常用施設の設置、出火防止に関すること等を添付させて、消防活動上必要な情報を把握します。

都港湾局

各ライフライン事業者とともに保守点検を行い、計画的な維持補修を実施します。

2 鉄道・バス施設

(1) 鉄道施設の強化

京王電鉄株式会社

鉄道事業者は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めており、平成24年8月には京王線調布駅付近連続立体交差事業により安全性の向上が図られました。今後とも、これらの施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとします。

ア 線路構造の強化

重軌条化の結果、現在では全路線で50kgレールになっています。

また、PC枕木化も全路線が完了し、同時に道床厚改良等も着実に推進するとともに、線路の強化を図っています。

イ 線路敷の防護と強化

盛土区間、掘割区間には、法面の流出・崩壊・沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設け、法尻にシートパイルを打ち込む等の補強を進めています。

ウ 踏切道の保安施設の整備

京王線調布駅付近連続立体交差事業により18箇所の踏切が解消されました。なお残る踏切においては、保安率（遮断機完備）は100%になり、障害物検知装置及び支障報知発光機を設置していますが、その運用等において万全の体制への改善を図ります。

(2) 鉄道の人的保安対策

京王電鉄株式会社

運転関係従事員には、事故防止のため、毎年1回法令で定める教育を行い、知識技能保有の確認と、全体のレベルアップを図っています。

このほか、乗務員、保線掛員、電気掛員、車両掛員に対して毎日の全員点呼か管理職の巡回等により、保安対策の徹底を図っています。

(3) 駅等の混乱防止策

総務部・調布消防署・京王電鉄株式会社

このため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき指定された鉄道事業者の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策の策定を徹底するとともに、計画に基づく訓練を促進します。

ア 鉄道事業所防災計画に掲げた対策項目

(ア) 非常災害対策本部の開設、運営

- ・施設、設備の被害状況の把握
- ・列車の運行可否の決定

(イ) 旅客の避難誘導

- ・迂回路、一方通行の設定等避難誘導経路の決定
- ・階段規制

(ウ) 旅客への広報

- ・放送設備の活用
- ・旅客のパニック防止
- ・非常照明の早期確立
- ・行政機関への応援要請

イ 従業員に対する教育、訓練の実施

ウ 地震後の対策の策定

市は、駅周辺に滞留する外出者の一時待機場所となる誘導先の確保を図ります。

エ エレベーターの安全対策の推進

(4) バス施設

京王バス(株)・小田急バス(株)

施設の災害予防に対して、始業点検・就業規程及び関係法令に基づく点検を実施するとともに、整備関係者との連絡を密にし、早期修理と完全整備に努めます。

3 河川施設等

総務部・水防管理団体

市は、水防資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整えます。

水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、土のう等の水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めます。

水防管理団体は、管内の水防活動にただちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておきます。

4 緊急輸送ネットワーク

(1) 緊急輸送用道路の確保

都市整備部

震災発生後、市内における道路は電柱、看板、家屋の倒壊等の障害物、陥没、がけ崩れ等によって道路が閉鎖され、交通の妨害、被災者の避難路の遮断、救助、救護等の応急活動に支障をきたします。このため、市及び東京都では、関係機関の迅速な復旧活動や救急・救助や資機材等の輸送の確保のため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、災害発生後には障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととします。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることをいいます。

ア 道路障害物の除去

市は、震災後、緊急道路障害物除去路線の確保のため、道路上の障害物の除去、撤去を速やかに実施します。

なお、陥没や亀裂等の道路補修を優先的に行うために、建設業協同組合等の協力団体と、区域別に担当地域を設定しておきます。

イ 緊急輸送確保資機材の整備

市は、緊急道路障害物除去路線のための資機材を整備し、実態に応じて適切な交通規制等を実施するため調布警察署と調整をしておきます。

(2) 緊急輸送ネットワーク

緊急輸送ネットワークとは、東京都の指定拠点と他県及び指定拠点相互間、広域輸送拠点、備蓄倉庫、市の地域内輸送拠点（大型拠点倉庫）等を結ぶ主要道路をはじめとする輸送網です。

震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（市区町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備します。

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（調布市内）】

区分		施設名称	所在地	機能
市区町村本庁舎		調布市本庁舎	小島町2-35-1	一次
輸送路 管理等	空港管理等	調布飛行場 管理事務所	西町290-3	一次
主要 初動対応	警察	調布警察署	国領町2-25-1	二次
	消防	調布消防署	下石原1-16-1	二次
	医療	調布市保健センター	小島町2-33-1	二次
その他		都立神代植物公園	深大寺元町5	二次
		調布市立 調布市民野球場	染地2-43-1	二次

ア 輸送拠点

総務部・都

(ア) 広域輸送基地

東京都調布飛行場は、東京都における他県等からの緊急物資等を受け入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、東京都により広域輸送基地として定められています。

(イ) 大型拠点倉庫の整備

市は、市内を大きく東西南北及び中央部に分割し、緊急物資等の地域内輸送拠点として大型拠点倉庫を整備し、物資の輸送拠点として利用します。東部は、大町スポーツ施設内に既に整備しており、中央部は平成29年3月に京王線線路跡地に小島町防災倉庫を整備しました。西部は、市の利用計画に基づき調布基地跡地留保地に整備する予定の公園内に整備していきます。北部、南部については、今後、候補地・整備方針等を検討していきます。

【大型拠点倉庫】

施設名	所在地
大町防災倉庫	菊野台3-27-4
小島町防災倉庫	小島町3-98-5

イ 災害時臨時離着陸場候補地の選定

総務部

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるため、市ではヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を資料編5に示すとおり選定します。

なお、選定の条件として中型機の昼間使用が可能な場所としています。

資料編 5：災害時臨時離着陸場候補地

ウ 緊急輸送道路等

環境部・都市整備部・都建設局・調布警察署・北多摩南部建設事務所・関東地方整備局相武国道事務所・中日本高速道路(株)

災害時に緊急輸送道路等を確保するため、市や東京都等が選定している市域における緊急道路障害物除去路線は、資料編6「緊急輸送道路等一覧表」のとおりです。

路線の選定は、次の基準によります。

- ・緊急交通路の確保
- ・緊急輸送ネットワークとなる路線
- ・広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線
- ・主要公共施設（病院、防災倉庫等）、給水所、警察署や消防署等を結ぶ路線

【道路種類別の緊急輸送道路等の路線数】

道路の種類	路線の数
特定緊急輸送道路（東京都） （中央自動車道・国道20号線・東八道路等）	10
一般緊急輸送道路（東京都） （旧甲州街道・神代植物公園通り等）	14
緊急交通路（中央自動車道・東八道路等）	7
調布市緊急道路障害物除去路線 （原山通り・佐須街道・品川通り等）	22

資料編 6：緊急輸送道路等一覧表

資料編 7：緊急輸送道路等路線図

5 水道

調布市・狛江市・都水道局

市内には、給水所2箇所、配水所2箇所（配水池容量45,050^m³/日、確保水量18,000^m³/日）の水道施設があり、また、水源地が18箇所（内浅井戸3箇所含む）あり、最大45,560^m³/日の取水が可能です。（東京都水道局管轄）

なお、平成25年6月に狛江市及び東京慈恵会医科大学附属第三病院と災害時における飲料水の給水に係る協定を締結しました。さらに、市役所において、平成26年3月に防災センター（文化会館たづくり西館）に地下水ろ過システムを設置し、給水体制の強化を図りました。

【東京都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

（令和6年4月現在）

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
東	仙川配水所 (仙川町3-6-27)	970 ^m ³	R C造 2池	自家発電設備 (応急給水用)	320 ^m ³
西	上石原配水所 (上石原1-34-7)	3,380 ^m ³	// 3池	自家発電設備	1,120 ^m ³
	調布西町給水所 (西町717)	20,000 ^m ³	// 4池	自家発電設備	6,660 ^m ³
北	深大寺給水所 (深大寺南町5-56-1)	29,700 ^m ³	// 5池	自家発電設備	9,900 ^m ³
調布市	文化会館 たづくり西館 (小島町2-33-1)	地下水利用システム		自家発電設備	200 ^m ³/日
狛江市	東京慈恵会医科大学 附属第三病院 (狛江市和泉本町4-11-1)	協定による飲料水の給水		自家発電設備	720 ^m ³/日

【取水施設】 18箇所

資料編 8：取水施設

【導・送・配水管管路延長】

(令和5年3月現在)

名 称	管 種 類	延 長
導 水 管	铸铁管・鋼管	12,886m
送 水 管	铸铁管	6,748m
配 水 管	石棉管・铸铁管・鋼管・塩化ビニール管	428,316m
計		447,950m

- ※ 導水管：取水地点から浄水所までの、原水を導く管
 送水管：浄水所から配水拠点までの、浄水を送る管路で、受水（部分水）管も含まれます。
 配水管：配水拠点から給水分岐点までの管路。ただし、水道局が管理しているもの。

水道施設の安全化対策として、水道施設の耐震性を強化するための整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめます。

内閣府の中央防災会議等における年超過確立1/200の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰（せき）の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施しています。主要な浄水場等については対策を完了しており、引き続き、多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していきます。

土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していきます。

(1) 浄水所等

浄水施設の耐震強化は、工事期間における施設能力の低下を伴うことから、安定給水が可能な一定の施設能力を確保しつつ、早期の完了を目指します。このため、着水井から配水池、排水処理施設までの連続性に配慮し、処理系列ごとに耐震強化を図るとともに、優先順位を明確にし、効果的に水道施設の耐震強化を図ります。

また、災害時に簡単に取水できるよう、深井戸では取水口を10箇所設置しています。（井戸はケーシング構造であり、想定される地震等による破壊のおそれはありません。しかし、水源井からの揚水は水中ポンプで行っており、電力供給がなければポンプは作動しません。）

(2) 導・送・配水管

導・送・配水管は、市内に447,950mが埋設されており、材質・継手などの耐震性の低いものや、地盤の弱い箇所では破損する箇所があります。

これらの耐震性の向上のため、耐震性の高いダクタイル铸铁管及び耐震継手管への取替えを行い、耐震性強化を図ります。

(3) 災害時の給水設備

災害発生に伴い、給水タンク車・給水タンク・キャンバス水槽・ポリタンク等を、災害時にすぐ使用できるよう平常時において整備しておきます。

(4) 常設給水栓等の整備

各給水拠点の一部を柵等で仕切り応急給水活動区域に常設給水栓等を設置し、局職員の到着前に市職員、地域住民等が応急給水活動を行えるよう整備しました。

(5) 医療施設等への応急給水

医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行います。

6 下水道

環境部

市の下水道施設は、仙川汚水中継ポンプ場（令和6年12月以降廃止予定）1箇所（晴天時排水能力5,760m³/日）、公共下水道管渠の総延長は約565km（令和2年3月末現在）です。

市は、下水道施設の安全化のため次の対策を進めます。

(1) 下水道中継ポンプ場施設の整備

施設の耐震調査や年間の維持管理等により、補修・補強箇所については、計画的に改修します。

(2) 管路の改修整備

管路施設のうち重要な幹線等の改修は、耐震設計に基づき施工し、その他の管路については、テレビカメラ調査や管渠清掃時に補修や補強の必要な箇所及び老朽化した管渠等を把握し、計画的に補強を進めます。

7 電気・ガス・通信など

市及び災害応急対策に係る機関は、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保等を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LPガスの活用を促進します。

(1) 電気施設

東京電力

電気施設の耐震性については、法令等の設計基準に則した設備構築を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じます。

ア 発電設備

それぞれの建物・設備については、建築基準や設備の技術基準等に基づく耐震設計を行います。

・水力発電設備 ・火力発電設備 ・原子力発電設備

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行います。

(1) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「共同溝設計指針」、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行います。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とします。

ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動など勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行います。

エ 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行います。

(1) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とします。

オ 通信設備

屋内に設置される装置については、建物の設置階を考慮した設計とします。

(2) ガス施設

東京ガスグループ

ガスを供給する主要施設は、製造施設であるLNG基地が4箇所、ホルダーのある整圧所が12箇所と、導管（総延長63,594km）とからなります。（令和6年3月末現在）

ガス施設の安全化対策として、設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいています。

ガス施設の安全化対策は以下のとおりとします。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保

施設名	都市ガス関連の安全化対策
	○ 緊急遮断弁，防消火設備，LNG用防液堤の設置，保安用電力の確保等の整備を行い，二次災害を防止
供給施設	○ 新設設備は，ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし，既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため，ホルダーの緊急遮断装置，導管網のブロック化，放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	○ 地震センサーの設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに，地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため，震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき，今後も以下の事項について整備します。

ア 製造施設

(ア) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されていますが，必要に応じてさらに耐震性を向上させ，適切な維持管理を行います。

(イ) 防火設備，保安用電力等を維持管理し，二次災害防止を図ります。

イ 供給設備

(ア) 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し，各圧力に応じ，最適な材料・継手構造等を採用し，耐震性の向上に努めます。

(イ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し，揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングします。

(ウ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い，迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。

(エ) 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施。

(3) 通信施設対策

各通信事業者・調布郵便局

災害時においては，迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり，特に，通信の果たす役割は非常に大きいものとなります。

このため，災害による通信施設の被害を最小限にとどめ，また，通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう，通信設備の整備を行います。

ア 電気通信設備対策

各通信事業者

- (ア) 災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備の防災設計を実施します。
- ・豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行います。
 - ・暴風又は豪雪のおそれがある地域は耐風又は耐雪構造化を行います。
 - ・地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行います。
 - ・地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所を確保します。
- (イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。
- ・主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成に整備
 - ・主要な中継交換機を分散設置
 - ・大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築
 - ・通信ケーブルの地中化を推進
 - ・主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保
 - ・重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進
 - ・応急復旧機材を配備
 - ・特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮

NTT東日本

- (ア) 指定避難所（小・中学校、公民館等）のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とします。
- (イ) 市が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保します。

各通信事業者

- (ア) 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組みます。
- (イ) 早期サービス復旧のための対策等を行います。

NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク

- (ア) 役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために基地局等において、非常用発電機エンジンによる無停電化やバッテリー長時間化に取り組みます。
- (イ) 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備します。

イ 郵便施設対策

調布郵便局

郵便物の運送及び集配の確保を図るため、車両等の運送、集配施設、用具の整備に努めます。

8 ライフラインの復旧活動拠点の確保

調布消防署

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本としますが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になります。

調布消防署は、広域応援を受け入れるため、東京都が東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）、若洲海浜公園、多摩地域の清掃工場5箇所及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保していることから、これら拠点を災害時に活用します。

9 エネルギーの確保

総務部

市及び災害応急対策に係る機関は、東京都と連携し、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めます。

また、自立・分散型エネルギーの確保や再生可能エネルギー、LPガス等の活用を検討するとともに民間事業者と連携して災害時のエネルギーの確保を進めます。

(1) 市施設の停電対策

市の施設では、自家発電機や無停電電源装置等による停電対策を講じている。各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく必要があります。

市は、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定を締結しています。また、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を図ることから、コージェネレーションシステムの導入や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用についても検討していきます。

10 ライフライン事業者の連携体制の構築

東京電力・東京ガスグループ・各通信事業者・調布郵便局

ライフライン事業者間と東京都においては、適宜連絡協議会を実施するなど、平時の連絡を密にするとともに、発災時のタイムラインに応じて想定される活動内容、被害・復旧状況等の情報、要請・依頼事項、連絡手段等を予め共有し、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携体制を構築します。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 道路・橋りょう	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信など
3 河川・空港施設	7 エネルギーの確保
4 水道	

【交通関連施設に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○災害対策本部設置	○障害物除去道路の選定 ○関係機関の障害物除去作業の協力 ○障害物除去作業の実施		
都建設局	○局本部設置 【道路】 ○通行可能道路の確認	○関係機関連絡調整(以下、随時開催) ○各建設事務所本部設置 ○緊急道路障害物除去作業の調整 ○被災状況の情報収集 ○緊急点検, 緊急措置 ○緊急道路障害物除去・応急復旧 ○情報収集, 協定締結団体に出動要請		
	【河川】	○河川施設の緊急点検 ○損壊箇所の応急復旧・河道内障害物の除去		
関東地方整備局	○災害対策本部設置 【河川】	○緊急輸送道路の障害物除去, 応急復旧 ○情報収集, 協定締結団体に出動要請 ○河川施設の緊急点検 ○損壊箇所の応急復旧・河道内障害物の除去		

【警備・交通規制に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○警備本部の設置 ○情報収集 ○交通規制の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急物資輸送路の指定 ○緊急通行車両等の確認事務の実施 ○広報の実施 		

【ライフライン施設に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害状況の把握 ○応急給水の実施 ○水道施設の復旧活動の実施 ○市民への広報の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の把握 ○仮設トイレの確保及び配置 ○下水道施設の応急復旧 ○市民への広報の実施 		
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○給水対策本部設置 ○被災状況の把握 ○情報連絡活動 ○報道・広報活動 ○応急給水の実施 ○応急復旧作業 ○応急対策後方支援活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○給水対策本部会議開催 ○応急対策会議開催 (以下随時) 		
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○職員参集 ○災害対策本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の開催(以下随時開催) ○関係機関への情報連絡 ○情報収集 ○応急復旧作業 		<ul style="list-style-type: none"> ○応援自治体の受入態勢の整備

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
東京電力	○災害対策本部設置		○応急復旧作業		
東京ガスグループ	○災害対策本部設置		○応急復旧作業		
郵便局・NTT	○災害対策本部設置		○応急復旧作業		

【公共施設等に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の被害状況の把握 ○交通規制等の措置 ○迂回道路の選定 ○パトロールの実施 市民への広報活動 		○応急復旧措置		
	<ul style="list-style-type: none"> ○内水施設の被害状況の把握 ○都及び消防署への報告 ○仮排水作業の実施 				
北多摩南部建設局	○緊急輸送道路の被害状況の把握		○緊急輸送道路の道路障害物除去の実施		○応急復旧措置
建設局			○移動式排水ポンプ車の派遣		

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【応急対策】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
中日本高速道路(株)			○所管道路の復旧対策等の実施	→
京王電鉄(株)		○駅構内の混乱防止策の実施 ○乗客の避難誘導等安全措置の実施 ○乗客の救護活動の実施 ○運行状況等の情報提供	○所管する鉄道施設の復旧措置	→

1 道路・橋りょう

(1) 交通規制

調布警察署

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の通行を確保することを最重点として、次のとおり交通規制を実施します。

ア 第一次交通規制（緊急自動車専用路の確保）

大震災が発生した場合は、速やかに道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行等を確保するため、甲州街道は、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止します。

イ 第二次交通規制（緊急交通路の確保）

被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施します。

第一次交通規制後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、都道121号（三鷹通り）、都道14号（東八道路）等を緊急交通路として確保する交通規制を実施します。

ウ 規制の留意事項

第一次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいいます。

第二次交通規制に示す路線規制措置はあくまでも基本であって、必要に応じこれによらない規制措置を行います。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する路線規制措置も状況に合わせて対応させていきます。

資料編 9：大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

資料編 10：大震災（震度6弱以上）が発生したら～警視庁からのお願い～

エ 交通規制の要領

(ア) 主要交差点への規制要員の配置

国道20号（甲州街道）をはじめとした主要幹線道路の主要交差点及び中央自動車道調布IC入口（上り）に要員を配置して、都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路又は緊急交通路における車両通行禁止の交通規制を実施します。

(イ) 警備員、ボランティア等の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとしませんが、調布警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、民間の協力団体、ボランティア等の協力を得られるよう配慮します。

オ 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、

広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行います。

【運転者のとるべき措置】

- 1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- 2 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は、車両を使用しないこと。
- 3 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ① 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを停止。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握すること。
 - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しないこと。
 - ④ カーラジオ、交通情報版等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動すること。
- 4 やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車すること。
 - ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとすること。
 - ③ 窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - ④ 貴重品を車内に残さないこと。

(2) 緊急輸送

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・中日本高速道路(株)

緊急物資輸送ネットワークの整備、緊急障害物除去路線、輸送車両等の確保等について定めます。

ア 緊急交通路等の実態把握

調布警察署

緊急交通路等の交通情報の収集は、視察及び調布消防署、関係機関等との情報交換等により把握します。

イ 緊急物資輸送路線の指定

調布警察署

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定します。

ウ 緊急通行車両等の確認事務等

調布警察署

調布警察署長は、交通検問所等における緊急通行車両等の確認事務及び交通

規制から除外すべき車両の認定事務を行います。

エ 緊急輸送車両等の確保

災害対策総務部

緊急輸送に使用する車両の運用計画を樹立し、各部に配車するとともに、不足する車両及び燃料の調達を行います。確保した車両に対しては、緊急通行車両であることを証明する標章を交付します。

また市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

オ 緊急道路障害物除去作業

災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・中日本高速道路(株)

緊急道路障害物除去作業に当たっては、関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応します。

また、道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど効率的な道路障害物除去体制の充実を図ります。

道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理します。

緊急道路障害物除去においては、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図るため、各機関は次のような対策を実施します。

(ア) 関東地方整備局相武国道事務所は、道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施します。

(イ) 都建設局北多摩南部建設事務所は、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、関係業界等の協力を求め、障害物除去作業を実施します。

(ウ) 都市整備部は、「災害時における応急対策の協力に関する協定」に基づき、関係業界等の協力を求め、障害物除去作業を実施します。

また、関東地方整備局、都建設局及び中日本高速道路(株)の実施する障害物除去作業に協力します。

(エ) 環境部が開設した仮置場に、道路障害物の除去に伴い発生したがれきを必要に応じて受け入れます。

また、環境部は、必要に応じて仮置場への搬入作業を応援します。

(オ) 中日本高速道路(株)は、道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施します。

(カ) 各機関は、災害対策基本法第76条の6に基づく区間指定があり、指定区間の道路上の放置車両等による緊急通行車両の通行の妨害等が認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命じます。

(キ) 道路障害物の除去に当たって、各機関は下記のような対策を行います。

【道路障害物への対策】

機関名	対 策
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに所管する道路上の障害物を除去 ○ 各関係機関と相互に密接な連絡をとり、協力して除去を実施
都建設局 北多摩南部 建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約 ○ 協定及び協力承諾書に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急交通路確保のため、署内に放置車両対策班を編成・緊急通行車両等の通行の妨害になっている放置車両の排除 ○ 倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、市及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去を実施
関東地方整備局 相武国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力して除去を実施
中日本高速道路 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力して除去を実施

(3) 応急・復旧対策

災害対策都市整備部・都建設局北多摩南部建設事務所・関東地方整備局相武国道事務所

道路、橋りょう、河川等の公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講じます。

各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行います。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保したうえで、その後本格的な復旧作業に着手します。

道路・橋りょう、河川及びその他の公共施設等について、各機関がとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりです。

【公共施設等の応急・復旧対策】

機関名	応急対策	復旧対策
都市整備部	被害状況を速やかに把握のうえ、東京都に報告します。 被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努めます。状況に応じて現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全措置を行います。	復旧作業は、電柱・電線の倒壊、道路等の陥没等の状況を確認のうえ、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行います。その後、逐次二次災害を生ずるおそれがある箇所及び避難所へ通ずる箇所の復旧を行っていきます。
都建設局 北多摩南部 建設事務所	被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るとともに、被災道路の応急復旧措置を行い、交通の確保に努めます。 また、市からの被害報告を受け、総合対策の樹立と指導、調整を行い、状況によっては所属職員を現場に派遣し必要な指示を与えます。	復旧作業は、主に建設業界に委託して行い、当初は緊急道路障害物除去路線を最優先に行います。 その後、逐次一般道路の障害物除去及び二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていきます。
関東地方 整備局 相武国道 事務所	被害を受けた道路及び交通状況を把握するため、パトロールカー等による巡視を実施します。 巡視の結果等により応急復旧及び必要に応じて迂回路の選定等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めます。	関東地方整備局震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

2 鉄道施設

京王電鉄(株)

災害時において、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務です。

特に、多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に係る被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を各交通機関が実施します。

(1) 災害時の活動態勢

ア 防災計画に基づく対策本部の設置

震災が発生した場合、交通機関は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保と緊急輸送を行うため各鉄道事業者は防災計画に基づく態勢を敷きます。

イ 通信連絡態勢

災害情報応急措置の連絡指示や被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動無線機を利用します。

(2) 発災時の初動措置

地震警報装置を鉄道総合指令センターに設置し、規定値以上の地震の場合には、列車無線で直接全列車に連絡し、列車を停止させるとともに、一斉放送装置により社内各所に連絡します（駅でも速やかに停止の手配を行います）。

京王電鉄(株)の浸水防止対策は次によるものとします。

- ・ 浸水防止の土のう配備
- ・ 排水ポンプによる浸水箇所の排水
- ・ 止水板による浸水の防止

(3) 乗客の避難誘導

旅客を避難させる必要が生じた場合は、原則的に市と協議の上、市指定の一時収容可能施設に誘導案内します。

外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施します。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、防災計画に基づく態勢を敷き、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図ります。

(5) 復旧計画

鉄道事業者は、速やかに施設の応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき本復旧計画を立て実施します。

3 河川・空港施設

(1) 河川施設

災害対策環境部・災害対策都市整備部・北多摩南部建設事務所・関東地方整備局

地震により河川の堤防、護岸等が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くします。

【河川施設の応急・復旧】

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに東京都に報告するとともに、必要な措置を実施 ○ 浸水被害を生じた場合は、直ちに東京都に報告し、移動式排水ポンプの派遣を要請し、被害の拡大を防止
北多摩南部建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の調査・発見

(2) 調布飛行場

都港湾局

調布飛行場については、都港湾局が被害状況調査、臨時滑走路点検等を実施するとともに、運航者に対し空港の状況について周知を行います。

4 水道

災害対策環境部，都水道局

都水道局は、市や関係機関と相互に連携し、水道施設の応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとします。

(1) 震災時の活動

都水道局は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合には、水道局給水対策本部を設置し応急対策諸活動を行うこととしています。

水道施設が広域にわたっていることから、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、水道施設の確保について万全を期するとともに、早急に復旧するものとします。

(2) 応急対策

ア 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設等を点検し、被害状況を把握します。

- (ア) 取水，導水，浄水，配水施設の被害調査は、速やかに施設ごとに行います。
(1) 管路については、巡回調査を実施し、漏水，道路陥没等の有無及びその程度の把握に努めます。

なお、調査及び復旧優先順位は以下のとおりとします。

- a 首都中枢機関等を保持するための当該施設に至る管路
- b 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
- c 配水本管及び配水小管の骨格となる路線
- d 応急給水施設，避難所等に至る管路

イ 応急措置

被害箇所への復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行います。

(ア) 取水，導水，浄水，配水施設

各施設にき裂，崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行います。

(1) 送・配水管路

- a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施
- b 地区水源を活用するとともに、配水調整により断水区域の解消対策を実施

(ウ) 給水装置

倒壊家屋，焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は，仕切弁により閉栓します。

(エ) 応急給水活動

- a 都水道局は，給水所・配水所等の給水拠点で応急給水用資器材の設置を行います。
- b 市は，定められた給水拠点で市民への応急給水を行います。応急給水槽においては，応急給水資器材の設置及び応急給水を行います。

(オ) 市民への広報

これらの応急対策，応急措置の状況について，使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行います。

5 下水道

災害対策環境部

ライフライン施設のうち，下水道施設の応急対策等について以下に必要な事項を定めます。

(1) 震災時の活動態勢

市災害対策本部の非常配備態勢に基づき，職員の配置を行い，下水道施設の被害に対し，迅速に応急措置活動を行います。

(2) 応急対策

ア 管渠

市は，汚水，雨水の疎通に支障のないように迅速に管渠応急措置を講じます。なお，幹線の被害は箇所程度に応じて応急復旧又は本復旧を行います。

工事施工中の箇所においては，工事契約書，設計書により，被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに，状況に応じて現場要員，資機材の補給を請負事業者に求めます。

イ 仙川ポンプ場（令和6年12月以降廃止予定）

停電のため施設の機能が停止した場合，ディーゼル発電機でポンプ運転を行い，機能停止による排水不能のないように対応します。

ウ 市民への広報

これらの応急対策，応急措置の状況について，使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行います。

6 電気・ガス・通信など

(1) 電気施設

東京電力

ア 震災時の活動態勢

地震が発生した場合、東京電力は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動を行います。

(ア) 非常態勢の組織

- a 非常態勢の組織は、本社・店所及び本社・店所が指定する事業所（「第一線機関等」という。）を単位として編成します。
- b 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置します。ただし、電力供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入るものとします。
- c 施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動します。

(イ) 非常態勢の発令

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分によるものとします。

【東京電力の非常態勢】

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ・ 東海地震注意情報が発せられた場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 	第3非常態勢

イ 応急対策

(ア) 対策要員の確保

- a 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備えること。
- b 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動すること。
- c 交通途絶等により支部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事すること。

(1) 資材の調達・輸送

α 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保します。

- ・第一線機関等相互の流用
- ・本社対策本部に対する応急資材の請求

(ウ) 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約している請負会社の車両等により行いますが、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社に委託して輸送力の確保を図ります。

(エ) 危険予防措置

火災等の災害拡大を防止するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(オ) 応急工事

災害に伴う応急工事については、本格復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施します。

(2) ガス施設

災害対策都市整備部・東京ガスグループ・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部
災害によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持します。

ア 震災時の活動態勢

東京ガスグループ

(ア) 非常事態対策本部・支部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動します。

【東京ガスグループの震災時の非常体制】

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第0次非常体制	・ ガス供給区域内に震度5弱の地震が発生した場合，その他必要な場合	防災・供給部長
第一次非常体制	・ ガス供給区域内に5強の地震が発生した場合	導管ネットワークカンパニー長
第二次非常体制	・ ガス供給区域内に震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ ガス供給区域内に震度5弱・5強の地震が発生し，（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合	社長

イ 応急対策

東京ガスグループ

(ア) 震災時の初動措置

- a 官公庁，報道機関及び社内事業所からの被害情報等の収集
- b 事業所設備等の点検
- c LNG基地，整圧所におけるガス送出入量の調整又は停止
- d ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- e その他，状況に応じた措置

(イ) 応急措置

- a 地震の規模に応じて，本社に非常事態対策本部を設置するとともに，必要な要員は自動参集すること(東京ガスグループ以外の各社も，各社の規定に基づき態勢をとる)。
- b 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し，復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図ること。
- c 社内事業所及び官公庁，報道機関等からの被害情報の収集を行うこと。
- d 施設を点検し，機能及び安全性を確認するとともに，必要に応じて調整修理すること。
- e ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて，迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行うこと。
- f 被害が軽微な供給停止地域については，遠隔再稼働等を行い，速やかなガス供給再開に努めること。
- g その他現場の状況により，二次災害防止のため適切な措置を行うこと。

(ウ) 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し，調達が必要な資機材は，次のような方法により確保します。

- a 取引先，メーカー等からの調達

- b 各支部間の流用
- c 他ガス事業者等からの融通

(I) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢であること。

(3) 通信施設（郵便）

日本郵便株式会社・調布郵便局

災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を実施します。

ここでは、通信のうち、郵便についての応急、復旧対策を定めます。

ア 震災時の活動態勢

(ア) 社員の動員

郵便局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておきます。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動します。

(イ) 情報連絡

郵便局長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の防災機関との間において、緊密な連携の確保に努めます。

イ 応急対策

(ア) 郵便物の送達確保

被災地における郵便物の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講じます。

(イ) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎設置による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じます。

(4) 電気通信設備

NTT東日本

ア 重要通信の疎通措置

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとります。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとります。

- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」第8条第1項の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱います。
- (エ) 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとります。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとります。

イ 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

エ 災害時における広報

- (ア) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努めます。
- (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等掲示等により直接当該被災地に周知します。
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機より輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

オ 災害時のWi-Fiの配備

国・東京都の動向を注視し、災害時のWi-Fiの配備に向けた調査を行います。

7 エネルギーの確保

災害対策総務部・東京ガスグループ・ガス事業者

市は、施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保します。

市は、非常用発電設備等の活用により、病院や社会福祉施設など市民の生命に係る施設、上下水道や物流拠点(市場等)など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図ります。

市は、災害により都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都・一般社団法人東京都LPガス協会と協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めます。

【復旧対策】（地震後の行動）

1 道路・橋りょう	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川・空港施設等	6 電気・ガス・通信など

1 道路・橋りょう

災害対策都市整備部

市道等の障害物除去、搬出、応急復旧等を実施します。

2 鉄道施設

京王電鉄株

施設の被害状況に応じた復旧を行います。

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めます。

各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施します。

3 河川・空港施設等

(1) 河川施設

災害対策都市整備部

排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止します。

(2) 調布飛行場

都港湾局

東京都調布飛行場は、都港湾局が、関係機関と協力し早期に施設の復旧に努めます。

4 水道

都水道局

取水・導水施設の被害については、浄水機能及び排水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧します。また、浄水施設の被害のうち、施設機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施します。

管路の被害については、配水系統の変更等により、断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進めます。

5 下水道

災害対策環境部・都下水道局

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図ります。

《市》

流域関連公共下水道施設のうち、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行います。

《都下水道局》

流域下水道施設である水再生センター、ポンプ所、流域下水道幹線管渠の復旧に努めます。

6 電気・ガス・通信など

(1) 電気施設

東京電力

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・的確に実施します。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施します。

(2) ガス施設

ア 都市ガス

東京ガスグループ

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施します。

(ア) 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開します。

(イ) 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用して、ガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理します。

(ウ) 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家宅を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉めます。

(エ) 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割します。

(オ) 本支管の点検

- a 管内に水が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出します。
- b ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理します。
- c ガスの供給源から修理をした範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出します。

(カ) 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断します。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替え等の修理を行います。

(キ) ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開します。

イ LPガス

災害対策都市整備部・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部

(ア) LPガスの供給

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、市と調布狛江プロパンガス商工組合調布支部が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めます。

(イ) LPガス施設の復旧対策

LPガスの使用再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要があります。このため、市は、調布狛江プロパンガス商工組合調布支部の点検体制の確立について支援を行います。

(3) 通信施設（郵便）

日本郵便株式会社・調布郵便局

日本郵便株式会社の非常災害対策本部の指示に基づき、災害復旧に対する恒久的な措置を講じます。

(4) 電気通信設備

NTT東日本

回線の復旧計画においては、事業法第8条に基づき、総務大臣が別に定める重要通信を扱う機関等の応急復旧計画と連携し、策定に努めます。

【通信回線の復旧の順位】

重要通信を確保する機関 (各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)	
第一順位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛機関，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者，及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位，第二順位に該当しないもの

第5章 本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化

本章における対策の基本的考え方

○ 応急対応力強化の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながります。このため、市においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、東京都、自衛隊をはじめとした防災関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要となります。

一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、近年の災害の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要です。

また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要となります。

本章では、大規模な地震が発生した場合における、調布市災害対策本部の体制や、東京都や他の自治体、防災関係機関などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示します。

○ 現在の対策の状況

市では、大規模な震災時に迅速に災害活動を実施するため、調布市災害対策本部の設置等を定めています。

また、自治体間の連携体制として、東京都内市区町村の他、甲州街道沿線の東京都、山梨県、長野県の12市が甲州街道サミットによる大規模災害時の相互応援に関する協定を締結するとともに、木島平村、遠野市、岐阜市及び富山市との相互応援協定等の連携を行っており、災害時に相互に支援する広域的な枠組みを形成し受援応援体制を構築してきました。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定である令和4年5月の「首都直下地震等による東京の被害想定」における調布市の最大被害想定では、「多摩東部直下地震（M7.3）冬・夕方」において負傷者991人、避難者約35,000人など重大な人的被害、市民の生活を支えるライフライン被害などが想定されており、市民の命と市の都市機能の維持に向け市の初動態勢や防災関係機関との連携体制の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化が必要です。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動対応体制の整備
 - <到達目標> 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- ・ 防災関係機関等との連携の強化
 - <到達目標> 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- ・ 大規模救出活動拠点の整備，拡大
 - <到達目標> 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保

- ・ 業務継続計画の見直し
 - <到達目標> 地域防災計画の見直しを踏まえた業務継続計画の更新
- ・ 各部「危機管理マニュアル」の見直し
 - <到達目標> 地域防災計画，業務継続計画の見直しを踏まえた危機管理マニュアルの更新・充実

第1節 現在の到達状況

1 市の初動態勢

市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、調布市災害対策本部を設置します。

また、勤務時間外に調布市で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとし、速やかに災害対策本部を設置できるよう定めています。

2 各部危機管理マニュアルの策定

災害時、緊急事態においては、各部・各課において業務ごとのマニュアルを整備しておくことが必要不可欠となります。特に、震災では実施すべき優先業務の多くが応急対策業務であり、平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため、業務実施手順（仕事の流れ）や重要なポイントを明らかにしておくことが必要となります。

このため市では、東日本大震災を機に危機発生時に取り組む各部局の行動要領である、「危機管理マニュアル」を策定しています。

3 広域連携体制の構築

他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、以下の協定を締結しています。

- ①「甲州街道サミット」として隣接の「世田谷区」や「東京都内市区町村」、「甲州街道沿線の12市」で災害時の相互応援協定
- ②姉妹都市である「長野県木島平村」と災害援助協定
- ③「岩手県遠野市」、「岐阜県岐阜市」、「富山県富山市」と災害時相互応援に関する協定

4 応急活動拠点の整備

(1) 東京都の取組

東京都地域防災計画において、広域支援・救助部隊等が被災者の救出、救助等を行うための「大規模救出・救助活動拠点」（都立公園等35箇所、清掃工場25箇所）として、調布市内の「都立神代植物公園」及び「都立武蔵野の森公園」、医療機関近接ヘリポートとして、「調布市民野球場」を指定しています。

(2) 調布市の取組

調布市は、災害対策活動に従事する各種機関（自衛隊、消防、警察等）の応急活動拠点として市立小・中学校、大町スポーツ施設を指定しています。また、ヘリコプターの離発着場についても、機体規模（大・中・小型ヘリコプター）毎に離発着場所を指定しています。（調布市地域防災計画〔資料編〕第21項）

第2節 課題

【多摩東部直下地震（M7.3）被害想定】

被害項目	想定される被害	
負傷者（重傷者数）	最大	1,045人（重傷者99人）
建物被害（地震火災）	最大	3,278棟（火災1,160棟）
自力脱出困難者	最大	351人

1 市の初動態勢

- 昨今の災害事例においては被災自治体職員が被災した例も多く、被害状況の掌握や支援要請の発出に時間を要しています。
- 平常時の体制は各部局や課が独立的に事務を執行できる「事務執行体制」が執られていることから、総合的な調整を要する所掌が複数の所属にまたがる案件への対応、各種情報を分析した事後の災害応急対策方針の案出、前例のない不測事態への対応に時間を要する可能性があります。
- 現行の被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害が想定されることから、迅速な救出・救助活動の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要があります。

2 非常時優先事項を記載した各部危機管理マニュアル

「危機管理マニュアル」に定められた非常時優先業務は、非常時に実施すべき業務です。よって、例えば担当の職員がいないため実施ができないというような事態は避けなければなりません。そこで、非常時優先業務を誰でも実行できるようにしなければなりません。「危機管理マニュアル」では、非常時優先業務を「どのような手順で、何を使い、どのように実施していくか」を明確にする行動手順書として作成する必要があります。

3 広域連携体制の構築

（1）協定締結自治体との緊密な連携

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣県等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要があります。

（2）各種防災機関の連携体制の構築

災害時は、市内に各種防災機関（自衛隊、消防、警察、指定機関等）が応援に駆け付け活動することとなります。また大規模な災害において、東京都は海外からの救援部隊の受入れも計画していることから、当該機関との実効性のある活動のため、緊密な連携が可能な体制を構築する必要があります。

4 応急活動拠点の整備

- 救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり、調布市の災害応急対策においては東京都の指定する大規模救出動拠点での防災関係機関（自衛隊、警察、消防等）の活動と対応を合わせる必要があります。
- 市の防災拠点である防災センターの機能を充実させるとともに、災害応急対策の更なる充実のため、各種の活動拠点等（防災機関活動拠点、防災倉庫）の整備を進める必要があります。

第3節 対策の方向性

1 初動態勢の構築

市と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、防災訓練等を通じ訓練本部体制の検証・見直しを適宜実施し、「災害対応・総合調整機能の強化」や自衛隊・警察・消防等との「連絡調整機能の強化」を図り、円滑な初動態勢を構築します。

2 危機管理マニュアルの策定の着意事項

災害時では優先すべき業務の多くが応急対策業務であり、平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため、業務実施手順（仕事の流れ）や重要なポイントを明らかにしておくことが必要となります。「危機管理マニュアル」を策定する上で着意すべき事項として、応急対策業務だけでなく通常業務についても、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の必要資源の制約を前提とした上で、どのような方法や手順等で対応すべきかを定めておきます。

3 広域連携体制の構築

協定締結自治体との円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進します。

4 応急活動拠点の整備

広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施できる体制を整備します。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な活動を可能とする実効性の高い初動態勢の構築

各部局や自衛隊・警察・消防等の関係機関が相互連携し、本部の災害対処能力を向上させるため、「総合調整機能を強化」することで、実効性の高い初動態勢を構築します。

2 「危機管理マニュアル」の充実

「危機管理マニュアル」は、過去の災害、危機事態における教訓を踏まえ、常に最新状態に維持され、各部局の連携に着意した行動要領を定めていきます。また、この「危機管理マニュアル」は、職員の人事異動、改善策の実施、訓練・研修等の機会にその内容を検証し、本計画と同様に検証・改善を繰り返すことで、継続的に内容の更新・充実を図ります。

3 業務継続体制の継続的な改善

業務継続計画の考え方では、計画の策定にとどまらず、研修・訓練、点検・見直しを踏まえ、災害対策のさらなる向上を図ることが重要です。市では、この従来に加え、業務継続計画の修正サイクルに地域防災計画の修正内容を取り込むとともに、業務継続の観点から明らかとなった課題を地域防災計画の修正に反映し、両計画の修正を相互に循環させ継続的に改善する体制整備を目指します。

4 遠隔自治体も含めた自治体間の連携強化に向けた関係強化

現在の広域連携体制の一層の強化や、国、東京都等と円滑な協力体制が取れるように市災害対策本部の下で受援応援体制をより強化していきます。また、関係防災機関や事業者と連携して実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していきます。その他に受援・応援計画を策定し、受援体制を整備します。

5 市内（大規模）救出救助活動拠点の効率的な活用

救出活動や復旧活動には拠点となるオープンスペースや公園が必要です。他方、市内には活動拠点となる施設や地積が十分に確保されているとは言い難い現状であり、災害時は災害対策本部において、各防災関係機関の活動計画を踏まえた活動拠点の効率的な使用のための調整を図っていく必要があります。

今後とも、関係機関による活動拠点の確保に協力し、円滑な利用を行えるようにするとともに、市の実施する災害対応のための防災拠点の整備を進めていきます。

第5節 具体的な取組

【予防対策】(地震前の行動)

1 初動対応体制の整備	5 消火・救助・救急活動体制の整備
2 総合防災訓練等の実施	6 広域連携体制の構築
3 受援応援体制の整備	7 応急活動拠点の整備
4 業務継続体制の整備	

震災編 第2部

1 初動対応体制の整備

(1) 基本的考え方

- ア 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していきます。
- イ 発災時は、市はもとより、東京都、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、一丸となって活動を展開する必要があります。
- ウ こうした活動の実現にあたり、具体的な初動時の対応や災害時応援協定締結自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、関連する各種計画の見直しや訓練検証等を実施し、不断の見直しを行っていきます。
- エ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めます。
- オ これまでの災害の教訓等を踏まえ、応急対策の分野ごとに検討を行い、市災害対策本部機能を適宜強化するとともに、男女平等参画や多様な視点を踏まえた体制の構築に努めます。
- カ 引き続き、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるように、全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築していくため、総合防災訓練等を実施していきます。

(2) 役割分担

機 関 名	内 容
各部共通	○ マニュアルの整備及び職員の災害対応能力の向上
総務部 生活文化スポーツ部	○ 総合防災訓練等の実施【総合防災安全課】 ○ 防災関連活動施設・設備の整備【管財課，文化生涯学習課】 ○ 災害対策用資材備蓄・管理【契約課，協働推進課，スポーツ振興課，農政課】

(3) 活動庁舎の整備

(調布市文化会館たづくり(防災センター)・調布市市庁舎)

調布市では、文化会館たづくり西館3階に、防災対策の促進を図るための防災センターを設置しており、原則としてここに調布市災害対策本部を開設します。

また、災害対策各部の業務は調布市市庁舎で行うものとします。

【調布市市庁舎の概要】

項目		調布市市庁舎
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)
		地上8階地下2階
面積	敷地	9,660.43 m ²
	延床	14,131.66 m ²
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力 422KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		300KVA 燃料槽：有効容量5,100L(軽油) 連続運転約25時間可能
給排水衛生設備		高置水槽 15m ³

【調布市文化会館たづくりの概要】

項目		調布市文化会館たづくり
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
		地下2階地上13階
面積	敷地	6,531.91 m ²
	延床	31,466.74 m ²
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力1,000KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		1,250KVA × 1台 燃料槽：有効容量950L, 9,000L(軽油) 連続運転約72時間以上可能
給排水衛生設備		上水受水槽 60m ³ 中水受水槽 90m ³

【調布市教育会館の概要】

項目		調布市教育会館
構造		鉄筋コンクリート造 地上6階
面積	敷地	736.48 m ²
	延床	1,892.91 m ²
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力94KW 高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		無
給水設備		直結給水方式

(4) 警察署・消防署の現況

区分		令和6年6月現況
調布警察署	警察署	1署
	交番	18所
	駐在所	2所
調布消防署	消防署	1署
	消防出張所	3所

2 総合防災訓練等の実施

訓練名	機関	内 容
総合防災訓練	市・防災関係機関	<p>1 訓練方針</p> <p>市では、市及び防災関係機関が市民と一体となって実効性のある総合的かつ有機的な訓練（震度6弱以上の地震発生を想定）を実施することにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図ります。</p> <p>また、要配慮者とその家族の参加を促進・支援します。</p> <p>2 実施要領</p> <p>市防災会議において「調布市総合防災訓練実施要領」を定め、これに従って実施します。特に、市民及び事業者が実践できる項目を増やし、震災時に直接役立つものとしていきます。</p> <p>(1) 参加機関：市・防災関係機関，市民，地域及び事業者</p> <p>(2) 訓練項目：非常招集訓練，本部運用訓練，情報伝達訓練，現地実働訓練</p> <p>3 実施時期</p> <p>原則として、毎年10月の週末に震災及び火災を想定して実施します。</p>
職員参集訓練	市	<p>1 訓練方針</p> <p>職員の本部，避難所，その他の各部所管施設等への震災時の非常配備態勢を確保し，各防災機関や市民との連携を図るため，職員の参集訓練を実施します。</p> <p>また，休日・夜間時に対応する調布市初動態勢の職員についても，自宅から指定された部署への参集訓練を実施し，避難所となる学校における施設と備品の確認及び学校教職員との連携を図るための訓練を実施します。</p> <p>2 実施要領</p> <p>参集に当たっては，交通機関，自家用車，オートバイ，自転車等の利用を一部制限又は禁止するなどの方法により，勤務時間内外などの様々な条件を加味して行います。</p> <p>特に，初動態勢職員については，自宅から自転車あるいは徒歩と条件を設定して参集地点までの情報収集や被害状況等を確認しながら参集する訓練を行います。</p> <p>(1) 訓練項目：非常参集訓練，指令伝達訓練，情報収集・伝達訓練，避難所開設訓練（特に初動態勢職員の休日・夜間等の非常時を想定した訓練）</p>

訓練名	機関	内 容
避難所開設訓練	市	1 訓練方針 避難所開設における課題を把握するとともに、今後の避難所運営に活かします。 2 実施要領 (1) 避難所開設訓練 ア 開錠訓練(体育館・校舎・備蓄倉庫) イ 体育館・校舎の使用方法の確認 ウ 開設手順・役割分担の確認, 開設作業等 ・各システムによる仮想本部での確認訓練 (2) 防災備蓄倉庫の確認 避難所開設キット, 避難者名簿, 毛布, 水, アルファ米, 扇風機, ラジオ等の確認 (3) 感染症対策訓練等 ア 受付時の留意点(検温, 体調確認, 付添・誘導等) イ 体調不良の方専用の出入口・避難場所・トイレの確認等 ウ 感染症対策を講じた避難スペースの設置(区画表示), ダンボールベッドの設置等 (4) ペット同行避難対応の確認 ア 受付方法・受入準備, 同行避難の際の留意点・市民への説明内容の確認 イ 同行避難場所の確認等

訓練名	機関	内 容								
総合震災消防訓練	調布消防署	<p>地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、市民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施します。</p> <p>また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施します。</p> <p>○ 参加機関：消防団、市民及び事業所等</p> <p>○ 訓練項目：</p> <table border="1" data-bbox="379 645 1353 1285"> <tr> <td data-bbox="379 645 544 875">消防団</td> <td data-bbox="544 645 1353 875"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 875 544 1055">市民</td> <td data-bbox="544 875 1353 1055"> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1055 544 1196">事業所等</td> <td data-bbox="544 1055 1353 1196"> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1196 544 1285">その他の団体等</td> <td data-bbox="544 1196 1353 1285"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練 </td> </tr> </table> <p>○ 実施時期：基本的訓練は、年間の訓練計画を作成し実施するほか、総合震災消防訓練は年1回以上実施します。</p>	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 	その他の団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 									
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 									
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 									
その他の団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練 									
地域防災訓練	市（総務部）・消防署	<p>大地震と同時に発生が予想される火災、救急事象に備え、市及び消防機関及び市民が初期消火、応急救護の協力体制を確立し、習熟することにより、地域防災組織の防災体制を整え、さらに防災意識を高揚できるよう支援します。</p> <p>1 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種消火器の取扱い指導及び消火器による消火訓練 ・可搬式小型ポンプ及びスタンドパイプによる消火訓練 ・AEDを含めた心肺蘇生法及び三角巾による応急救護措置及び人工呼吸 ・起震車による地震体験 ・各避難所運営主体による避難所運営訓練 ・その他 <p>2 実施時期及び場所</p> <p>年間随時、地区協議会等訓練主体の指定する場所</p>								

3 受援応援体制の整備

(1) 応援体制の整備

ア 基本方針

(ア) 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要があります。

(イ) 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請・連絡ができない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要があります。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行います。

(ウ) 他地域被災自治体への支援

東京都外の他地域自治体で大規模災害が発生した場合も、被災した自治体に対し、東京都及び他の市町村と一体となって支援を行います。

イ 実施計画

(ア) 市、公共機関及びその他事業者が実施する対策

対策内容
<p>○ 情報収集及び応援体制の確立 市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、震災や風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という。）からの要請を受けた場合は、直ちに出動します。</p>
<p>○ 指揮 応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施します。</p>
<p>○ 自給自足 応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意します。</p>
<p>○ 自主的活動 通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、応援活動を行います。</p>

ウ 東京都と連携した対策

対策内容
<ul style="list-style-type: none">○ 東京都外の他自治体で大規模な災害が発生した場合、被災した地方自治体に対し、市と東京都が一体となつて的確な支援を行います。○ 東京都と連携して取り組む支援は、以下の点について着意します。<ul style="list-style-type: none">・被災県等への職員派遣及び物資の提供・被災者の受入れ及び施設の提供・医療機関での傷病者の受入れ・避難所、応急仮設住宅等の提供・その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援○ 感染症及びメンタルヘルス対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底します。

(2) 受援体制の整備

ア 基本方針

調布市が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入体制が必要となります。

イ 実施計画

(ア) 市、公共機関及びその他事業者が実施する対策

対策内容
<ul style="list-style-type: none">○ 円滑な受入態勢の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他から応援により確保する方法を検討しておきます。○ 応援協定を受けた場合の配置、指揮官命令系統、応援活動に必要な基本的事項等の整備をします。

(3) 経費の負担

ア 東京都又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによります。

イ 上記(1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によります。

4 業務継続体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市政のBCPに基づいた各部マニュアルの整備 ○ 各業務システム等の適切な保護（外部事業者との連携含む）及び早期の復旧
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市政のBCPの策定 ○ 各部マニュアルの整備促進

(2) 詳細な取組内容

事業継続の取組は、以下の特徴をもっている必要があります。

- ア 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込みます。
- イ 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していきます。
- ウ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1ヶ月以内に着手する業務を非常時優先業務として区分します。各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討します。
- エ 非常時優先業務の継続に不可欠で再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処します。

BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続で欠かすことのできない要素を含んでいる必要があります。

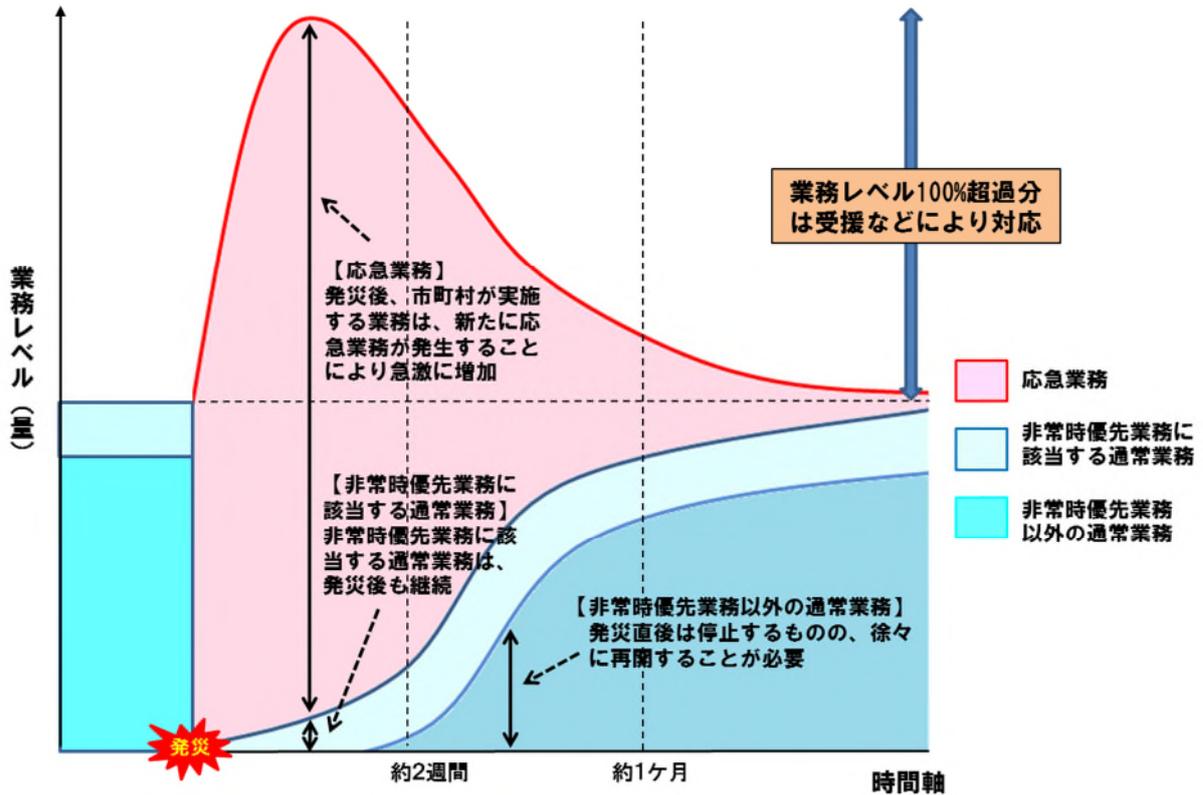


図 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月）

主な応急（復旧）業務	
○ 避難所運営	○ 医療救護活動
○ 帰宅困難者対応	○ 物資輸送
○ マスコミ，問合せ，来庁者対応	○ 燃料確保
○ 被災施設等の復旧	○ 応急危険度判定，罹災証明等

(3) 市政のBCP等の策定

ア 市は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定しています。

イ 大規模災害が発生した場合、市は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要があります。

ウ 市自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下における場合に備えて、市政のBCPにおいて、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定め、業務の継続性を確保していきます。

エ 市政のBCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、教育や訓練を繰り返し実施していくとともに、各業務システムやデータの適切な保護と早期復旧を図ることが重要であり、各部をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、全庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要です。

オ 業務システム（クラウドサービスを含む）については、日頃の業務の根幹を担っていることから、電気・通信等の庁内インフラ又は公共インフラ等の被害に伴い使用が出来なくなった場合は、システム事業者と連携し、データの適切な保護と早期復旧を図ることが重要です。

また、業務システムの復旧に相当の時間を要する事態を想定し、システムを利用する全ての部署において、非常時優先業務に必要な行政データを把握のうえ、あらかじめ非常時に参照可能なデータを取得・保管するとともに、業務システム復旧後のデータ反映を考慮した代替手段を確立し、平常時より部署内で共有を図り、認識を合わせておく必要があります。

カ 被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWEB会議等を踏まえた態勢の構築など、市政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていきます。

キ BCM（Business Continuity Management：業務継続マネジメント）を全庁的に運用・推進するために「調布市BCM推進委員会」を設置し、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）というサイクルを通じた市政のBCPの持続的改善を図っていきます。

ク 各部危機管理マニュアルの継続的な改善や事業所等関係団体のBCP策定支援、複数の部課が関係する課題について検討体制を整備する等、災害対応力を強化していきます。

5 消火・救助・救急活動体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備します。

災害時には多くの防災関係機関の応援が予期され、多種多様な部隊が活動することとなります。調布市は、陸上自衛隊第1後方支援連隊，調布消防署，調布警察署等を通じて関係部隊との緊密な連携により災害応急対策に取り組んでいきます。

機 関 名	対 策 内 容
警視庁 (調布警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実・強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り，消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○ 外国人への救急対応の充実強化
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り，消火・救助・救急活動体制を整備
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣計画等の整備
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した，「関東防災連絡会」による，情報共有・連絡体制の構築
関係防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災業務計画等について見直しを行い，必要に応じて修正

(2) 詳細な取組内容

ア 警視庁（調布警察署）の救出救助体制

(ア) 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り，効果的に資器材を活用した迅速，的確，安全な救出救助活動体制を整備します。

(イ) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう，警察署に平素から，機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し，各種訓練を反復，継続して実施することにより，署員の災害対処能力の向上に努めます。

(ウ) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため，被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに，各種震災対策用資器材の整備を図ります。

(エ) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上，航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図ります。

(オ) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため，継続して交通規制訓練を実施するとともに，交通規制用資器材の整備を図ります。

イ 調布消防署の消防活動体制

(ア) 具体的な取組

取 組 内 容
○ 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化します。
○ 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資器材を整備します。
○ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図ります。
○ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実させていきます。
○ 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図ります。
○ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図ります。
○ 東京民間救急コールセンター登録事業者と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。
○ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図ります。
○ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図ります。
○ 市の協力を得て、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について近隣市町村及び都内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努めます。
○ 市の協力を得て、デジタル技術の活用による情報収集・分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化します。

(1) 調布消防署（常備消防力）の活動体制

市内の常備消防力である東京消防庁調布消防署では、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため各種震災消防計画を策定しています。災害応急対策においては、各署所に配置された救助用資器材を活用し、ポンプ隊を「救助隊」として運用しています。

調布消防署の状況（令和6年現在）					
消防署1署，出張所3所，消防職員228人					
ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合計
7台	1台	1台	4台	9台	22台

ウ 消防団の活動体制

調布消防団は、火災や災害、人命救助救出活動に出動するとともに、火災予防啓発活動や各種訓練等に参加し、地域の安全安心に取り組んでいます。

(ア) 具体的な取組

取 組 内 容
○ 防災行政無線の配置等による情報連絡体制の強化
○ 消防団器具置場の耐震・不燃化
○ 防火衣等の機能向上
○ 消防ポンプ車の更新
○ 各種装備品の充実

(イ) 活動体制

消防団の状況（令和6年7月現在）				
消防団本部1，消防分団15個分団，消防団員285人				
指揮車	防災活動車	多機能車	ポンプ車	合 計
1台	1台	1台	15台	18台

エ 自衛隊の活動体制

(ア) 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正します。

(イ) 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施，参加により，その連携を強化します。

オ 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）の救助・救急活動

災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化を図り，効果的に資機材を活用した迅速，的確，安全な救出・救護活動体制を整備します。

6 広域連携体制の構築

(1) 対策内容と役割分担

ア 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう，市においては他の地方公共団体と協定を締結するなど，協力体制を構築しています。

イ 東京都と都内市区町村の間で，災害時等の相互協力に係る協定を締結（令和3年12月）し，職員の応援，居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん，物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築しています。

ウ 東京都は，全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ，市区町村と連携した被災地支援につなげていくため，受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」を策定しています。調布市

としても関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、「調布市災害時受援・応援計画」を策定し、必要の都度見直しを行っていきます。

(2) 詳細な取組内容

ア 甲州街道サミット

甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について「大規模災害発生時における相互応援に関する協定」を締結しています。

(ア) 締結自治体

- ・東京ブロック（八王子市，立川市，府中市，調布市，日野市，国立市）
- ・山梨・長野ブロック（甲府市，諏訪市，山梨市，大月市，韮崎市，茅野市）

(イ) 応援内容

食糧，飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供，被災者の救出，医療，防疫，施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供，協定市が保有する車両の提供及び救助，復旧活動等に必要な職員の派遣，被災者を一時収容するための施設の提供，ボランティアのあっせんを行います。

イ 他都市との連携

(ア) 相互応援協定締結自治体

東京都市区町村，世田谷区，長野県木島平村，岩手県遠野市，岐阜県岐阜市及び富山県富山市と災害時の援助協定，消防相互協定等を締結しています。上記協定に加え，中距離圏域の自治体との連携も必要であるため，協定締結に努めます。

(イ) 平常時の連携状況等

担当者による定期的意見交換の場を設けるとともに，地域衛星通信ネットワークや中央防災無線網のほか，インターネット回線を介したテレビ電話システムを利用した情報連絡手段の整備等を検討し，情報通信訓練を実施する。また，より実効性のある相互応援活動ができるよう必要の都度，内容を更新していきます。

ウ 協定の細部

調布市地域防災計画（別冊資料編）

7 応急活動拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースの確保・整備 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ○ ヘリコプター活動拠点の確保 ○ ヘリサインの整備

(2) 詳細な取組内容

ア オープンスペース等の確保・整備

(ア) 震災時には避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができます。そのため、事前にこれらの活動拠点等となる土地及び施設の確保に努めることを東京都が震災対策条例で定めています。

(イ) 調布市内には災害応急対策に利用可能ないくつかのオープンスペースがあります。災害応急対策に取り組む際は災害対策本部を通じ、東京都、国及び関係機関と協議の上、具体的な使用方法等を確立する必要があります。

イ ヘリコプター活動拠点の確保

(ア) 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、市は東京都と協議しヘリコプターの緊急離着陸場を市内に22箇所確保しています。

(イ) 市内ヘリコプターの緊急離着陸場のうち、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場として、災害拠点病院である「東京慈恵会医科大学附属第三病院」近傍の「調布市民野球場」が医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場として指定されています。

(ウ) 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場の候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を関係機関と連携して行います。

ウ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

(ア) 東京都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を調布市内に2箇所確保しています。

【市内の大規模救出・救助活動拠点】都立神代植物公園、都立武蔵野の森公園

【市内の広域輸送基地】東京都調布飛行場

(イ) 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ha以上の活動面積を有する施設が必要です。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、その候補地としています。

(ウ) ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮します。

(エ) 市としても、公園などの整備等を推進し、引き続き応急活動拠点の確保を図ります。

エ ヘリサインの整備

- (ア) 震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行います。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の「道しるべ」として、重要な役割を果たします。
- (イ) 東京都は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進め、市においても所有する建築物等の屋上に表示を行います。
- (ウ) 著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていきます。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 初動態勢	4 応急活動拠点の調整
2 消火・救助・救急活動	5 ヘリコプター等の運用
3 応援協力・派遣要請	6 災害救助法関係

1 初動態勢

(1) 対策内容と役割分担

調布市災害対策本部の所掌事務は、下記のとおりです。

機関名	分掌事務等
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長室は、次の者をもって構成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長 ・災害対策副本部長 ・災害対策本部員 ○ 所掌事務 <p>本部長室は、次の事項について市本部の基本方針を審議策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関する事。 ・調布市地域防災計画に基づき、非常配備態勢及び解除に関する事。 ・災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・避難情報の発令に関する事。 ・東京都その他防災関係機関等に対する応援又は応急措置の要請に関する事。 ・河川対策及び道路橋りょう整備復旧に関する事。 ・労務の供給に関する事。 ・救助物資に関する事。 ・災害地域の防疫に関する事。 ・教育及び学校施設対策に関する事。 ・災害対策に要する経費の処理方法に関する事。 ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。
各 部	<p>各部の災害対応における分掌事務は、第2部第1章第2節1「(1) 各部の分掌事務」のとおり</p>

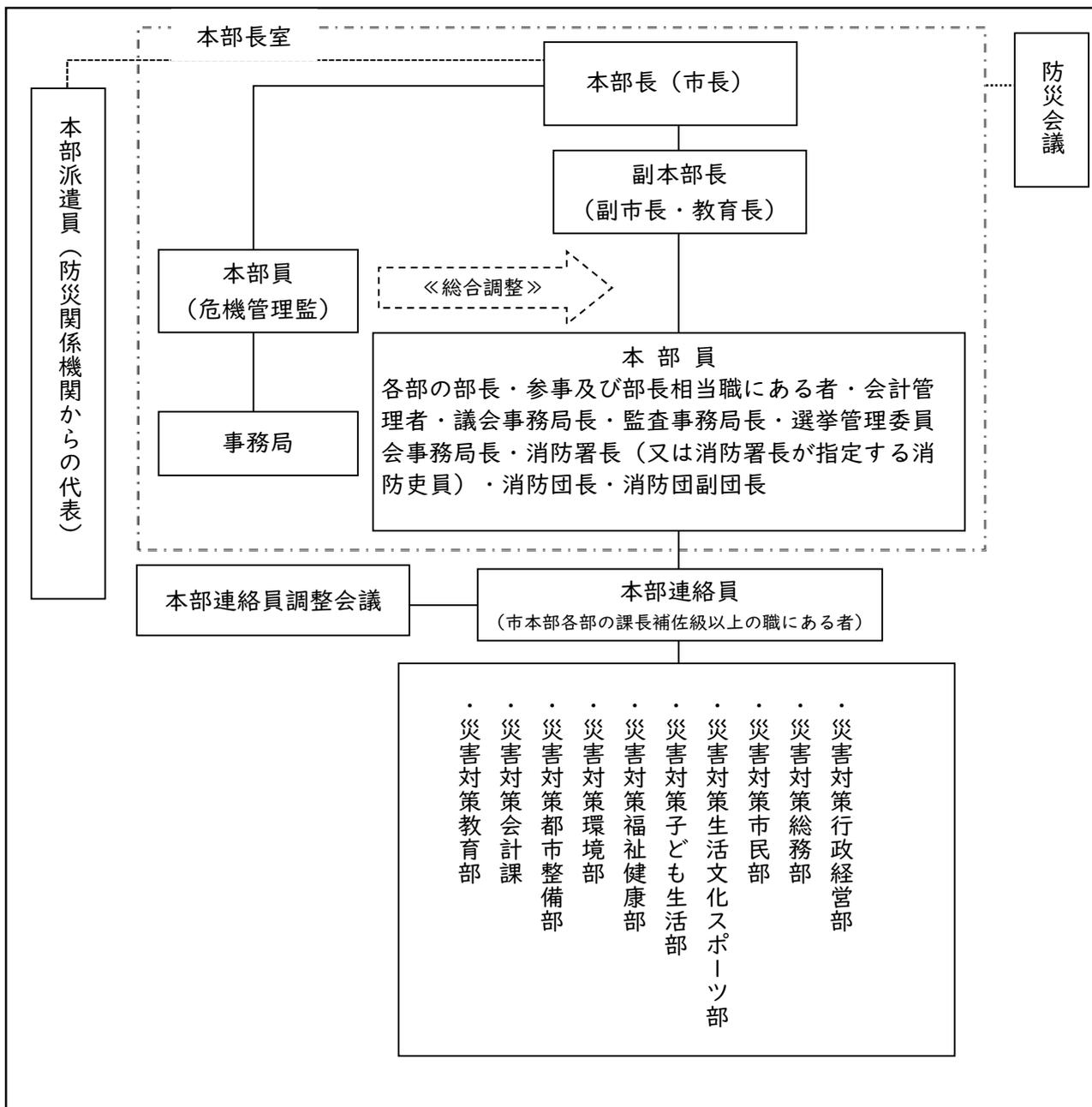
(2) 業務手順

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○非常配備態勢の発令 ○職員の動員・配備開始 ○災害対策本部の設置（適宜会議開催） ○情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ○市職員への本部設置の周知 ○庁舎の点検 <ul style="list-style-type: none"> ○報道発表（以後、適宜発表） ○関係機関への周知 ○関係機関との通信手段の確保 ○被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○市民への災対本部設置の広報 <ul style="list-style-type: none"> ○広報活動の実施 ○都への自衛隊災害派遣要請の求め ○相互応援協定に基づく応援要請（以後、適宜） <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入れ・派遣 			
都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 <ul style="list-style-type: none"> ○指定要員等の参集 ○本部員の参集開始 ○一般職員の参集開始 <ul style="list-style-type: none"> ○第1回本部審議(以後、適宜開催) ○広域緊急援助隊への援助要求 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ○報道発表(以後、適宜発表) ○本部派遣員の参集 ○各対策調整会議(以後、適宜開催) ○本部連絡員調整会議(以後、適宜開催) ○他県等への応援要請 ○災害救助法の適用 			

震災編 第2部

(3) 詳細な取組内容

ア 調布市災害対策本部の組織等



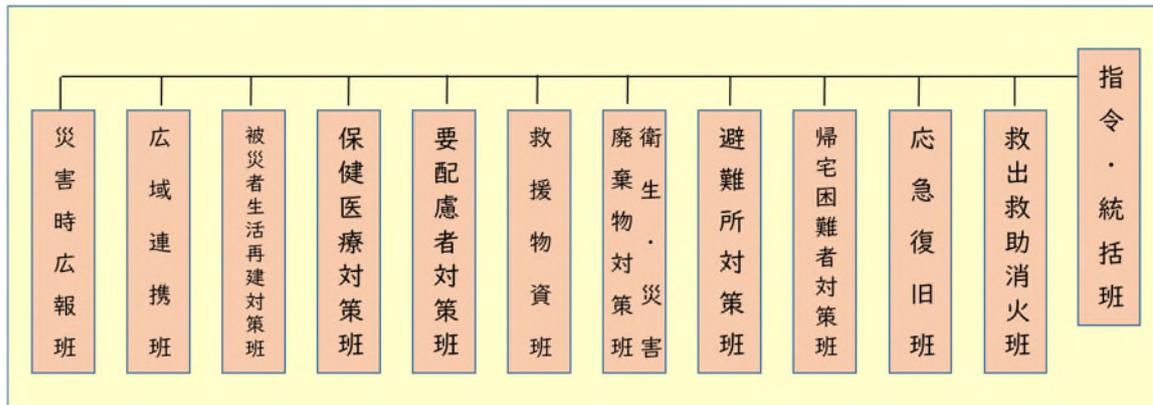
(ア) 事前態勢

市は、初動態勢の充実強化を目的に、本市で「震度5弱」を観測したときは、「調布市災害発生時における初動態勢に関する規程」に基づく事前配備態勢として、市内の被害調査の実施及び警戒体制をとります。

(1) 災害対策本部の組織

組織名	分掌事務等
本部長室	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員及び事務局をもって構成され、主として事務局が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議、意思決定し、統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。
事務局	総合防災安全課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織される各班等を設置し、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じ各部への指示、総合調整を実施します。
各部の活動	災害対策本部の各部班は「災害対策〇〇部」として、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動並びに復旧活動を実行します。 また、必要に応じ事務局が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動に取り組みます。
本部連絡員調整会議	危機管理監は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務部総合防災安全課長に命じて本部連絡員調整会議を開催します。
【防災会議】 「災害対策基本法第16条」に基づき、地域の防災に係る重要事項の審議のほか、「調布市防災会議条例（昭和38年12月21日）」に示される所掌事務を行います。	

(ウ) 事務局と各部局との関係



部局等	分掌事務
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部にて決定された事項を受け、各部局との間で災害予防対策・応急対策活動について総合調整を実施 ○ 事務局は各部局の各種活動について進捗管理を実施 ○ 「事務局指令・統括班」は、事務局各班を指揮監督 ○ 事務局各班は、逐次業務進捗状況を「事務局指令・統括班」に報告し、業務進捗状況等の指示を受け、各部局との総合調整を実施
各部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「各部指令・統括班」は、部局窓口として事務局からの指示、総合調整を受け部局内の総合調整を実施 ○ 「各部指令・統括班」は、以下の事項について事務局へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査把握した被害状況等 ・ 実施した災害応急対策の概要 ・ 今後実施しようとする災害応急対策、災害復旧の内容 ・ 部局長から特に指示された事項 ・ その他必要と認められる事項 ○ 各部局間は、積極的に連絡調整を実施し各種活動を円滑なものへと発展

(I) 事務局の分掌事務等

α 用語の定義

定義
○ 対処方針 市の災害対策に関する全般的な方針
○ 実施構想 対処方針を踏まえた主要な対策についての考え方及び方針等を示したもの
○ 実施計画 災害対策に関する措置の時期、場所、実施主体、内容、理由、及び方法を具体的に示したもの
○ 動員構想 災害対策の措置を遂行するために不足する人員を確保する考え方及び方法等を示したもの
○ 受援構想 本市が他地域からの援助を受け入れるための考え方及び方法等を示したもの

b 各班の分掌事務

班	分掌事務等
指令・統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長等，危機管理監決定事項などの指示伝達 2 対処方針の策定と実行管理 3 応急対策の検討に必要な収集情報の検討と各部に対する収集指示 4 各部収集情報の集約，整理，分析と分析結果の報告，提供 5 防災気象情報，地震情報，河川関連情報，火山情報などの気象台発表情報の収集，整理，分析と分析結果の報告，提供 6 対策本部の運営に係る進捗管理及び本部員会議の開催・運営 7 各種災害対策活動に係る事務局内，各部局との総合調整と実行管理 8 避難対策に関する実施構想の策定と避難措置の実施 9 動員構想の確定 10 災害時広報対策に関する実施構想の策定 11 社会福祉協議会と連携した一般ボランティアの活動に係る実施構想の策定 12 緊急消防援助隊の派遣要請・自衛隊の災派要請の求めに係る検討，検討結果の報告，東京都に対する要請と関係部署への通知，広域応援部隊の運用に関わる総合調整 13 発災初期における他自治体との災害応援協定に基づく応援要請 14 近隣自治体との情報共有及び連携 15 必要に応じた国，東京都，他自治体等との連絡調整 16 発災中期以降における受援構想の策定 17 警戒区域の設定に係る事務 18 都知事に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請 19 所掌不明事項に係る総合調整 20 その他特命事項
救出救助・消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察，消防，消防団等からの災害情報の共有 2 各機関の災害対処活動の把握，分析，今後の展開予測と必要な調整 3 災害の進展予測及び被害拡大予測に係る，救出救助構想策定 4 救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（東京都，近隣市との連携含む） 5 自衛隊，警察，消防等の援助部隊の運用調整 6 ヘリコプター運用の調整（負傷者搬送，被害情報把握等） 7 医療救護チームに対するDMAT等派遣要請とその活動把握 8 その他特命事項

班	分掌事務等
応急復旧対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道，道路，橋りょう等に係る応急復旧対策に係る実施構想策定 2 上水道，電気，ガス，電話，鉄道の優先復旧に係る総括・情報班との連絡調整 3 道路，港湾，河川，空港の被害情報収集 4 緊急輸送道路に影響する踏切に係る情報収集 5 東京都が実施する緊急物資輸送道路の指定，緊急道路障害物除去路線等の選定に係る情報収集 6 その他特命事項
帰宅困難者対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一斉帰宅抑制の配信（SNS等） 2 公共交通機関の運行状況等の把握 3 主要駅，停留所等の混雑状況の把握 4 一時滞在施設に係る業務 5 災害時帰宅支援ステーションに係る業務 6 都立施設の備蓄物資を預けている倉庫等の被害状況確認，保管物資の緊急出庫依頼 7 滞在施設として活用する，市，東京都，民間施設の開設状況の把握 8 その他特命事項
避難所対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難対策に係る実施構想に基づく避難措置の実施 2 避難所避難者及び在宅避難者への救援措置の検討と関係部署との調整 3 住民に係る安否情報の収集と収集情報の提供 4 避難所の開設及び運営に係る方針策定及び各避難所の総合調整 5 避難所周辺状況等の情報収集と諸情報に基づく避難者の安全確保策の検討 6 各避難所への市域全体の情報提供 7 その他特命事項
衛生・災害廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫対策，多数御遺体取扱い及びペット対策に関する実施構想の策定 2 仮設トイレ，汚物処理，公衆浴場その他の衛生関連の対策に関する実施構想の策定 3 災害廃棄物対策に関する実施構想の策定 4 広域火葬計画に係る調整 5 その他特命事項
救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び在宅避難者等への救援物資に係る実施構想の策定 2 備蓄倉庫，広域輸送基地，輸送拠点，協定事業者の被害状況の確認

班	分掌事務等
	3 協定事業者との物資調達や物資輸送に係る連絡調整 4 国や東京都、民間企業からの物資輸送に係る連絡調整 5 東京都との物資品目、数量、輸送要領（手段、時間）に係る連絡調整 6 その他特命事項
要配慮者対策班	1 要配慮者に関する災害応急対策実施構想の策定 2 その他特命事項
保健医療対策班	1 健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定 2 感染症対策に関する実施構想の策定 3 医療対策に関する実施構想の策定 4 医療対策に係る調布市医師会、調布市歯科医師会など医療関係団体、東京都、日本赤十字社など関係機関との調整 5 広域医療搬送に係る東京都又は災害拠点病院、市内病院との調整 6 市災害医療コーディネーターと連携した、保健・医療対策の策定 7 その他特命事項
被災者生活再建対策班	1 被災者生活再建対策に関する実施構想の策定 2 その他特命事項
広域連携班	1 人的受援応援に係る総合調整 2 関係機関との連絡調整、応援受入調整 3 被災地区や市内各部からの人的応援要請を集約し、東京都との人的応援に係る派遣調整、国、他縣市等広域調整部門を経由して広域応援団体に対して応援要請を行う。 4 ボランティアセンター、社会福祉協議会と連携し、人的応援の要請 5 その他特命事項
災害時広報班	1 災害時広報に係る調布市広報ガイドランスの策定 2 報道発表資料の作成、記者会見、報道対応 3 調布市ホームページ、SNS、提供番組（テレビ、ラジオ）、広報紙等による情報発信を一体的に運用し、市民等へ速やかに防災情報を提供 4 その他特命事項
災害時コールセンター	災害時の市民等からの情報受領

(オ) 災害対策本部の運営

運営要領

- 「災害対策基本法第23条の2第3項」に基づき災害対策本部長（以下「本部長」という。）である市長は、本市で「震度5強以上」を観測したとき、地震による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合、「災害対策基本法第23条の2第1項」に基づき、調布市災害対策本部（以下「市本部」という。）を開設し「たづくり西館3階」に本部長室を設置して事態に対処します。
- 市本部を構成する部の長（以下「部長」という。）は、市本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に市本部の設置を要請します。
- 危機管理監は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認めた場合は、市本部の設置を市長に申請します。
- 市本部の組織及び運営については、「調布市災害対策本部条例（昭和38年12月21日条例第35号）」、「調布市災害対策本部条例施行規則（昭和46年11月15日規則第42号）」及び「市本部運営要綱」に定めるところによります。
- 本部長（市長）は市本部を設置した場合は、直ちに東京都（総務局長）及び防災関係機関に通知するとともに、本部員、議会事務局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び次に掲げる者に通知します。
 - ・ 調布消防署長
 - ・ 調布警察署長
 - ・ 日本郵便株式会社調布郵便局長
 - ・ NTT東日本東京武蔵野支店長
 - ・ 東京ガスネットワーク(株)西部事業部長
 - ・ 東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社長
 - ・ 京王電鉄(株)京王中央管区長（調布駅長）
 - ・ その他防災機関の長又は代表者
 - ・ 公共的団体の役員等
 - ・ 隣接市長
- 本部長（市長）は発災後24時間を目途に市本部活動の24時間態勢（職員の交代制勤務）への移行を判断し、災害応急対策活動の継続、又は活動の一時中断を指示します。これを受け、各部長は職員の勤務体制に応じた活動計画を立案します。
- 災害対策行政経営部長は、市本部が設置の旨を直ちに報道機関に発表します。
- 各部長は、本部長から市本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底します。
- 市本部が設置された際は、「庁舎入口」に「調布市災害対策本部」の掲示板を掲示します。
- 市本部の活動に係る報道機関への発表は、本部長が記者会見場（市長公室）において行います。状況により、細部の発表は災害対策行政経営部長をはじめとする本部員が行います。
- 東京都の現地災害対策本部が設置された場合、連携を密にして、円滑に

運営要領
<p>急対策を推進します。</p> <p>○ 本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止します。市災害対策本部の廃止の通知は、市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理します。</p>

イ 本部長等の職務

職務内容
<p>○ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督します。</p> <p>○ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。</p> <p>○ 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事します。</p> <p>○ 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 ・本部の職員の動員に関すること。 ・本部における通信施設の保全に関すること。 ・自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 ・市本部の運営に関すること。 ・各部にまたがる事務や各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。 <p>○ 本部員は、次の事項について、速やかに本部長に付議・報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査把握した被害状況等 ・実施した応急対策の概要 ・今後実施しようとする応急対策，復旧の内容 ・本部長から特に指示された事項 ・その他必要と認められる事項

ウ 本部派遣員の職務

職務内容
<p>○ 本部長は、事後の災害応急対策のため、次に掲げる機関等のうちから市災害対策本部への当該機関等の職員の派遣を依頼します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る事業所 ・指定地方行政機関 ・陸上自衛隊，海上自衛隊及び航空自衛隊 ・市区町村 ・指定公共機関又は指定地方公共機関 <p>○ 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供，意見の開陳その他必要な協力を求めます。</p>

エ 本部連絡員の職務

職務内容	
○	本部連絡員 本部長室及び部並びに局相互間の連絡調整に当たるため、部長が所属する課長補佐級以上の職にある者のうちから指名します。
○	通信要員 部局長が部との連絡のため、本部長室に伴い出席する要員です。
○	本部員代理 災害発生時に本部員である部長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する者で、部長が所属する者の内から指名します。

オ 災害対策本部設置／廃止基準

	基準
設置	1 本市で震度5強以上を観測したとき 2 震度に関わらず、地震による災害が発生したとき 3 災害が発生するおそれがあるとき 4 その他市長が必要と認めたとき
廃止	1 災害救助法による応急救助が完了したとき 2 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき 3 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき 4 被害数値がおおむね確定したとき 5 その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

カ 指揮権代行順位

本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとします。

代行順位	職責名
1位	副市長
2位	教育長
3位	危機管理監
4位	総務部長

○ 不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情で取れない場合を指します。
 ○ 順位5位以降については、級別職務分類表の最上位級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とします。
 ○ 代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものとします。

キ 災害時における職員の服務基準

交代基準等
<ul style="list-style-type: none">○ 災害警戒及び応急対応時における職員等の勤務時間について、12時間ごとの交代を原則とし連続勤務は最長16時間とします。但し、地震等大規模災害時における発災から36時間経過時又は2回目の午後10時までの間については例外とします。○ 所属又は勤務場所等で拘束される仮眠時間は勤務時間に含めるが、前項の交代基準となる連続勤務時間には含めません。○ 災害対策業務に従事する職員は最低1食分の食料は持参するものとし、大規模な風水害・土砂災害時において現場等で食料確保が困難な状況の場合はおおむね6時間経過ごとをめぐりに食料の手配を行います。地震災害時で食料の確保が困難な状況の場合は、1日あたり1～2食を目安として支給します。○ 勤務場所に仮眠場所を設ける必要が生じた際には、職員の体調及びプライバシーにも配慮した場所や設備を確保します。

ク その他

土石流、地すべり、がけ崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置します。

(ア) 組織及び運営

・現地本部長

現地本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名し、現地本部を指揮監督します。

・現地本部班員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部班があたります。

(イ) 所掌事務

- ・ 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- ・ 本部に現地の状況と応急対策の実施状況報告
- ・ その他、本部長の特命事務

ケ 防災機関の活動態勢

指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

(ア) 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力するものとします。

- 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第5章 本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化
- 第5節 具体的な取組【応急対策】

(1) 活動体制

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとしします。

コ 公共空間の使用調整

災害対策総務部

市域における東京都が管理するオープンスペースの利用については、都災害対策本部に利用要望を提出します。

サ 職員の配備態勢等

市は、状況により次の配備態勢をとります。

(ア) 配備態勢（基準）

態勢の種類	配備時期	配備態勢（具体的な取組）
事前配備態勢	1 調布市において、「震度5弱」の地震が発生した場合 2 局地的な災害が発生した場合 3 その他の状況により、本部長が必要と認めた場合	○ 災害対策本部を設置する事前段階であり、拡大しつつある災害に対処するための体制（災害対策本部は、地震の強度に関わらず、必要の都度、速やかに設置します） 1 災害対策本部長室職員（事務局員を除く） 2 初動本部員 【以下の職員は本部長の指示を受け参集】 3 事務局員 4 災害対策本部連絡員 5 初動要員 6 避難所担当職員 7 学校避難所対応職員 8 その他各部にて事前に指定した職員
非常配備態勢（レベル1）	1 調布市において、震度5強の地震が発生した場合 2 災害が発生した、または、発生するおそれがある場合 3 その他の状況により、本部長が必要と認めた場合	1 事前配備態勢職員 2 各部長から参集指示を受けた係長職以上の職員 3 他各部にて事前に指定した職員 4 本部長が必要と認めた職員 ※その他の職員は待機し、所属長の指示に従います。
特別非常配備態勢（レベル2）	1 調布市において、「震度6弱以上」の地震が発生した場合 2 大規模な災害が発生した、または、発生するおそれがある場合 3 その他の状況により、本部長が必要と認めた場合	○ 全職員をもって活動する完全な態勢です。この時、状況により各部、課が直ちに活動できる体制を執ります。 1 東京都災害対策本部（震度6弱で開設）と緊密な連携を図り、全職員（会計年度職員については、本態勢時の担当業務を付与されたもの）で災害対応に当たります。
○ 特別な態勢 本部長は、状況により、「特別な態勢」として一部の部若しくは課に対して配備態勢の発令、又は特定の部若しくは課に対して種類の異なる配備態勢を発令します。 ○ 配備態勢に基づく各部長の執るべき措置 ・ 配備態勢の種類に応じて、各部危機管理マニュアル等により各部の措置すべき対応要領を定め、所属職員に周知徹底させます。 ・ 各配備態勢の受令後は、所属職員に対し必要な事項を指示します。		

(1) 初動本部員・初動要員

市では市内在住者を中心に「初動本部員」及び「初動要員」を任命し、夜間や休日等の閉庁時に発生する非常事態に対処します。この際、初動本部員は事務局、初動要員は避難所を早期に開設し迅速な災害対応を図ります。

○ 参集基準

- (a)初動本部員は「震度5弱以上」の地震が発生した場合自動的に参集
- (b)初動要員は「震度5強以上」の地震が発生した場合自動的に参集
- (c)職員緊急参集メールを通じて参集指示を受けたとき
- (d)本部長が必要と認めたとき

○ 任務等

対象職員	参集場所	任 務
初動本部員	文化会館たづくり西館3階 会議室	事務局の設置準備 市内の被害情報等の収集 電話対応 災害対策本部の設置の準備 事務局職員への引継ぎ 東京都及び関係機関との連絡調整 その他災害対策上必要な措置
初動要員 避難所担当職員 学校避難所対応職員	事前に指定されている避難所	避難所の被災状況・避難状況の把握 避難所の開設準備 避難者等の救援救護等 その他市民の安全対策
各部緊急要員	必要に応じて各部にて事前に指定されている場所	事務局へ被害状況等を報告 各部の事務分掌のうち発災時に初動対応が必要になるもの
参集基準に応じた職員	各自の所属部署	所属部署の災害初期対応を行います。 災害規模に応じた職員態勢をとります。

シ 職員の動員

市は、被害状況や応急対策活動の状況をとりまとめ、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。

- ・動員は、本部長の命により行います。
- ・動員区分は各部、各班とします。
- ・本部員は、本部員会議に出席し、各部班長は、会議の決定に基づいて連絡調整にあたります。

ス 職員の参集

市は、職員参集システム（職員参集メール、防災行政無線、LOGOチャット）を活用し、災害発生時に速やかに職員の安否確認及び参集の可否について把握に努めます。

(ア) 勤務時間中の参集

- ・職員は、所属長の指示に従い、各々の分担業務に従事します。
- ・現場に出向いている職員は、災害鎮静後速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長又は防災主管課へ確認しその指示に従います。

(イ) 勤務時間外及び休日の参集

職員は、災害が発生し勤務時間外及び休日に緊急参集する必要が生じた場合、災害応急活動に従事するため、次の要領により速やかに所属勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集を開始します。

○ 安全確保

自らの安全を確保し、家族等の安否を確認します。災害情報や周囲の状況等を確認します。また、自身の安否や緊急参集の可否について、職員参集システム等を通じ、所属長に報告します。

○ 参集時の服装、携行品

災害応急対策活動に適した服装とし、貴重品、タオル、着替え、食料・飲料水（少なくとも1食以上）、懐中電灯等を携行します。

○ 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況の収集に努め、各部班長に報告するとともに、各部班長は、その情報を取りまとめ災対本部事務局に報告します。

○ 参集の免除

参集免除基準等

次に掲げるいずれかに該当する者は災害発生直後の災害対応業務への従事について職務専念義務を免除（休暇処置）します。但し、可能な限り所属長へその旨を連絡し以後の指示を受けます。また、参集を妨げる事態が収束した場合は、直ちに参集します。

- 職員自身が、災害時に療養中（休職中も含む）又は災害により重傷を負った場合
- 親族に死亡者又は重傷者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- 自宅又は親族が居住する住居が半壊以上の被害を受け、当該職員がその保全をしなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- 同居する家族に要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）がおり、当該職員の看護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- 自宅周辺及び出勤途中において、救助・救出要請があった場合
- その他所属長が認めた場合

○ 参集の報告

招集を受けて参集した者は、所属部班長に速やかに、その旨を報告します。参集免除基準等により招集に応じられないときは、その旨を所属部班長に報告します。

セ 市本部と各関係機関との連携強化

(ア) 防災関係機関との連携

市は、被害状況や応急対策活動の実施状況をとりとまとめ、情報を集約、整理又は分析し、応急復旧に関する優先順位の決定や対処方針の策定を行う等、防災関係機関と情報を共有し、連携を図ります。

(イ) 調布市議会との連携

市は、調布市議会（以下「市議会」という。）に被害状況や応急対策活動に関する状況や対処方針等について定期的に報告するとともに、市議会災害対策支援本部から情報を受け、市議会と情報を共有し、連携を図ります。

2 消火・救助・救急活動

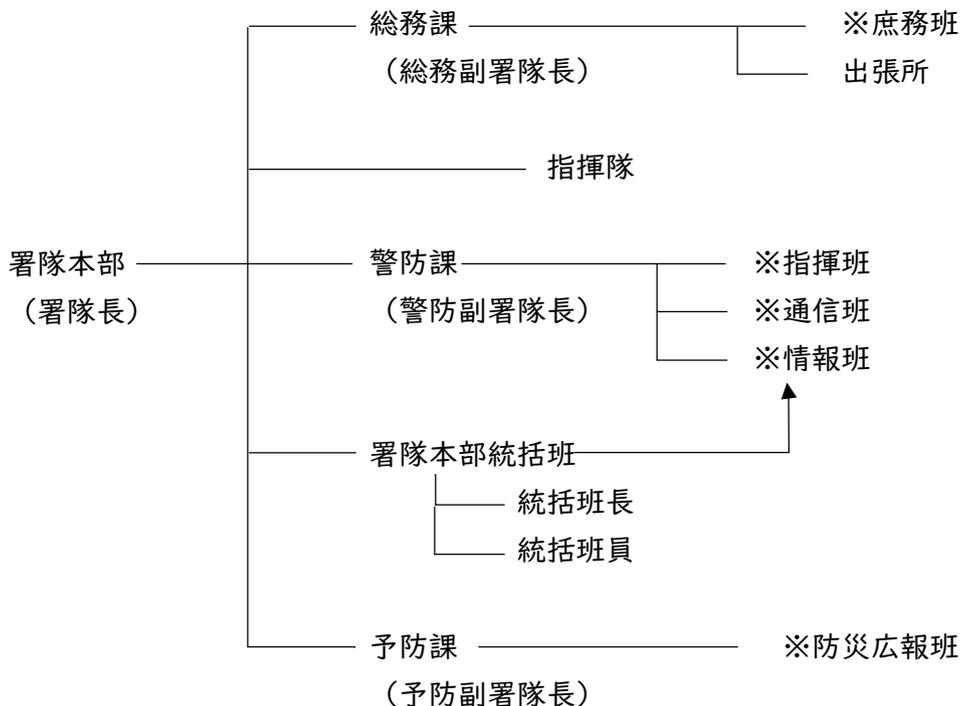
市は、当該市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、地域防災計画の定めるところにより、東京都、他の市や指定地方行政機関等、さらに住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めます。

(1) 震災消防活動

機 関 名	対 策 内 容
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法が適用されたときは、市長(市本部長)は、知事(本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助します。 ○ 市は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保します。

機 関 名	対 策 内 容
調布消防署	<p>○ 地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想されます。調布消防署では、発災時において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した消防活動を展開して、火災から市民の生命、身体、財産を守ります。</p> <p>○ 署隊本部の設置 調布消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、震災時には機能を十分発揮し活動します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警防本部 (東京消防庁)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">方面隊本部 (第八消防方面本部)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">署隊本部 (調布消防署)</div> </div>

【署隊本部の編成図】



注1 ※印は、非常時その他特に必要と認められる場合に編成

注2 →印は、非常時その他特に必要と認められる場合に統合

ア 震災第二非常配備態勢

調布消防署

	項目	活動態勢
調布消防署	非常配備態勢	東京23区，多摩東部，多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合，又は地震により火災，救助，救急事象が発生し，必要と認めた場合は，ただちに震災非常配備態勢を発令し，事前計画に基づく活動を開始します。
	非常招集	震災非常配備態勢を発令した時は，全消防職員は招集計画，事前計画等に基づき，ただちに所定の場所に参集します。
消防団	配備態勢 参集判断	調布市消防団災害時活動計画に則り行動します。

イ 震災消防活動

調布消防署

項目	内容
署隊本部	活動の方針 1 火災が多発したときは，全消防力をあげて消火活動を行います。 2 震災消防活動体制が確立した場合は，消火活動と並行して救助・救急活動等，人命の安全確保を最優先とした活動を行います。 3 延焼火災が少ない場合は，救助・救急活動を主力に活動します。
	部隊の運用等 1 地震に伴う火災，救助救急等の災害発生件数，規模等により所定の計画に基づき，部隊運用及び現場活動を行います。 2 地震被害予測システム，延焼シミュレーションシステム，震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し，震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図ります。
	情報収集等 1 所定の計画に基づき，高所見張情報，参集職員（団員）情報など積極的な災害情報収集を行います。 2 震災情報収集システムを活用し，円滑な情報伝達，管理を行います。 3 市災害対策本部及び防災関係機関へ職員を派遣し，相互に知り得た災害の情報交換を行います。
消防団	活動の基本 1 消防団は，地域に密着した防災機関として，分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ，火災その他災害に対する消防活動に当たります。 2 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い，安全な場所へ搬送します。 3 避難命令・避難勧告等が出された場合は，これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら，避難者の誘導と安全確保，避難場所の防護活動を行います。

項目	内容
部隊の運用	1 受持区域内に発生した火災その他の災害は、分団独自又は署隊と協力して消防活動を行います。 2 署隊と協力して消防活動を行う場合は、署隊の指揮により活動します。 3 災害が一定のレベルに達した場合、本部役員が文化会館たづくり西館3階会議室に参集し、団の指揮・運用に当たります。
情報の収集	参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集を行い、消防団本部へ報告します。

ウ 緊急消防援助隊

調布消防署

項目	内容
応援部隊の運用	災害規模により方面隊長から陸上部隊の配備が指定された場合、署隊長は到着した都隊長に対し、効果的な応援活動を依頼します。
応援部隊の任務指示拠点	・西町290 都立武蔵野の森公園 ・深大寺元町5丁目 都立神代植物公園 ・調布ヶ丘1丁目5番1号 電気通信大学

資料編 15：調布市消防団

資料編 16：消防水利の現況

(2) 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策教育部・教育委員会・国・都環境局・都総務部・都保健医療局・調布消防署・調布警察署・関東東北産業保安監督部・関東運輸局・その他事業者等

市内には現在、高圧ガス貯蔵施設、危険物貯蔵施設等があり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物が爆発、漏洩等することが考えられます。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあります。

したがって、これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要です。

(3) 救助・救急活動体制等

調布消防署・調布警察署

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板、窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想されます。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期す

ることが必要です。

本編においては、救助・救急に関して、必要な事項を定めます。

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりです。

ア 調布消防署の活動体制

- (ア) 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行います。
- (イ) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行います。
- (ウ) 救急活動に当たっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たります。
- (エ) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して、医療機関へ迅速に搬送します。
- (オ) 調布警察署、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期します。

イ 調布警察署の活動体制

- (ア) 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。
- (イ) 救出した負傷者は、重病者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぎます。
- (ウ) 救出・救助活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用します。
- (エ) 調布消防署、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出・救護に万全を期します。

(4) 救助・救急体制の整備

災害対策総務部・調布消防署・調布警察署

ア 調布消防署等の救助・救急体制

調布消防署・調布警察署

(ア) 救助体制の整備

初動期の救助体制を強化するため、各消防署所に配置された消防隊員用救助資器材の活用を図ります。災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立します。

(イ) 救急体制の整備

救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実させる必要があります。

傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、医療情報収集体制の強化を図ります。民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、

多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

(ウ) 調布警察署の体制整備

災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救出・救護活動が行えるようにします。

イ 市民等の自主救出活動能力の向上

災害対策総務部・調布消防署

(ア) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となります。このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして防災市民組織の救出救護班員及び一般市民に対して、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進します。

(イ) 応急救護知識及び技術の普及・向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要があります。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を広く普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。

また、(公財)東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開します。

(ウ) 調布市消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材(担架・救急カバン等)の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民が救出・救護知識及び技術を習得できるようにするための教育訓練を行います。

ウ 事業所の救出・救護活動能力の向上

災害対策総務部・調布消防署

(ア) 救出活動技術の向上

バール等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行うため、訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図ります。

(イ) 応急救護知識の普及及び技術の向上

事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図ります。

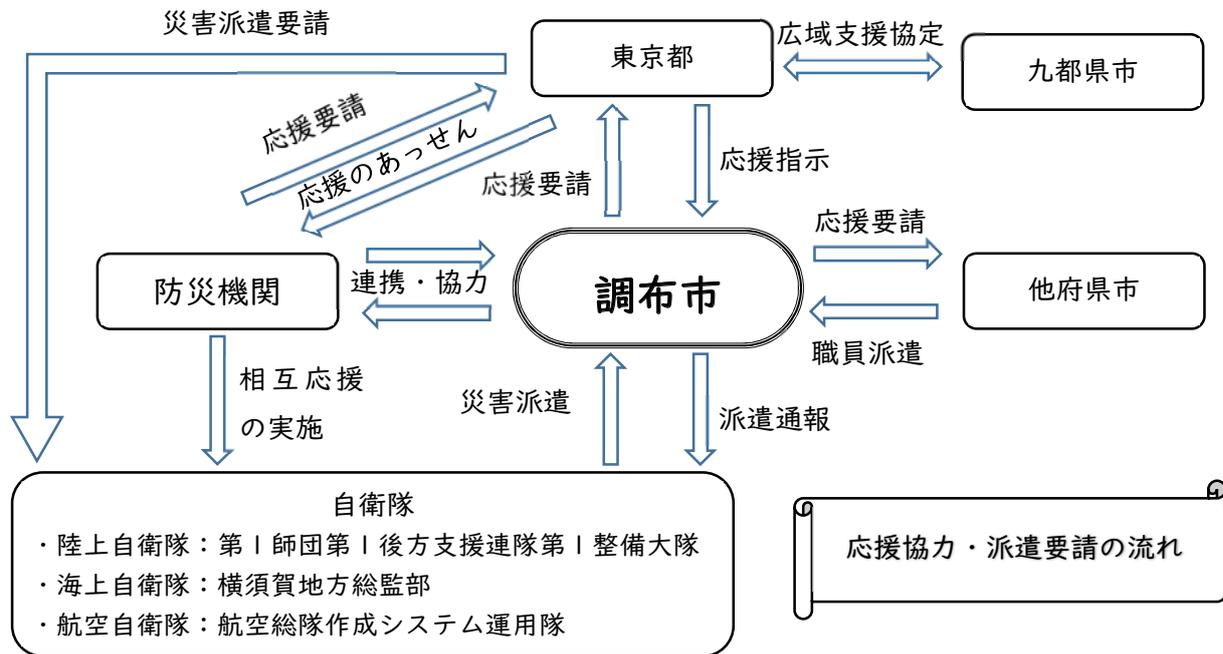
事業所等における応急手当の指導者の養成等を行うことにより、事業所の自衛消防隊の応急救護能力の向上を図ります。

3 応援協力・派遣要請

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都知事に応援又は応援のあつせんを求めます。 ○ 市区町村間相互の応援協力を実施します。 ○ 市域内の応援協力を実施します。 ○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣要請を求めます。 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに都知事に通知します。 ○ 災害対策本部事務局広域応援班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合調整 調整会議等を開催し、応援要請・調整結果の共有、各部の応援ニーズと外部からの応援職員とのマッチング等を行います。 ・ 応援職員の受入れ 都本部及び対口支援（カウンターパート）団体を通じた応援及び協定自治体・交流自治体からの応援を受け入れ、応援を要する各部へ配置します。 (地域防災計画 資料編 18：受援応援に関する様式)
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の市区町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせんします。 ○ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施します。 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市区町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請します。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を要する事態の際は、都知事に応援又は応援のあつせんを求めます。 ○ 防災機関相互の応援協力について実施します。 ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼します。 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行います。

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 東京都、関係自治体との応援協力

(ア) 市は、災害応急対策を実施するために市の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合、次の方法により他の行政機関に応援等を要請します。

要請の根拠
○ 災害対策基本法第68条に基づく都知事に対する応援又は災害応急対策の実施要請
○ 災害対策基本法第67条に基づく他の市町村長に対する応援要請
○ その他災害時相互応援協定に基づく応援要請

(イ) 都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部に対し次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理します。

要請の内容
○ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める理由）
○ 応援を希望する機関名
○ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
○ 応援を必要とする場所、期間
○ 応援を必要とする活動内容
○ その他必要な事項
（地域防災計画 資料編 17：都に対する協力要請）
（地域防災計画 資料編 18：受援応援に関する様式）

(ウ) 市は、区域内における公共的団体（※）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備します。

(エ) 市は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図ります。これらの団体の協力業務及び協力方法については、地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図ります。

- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりです。
 - ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市区町村その他関係機関に連絡すること。
 - ・ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - ・ 震災時における広報広聴活動に協力すること。
 - ・ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - ・ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - ・ 被災状況の調査に協力すること。
 - ・ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - ・ 罹災証明書交付事務に協力すること。
 - ・ その他の災害応急対策業務に協力すること。

※公共的団体とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等です。

イ 広域応援の受入れ

(ア) 応援の受入態勢

市は、応援部隊に対し、活動拠点を開設し、受入態勢を整えます。

実施事項・留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の提供と応援手段の協議 応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討をします。 ○ 応援部隊の誘導等 市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には、応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援部隊を誘導します。 また、事前に、ヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努めます。

実施事項・留意事項
<p>○ 応援部隊の活動 市は、応援部隊の活動について必要な指揮又は指示を行います。</p> <p>○ 応援部隊の広域応援活動拠点 市は、応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとしませんが、被災状況その他の事由により、その使用が困難なときは、迅速にその受入施設を選定し、自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等に対して、周知します。</p> <p>市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮します。</p>

(1) 海外からの支援受入れ

市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

ウ 各機関の経費負担

災害対策行政経営部

(ア) 国、東京都及び他市区町村から市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条の規定により対応します。

(イ) 関係防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度又は事前に相互に協議して決めます。

エ 広域応援協力

(ア) 九都県市における災害時相互応援

相互応援の内容
<p>○ 東京都の取組として、「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、情報連絡体制を確立します。</p> <p>○ また、被災状況に応じ、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、九都県市間の応援を調整します。</p> <p>○ 九都県市域内での対応が困難な場合は、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請を行います。</p> <p>○ 一方、関西広域連合域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、同協定に基づき、応援を実施します。</p>

(イ) 遠隔市との災害時相互応援（甲州街道サミット等）

相互応援の内容
<ul style="list-style-type: none">○ 広域連携体制として、市は遠隔市との間で災害時相互応援に関する協定を締結しており、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、災害を受けていない都市が相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしています。○ 食料・飲料水・生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供等を実施します。○ 応援を要請する都市は、被害の状況や必要な物資・資機材の品名・数量等の事項を明らかにし、口頭・電話又は電信により代表市へ応援を要請し、後日、文書を送付します。

(ウ) 応急対策職員派遣制度

相互応援の内容
<ul style="list-style-type: none">○ 本制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、大規模災害発生時に総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会）で構成される応援職員確保調整本部にて、被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援（カウンターパート）団体として決定し、対口支援団体等による応援職員の派遣を実施するものです。（第一段階支援）○ 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村が一体となって行います。○ 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施します。（第二段階支援）○ 被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に東京都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請します。

オ 自衛隊への災害派遣要請

(ア) 都知事への派遣要請の求め

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊災害派遣の要請を求めます。

(イ) 派遣要請の取り止め

事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡します。

(ウ) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法があります。

区分	範囲
都知事の要請によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ○ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市区町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
都知事が要請するいとまがない場合のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市区町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ○ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ○ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ○ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ○ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ○ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

地域防災計画資料編 19：災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢

(I) 自衛隊との連絡

連絡の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防災安全課及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をします。 ○ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊、(海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部) に対し、連絡員の派遣を要請します。 ○ 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所(東部方面総監部)を設置します。

(オ) 災害派遣部隊の受入態勢

受入態勢
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮します。 ○ 市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助，救急，応急医療，緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか，平常時より計画しておくとともに，必要な資器材を準備し，また，施設の使用に際して管理者の了解を得ます。 ○ 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は，市は解体業者等の協力を得て，確保に努めます。 ○ 市長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう，自衛隊の活動拠点，ヘリポート及び宿舎等必要な設備について，その候補地を平素から計画しておくとともに，災害時には，速やかにその施設等の被害状況，使用の可否を確認し，協議の上，使用調整を実施し部隊に通報します。 ○ 市長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮します。 ○ 派遣部隊の仮泊地は，地域防災計画資料編20「自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表」に示す予定地の中から，派遣部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう考慮し，その都度決定します。現在，自衛隊仮泊予定地は，市内避難所と重複していますので，避難者の状況に応じ自衛隊と調整しつつ選定することとします。 ○ 主たる災害地域に近い仮泊地が必要である場合は，自衛隊と調整し別に選定することとします。
<p>地域防災計画資料編 19：災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢</p>

(カ) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は，民心の安定，民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班（員）又は現地調整所と協議して行います。

協議の内容
<p>（経費の負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は，原則として派遣を受けた機関が負担するものとし，2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は，関係機関が協議して定めます。 ○ これによりがたい場合には，市長は，都知事と調整のうえ，自衛隊と協定を締結します。 <p>・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費，借上料及び修繕費</p>

協議の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣部隊の宿営に必要な土地，建物，岸壁，曳船等の使用及び借上料 ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等 ・天幕等の管理換に伴う修理費 ・島しょ部に係る輸送料等 ・その他救援活動の実施に要する経費で，負担区分に疑義がある場合は，自衛隊と協議します。

(キ) 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○ 車両，航空機等の手段によって情報収集活動を行い，被害の状況を把握します。
避難の援助	○ 避難指示等が発令され，避難，立ち退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助します。
避難者等の捜索援助	○ 安否不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救援活動に優先して捜索活動を行います。
水防活動	○ 堤防，護岸等の決壊に対しては，土のうの作成，運搬，積み込み等の水防活動を行います。
消防活動	○ 火災に対しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火に当たります。（消火薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の機能確保	○ 道路若しくは水路が損壊し，又は障害がある場合は，それらの障害物除去に当たります。
応急医療，救護及び防疫	○ 被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行います。（薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行います。
被災者生活支援	○ 被災者に対し，炊飯，給水，入浴及び宿泊等の支援を実施します。
救援物資の無償貸与又は譲与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し，救援物資を無償貸付又は譲与します。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類，爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施します。

区 分	活 動 内 容
その他臨機の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとります。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、市区町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市区町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとります。
地域防災計画資料編	20：自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表
地域防災計画資料編	21：ヘリコプター発着可能地点一覧表
地域防災計画資料編	22：陸上自衛隊航空機能力基準（自衛隊）
地域防災計画資料編	23：ヘリコプター発着場基準及び表示要領

カ 警察災害派遣隊の派遣要請

警視庁

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求を実施します。

キ 緊急消防援助隊に対する応援要請

東京消防庁

消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行います。

ク DMAT等の要請及び受入れ

市は、災害の程度により必要がある場合は、東京都に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMAT等（DPAT、DHEAT）の派遣を要請します。また、DMATを要請した場合は、受入態勢を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

ケ 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ

市は、災害による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。

国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）※を派遣します。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行います。

市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣される場合は、受入態勢を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援

します。

※大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣

コ 気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣

気象庁は、大規模災害発生時、市町村の災害対策本部等へ気象庁防災対応支援チーム（JETT）として気象庁職員を派遣します。現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえ、気象等の細かな解説を行い、市や防災関係機関の防災対応を支援します。なお、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の一員として活動します。

サ 内閣府調査チームの派遣

国は、大規模な被害が想定される場合、必要に応じて直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握、市の支援を行います。

シ 海外からの救援部隊の受入れ

東京都は、平成13年から都内の米軍施設を総合防災訓練に活用し、平成18年からは米軍と連携して総合防災訓練を実施しています。災害時の米軍の有用性については、東日本大震災におけるトモダチ作戦において実証されております。東京都は、在日米軍との連携を進めており、今後も、米軍による災害時支援の要請・受入れを円滑に行うため、実効性のある仕組みづくりを進めていく予定です。このことから、災害時は、調布市内でも米軍をはじめ、海外の派遣部隊が活動することが予想されます。

受 入 内 容	
在日米軍の活動	<p>○ 東京都は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために在日米軍の支援の必要があると認めた場合は、国を通じて在日米軍に対し支援を要請します。災害時の支援としては、次の内容などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他県及び海外からの救助隊の受入れと搬送、傷病者の搬送 ・ 支援物資等の受入れと搬送 ・ 都内で被災した遠隔地からの旅行者等の輸送 ・ 島しょ地域における艦船及び航空機による救援物資等の輸送 ・ 搜索救助活動

受 入 内 容	
その他海外からの救援部隊等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外からの支援の受入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行います。緊急災害対策本部の連絡窓口は都本部となり、活動規模等が市本部に通知されます。 ○ 東京都は、海外からの救援部隊等による支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、支援の受入れの必要性等を判断します。 <ul style="list-style-type: none"> ・協力の内容 ・救援部隊等規模 ・活動期間 ・入国上の規制 ・警視庁、東京消防庁等の関係機関の意向等 ○ 受入れの必要がある場合は、国と受入方法、活動の内容等を調整し、受入れが決定されます。

4 応急活動拠点の調整

(1) 対策内容と役割分担

市は、応援部隊が災害応急活動等を効果的効率的に取り組むため、自衛隊の活動拠点、輸送拠点、ヘリコプター離発着場を設けています。

また、東京都も自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の多摩地域における活動拠点、ヘリコプターの離発着場を設定していますので、これら部隊が効果的効率的に活動に取り組むため、市本部は、東京都、国、活動部隊との緊密な連携・調整を実施します。

機 関 名	対 策 内 容
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部の計画する災害応急対策との吻合を図った、活動計画の立案 ○ 活動拠点、オープンスペースの状況把握と東京都との共有 ○ 現地応援部隊との具体的な調整 ○ 新たな使用可能オープンスペースが確保できた際の、都本部との共有、使用計画の立案

(2) 調布市内の応急活動拠点等

調布市内の活動拠点（候補地）	
東京都が定めるもの	1 大規模救出救助活動拠点 (1) 神代植物公園（深大寺元町5） (2) 武蔵野の森公園（府中市朝日町3） 2 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場（拠点病院からおおむね5km以内） 調布市民野球場（災害拠点病院：東京慈恵会医科大学附属第三病院） 3 災害時臨時離着陸場 多摩川河川敷，小・中学校等22箇所（東京都地域防災計画による） 4 航空輸送拠点 調布飛行場（西町290-3） 5 地域内輸送拠点 味の素スタジアム（西町376-3）
調布市が定めるもの	1 自衛隊等活動拠点 市内小・中学校28箇所及び市内都立高校等（東京都と要調整）のオープンスペース 2 大型拠点倉庫 (1) 大町防災倉庫 (2) 小島町防災倉庫 (3) 味の素スタジアム（東京都との協定により一部区画を使用） 3 ヘリコプター発着可能地点 小・中学校校庭28箇所，大町スポーツ施設

5 ヘリコプター等の運用

(1) 基本的考え方

災害時には、都内、市内の道路交通は建物の崩壊、滞留、事故渋滞等により寸断が予想されます。

被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、調布市内にある調布飛行場、ヘリコプター等離発着場となる候補地を活用したヘリコプター等の広域かつ機動的な運用が各種活動を効果的なものにしていくこととなります。

市本部は、ヘリコプター等の運用について都本部と緊密に連携、状況によっては市本部独自に航空機運用部隊と連携することによって災害応急対策に取り組みます。

(2) 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、東京都にヘリコプター等の出動を要請するとともに、離発着場の選定及び必要な人員配置等適切な措置を行います。

(3) ヘリコプター等要請要領

ア 要請の基本

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプター等の運用を都本部へ要請します。

イ 要請要領

(ア) 市は災害の要請にあたり、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請します。

(文書による手続きが必要な場合は、以後速やかに行います。)

要請の際に調整すべき事項
○ 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
○ 活動に必要な資機材等
○ ヘリコプター等離発着場（名称、住所、広さ）及び給油体制の状況
○ 要請者、現場責任者及び連絡方法
○ 資機材等の準備状況
○ 気象状況
○ ヘリコプター等の誘導方法
○ 他のヘリコプター等の活動状況
○ その他必要な事項

(イ) 東京都と連携して適切な離発着場を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行います。

(ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配します。

(エ) 連絡責任者は、ヘリコプター等離発着場で待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたります。

(オ) ヘリコプター等離発着場については、散水や安全確保のための要員配置について配慮します。

(カ) 負傷者の搬送にあたっては、救急車及び収容先病院等を手配します。

6 災害救助法関係

災害による被災者を救助するため、関係機関との連携・協力のもと応急的に必要な支援等を実施することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ります。

(1) 災害救助法の適用

市長は、調布市の災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を都知事に報告し、救助法第2条の規定に基づく救助を要請します。

ア 災害救助法の適用基準

- 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- 都内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- 都内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合
- 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合
(細部は「地域防災計画 資料編 11：災害救助法の適用基準等」)

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊(焼)等、著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

イ 適用の手続き

災害に際し、市内における災害が前記「ア 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告します。

また、市長は、災害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、都知事が行う救助の補助として、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに都知事に情報提供します。

細部は、「地域防災計画資料編 12：災害報告様式」、「地域防災計画資料編 13：日毎の記録を整理するために必要な書類(都総務局)」によるものとします。

(2) 災害救助法における救助の種類

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組【応急対策】

- 埋葬
- 死体の搜索
- 死体の処理
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

※細部は、「地域防災計画資料編 14：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）」によるものとします。

第6章 情報通信の確保

本章における対策の基本的考え方

○ 情報通信の重要性と対策内容の基本的考え方

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開するうえで欠かせません。このような必要な情報を伝達するためには、災害発生時に機能する通信網を確保していく必要があります。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、災害発生時の混乱を避けるために必要となります。

そのため、災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していきます。

○ 現在の対策の状況

市はこれまで、行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として、携帯無線、電話機器を整備するとともに、情報共有のための各種ネットワークシステムを導入してきました。

また、調布市ホームページ、防災行政無線、調布FM、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用し住民等への情報発信を行っているところです。

加えて、通信事業者による各種の「安否確認アプリケーション」「災害対応アプリケーション」の普及啓発を実施しています。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されています。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している一般電話の通信網だけではなく、災害発生時に備え、メールやSNSを含めた多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の整備
→ <到達目標> 現行の体制を踏まえた各種代替手段の確保
- ・ 住民等への情報提供
→ <到達目標> 調布市ホームページ、SNSなどによる情報提供体制の整備
- ・ 住民相互の情報収集・確認等
→ <到達目標> 携帯端末を活用した災害用伝言サービスの充実

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

(1) 行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保用

- ・加入電話，庁内電話
- ・東京都防災行政無線網
- ・防災行政無線（移動系）
- ・MCA無線
- ・災害時優先機能付電話（庁内有線電話41回線，携帯電話5回線）
- ・衛星電話2回線

(2) 庁内体制の強化用

- ・職員参集メール
- ・LOGOチャット

(3) 緊急情報収集用

- ・東京都災害情報システム（DIS：Disaster Information System）
- ・広域災害・救急医療情報システム
（EMIS：Emergency Medical Information System）
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
- ・各種SNSアプリケーションソフト

2 住民等への情報提供体制

- ・防災行政無線（同報：無線塔及び戸別受信機）
- ・防災フリーダイヤル
- ・調布市防災・安全情報メール
- ・緊急速報メール
- ・調布市公式ホームページ
- ・SNS（X（旧ツイッター），フェイスブック）
- ・Vacan
- ・ケーブルテレビ
- ・調布FM等

3 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害用伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施しています。

第2節 課題

被害想定	想定される最大被害	
	多摩東部直下地震M7.3	都心南部直下地震
通信不通回線率	2.9%	4.0%
停電率	9.3%	11.9%

被害状況は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要です。
 電力被害：配電設備被害による停電率
 通信被害：配電網被害による不通回線

1 機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

震災時に、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下すると、行政機関内部及び外郭団体や協力機関等との情報連絡に影響を及ぼすおそれがあります。

そのような状況下では、市内の被害状況や各部の対応状況等について、情報の一元化がスムーズに行われなくなり、被害の全容が速やかに把握できず、その後の応急・復旧活動に大きな支障が生じるおそれがあります。

2 住民等への情報提供

停電等が起こると、防災行政無線（同報系）をはじめ、様々な情報提供手段に影響を及ぼし、震災等に関する情報を市民等に適切に提供できなくなるおそれがあります。

3 住民相互の情報収集・確認等

「調布市民意識調査報告書（令和5年度版）」によると、「家族の安否確認の方法や連絡の方法をあらかじめ決めている」について、「十分に取り組んでいる」と「少し取り組んでいる」の合計は59.1%であり、引き続き災害用伝言ダイヤルや携帯電話用の災害伝言板等の活用・普及を図る必要があります。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制

防災行政無線のデジタル化による機能強化に加え、それを補完するMCA無線や専用電話、衛星携帯電話等多様な情報連絡手段を維持・確保することにより行政機関内及び外部機関との重層的な情報連絡体制を構築します。

2 住民等への情報提供

住民等への情報提供を円滑にすべく、ホームページ、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進します。

また、要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズに合わせた情報提供方法等の構築を図っていきます。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発及びこれらの安否確認ツールの利用経験を促進していく必要があります。

第4節 到達目標

1 行政機関内の情報連絡，外部機関との情報連絡体制の確保

防災行政無線，それを補完するMCA無線など各々の通信手段の特性を活かし，効果的な通信ネットワークを整備します。

また，行政機関内・外部機関とより確実な情報連絡体制を確保するため，防災情報を，総合防災情報システム（SOBO-WEB）^(※)に集約できるよう努めます。

※総合防災情報システム（SOBO-WEB）

災害情報を地理空間情報として共有するシステムです（令和6年4月に運用開始）。

災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し，災害情報を俯瞰的に捉え，被害の全体像の把握を支援することを目的としています。

2 住民等への情報提供機能の構築・強化

ホームページ等の既存システムの機能強化や，ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進します。

また，要配慮者や帰宅困難者等に配慮し，住民のニーズに合わせた情報提供方法の構築を目指します。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害伝言板の普及啓発を図り，安否確認ツールを利用する市民の割合を増加させます。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 3 住民相互の情報連絡等の環境整備 |
| 2 住民等への情報提供体制の整備 | |

1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

総合防災安全課

地震等の災害発生時には有線電話等の途絶により、情報伝達が一時的に不通になるなどの障害が発生することが予想されます。このため、東京都や防災関係機関等との情報伝達・収集手段の確保が必要となることから、市では防災行政無線（移動系）やMCA無線をはじめ、複数の通信手段の整備を進めていきます。

また、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用に努めます。

(1) 関係機関との情報伝達・収集手段

ア 防災行政無線

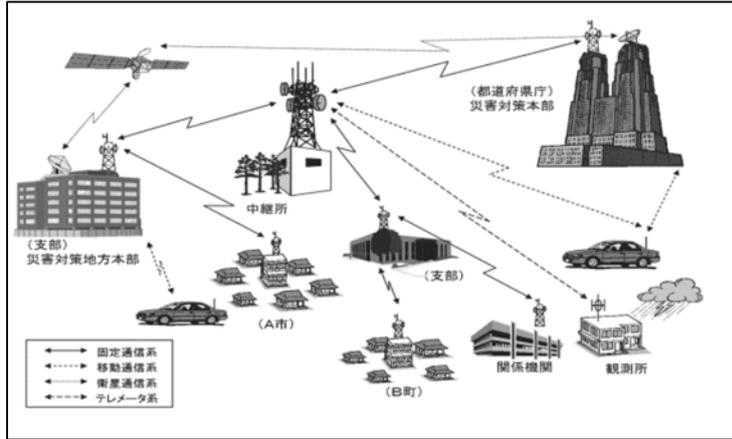
防災行政無線には、「中央防災行政無線」、「都道府県防災行政無線」、「市町村防災行政無線」等があり、調布市には東京都が整備するシステムと調布市が整備する2つの防災行政無線システムがあります。

(ア) 中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関等（中央省庁等）、指定公共機関（NTT、NHK、電力等）及び立川広域防災基地内の防災関係機関（東京都立川地域防災センター等）を結ぶ無線通信網です。

(イ) 東京都防災行政無線（固定通信系）

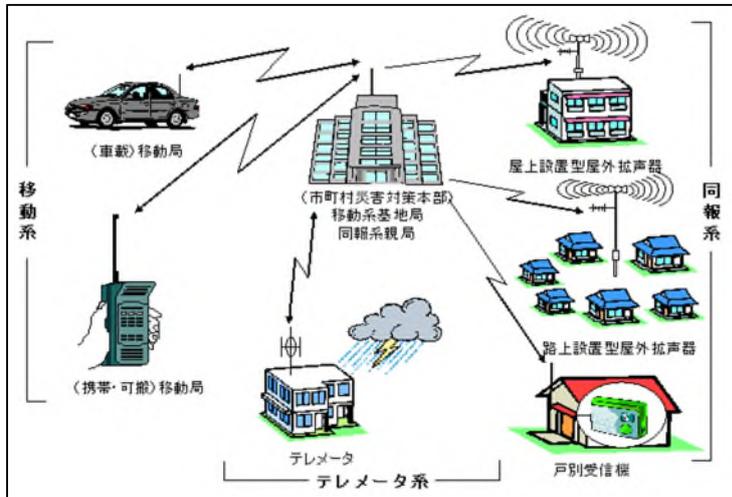
都本部と市本部及び防災関係機関（土木事務所等）を地上固定通信網で結ぶシステムです。各端末間は、多重通信回線（VHF/UHF帯）を使った通信路によって結んでいます。災害時には通信統制や一斉情報伝達機能も利用でき、平常時には通常の電話と同じように利用することが可能なシステムです。



都道府県防災行政無線
 (総務省ホームページより)

(ウ) 調布市防災行政無線

調布市が整備する防災行政無線は、「固定（同報）系」及び「移動系」で構成されており、災害が発生した場合、市が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置する無線通信網です。



市町村防災行政無線
 (総務省ホームページより)

細 部
<p>【固定（同報系）防災行政無線】 屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親局／遠隔制御局 市本部に設置された無線局で、屋外子局及び戸別受信機宛に音声情報を発信 ○ 屋外子局（115局） 屋外に設置されている無線塔であり、親局からの音声情報を放送 ○ 戸別受信機（135局） 室内設置型無線受信機で、親局から発信された情報を受信し伝達 <p>【移動系防災行政無線】 車載型や携帯型の移動局と市本部との間で通信を行うもので、同報系が市と住民との通信手段であるのに対して、移動系は主として行政機関内の通信手段といえます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局 市本部（総合防災安全課） ○ 陸上移動局 <ul style="list-style-type: none"> ・半固定機（77局） 避難所、市関係各課・防災関係機関等 ・携帯機（64局） 市関係機関等 ・車載機（60局） 消防団車両、市関係各課・防災関係機関車両

イ MCA無線

MCA無線はデジタル方式の無線であり、同時並行的に複数の利用者が通話可能となる通信機器です。

今後は保守整備が終了することとなっており、防災行政無線（移動系）へと運用移行が進められています。

ウ 災害時優先機能付電話

発信が一般電話より優先して扱われ輻輳の影響を受けにくい回線として、災害時優先機能付電話を保有しています。

保有場所等
○ 庁内有線電話（41回線）：各部署に回線割り当て
○ 携帯電話（5回線）：市本部（総合防災安全課）
○ 衛星電話（2回線）：市本部（総合防災安全課）

エ 東京都災害情報システム（DIS：Disaster Information System）

本システムは、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表記し、作戦地図機能を活用することで災害対策の意思決定を支援することができるシステムです。

平素は、市に割当てられたアカウント名等によりログインし、東京都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報、SNSに投稿された災害情報を防災機関等との間で共有します。

災害時には、東京都、市町村、各防災機関等から収集した被害情報、災害応急対策等の情報が一元的に管理されており、災害対策活動に活用することができるシステムです。

オ 広域災害・救急医療情報システム

(E M I S : Emergency Medical Information System)

災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での適切な医療・救護にかかわる情報を集約・提供する、構成労働省が運営するシステムです。

E M I Sでは、DMAT、医療救護班、医療機関、都本部や市本部、保健所、消防機関なども活用することで情報を共有し円滑な連携が行われます。

(2) その他情報連絡システム

ア 市公式ホームページ

災害時のアクセス集中に強く、外国語対応を迅速に行うための自動翻訳機能を持った調布市防災ホームページを整備し、災害時は適時適切に災害情報を配信します。

イ 職員参集メール

災害発生時に職員を参集させ、市内の防災態勢を早期に構築するためのメール連絡システムです。総合防災安全課から職員の携帯電話等に、震度情報・気象情報を適時配信するとともに、職員の安否・参集の可否等について把握するものです。

ウ 全国瞬時警報システム (Jアラート)

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動するシステムです。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信します。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送が行われます。

エ 緊急情報ネットワークシステム (E m - Net)

総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等が伝達されます。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能です。なお、従来どおり F A X による情報伝達も並行して行われます。

オ 災害情報共有システム（Lアラート）

L(Local)アラートは、総務省が普及・活用を推進するシステムで、地方公共団体等が発出した避難に係る情報等の災害関連情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、住民の方々への伝達を可能とするシステムです。市本部では、DISと接続されたLアラートシステムに災害情報を入力し、関係部署と情報共有を図ります。

配信された情報は、テレビ画面の「L字型画面」，「データ放送」，インターネットプロバイダーによる「Yahoo! 災害情報」，訪日外国人向け災害情報通知アプリ「Safety tips」等により災害情報を得ることができます。

カ 計測震度計

市は、住民に正確な情報を提供できるように、震度5弱以上の地震が起こった場合、計測震度計と防災行政無線（同報系）が連動して放送を行うとともに、観測したデータは、東京都及び気象庁へ伝達されるシステムになっています。

キ ラジオによる災害情報共有

市は、ラジオによる市民への災害情報伝達のため、調布FMとの間で協定を締結しています。また、職員がラジオにより災害情報を把握・共有できるように、市内各部署にラジオ端末機を配布しています。

2 住民等への情報提供体制の整備

地震等の災害発生時には、通信機能が途絶する可能性が高く、適切な情報が不足することから、多くの混乱が予想されます。

市は、多くの市民の方々に適切な情報を円滑に提供できる体制をこれからも構築していきます。特に個別ニーズへの対応として、要配慮者に対しては、①文字情報による伝達，②音声情報による伝達，③マンパワーによる伝達等，要配慮者の状況に応じ、市からの情報が迅速かつ速やかに伝達できる手段の構築を進めていきます。

また、外国人の方々には多言語及びやさしい日本語，ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供方法を構築し、調布市国際交流センターと連携して平常時から情報提供を進めていきます。

(1) 防災行政無線

総合防災安全課

「1 関係機関相互の情報通信連絡体制の整備」を参照

なお、平成23年度から防災行政無線（同報系）の放送内容をフリーダイヤルで確認することができる防災フリーダイヤルを導入しています。

(2) メールシステム

総合防災安全課

ア 調布市防災・安全情報メール

事前に登録した市民に、地震情報等の災害に関する情報，事件・事故等の生活安全に関する情報や市からの緊急情報等を配信します。

イ 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話4社（NTTドコモ，KDDI，Softbank，楽天モバイル）の通信網を利用し，市内にいる携帯電話ユーザーに対し，緊急情報を一斉配信することができるシステムです。

（3）調布FM

調布FMは，災害時には協定に基づき市と協力して災害情報を放送します。

また，緊急時には，市が放送割込システムを活用することにより，被害状況等を迅速に提供することが可能となっています。

（4）アマチュア無線

「災害時における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき，災害情報の収集伝達の必要がある時は，調布市アマチュア無線クラブに対して，協力を要請し，災害情報の収集，伝達を依頼します。

（5）広報車，伝令等による伝達

いずれの通信システムによっても情報伝達が困難な場合は，広報車，伝令によるスピーカーを使用した音声伝達，消防車による巡回放送，掲示板の活用，チラシの配布等をもって情報伝達を行います。

（6）その他

- ・ 情報提供手段の多様化
- ・ 要配慮者に配慮した情報提供

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
総務部 （総合防災安全課）	○ 市民相互に安否確認が取れる環境を整え，市民が事前にその方法を熟知するよう普及を推進
通信事業者	○ 安否確認手段の確保及び周知 ○ 通信設備及び通信回線の確保に向け，施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	対 策 内 容
総務部 (総合防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知 ○ 帰宅困難者に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線LAN等の通信の多様化を推進 ○ SNSを含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否確認手段の確保，都民向け通信基盤の充実や耐震化 ○ 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知 ○ 早期復旧に向けた取組内容について周知 ○ 通信設備及び通信回線について，耐震化 ○ 基幹の通信回線の冗長化 ○ 電気通信設備について，非常用電源の長時間化
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅での情報提供やホームページ及びSNS等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備

【応急対策】（地震直後の行動）

1 防災機関相互の情報通信連絡体制 （警報及び注意報などの第一報）	3 広報体制
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 （被害状況等）	4 広聴体制
	5 住民相互の情報連絡等

【主な機関の応急復旧活動】

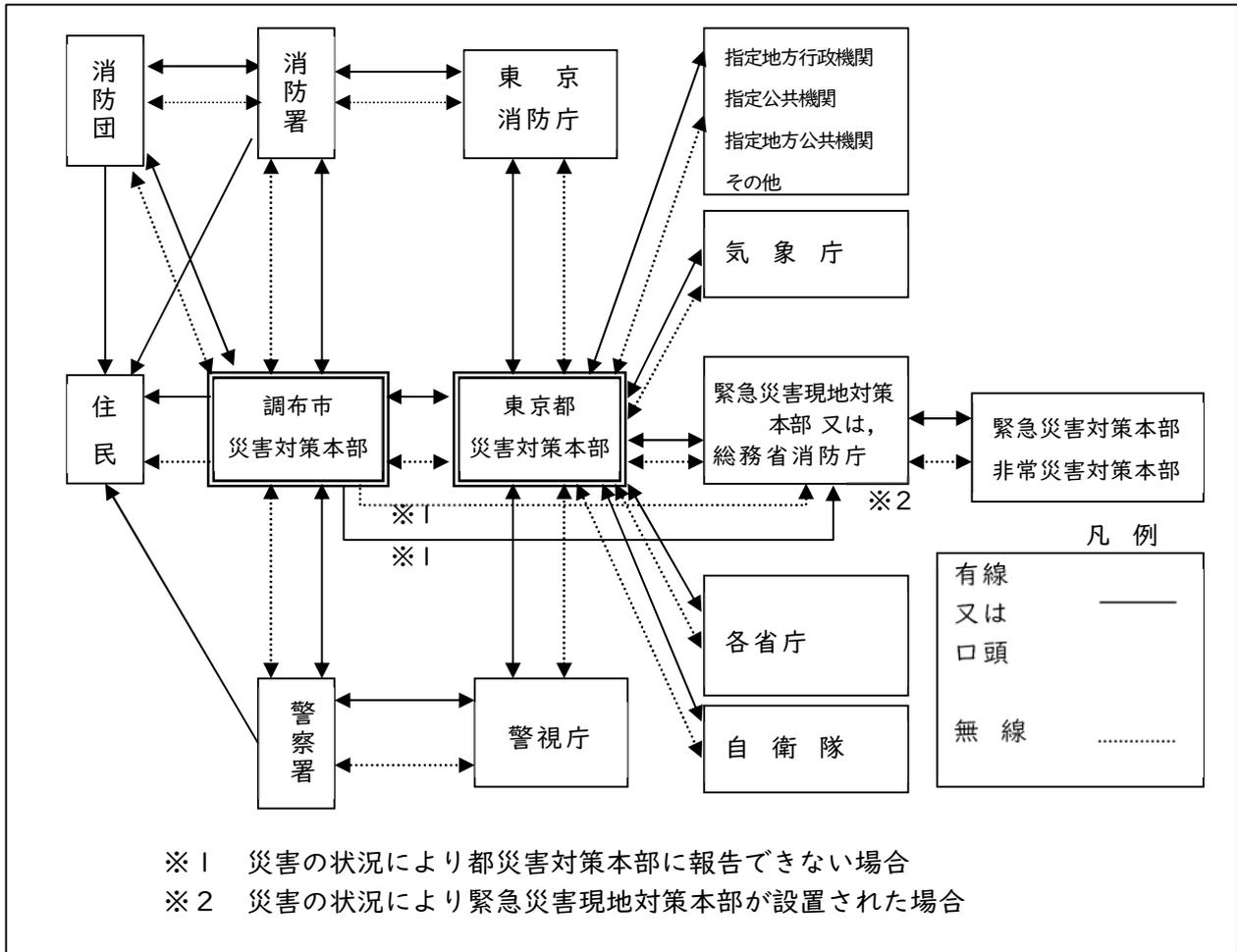
機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○情報収集	○報道発表 ○関係機関の協力の確保 ○関係機関との通信手段の確保 ○被害状況の把握	○広報活動の実施 ○臨時相談所の設置	
調布警察署	○情報収集	○関係機関との情報連絡 ○広報活動の実施	○臨時相談所の開設	
調布消防署	○情報収集	○関係機関との情報連絡 ○被害状況の把握	○広報活動の実施 ○消防相談所の設置	
NTT東日本	○情報収集	○気象庁からの警報の通報 ○広報活動の実施		
東京電力	○情報収集	○広報活動の実施		
東京ガス(株)	○情報収集	○広報活動の実施		

Ⅰ 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

（Ⅰ）対策内容と取組内容

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害原因に関する重要な情報について、住民及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、東京都、市各部、防災機関等に通報 ○ 警報及び注意報について、東京都、気象庁から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織及び一般住民等に伝達・周知 ○ 市各部は、自ら収集した災害原因に関する情報について、直ちに総合防災安全課に通報するとともに、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については直ちに所属機関に通報 ○ 災害情報システム（DIS）の機能を活用し、各部の参集状況や被災箇所の状況を報告
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警報等については、東京都総務局からの通報（東京消防庁経由）に基づき、市民に周知 ○ 地震に起因する水災に関する情報を各消防署等から収集し、これを調布市及びその他関係機関に通報するとともに、市民に周知
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 ○ 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報を提供 ○ 大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象業務法に基づいて気象庁から伝達された各種警報を、市及び関係機関に通報
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する警報等の周知

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

機 関 名	取 組 内 容
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部に対する情報連絡は，東京都防災行政無線（固定通信系）を使用 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は，国の現地対策本部又は総務省消防庁（調布消防署）等に対して直接連絡 ○ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに東京都及び気象庁に通報 ○ 災害原因に関する重要な情報について，東京都又は関係機関から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知 ○ 津波の注意報及び警報について，東京都又はNTT東日本からの通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防

機 関 名	取 組 内 容																																												
	<p>災組織等に伝達するとともに、警視庁，東京消防庁，都政策企画局等の協力を得て，住民に周知</p> <p>○ 災害が発生し市本部が設置されるまでの東京都の通信連絡は，通常の勤務時間においては「総合防災安全課」が担当し，夜間休日等の勤務時間外においては「宿直室に通信連絡窓口」を暫定的に設置し，初動要員である市災対本部事務局員到着後は事務局が担当</p> <p>○ 通信連絡の方法は，①東京都災害情報システム（DIS）により連絡体制の確立を原則とし，②調布市防災行政無線（移動系，同報系），③東京都防災行政無線の電話（固定通信系），FAX，システム端末及び画像端末を使用するほか，④災害時優先携帯電話，⑤衛星携帯電話，⑥庁内電話優先回線，⑦MCA無線等の通信手段を活用</p> <p>○ 調布市防災行政無線の通信連絡体制（グループ構成）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">グループ名</th> <th style="text-align: center;">加入数</th> <th style="text-align: center;">所属組織名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"># 1</td> <td>災害対策本部</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td>総合防災安全課等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 2</td> <td>消防団</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td>消防団詰所，ポンプ車等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 3</td> <td>避難所運営本部</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td>教育総務課，各学校等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 4</td> <td>医療本部</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td>健康推進課，拠点病院等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 5</td> <td>帰宅困難者対策</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>文化生涯学習課，グリーンホール等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 6</td> <td>福祉健康部</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>スポーツ振興課，総合体育館等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 7</td> <td>環境部</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td>緑と公園，下水道，ごみ各課等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 8</td> <td>都市整備部</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td>まちづくり推進課，道路管理課等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 9</td> <td>ライフライン</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>総合防災安全課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 10</td> <td>関係機関</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td>調布市医師会，歯科医師会等</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 通信連絡責任者の選任等 市災害対策本部及び各防災機関は，情報の収集，伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。 資料編 24：各防災機関の通信連絡責任者</p> <p>○ 危機管理監は，必要の際は調布市防災行政無線について以下のとおり通信統制を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全回線又は任意の回線についての時限統制 ・任意の話中回線への割込み通話や，その回線の強制切断 ・基地局（遠隔装置）の使用統制 ・移動系の個別通話 	番号	グループ名	加入数	所属組織名	# 1	災害対策本部	53	総合防災安全課等	# 2	消防団	35	消防団詰所，ポンプ車等	# 3	避難所運営本部	39	教育総務課，各学校等	# 4	医療本部	12	健康推進課，拠点病院等	# 5	帰宅困難者対策	8	文化生涯学習課，グリーンホール等	# 6	福祉健康部	3	スポーツ振興課，総合体育館等	# 7	環境部	26	緑と公園，下水道，ごみ各課等	# 8	都市整備部	15	まちづくり推進課，道路管理課等	# 9	ライフライン	1	総合防災安全課	# 10	関係機関	14	調布市医師会，歯科医師会等
番号	グループ名	加入数	所属組織名																																										
# 1	災害対策本部	53	総合防災安全課等																																										
# 2	消防団	35	消防団詰所，ポンプ車等																																										
# 3	避難所運営本部	39	教育総務課，各学校等																																										
# 4	医療本部	12	健康推進課，拠点病院等																																										
# 5	帰宅困難者対策	8	文化生涯学習課，グリーンホール等																																										
# 6	福祉健康部	3	スポーツ振興課，総合体育館等																																										
# 7	環境部	26	緑と公園，下水道，ごみ各課等																																										
# 8	都市整備部	15	まちづくり推進課，道路管理課等																																										
# 9	ライフライン	1	総合防災安全課																																										
# 10	関係機関	14	調布市医師会，歯科医師会等																																										

機 関 名	取 組 内 容
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、市区町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、市区町村、防災機関等に通報 ○ 都総務局は、津波の警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び市区町村に通知 ○ 災害が発生し都本部が設置されるまでの東京都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局（総合防災部）が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当 ○ 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理 ○ 東京都危機管理監により、東京都防災行政無線において以下のとおり通信統制を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全回線又は任意の回線についての時限統制 ・任意の話中回線への割込み通話や、その回線の強制切断 ○ 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の通信連絡に加え、市区町村首長とのホットラインを活用 <p style="margin-left: 20px;">市区町村首長とのホットラインは以下に従って運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村首長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が実施 ・市区町村首長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に実施
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに関係市区町村に通報
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれや水防に係る情報があるときは、直ちに市民に周知
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会はテレビ、ラジオを通じて住民に提供 <p style="margin-left: 20px;">なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付け</p> ○ 東京管区气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を実施 ○ 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム（以下「提供シ

機 関 名	取 組 内 容
	<p>ステム」という。)により、関東地方整備局、警察庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、総務省消防庁、東京都及び警視庁に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大津波警報・津波警報を発表した場合、緊急警報信号の放送（緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知 ○ 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、東京都、関係警察機関、報道機関等に伝達
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に伝達された各種警報は、各市区町村及び関係機関に通報 ○ 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報 ○ 警報に関する通信は優先して取扱い
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送
その他の機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報
東京都 調布市 各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報を提供 ○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」によります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関 東京都、都内市区町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・ 伝達する情報 <ul style="list-style-type: none"> a 高齢者等避難 b 避難指示 c 緊急安全確保 d 警戒区域の設定

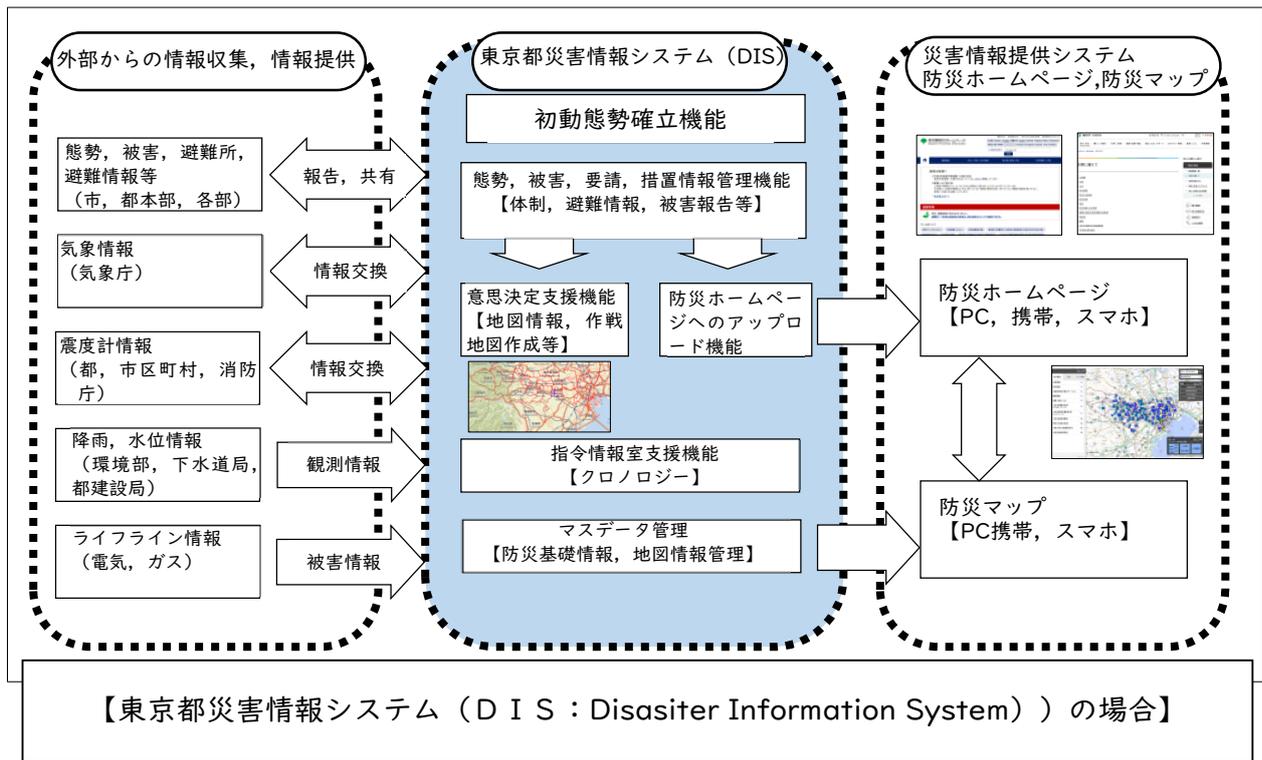
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（1）対策内容と役割分担

東京都災害情報システム（DIS：Disaster Information System）や総合防災情報システム（SOBO-WEB）等により、情報連絡体制の一元化に取り組みます。このほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行っていきます。

機 関 名	対 策 内 容
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況等調査と状況等とりまとめ ○ 災害応急対策に係る事項の東京都への報告と情報収集 ○ 他関係防災機関への通報 ○ 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所在市区町村別の被害状況等調査 ○ 国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 ○ 被害状況等とりまとめ ○ 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○ 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都（警視庁本部）への通報，関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 所有カメラ，地震被害判読システム，早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての東京都への通報，関係機関との情報交換
その他の機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の災害情報の収集・伝達 ○ 発災直後の被害状況等を，市に提供

(2) 業務手順



震災編 第2部

(3) 詳細な取組内容

ア 被害情報等の収集

(ア) 市は、災害発生時、人的被害の状況、建築物の被害状況、道路や橋りょう等の被害状況、ライフライン被害状況等のあらゆる情報を収集します。必要に応じ、天候状況を勘案しながら、情報収集手段として航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影等を活用します。

(収集要領：職員参集時に確認、消防団や消防署活動時)

- (イ) 市は、災害発生後速やかに公共施設の被害状況並びに利用者の被災状況等について把握します。
- (ウ) 市及び防災関係機関は、災害発生直後において、被害の規模を推定するために、市内の被害状況を収集します。
- (エ) 市は、防災関係機関が実施する応急対策活動の状況について、把握するものとし、防災関係機関はその状況を市へ報告します。
- (オ) 市は、必要に応じて無人航空機等（協定締結会社：NPO法人クライシスマップパーズ・ジャパン 平29.3.31，セイコー社 平29.12.21）による目視、撮影等による情報収集を行うため、協定締結先事業者に依頼を行います。

イ 被害情報等の報告

- (ア) 市内の被害情報等は、市本部「指令・統括班」が集約し、本部長に報告します。
- (イ) 市は、災害対策基本法第53条に基づき、把握できた範囲から被害情報を東京都災害情報システム（DIS）により東京都に報告します。なお、避難情

報を発令した場合は、避難所開設状況等について、東京都災害情報システム（DIS）により逐次東京都に報告します。

(ウ) 東京都災害情報システム（DIS）には、災害発生時に市区町村等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有します。

- ・東京都は、災害により被害が発生し、又は被害の発生の可能性があると判断したときは、市町村等へ情報収集開始を通知し、災害情報管理システムによる報告を依頼します。
- ・東京都は、前号の依頼に基づき、被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、災害情報管理システムにより報告します。なお、被害情報がない場合は、被害なしの報告をします。

ウ 細部の取組

機 関 名	取 組 内 容		
市本部	○ 災害時は被害状況等について、次により都本部に報告します。 なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告します。		
	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の原因 ○ 災害が発生した日時 ○ 災害が発生した場所、又は地域 ○ 被害状況（「資料編28：被害程度の認定基準」に基づき、所定の様式により認定する。） ○ 災害に対して既にとった措置及び今後執ろうとする措置 ○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○ その他必要な事項 	
	報告方法	DISへの入力を原則とし、障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告します。	
	報告の種類・期限等		
	種 類	期 限	DIS入力画面
	発災通知	即 時	被害第1報報告
	被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
	要請通知	即 時	支援要請
	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同 上	被害箇所報告

機 関 名	取 組 内 容						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">災害年報</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">4月20日</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">被害数値報告</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">災害救助法に基づく報告</td> </tr> </table>	災害年報	4月20日	被害数値報告	災害救助法に基づく報告		
災害年報	4月20日	被害数値報告					
災害救助法に基づく報告							
市各部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部は、所管施設及び所管業務に関する区域、施設の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は「認定基準」、災害に対して既に執った措置及び今後執ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を市本部に報告 ○ 各部等の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を報告要領に基づき、市本部に報告 						
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局は、市区町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報します。 ○ 都総務局は、被害情報、関係防災機関等の活動状況、その他応急対策に関する情報等を取りまとめ、市区町村等の関係防災機関に提供します。 ○ 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在市区町村別の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後執ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を都総務局に報告します。 ○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告します。 						

機 関 名	取 組 内 容
調布警察署	<p>【警視庁本部が実施する以下の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各方面本部，各警察署及び安否・被害情報確認システム，地震被害判読システムから収集した情報を，東京都に通報するとともに，東京消防庁，自衛隊等の関係機関と情報交換 ○ 主な収集事項は，家屋の倒壊状況，死者・負傷者等の状況，主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況，住民の避難状況，火災の拡大状況，堤防・護岸等の破損状況，電気・水道・ガス・通信施設の状況等 <p>【市災害対策本部との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋の倒壊状況 ○ 死者・負傷者等の状況 ○ 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 ○ 住民の避難状況 ○ 火災の拡大状況 ○ 堤防・護岸等の破損状況 ○ 電気・水道・ガス・通信施設の状況 ○ その他必要ある事項の状況
調布消防署	<p>【東京消防庁が実施する以下の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について，次の手段により収集した情報を，適宜，東京都に伝達・共有するとともに，警視庁，自衛隊等の関係機関と情報交換を図ります。 ○ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況，建物倒壊状況等の把握 ○ 地震計ネットワーク，地震被害予測システム，延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測・消防車両，情報活動隊，広報車隊，巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 ○ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握 ○ 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を利用して収集した被害状況の把握 <p>【市災害対策本部との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災及び水災発生状況及び消防活動状況 ○ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ○ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ○ 避難の必要の有無及び状況 ○ 救急告示医療機関等の診療状況 ○ その他消防活動上必要ある事項の状況

機 関 名	取 組 内 容
関東地方整備局	<p>緊急道路パトロールを行うとともに、ヘリコプター等からの情報収集に努め、必要に応じ、関係機関に速やかに連絡します。</p>
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の通信確保を目的として、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線機及び簡易無線機）を被災地域に対して速やかに無償貸与します。 ○ 災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、総務省が全国に配備している災害対策用移動電源車を貸出し、電源の応急確保に努めます。 ○ 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについて、口頭等により許認可を行う特例措置を実施（臨機の措置）
各通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 ・ 非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱うこと。（東京都地域防災計画震災編別冊①資料 第2-7-19「電報の優先利用について」、第2-7-20「電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準」、第2-7-21「医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院」） ○ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供 ○ 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体の要請に基づき、避難所等へ、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
各防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各防災機関は、所管施設の所在市区町村別に被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、市区町村の例に準じ東京都に報告するとともに、市災害対策本部に情報を提供 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、総務省消防庁の「災害報告取扱要領」によります。 ○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力

機 関 名	取 組 内 容
	<p>○ 電気通信設備の優先利用（電報の優先利用） 震災時において、応急対策、交通、通信、電力等の確保又は社会秩序の維持など、公共の利益のために緊急に通信することを要する電報については、それぞれ「非常又は緊急電報」として取扱い、他の電報に優先して配達</p> <p>○ 非常無線通信の利用 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図ること。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【使用する無線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察事務、消防事務、水防事務、気象事務、鉄道事務、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線 ○ 放送局の保有する無線 ○ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 ○ 前号以外で無線局を有する機関の無線 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【非常無線電報の作成要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無線通信による場合も、無線電話による場合も電報頼信紙又は適宜の用紙を使用。 ○ 電報の記載はカタカナ、又は通常の文書体とし、1通の本文字数は200字以内（通常文書体の場合は、カタカナに換算して200字以内）とすること。ただし、通数には制限無し ○ あて先には、住所、氏名、電話番号（判明する場合に限る。）を記載 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【発信依頼方法】</p> <p>最寄りの無線局に非常無線電報を持参して依頼する。なお、非常災害発生のおそれのある場合は、あらかじめ無線局との間で緊密に連絡</p> </div>
資料編	<p>25：別記様式 発信用紙・受信用紙</p> <p>資料編 26：震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲</p> <p>資料編 27：震災時の電気通信設備の優先利用の請求等</p> <p>資料編 28：被害程度の認定基準</p> <p>資料編 29：第1号様式 職員動員集計表</p> <p>資料編 30：第2号様式 避難所収容者名簿</p> <p>資料編 31：第3号様式 物資経理状況</p> <p>資料編 32：第4号様式 援助物資等給与状況</p> <p>資料編 33：第5号様式 公共土木施設被害，下水道施設被害，上水道施設被害</p>

機 関 名	取 組 内 容
資料編 34：第6号様式	教育施設被害状況
資料編 35：第7号様式	市有財産被害
資料編 36：第8号様式	商工業被害状況
資料編 37：第9号様式	農業被害状況
資料編 38：第10号様式	農産物被害状況
資料編 39：第11号様式	被害者台帳
資料編 40：第12号様式	災害応急対策実施報告
資料編 41：第13号様式	災害速報・被害確定報告

3 広報体制

(1) 対策内容と役割分担

ア 基本方針

正確な情報等を発信し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の市民等、被災者、滞在者（以下この項において「市民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保・社会的混乱を防止するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行います。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努めていきます。

イ 主な広報内容

広 報 内 容
<p>【防災情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況とその影響（特に火災の発生状況と延焼の可能性、延焼に伴う影響等） ○ 避難指示、警戒区域や消防警戒区域の内容 <p>【安全安心情報】</p> <p>現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所や福祉避難所等の開設情報や混雑状況 ○ 要配慮者関連施設等の安否情報 ○ 医療救護所の開設場所等の医療情報 ○ 応急給水場所の情報 ○ 応急対策活動に係る情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定や建物被害調査 ・ ライフラインの復旧 ・ 応急教育・応急保育等の連絡事項 ○ 物資等配給情報 ○ 交通や道路等の情報 ○ 各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報 ○ 災害廃棄物の分別・排出方法に関する情報

ウ 報道機関への発表

総務部・行政経営部

業 務 手 順	
○	市本部からの発表は、記者会見場（市長公室）において行います。
○	市本部の報道機関への窓口は、行政経営部広報班です。
○	市本部の決定事項及び各部の発表事項は、事務局行政経営部広報班が行います。

【各機関の広報活動】

機 関 名	対 策 内 容
市本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災発生以降に市本部から発信する市民に向けた広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な通信手段による住民への情報提供 ○ デジタルサイネージによる災害情報の発信 ○ 調布警察署・調布消防署と連携した、震災活動状況、犯罪状況等に係る広報活動
行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長声明（経験調整、声明文の作成等） ○ 各広報媒体を活用し、市本部の発する情報を基にした広報活動 ○ 市公式ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供 ○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成 ○ 国、東京都と連携した、安心安全情報に係る広報
生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災外国人への対応として、災害対策本部の発する情報を基に、調布市国際交流センターと連携した必要情報の収集・提供 ○ 東京都が行う外国人への情報提供に対する支援等との連携
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報 ○ 東京都の取り組む水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報 ○ 災害廃棄物の排出方法、排出先、相談窓口等の設置に係る広報 ○ 不法投棄の禁止、有害物質、感染性廃棄物・防疫活動等の広報
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部と連携した道路、建物情報を基にした広報活動 ○ がけ、擁壁、橋りょう
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震、津波等気象庁の情報 ○ 避難を必要とする情報 ○ 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 ○ デマ・流言打ち消し情報

機 関 名	対 策 内 容
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報，消防活動状況等の広報 ○ 出火防止，初期消火の呼び掛け ○ 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け ○ 避難指示に関する情報 ○ 医療機関等の診療情報 ○ その他市民が必要としている情報
調布郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便の非常取扱いの周知について，郵便事業の掲示文を局前，窓口，避難場所に係る広報
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説，地震活動の見通しや防災上の留意事項
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等
東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に係る停電情報 ○ 電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス供給の応急対応，復旧状況 ○ マイコンメーター復帰操作，ガス機器の使用上の注意事項 等
各通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信の被害，疎通状況の案内等 ○ 災害用伝言サービス提供開始の案内 ○ 災害時用公衆電話の開設状況 ○ 避難所Wi-Fi等の開設状況
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の応急措置，災害に関する警報等の周知
総務部と行政経営部は，災害発生時に協働して広報発信を行います。	

4 広聴体制

(1) 対策内容と役割分担

市各部・調布警察署・調布消防署

震災時には、災害発生直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住宅の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望及び苦情が寄せられることから、広聴活動として各機関は相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握します。

(2) 各機関の広聴活動

機 関 名	内 容
市共通	<p>市は、災害対策本部を設置した場合、原則として災害時コールセンター、市臨時相談所及び避難所臨時相談所を開設し、市民等からの災害等に関する問合せに対応します。</p> <p>1 設置場所 (1) 災害時コールセンター たづくり西館3階電話室内 (2) 市臨時相談所 市民部 (3) 避難所臨時相談所 各避難所</p> <p>2 規模 相談所の規模や構成員等は、災害の規模や現地の状況等を踏まえ決定することとします。特に大規模かつ広域な災害の場合は、市各部及び関係防災機関による総合相談体制を確立し、救援対策を強力に推進します。</p> <p>3 その他 避難所等に臨時相談所が設置されないときは、避難所等の責任者又は責任者が指名する者が相談等に応ずることができる態勢をとります。</p>
市各部	<p>相談窓口を設置し、災害対策本部の方針に則った災害応急対策活動、応急復旧対策活動に取り組むとともに、当該情報を市本部事務局に報告します。</p>
行政経営部 総務部	<p>市が設置するテレフォンセンター、各部が設置する相談窓口について市民等に周知します。</p>
調布警察署	<p>警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たります。</p>
調布消防署	<p>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じます。また、被災者に対する出火防止指導、罹災証明書の交付に関する対応等を行います。</p>

5 住民相互の情報連絡等

(1) 対策内容と役割分担

市は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供します。

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	内 容
通信業者 NTT KDDI ソフトバンク 楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無料Wi-Fiサービスを提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「00000 J A P A N (ファイブゼロ・ジャパン)」 ・「東京フリーWi-Fi」 ○ 通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努めます。 ○ 行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行います。
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供します。
市 民	<p>市民等は、次の手段等を活用し家族等の安否を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用伝言ダイヤル（171） 災害時、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板（10個伝言、各30秒）です。 ○ 災害用伝言版（web171） 災害用伝言版（web171）は、インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板（20個伝言、6ヶ月間保存）です。

第7章 医療救護・保健等対策

本章における対策の基本的考え方

○ 医療救護・保健等対策の基本的な考え方

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、がけ崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動が行われなければなりません。

また、御遺体については、死者への尊厳と御遺族の感情に十分配慮し、迅速かつ適切に取り扱うこととしています。

本章では、発災時における初動医療の確立や医薬品、医療資器材の確保、医療施設の耐震化等の医療施設の基盤整備、御遺体の取扱いについて示していきます。

○ 現在の対策の状況

現在、市では、調布市災害医療コーディネーターを中核とした医療救護活動のため、災害対策医療本部において情報を集約・一元化し、迅速かつ的確な医療救護活動が行える体制を確保しています。

特に、本市は、北多摩南部保健医療圏（調布市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、狛江市）に属しており、北多摩南部の東京都地域災害医療コーディネーターと連携した活動により、大量負傷者に適切な医療提供ができるよう災害拠点病院をはじめ各種の医療機関との連携を深化させています。

災害時において、市では一刻も早い救命処置等が行えるよう、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力を得て、機動的な災害時医療活動を実施する医療救護班（災害時相互連携協定）を編成することとしています。

○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

首都直下地震などの大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、医療機関においては、発災直後の医療機能の継続、災害拠点病院をはじめとした医療機関の傷病者受入態勢の充実等が課題とされています。

また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化や業務継続計画（BCP）の策定などを促進する必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 初動対応体制の確立
 - <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした速やかな災害医療体制の構築による、負傷者、要配慮者への迅速な医療行為の提供
- ・ 医薬品、医療資器材の確保
 - <到達目標> 医薬品等の確保に向けた供給体制の整備
- ・ 検視・検案及び火葬体制の整備
 - <到達目標> 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

第1節 現在の到達状況

傷病者の医療救護ニーズに対応するため、医療機関と連携した医療救護体制を早急に確立することで、人的被害の拡大を防止します。また、被災者の健康悪化を防止するため、避難所支援や在宅要配慮者支援などの保健活動を重点に対策を推進することで、災害関連死の発生を未然に防止します。

1 災害医療コーディネーターを中核とした医療連携体制の確立

市では、東日本大震災の教訓を得て2016年の熊本地震を機に厚生労働省が設置することとした「調布市災害医療コーディネーター」を中核とした災害時医療体制を確立することとしています。

(1) 災害医療コーディネーターの任務

災害医療コーディネーターは、災害時に、市内の医療ニーズの把握や情報収集などをきめ細かにいき、都道府県災害医療コーディネーターとの連携、DMAT等の医療チームの派遣調整を実施する医療救護活動等を実施することとなっています。

市は、事前に調布市医師会の推薦に基づき調布市災害医療コーディネーターを指定します。

また、市は、医療法に定められた二次保健医療圏の北多摩南部保健医療圏に属しており、この圏域では、東京都が指定する東京都地域災害医療コーディネーターが圏内の医療ニーズや情報収集を行い、医療資源の適正配分を行います。

名 称	役 割 分 担
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動等を統括・調整するため、東京都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師であり、災害時は都庁に参集します。
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、東京都が指定する医師であり、「多摩総合医療センター・小児総合医療センター」に参集します。
調布市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的助言を行い、医師会より推薦された市が指定する医師であり、災害時は「市災害対策本部」に参集します。

※ 二次保健医療圏：市民の保健医療ニーズに的確に対応するため、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、適切な保健医療サービスの提供や医療提供施設相互の機能の分担と連携を推進し、疾病の発症から早期発見や治療、リハビリテーションなど相互的な保健医療提供体制の体系を構築するための地域的単位です。調布市は、府中市、小金井市、武蔵野市、三鷹市、狛江市の5市とともに北多摩南部保健医療圏を構成しています。

(2) 調布市災害医療対策本部の設置等

ア 設置

災害対策福祉健康部長は「調布市災害医療対策本部」を設置し、災害医療コーディネーターによる医療資源の有効活用、迅速かつ効率的な災害医療活動を実施します。

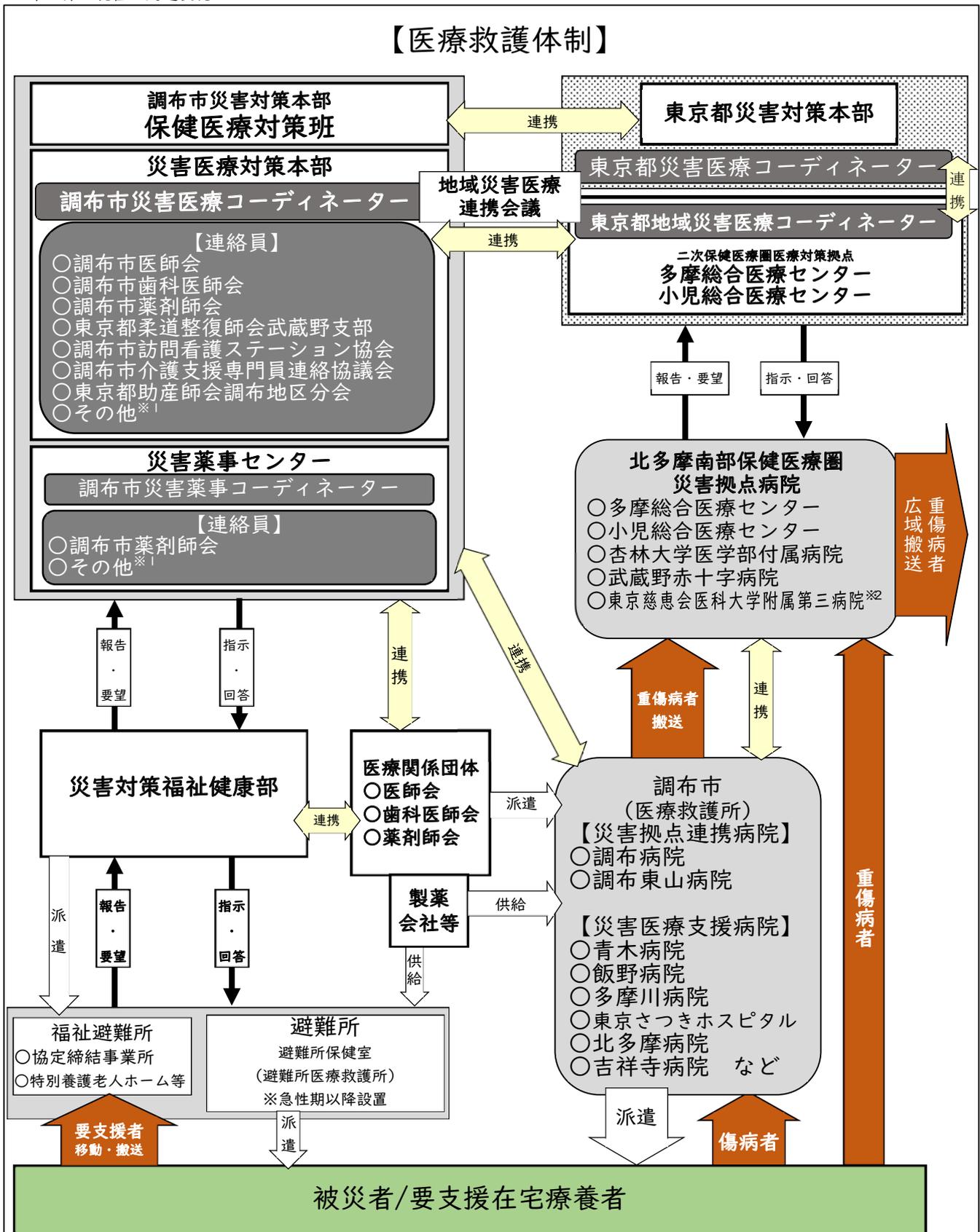
イ 参集要請

災害対策本部長は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び防災関連機関に対して、調布市災害医療対策本部への参加を要請します。

(3) 調布市の医療救護活動体制

ア 事務局保健医療対策班

災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、都知事に対し、地域災害医療連携会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。



※1 本部長，調布市災害医療コーディネーターより，調布市災害医療対策本部活動のため，連絡員の参加を都度調整します。

※2 調布市と狛江市域に位置する災害拠点病院

(4) 連携態勢

市では、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係団体との災害時協定に基づき、連携して医療救護班を編成し医療救護活動を実施します。

2 医薬品・医療資器材の確保等

(1) 調布市の状況

資器材名	数量	保管場所
救急セット（市販薬等）	各1セット	各避難所，都立調布南校（小島町防災倉庫に保管） ※都立調布北及び神代高校は除く
緊急医療用医薬セット	1セット	市内各病院，東京慈恵会医科大学附属第三病院
災害対策用歯科医療セット	9セット	歯科医師会を通じて，緊急医療救護所（9病院）の各地域にある歯科医院
分娩セット	4セット	小島町防災倉庫，大町防災倉庫（各2セット）
ハイブリッド発電機	各1台	各避難所
ポータブルバッテリー	各1台	各避難所

(2) 東京都の状況

東京都は、最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に備蓄し、さらに約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京DMAT指定病院への災害時医療支援車（東京DMATカー）の配備など、災害時に対応できる医薬品等を確保しています。

(3) 調布市災害薬事コーディネーター

災害時に、市が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、調布市災害医療コーディネーターをサポートすることを任務としており、事前に協議のうえ、調布市薬剤師会からの推薦を受け市が指定します。

3 医療施設等の基盤整備

本市が位置する北多摩南部保健医療圏には4つの災害拠点病院があります。

(1) 災害拠点病院等の分類

名称	任務	病院名
災害拠点病院	○ 主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院	1 東京慈恵会医科大学附属第三病院
災害拠点連携病院	○ 主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院	1 調布病院 2 調布東山病院
災害医療支援病院	○ 主に専門医療，慢性疾患への対応，地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）	1 青木病院 2 飯野病院 3 多摩川病院 4 東京さつきホスピタル 5 北多摩病院 6 吉祥寺病院
診療所等	○ 専門的医療を行う診療所（救急告示医療機関，透析医療機関，産婦人科及び有床診療所）は，原則として診療を継続 ○ 上記以外の診療所，歯科診療所及び薬局は，地域防災計画に定める医療救護活動や診療を継続	

(2) 北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院

名称
○ 東京慈恵会医科大学附属第三病院※
○ 杏林大学医学部附属病院
○ 多摩総合医療センター・小児総合医療センター
○ 武蔵野赤十字病院

※ 調布市は，狛江市とともに東京慈恵会医科大学附属第三病院との間で「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結し，傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施することとしています。

(3) 災害拠点精神科病院等の分類

名称	説明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受入れを行う病院で，国の示した基準等に基づき東京都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受入れを行う東京都が指定する病院

(4) 広域医療災害救急医療システム（EMIS：イーミス）の整備

東京都では、災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置等を推進しています。また、全病院（救急診療所を含む。）を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備しています。

- 災害拠点病院の指定83病院（令和5年3月31日現在）
- 災害拠点連携病院の指定137病院（令和5年3月31日現在）
- 広域災害救急医療情報システムの整備650病院（令和5年3月31日現在）

4 御遺体の取扱い

災害発生時に死者が発生したときは、遺体安置所の設置、御遺体の搬送、住民への広報、御遺体の引き渡し業務を実施することとしています。検視・検案活動については調布警察署を中心に調布市医師会、調布市歯科医師会に協力を要請して行います。

東京都内の被災による死者は、最大で6,100人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、検案医等の不足が生じないように、関係機関と連携した体制強化等の取組が必要となります。

(1) 遺体安置所

調布市の遺体安置所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市民プール（染地2丁目43番地1） ○ 西調布体育館（上石原2丁目4番地1）

(2) 検案等のための東京都の取組状況

取 組 状 況
<p>【都内火葬場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 26箇所 区部 9箇所（うち7箇所が民営） ○ 多摩地域 9箇所（うち1箇所が民営） ○ 島しょ 8箇所 <p>【締結した協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 御遺体の搬送に関する協定 ○ 御遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定 ○ 火葬の実施に関する協定 ○ 棺等葬祭用品の供給に関する協定

第2節 課題

【多摩東部直下地震（M7.3）被害想定】 ※小数点以下の四捨五入により，合計値は合わないことがある。

被害	原因	規模	
人的被害 (※1)	死者	55人	
	原因別	揺れ	38人
		火災	11人
		その他	6人
	負傷者 (うち重傷者)		1,045人 (99人)
	原因別	揺れ	885人
		火災	16人
その他		144人	
物的被害 (※2)	揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害		675棟
	原因別	揺れ	669棟
		液状化	5棟
		急傾斜地崩壊	1棟
	火災による焼失棟数（倒壊建物含む）		1,160棟
避難人口（※2）		34,277人	

※1 冬5時 風速8m/s（人的被害の最も大きいケース）

※2 冬18時 風速8m/s（物的被害，避難人口の最も大きいケース）

1 初動医療体制等の確立

本市では，99人の重傷者を含めた1,045人の負傷者発生が想定されており，迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要となります。このため，限られた医療資源を最大限有効に活用できるような初動医療体制の確立と他市町村からの保健医療活動チームの受入れや配置などについて迅速に調整する機能が必要です。

また，被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び傷病者の搬送体制の構築が必要です。

さらに，災害時において円滑に医療救護活動を行えるよう，引き続き地域の実情に沿った市の体制強化を図る取組が必要です。

2 医薬品・医療資器材の確保

市では，災害時に備えた医療用資器材を備蓄しているが，不足が予測される医薬品や災害時応急用資器材等を確実に確保する必要があります。

3 医療施設等の基盤の整備

市の災害医療の中核的機能を担う災害拠点連携病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには，医療機関相互の情報通信手段や医療連携体制の整備など，地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要があります。

4 御遺体の取扱い

市内の被災による死者は、最大で55人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要です。

また、東京都の見積もりでは、区部及び多摩地域の18箇所の火葬施設（火葬炉は171炉）のみで火葬処理を行うとした場合、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要があるとしています。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

市は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等の医療関係団体の協力のもとに調布市災害医療対策本部を設置し、調布市災害医療コーディネーターと連携し、迅速かつ確かな初動医療体制を確立します。

さらに、地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡システムや緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていきます。

また、精神科領域の災害時における医療体制の整備を推進するとともに、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築します。

なお、市災害対策本部保健医療対策班と災害対策福祉健康部は、調布市災害医療対策本部と緊密に連携し、関係各部や調布消防署、調布警察署、自衛隊等の関係各機関と協力しつつ医療救護活動等を行います。

2 医薬品・医療資器材の確保

市は、東京都及び医療関係団体と連携して医薬品・医療資器材の備蓄を推進するとともに、卸売販売業者と協定を締結し、(又は「協力のもと」)、医薬品等の供給体制を強化します。

3 医療施設等の基盤整備

市は、東京都地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターと連携し医療機関等の役割分担等を検討していきます。

また、各医療機関は、施設の耐震化や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能の強化に努めていきます。

4 検視・検案及び火葬体制の整備

市は、調布警察署、調布市医師会、調布市歯科医師会と連携し、検案活動体制を確立します。

また、葬祭事業者との協定を推進し、御遺体の搬送や棺等葬祭用品の確保に努めます。さらに、御遺体の保存などにより犠牲者の尊厳を保つとともに、火葬体制の検討を進め、迅速な対応の実現を図ります。

第4節 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

市は、調布市災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき市全域の医療資源を配分します。特に、トリアージによる傷病者への適切な治療、医療対応を必要とする要配慮者や在宅療養患者の迅速な安否情報の取得と手当てに重視した取組を実施します。

また、東京都地域災害医療コーディネーターが開催する地域災害連携会議などを活用し、関係機関との連携を強化するとともに、迅速かつ確実な情報連絡体制及び地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築します。

負傷者等の搬送について、東京都は、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）の設置場所を確保することとしています。調布市には、「調布飛行場」が設けられており、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の近接地に「調布市民野球場」をヘリコプター緊急離着陸場として確保していますので、緊急度や搬送人数等に応じ、ヘリコプター等による空路搬送を最大かつ積極的に活用していきます。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

市は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、卸売販売業者、調布市薬剤師会、災害薬事コーディネーターや東京都と連携した供給体制を強化します。

特に医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、卸売販売業者が早期に復旧できるように支援するとともに、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかけていきます。

また、京王多摩川地域の再開発と合わせ、医薬品の備蓄庫の整備を進めていきます。

3 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・災害拠点連携病院等との連携

市は、災害拠点病院・災害拠点連携病院及び災害医療支援病院が、水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保できる体制を整備するため、関係団体と協定を締結するなどして供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築していきます。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における御遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、調布警察署をはじめとする関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保します。

また、震災時における火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他自治体との連携や協力体制を確保します。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

1 初動医療体制等	5 医薬品・医療資器材の確保
2 医療救護活動等	6 医療施設の基盤整備
3 傷病者等の搬送手段の確保	7 御遺体の取扱い
4 防疫体制の整備	

1 初動医療体制等

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が指定する災害医療コーディネーターを中核とし、市内で行われる医療活動、地区医療救護活動等の統括・調整 ○ その他、必要な保健医療に係る総合調整
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市災害医療対策本部体制の整備（または構築） ○ 医療機関や地区医療救護班等との連絡体制確立 ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 ○ 調布市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び市区町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を掌握 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能確立

(2) 詳細な取組内容

福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター

ア 情報連絡体制の確立

(ア) 調布市の情報連絡体制

災害医療コーディネーターが活動する災害医療対策本部では、災害時に市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、「調布市医師会」、「調布市歯科医師会」、「調布市薬剤師会」、「東京都柔道整復師会武蔵野支部」、「東京都助産師会調布地区分会」などの医療関係機関、その他、防災機関がメンバーと連携し、災害復旧活動に伴う医療活動を実施します。

(イ) 東京都の情報連絡体制

東京都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コ

ーディネーター，東京都災害時小児周産期リエゾン，東京都災害薬事コーディネーター[※]，都医師会，都歯科医師会，都薬剤師会及び市区町村などの関係機関と連携し，情報連絡体制を構築します。

※東京都災害薬事コーディネーター

災害時に，東京都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり，東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として，東京都から任命された者。

(ウ) 二次保健医療圏の情報連絡体制

連 絡 体 制	
	○ 東京都は，東京都地域災害医療コーディネーターが，二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるよう情報連絡体制を構築するとともに，情報通信訓練等を実施
	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは，「地域災害医療連携会議」を開催し，東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け，圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など，地域の特性に応じた具体的な方策を検討
	○ 二次保健医療圏ごとに，傷病者の搬送や受入医療機関の調整，関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施

2 医療救護活動等

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	役 割 分 担
事務局保健医療対策班	○ 災害医療対策本部と連携した保健医療活動に係る総合調整 ○ 市の医療機関状況の把握 ○ 災害時看護職ボランティアの受入調整
災害医療対策本部	○ 地区医療救護班の編成，看護要員，事務職の派遣等 ○ 市の医療機関状況の把握
福祉健康部	○ 市災害医療対策本部緊急医療救護所の体制整備（または構築） ○ 市の医療機関状況の把握 ○ 災害医療対策本部の設置・運営 ○ 災害時看護職ボランティアの受入れ
調布市医師会	○ 市からの調布市災害医療コーディネーターの指定要請に対して適任者を推薦 ○ 市災害対策本部から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は，医療救護班を派遣 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく，災害医療対策本部への連絡員の派遣

機 関 名	役 割 分 担
調布市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害対策本部から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を派遣 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害対策本部から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく医薬品等の調達要請があった場合は、医薬品とともに薬剤師を派遣 なお、派遣された薬剤師は、市が設置する災害薬事センターにおける調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣
東京都柔道整復師会武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害対策本部から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、整復師会班を派遣 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣
東京都助産師会調布地区分会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害対策本部から「災害時における妊産婦及び乳児の支援活動への協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、助産師を派遣 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣

(2) 詳細な取組内容

福祉健康部・調布市災害医療コーディネーター・医療機関

ア 医療救護所等の分類

名 称	概 要
緊急医療救護所	発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所保健室（避難所医療救護所）	おおむね急性期以降に、避難所内において、避難者等に対する健康相談や、医師等の対応が可能な場合に巡回診療などを行う場所
医療救護活動拠点	医療救護活動の確認・情報交換等を行う場所として、調布市災害医療コーディネーターが設定する拠点（災害医療対策本部）

イ 医療救護活動拠点の設置等

(ア) 設置場所

調布市災害医療対策本部を医療救護活動拠点として設置します。

(イ) 活動内容

内 容	
1	調布市災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動
2	医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換

ウ 地区医療救護班の任務等

(ア) 任務

内 容	
【全般】 調布市災害医療コーディネーターの指揮を受け、緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等、各種の医療救護活動を実施	
【細部】	
1	傷病者に対する応急処置及び医療提供
2	緊急医療救護所での傷病者のトリアージ
3	トリアージ後の災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定
4	死亡の確認及び御遺体の検案への協力
5	応急処置等の医療救護活動等
6	助産救護
7	その他、東京都との協議の上必要と認められる業務

(イ) 編成要領等

下記の要領により、地区医療救護班を編成する。

編 制 要 領	
【要請】 災害対策本部長から調布市医師会長への要請に基づき編成	
【構成】	
1	医師及び医師の指定する者で構成
2	構成員は、医師、看護要員、事務員等

エ 医療機関の役割

東京都は、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類しています。

各医療機関には、重症度を問わず、様々な傷病者が殺到することも予想されるため、それぞれの役割分担を明確にしておかねばなりません。今後、医師会等と協力し市内の災害医療支援病院の役割分担について検討していきます。

オ 医療救護活動マニュアル等の作成

福祉健康部は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成します。

3 傷病者等の搬送手段の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	説 明
総務部	○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
福祉健康部	○ 傷病者の搬送方法の平常時からの検討 ○ 医療救護所（含む緊急医療救護所）における傷病者の搬送体制の構築 ○ 域外の広域搬送を確保するため、東京都が設置する「航空搬送拠点臨時医療施設（SCU※）」が設置された際の市内医療救護活動体制の確立
調布消防署	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定締結

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいいます。SCUは、Staging Care Unitの略

(2) 詳細な取組内容

ア 大規模救出救助活動拠点の指定

総務部・都総務局

市は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や東京都や関係機関等と協議の上、あらかじめ確保します。

イ ヘリコプター等活動拠点の指定

総務部・都

市は、自衛隊等関係機関と協議の上、大型ヘリコプター等が患者搬送のために離発着できる場所について、あらかじめ候補地を選定します。

ウ 各種車両を保有する機関との協定の締結

総務部・福祉健康部

市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図ります。

4 防疫体制の整備

健康推進課・環境政策課・緑と公園課

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	編 制
福祉健康部	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定
保健医療班	○ 医師 1人，看護要員 1人，事務職 3人（健康推進課）
環境・消毒班	○ 事務職 2人（環境政策課） ○ 現場従事者 2人／班（緑と公園課）[2班体制]

(2) 詳細な取組内容

事務局保健医療対策班・福祉健康部

ア 迅速な防疫体制の確立

市は、保健所などの関係機関と連携して消毒等の防疫を迅速に実施し、感染症や食中毒を防止します。

イ 防疫用資器材の確保

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定します。

5 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	説 明
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター等医薬品拠点の設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法をあらかじめ協議
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 災害薬事センター等医薬品拠点の設置協力 ○ 医薬品拠点や医療救護所等での調剤体制等の整備 ○ 卸売販売業者との連絡調整体制の整備

(2) 詳細な取組内容

ア 薬剤師会等との連携・協力体制

市は、調布市薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化します。

イ 医薬品の備蓄

市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部等と協議の上、緊急医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄します。備蓄量は発災から7日間で必要な量を目安とします。

ウ 災害薬事センターについての事前協議

市は、調布市薬剤師会と連携して、災害薬事コーディネーターの任務、活動内容、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置）、運営方法、納入先や納入先への搬送方法等具体的な活動内容について、あらかじめ協議し決定します。（卸売販売業者は、原則として、避難所で使用する医薬品は、災害薬事センターへ納品します。）

エ 医薬品等の調達方法の検討

市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議し定めます。

【医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- 1 個人からの支援物資は基本的に受け入れないこと。
- 2 必要に応じて東京都や国、メーカーへ支援を要請すること。
- 3 市が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、市が必要と判断したものを受け入れること（市に事前連絡が必要）。
- 4 市は提供された医薬品を仕分けした上で災害薬事センターに保管し、避難所等の市内被災地区へ搬送すること。

6 医療施設の基盤整備

医療施設の基盤整備については、東京都が実施することとなっているため、市はこれに協力していきます。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	役 割 分 担
総務部 福祉健康部 調布市医師会等	○ 市内の保健医療関係団体と連携し、効率的、効果的な災害時保健医療活動の体制づくり
都総務局	○ 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築 ○ 近江市等との広域後方医療に関する応援体制の確立
都保健医療局	○ 災害拠点病院を指定し、重症者等を中心とした受入態勢を確保 ○ 救急告示を受けた病院等から、災害拠点連携病院を指定し、中等症者等を中心とした受入態勢を確保 ○ 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保 ○ 医療機関の耐震化の促進とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能の確保や業務継続計画の策定を支援 ○ 衛星携帯電話やE M I Sなど通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立 ○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施
東京都立病院機構	○ 平時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害時後方医療体制の充実強化を図ります。

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	役 割 分 担
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において72時間の稼働を可能とするため、国など関係者との連携体制を構築し、必要となる非常用発電燃料の確保を推進 ○ ヘリコプターの臨時離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保 (調布市では、東京慈恵会医科大学附属第三病院の近傍地として、調布市民野球場が指定されています。)
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次保健医療圏ごとの医療資源や病院の収容能力、地域の実情等を踏まえ、次の基準から災害拠点病院を指定 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として200床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関 ・建物が耐震・耐火構造 ・多数の患者を受け入れるスペースや備蓄スペースを保有 ・通常時の6割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3日程度の燃料を確保 ・災害時に少なくとも3日分の病院機能を維持するための水を確保 ・3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄 ・ヘリコプター臨時離着陸場を確保 ○ 主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び東京都が認める病院を災害拠点連携病院として指定 ○ 専門医療や慢性疾患への対応等、市区町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付 ○ 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物等を有する都内の医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進 ○ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局における発災時の対応能力向上に向けた取組として、業務継続計画及び災害対応マニュアル等の策定を支援 ○ 平常時から、災害拠点病院の通信訓練や、東京都災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施

7 御遺体の取扱い

(1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
福祉健康部	<p>○遺体安置所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所の管理者の指定等，管理全般に関する事項 ・行方不明者の搜索，御遺体搬送に関する事項 ・検視・検案※未実施の御遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・遺体安置所設置等に供する資器材の確保，調達，保管及び整備に関する事項 <p>○遺体安置所は，死者への尊厳や御遺族感情，効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう，下記の条件を満たす施設を指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設 ・避難所など他の用途と競合しない施設 ・検視・検案スペースも確保可能な一定の広さを有する施設 ・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 <p>なお，指定に当たっては，水，通信等のライフライン及び交通手段の確保についても，可能な限り考慮します。</p>

※1 検視：検視とは，検察官又は警察官等が犯罪性の有無を明らかにするため御遺体等を調査することをいうが，本計画においては「警察官が，死因及び身元を明らかにするため，御遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとしします。

※2 検案：検案とは，監察医等（医師）が死亡原因を調べることをいいます。

【応急対策】（地震直後の行動）

1 初動医療体制等	5 医薬品・医療資器材の供給
2 初動期の医療救護活動	6 医療施設の確保
3 傷病者の搬送体制	7 行方不明者の捜索，御遺体の検視・検案，身元確認等
4 保健衛生体制	

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

	フェーズ区分	想定される状況
0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により，傷病者が多数発生し，救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が設置された緊急医療救護所に集まるが，ライフラインや交通機関が途絶し，被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 （72時間～1週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき，ライフライン等が復旧しはじめて，人的・物的支援の受入態勢が確立されている状況
3	亜急性期 （1週間～1ヶ月程度）	地域医療やライフライン機能，交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 （1～3ヶ月程度）	避難生活が長期化しているが，ライフラインがほぼ復旧して，地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 （3ヶ月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて，通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】
 災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ		慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ			
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動		市区町村の救護活動			
①市区町村		緊急医療救護所の設置・運営				
市区町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
		医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置				
②都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京 DMAT の活動					
地域災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
		主に日本 DMAT による支援活動				
				主に他道府県の医療救護班による支援活動		
③災害拠点病院		東京 DPAT（他県 DPAT）の派遣				
		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④災害拠点連携病院		主に中等症者または容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤災害医療支援病院 ⑥診療所等			診療継続または市区町村の定める医療救護		平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します。

【御遺体の取扱いに関する主な機関の役割分担】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市		<ul style="list-style-type: none"> ○御遺体の捜索・収容活動の実施 ○遺体安置所の設置 ○御遺体の搬送 ○住民広報の実施 ○御遺体の引渡し業務の実施 ○死亡届の受理，火葬許可証又は特例許可証の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬体制の確立 	
都保健医療局		<ul style="list-style-type: none"> ○検案医の派遣要請 		<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の調整
監察医務院		<ul style="list-style-type: none"> ○検視・検案活動の発令 ○検案班の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○検案の実施 	
警視庁			<ul style="list-style-type: none"> ○検視の実施 ○検案要請 	
医師会 調布市		<ul style="list-style-type: none"> ○応援検案の実施 		
医師会 調布市 歯科			<ul style="list-style-type: none"> ○応援検死の実施 	
支部 日赤 東京都			<ul style="list-style-type: none"> ○応援検案の実施 	

Ⅰ 初動医療体制等

福祉健康部は、災害対策福祉健康部として編成され、関係各機関と協力し保健医療福祉活動の総合調整を図ります。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
事務局保健医療対策班	○ 災害対策本部事務局に設置され、災害医療コーディネーター、災害対策福祉健康部と連携し災害時の保健・医療活動に係る本部長の意思決定を補佐
災害対策福祉健康部	○ 調布市災害医療対策本部の設置 ○ 調布市医師会及び調布市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置 ○ 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 ○ 要配慮者対策に係る措置の総合調整
調布市医師会 調布市歯科医師会 調布市薬剤師会 東京都柔道整復師会武蔵野支部 東京都助産師会調布分会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告

(2) 詳細な取組内容

災害対策福祉健康部

ア 東京都地域災害医療コーディネーターとの連携

調布市災害医療対策本部では、市災害医療コーディネーターを中心に医師会等の関係機関と連携して、市内の人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び薬局等）の被災状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーターが北多摩南部二次保健医療圏の医療対策拠点（都立多摩・小児総合医療センター）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告します。

イ 住民への情報提供

市は、緊急医療救護所等の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知します。

2 初動期の医療救護活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名	説明
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市災害医療コーディネーターと連携し、市内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療対策に関する実施構想の策定 ○ 医療対策に係る市内病院，医師会，歯科医師会など医療機関，東京都，日本赤十字社など関係機関との調整 ○ 広域医療搬送に係る東京都又は災害拠点病院，市内病院との調整
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 調布市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 ○ 在宅療養者への医療支援調整 ○ 避難所等における定点・巡回保健相談 ○ 調布市医師会，調布市歯科医師会，調布市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部との協定に基づく医療救護活動 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターが開催する地域災害医療連携会議に調布市災害医療コーディネーターと参加し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 災害薬事センターの設置調整
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長の要請を受け、調布市災害医療対策本部に参加 ○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、市医療救護班を編成・派遣 ○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告
調布市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加 ○ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、調布市歯科医療救護班を編成・派遣 ○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告
調布市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加 ○ 医療救護所等における調剤，服薬指導及び医薬品管理等 ○ 市からの要請に基づき、災害薬事センターでの薬品管理や調剤活動等 ○ 卸売販売業者との連絡調整 ○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告
東京都柔道整復師会武蔵野支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長の要請により、調布市災害医療対策本部に参加 ○ 市から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、柔道整復師会班を派遣 ○ 市に対し医療機関の被災状況を適宜報告

機関名	説明
東京都助産師会調布地区分会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害対策本部から「災害時における妊産婦及び乳児の支援活動への協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、助産師を派遣 ○ 本部長または調布市災害医療コーディネーターからの依頼に基づく、災害医療対策本部への連絡員の派遣
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可能な範囲内で救急隊を派遣 ○ 東京DMATと連携して、救命処置等を実施

(2) 詳細な取組内容

事務局保健医療対策班・災害対策福祉健康部・市災害医療コーディネーター

ア 傷病者受入れ拡大の要請

市本部、災害医療対策本部、災害福祉健康部は、医療機関に対し空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請します。

イ 調布市医療救護班等の編成要請

(ア) 市は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部及び関係機関に対して、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び整復師会班（以下「市医療救護班等」という。）の編成を要請します。

(イ) 各機関は、市からの要請を受けて人員を派遣します。

(ウ) 地区医療救護班等は、緊急医療救護所の設置運営や避難所等における定点及び巡回診療等を実施します。

ウ 東京都医療救護班等の活動要請

医療救護所等における医療救護活動のため、東京都が編組する都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（「東京都医療救護班等」という。）の派遣を要請します。

エ 緊急医療救護所の設置

市は、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院に緊急医療救護所を設置します。また、状況により災害拠点連携病院、その他の災害医療支援病院等にも緊急医療救護所を設置します。

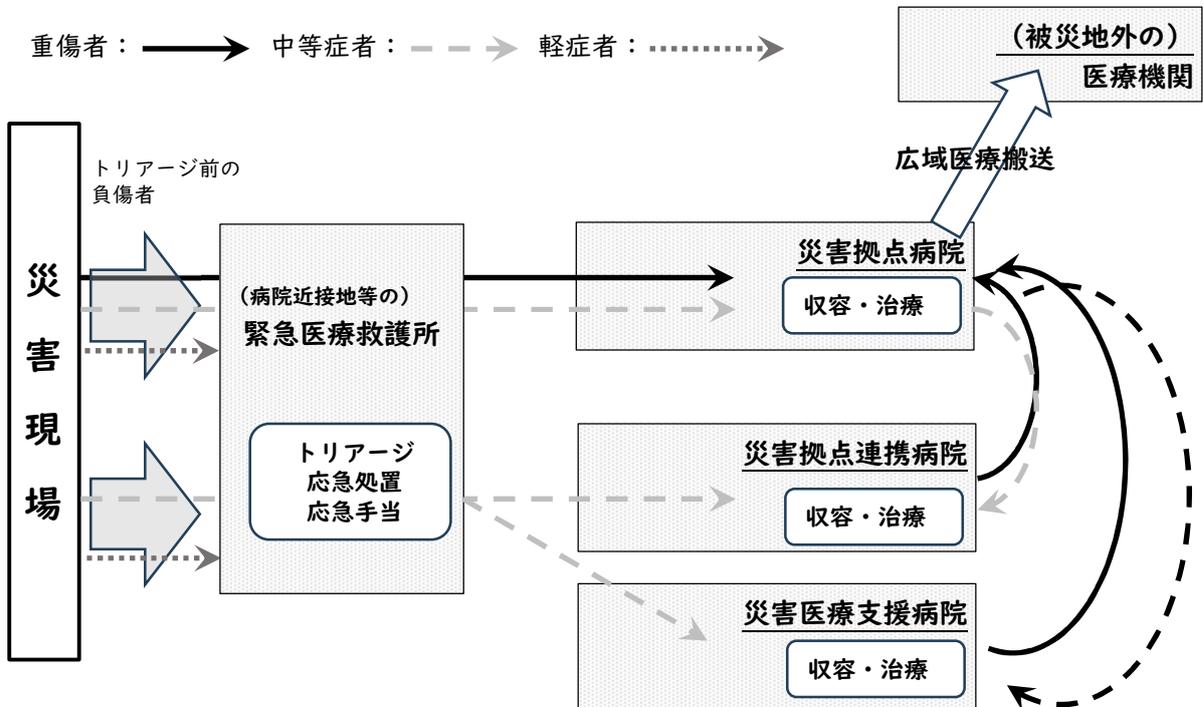
資料編 42：緊急医療救護所設置場所

オ 市医療救護班等の活動内容

区分	業務内容
市医療救護班	<p>超急性期では、市医療救護班は緊急医療救護所において以下の活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療

区 分	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び御遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、東京都と協議の上、必要な業務
市歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージの実施） ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
市薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害薬事センター等医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
市整備師会班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の指示に基づく傷病者に対する応急救護

【超急性期に想定される傷病者の流れ】



3 傷病者の搬送体制

災害対策福祉健康部

調布市災害医療コーディネーターの指示に基づき、災害現場や医療機関等からの傷病者搬送を行います。

傷病者搬送は、「重症患者を災害拠点病院、中等症患者を災害拠点連携病院へ搬送する」こと、「人命危険と生存可能性の高いものから判断し、優先順位を踏まえ搬送する」ことを原則として実施します。搬送手段としては、市保有車両、自衛隊、警察、消防や市民の協力を得て、状況に応じ速やかに搬送できる方策（車両、ヘリコプター等）を選択します。

(1) 対応内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
事務局保健医療対策班 災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に対応した市内搬送態勢の確立 ○ 市本部に集まる道路機能確保情報並びに東京都の有する警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を取得し、搬送路を決定 ○ 市の有する搬送機能（保有車両）の使用調整し、必要な際は、東京都と連携して緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保 ○ 協定締事業者、自衛隊、消防、警察等との間で調整し、適切な搬送手段を案出 ○ 傷病者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局と連携し、東京消防庁等の関係機関が保有する車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行います。
災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の保健医療リソースを管理し、傷病者等に適切な医療を提供、要領の案出 ○ 多摩医療圏の医療リソースを管理する東京都地域医療コーディネーターと連携し、市内の要搬送者の広域搬送要領を案出
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の搬送状況を共有し、本庁と連携した適切な搬送手段を確保 ○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送施設等の受入態勢を確認し、行います。 ○ 傷病者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、災害対策福祉健康部と連携して行います。
警視庁、自衛隊、海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプター等を活用した、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等への搬送

機 関 名	対 策 内 容
協力機関 合同会社太陽サービス シマノ・タクシー シティ・リファイン 日本交通 山田福祉タクシー 武蔵野コアラ 全国介護タクシー協会 (株)双葉資材 介護タクシーしらゆり エクセルシア	○ 災害時連携協定に基づく搬送協力

(2) 詳細な取組内容

災害対策福祉健康部

ア 負傷者の搬送

避難所等の責任者は、傷病者等のうち避難所での応急手当等では回復が見込めないと判断した場合は、災害対策福祉健康部に搬送を要請します。

イ 大規模災害時の傷病者搬送の原則

大規模な災害が発生した場合は、多数の負傷者が同時に発生することが想定される一方で、医療機関や搬送手段、医療資源も被害を受け、医療に関する需要と供給の大幅なギャップが発生します。このような状況で、救命効果を最大化できるように以下の原則を適用します。

- 重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院へ搬送
- 軽症者へは応急手当を実施することとし、搬送の対象外

ウ 医療スタッフの搬送

地域医療救護班等の医療スタッフの搬送は、市災害対策本部保健医療対策班、災害医療対策本部、災害対策福祉健康部が連携し対応します。搬送手段としては、市保有車両、自衛隊、警察、消防の協力を得て、状況に応じ速やかに搬送できる方策（車両、ヘリコプター等）を選択します。しかし、それらでは対応できない場合は、医療スタッフ自らが赴く（自力移動）こととします。

エ 医薬品等の搬送

(ア) 医薬品の供給要領

各医療機関は、災害時も平時と同様、卸売販売業者から医薬品等を調達します。なお、卸売販売業者への発注量が供給可能量を超えた場合には、卸売販売業者は市災害医療コーディネーター等の助言を基に優先順位を決定し供給します。

(1) 医薬品の使用要領

医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材は、第1次的に市保有の医療セットを使用します。この際、医療機関がこれらの供出を要請する場合は、調布市災害医療対策本部宛に行い、搬送が必要となった場合は、市災害対策本部において、その実施を検討します。

4 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

災害対策福祉健康部は、保健師・栄養士、その他の職種から構成される「保健医療班」を編成し、市民の健康管理に係る活動を行います。健康相談に際しては、女性の相談員を配置し、女性特有の悩みやジェンダーに配慮し、市民の悩みや健康相談に取り組みます。

機 関 名	役 割 分 担
事務局保健医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定 ○ 感染症対策に関する実施構想の策定 ○ 災害医療対策本部と連携した、保健衛生対策の検討、実施構想の策定
事務局要配慮者対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害医療対策本部と連携した適切な医療的ケア実施構想の策定
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保健医療班」を編成 ○ 都保健医療局と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健医療班の派遣を要請 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保
市保健医療班	<p>【緊急医療救護所開設時】 急性期に災害拠点病院等に開設する緊急医療救護所において、医師会等で編成する医療救護班と連携した医療救護活動</p> <p>【おおむね緊急医療救護所閉鎖後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理活動 東京都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班の支援を得つつ、防疫を担当する環境・消毒班と連携した避難住民等の健康管理 ○ 巡回健康相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における健康相談 ・地域における巡回健康相談 ・その他必要な保健活動
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

(2) 詳細な取組内容

事務局・災害対策福祉健康部・多摩府中保健所

ア 健康管理等活動の実施

保健医療班

保健医療班は、環境・消毒班と連携し、また東京都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班の支援を得て、避難住民等の健康管理に関する活動を行います。

イ 巡回健康相談の実施

保健医療班

避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行います。相談に際しては、女性特有の悩みや健康相談に配慮するため、女性の相談員を配置します。

ウ 精神医療体制の確保

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせます。被災住民に対するメンタルヘルスケアとして巡回相談を実施します。

また、精神疾患患者に対して、市内精神科医療機関及び東京DPATと連携して専門医療を確保します。

エ 女性専門相談の実施

生活環境の変化により生じる心や性、からだなど女性特有の悩みなどについて女性保健師・看護師等専門相談員が巡回相談を実施します。その際、ジェンダーにも配慮した健康相談に取り組みます。

オ 医療的ケアが必要な在宅患者への対応

(ア) 情報収集

市災害対策本部では、医療的ケアが必要な在宅療養患者について、事務局保健医療対策班、災害医療対策本部、地域医療救護班等と連携し、また、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者等に対しては保健所と連携し、その状況を把握します。電気機器用バッテリーや介護支援者の応援など多様なニーズに対し、可能な限りの支援を行います。

情報収集の結果、市の保健医療リソースで対応することが困難であると判断された場合は、東京都災害対策本部に支援を要請することとなります。

(イ) 速やかな対応

在宅療養患者への対応は、個別避難計画に則り進めていきます。これによりがたい場合は、近隣の避難所、福祉避難所において当該情報を集約し、医療対応が必要な場合には災害医療対策本部にて適切な対応を検討します。事務局保健医療対策班と災害医療対策本部は、当該患者に対応できる保健医療活動を案出し速やかな対応を実施します。

(ウ) 在宅人工呼吸器使用者への対応

在宅人工呼吸器使用者の安否確認として、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により行います。

この際、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、在宅療養が継続できるように検討し、その旨支援します。

市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による市単独での支援が困難な場合は、速やかに東京都へ支援を要請します。

カ 透析患者等への対応

市は、東京都や東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供します。

調布市近傍に位置する透析対応病院（令和6年4月現在）	
【調布市内】	
○	調布東山病院
○	調布病院
○	北多摩病院
○	国領石川クリニック
○	調布つつじヶ丘じんクリニック
【狛江市】	
○	東京慈恵会医科大学附属第三病院等
【世田谷区】	
○	ひらくクリニック

キ 被災状況に応じた医薬品等の供給

市は、被災状況に応じ、医薬品・水の供給、患者搬送について、東京都、自衛隊、消防、警察等の関係機関と調整します。

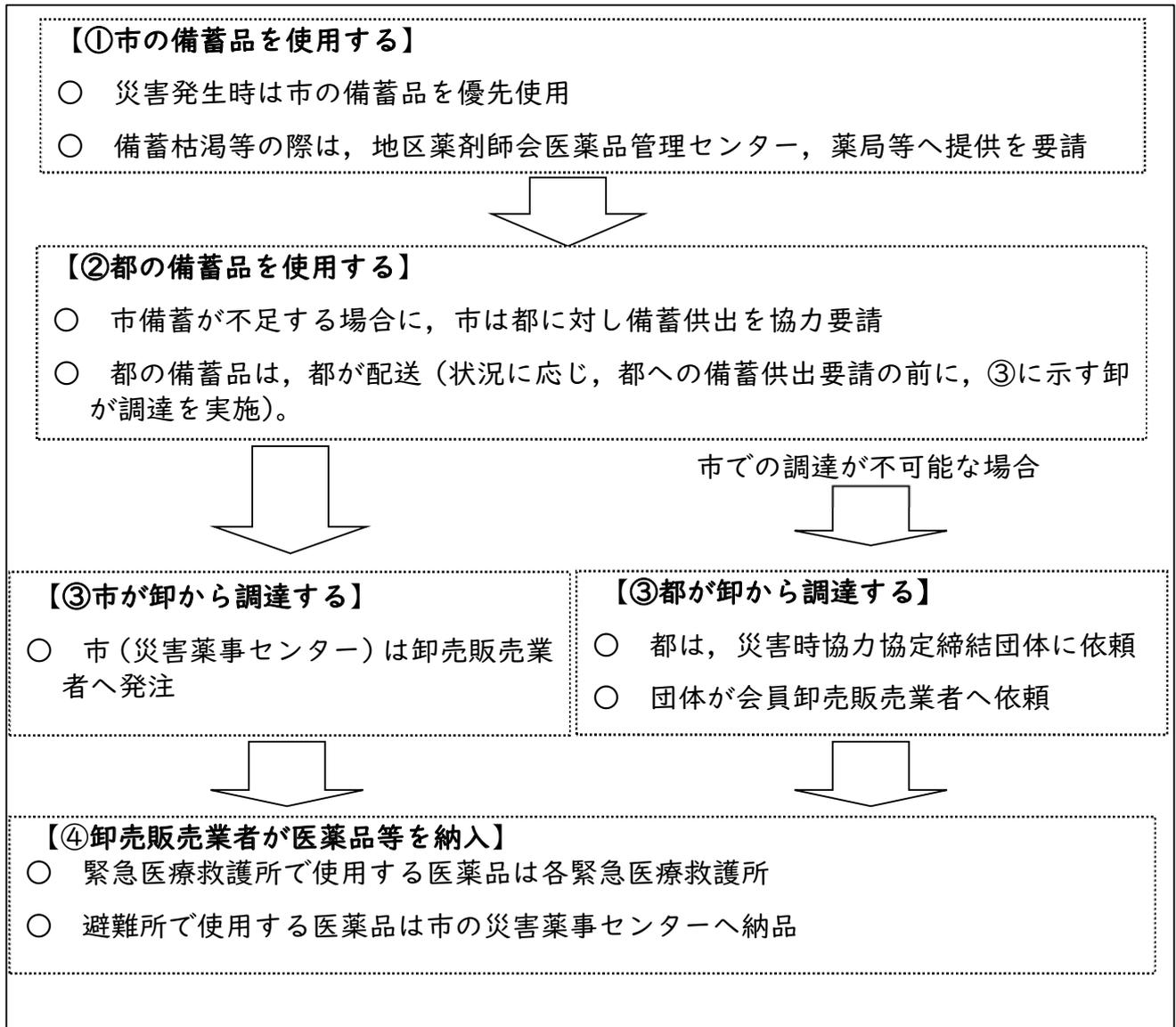
5 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

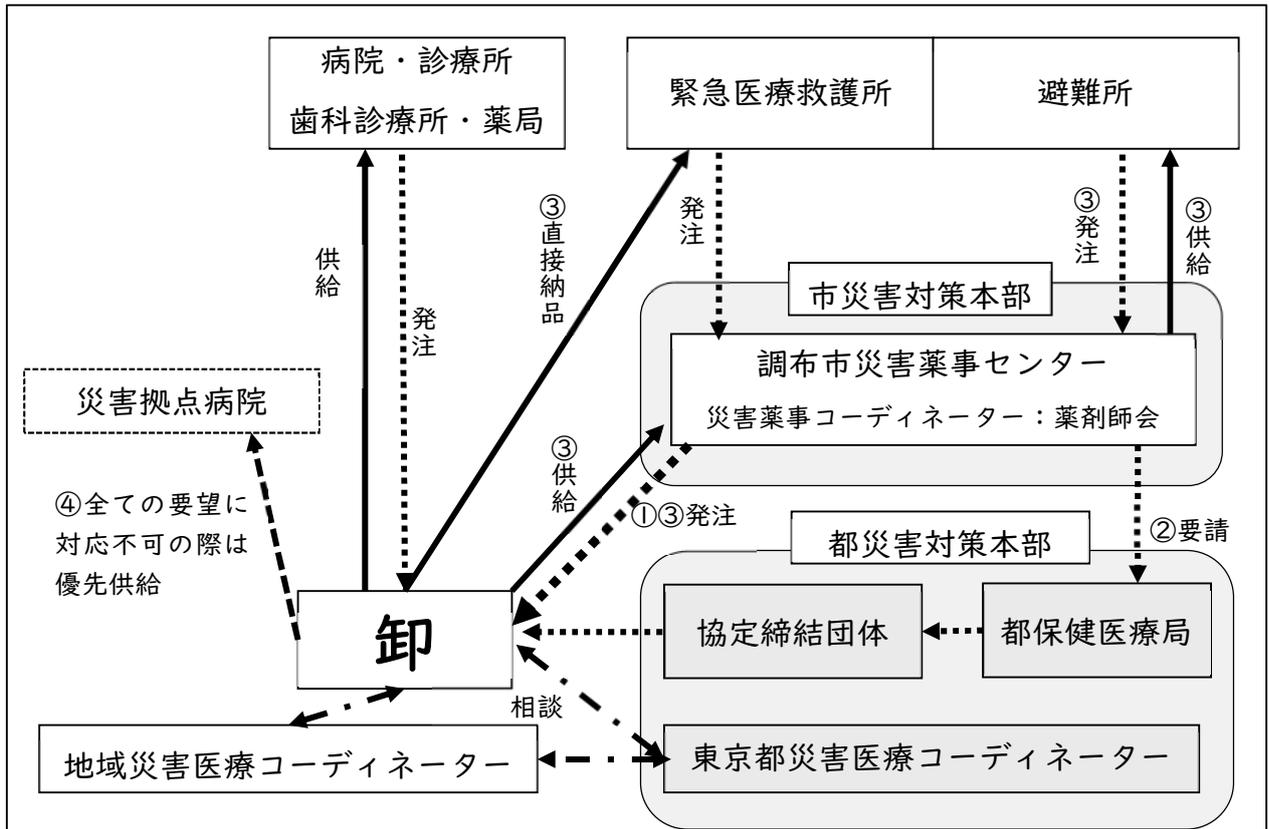
機 関 名	説 明
災害対策医療本部	○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には各医療機関や市が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には東京都に要請
調布市薬剤師会	○ 対策本部に参加し、調布市災害医療コーディネーターに協力する。 ○ 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等
日本赤十字社東京支部	○ 血液センターからの血液供給

(2) 業務手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者から医薬品等調達の流れ】



- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品
- ② 市での調達が不可能な場合は、都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体（※）へ依頼。団体の会員である卸売販売業者が納品
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおり

【医療救護所】

発注：市災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）
 納品：卸が各医療救護所へ直接納品

【避難所】

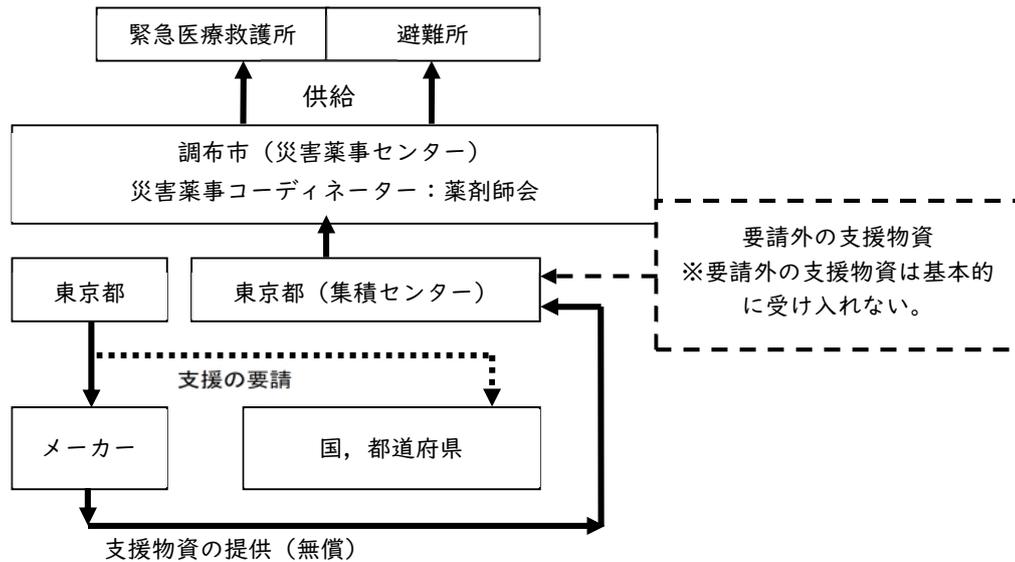
発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）
 納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ供給

※協定締結団体

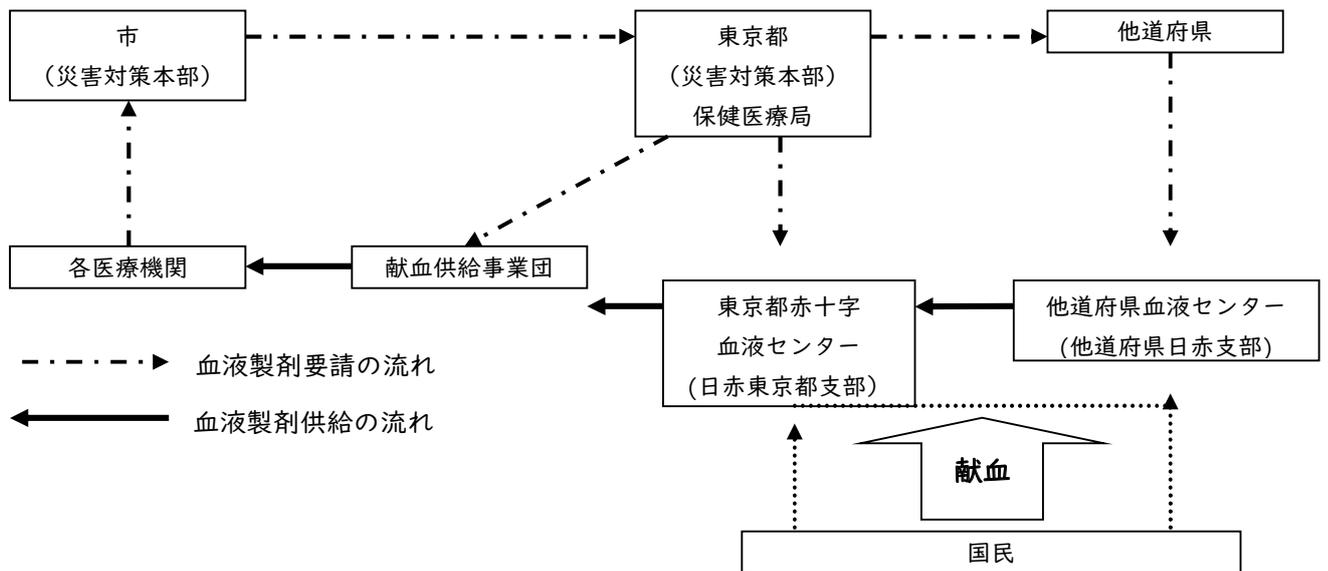
都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



ア 医薬品の供給要請

事務局保健医療対策班・災害医療対策本部・災害対策福祉健康部

市は、医療救護班等から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、東京都に依頼します。東京都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請します。

(3) 詳細な取組内容

ア 災害薬事センターの設置

(ア) 設置要領

市は、調布市薬剤師会と連携して、避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置します。

また、災害薬事コーディネーターは、調布市災害医療コーディネーターの業務に協力します。

(イ) 災害薬事コーディネーターの業務

災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行います。

調整業務内容
<p>【医薬品等の管理に関する調整業務】 救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者へ発注、在庫管理等</p> <p>【薬剤師班に関する調整業務】 薬剤師班の差配、支援要請等</p> <p>【薬事関係者の調整業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握 ○ 薬事関係者の調整等

イ 備蓄医薬品等の使用

発災直後の医薬品使用は、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会と協議の上、避難所等において市の備蓄を優先的に使用します。不足する場合は、調布市薬剤師会と協議の上、調布市薬剤師会や薬局等へ提供を要請することとし、それでもなお不足する場合は、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請します。

東京都の備蓄は、東京都が市へ配送することとなります(状況に応じて東京都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行います)。

ウ 備蓄で不足する際の医薬品の調達

市は、備蓄及び調布市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、調布市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達します。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請します。

エ 要請に基づく医薬品の供給

調布市薬剤師会、医薬品等の卸売販売業者

調布市薬剤師会及び医薬品等の卸売販売業者は、市と協働し早期に機能を復

旧させ、市からの要請に基づき、医薬品等を供給します。

また、調布市災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力します。

オ 卸売販売業者からの購入

災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入します。

6 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	説 明
災害対策福祉健康部	○ 市内医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都保健医療局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都立病院機構	○ 東京都の方針を踏まえ、基幹災害拠点病院や地域災害拠点中核病院など各病院の役割に応じて災害時に求められる医療を適切に提供
自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ○ 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

(2) 業務手順

ア 医療機関の空床利用・収容能力の拡大

市は、災害時には、多くの負傷者等に対応するため、救急告示病院に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を依頼します。

イ 救急告示病院等の医療機能の確保

救急告示病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保します。

(3) 詳細な取組内容

ア 災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行います。

イ 災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行います。

ウ 災害医療支援病院（周産期医療、小児救急医療、精神医療、透析医療その他専門医療への対応を行う病院）

原則として診療機能を継続します。

エ 透析や産科の専門的医療を行う診療所
 原則として診療機能を継続します。

オ それ以外の診療所，歯科診療所及び薬局
 原則として地域防災計画に定める医療救護活動を行います。

カ 重症者の搬送

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は，災害拠点病院等に搬送して治療します。若しくは，災害拠点病院へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は，調布市災害医療対策本部（調布市災害医療コーディネーター）を通じて受入れを要請します。

他区市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は，災害対策本部を通じ，東京都に要請し，応援区市に受入れを要請します。

キ 上記以外の搬送要領

市は，緊急医療救護所から搬送要請を受けた際には，搬送する医療機関を選定するとともに，搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行います。

被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については，災害拠点精神科病院へ，医療保護入院患者については，災害拠点精神科連携病院へ，それぞれ搬送して治療を行います。

7 行方不明者の捜索，御遺体の検視・検案，身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索，御遺体の検視・検案には，多くの御遺体を一時的に安置する場所が必要となるため，東京都と市は連携して遺体収容所を開設し，火葬手続を迅速に実施します。

ア 御遺体の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部	○ 御遺体の収容等
調布警察署	○ 救出救助活動に伴い発見・収容した御遺体の取扱い ○ 市が実施する御遺体の捜索・収容への協力 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに，情報の入手に努め，調査の実施 ○ 身元不明者については，人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに，遺品を保存した身元確認
自衛隊	○ 市の要請に基づき，行方不明者等の救助・救出を実施，救助・救出活動に伴い発見した御遺体の関係機関への引継ぎ
※ 行方不明者には，周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む	
※ 上記以外の機関が，他の業務を遂行中に御遺体を発見した場合は，市に連絡 なお，上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報	

イ 御遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部 災害対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御遺族等による搬送が困難な御遺体を遺体収容所に搬送 ○ 状況に応じて、東京都及び関係機関への協力依頼等の実施

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
災害対策生活文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施，順次開設 ○ 災害対策本部に報告するとともに，利用者等へ周知

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所において，御遺体の受付，検視，所持品等からの身元確認等を実施 ○ 検視班は，法令及び警視庁の内規に基づき，御遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を実施 ○ 各遺体収容所等における御遺体の収容状況を集約・調整の上，遺体取扱対策本部を通して監察医務院長に検案を要請
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所に管理責任者を配置し，災害対策本部との連絡調整を実施 ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は，同一場所で集中的に実施できるよう，遺体収容所の配置区分，業務の体制整備等を決定

オ 協力機関が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
調布市医師会	○ 調布市の要請に応じて，御遺体の検案に協力
調布市歯科医師会	○ 調布市及び警視庁の要請に応じて，御遺体の身元確認に協力

カ 市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部 災害対策総務部 災害対策行政経営部	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して，東京都及び調布警察署と連携を保ち，市庁舎・遺体収容所等への掲示，報道機関への情報提供，問合せ窓口の開設等，地域住民等への情報提供

キ 御遺体の御遺族への引き渡しについての取組内容

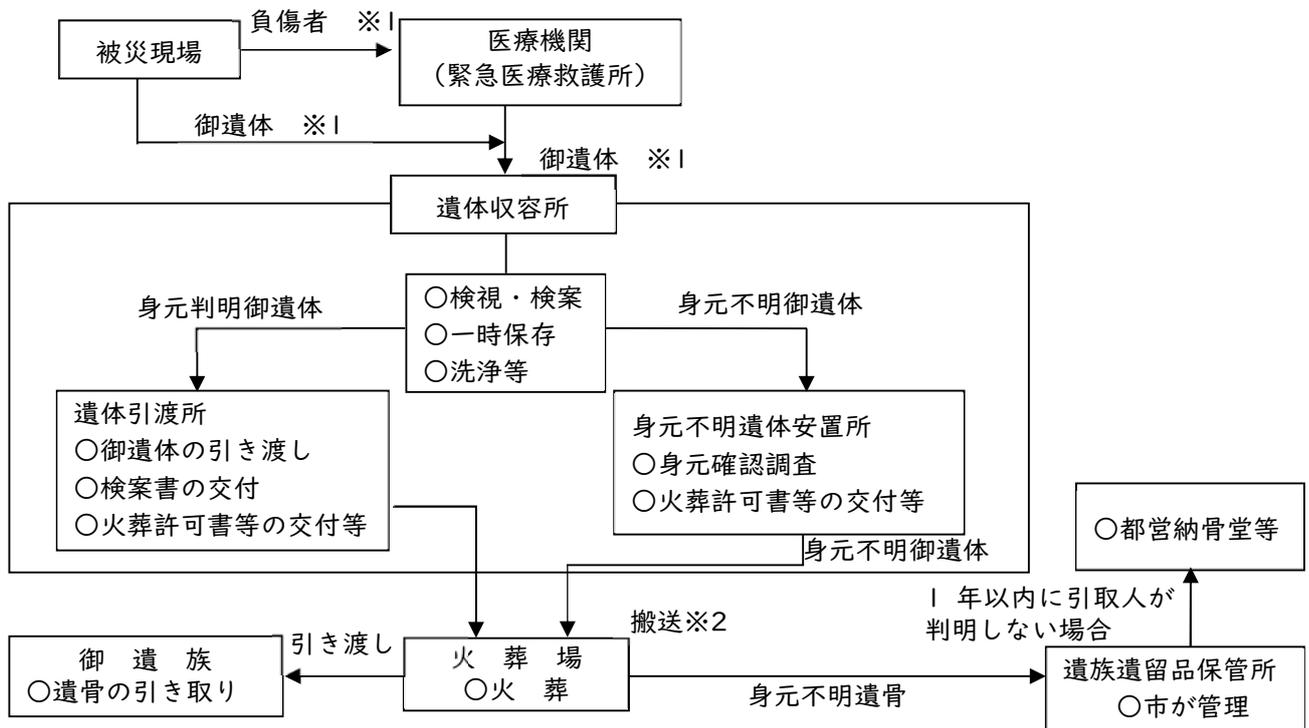
機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部	○ 調布警察署や関係機関と連携し、調布警察署「遺体引渡班」の指示に従い、御遺体の御遺族への引渡しを実施

ク 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
災害対策市民部	○ 御遺族等に引き渡された検視・検案を終えた御遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行

(2) 業務手順

ア 御遺体取扱いの流れ



※1 警視庁は、市が実施する御遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、市の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、御遺体を関係機関へ引き継ぎ

※2 市の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

イ 御遺体の搜索期間と国庫負担

御遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき，下表のとおり定められています。

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお御遺体を搜索する必要がある場合は，搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして，厚生労働大臣（市区町村長の場合は知事）に申請 <input type="checkbox"/> 延長の期間 <input type="checkbox"/> 期間の延長を要する地域 <input type="checkbox"/> 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） <input type="checkbox"/> その他（期間延長によって搜索されるべき御遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる 経費	<input type="checkbox"/> 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で，直接搜索の作業に使用したものに限り，その使用期間における借上費又は購入費 <input type="checkbox"/> 搜索のために使用した機械器具の修繕費 <input type="checkbox"/> 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代，石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<input type="checkbox"/> 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 <input type="checkbox"/> いずれも経理上，搜索費と分け，人件費及び輸送費として，それぞれに一括計上

ウ 御遺体処理の期間等と国庫負担

区 分		内 容
御遺体処理の期間		<input type="checkbox"/> 災害発生の日から10日以内
期間の延長 (特別基準)		<input type="checkbox"/> 災害発生の日から11日以上経過してもなお御遺体を処理する必要がある場合は，期間内（10日以内）に厚生労働大臣（市区町村長の場合は知事）に申請
国庫負担の 対象となる経費		<input type="checkbox"/> 御遺体の一時保存のための経費 <input type="checkbox"/> 御遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

【復旧対策】(地震後の行動)

1 防疫体制の確立

2 火葬

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止します。

機 関 名	活 動 内 容
災害対策福祉健康部 災害対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、「保健・防疫班」を編成し、防疫活動を実施 ○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は医師会に協力を要請 ○ 東京都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合の協力 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 保健医療班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談の実施 ○ 被災動物の保護に関する東京都、関係団体等への協力
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の防疫活動を支援・指導 ○ 東京都医師会、東京都薬剤師会等に市区町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災ペットの保護

機 関 名	活 動 内 容
都保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保
調布市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請に応ずる防疫活動への協力 ○ 市と協議の上での、防疫活動を実施

※ ねずみ族，昆虫等：感染症を媒介する，ねずみ，蚊，ハエ，ゴキブリ等のこと

(2) 業務手順

ア 調布市の取組

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「保健・防疫班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施します。

保健・防疫班の役割	
防疫	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康調査及び健康相談 ○ 避難所等の防疫指導，感染症発生状況の把握 ○ 感染症予防のため広報及び健康指導 ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者発生時の消毒(指導) ○ 避難所等の消毒の実施及び指導
保健	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康調査及び健康相談 ○ 広報及び健康指導

イ 東京都の取組

(ア) 市区町村等から情報を収集し，感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは，消毒やねずみ族，昆虫等の駆除について指示を行うとともに，防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行います。

(イ) 「食品衛生指導班」を編成し，市区町村と連携して食品の安全を確保します。

(ウ) 必要に応じて，東京都医師会，東京都薬剤師会等に対して，市区町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに，連絡調整を行います。

(エ) 必要に応じて，他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに，連絡調整を行います。

(3) 詳細な取組内容

ア 防疫対策

市は、保健所や医療関係機関等と連携し、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行います。

また、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行います。

イ 消毒対策

市は、避難所の消毒の実施を行い保健所と連携し、患者発生時の消毒（指導）を行います。

ウ 感染症対策

(ア) 調布市の取組

取 組 内 容
○ 市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施するなど、保健所と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を実施します。

(イ) 東京都の取組

取 組 内 容
○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行います。
○ 都保健医療局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施します。
○ 都保健医療局はインフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市区町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）、予防接種の実施に関する指導・調整を行います。
○ 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施します。

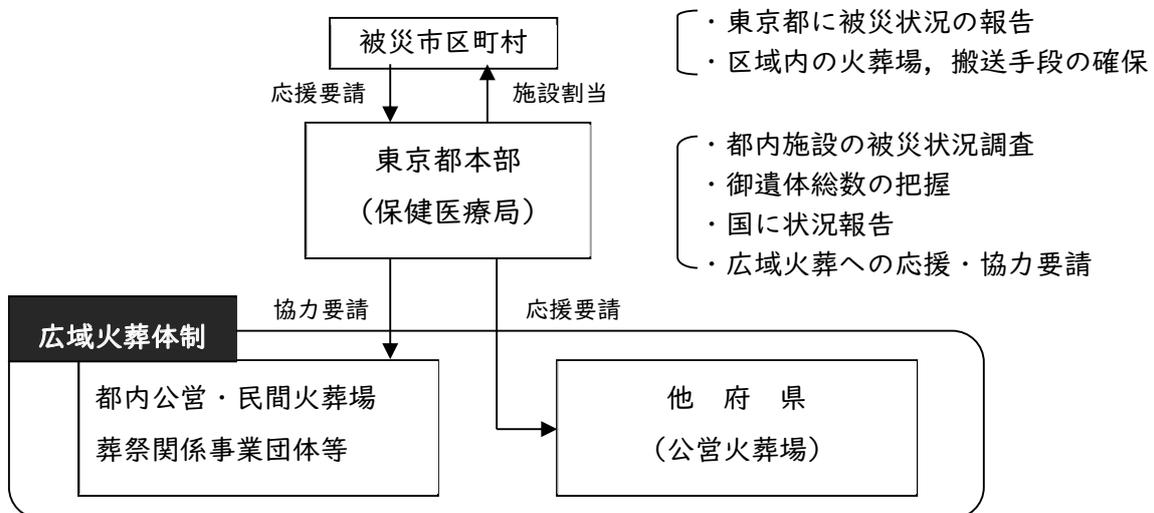
2 火葬

(1) 対策内容と役割分担

御遺体の火葬は、必要に応じて、市において火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、東京都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備します。

機 関 名	取 組 内 容
災害対策市民部	火葬許可証等の発行（特例許可証を含む）
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○ 状況に応じて、東京都に広域火葬の応援・協力を要請 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、東京都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制に係る広報 ○ 東京都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○ 御遺体の搬送に必要な車両を確保 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで御遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、東京都に対して、御遺体搬送手段の確保を要請
都保健医療局	東京都広域火葬実施計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備
<p>火葬は、災害の際死亡した者に対して、その御遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の御遺族がない場合に、応急的に実施します。</p>	

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

市は、御遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送します。

取 組 内 容
<p>【体制確立】 市は、遺体収容所等において火葬許可証又は特例許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、御遺体の安置、保存及び搬送体制など御遺体を速やかに火葬に付す体制を確立します。</p>
<p>【火葬要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に死亡したものであること。 ○ 災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。 ○ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。
<p>【火葬方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、受入れ火葬場に搬送 ○ 火葬後の遺骨等の御遺族への引き渡し ○ 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管 ○ 家族、その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があった際は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡し
<p>【火葬の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 棺（付属品を含む。） ○ 火葬（人件費を含む。） ○ 骨壺及び骨箱
<p>【火葬の期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内に完了
<p>【期間の延長】（特別基準） 災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして都知事に申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延長の期間 ○ 期間の延長を要する地域 ○ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ○ その他（延長することによって取扱いを要する御遺体数等）
<p>【身元不明御遺体の遺骨の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、身元不明御遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他定める場所に移管

取 組 内 容

- 調布警察署は、市と協力して身元不明御遺体の遺骨の引取人を調査

【必要帳票等の整備】

市は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した場合、次の書類・帳簿等を整備し、保存

- 救助実施記録日計票
- 埋葬台帳（資料編43参照）
- 埋葬費支出関係証拠書類

資料編 43：1 死体搜索状況記録簿
2 死体処理台帳
3 埋葬台帳

第8章 帰宅困難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 帰宅困難者対策の基本的考え方

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、混乱が想定されます。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度の行政や救出救助機関等の「公助」の機能としては、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があります。加えて膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界があります。

また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれがあります。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要とされています。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要があります。

そうしたことを踏まえて、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標に掲げます。

○ 現在の対策の状況

東日本大震災の際、調布市では、3施設において1,134人の帰宅困難者を受け入れるとともに、日赤奉仕団によるエイドステーションが1箇所開設されました。

なお、東京都では、平成24年3月に都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を制定しました。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

東京都防災会議が令和4年5月に見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」で示された新たな被害想定では、市内において最大194,659人の滞留者の発生が想定されています。徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報提供のための通信基盤の強化や「おやみに移動を開始しない」ことが原則ですが、やむを得ず帰宅を急ぐ人々を支援する体制の強化など、帰宅困難者対策の再構築が必要です。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 帰宅困難者対策条例の周知徹底
 - <到達目標> 東京都帰宅困難者対策条例の内容を市民及び事業者に周知
- ・ 一時滞在施設の確保と質的向上
 - <到達目標> 行き場のない帰宅困難者を待機させる一時滞在施設確保と発災時にも確実に運営できる体制の整備など

- ・ 帰宅支援対策の充実強化
 - <到達目標> 災害時帰宅支援ステーションの確保，安否確認ツールを周知，情報提供手段の整備
- ・ 関係機関との連携強化
 - <到達目標> 事業者，大学等との連携による滞留者の抑制，情報共有体制の整備

第1節 現在の到達状況

1 東日本大震災時の対応実績

市の3施設において1,134人の帰宅困難者を受け入れました。
 また、日赤奉仕団によるエイドステーションを1箇所開設しました。

2 東京都帰宅困難者対策条例の施行

東京都では、行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月から施行されています。

第2節 課題

【被害想定】

東京都防災会議が令和4年5月に見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」では、帰宅困難者数を次により推定しています。

(1) 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、震災時に交通機関が使用できなくなったとき、自宅が遠距離にあるため、徒歩による帰宅が困難になる外出者（滞留者）のことであり、下記の基準でその人数を算定しています。

【帰宅困難者の定義】

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0％）
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、 1km遠くなるごとに10％増加
20km～	全員帰宅困難（帰宅困難割合＝100％）

(2) 帰宅困難者の推計

【想定される被害】

被害項目	想定される被害
都内滞留者数（多摩）	最大 3,718,561人
帰宅困難者数（多摩）	最大 475,594人

（注）東京都市圏外からの流入者数を除く

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の周知については、市民、事業者などに対し徹底を図らなければなりません。従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員の施設内待機に係る事業所防災計画を作成することや3日間分の水・食料等の備蓄を行うことなどが必要です。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要となります。特に都内滞留者の大

半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められています。

2 一時滞在施設の整備

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要です。

3 駅前関係事業者との連携体制の構築

鉄道駅周辺では、多数の帰宅困難者が滞留することが想定されるため、駅前の関係事業者と連携体制を構築し、支援体制を整備することが必要です。

4 大規模集客施設及び駅における利用者保護

大規模集客施設及び駅においては、利用者保護に関する計画の策定と従業員への周知が必要です。

また、平常時から施設内の安全確保等について検証しておく必要があります。

5 安全が確認された後の帰宅支援

徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどとの連携体制を構築していく必要があります。

6 情報発信体制の整備及び安否確認ツールの活用の普及・啓発

ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア、電子看板（デジタルサイネージ）など新たな情報提供ツールの活用により、住民等への情報提供を推進する必要があります。

また、要配慮者に配慮した情報提供方法の構築が必要です。

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要があります。

7 道路状況、鉄道運行情報等の集約、提供

外部機関や高所カメラ等からの道路情報や、鉄道事業者からの運行情報について、住民への情報提供の推進が必要です。

第3節 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容を、市民及び事業者に周知していきます（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。

特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図ります。

普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するようSNS・WEBメディア等も活用した広報を実施していきます。

2 一時滞在施設の確保

一時滞在施設の確保に向けて、市及び市関連施設を指定するとともに、鉄道事業者や大規模集客施設などをはじめとした事業者に対し、一時滞在施設の確保を要請します。また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるように、平時から一時滞在施設の運営方法について支援していきます。

3 帰宅支援（帰宅支援ステーションの確保）

市は、東京都が整備する災害時帰宅支援ステーションの周知に努めるとともに、街道沿いの大型施設等に帰宅支援の協力を求めていきます。

また、事業所等に対し、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備えます。

4 情報通信基盤の整備，発信手段の整備

市、事業者等の連携により、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤として帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用します。通信事業者の安否確認ツールを活用するため、周知に努めます。

5 関係機関との連携

事業者、大学等との連携による滞留者の抑制、情報共有体制の整備をします。

第4節 到達目標

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知を図り、事業者が従業員を施設内待機させるための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄確保等の取組を行うよう要請します。

2 一時滞在施設の確保及び質的向上

企業や学校などに所属しておらず、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、なるべく早期に一時滞在施設を確保し、また、災害発生時であってもより確実に運営できる体制を整備します。

3 帰宅支援対策の充実強化

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を図るとともに帰宅困難者への支援協力施設を増やしていきます。

4 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備

災害時伝言ダイヤル171等の安否確認ツールの周知に努めるとともに、情報提供の手段を整備します。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 | 3 一時滞在施設の確保及び運営の支援 |
| 2 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 4 帰宅支援のための体制整備 |

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

総合防災安全課，都，事業者

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要があります。

(1) 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

総合防災安全課

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図るとともに東京消防庁とも連携しながら周知を図っていきます。

帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の視野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成していきます。

動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNSやWEB広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していきます。

また、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進していきます。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

(2) 事業者における施設内待機計画の策定

事業者

ア 施設内待機計画

事業者は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定め、その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記します。

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、事業者等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決めます。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知します。

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要があります。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮します。

高層ビルに所在する事業者等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要があります。

また、保管場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討します。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があります。従業員等の一斉帰宅がその妨げとならないよう、安全が確認できるまで発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分となっています。

ただし、以下の点についても留意・検討する必要があります。

- ・震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄
- ・3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば10%程度の量を多く備蓄

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりです。

- 1 対象となる企業等
国，東京都，市区町村，すべての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規，非正規）を問わず，事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
水については，1人当たり1日3L，計9L
主食については，1人当たり1日3食，計9食
毛布については，1人当たり1枚
その他の品目については，物資ごとに必要量を算定
- 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米，クラッカー，乾パン，カップ麺
※水や主食の選択に当たっては，賞味期限に留意
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ，衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ，懐中電灯，乾電池
 - ・医薬品類

（備考）

 - 1 上記品目に加えて，事業継続等の要素も加味して，企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましいです。
（例）非常用発電機，燃料，工具類，調理器具（携帯用ガスコンロ，鍋等），副食（缶詰等），ヘルメット，軍手，自転車，地図
 - 2 事業者等だけでなく，従業員自らも備蓄に努めます。
（例）非常用食品，ペットボトル入り飲料水，運動靴，常備薬，携帯電話用電源

イ 安全確保の方針

事業者は，施設内に従業員等がとどまれるよう，日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置，事務所内のガラス飛散防止対策等に努めます。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに，安全点検のためのチェックリストを作成しておきます。

また，停電時の対応も含め，建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について，事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておきます。

なお，高層ビルについては，高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく必要があります。

ウ 連絡手段・手順等の明確化

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要があります。

(ア) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努めます。

また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましいです。

(1) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましいです。

なお、事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努めます。

(例) 毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを社内報等を活用し従業員へ周知します。

α 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル171

β 固定及び携帯電話の通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板，web171，SNS，IP電話，専用線の確保等

エ 自衛消防訓練等の定期的実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、あわせて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行います。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させます。

調布消防署

オ 事業所防災計画

調布消防署は、事業者の施設内待機計画を含めた事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行います。

(3) 帰宅困難者対策協議会の設置

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

ア 帰宅困難者対策協議会の設置

「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び東京都が連携し、市、東京都、調布消防署、調布警察署、

鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする帰宅困難者対策協議会について、乗降客数等を勘案し、必要のある市内駅に設置します。

この帰宅困難者対策協議会では、災害時の各機関の役割を定めるほか、駅間の連携について協議します。

【主な所掌事項】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画，マニュアルの策定
- ・ 帰宅困難者対策訓練の実施

帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定します。

【地域の行動ルール】

- ・ 組織は組織で対応します（自助）
地域内の事業所，施設，学校等は，自らの所属する組織単位ごとに，従業員，来所者，学生等に対する取組を行います。
- ・ 地域が連携して対応します（共助）
帰宅困難者対策協議会が中心となり，地域の事業者等が連携し取組を行います。
- ・ 公的機関は地域をサポートします（公助）
市が中心となって，東京都・国と連携・協力して，地域の対応を支援します。

帰宅困難者対策協議会では、平常時から参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築します。

図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させます。

電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話，無線機など，参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備します。

帰宅困難者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ，現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え，エリアメール，SNS，スマートフォンのアプリなどを積極的に活用します。

情報収集や駅前滞留者への情報提供について，帰宅困難者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておきます。

帰宅困難者対策協議会は，平常時から市が行う一時滞在施設の確保に協力します。

災害時における避難経路等の安全点検を平常時から実施し，地域の防災力を高めるよう取り組みます。

地域内の一定規模の施設に対し，帰宅困難者対策協議会と連携し，市と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに，地域への来訪者に，自助の取組を促すよう普及啓発していきます。

(4) 集客施設及び駅等の利用者保護等

事業者

ア 事業所防災計画について

事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画を定めておきます。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとしします。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決めます。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図ります。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に掲示するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努めます。

イ 避難誘導

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討します。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、避難行動要支援者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておきます。

また、事業所及び施設の管理者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行います。

ウ 要配慮者への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討して備えておきます。

また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮するとともに要配慮者の特性に応じた誘導の案内や情報提供などにも配慮します。

エ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮します。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討します。

オ 事業者の防災対策

事業者は、平常時から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努めます。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておきます。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、市等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路

の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努めます。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成します。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておきます。

事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましいです。

カ 防災訓練の実施

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行います。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させます。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましいです。

(5) 学校等における児童・生徒等の安全確保

子ども生活部・教育部・教育委員会

市立小・中学校は、東日本大震災を教訓に平成23年10月、各学校の実態に合わせた地震対策マニュアル「震災時対応シミュレーション」を作成しました。震災発生から72時間の行動を時系列に示したもので、平常時から訓練を実施しその検証を行っています。

また、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時から整備しておきます。発災時には、児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要があるため、飲料水、食料等の備蓄に努めていきます。

なお、保育園や児童館、学童クラブ等においても学校と同様に、災害発生時には乳幼児、児童の安全確保等に万全を期すとともに、保護者の帰宅困難に備え、飲料水、食料等の備蓄を含め、一定期間施設内に留める対策を講じる必要があります。

(6) 帰宅困難者対策訓練の実施

首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じます。

地元自治会や近隣自治会と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施します。

(7) 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をしておきます。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましいです。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

市は、帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を図ります。

(1) 情報収集伝達体制の構築

総合防災安全課・公共交通機関・放送機関・関係防災機関

市、公共交通機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図ります。

(2) 安否確認手段の確保

総合防災安全課・放送機関・通信事業者

- ・災害時にNTTにより提供される災害用伝言ダイヤル171の普及・啓発を図ります。
- ・ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図ります。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・駅周辺事業者

駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保します。

路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させる施設を確保する必要があることから、市では一時滞在施設として公共施設、民間事業所を問わず幅広く確保するものとします。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行います。

一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在所に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など）の受入れを優先します。

市は、市が所有・管理する各施設を帰宅困難者のための一時滞在所として利用が可能か検討し、受入れが可能なものを一時滞在所として指定し、市民・事業者に周知します。

また、事業者に対して協力を働きかけ、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在所の提供に関する協定を締結するように求めます。

資料編 50：一時滞在施設（帰宅困難者受入施設）

4 帰宅支援のための体制整備

総合防災安全課・生活文化スポーツ部・都・調布消防署・公共交通機関・関係防災機関

混乱収拾後、帰宅困難者が徒歩により帰宅する際に支援を受けることのできる体制整備を図ります。

(1) 帰宅支援対策の実施

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、帰宅支援対象道路沿道の大型施設等と協定を締結して帰宅支援ステーションの拡大を図ります。

また、帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知します。

(2) 水・食料等の備蓄

市は、東京都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ります。

また、事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図ります。

(3) 代替交通手段の確保

鉄道の運行停止に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討します。

(4) 救護対策の実施

市は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討します。

(5) 事業所等への啓発

市は、各種の手段により事業者へ協力に関する啓発を図るとともに、訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請します。

(6) 市民への啓発

市、防災機関及び事業所においては、市民に対し、各種の手段により以下の項目について必要な啓発を図ります。

- ・徒歩帰宅に必要な装備等
- ・家族との連絡手段の確保
- ・徒歩帰宅経路の確認等

資料編 44：帰宅困難者 心得10か条

(7) 訓練の実施

市や防災機関は、事業所等に対し、従業員や客の避難誘導訓練や情報の収集伝達訓練、安否確認及び情報発信訓練、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備えます。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 帰宅困難者対策オペレーション等を活用した初動対応	3 事業所等における帰宅困難者対策
2 駅周辺での混乱防止	4 各機関・団体等の役割

震災編 第2部

【想定される外出者の行動と主な機関の応急復旧活動】

	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
外出者の行動 想定される	○駅周辺や繁華街等で滞留 ○安全な場所を求めて移動	○被害状況の確認, 安否の確認 ○一時滞在施設等にとどまる ○帰宅の準備(情報の入手, 飲料水等の調達)		○徒歩帰宅の開始
市	○駅周辺混乱防止対策の実施 ○施設の安全性の確認及び利用者保護	○駅周辺での情報提供 ○一時滞在施設への誘導等 ○一時滞在施設の開設・受入れ ○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供		○帰宅支援の情報提供
都				○災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警察署 調布	○駅周辺混乱防止対策の実施			
消防署 調布	○駅周辺の二次災害発生防止支援			
京王電鉄株	○駅の混乱防止対策の実施 ○乗客の避難誘導等安全措施の実施 ○乗客の救護活動の実施 ○運行状況等の情報提供		○所管する鉄道施設の復旧措置	○代替輸送の確保

	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
NTT東日本	○重要通信のそ通確保	○災害用伝言ダイヤル等の運用開始		○特設公衆電話の設置
駅周辺事業者	○駅周辺混乱防止対策の実施 ○施設の安全性の確認及び利用者保護	○利用者等への情報提供 ○利用者等の誘導等	○一時滞在施設としての施設提供・受入れ ○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供	○帰宅支援の情報提供
事業所等	○事業所等における帰宅困難者対策の実施 ○施設の安全性の確認及び従業員等保護	○従業員等への情報提供	○水・食料品の提供 ○交通機関等の情報提供	○帰宅支援の情報提供

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(1) 情報収集と判断

総合防災安全課・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

市は発災直後から、市内の滞留者に対し報道機関やSNS等の活用により迅速に安全確保のための行動を呼びかけます。

また、市内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用し、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有します。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や東京都、交通事業者と連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信します。

(2) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など所管の施設に対し開設要請を行います。

施設の開設要請後は、施設管理者若しくは市が、DIS又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告します。

(3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

市は、適宜、報道機関とも連携しつつ、帰宅困難者や一時滞在施設、事業者等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通して、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知します。

2 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特に駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されますが、「公助」には限界があり、駅周辺の事業者等が市と連携して、混乱防止を図ります。

(1) 帰宅困難者対策協議会による現地本部の設置

総合防災安全課・都・調布警察署・調布消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等

帰宅困難者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げます。

また、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げ、あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集します。

災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合があります。現地本部は、市側で立ち上げを行い、ある程度帰宅困難者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応します。

現地本部は、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知します。

帰宅困難者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促します。

(2) 集客施設及び駅等における利用者保護

総合防災安全課・災害対策生活文化スポーツ部・鉄道事業者・駅周辺事業者

ア 施設の安全性の確認

(ア) 施設の安全確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認します。

(イ) 施設周囲の安全確認

事業者等は、市、東京都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等を参考に、施設周囲の安全確認を行います。

(ウ) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護します。
なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではありません。

イ 一時滞在施設への誘導等

(ア) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業者や帰宅困難者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とします。

(イ) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、事業者は市や関係機関と連携し、帰宅可能となるまでの間、事業者が所有する施設の特性や状況に応じ、可能な限り駅前滞留者を一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定しておきます。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討します。なお、駅及び幹線道路の近くの一時収容可能施設については、駅前滞留者のための施設として利用する場合があります。

(ウ) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とします。

ウ 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮した手順をあらかじめ定めておきます。

エ 施設利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供します。

オ 駅利用者に対する情報提供

駅利用者に対し、鉄道事業者と連携し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供するとともに、列車や代替輸送などの運行情報も提供します。

カ 必要な情報が得られる仕組みの構築

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを検討していきます。

(3) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

災害対策生活文化スポーツ部・駅周辺事業者

施設管理者は、発災時の市、東京都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけや市からの要請により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設します。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではありません。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、開設が不可能な場合、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う必要があります。

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなります。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

(ア) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認

(イ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、要配慮者用スペース、立入禁止区域の設定

(ウ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備

(エ) 施設利用案内の掲示等

(オ) 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保

(カ) 市等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）

(ア) 帰宅困難者の受入れ開始

(イ) 簡易トイレ使用区域の設定などの保健衛生活動

(ウ) 水、食料等の備蓄品の供給

(エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立

(オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び収容者へ伝達

(カ) 受入れ可能人数を超過した場合の市等への報告

ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

(ア) 収容者も含めた施設の運営

(1) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）

(ア) 一時滞在施設閉鎖の判断

(1) 収容者への帰宅支援情報の提供による帰宅誘導

3 事業所等における帰宅困難者対策

災害時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定めます。

(1) 事業所による従業員等の施設内待機

事業者

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認します。

市、東京都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受けた後は、周辺状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させます。

なお、事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げるものではありません。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにします。

(2) 施設内に待機できない場合の対応

事業者

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導します。

なお、誘導先は地域の事情によるものとします。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとします。

(3) 防災活動への参加

事業者

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時避難行動要支援者の保護等）に努めます。

(4) 情報提供体制の確保

市・事業者

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要があります。市は、報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、あらかじめ構築した事業者が必要な情報を得られる仕組みに従い、情報提供を行います。

(5) 学校等の対応

学校等

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供します。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡します。

4 各機関・団体等の役割

【平常時の役割】

機 関 名	項 目	摘 要
市及び都	帰宅困難者計画策定	地域防災計画への位置づけ
	広報・啓発の実施	パンフレット等の配布
	訓練の実施	帰宅困難者訓練の実施
	水・食料等の確保	備蓄・調達体制の充実
	情報提供体制の整備	鉄道・道路情報の集約，伝達体制の構築
	輸送体制の確保	代替輸送の運行方法等の検討
	医療体制の確保	簡易医療救護所の設置の検討
	誘導體制の確保	徒歩帰宅者に対する誘導體制の検討
	帰宅経路の周知	幹線道路等の簡易地図の作成
	帰宅・一時休息支援	公共施設及び民間施設の活用方法
	ターミナル駅等の混乱防止	ターミナル駅等への働きかけ
調布警察署	混乱防止・誘導體制の整備	駅管理者，大規模集客施設，事業所，学校，デパート等の管理者との連携の確立
	一般車両に対する交通規制	交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
調布消防署	事業所指導	事業所防災計画（消防計画）の作成状況の確認，作成指導
調布郵便局	情報提供 徒歩帰宅者の支援	調布郵便局の掲示板に幹線道路地図の提供，休憩所への活用検討（通信の秘密に係わらない場所に限る）
交通事業者	鉄道運行状況の広報	鉄道運行情報の提供体制の指導・徹底
	代替輸送	自社代替バス運行体制の指導・徹底
	駅の混乱防止	混乱防止対策の指導・徹底
NTT東日本	安否確認用電話の普及	特設公衆電話の事前設置・災害用伝言ダイヤルの啓発

機 関 名	項 目	摘 要
東京ガス(株) 東京ガスネット ワーク(株)	熱源の確保	避難所等への移動式ガス発生設備等 で熱源確保の検討
学校等	水・食料の確保	児童・生徒用の備蓄の確保
	情報の入手手段の確保	バッテリー・ラジオ・テレビ等の整備
	連絡，保護体制の確保	保護者への連絡体制整備，引き渡し までの児童・生徒保護体制の整備
事業者等 商工会 調布市社会福祉 協議会 調布FM・青年 会議所・百貨店 など	参加企業に対する啓発	ポスター・パンフレットの配布 企業備蓄の啓発
	行政，地域との連携	東京都及び周辺自治体との連携体制の 検討 地域住民と企業・事業所との連携・ 協力体制の検討
	顧客保護対策	帰宅困難者対応マニュアルの検討整備

【災害時の役割】

機 関 名	項 目	摘 要
市及び都	交通情報の提供	情報を収集し，ラジオや帰宅支援施 設等で周知
	水・食料品の配布	幹線道路沿いに支援拠点を設置
	代替輸送の実施	バスや水上・海上輸送の実施
	誘導の実施	幹線道路沿いに簡易救護所を設置 徒歩帰宅者の誘導
	帰宅経路の周知	簡易地図等の配布
	一時休息所・トイレ等の提供	市や東京都の施設等の一時開放
調布警察署	混乱防止・誘導體制の実施	避難道路への警察官の配置等
	交通情報の収集・伝達	道路情報の収集，伝達
	一般車両に対する交通規制	交通規制の実施
	駅等の管理者への要請	駅等の管理者に対する階段規制や改 札止め等の整理及び広報活動の要請
	会社・事業所・学校等に対 する要請	会社・事業所・学校等の責任者や管 理者に対し，混乱防止を図るため必 要な場合は，時差退社・下校を要請

機 関 名	項 目	摘 要
	避難指示	人命危険の場合の避難指示
調布消防署	災害情報の収集・伝達	市に対して災害情報の提供等，駅周辺の二次災害発生防止に係る支援の実施
調布郵便局	情報提供	調布郵便局に災害時帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の提出
	徒歩帰宅者の支援	調布郵便局を休憩所として提供施設におけるトイレ等の提供
京王電鉄株式会社	鉄道運行状況の広報	鉄道運行情報の広報・提供
	代替輸送	代替バス運行の実施
	駅の混乱防止・誘導	他の鉄道機関，警察との連携実施
NTT東日本	安否確認手段の確保	災害用伝言ダイヤルの運用
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	熱源の確保	被害状況により，移動式ガス発生設備等での避難所等の熱源確保に努める
学校等	情報の入手・周知	ラジオ・テレビ・校内放送用等の活用
	保護者への連絡，引き渡し	連絡の実施，引き渡しまでの保護
事業者等 商工会 調布市社会福祉協議会 調布FM 青年会議所・百貨店など	情報の集約	集約情報等の提供 買物客等の誘導等

【復旧対策】（地震後の行動）

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の 推進	2 徒歩帰宅者の支援
-------------------------	------------

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

事業所や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することが予想されます。

一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがあります。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要があります。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性があります。

(2) 鉄道運行情報等の提供

災害対策生活文化スポーツ部・都・鉄道事業者・バス事業者・報道機関

東京都は、災害時帰宅支援ステーションの整備や代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてホームページ等を通じて事業者や市民等に提供します。

市は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を東京都や報道機関に提供します。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供します。

報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供します。

(3) 代替輸送手段の情報提供及び確保

災害対策生活文化スポーツ部・都・鉄道事業者・バス事業者

市は、東京都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

長期にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行います。その輸送力には限りがあることから、原則として要配慮者を優先的に搬送します。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保します。

2 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければなりません。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させます。

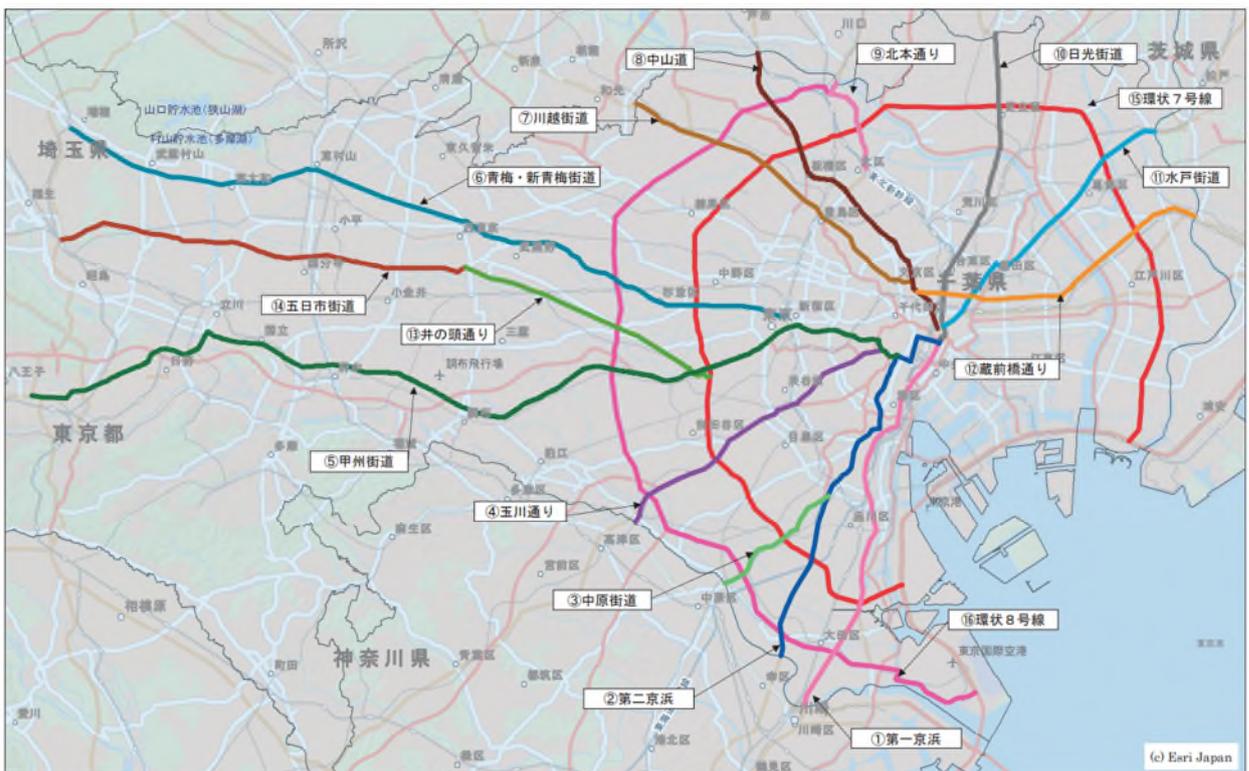
(1) 災害時帰宅支援ステーションの整備

東京都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション整備などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、事業者や市民等に提供します。

(2) 帰宅支援対象道路における危険情報の周知

東京都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や市民等に周知します。

【帰宅支援の対象道路】



(3) 徒歩帰宅支援

総合防災安全課・災害対策生活文化スポーツ部・事業者

市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行います。

(4) 赤十字エイドステーションの設置

日赤東京都支部

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行います。

(5) 従業員等の帰宅支援

事業者・学校等

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含みます。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順に従って従業員等の帰宅を開始します。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討します。

事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援します。

第9章 避難者対策

本章における対策の基本的考え方

○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方

住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要です。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要です。

本章では、避難者対策として、広域避難場所・避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めています。

これまでの取組に加え避難所における新型コロナウイルス感染症及び熱中症予防への対応を重ね、不断に防災・減災対策の改善・強化に取り組むことが必要となっています。

○ 現在の対策の状況

市はこれまで、避難所32箇所、一時収容可能施設を30箇所、広域避難場所を10箇所指定するとともに、福祉避難所を36箇所指定しており、民間福祉施設との災害時避難所協定を14箇所締結しています。

また、各避難所ごとの避難所運営マニュアルを策定し、必要の都度改訂を行っています。

なお、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を行い、従前と比較して収容人員を縮小せざるを得ない想定での避難スペースの区画を確認しました。その結果を踏まえ、現在、教室の活用を含め、訓練実施校以外の学校においても、避難所利用計画の検証を行っています。

○ 被害想定を踏まえた課題

被害想定では、避難者数が最大約3.4万人、うち避難所へ避難する人が約2.2万人となっています。

自治体の枠を越える大規模災害に係る避難先の確保や避難誘導のあり方についての検討をするとともに、避難所における女性・要配慮者等や災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の整備について、引き続き検討・整備を推進する必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 避難所の確保
 - <到達目標> 新しい被害想定に基づき、避難者を受け入れる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保
- ・ 避難所生活の安全・安心の確保の推進、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営マニュアル等を作成し、体制整備を推進
 - <到達目標> 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立
- ・ 避難体制の整備のため、避難支援プランの策定の推進等
 - <到達目標> 避難行動要支援者等を適切に避難誘導できる体制を整備

※ 用語の定義

本章では、避難に関する複数の類似用語があるため、はじめに用語の定義を示すものとします。

1 一時集合場所（いっときしゅうごうばしょ）

避難所へ避難する前に、近隣の住民が一時的に集合して安否確認や情報交換・避難の判断、避難する際の集団形成等をする場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する地域住民の生活圏と結びついた公園、農地、空地等の空閑地等のこと。場所の指定に関しては、地域の実情を考慮し、近隣住民・自治会など各々で決めることとします。

※他の避難用語との誤認識を避ける観点から、平成25年度の計画修正にあわせ、「一時避難場所」を「一時集合場所」に名称変更

2 広域避難場所

※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指します。

（災害対策基本法第49条の4）

資料編 45：大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）

避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積1㎡以上を確保することを原則とします。

3 避難所

大地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の公共施設のこと。

※災害対策基本法での指定避難所を指します。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 46：避難所（震災時等指定避難所）一覧表

資料編 47：避難所標識

4 福祉避難所

避難所等での生活が困難な高齢者や障害者などの要配慮者のための避難場所で、地域福祉センター等の施設のこと。

災害発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

※災害対策基本法での指定避難所を指します。（災害対策基本法第49条の7）

資料編 48：福祉避難所（二次避難所・震災時等指定避難所）

5 一時収容可能施設

駅周辺に帰宅困難者が滞留した場合、避難所の収容者数が受入可能人数を上回った場合、避難所等への避難路が火災等によって通行不能となった場合等に活用を見込む施設のこと。

資料編 49：一時収容可能施設

第1節 現在の到達状況

1 広域避難場所の指定

令和2年4月現在、広域避難場所として10箇所が指定されています。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

令和6年7月現在、避難所として市内の市立小・中学校、都立高校等32箇所（耐震化済み）、福祉避難所36箇所、一時収容可能施設30箇所が指定されています。

なお、福祉避難所については、地域福祉センター等を指定したり、民間福祉施設との応援協定を締結したりするなど、確保を進めています。

また、「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」を平成24年3月に策定し、現在、各学校における避難所運営マニュアルの作成を進めています。

【市の避難所等の現況】

（令和6年10月現在）

分類	主な場所	箇所数	備考
広域避難場所	都立神代植物公園， 多摩川河川敷 等	10	避難人口 （概算） 合計239,580人
避難所	小・中学校， 都立高校 等	32	収容人員 （一時） 合計 105,826人 収容人員 （長期） 合計 52,913人
福祉避難所	地域福祉センター等	36	一時収容人員 合計 2,196人
一時収容可能施設	保育園，児童館等	30	一時収容可能人員 合計 7,008人

※ 避難所の収容人員の算出根拠となった避難所の面積は体育館の延べ床面積で、おおよその目安となる数値として算出しています。

※ 一時収容可能施設の一時収容可能人員は、施設のうちホール等の使用可能人数です。

3 避難体制の整備

(1) 市は、避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しています。

(2) 市は、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づき、避難支援等関係者に対して、事前に避難行動要支援者名簿を提供し、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めています。

(3) 要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めています。

第2節 課題

【被害想定（多摩東部直下地震）】

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 34,277人
電力（停電率）	最大 5.5%
通信（不通率）	最大 2.5%
ガス（供給停止率）	最大 25.2%
上水道（断水率）	最大 20.5%
下水道（下水道管渠被害率）	最大 3.5%

（注）冬・夕，風速は8m/s

1 避難所の確保

大規模災害時において想定される避難者数に対して、避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討が必要です。

また、帰宅困難者を地域住民用の避難所に入れることで混乱が生じないように、対策を講じる必要があります。

さらに、昨今の災害を踏まえ、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要です。

2 避難所の管理運営の整備

避難所における安心・安全の確保や、女性や要配慮者等のニーズに応える必要があります。そのため、避難所運営マニュアルの整備が必要です。

3 避難体制の整備

高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要です。

4 ペットの同行避難受け入れ体制整備

ペットがいるために避難を躊躇する避難者がいるため、飼い主である避難者が安全に同行避難できる体制について、更なる検討が必要です。

5 避難所の衛生管理

避難所には多くの避難者が避難するため、感染症や熱中症対策を踏まえた避難所の運営について、更なる検討が必要です。

第3節 対策の方向性

1 避難所の確保

利用可能な市施設を避難所として活用することについて検討します。

また、民間施設等との協定の締結による、避難所としての利用可能性を検討します。

2 避難所運営マニュアルの整備

東京都の避難所運営ガイドラインの更新内容も考慮しながら、避難所運営マニュアルの統一化を図り、その内容に沿った統一的な避難所運営を目指します。避難所運営マニュアルの内容は地域と協働して検証し、必要に応じて改訂を行います。

3 避難所の管理運営の整備

災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定めます。

（※）災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

4 避難体制の整備

的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進します。

5 避難所の衛生管理

資器材の確保や避難スペースレイアウトを見直し、感染症や熱中症の対策を行います。

また、避難所の過密抑制のため「分散避難」の周知を行います。

第4節 到達目標

1 避難所の確保

新しい被害想定に基づき、避難者を受け入れられる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保します。

2 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立します。

3 避難体制の整備

個別避難計画の作成等，避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか，外国人が情報を迅速に収集し，適切な避難行動等をとれる体制を整備していきます。また，ペットの同行避難が適切にできるように体制整備を行います。

4 避難所の衛生管理

感染症や熱中症の対策に必要な資器材等を確保するとともに，避難スペースレイアウトの見直しを行い，感染症や熱中症の対策を行います。

また，避難所の過密抑制のため「分散避難」の周知を行います。

第5節 具体的な取組

【予防対策】 (地震前の行動)

1 避難体制の整備	3 広域避難場所・避難所等の指定・安全化
2 避難行動要支援者への支援体制の整備	4 避難所の管理運営体制の整備
	5 車中泊

震災編 第2部

1 避難体制の整備

被災者を安全な場所に迅速適切に避難させ、生命、身体等の安全を確保するため、平常時から次の点に留意し、避難に必要な態勢の整備を図ります。

1	防災市民組織、自治会、地区協議会、事業所等との連携を図り、各組織のリーダーを中心に、集団で避難することの周知
2	不特定多数の人々が集合する市内の学校、会社、事業所、大規模店舗、スーパーマーケット、交通機関等の責任者、管理者等と密に連絡を取り、避難等の処置の周知
3	市及び関係機関は、避難の指示を発する手順、伝達方法、関係機関相互の連絡方法及び避難誘導方法等を検討
4	市は、平素から各種の手段方法を用いて、住民に対して大震災が発生した場合の避難所、避難時の留意点等の周知徹底

また、高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは容易ではありません。このことから、地域での救出救護体制や避難所生活等について、環境の整備や支援体制等が不可欠です。

さらに、市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒体制をあらかじめ計画します。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとします。

(1) 運用要領の策定

総合防災安全課・市民部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておきます。措置内容はおおむね次のとおりです。

- ・避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員の適切な配置
- ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供と適切な指示
- ・傷病者に対し救急医療を施すため、医師、看護師等の確保
- ・避難場所の衛生保全
- ・避難期間に応じて、水、食料及び物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給の実施
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動の安全かつ円滑な誘導

(2) 広域避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

総合防災安全課

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、東京都と連携を図りながら周知していきます。

(3) 避難指示等発令基準の整備

総合防災安全課

「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府防災担当作成）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努めます。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとします。

(4) 地域における安全体制の確保

総合防災安全課・市民部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会・調布消防署

災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるように防災市民組織や地域住民の連携体制を平常時から検討し確立しておく必要があります。

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

市は、避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努めます。

また、保健・医療・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めます。

イ 防災知識の普及と啓発

市は、避難行動要支援者やその介護者を対象に防災知識の普及啓発に努めていきます。その際、避難行動要支援者の心身の状況に応じた的確な情報伝達に留意するものとします。市民に対しては、避難行動要支援者に対しての接し方等について周知・啓発します。

また、市と協定を締結した地域組織は、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に基づき、防災市民組織や地域住民を中心とした避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認の訓練などを行い、防災行動力の向上に努めます。

ウ 被災しない環境づくり

調布消防署は、「地震その時 10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組みます。

エ 避難行動要支援者の把握と協力体制の構築

市は、避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者台帳管理システムへの情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生委員・児童委員、自治会などとの協力体制の構築を進めます。緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備するなど、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指します。

オ 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討

避難指示を発令するいとまがない場合の市民等の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておきます。

カ 緊急通報システム等の有効利用

市では、要介護高齢者や重度の身体障害者等を対象に、緊急通報システムの整備を行うとともに、市内10箇所の地域包括支援センターを核とする見守りネットワークを立ち上げ、高齢者・障害者の支援システムを整備しています。今後、こうした支援システムの災害時における有効利用について検討していきます。

キ 食料等の対策

様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているクラッカーやアルファ米、おかゆ、アレルギー対応食等に加えて備蓄すべき食料について継続して検討します。

ク 要配慮者に配慮した仮設トイレの確保

市は、要配慮者が利用しやすい洋式仮設トイレの備蓄を進めます。

ケ 多様な手段を活用した情報提供

市が、情報提供をする際には、多様な手段を活用し、様々な市民等に情報が伝達されるように努めます。

また、自宅が倒壊していない避難者が避難所に集中しないよう、自宅避難や、親戚宅など避難所以外での避難を検討するための情報提供に努めます。

コ 自宅療養者等の安全確保対策

総合防災安全課は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、平時から保健所等との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めます。

また、自宅療養者等の避難態勢確保に向けた具体的な検討・調整を行うとと

もに、必要に応じて、自宅療養者等に対して避難態勢確保に向けた情報を提供するよう努めます。これらのことが円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めます。

サ 避難所外での避難者等への対応

(ア) 在宅避難者

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めます。

(1) 車中泊

車中泊は東京都からも推奨されていません。ただし、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めます。

(5) 社会福祉施設等の安全対策

調布消防署

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、次の項目の指導並びに促進を図ります。

- ・各施設と周辺地域の事業所及び自治会等との間並びに施設相互間の災害時応援協定等の締結促進
- ・各施設の自衛消防訓練の充実

(6) 他の地方公共団体と協定等を締結

総合防災安全課

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図ります。

2 避難行動要支援者への支援体制の整備

福祉健康部

【用語の定義】

	用語	定義
1	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。
2	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者。
3	避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、防災市民組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

(1) 調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の推進

福祉健康部

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、災害時に避難行動要支援者を支援するための名簿の作成が市町村に義務付けられました。また、令和3年5月には、同法の一部改正により、さらに市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされました。

調布市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備等を推進しています。

そのため、避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め、避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用、情報の提供等

福祉健康部

調布市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

また、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施す

るための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や活用の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者としてします。

【避難行動要支援者の範囲】

(ア) 高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
(イ) 障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
(ウ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

イ 避難行動要支援者情報の記載事項及び集約

(ア) 避難行動要支援者情報の記載事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項については、それぞれ以下のとおりとします。

【避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項】

避難行動要支援者名簿	個別避難計画
氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
住所又は居住地	住所又は居住地
世帯主名	世帯主名
電話番号その他連絡先	電話番号その他連絡先
避難支援等を必要とする事由	避難支援等を必要とする事由
避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項	避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
個別避難計画の有無	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(1) 避難行動要支援者情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約します。

避難行動要支援者情報は、下記から収集します。

【避難行動要支援者情報の収集先】

収集する情報元	住民基本台帳システム 介護保険情報システム 障害情報システム 保健情報システム 緊急連絡先調査 みまもっと情報システム 避難行動要支援者本人からの申請に基づく情報 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるシステム等の情報
集約する情報先	避難行動要支援者管理システム

ウ 個別避難計画作成の基本方針等

市は、個別避難計画の作成に当たって、避難行動要支援者の心身の状況、世帯状況及び想定されるハザードの状況等により対象者の優先度を設定し、対象者の優先度を設定してからおおむね5年以内を目途に完成を目指し、以降随時更新に努めます。

なお、作成目標期間においては、社会状況や国の動向を踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

また、市は、個別避難計画の作成に当たっては、本人の同意のもと、エ(ア)に記載する事前に名簿を提供する避難支援等関係者に加え、地域の医療、介護、福祉などの職種団体等、様々な関係者と連携して取り組みます。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲や作成の主体となる関係者、個別避難計画に基づく避難支援等関係者等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

エ 避難支援等関係者等への平常時における避難行動要支援者情報の提供

(ア) 避難行動要支援者名簿

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。ただし、名簿の提供の範囲については、dからgにあっては管理・担当・管轄している地域のみとし、f及びgに提供する名簿に掲載する者の範囲は、市と締結する協定に規定します。

協定締結に係る詳細などの避難行動要支援者情報の提供に関する必要な事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

避難支援等関係者
a 調布警察署
b 調布消防署
c 調布市社会福祉協議会
d 調布市の民生委員・児童委員
e 調布市消防団
f 調布市内の防災市民組織
g 調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h aからgまでに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者

(1) 個別避難計画

市は、個別避難計画に関する情報について、本人の同意が得られた場合には、(ア)に定める事前に名簿を提供する避難支援等関係者、個別避難計画の作成に参画する者など、避難支援の実施に関する者のうち、市長が必要と認める者に対して、事前に情報を提供します。

なお、情報提供の対象者や範囲、手続等の必要な事項の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

オ 避難支援等関係者等への災害発生時等における情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適切な範囲を提供します。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者等に情報を提供できるよう、提供先ごとの情報の整備に努めます。

カ 避難支援等関係者等による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は適正な情報管理の徹底を図ります。

避難支援等関係者等による情報の管理等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

キ 避難行動要支援者情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努めます。

避難行動要支援者名簿の情報については、関係部課と連携し、原則年1回更新します。

また、定期的な更新以外においても、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、可能な範囲で把握

し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めます。

個別避難計画の情報については、避難行動要支援者の心身の状況の変化などにより、更新する必要がある場合等に適宜更新します。

避難支援等関係者等と共有している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(3) 避難支援にかかる体制の周知等

ア 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとしします。

また、市は避難支援等関係者、避難行動要支援者等に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者等は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

イ 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者等となりうる市民、又は、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、助けられない可能性もあることについて周知し、災害に対する啓発活動に努めます。

ウ 平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備
避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災市民組織、障害者団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

3 広域避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 広域避難場所の指定

総合防災安全課

市は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定します。指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定します。

災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所等を指定した場合は、東京都に報告するとともに、ハザードマップの配布などにより、日頃からは住民等への周知徹底に努めます。

市は、大規模火災から避難する場所として、広域避難場所を10箇所指定しています。

なお、避難道路の指定は行っていないが、広域避難場所への誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に誘導看板等を設けて適切な誘導を図ります。

広域避難場所については、周辺の市街地の変化に応じて見直しを行い、指定に当たっては、次の基準を参考とします。

- ・広域避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮したうえで利用可能な避難空間を確保すること。
- ・利用可能な避難空間として、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、原則1人当たり1㎡を確保すること。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難場所内に存在しないこと。
- ・広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、避難場所からの距離や町丁目、自治会区域を考慮すること。

(2) 避難所の指定

総合防災安全課

ア 市の指定する避難所は、市立小・中学校、都立高等学校及び大町スポーツ施設の計32箇所（耐震化済み）であり、市民への周知を徹底します。指定した避難所には、食料の備蓄や必要な資器材等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとします。

イ 指定に当たっては、次の基準を参考とします。

1	避難所の地区割当は、原則として小・中学校通学区域に準ずることとし、努めて自治会等の単位で収容するよう配慮します。 なお、中学校の地区割当については周辺小学校区域と調整のうえ、決めていきます。
2	避難所は、原則として耐震・耐火構造等の公共建物（学校等）を活用するものとし、第1次的に体育館を使用します。 また、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、状況に応じて、学校等で定める教室も使用します。
3	避難所に受け入れる被災者数は、おおむね3.3㎡当たり2人とします。また、被災時において、障害者、児童及び女性用のスペースが速やかに確保できるよう、あらかじめ避難所にこれらの者が専用に使用するスペースを確保し、その旨を表示するものとします。
4	感染症拡大のおそれがある場合、避難所に受け入れる被災者数は、おおむね4㎡当たり1人とします。なお、避難者同士は1m幅の通路を確保します。

ウ 指定避難所となる施設について、市は、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図・レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めます。また、必要に応じ、換気・照明等の施設を整備します。

エ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ります。ま

た、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

オ 市は、避難所等に避難したホームレス等の人々について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

資料編 46：避難所（震災時等指定避難所）一覧表

（3）福祉避難所対策

総合防災安全課・福祉健康部

市は、要介護高齢者や障害者など、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難する福祉避難所の整備を進めます。

令和3年5月の災害対策基本法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、福祉避難所は、地域福祉センター等を活用するほか、受入対象者を特定した福祉避難所の確保を含めた民間の社会福祉施設等との協定等による確保に努めます。

なお、居宅の安全確保がなされている状況では、高齢者や障害者は自宅に留まることが適切な場合があります。要配慮者が在宅で避難生活を送る場合も孤立しないよう、情報提供や安否確認、食料・水の提供を定期的に行う体制づくりに努めます。

4 避難所の管理運営体制の整備

総合防災安全課・市民部・生活文化スポーツ部・子ども生活部・福祉健康部・教育部・教育委員会・調布消防署

（1）避難所運営マニュアル作成

避難所の管理運営が円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（平成30年3月版）」や「避難所の防火安全対策」、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等を参考に、事前に「避難所運営マニュアル」を作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとします。作成にあたっては、多様性を重視し、人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQに対する配慮についても定めます。

避難所運営マニュアルは、避難所の運営において、管理責任者に女性や要配慮者等を配置するなど、多様な主体の視点を生かすことができる体制づくりについて定めます。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営ができるよう、必要な措置や配慮についてマニュアルに具体的に記載します。また、感染症対策やペット同行避難を踏まえた内容とする必要があります。

避難所運営マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、自治会や地区協議会等の地域団体とも連携し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めます。

(2) 防火安全対策

避難所の防火安全対策の策定等による避難所運営支援を行います。

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進します。

(3) 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

避難所における貯水槽、井戸、携帯トイレ、仮設トイレ、マット、非常用電源等の通信機器等のほか、暑さ寒さ対策用品、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとします。

また、公立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図ります。

避難所には、受け入れた避難所が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努めます。

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努めます。

(4) 避難所の衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。さらに、夏場は、熱中症予防対策を踏まえ、こまめな給水と体調不良者の早期発見に努めます。

- ・可能な限り多くの避難施設の開設（指定避難施設以外の市施設、ホテルや旅館等の活用）
- ・親戚や友人の家等への避難の周知
- ・自宅療養者等の避難の検討
- ・避難施設及び避難者の衛生対策及び体調不良者のスペース確保などの周知

(5) ペットの同行避難の体制及び動物救護体制の整備

東京都や獣医師会等と連携し、ペットの同行避難の体制づくりを進めるとともに、東京都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備します。

(6) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ、応急給水栓等の設置場所・組立手順等に関するマニュアルを作成します。

5 車中泊

総合防災安全課・調布警察署

(1) 東京都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

以下の理由により、都内における車中泊は推奨されていません。

(理由)

- ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・緊急自動車専用道路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・都内ではオープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

(2) 車中泊者発生抑制に向けた取組

総合防災安全課・調布警察署

発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやX（旧ツイッター）、その他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努めます。

(啓発事項)

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること。
- ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること。

市においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていきます。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 避難誘導・安否確認	6 避難所以外の公共施設の措置
2 避難所の開設・運営	7 ボランティアの受入れ
3 避難所外避難者への対応	8 広域（他県市町村）避難
4 動物救護	9 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保
5 避難所運営に対する災害対策本部の措置	

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示等 ○指定避難場所への誘導 ○避難行動要支援者の安否確認等 ○避難所の開設・運営 ○福祉避難所の開設・運営準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○都福祉局への資器材の調達要請 ○ボランティアの受入れ ○避難者把握・他地区への移送 	
調布警察署		<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導の実施 ○警戒員の配備 ○避難場所の秩序維持 		
調布消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○避難に際する情報の提供 ○避難場所・避難道路の安全確保 		
獣医師会			<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等を含む被災動物の救護活動 	

1 避難誘導・安否確認

(1) 避難指示等

総合防災安全課・災害対策行政経営部・都・調布警察署・調布消防署

市は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難指示等を行います。なお、被災等により市が事務を行えない場合、東京都が避難指示等を代行します。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができます。

市は、避難指示等を実施した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受入れを行います。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難施設及び避難広場への避難がかえって危険であると判断できる場合は、当該地区の住民に対し、屋内での待避その他の屋内における安全確保（2階への避難など）に関する措置の指示を行います。また、避難指示等の発令及び解除にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（国土交通省、東京管区気象台等）の機関や東京都に助言を求めるなど連携を図ります。

ア 避難指示の実施責任者

実施者	区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官	指示	災害全般 市町村長が指示することができ ないと認めるとき又は市長から要 請があったとき。	災害対策基本法 第61条
		災害全般 警察官は、災害による被害回避 のために必要な限度で避難を指示 できます（公安委員会に報告）。	警察官職務執行法 第4条第1項
海上 保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自 衛官は、災害の状況により特に急 を要する場合で、警察官がその場 にいない場合に限り、避難の指示 を行うことができます。	自衛隊法第94条 第1項

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができます。

ア 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官又は、海上保安官	災害全般	上記の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防又は水防活動を保護するために、消防又は水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。

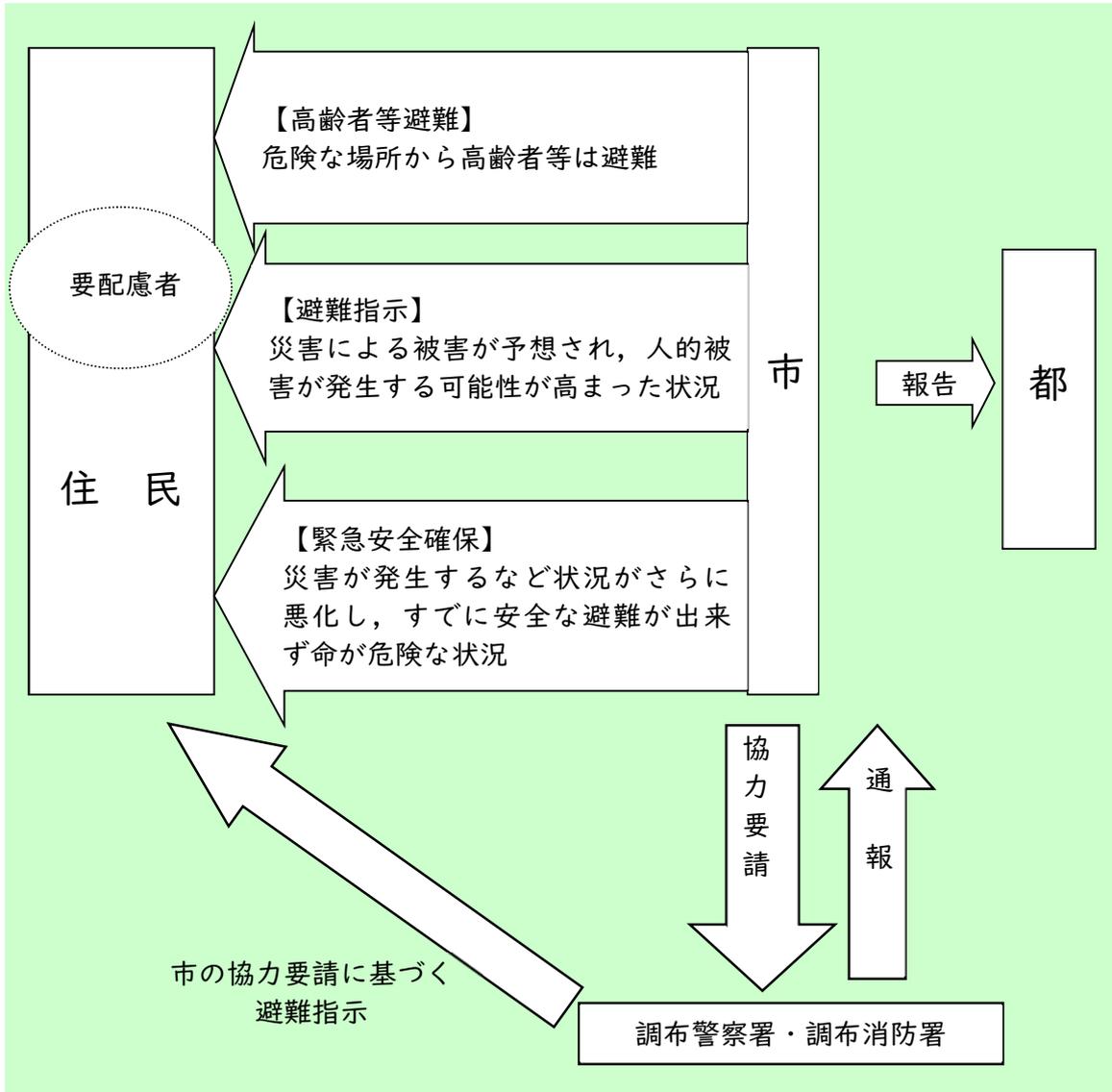
また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、又は「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

(3) 避難指示等及び警戒区域の設定の基準

避難指示等及び警戒区域設定の主な基準は、次のとおりです。

- 火災発生時等において、周辺に拡大するおそれがあるとき。
- 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき。

【避難指示等】



(4) 避難誘導

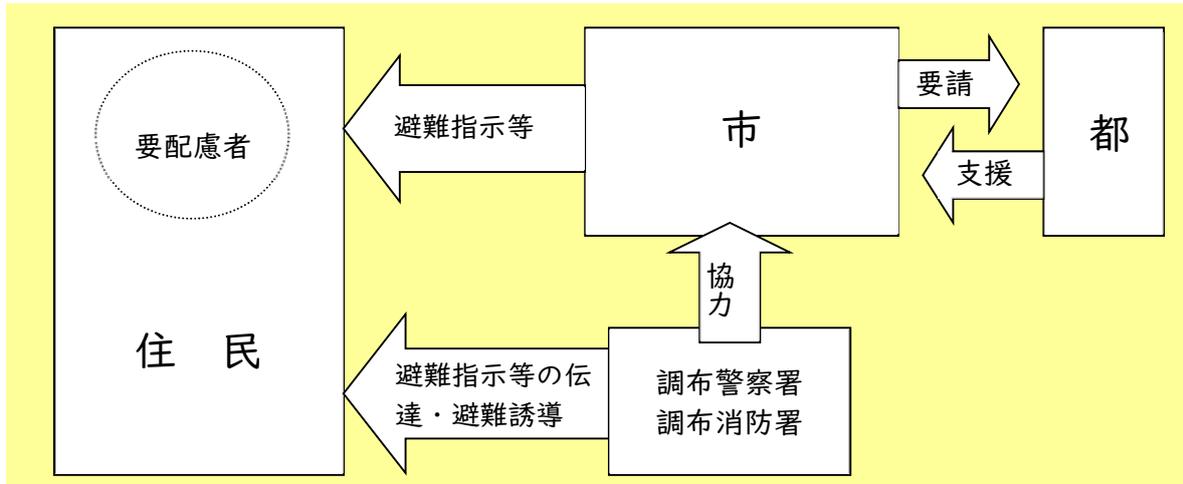
総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署

各機関の避難誘導は、次のとおりです。

【各機関の避難誘導】

機 関 名	内 容
市	<p>避難指示が出された場合、市長は調布警察署，調布消防署，市消防団，防災市民組織等の協力を得て，極力地域又は自治会単位に集団を編成し，あらかじめ指定してある避難場所等に誘導します。</p> <p>この場合，市長は避難場所等に職員を派遣するか，又は施設等の管理者と連絡を密にし，そごをきたさないようにします。</p> <p>学校，保育施設，児童施設の管理者は教師，保育士等を中心として，児童，生徒及び園児等の安全が確保できるよう避難誘導します。</p> <p>避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について，あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておきます。</p>
調布警察署	<p>地域又は自治会単位に編成した集団単位で，指定された避難場所に避難させます。この場合，病人，老人，身体障害者等の要配慮者は優先して避難させます。</p> <p>火災等の規模や態様等により，できる限り必要な職員を配置し，地域住民等のリーダーとの連絡により，必要な措置を講じます。</p> <p>避難場所においては，所要の警戒員を配置し，防災関係機関との緊密な連絡のうえ，被害情報の収集並びに広報活動，行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ，避難場所の秩序維持に努めます。</p>
調布消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等が発令された場合には，災害の規模，道路・橋りょうの状況，火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し，避難に関する必要な情報を市，関係機関に通報します。 2 避難指示等が発令された場合には，災害状況及び消防力の余力に応じ，広報車により避難指示等の伝達を行います。 3 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は，避難場所，避難道路の安全確保に努めます。

【避難誘導】



(5) 避難方式

総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

【一時集合場所に集合した後、避難所へ避難（2段階避難）】

震災時における避難方式は、防災市民組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難します。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常の生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもあります。一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難所に至る前に身近な公園、農地等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所であり、その効果は次のとおりです。

- ・情報伝達その他各種連絡が効率的に行えること。
- ・近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能であること。
- ・市の職員、警察官又は防災市民組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できること。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、一時集合場所にも危険性が生じる場合には、防災市民組織のリーダー等の誘導により避難所へ避難します。

さらに災害の拡大により、避難所への避難に危険が及ぶおそれがある場合には、防災市民組織のリーダー等を中心に、市の職員及び警察官等と連携した誘導により広域避難場所へ避難します。

なお、避難指示等を発令するいとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難所への直接避難も行うものとします。

(6) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

災害対策福祉健康部・調布警察署・調布消防署・市社会福祉協議会・調布市の民生委員・児童委員・調布市消防団・調布市内の防災市民組織（市と協定を締結した場合）・調布市内の自治会（市と協定を締結した場合）・地区協議会（市と協定を締結した場合）・自治会連合協議会（市と協定を締結した場合）・マンション管理組合（市と協定を締結した場合）・広報課・総合防災安全課

ア 「避難行動要支援者支援班」の設置

市は、災害対策福祉健康部内に災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置します。

「避難行動要支援者支援班」の業務は、避難準備情報等の情報伝達や安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等です。避難行動要支援者への支援については特に人的支援を要することから、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進めます。さらに、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、情報収集等を行い迅速に安否確認等を進めます。また、震災後、自宅で生活している避難行動要支援者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行います。

イ 避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報の適切な範囲を提供します。

ウ 避難のための情報伝達

市は、避難指示等や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達手段に配慮します。

情報伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、公式ホームページ、X（旧ツイッター）、調布市防災安全・安心メール、広報車、ケーブルテレビ、調布FM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、デジタルサイネージ（電子掲示板）、紙、掲示板、看板等を活用します。

(7) 要配慮者に関する安否確認、避難支援

災害対策福祉健康部・子ども生活部

災害時における要配慮者支援対策については、自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携して実施します。また、市は、災害対策本部の事務局に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者対策を講じます。

ア 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等に必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護する

ために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏洩防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求めます。

- (ア) 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援
- (イ) 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正な管理
- (ウ) 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止

イ 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、X（旧ツイッター）、安全安心メール配信サービス、緊急速報メール、データ文字放送（地上デジタル放送による文字放送）、LINE、市ホームページ、調布FMラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、FAX等要配慮者に配慮した手段を活用します。

ウ 車両避難

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、車両でしか避難できない者としてします。

なお、車両での避難は避難する歩行者動線との交錯により危険であり、渋滞や道路閉塞により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになることから、避難の原則は徒歩としています。

エ 介護タクシー、福祉タクシー

災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定に基づき、他に避難の手段がなく介護を必要とする避難行動要支援者を介護タクシー等により避難所まで搬送します。

2 避難所の開設・運営

(1) 避難所の対策内容

【各機関の役割分担】

機関名	内 容
市	<p>避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定められた運用要領に基づくほか、女性や要配慮者等に留意したうえで、次の対策をとるものとしします。</p> <p>なお、避難所の対策内容等は、おおむね次のとおりです。</p> <p>(1) 避難所の開設（不足時は一時収容可能施設を拡大）</p> <p>(2) 福祉避難所の開設</p> <p>(3) 避難所の運営及び人員確保</p> <p>(4) 水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>(5) 避難住民に対する健康相談</p> <p>(6) 避難所の衛生保全及び避難者への指導（水・食料・環境衛生等）</p> <p>(7) 避難所におけるトイレ機能の確保</p> <p>(8) 公衆浴場の確保及び住民への情報提供</p> <p>(9) 避難所における防火安全性の確保</p>
都	<p>市から避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施します。</p>
獣医師会	<p>応援協定に基づく被害動物の救護活動等</p>

(2) 避難所の開設

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

避難所の開設は、防災市民組織・配備職員・学校職員等が協力して行い、避難者の受入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、施設の被害状況・防災市民組織、配備職員及び学校職員等の参集状況・避難者の収容状況（空きスペース等状況）・その他、避難所の開設に関する状況について、災害対策本部又は総合防災安全課へ報告します。

市は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉局及び調布警察署、調布消防署等関係機関に連絡します。

避難所を開設した場合は、管理責任者を置きます。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努めます。

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内を目安とし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受けなければなりません。

避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、一時収容可能施設を開設します。

なお、一時収容可能施設を開設した場合の都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の場合と同様とします。

野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を要請します。

資料編 51：避難所運営本部体制（震災時）

(3) 福祉避難所の開設

災害対策福祉健康部

災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦などの要配慮者を受け入れるため、耐震、耐火構造を備えた市内の地域福祉センター等を福祉避難所として開設します。

災害発生直後は、小・中学校等の避難所での受入れのほか、福祉避難所においてもできるかぎり同時期の開設に向けて、受入態勢の調整を行うこととします。

受入れの際には、専用の相談窓口の設置や専用スペースを設けるなど、要配慮者に配慮した支援を充実させます。

また、健康状態等から、よりふさわしい福祉避難所として、民間の特別養護老人ホーム、デイサービス施設、障害者施設等の福祉関係施設を利用できるよう調整を図ります。

福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉局及び調布警察署、調布消防署等へ連絡します。

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請します。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行います。

ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとします。

(4) 避難所の管理運営

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

ア 避難所運営本部職員の配置

運営本部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名するものとします。

イ 避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、避難所運営本部の指示に基づき、施設の管理者、防災市民組織、自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、女性の意見を取り入れるために、必ず女性の役員を加えて避難所の管理運営を行います。

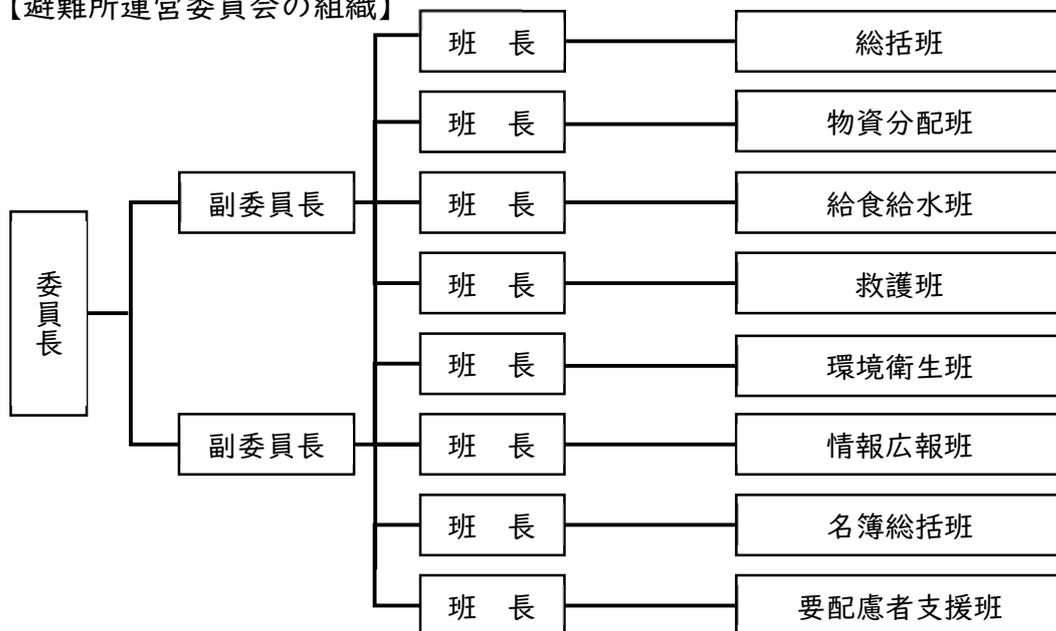
ウ 教職員の協力

避難所に指定された学校の教職員は、避難所の管理運営について、協力・援助を行います。

エ 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、防災市民組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会の組織】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、又は時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

オ 避難所内の生活環境確保に係る対策

(ア) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

(イ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めます。

(ウ) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めます。

(5) 避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況を、電話又は無線等を使用して災害対策本部に報告します。

- ア 避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他避難所の開設等に必要な情報

(6) 状況報告

配備職員は自身を知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部又は総合防災安全課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部又は防災対策課へ報告します。

- (ア) 避難者数及び混雑状況
 - (1) 要配慮者数及び避難所での対応可否状況
 - (ウ) 最優先必要物資等の状況
 - (エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況
 - (オ) 避難所の対応状況
 - (カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部又は防災対策課に臨時報告を行います。

- (ア) 避難所施設に被害が生じた場合
 - (1) 避難所運営に困難が生じた場合
 - (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
 - (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(7) 避難所運営における要配慮者等に対する配慮

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、手話通訳者や、災害ボランティア等を派遣します。

ア 要配慮者の把握

避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者等の把握に努めます。また、要配慮者と支援者をわかりやすくし適切な支援をするためにビブス（区別をつけるために衣服などの上に着るベスト状のもの）などを配備するように努めます。また、イメージカラーとして要配慮者は黄色、支援者はピンク色であらわすものとします。

イ スペース等の配慮

避難所において、要配慮者等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、組立てトイレ（車イス対応洋式）・マンホールトイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮します。

また、女性や子育て世帯のニーズを踏まえた避難所の運営など、女性の視点等に配慮するものとします。

ウ 情報伝達手段の確保

自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者、妊産婦等への情報伝達が徹底されるよう努めます。

とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮します。

エ 福祉避難所への移送

要配慮者が一般避難所に避難した際は、障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの要配慮者については、必要性の高い要配慮者から優先的に福祉避難所等へ移送します。

市は、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、要配慮者の受入れを依頼します。また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、東京都に対し、必要な措置を要請します。

オ DWAT等による支援

市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、東京都に対してDWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）や災害支援ナースの派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの活動については次のとおりです。

(ア) 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討

(イ) 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上での支援

(ウ) 一般避難所等内の環境整備

(エ) 東京都DWAT本部等への連絡調整

カ DICT等による支援

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、東京都に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請します。

キ 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

ク 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

（8）食料・生活必需品等の供給・貸与

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が防災市民組織等と連携し、開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行います。

災害発生後の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されるため、避難者自身が3日分（可能であれば7日以上）の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。

避難所生活が長期化するなど、状況に応じて避難生活に必要な食料・救援物資等の配布を行います。その際、食物アレルギーのある避難者がいる可能性があるため、対応に配慮します。

被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによります。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めます。

また、避難が長期に渡る場合は、食料等の供給に関し、栄養面についても配慮します。

（9）飲料水の安全確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都

市は、東京都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行います。

また、東京都が編成する環境衛生指導班は、市民が飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行います。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導します。

(10) 食品の安全確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・
 教育委員会・都

市は、東京都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行います。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等，食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保，日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯，廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌，消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児，高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

(11) トイレ機能の確保

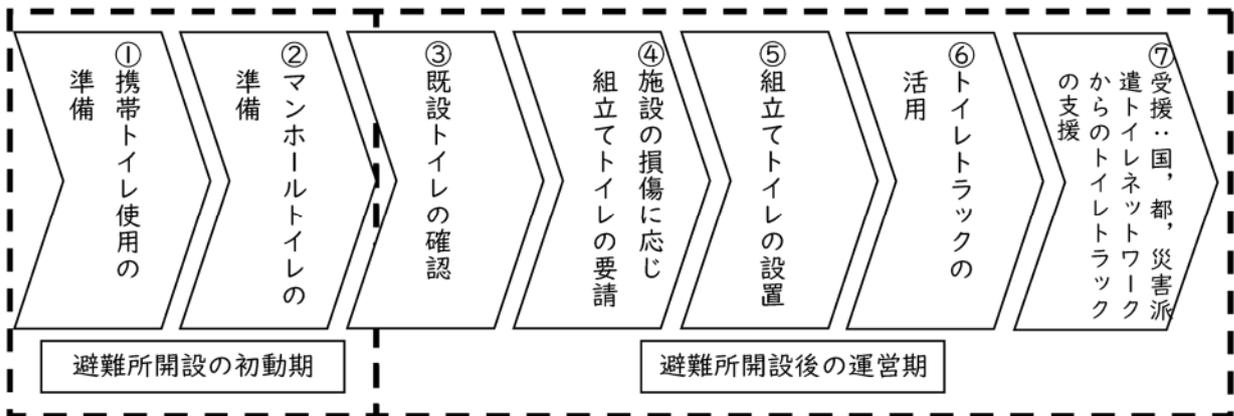
災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・
 教育委員会・都

市で備蓄しているトイレは以下の通りです。市で備蓄のトイレのほか，国，東京都，災害派遣トイレネットワークからの支援によりトイレトラックの活用を行います。

種類		概要・特徴，事後処理
携帯トイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の便器を使用し，使用する度に便袋を処分する必要があります。 ・電気，水なしで使用可能です。 ・在宅避難者が自宅でも使用可能です。 <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み便袋の保管場所の確保，回収，臭気対策について対策が必要になります。
マンホールトイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールの上に，上屋を立て設置します。 ・一定時間が経過した場合，井戸等から水を調達し，流します。 ・屋外で使用するため，トイレ周辺や室内に照明を設置する必要があります。 <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿を下水道管に流下させることができるため，衛生的に使用できます。

種類		概要・特徴, 事後処理
仮設トイレ		<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上屋の重量が比較的あります。 ・屋外で使用するため、トイレ周辺や室内に照明を設置する必要があります。 <p>【事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便を流すための付属ホースが届く汚水枳近くに設置できた場合は、下水道管に流下可能です。 ・汚水タンクにも貯留できますが、貯留量が少なく、汲み取り方法や汲み取りルールが必要になります。

震災時の避難所のトイレの使用の流れ



① 既設トイレの水洗を禁止し、携帯トイレ使用

震災直後

発災初期は、下水の状況が把握できないため、まずは流すことを禁止します
 そのうえで既存トイレの個室と便座を活用し、携帯トイレを使用します

● 携帯トイレの使い方 製品の使い方説明書をよく確認して使いましょう。

- 1 便器にポリ袋をかぶせた後にその上から携帯トイレ(便袋)を設置。
 排泄後、携帯トイレだけを交換すれば、底面に水がつかず、おうちの床が濡れない。
- 2 用を足し、汚物を固める。
 ▶ 吸収シートタイプ: 凝固シートで固める。
 ▶ 粉末状・錠剤の凝固剤のタイプ: 用を足す前もしくは後に振りかける。
- 3 携帯トイレだけ取り出し空気を抜いて口を強くしばる。
- 4 密閉できる容器で収集まで保管する。
 ▶ ふた付きゴミバケツや汚物処理専用の保管袋などを使う。
 ▶ 使用済み便袋は、市町村のゴミ収集方法に当たって処理する(可燃ゴミとして処理される自治体が多い)。



このトイレは
流せません。
 災害トイレセット(ビニール袋と凝固剤)を手洗いで便器にセットして、使用してください。
 使用後のビニール袋は、口を結んでゴミ袋に入れてください。



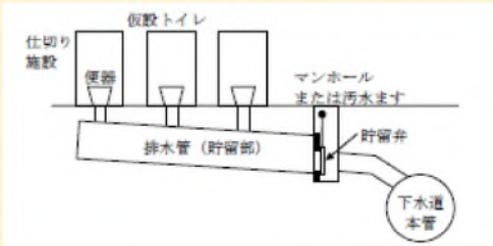
② 長期運用に備え、マンホールトイレの設置

発災直後～3日

- ・マンホール周辺の地盤に異常がないか確認します。
 (付近にあるマンホールが隆起していたり、下水道が明らかに損傷している場合は使用しません。)
- ※マンホールトイレが設置されていない若葉小学校は、第四中学校に備蓄されている組立てトイレを設置します



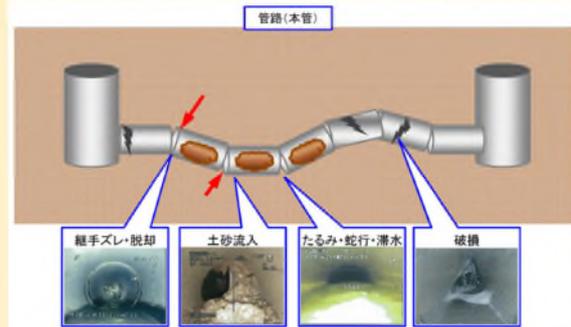
- ・防災備蓄倉庫にあるマンホールトイレの上屋を設置します。
- ・防災井戸等から水を用意し、流します。



③ 既設トイレの水洗利用が可能か確認

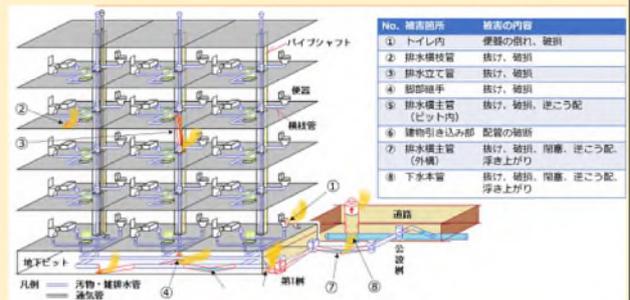
3日以降

- ・周辺の下水道配管破損状況の確認
 ⇒市の下水道課により、道路の下水道管の破損状況、下水処理施設の状況に応じて、トイレを使用しないよう呼びかける場合があります。



- ・施設内配管の確認

- ・上下水道ともに正常に使用できる状況であれば、既設のトイレを通常の水洗に復旧します。



④ 組立てトイレの要請

3日以降

避難所運営を行うなかで、校舎や体育館の既設トイレが使用できず、トイレの数が足りない場合は、避難所運営本部に組立てトイレの配送を要請します。

※組立てトイレ（ベンクイック）は、一校を除きマンホールトイレの設置が終了したことや、防災備蓄倉庫の狭あい化が進んだことから、学校の備蓄倉庫ではなく、染地の防災備蓄倉庫に集中備蓄しています。



⑤ 組立てトイレの設置

3日以降

組立てトイレの設置場所は、避難所運営マニュアルに記載された取扱説明書に従います。

次の条件を満たす場所に設置します。

- ① 便を流すための付属ホースが届く汚水枡が近くにある場所
- ② 汚物の回収や水の調達が容易な場所

※汚水枡がなくても使用できますが、汚水タンクはすぐに一杯になります。



備蓄分が不足した場合には、東京都に対して要請し、東京都は広域応援等により必要数を確保します。

(12) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。各種トイレ等（携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等）の設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

特に、断水等の場合は携帯トイレを設置し、優先的に使用します。以後、上下水道の状況により、マンホールトイレ、仮設トイレの使用に移行します。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

(13) 感染症患者等への対応

感染症が避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。

(14) 公衆浴場等の確保

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

市は、保健所と連携して公衆浴場や理容所・美容所の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握します。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援します。

(15) 安否情報の提供について

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとします。

(16) 学校教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるよう、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

(17) 子ども達の居場所の確保

災害対策子ども生活部

市は、避難所の開設期間が長期に渡る場合、主に乳幼児・児童を対象に、自由に遊ぶことのできる居場所を提供します。

(18) 避難所におけるペット対応

市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。

市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。

ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。

避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離

することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

ペットの飼養場所の確保方法の例
○ 倉庫の利用
○ 遊具を利用した係留
○ テントやプレハブの設置
○ ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用
○ 屋根や壁のある渡り廊下

3 避難所外避難者への対応

災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）は、近隣の避難所で避難者登録を受付けます。

市は、避難所で避難者登録を行い、避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めます。

(1) 在宅避難者

在宅避難者は、避難者登録を行った近隣の避難所で必要な支援（物資の提供等）を受けることとなります。市は、避難所で前述の支援を実施します。

他方、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施します。

(2) 車中泊

東京都の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり対応します。

ア 車中泊は非推奨となっていることについて、発災後も呼びかけ等を行い、混乱を防止します。

イ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかけます。

ただし、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、市は、避難者登録を行った車中泊者に対して情報提供等の必要な支援を実施します。

(3) 健康対策

避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。

(4) 要配慮者に対する支援

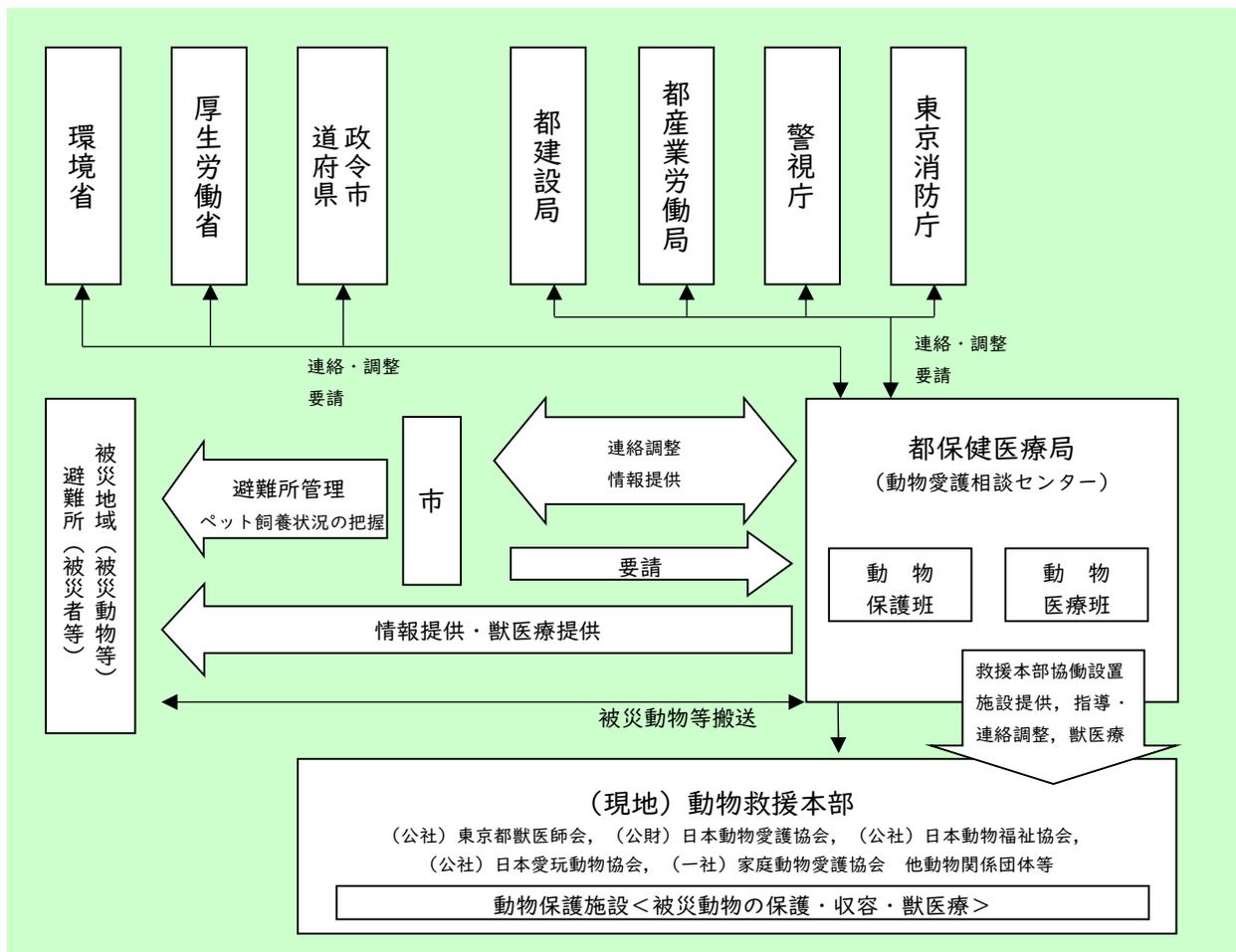
避難所外避難者のうち、障害者や高齢者等に対しては、以下のような支援を行います。

- ア 自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。
- イ 被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。
- ウ 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、東京都に対し、必要な措置を要請します。
- エ 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、地域支援者の協力により実施します。

(5) 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や防災市民組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

4 動物救護



(1) 被災地域における動物の保護

都保健医療局

被災したペットの保護収容，危険動物の逸走対策，飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について，東京都や東京都獣医師会等関係団体等と連携し必要な措置を講じます。

- 東京都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり，被災動物の保護等を行います。
- 東京都は，「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し，被災住民等への動物救護に関する情報の提供，被災動物の保護，搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わります。
- 東京都は，「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として，動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供します。

(2) 動物保護班・動物医療班の編成

都保健医療局

- 発災直後には，動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し，発災後72時間を目途に班の充実を図ります。
- 「動物保護班」は，市区町村，東京都獣医師会，動物愛護ボランティア等の協力の下，飼い主不明の被災動物を保護し，動物保護施設に搬送します。
- 「動物医療班」は，「動物救援本部」からの応援要請があった場合に，動物保護施設内での動物医療に携わるとともに，市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行います。

(3) 避難所におけるペットの適正な飼養

市（教育部・教育委員会・市民部・子ども生活部・福祉健康部）

- 開設した避難所に，ペットの飼養場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に同行避難ペットの飼養場所を確保することが困難な場合は，近接した避難所等に飼養場所を確保します。

都保健医療局

- 市区町村と協力して，飼い主とともに同行避難したペットについて，以下の取組を行い，適正飼養を指導します。
 - ・各地域の被害状況，避難所でのペット飼養状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

5 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は，災害対策本部の事務局に避難所対策班を設置し，災害状況に応じた避難所対策を講じます。

(1) 避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

(2) 周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 大規模な延焼火災が発生した場合等の措置

避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等、避難所に滞在し続けることにより身に危険がおよぶことが想定される場合は、避難所を閉鎖し他の避難所又は広域避難場所等へ避難者の移動を行う必要があります。

市は、正確な情報分析を行い、必要に応じて避難所からの移動措置を講じます。

措置事項	
○ 事前情報の提供	市は、避難所周辺で延焼火災が発生した場合等は、その状況分析に努め、避難所へ情報提供を行うとともに、移動の可能性について説明します。
○ 避難所の移動措置の検討	市は、新たな避難先を検証するとともに、安全な避難を確保できる道路の選定等を行います。
○ 避難所の移動・閉鎖	配備職員は、防災市民組織や避難者等の協力により誘導員を配置し、避難所の移動を行います。また、避難所を移動し閉鎖する場合には、その情報を張り出すとともに、防災市民組織と連携し、周辺への情報提供に努めます。市は、延焼火災の状況や避難所の閉鎖について、防災行政用無線等により市民に対し、必要情報の提供を実施します。

(4) 避難所の閉鎖・統合及び教育の再開

ア 避難所の閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、本部長は、各避難所の避難状況等を考慮し、避難所運営委員会との協議を行った上で、避難所の閉鎖・統合を決定します。

なお、統合の際には、普通教室に避難する避難者の体育館への移動など、学校の教育再開に配慮します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、災害状況を踏まえ、地区防災拠点の情報受伝達拠点としての役割も考慮して、避難所の閉鎖について総合的に判断、決定します。

イ 教育の再開

(ア) 学校施設の再建，授業の再開

市は，授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し，修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに，学校周辺の被災状況等を把握し，再建復興計画を作成します。また，仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。私立学校についても，施設の再建や運営費等の支援を行います。

(イ) 児童・生徒等への支援

市は，児童・生徒等の心的影響，経済的影響，学用品の不足等に対して支援を行います。また，転入・転出手続きについても弾力的に取扱います。

(5) その他避難所の運営に関する措置

市は，避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

6 避難所以外の公共施設の措置

避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では，施設や来館者等の安全確保，負傷者への適切な処置，安全な場所又は避難所への誘導を行います。

また，災害対策本部の指示に基づき，市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所，経路等）を行うとともに，施設及び施設周辺の被害状況をとりとまとめ，災害対策本部へ報告します。

なお，災害等の状況により，一時的な避難の受入れを図る時は，近隣の避難所と連携し，地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等，必要な措置を行います。

7 ボランティアの受入れ

災害対策福祉健康部・調布市社会福祉協議会

「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により，ボランティアを受け入れます。災害ボランティアセンターを通じて，避難所で活動するボランティアを派遣します。

なお，ボランティアの受入れ・派遣については東京都と協働のうえ，福祉関係団体等の協力を得て実施します。

※ボランティアの流れについては，「第2部第2章第5節 具体的な取組【応急対策】6 ボランティア活動との連携」を参照。

8 広域（他縣市町村）避難

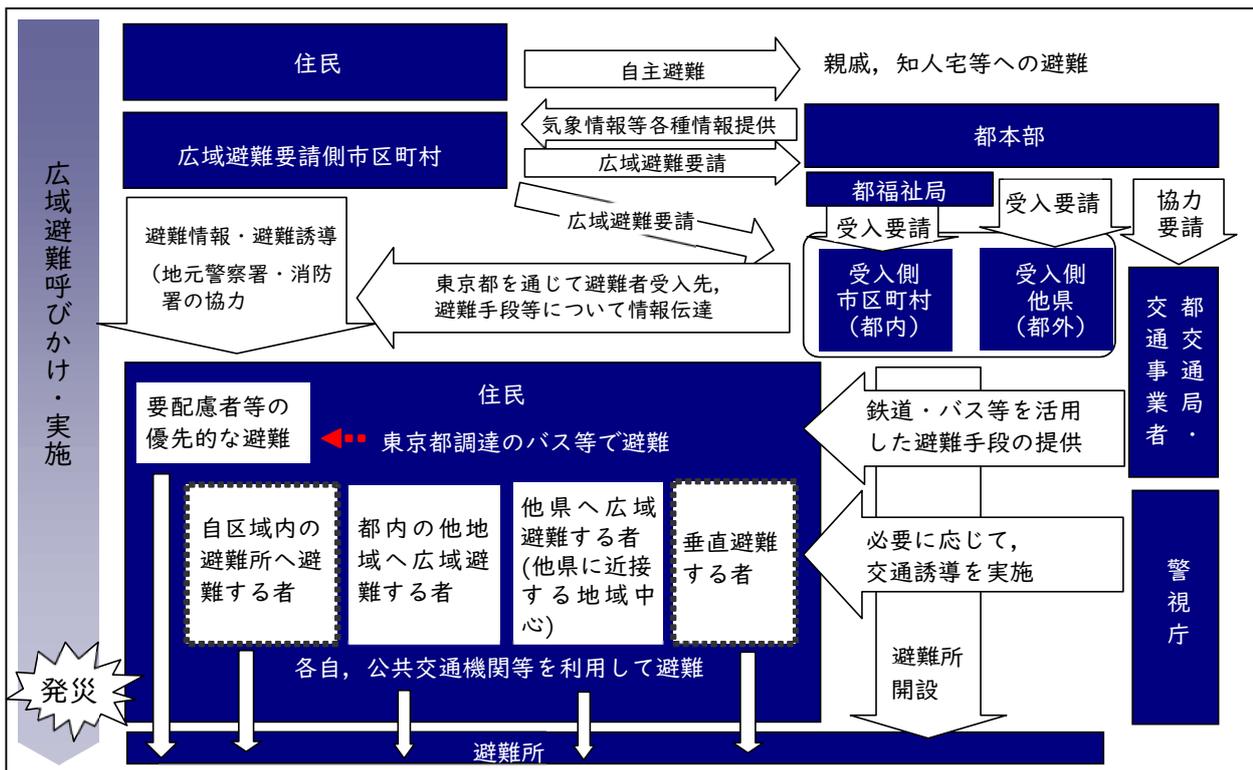
総合防災安全課・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・
 災害対策教育部・教育委員会・都

市長は、市域に係る災害が発生するおそれがある場合、また市域内で避難場所が不足し災害から住民の生命又は身体を保護するため、住民を他縣市町村へ一定期間滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

また、市長は、市域で発生した災害から住民の生命若しくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を都内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

市長は、住民の受入れについて他市町村に協議しようとするときは、災害対策基本法第61条の4第2項又は第86条の8第2項に基づき、その旨を都知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

【避難誘導・イメージフロー】

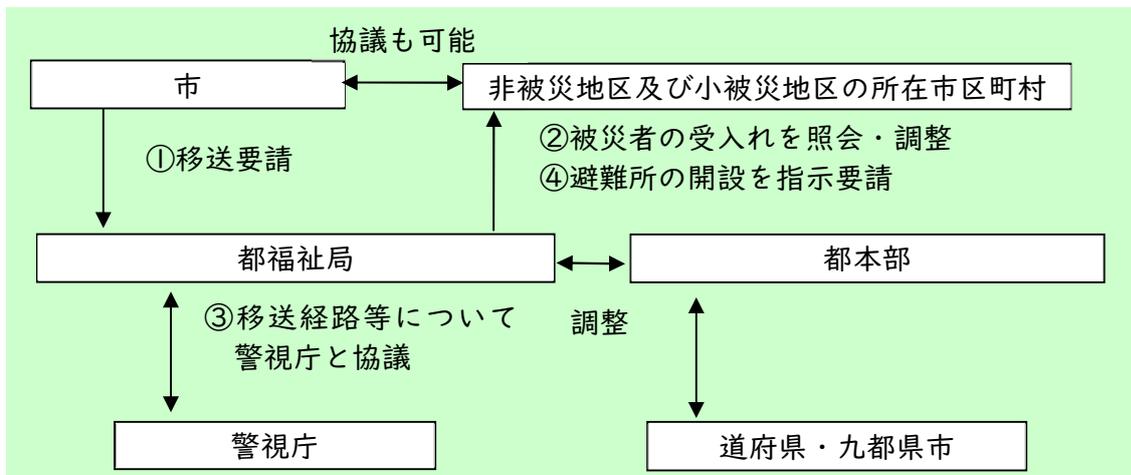


(1) 避難誘導

機 関 名	内 容
市	<p>○ 市長は、大規模災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは都本部に対して、他の市区町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行います。</p> <p>なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の市区町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告します。</p> <p>○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、調布警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行います。</p> <p>○ 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表若しくは避難指示の発令を行います。</p> <p>○ 避難の実施方法としては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者については優先的に避難させること。 ・ 災害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させること。 ・ 災害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させること。 ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させること。 ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行うこと。 <p>○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求めます。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから東京都が調達したバス等で避難先へ向かいます。</p>
調布警察署	<p>○ 市が主体となって行う避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行います。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施します。</p>
調布消防署	<p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市区町村、関係機関に通報します。</p> <p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとります。</p>
調布市消防団	<p>○ 避難指示が発令された場合は、避難指示等の広報活動を行います。</p>

機 関 名	内 容
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害の発生が予想される市区町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入を照会・調整します。 ○ 市区町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、市区町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施します。 ○ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行います。
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他市区町村に対して、避難者の受入に係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定します。 ○ 受入先の決定後、受入先の市区町村長に対して避難者の受入態勢の整備を依頼します。 ○ 避難者の避難方法については、当該市区町村と協議の上、被災の予想される時間又は地域を考慮して決定します。 なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行います。 ○ 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の市区町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行います。
都交通局・交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力します。

(2) 被災者の他地区への移送
 【移送先の決定】



機 関 名	内 容
市（総務部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なとき又は避難所の収容能力を超えることが確実と予想されるときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、都福祉局及び移送先自治体等に要請します。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の市区町村に派遣します。 ○ 東京都から被災者の受入れを指示された市区町村長は、受入態勢を整備します。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元である市は、移送先市区町村に対し運営への協力を要請します。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行います。 ○ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができます。 ○ 市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市区町村長に代わり実施します。
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定します。 ○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入態勢を整備させます。 ○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施します。 ○ 要配慮者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達します。

9 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するほか、LGBTQの方々への配慮についても着意し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとおりです。

取組事例
○ 運営上の工夫（男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等による役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり）
○ 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布）
○ トイレの確保・設置場所の工夫（男女別及び性別にかかわらず誰でも使えるトイレの設置、ユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、場所や経路の防犯上の安全性）
○ プライバシーの確保（間仕切りの設置、男女別や一人用の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、避難者の個人情報管理の徹底）
○ 妊産婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保、衛生的な環境の確保、保健指導、緊急時の対応）
○ 防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置、就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

本章における対策の基本的考え方

○ 物流・備蓄・輸送対策における基本的考え方

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品の確保とともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給することが必要です。

そのために、物資の備蓄及び調達、備蓄スペース・広域輸送基地の整備、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施について、東京都をはじめ関係機関との役割分担体制のもとで万全を期すものとします。

本章では、食料・水・生活必需品の備蓄と供給、それらの輸送体制についての取組について示します。

○ 現在の対策の状況

市では、災害時に避難所となる学校の備蓄コンテナや市内の防災備蓄倉庫に、アルファ米やライスクッキーといった食料（原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定）を3日分備蓄しています。

水は、飲料用として市と東京都水道局との連携による応急給水体制が確保されているほか、ペットボトル水の備蓄や震災用流水式タンクの整備等を行っています。

また、東京慈恵会医科大学附属第三病院が飲料用として使っている井戸の使用に関する協定を結んでいます。

なお、平成26年3月に防災センター（文化会館たづくり）に地下水ろ過システムを設置し、給水体制の強化を図りました。

生活水の確保としては、避難所となる小・中学校28箇所及び大町スポーツ施設に浅井戸が設置されています。生活必需品は、毛布やトイレットペーパー等の一般的な物資のほか、要配慮者向けの備蓄品の整備にも努めています。

市の輸送拠点として大町スポーツ施設を想定しているほか、輸送車両等の確保については、関係事業者と協定を締結し、確保を図っています。

○ 首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要であるとともに、高齢者や食事制限者、女性、子どもなど、多様なニーズへの対応が求められます。また、より充実した生活必需品等の確保のため、事業者との協定等による調達体制を構築していく必要があります。

飲料水は、東京都や関係機関と連携し、水道施設の一刻も早い復旧と応急給水体制の確保が必要です。

また、備蓄物資の保管スペースが不足しており、備蓄コンテナ及び倉庫の増設等を検討するほか、災害時に物資輸送を的確に行える体制の強化、輸送拠点での運営体制を確立していく必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 食料・水・生活必需品等の確保

→＜到達目標＞ 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保、飲料水はおおむね

半径2キロの範囲で給水可能な体制を構築，要配慮者等個別ニーズへの対応など

- ・ 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備
→<到達目標> 備蓄コンテナの増設，新たな倉庫等備蓄スペース確保，大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）の整備
- ・ 輸送体制の整備
→<到達目標> 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保状況

総務部総合防災安全課・環境部

食料備蓄は、主食となるアルファ米を避難所となる29箇所（市立小・中学校，大町スポーツ施設（大町防災倉庫））及び避難所以外の防災備蓄倉庫に，被害想定に基づく避難者の3日分を目途に備蓄しています。また，補助食としてライスクッキーや要配慮者に配慮したお粥，乳幼児の粉ミルクも備蓄しています。

飲料水は，市と東京都水道局との連携により，市内2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水体制の確保が図られております。また，避難所となる各学校においても応急給水設備を整えるとともに，備蓄コンテナや防災備蓄倉庫にてペットボトル水及びアルミ缶水を備蓄しています。その他，市では，市内6箇所に設置した震災用流水式タンク等により給水活動の体制整備に努めています。

生活用水は，避難所29箇所に浅井戸の設置が完了しています。

生活必需品は，従来の一般的な備品だけでなく，要配慮者のための必需品の整備にも努めています。

応急対策資器材は，発電機，投光機，防水シート，携帯トイレ等を配備しているほか，災害発生後の各地区における救出・救護のための救出救護資器材（リヤカー，担架，救急医療品，スコップ，ツルハシ，ジャッキ等）も配備しています。

- 食糧の確保
 - ・アルファ米等は避難者数のおおむね3日分を確保。調布市米穀商組合，マインズ農業協同組合，東京多摩青果株式会社と食料品等の提供について災害協定を締結
- 飲料水
 - ・ペットボトル水又はアルミ缶水備蓄，市立全小・中学校の受水槽に緊急遮断弁設置，深井戸による飲料水提供に係る協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院）
- 生活用水
 - ・避難所となる29箇所に浅井戸設置
- 生活必需品
 - ・避難所設置の備蓄コンテナのほか，市内各地の防災備蓄倉庫に保管

2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備状況

市は，避難者用備蓄物資等の災害対策資器材を保管するため，小・中学校等に備蓄コンテナを配置し，防災備蓄倉庫・防災倉庫を設置しています。

また，支援物資等の受入れを行うため，東京都は，物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し，市は，地域における物資の受入れ，配分等の拠点として地域内輸送拠点の整備を進めています。

その他，地震や風水害時の速やかな災害防止，復旧作業の円滑化を目的に，土のう等の資器材を備蓄する資材倉庫を市内4箇所に設置しています。

- 地域内物資拠点
 - ・ 大町防災倉庫 ・ 染地防災倉庫
 - ・ 小島町防災倉庫 ・ 深大寺北町防災倉庫

3 輸送体制の整備状況

市は、輸送体制の整備のため、東京都トラック協会多摩支部と災害協定を締結しています。

石油燃料の安定供給については、東京都が石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結しています。

また、市は、平成29年に、市内に店舗を構える5つのガソリンスタンドとの間で、災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結しています。

- 輸送体制確保
 - ・ 東京都トラック協会多摩支部と災害協定締結
 - ・ ガソリンスタンド5箇所と災害時における石油燃料の供給に関する協定を締結

第2節 課題

【調布市関連の被害想定】

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月公表)の被害想定データを基に調布市作成)

被害項目		想定される被害(調布市関連)			
避難者数 (4日～ 1週間後)	(調布市)	全体避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数	ケース
	都心南部直下 地震	28,555人	19,037人	9,518人	冬18時 風速8m/s
	多摩東部直下 地震	34,277人	22,851人	11,426人	冬18時 風速8m/s
上水道断水率		(多摩東部直下地震で最大) 20.5%			
帰宅困難者数		22,648人			

※ いずれも、被害が最大のケースを表示しています。

1 食料・水・生活必需品等の確保に向けた課題

首都直下地震等による東京の被害想定に基づいた備蓄物資の確保が必要です。また、体の不自由な要配慮者や食事制限者、子ども、男女の違いなど、住民の多種多様なニーズに配慮した食料・生活必需品を確保することも必要となります。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するため、被害箇所の復旧とともに、復旧までの間の応急給水により必要な飲料水等を確保する必要があります。

また、災害時に防災拠点を担う文化会館たづくりでの飲料水等の確保や市民への給水拠点も必要です。

生活必需品等の調達体制を充実させるため、事業者との災害時協定の締結を進める必要があります。

2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備

市の備蓄スペースが不足しており、備蓄コンテナ・倉庫の増設等、備蓄物資の保管場所の確保が必要であります。

また、災害発生時に迅速かつ的確に被災者へ物資を届けるためには、新たに整備していく倉庫及び輸送拠点の整備が必要です。

3 輸送体制の整備

災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受け入れる輸送拠点の管理運営体制の確立にはじまり、物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要があります。輸送拠点では、物資の積替えや仕分け、各避難所等への配布方法、輸送手段の確保、燃料の確保などの管理運営業務だけでなく、道路の状況確認、輸送路の確保状況などの市災害対策本部との情報共有も必要となります。

輸送拠点における管理運営には、専門的なノウハウが必要であるため、民間の物流事業者等の活用を視野に入れ、協力体制を検討していく必要があります。

第3節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

東京都と市を合わせて、おおむね3日分の食料・生活必需品等の確保に努めます。また、女性・乳幼児・高齢者・障害者等の個別ニーズへの対応を図ります。

東京都や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう、事業者との災害時協定の締結を進めるなど、調達体制の強化を図ります。

(2) 水の確保

市では、東京都が整備する災害時給水ステーション（給水拠点）、避難所の応急給水栓での給水体制について、体制を整備していきます。

また、災害時の本部機能を担う施設での水の確保や、災害時給水ステーション（給水拠点）から遠い地域等への対応方法についても整備します。

生活用水の確保としては、避難所29箇所（市立全小・中学校及び大町スポーツ施設）に浅井戸を設置しており、維持管理に努めていきます。

2 備蓄スペース及び物資拠点の整備

各避難所の備蓄コンテナの計画的増設を図るとともに、新たな倉庫の設置等、備蓄スペースの確保を進めます。

地域内輸送拠点として、東部の大町防災倉庫（大型拠点倉庫）、中央部の小島町防災倉庫のほか、西部、南部の染地防災倉庫、北部の深大寺北町防災倉庫、への拠点整

備を行っていきます。

3 輸送体制の整備

- (1) 輸送体制の整備として、輸送拠点や防災倉庫等から各避難所等への物資配布の方法の確立、物資の集配・拠点ほかの管理運営、燃料の確保を図り、また、道路の状況の確認、輸送路の確保など、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築します。
- (2) 民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていきます。
- (3) 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて必要とされる食料・飲料水・生活必需品・燃料・ブルーシート・土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- (4) 上記の物資供給計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、消防庁の支援を得て無人航空機等の輸送手段の確保に努めます。

第4節 到達目標

1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

災害発生後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、市と東京都が連携し、災害発生後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を備蓄などにより確保します。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄を推進します。

- 新被害想定に基づいた備蓄物資の確保
- 備蓄物資：食料3日分の確保
- 飲料水：ペットボトル水又はアルミ缶水備蓄及び地下水ろ過システムによる自己水の確保を行うとともに、災害時給水ステーション及び避難所の応急給水栓を含み、おおむね半径2キロの範囲で給水可能な体制を構築する。

2 女性・要配慮者等個別ニーズへの対応

多様な避難者（女性・乳幼児・高齢者・障害者等）の個別ニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、調達体制の強化を目指す。

3 備蓄コンテナ，防災備蓄倉庫，地域内物資拠点等の確保

各避難所の備蓄コンテナを計画的に増設するとともに，新たな倉庫や地域内物資拠点の設置等備蓄スペースを確保します。

4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷捌き作業を，民間の物流事業者等のノウハウを活用し，円滑に進める体制を構築します。

また，物資輸送のオペレーション体制を再構築し，災害発生時において，物資輸送に関する情報収集，判断，連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにします。

- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築
 - ・ 輸送拠点の管理運営（支援物資の荷捌きや各避難所等への物資配布方法等）
 - ・ 輸送手段の確保
 - ・ 燃料の確保
 - ・ 道路の状況確認，輸送路の確保状況 など

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 食料・水・生活必需品等の確保 | 3 輸送車両等の確保 |
| 2 備蓄スペースの確保及び輸送拠点の整備 | 4 燃料の確保 |

I 食料・水・生活必需品等の確保

総務部・環境部

市は、市民等に対し、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）を周知啓発します。

市は、多様な被災者のニーズを考慮しながら、備蓄品の整備を行うとともに、事業者等との協定により多様な物資等の確保体制の充実を図ります。特に食料、飲料水、生活必需品は、最大避難想定人数の3日分を目処に製品の確認を行いながら確保します。

なお、現在保管スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていきます。

(1) 食料の確保

食料については、原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定し、各小・中学校の備蓄コンテナ、防災備蓄倉庫及び防災倉庫にアルファ米、ライスクッキー、高齢者・乳幼児用のお粥や粉ミルク等の備蓄を進めています。さらに、生鮮食品の供給体制を確保するため、米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と協定を締結しているほか、市内のスーパー・小売店等と連携を進め、食料品の提供等について協定を締結していく必要があります。

ア 米穀・生鮮食品等の確保

調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保します。

イ 高齢者等に配慮した備蓄

高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄を進めていきます。

ウ 食事制限者に配慮した備蓄

食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食（28品目不使用品）の備蓄を進めていきます。

エ 乳幼児のミルク

乳幼児向け粉ミルクについては、最低量の備蓄を市が行います。
なお、必要とする水についてもあわせて備蓄します。

(2) 飲料水・生活水の確保

ア 態勢

各避難所では耐震化された給水管と直接つなげる応急給水栓を設置しています。また、これらの水道管からの供給が不通になった際の給水設備については、各避難所で確保されている水の容量は異なりますが、受水槽、高置タンクからの給水で避難者1,000人を対象として3日分の飲料水を確保しています。

イ 飲料水・生活水の確保

(ア) 飲料水

飲料水については、都水道局と連携し、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水を行うとともに、各避難所にて、飲料水用給水槽の備蓄を進めています。

(イ) 備蓄飲料水

災害発生直後の避難所においても、飲料水の供給ができるよう備蓄コンテナ及び防災備蓄倉庫にてペットボトル水の備蓄も進めています。

(ウ) たづくりの整備

災害時の防災拠点を担う文化会館たづくりに地下水ろ過システムを設置し飲料用の水を確保するとともに、市民への給水拠点とします。

(エ) 生活用水

避難所29箇所に整備済の浅井戸から適切に供給できるように、維持管理に努めるとともに、住民への周知を図ります。

ウ 給水拠点の整備

これらの避難所内の給水手段が途絶した場合は、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所や文化会館たづくり西館の地下水利用システムの活用のほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院で水の供給を予定しております。

複数の供給手段を備えることで避難所及び在宅避難者の飲料水の供給体制を整えています。

【東京都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
東	仙川配水所 (仙川町3-6-17)	970 m ³	R C 造 2池	自家発電設備 (応急給水用)	320 m ³
西	上石原配水所 (上石原1-34-7)	3,380 m ³	// 3池	自家発電設備	1,120 m ³
	調布西町給水所 (西町717)	20,000 m ³	// 4池	自家発電設備	6,660 m ³
北	深大寺給水所 (深大寺南町5-56-1)	29,700 m ³	// 5池	自家発電設備	9,900 m ³

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
調布市	文化会館たづくり西館 (小島町2-33-1)		地下水利用システム	自家発電設備	200m ³ /日
狛江市	東京慈恵会医科大学 附属第三病院 (狛江市和泉本町4- 11-1)		協定による飲料水の 給水	自家発電設備	720m ³ /日

(3) 生活必需品の確保

生活必需品は、毛布、肌着、紙おむつ、衛生用品等の日常生活に最低限必要な物資の確保を行っているほか、季節の特性に考慮し、扇風機や暖房器具等の備蓄も行っていきます。

また、高齢者・障害者・乳幼児・女性など、様々な避難者のニーズに対応した物資や、感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材の確保に留意していきます。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、ホームセンター等の多品目取扱事業者との災害時協定締結を視野に入れ、推進します。

(4) 各種マニュアルの作成

ア 食料及び生活必需品等供給マニュアルの作成

市総務部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の調達→集積所）を作成しておきます。

市生活文化スポーツ部は、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル（食品等の集積所→被災者）を作成しておきます。

イ 給水マニュアル等の作成

市環境部は、給水活動に関するマニュアルを作成しておきます。

2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備

総務部

(1) 備蓄スペースの確保

備蓄場所の不足に対応するため、今後は公共施設の建替や改修に伴う倉庫設置や防災拠点の整備などを行い、避難所となる学校の余裕教室の活用なども含め、備蓄スペースの確保を進めていく。

資料編 53：防災備蓄倉庫，防災倉庫

資料編 54：大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）

資料編 55：災害応急対策資材倉庫

資料編 56：備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

(2) 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内物資拠点を指定し、都福祉局に報告します。

地域内物資拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用を図ります。

避難所として指定した学校等での備蓄スペースの確保に努める等、分散備蓄を進めるよう努めます。

【物資拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管，地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫，トラックターミナル，ふ頭，空港，民間倉庫など。 調布市内では，東京都調布飛行場が該当
地域内輸送拠点 (大型拠点倉庫)	市区町村の地域における緊急物資等の受入れ，配分，避難所への輸送等への拠点。 市内東部，西部，南部，北部，中央部の5地域に整備を予定 【東部】大町防災倉庫，【中央部】小島町防災倉庫

3 輸送車両等の確保

(1) 車両の調達

市が輸送手段として必要とする車両については、原則として各部保有の車両を一時的に市災害対策本部が管理し、その運用を調整し配車するものとします（各部の保有車両及び調達可能数は、資料編57のとおり）。

市保有の車両で不足が生ずる場合は、協定先の東京都トラック協会多摩支部をはじめ、関係機関に対し車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達します。

(2) 車両の供給の要請

市災害対策本部において所要車両の調達が不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんの要請をします。

(3) 車両の手配

ア 配車基準

市災害対策本部は市保有車両及び調達車両の配分等について、災害の状況に応じた対応をあらかじめ定めておきます。

イ 配車請求

各部において車両を必要とするときは、次の事項を車両調達請求書に明示し、市災害対策本部事務局へ請求します。

- ・車種
- ・台数
- ・日時及び引渡場所

ウ 車両運行等の記録

市災害対策本部は、配車車両の輸送記録、燃料の受払及び修理費等について記録し、その事務完了後、速やかに本部長へ報告します。

(4) 緊急通行車両等の確認

災害対策総務部・調布警察署

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなります。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、調布警察署長が行います。

確認を受けた車両使用者には、標章及び証明書を交付します。

ア 事前申出

各部・関係機関

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は、災害発生前において調布警察署に事前に確認申出を行うことで、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付されます。

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

資料編 57：各部車両所要数量一覧表

資料編 58：輸送記録簿

資料編 59：燃料及び消耗品受払簿

資料編 60：修繕費支払簿

資料編 61：車両、舟艇調達請求書

資料編 62：緊急通行車両等の種類

4 燃料の確保

災害対策総務部

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給が図れるよう、市内事業者との「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」及び東京都が石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、燃料供給の受入態勢等について市内事業者・東京都と調整していきます。

さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していきます。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛けています。

【応急対策】（地震直後の行動）

1 食料・水・生活必需品等の供給	4 広域物資輸送基地・地域内輸送拠点の確保
2 物資の調達要請	5 輸送車両の確保
3 義捐物資の取扱い	6 燃料の供給

震災編 第2部

【主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	復旧対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> ○各避難所からの情報収集 ○関係機関への応援要請 ○炊出し用米穀等の買い付け ○各避難所への食料の供給 ○備蓄資材の配送 ○救援物資の受入れ及び配送 <ul style="list-style-type: none"> ○食料の炊出しの実施 ○応急給水 ○関係機関への応援要請 	
都福祉局		○備蓄倉庫の被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○都備蓄倉庫から備蓄品の搬送 ○関係局への食料調達要請 ○事業者等への調達要請 <ul style="list-style-type: none"> ○広域搬送基地の開設 ○ストックヤードの開設 ○他縣市からの受入れ 	
都生活文化スポーツ局			○生協連への加工食品等の調達・要請	
都産業労働局			○米穀・副食品等の調達・要請	
都中央卸売市場			○生鮮食料品の調達・要請	
都水道局			○応急給水の実施	

1 食料・水・生活必需品等の供給

災害発生後、市は東京都など関係機関と連携して、食料・水・生活必需品等の確保及び迅速な供給にかかる応急活動を実施します。

特に、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料・水・生活必需品等の円滑な供給に十分配慮します。

(1) 食料の供給

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

震災の発生によって、食品の流通機構は混乱状態になることが予想されるので、平常時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を即時調達し得る措置を講じておきます。

ア 食品給与基準

(ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する食品等の給食の基準は、災害救助法適用後において適される給食の基準を準用します。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用食品給与限度額以内とします。

イ 食料の供給

被災者への食料の供給は、避難所等において災害救助法に定める基準に従って行います。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市備蓄の食料等を支給します。

道路機能確保が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、米飯等による炊出しを行います。炊出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保します。炊出し等による食品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉局に応援を要請します。

備蓄物資として都総務局が市内に事前に配置してあるもの（アルファ米等）は、都総務局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与します。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告します。

(ア) 給食の順位

被災者に対する給食は、原則として高齢者、障害者、児童等の要配慮者を優先して実施します。

具体的な順位については、避難所運営マニュアル、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアル等に従って実施します。

(イ) 給食の範囲

被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象として実施するが、

必要に応じて在宅被災者に対しても実施します。

(ウ) 給食の記録及び報告

各避難所で実施する炊出し及び食品の配布については、避難所責任者等が随時その状況を市災害対策本部に報告するとともに、炊出し給与簿（資料編63）により活動状況を記録します。

資料編 63：炊出し給与簿

(2) 水の供給

災害対策環境部

市は、震災時における被災者の生命維持に不可欠な飲料水の確保について、都水道局と連携して的確かつ迅速な応急措置を講じます。

ア 応急給水活動

(ア) 応急給水施設での応急給水

次の応急給水施設において、応急給水を実施するものとします。

給水所・配水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）においては、水道局が応急給水資器材を設置し、市が市民への給水を行います。

流水タンク及びその他の施設については、市が応急給水用資器材の設置及び市民への給水を行います。

なお、飲料水は被災者自らが容器を持参し、応急給水施設に出向いて給水を受けることを原則とします。

【応急給水施設】

区分	施設名等	所在地
給水所・配水所	仙川配水所	仙川町3-6-27
	上石原配水所	上石原1-34-7
	調布西町給水所	西町717
	深大寺給水所	深大寺南町5-56-1
流水タンク	品川通り下	菊野台2-34
	調布中学校	富士見町4-17-1
	第四中学校	若葉町3-15-1
	布田小学校	染地1-1-85
	第一小学校東側	小島町1-9
	神代中学校	佐須町5-26-1
その他	文化会館たづくり西館	小島町2-33-1
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市泉本町4-11-1

(1) 臨時の応急給水施設

配水管、給水管の復旧状況に応じて、消火栓からの路上給水を実施します。臨時の応急給水施設を設置するときは、周辺住民に対して十分な広報を行ってから実施します。

(ウ) 避難所への応急給水

避難所への応急給水は、施設に設置されている受水槽の積極的利用や備蓄しているペットボトル水の提供、及び避難所応急給水栓を活用した応急給水等で対応します。

これ以外に、給水車その他の車両等により、避難所へは巡回輸送を実施します。給水車等からの水は、備蓄している飲料水用給水槽を利用し受水します。

(I) 医療機関等への応急給水

病院等医療機関や福祉施設等から緊急の給水要請があった場合は、車両等により応急給水を行います。

(オ) 自衛隊への支援要請

必要に応じて、応急給水活動のため、自衛隊への支援要請を行います。

イ 給水基準

震災時の飲料水の確保は、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日当たり3Lを基準とする。

(3) 生活必需品等の供給

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか常に取扱業者と連絡のうえ、市が調達可能数量を把握し、震災時に速やかに搬出できるよう、日ごろから救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画しておきます。

市において供給が困難な場合は、知事に応援を要請します。

備蓄物資として、都総務局が市内に事前に配置してあるもの(毛布、敷物等)は、都総務局長の承認を得て市区町村が輸送し被災者に給(貸)与します。ただし、緊急を要する場合は事後に報告するものとします。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを考慮し、適切な供給に努めます。

ア 生活必需品等の備蓄体制

市は、家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者保護のため、毛布・肌着セット等を備蓄します。

イ 生活必需品等給与基準

(ア) 災害救助法適用前

市の責任において実施する被災者に対する生活必需品等の給与の基準は、災害救助法適用後において適される給与の基準を準用します。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則に規定する被災者用給与基準に基づいて実施します。

ウ 生活必需品等の配布等

(ア) 配布する品目

被災者に配布する品目は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内で行います。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等）
- ・炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、はし等）
- ・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ、生理用品、マスク、ウエットティッシュ等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

(イ) 配布の順位

被災者に対する配布は、原則として高齢者、障害者、児童等を優先して供給します。

(ウ) 配布の範囲

被災者に対する配布は、主として避難所収容者を対象として実施するが、必要に応じて在宅被災者に対しても実施します。

なお、被災者が他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとします。

2 物資の調達要請

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部

市は、食料・水・生活必需品等の供給に必要な量を調達することとします。ただし、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領します。

(1) 食料の調達体制

ア 米穀の調達

市は、調布市米穀商組合との協定を活用します。

これによってもなお不足する場合は、都福祉局に要請します。

イ 弁当の調達

市は、食料確保の一手段として、弁当の調達体制についても整備します。

(2) 副食品、生鮮食品の確保

米飯給食に必要な副食品や調味料、生鮮食品等は、市内業者、農家等から市が調達します。

なお、生鮮食品は、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社との協定も活用します。

これによってもなお不足する場合は、都福祉局に要請します。

(3) 生活必需品等の調達体制

市は、被害の状況及び避難所収容者数に基づき必要数量を把握し、速やかに市内又は近隣市の業者から生活必需品等を調達します。この際、同一規格かつ同一価格のものを購入するよう努めます。

市の調達量に不足があるとき、または調達不可能な場合は、都福祉局に物資の調達を要請します。

3 義捐物資の取扱い

災害対策総務部・災害対策福祉健康部

市は、都福祉局と連携し、義捐物資の取扱いについて、避難所の収容状況や生活必需品等の物資の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受入先等調整などの対応を行います。ただし、下記中央防災会議最終報告を参考に、小口、混載の支捐物資の抑制を図ります。

※平成24年7月31日の中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」

4 広域物資輸送基地・地域内輸送拠点の確保

あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、東京都は広域物資輸送基地を、市は地域内輸送拠点を開設します。開設に際しては状況に応じて人員の派遣等を行うとともに、基地・拠点の周知徹底を図ります。

地方公共団体は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めます。

5 輸送車両の確保

災害対策総務部

輸送手段として必要とする車両については、原則として各部保有の車両を一時的に市災害対策本部が管理し、その運用を調整し配車します。

市保有の車両で不足が生ずる場合は、関係機関に車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達します。

また、他市及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中的に受入れを行います。

所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっせんを要請します。

6 燃料の供給

災害対策総務部

市は、給油の必要が生じた場合、「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」に基づき、市内事業者に給油を依頼します。

また、災害発生時に東京都が締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき燃料供給を受けられるよう、東京都と連携・調整していきます。

【復旧対策】（地震後の行動）

- | | |
|--------------|----------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活水の確保 |
| 2 炊出し | 5 物資の輸送 |
| 3 水の安全確保 | |

1 多様なニーズへの対応

災害対策総務部

市はボランティア・市民活動団体等と連携しながら、時間とともに変化する避難者のニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、物資の配布方法についても配慮します（生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど）。

市は、必要な物資の確保のため、東京都による広域的支援を要請し、事業者と連携した調達体制を整えます。

企業、団体からの大口の義捐物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討します。

2 炊出し

災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊出しにより給食を行います。

ボランティア・市民活動団体等と連携し、円滑な炊出しの実施に努めるものとします。

なお、炊出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施します。

市において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与が困難な場合は、都福祉局に応援を要請します。

3 水の安全確保

災害対策環境部

市は保健所等が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行います。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導します。

ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知します。

4 生活水の確保

災害対策環境部・市民・事業者

市は、避難所が断水した場合には、学校のプール、災害時協力井戸等で生活水を確保します。

市民・事業者は、それぞれの事業所・家庭等で断水した場合には、汲み置き、災害時協力井戸、河川水等によって水を確保します。

5 物資の輸送

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策環境部

食料や生活必需品等の輸送に関しては、市がその方法について定めるとともに、地域内輸送拠点等を指定して、都福祉局に報告し、その地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送します。

○ 食料・生活必需品等の集積及び輸送

災害対策生活文化スポーツ部は、各方面から輸送されてくる食料や生活必需品等を、地域内輸送拠点等で受け入れて分類し、災害対策環境部と連携しながら、計画的に各避難所等に輸送します。

第11章 放射性物質対策

本章における対策の基本的考え方

○ 放射性物質対策における基本的な考え方

東京都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域^{※1}、調布市及び東京都は含まれていませんが、放射性物質等による影響のおそれがある場合に備え、市民への迅速で適切な情報提供や放射線量の測定、放射性物質の検査等の対策が必要です。

現に、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220Km 離れている東京においても、様々な影響を受けました。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要があります。

本章では、放射性物質対策について、市の初動態勢、市民の不安の払拭と安全の確保等を図るために、迅速・正確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示します。

※1 原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定し、平成30年7月に全改正（令和5年11月一部改正）した「原子力災害対策指針」において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域です。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要です。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めています。

○ 現在の対策の状況

放射性物質等の使用、販売、廃棄等に関しては、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、原子力規制委員会が所管し立入り検査の実施等により平常時のみならず、震災時を考慮した各種安全予防指導を実施しています。

また、東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と市内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線の測定を行うなど臨機応変に対処しました。

○ 東日本大震災を踏まえた課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要です。

また、正確な情報提供や問合せに対応する相談窓口を整備する等の対策を講じる必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 関係部の役割分担を明確化し、市の体制を整備
 - <到達目標> 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築
- ・ 市民の不安払拭のための情報提供策の構築
 - <到達目標> 適切な情報提供等により市民の不安を払拭

第1節 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりです。

1 市有施設等における放射線測定・放射性物質検査

子ども生活部・環境部・教育部・教育委員会

- (1) 学校、保育園、公園等市有施設における空間放射線量測定
- (2) 市内農作物及び学校給食食材等の放射性物質検査
- (3) 線量計の市民への貸出
- (4) ごみ処理施設の焼却灰に対する放射線量測定・放射性物質検査

2 市民への正確な情報提供等

放射能に関する市民の相談等について、専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに、ホームページ上にQ & A集を掲載する等、市民ニーズに合わせた情報提供を実施しました。

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できる体制の構築が必要です。

- (1) 原子力施設等の緊急事態に対する庁内体制の構築
- (2) 放射能測定体制の充実

2 市民への情報提供策の構築

市民に対し、以下のような情報提供策を講じることが必要です。

- (1) 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供
- (2) 農産物の安全性の確保
- (3) 出荷制限等に関する情報の提供
- (4) 測定結果や問合せに対応する窓口の整備

第3節 対策の方向性

1 関係局の役割分担の明確化

これまでに各部でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる市の体制を構築します。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の不安払拭のための情報提供策を構築します。

第4節 到達目標

1 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、市災害対策本部の下に、関係部で構成する放射線対策チームを設置し、被害情報等の情報共有化や必要な連絡調整を行う等、各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築します。

2 適切な情報提供により市民の不安を払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農産物、学校や保育園等市有施設での放射線量を測定し、公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。

第5節 具体的な取組

【予防対策】(地震前の行動)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 情報伝達体制 | 3 放射線等使用施設 |
| 2 市民への情報提供等 | |

1 情報伝達体制

(1) 放射性物質等に対応できる体制の構築

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を検討します。

(2) 放射能測定体制の充実

市は、放射性物質等による影響を正確に把握できるように、あらかじめ線量計を確保する測定地点を指定するなど、放射能測定体制の充実に努めます。

2 市民への情報提供等

(1) 情報提供体制の整備

市は、国や東京都との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備します。

(2) 広報活動の実施

市及び東京都は原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力災害とその特性に関すること
- ウ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- エ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること
- オ 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

(3) 原子力防災に関する教育の充実

市及び東京都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めます。

3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射線障害防止法に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）^{*}の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じています。

市では、関係各部がそれぞれのR I対策を推進するとともに、調布消防署では、核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質等を貯蔵、又は取り扱う事業者等を、火災予防条例に基づく届出により把握しており、関

係機関において、必要な情報の共有を図っていきます。

※R I（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（テクネシウム，ラジウム等）のことで，核医学検査及び放射線治療で使用

【各機関の役割分担】

機 関 名	対 策 内 容
総務部 福祉健康部 生活文化スポーツ部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視体制の強化，法制上の問題，災害時の安全対策等についての協議 ○ 関係各々がそれぞれのR I対策を推進
調布消防署	○ 核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵，又は取扱う事業者を火災予防条例に基づき把握
都保健医療局	○ R I管理測定班を編成し，地域住民の不安除去に努めること

【応急対策】（地震直後の行動）

1 情報伝達体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 市民への情報提供等	4 核燃料物質等運搬中の事故

1 情報伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる市の体制を整備します。

放射線対策チームを設置します。

(2) 詳細な取組内容

災害対策本部長は、放射線に係る災害の発生状況を勘案し、必要に応じて市災害対策本部の下に、市各部署で構成する放射線対策チーム（以下「対策チーム」という。）を設置します。

ア 対策チームでは、市各部署が連携した対応策を実施するため、情報の共有化及び必要な連絡調整を行います。

（構成メンバー）

行政経営部，総務部，環境部，福祉健康部，生活文化スポーツ部，子ども生活部，教育部

イ 対策チームの事務は総務部が担当します。

2 市民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

放射線量の測定と、その結果についての情報提供を行います。

【各機関の役割分担】

機 関 名	対 策 内 容
災害対策行政経営部	○ 正確な情報提供（市報等による広報）
災害対策総務部	○ 対策チームの事務局 ○ 緊急を要する情報提供（防災行政無線，防災・安全情報メール，調布FM等）
災害対策環境部	○ 放射線量の測定や放射性物質の検査と，内容・結果の公表 ○ 三鷹市，ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等と連携し，焼却施設等における放射線量の測定と情報提供 ○ 環境省や東京都等の関係機関との連絡調整 ○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線の測定，情報提供
災害対策福祉健康部	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応

機 関 名	対 策 内 容
災害対策生活文化スポーツ部	○ 国や東京都が実施する農産物の放射性物質検査結果の情報提供
災害対策子ども生活部	○ 保育園や児童館等の施設の放射線量測定と情報提供
災害対策教育部	○ 市立小・中学校での放射線量測定と情報提供 ○ 学校給食食材の放射線量測定と情報提供
都水道局	○ 浄水場原水、浄水等の放射性物質測定及び情報提供

(2) 詳細な取組内容

災害対策行政経営部・災害対策総務部

- ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力被害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするために、市民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。
- イ 情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。

災害対策環境部

- ア 市内における放射線量の測定を実施するとともに、測定内容及び測定結果を公表します。
- イ 三鷹市、ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等の関係機関と連携し、ごみ焼却施設等における放射線量測定と情報提供を行います。
- ウ 環境省大気環境測定局、都環境局等の関係機関から得られた情報を提供します。
- エ 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表します。

災害対策福祉健康部

- ア 医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供します。
- イ 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応を行います。

災害対策生活文化スポーツ部

国や東京都が実施する農産物の放射性物質検査結果について、必要に応じて市民に対し情報提供に努めます。

災害対策子ども生活部

保育園、児童館等の施設において、放射線量を測定するとともに、測定の内容及び結果について情報提供を行います。

災害対策教育部

- ア 市立の各小・中学校で定期的に空間放射線量の測定を行うとともに、測定方法と測定結果について、ホームページに掲載するなどの手段により情報提供を行います。
- イ 学校給食に使用される食材に関して、放射線量の測定を行うとともに、測定結果及び産地の表示について情報提供を行います。

都水道局

浄水場原水・浄水等の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、測定内容及びその結果について、情報提供を行います。

3 放射線等使用施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

- ア 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、ただちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっています。
- イ 市は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずるよう東京都を通じて原子力規制委員会に要請します。

【各機関の役割分担】

機 関 名	対 策 内 容
災害対策総務部	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
調布消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

資料編 64：放射性物質等関係施設一覧表

(2) 詳細な取組内容

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

- 市は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて次の措置を行います。
- (ア) 住民に対する避難の指示等
 - (イ) 住民の避難誘導
 - (ウ) 避難所の開設
 - (エ) 避難住民の保護
 - (オ) 情報提供、関係機関との連絡
 - (カ) その他、災害対策上必要な措置

調布消防署

ア 放射性物質の露出，流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし，使用者に次の各措置を取るよう要請します。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出，流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出，流出に伴う危険区域の設定等，人命危険に関する応急措置

イ 事故の状況に応じ，火災の消火，延焼の防止，警戒区域の設定，救助，救急等に関する必要な措置を実施

4 核燃料物質等運搬中の事故

(1) 対策内容と役割分担

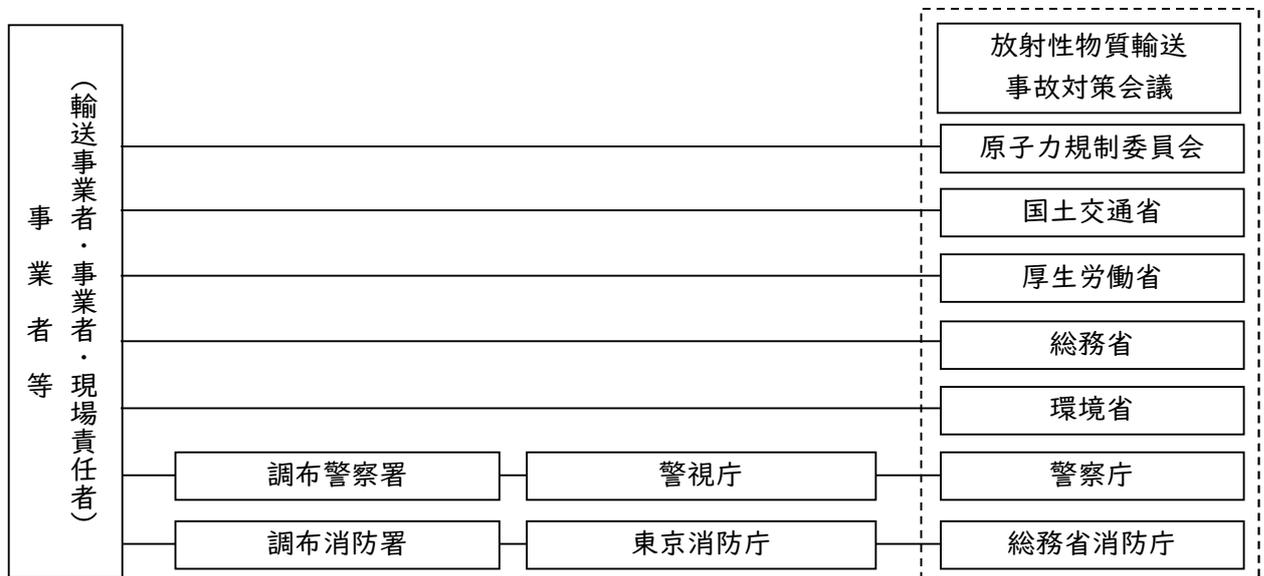
核燃料物質の輸送中に，万一事故が発生した場合のため，国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じます。

【各機関の役割分担】

機 関 名	対 応 措 置
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省 消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 事故の通報を受けた都総務局は，東京都の窓口として，ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに，国とも連携を密にし，専門家の派遣要請や住民の避難などの必要な措置
市災害対策総務部 その他関連部署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時に必要に応じて行う措置・住民に対する避難の指示等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導 ・避難所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供，関係機関との連絡
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし，事故の状況に応じた交通規制，警戒区域の設定，救助活動等の必要な措置

機 関 名	対 応 措 置
調布消防署	○ 事故の通報を受けた東京消防庁（調布消防署）が行う措置 ・直ちにその旨を都総務局に通報 ・事故の状況把握 ・事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置
事業者	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）が行う措置 ・事故発生後ただちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急措置

(2) 業務手順（核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制）



(3) 詳細な取組内容

原子力規制委員会、国土交通省、厚生労働省、総務省、環境省、警察庁、総務省消防庁

ア 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行います。

- (ア) 事故情報の収集、整理及び分析
 - (イ) 関係省庁の講ずべき措置
 - (ウ) 係官及び専門家の現地派遣
 - (エ) 対外発表
 - (オ) その他必要な事項

イ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣します。

ウ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を

実施します。

エ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行います。

都総務局

事故の通報を受けた場合、東京都の窓口として、ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じます。

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策子ども生活部・ 災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会

ア 市民に対する指示，誘導

市は、関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

(ア) 市民に対する避難の指示

(イ) 市民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設，避難住民の保護

(エ) 情報提供，関係機関との連絡

(オ) その他，災害対策上必要な措置

調布警察署

ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行います。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示します。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとります。

調布消防署

ア 事故の状況に応じた消防活動

調布消防署は、事故の状況に応じて、専門家と連携して、次のような措置を実施します。

(ア) 火災の消火

(イ) 延焼の防止

(ウ) 警戒区域の設定

(エ) 救助、救急等に関する必要な措置

事業者等

ア 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じます。

イ 警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとります。

【復旧対策】（地震後の行動）

<p>1 保健医療活動 2 放射性物質への対応</p>	<p>3 風評被害への対応</p>
---------------------------------	-------------------

震災編 第2部

1 保健医療活動

(1) 対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行います。

【各機関の役割】

機 関 名	対 策 内 容
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 行政からの要請に基づき、保健所等への外部被ばく線量の測定に関する要請

(2) 詳細な取組内容

ア 市は、市民の放射線による健康への影響等の不安を解消するために、相談窓口を設置

イ 住民の求めに応じ、外部被ばく線量の測定を実施するよう保健所に要請

2 放射性物質への対応

(1) 対策内容

【各機関の役割】

機 関 名	対 策 内 容
災害対策子ども生活部 災害対策環境部 災害対策教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 測定結果に応じた除染の必要性検討

○ 測定結果に応じた除染の必要性検討

市は、放射線量測定の結果に応じて、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。

(2) 詳細な取組内容

○ 除染の必要性検討

市は、市内の放射線量の測定結果等の状況を踏まえ、洗浄、堆積物の除去、土地の改良などの除染作業の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。

3 風評被害への対応

(1) 役割分担と対策内容

○ 正しい情報の提供

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じます。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する必要があります。

【各機関の役割分担】

機 関 名	対 策 内 容
災害対策行政経営部	○ 正確な情報に基づいた広報活動
災害対策生活文化スポーツ部	○ 国や東京都が実施する農産物の放射性物質検査結果について、必要に応じて市民に対し情報提供 ○ 東京都と連携して市内農産物の安全性のPR ○ 市内企業の製品や市内への観光等への風評被害防止のため、安全性のPRを行うとともに、放射性物質に関する正確な情報提供

(2) 詳細な取組内容

災害対策行政経営部

ア 東京都、市各部及び関係機関等から提供された情報に基づき、風評被害の防止又は軽減につながる情報を、市報、ホームページ、SNS等のあらゆる広報媒体を活用して、安全性のPRに努めます。

災害対策生活文化スポーツ部

ア 国や東京都が実施する農産物の放射性物質検査結果の情報提供

国や東京都が実施する農産物の放射性物質検査の結果について、必要に応じて市民に対し情報提供をすることで、安全性のPRに努めます。

イ 販促イベント等風評被害対策の実施

風評被害の払拭を目的として、消費者に向け様々な情報提供を行うとともに、販売促進イベント等を実施します。イベントの実施に当たっては、効果的に安全性をPRするとともに、対面販売時に正確な情報提供を行うなど、市民が安心して購入をできるよう努めます。

ウ 市内企業や市内観光への風評被害防止

市内企業の製品や市内観光エリアの安全性に関するPRを積極的に行い、風評被害の防止及び軽減を図ります。

第12章 住民の生活の早期再建

本章における対策の基本的考え方

○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方

震災発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、被災した人々が一日でも早く生活を再建し、従前の生活に戻れるよう対策を講じることが重要です。

本章では、罹災証明書の交付、応急住宅、応急修理、応急教育、災害時保育、トイレ対策及び災害廃棄物処理体制等の市民の生活再建についての対策を示します。

○ 現在の対策の状況

市は、市立全小・中学校では、教職員の震災時の初期対応を検証した「震災時対応シミュレーション」を作成したほか、毎年4月第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、市立小・中学校が一斉に命に関する教育や防災に関する活動等を実施しています。

発災時のトイレ機能の確保に向け、下水道マンホールの耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきました。

災害に伴って発生する廃棄物の処理に向けて準備を進めることにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的として、「調布市地域防災計画」を補完する「調布市災害廃棄物処理計画」（令和6年3月）を策定しました。

また、罹災証明書の迅速な交付が可能となる被災者生活再建支援業務に係るシステムを導入（平成27年3月）しました。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

新たな被害想定では、675棟の建物が全壊し、2,603棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や3万人を超える避難者の発生が想定されています。

こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、罹災証明発行を迅速に行う体制を整備するとともに、災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 生活再建対策の早急な実施
 - <到達目標> 生活再建のための「罹災証明書」交付手続き等の迅速化、応急仮設住宅供与等体制の構築
- ・ 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え
 - <到達目標> 災害用トイレ及び処理体制の確保
- ・ 災害廃棄物の集積所及び仮置場と最終処分場の確保
 - <到達目標> 災害廃棄物の広域処理体制の構築

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期発行が可能となるシステム（被災者生活再建支援業務に係るシステム）を導入しました。

また、災害発生時の被災者生活の早期再建に資するため、東京都と市区町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定しています。

さらに、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅など応急仮設住宅の早期確保については、各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めています。合わせて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしています。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進します。

また、各避難所に災害用トイレを備蓄しています。このほか、国、東京都、災害派遣トイレネットワークからの支援によりトイレトラックの活用を行います。

3 災害廃棄物処理

災害時には、平時と同様に家庭から排出される生活から発生するごみ（以下、生活ごみ）と合わせて、一時的に大量の災害廃棄物が排出されます。処理体制は平時を基本とし、収集・運搬は市、中間処理はふじみ衛生組合（ふじみ衛生組合・組織市：三鷹市・調布市）と連携して行います。

令和4年のクリーンプラザふじみの焼却処理能力は、年間75,355トンとなっている。

令和6年3月、災害時に早期の復旧・復興に向けて処理体制を確保し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する事項を定める「調布市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

平常時から災害後に想定される事態にあらかじめ備え、計画の実効性を高めることで、発災初動期の混乱を最小限にとどめ、なおかつ迅速な処理に向けて準備を進めることにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障の防止を目的としています。

この中で対象とする災害廃棄物は下記の表によるものとします。

廃棄物の種類		定義	
一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	片付けごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの
		損壊家屋の解体廃棄物	損壊家屋の解体により発生する廃棄物
		その他	道路機能確保や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 その他，災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	避難所ごみ	避難所において避難生活から排出される，生活から発生するごみ
		し尿	避難所や被災地域に設けられた仮設トイレ等からの汲み取りし尿や，災害に伴って便槽に流入した汚水
	生活ごみ，し尿		家庭から排出される生活から発生するごみ及びし尿
	事業系一般廃棄物		事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅建設予定地は，市内5箇所となっています。（柴崎公園，調布市民野球場，味の素スタジアム周辺，都立神代植物公園，深大寺自然広場）

5 教育・保育

認可保育園では，月1回防災訓練を実施しているほか，毎年9月1日（1日が土日祝日の場合は前の平日）に市内認可保育園全園を対象に防災訓練（図上訓練）及び伝達訓練を行っています。

第2節 課題

【被害想定（多摩東部直下地震）】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	全壊：675棟，半壊：2,603棟，焼失：1,044棟
災害廃棄物の推定発生量	約32万トン
避難人口	34,277人（避難所生活者数は22,851人）
上水道の断水率	20.5%
下水道管渠被害率	3.5%

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

罹災証明書は、被災後の生活再建支援の手続の基礎となるものであることから、迅速に発行する必要があります。

また、建物被害棟数が膨大になることが想定されるため、住家被害認定を早急に実施する体制整備が必要です。

被災者に対する義捐金の配分を迅速に行う必要があります。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理に向けた課題

発災時には、20.5%の上水道の被害と、3.5%の下水道の被害が想定されています。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までは相当の期間が必要なため、被災後の災害用トイレの確保が必要です。

3 災害廃棄物処理に向けた課題

災害に伴わない普段の生活で発生するごみ（以下、生活ごみ）については、平時と同様の排出方法であることを市民へ周知する必要があります。適正かつ迅速に処理するためには、発災直後の混乱状態においても、災害廃棄物等の不法投棄を防止し、分別を徹底する等、市民の理解と協力が必要です。

最大で約32万トンが発生する災害廃棄物を処理するためには、集積所及び仮置場の確保等が必要であり、種類と機能の概要は以下の表によります。

発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要があります。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要です。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となります。

仮置場の分類	使用目的
集積所	市民が片付けごみを排出するため、被災現場やその近傍の市立公園・児童遊園等に短期間設置するものです。市民により分別や飛散防止措置等の管理がなされます。
一次仮置場	災害廃棄物を市民が自ら持ち込み、又は本市が集積所から回収・集積した廃棄物の選別処理を行うための大規模な仮置場として設置します。 設置場所は搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して選定します。処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用します。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物や、損壊家屋の解体廃棄物を集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として設置します。 また、仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため分別し、簡易粉碎機等を導入し、減容します。

4 応急仮設住宅への対応に向けた課題

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要です。

5 教育・保育への対応に向けた課題

震災時における保育園児，児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要があります。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

罹災証明書の交付については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、住民基本台帳や固定資産税関連情報などを連携させる被災者生活再建支援業務に係るシステム操作等の訓練を平時から実施し、早期に発行できる体制の構築を図ります。

義捐金の配分については、必要な手続きを明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図ります。

賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国，他の地方公共団体等に対して職員の派遣その他の協力を求めます。特に、他の地方公共団体に対して技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討します。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

下水道機能を確保するため、避難所等からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを進めるとともに、災害用トイレの確保を図ります。あわせて、し尿の収集・運搬に関する調整を行っていきます。

※下水道対策については「第4章安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照のこと

3 災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保

災害廃棄物の集積所及び仮置場の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図ります。

市内の集積所の規模を考慮すると、1つの集積所内に多種類の分別区分を設けることが困難な場合が想定されることから、複数の集積所で災害廃棄物の種類を区分することも検討します。市民に対しては、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」等の、平常時の区分に応じたわかりやすい分別項目名で周知します。規模の小さな集積所においては、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努めます。

速やかに集積所及び仮置場の設置が行えるよう検討します。特に仮置場候補地については、活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断します。候補地選定は、市有地の公園や運動広場等を基本に行うが、必要面積の確保が困難な場合等において、やむを得ず民有地、都有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定について検討します。あわせて、迅速な処理終結のために、返却ルールを検討する必要があります。

仮置場へのアクセス・搬入路については、10トトラックなどの大型車などがアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅6m程度）を確保し、必要に応じて地盤改良を行います。仮置場の地盤について、特に土の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当てします。

4 東京都と連携した応急仮設住宅への備え

応急仮設住宅の供給に関し、東京都と連携した対応を行います。

5 教育・保育体制の確保への備え

震災に備え、事前に行動マニュアル等を整備するとともに、応急教育・保育計画を策定し、教育活動の確保を図ります。

第4節 到達目標

1 生活再建の迅速化

罹災証明書に係る被災者生活再建支援システムを活用し、罹災証明書を速やかに交付できる体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、東京都と市で連携しながら検討を進めていきます。

また、義捐金を迅速に配分できる体制を構築します。

さらに、賃貸型応急住宅を迅速に供与できるようマニュアル等を整備し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援します。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保します。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保に努めます。

3 災害廃棄物の広域処理体制の構築

集積場所等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、災害廃棄物の処理を迅速に行います。

4 応急仮設住宅の供給

東京都と連携し、応急仮設住宅を供給します。被害状況に応じて、公的住宅の活用、民間住宅の借上げ等も行うことで、迅速かつ的確に応急仮設住宅を供給します。

5 保育園児、児童・生徒の安全確保及び教育活動体制の確保

保育園児、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に努めます。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

1 生活再建のための事前準備	4 損壊家屋の解体廃棄物処理
2 トイレの確保及びし尿処理	5 災害救助法等
3 災害廃棄物処理	6 教育・保育等

1 生活再建のための事前準備

(1) 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

行政経営部・市民部・調布消防署

罹災証明書は、災害により被災した住家について、その被害の程度を証明するものであり、被災者生活支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図るなど、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図ります。

罹災証明書の交付等について、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施します。

災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステムの整備を図ります。

市は、罹災証明書に係る火災被害の情報収集等、調布消防署と事前調整等を行い、罹災証明書交付に係る連携体制を確立します。

(2) 被災者支援に関する各種制度の整理

市各部

被災者の相談窓口の設置・運営の際に被災者が必要とする支援制度を速やかに案内するために、国（内閣府）が発行する「被災者支援に関する各種制度の概要」や市で実施する被災者支援メニューを整理します。

(3) 義捐金の配分事務

福祉健康部

義捐金の募集・配分については、必要な手続を明確にします。

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 災害用トイレの確保

総務部

避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。

※過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

《市》

災害用トイレの設置不足を応急的に補うとともに、要配慮者等にも配慮するため、以下のトイレ及びマニュアル等を配備します。

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・組立てトイレ(マンホール用)等を計画的に備蓄します。
- ・強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮します。
- ・仮設トイレ等の設置手順・維持管理方法等に関するマニュアルを作成します。
- ・要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進します。
- ・生活用水(トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水)の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用します。

《事業所及び家庭》

従業員及び家庭が震災の影響の長期化を考慮し準備します。

- ・当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄します。
- ・水の汲み置き等により生活用水を確保します。

(2) 災害用トイレの普及啓発

総務部

出前講座や地域訓練などで、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努めます。

(3) し尿処理体制の確保

環境部

し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。

し尿に関する災害時協定の実効性を高める取組を行います。

災害時の公衆衛生の観点から、し尿の収集を計画的に実施するため、災害廃棄物処理マニュアルに基づき対応します。

3 災害廃棄物処理

環境部

災害発生時、被災地の公衆衛生・環境衛生の確保を図るだけでなく、人心の荒廃を防止し、日常生活を回復させるための意欲を助長するという付加的な意義も有していることを十分に踏まえ、災害廃棄物を迅速に処理する体制が必要です。

大量に発生する災害廃棄物は、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊その他の広域連携については、東京都を通じて、人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請します。

災害時のごみの出し方に関する窓口を設置し、迅速な処理体制を整備します。

現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを教育・訓練を実施して検証、確保します。

処理機能の確保策に関して、都環境部局と協力してごみ処理体制を構築します。

4 損壊家屋の解体廃棄物処理

環境部

災害廃棄物処理と同様に対処します。

5 災害救助法等

(1) 災害救助法の適用

総務部

災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならないため、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備します。

資料編 11：災害救助法の適用基準等

(2) 激甚災害法の指定基準

市長・総務部

激甚災害指定は、災害による被害規模等を国が判断し、政令という形で指定することとなります。そのため、職員は、適切な激甚災害指定が実施されるよう制度について十分理解するとともに、速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告できる体制を整備します。

※ 激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）（以下「激甚法」という。）

6 教育・保育等

(1) 応急教育

教育部・教育委員会・学校長・都

市立小・中学校は、震災に備え事前に震災時対応シミュレーション等を整備し、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する必要があります。

学校長・教育委員会

事前準備

ア 学校長は、学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめマニュアル等を作成しておきます。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じます。

(ア) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力すること。

(イ) 児童・生徒が学校管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備すること。

また、登下校時に発災した場合に備えた避難計画についても立案し、周知徹底を図ること。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。

- (イ) 勤務時間外における教職員の参集，連絡体制，役割分担等の計画を作成し，教職員に周知徹底すること。
- (オ) 児童・生徒等の安全確保を図るため，保健室の資器材を充実するよう努め，また，学校医や地域医療機関等との連携を図ること。

(2) 災害時保育

子ども生活部・公立保育園（保育園長）・私立保育園

保育園等は，震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し，震災時における園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があります。

ア 災害時保育について

子ども生活部・公立保育園（保育園長）

事前準備

- (ア) 保育園長は，保育園の立地条件などを考慮したうえ，災害時の避難計画等を作成しておきます。
- (イ) 保育園長は，災害の発生に備えて，次のような措置を講じます。
 - a 保育園児の避難訓練を保育園において実施するほか，市が行う防災訓練に参加，協力すること。
 - b 保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して，避難計画を立案し，保護者との連絡体制についても整備すること。
 - c 保育園，警察署，消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。
 - d 勤務時間外における職員の参集，連絡体制，役割分担等の計画を作成し，職員に周知徹底すること。
 - e 保育園児の安全確保を図るため，医薬品，アルファ米，粉ミルク，紙おむつ，哺乳瓶，カセットコンロ，カセットボンベ，消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）等を充実するよう努め，また，保育園医や地域医療機関等との連携を図ること。

イ 私立保育園等

私立保育園及び認可外保育施設等

私立保育園等の応急保育計画については，本計画に準じて策定し，災害の発生に備えた措置を講じておくものとします。

(3) 災害時育成

子ども生活部・児童館・学童クラブ等

児童館，学童クラブ等は，震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し，震災時における児童の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があります。

ア 災害時育成について

子ども生活部・児童館・学童クラブ等

事前準備

- (ア) 館長及び施設長は、児童館及び学童クラブ等の立地条件などを考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておきます。
- (イ) 警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立すること。
- (ウ) 館長及び施設長は、災害の発生に備えて、各施設の開設判断基準や、各施設ごとに整備されているマニュアル等に基づき、来館又は来室した児童の安全確保を最優先とした対応を取ります。

【応急対策】 (地震直後の行動)

1 被災住宅の応急危険度判定	7 災害廃棄物処理
2 被災宅地の危険度判定	8 損壊家屋の解体廃棄物処理
3 家屋被害状況調査等	9 教育・保育
4 罹災証明書の交付準備	10 社会公共施設の対応
5 義捐金の募集・受付	11 災害救助法等の適用
6 トイレの確保及びし尿処理	12 激甚災害の指定

【生活再建対策に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市			○応急危険度判定の実施 ○住家被害認定調査の実施 ○都災害対策本部への報告	○仮設住宅用地の確保 ○仮設住宅の建設 ○民間住宅のあっせん ○公的住宅の供給 ○仮設住宅の入居者の選定 ○被災者の生活相談 ○罹災証明書の交付
都都市整備局			○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定員の派遣	
都住宅政策本部			○応急住宅の確保	

【トイレの確保及びし尿処理・ごみ処理・がれき処理に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h	168h
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対する広報 ○処理施設の被災情報等収集 ○災害廃棄物処理実行計画の策定 ○ごみ集積所及び仮置場の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○損壊家屋の解体・撤去申請窓口 ○災害廃棄物の処理の実施 ○道路障害物の除去 ○し尿の収集・搬入 ○都等への応援要請 (災害用トイレ・し尿収集車) 	
都本部				<ul style="list-style-type: none"> ○がれき処理部会の設置 ○広域応援の調整 (し尿収集車) 	
都福祉局			<ul style="list-style-type: none"> ○都備蓄品で対応 (災害用トイレ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援の調整 (災害用トイレ) 	
都下水道局			<ul style="list-style-type: none"> ○し尿の受入れ 		

【教育・保育に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	
市				○学用品の供与 ○学校納付金等の減免の計画の樹立
学校長		○児童生徒の保護・保護者への引渡し ○被害状況の把握 ○臨時休校等の措置の実施	○応急教育計画に基づく指導措置の実施	○授業の早期再開の実施
保育園長		○被災状況の把握・報告 ○保育園児の保護	○応急保育計画に基づく指導措置の実施	○保育の早期再開の実施
都知事				○学用品の調達

【災害救助法の適用に係る主な機関の応急復旧活動】

機関名	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	
市		○被害状況の把握 ○都総務局への災害発生の報告（以降，適宜状況報告） ○災害救助法の適用申請 ○救助実施状況の報告	○毎日の救助日報の作成	
		○被害状況調査の実施 ○調査結果の取りまとめ，報告 ○応急救助の実施	→	

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容

建築物の被害については、被災建築物応急危険度判定員により、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(被災建築物応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じます。

(2) 詳細な取組内容

市は、管内であらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行います。

ア 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

災害対策都市整備部

災害対策本部長が被災建築物応急危険度判定業務の実施を決定したときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講じます。東京都が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部の支援を受け、判定を実施します。

イ 判定の実施

災害対策都市整備部

判定は、調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、地震発生後10日以内に終了することを目標に、実施します。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施 ○ 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施 ○ 市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置 ○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請
都営住宅 ※都営住宅には 都民住宅を含む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅については、都立建築物応急危険度判定技術者の資格を有する都住宅政策本部の職員が応急危険度反映を実施

判定対象住宅	判定の実施
都住宅供給公社，独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	○ 都住宅供給公社，独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については，各管理者が応急危険度の判定を実施

ウ 判定を優先すべき施設への対応

災害対策総務部・災害対策都市整備部・

市庁舎等の重要施設，避難所等優先的に判定すべき施設があり，その他以下の建築物の被災情報を得た場合は，優先的に判定を行います。

- 重要施設（市庁舎，たづくり）
- 避難所
- 福祉避難所
- 救急病院
- 判定員輸送路用を含む緊急交通路としての緊急道路機能確保路の沿道建築物
- 他の重要施設(災害対策本部等から要請された場合や影響度を考慮して判断します)

エ 判定結果の表示

災害対策都市整備部

応急危険度判定による調査結果は，「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより，建築物の出入口等の見やすい場所に表示し，当該建築物の所有者・使用者・歩行者等に周知を図ります。

※ 応急危険度判定と住家被害認定の関係

応急危険度判定と住家の被害認定調査は，それぞれ異なる目的を有しており，各々の目的に合わせた調査方法などが整備されています。しかし，被災市民や一般職員にとっては混同を生じやすいものであり，それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで，十分な周知・広報が必要です。

2 被災宅地の危険度判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，危険度を判定することによって，二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ります。

盛土規制法第2条第1号に規定する宅地（農地，採草放牧地及び森林並びに道路，公園，河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち，住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となります。

(1) 危険度判定実施本部の設置

災害対策都市整備部

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地による二次災害防止のための危険度判定業務の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講じます。必要な場合は東京都に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行います。

東京都は、支援要請を受けた場合は、危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じます。

(2) 判定の実施

災害対策都市整備部

市は、被災宅地危険度判定士により、判定を実施します。

(3) 判定結果の表示

災害対策都市整備部

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

3 家屋被害状況調査等

災害対策市民部・災害対策都市整備部・調布消防署

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理や住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災直後において、建物の被害状況を把握します。あわせて、この結果は、固定資産課税台帳データと共に、罹災台帳の作成に活用します。

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家及び非住家の被害認定調査を行い、都災害対策本部に報告します。

震災に伴う火災による被害状況調査については、調布消防署が実施します。

4 罹災証明書の交付準備

災害対策市民部

罹災に関する証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が住家等の被害状況について証明するものです。各種の被災者支援制度の適用や、個人加入の保険金等の給付を受けるに当たっての参考資料として必要とされることから、罹災証明書の発行について、遅滞なく確実に被災者への交付処理を行う必要があります。

(1) 発行者（証明者）

市長・調布消防署長

市長は、申請のあった被災者に対して、罹災証明書を発行します。ただし、火災による罹災証明書は、調布消防署長が発行します。

(2) 罹災台帳の作成

災害対策市民部

前項に掲げる家屋・住家被害認定調査を踏まえ、罹災証明書の交付に必要な罹災台帳を作成します。

(3) 罹災証明書の交付

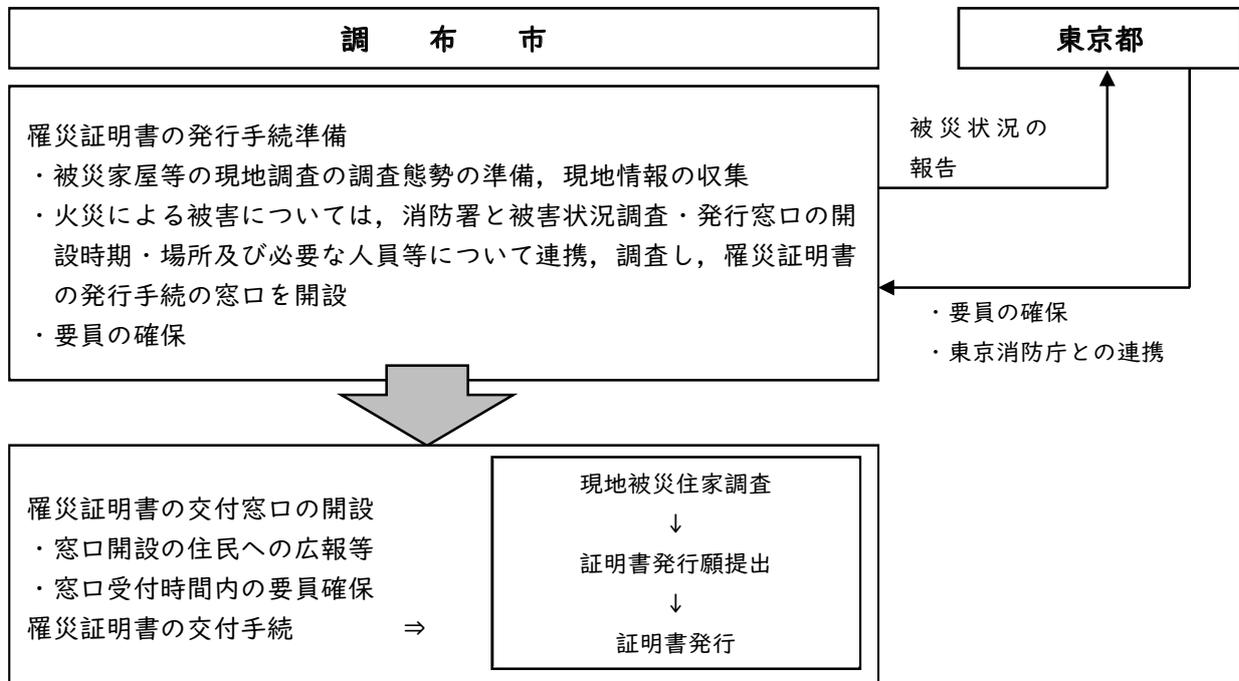
災害対策市民部

罹災台帳に基づき、被災者の申請により交付するものとします。

なお、罹災証明書における建物被害状況について台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により交付することができます。

資料編 65：罹災証明書

【手順】



- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行います。
- 住家被害認定調査の調査方針，調査体制，業務日程などを含む調査計画を策定し，調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで，被害認定調査を実施します。

5 義捐金の募集・受付

災害対策福祉健康部

市は，被害の状況を勘案し，義捐金の募集を行うか否かを検討し，決定します。

義捐金の募集・受付に関して，東京都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有します。

義捐金の募集が決定した場合は、募集口座を開設します。

東京都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。

6 トイレの確保及びし尿処理

災害対策総務部・災害対策環境部

災害発生時、被災者の生活を速やかに確保するとともに、被災地の公衆衛生、環境衛生の確保、災害関連死の防止を図れるよう、トイレは迅速に確保します。

また、災害時の公衆衛生の観点から、災害時のトイレの利用方法等については周知を図ります。トイレの確保とあわせ、し尿処理の準備を進めるとともに、し尿収集を計画的に実施します。

災害対策環境部は、災害対策総務部と協議のうえ、委託業者等と綿密な協議を行い、これに対処するものとします。

(1) 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

ア 発生量（仮設トイレ必要数）の推定

災害の発生により避難所等に避難した被災者が仮設トイレを使用することによって、し尿が発生することが想定されるため、被災者の避難状況等を十分に把握し、速やかにし尿発生量及び必要な仮設トイレ数を推定します。

イ 処理方法

トイレ利用の基本的な考え方は、生活用水による既存トイレの利用と仮設トイレ等の災害用トイレの使用により対応することとします。

(ア) 既存トイレ及び下水道機能の活用

在宅被災者が断水により従前の処理が不可能となった場合は、防火水槽、河川水、井戸等によって水を確保し、可能な限り既存トイレ及び下水道機能の活用を図ります。

なお、避難所となる学校については、断水時、学校トイレの構造上、学校プール等で確保した水を使用した排水ができないため、常設の学校トイレは使用せずに、マンホールトイレを使用します。

(イ) 災害用トイレの確保

発災時には、仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレを、関連部署と調整のうえで確保します。

また、要配慮者に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行います。

発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、道路の状況等を考慮しつつ、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応します。

市は、道路状況回復後は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応します。

備蓄分が不足した場合には、市は都福祉局に要請し、東京都は広域応援等により必要数を確保します。

なお、災害用トイレの配布・設置に当たっては、その使用方法、維持管理方法等について使用管理者等へ周知します。

(ウ) し尿の収集

避難所等の開設状況及び仮設トイレ等の設置状況、道路状況を把握し、し尿収集車等により収集し、市が所管する下水道施設(水再生センター及び主要管渠の指定マンホール)等又は都下水道局流域下水道本部との覚書に基づき、北多摩一号水再生センターに搬入します。

確保できるし尿収集車のみでは対応が困難な場合は、東京都に応援を要請します。

(2) 避難所における対策

災害対策総務部

被災後、断水した場合には、学校のプール、災害時協力井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図ります。

段階に応じて以下の方針でトイレ機能を確保します。

発災後の段階	対 策
発災直後	既設トイレは使用せず、携帯トイレを主として使用
避難所運営本部設置後	マンホールトイレ設置
3日目以降	仮設トイレ・トイレトラックの受援、備蓄の組立てトイレの設置

備蓄分が不足したときは、東京都に要請し、必要数を確保します。

(3) 事業所・家庭等における対応

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害時協力井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用します。ただし、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用します。

(4) 災害廃棄物処理実施計画の策定

災害対策環境部

災害対策環境部は、災害時に発生することが予想されるし尿の処理について、災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）に基づいた対応に当たります。

※ 実行計画は、被害情報の集計及び発生量の推計等を行い、災害廃棄物を災害発生後速やかに策定し、対応に当たるものです。

7 災害廃棄物処理

災害対策環境部

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、調布市災害廃棄物処理計画に基づき行います。

災害対策環境部は、発災後、実行計画を策定し、対処するものとします。

(1) 対策内容

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理に関する窓口設置 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 詳細な取組

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して各市区町村のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築促進 ○ 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、東京都や事務組合等と情報の共有化を密にし対応 ○ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示

機 関 名	内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村から被災状況の報告を受け、市区町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員不足等について、市区町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に対処 ○ 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体勢の構築により、迅速な処理体制を確立 ○ 東京都は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市区町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を実施 ○ 災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示

8 損壊家屋の解体廃棄物処理

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

被災地の応急対策や円滑な復旧・復興を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する損壊家屋の解体廃棄物を適正に処理します。

また、市単独では損壊家屋の解体廃棄物処理の対応が困難と想定される場合、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等に協力・支援を要請します。

(1) 損壊家屋の解体廃棄物の発生量の推定

発災後、市における被害状況について情報を収集するとともに、現場調査を行い、損壊家屋の解体廃棄物の発生量を推計します。

(2) 調布市災害廃棄物処理計画に基づく対応

(3) 東京都への報告及びD. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等への応援要請

被災状況を東京都に報告し、必要に応じてD. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等へ応援を要請します。

(4) 災害廃棄物処理実行計画策定

集積所及び仮置場を決定し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

9 教育・保育

(1) 応急教育

災害対策教育部・教育委員会・学校長・都

震災時における市立小・中学校の災害対策を通じて、児童・生徒の生命・身体の

安全及び教育活動の確保について万全を期する必要があります。

ア 応急教育の実施

教育委員会・学校長

(ア) 災害時の態勢

- a 学校長は、児童・生徒が学校管理下にあるときに発災した場合、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させます。
また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒の安全な引渡しを図ります。
- b 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告しなければなりません。
- c 学校長は、状況に応じ教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとります。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行います。
また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努めます。
- e 学校長は、応急教育計画を策定したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図ります。
- f 教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期します。

(イ) 災害復旧時の態勢

- a 学校長は、教職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、教育委員会に報告します。
 - (a) 児童・生徒の被害状況
 - (b) 教職員の被害状況
 - (c) 校舎等の被害状況
 - (d) 教材器具の被害状況
 - (e) 保健指導
 - (f) 生活指導
 - (g) 児童・生徒の訪問指導（児童・生徒の教科書ほか学用品の状況）
 - (h) 疎開等の状況
- b 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧します。
- c 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- d 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を収容し、指導します。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにします。また、心のケア対策も十分留意することとします。

- e 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告します。
- f 疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記dに準じた指導を行うよう努めます。
- g 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不能となる場合、教育委員会は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努めます。
- h 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡します。
- i 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について調整が必要であると認めるときは、都教育委員会へ調整を要請します。

イ 学用品の調達及び支給

市長・災害対策教育部・教育委員会・都

(ア) 支給の対象

震災により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小・中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部、中学部及び中等教育学校の前期課程を含む）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給します。

災害救助法の適用に至らない場合には、市が実施するものとし、支給に必要な計画を樹立しておくものとします。災害救助法適用後は、東京都が実施し、市はこれに協力します。

(1) 支給の時期

教科書については、災害発生日から1ヶ月以内、その他については、15日以内とします。ただし、交通事情等により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長します。

(ウ) 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、給与対象児童・生徒に対する配分は、市が実施するものとします。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を市長に委任した場合、市長は教育委員会及び学校長等の協力を得て調達から配分までの業務を行います。

(I) 費用の限度

- a 教科書代
支給する教科書（教材を含む）の実費
- b 文房具及び通学用品
災害救助法施行細則で定める額

ウ 学校納付金等の減免

災害対策教育部・教育委員会

市は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとします。

(2) 災害時保育

災害対策子ども生活部・公立保育園（保育園長）・私立保育園

震災時における保育園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要があるとします。

ア 災害時保育の実施

災害対策子ども生活部・公立保育園（保育園長）

(ア) 災害時の態勢

- a 保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、保育園児を保育園内に保護するものとし、確実に保護者等への引渡しができるまで保護するものとします。
また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、保育園児の安全な引渡しを図ります。
- b 保育園長は、災害の規模、保育園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども生活部に報告しなければなりません。
- c 保育園長は、状況に応じ子ども生活部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとります。
- d 災害対策子ども生活部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、速やかに調整します。
- e 災害対策子ども生活部は、応急保育計画を策定したときは、決定次第、速やかに保護者に周知徹底を図ります。
- f 保育園長及び子ども生活部は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期します。

(イ) 災害復旧時の態勢

- a 保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、災害対策子ども生活部に報告します。
 - (a) 保育園児の被災状況
 - (b) 職員の被災状況
 - (c) 園舎等の被害状況
 - (d) 保健指導
 - (e) 生活指導
- b 災害対策子ども生活部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧します。
- c 災害対策子ども生活部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- d 保育園長は、応急保育計画に基づき、保育園に収容可能な保育園児を収

容し、保育します。保育に当たっては、健康、安全及び生活指導に重点を置くようにします。

また、心のケア対策も十分留意します。

- e 保育活動の再開に当たっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行います。
- f 保育園長は、災害の推移を把握し、災害対策子ども生活部と緊密な連絡を図るとともに、平常保育に戻すように努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡します。
- g 保育園長は、保育園の職員の応援体制について調整が必要であると認めるときは、子ども生活部へ調整を要請します。

イ 私立保育園等

私立保育園及び認可外保育施設等

私立保育園等の応急保育計画については、本計画に準じて策定しておくものとし、災害時には、子ども生活部との連携を密にしながら、保育活動を行うこととします。

10 社会公共施設の対応

(1) 各医療機関

施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。

通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期します。

(2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、市区町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請します。

エ 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

オ 市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(3) 文化財施設

- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告します。
- イ 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。
- ウ 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市区町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行います。

11 災害救助法等の適用

総務部

(1) 救助実施体制の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。

(2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助内容ごとの帳票作成が義務づけられています。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておきます。

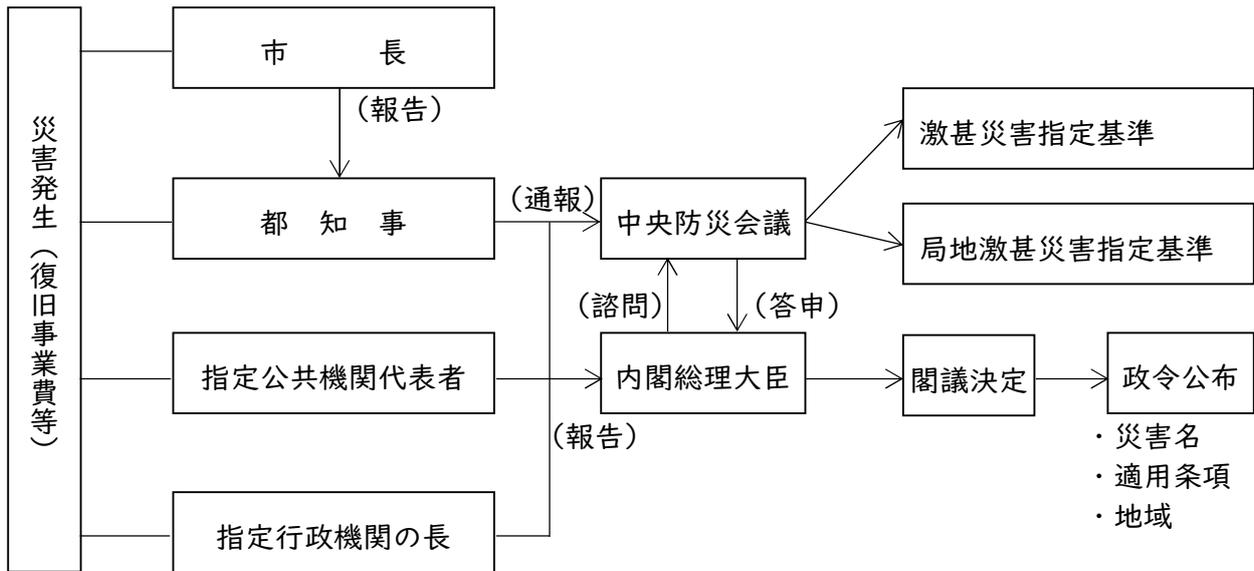
12 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続きについて定めます。

- ア 大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告すること。
- イ 内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断すること。
- ウ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申すること。
- エ 激甚災害の指定を受けたとき市は、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出すること。

【激甚災害の指定手続き】



(注) 局地激甚災害の指定については、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ごろまでに手続きを行います。

(2) 激甚災害に関する調査報告

災害対策総務部

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告します。

ア 市内に大規模な災害が発生した場合、市は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、関係各部に必要な調査を行わせます。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害対策総務部に提出します。

ウ 災害対策総務部は、関係各部の調査をとりまとめ、激甚災害指定の申請について本部長室に付議します。

エ 災害対策総務部は、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、調査報告書を添えて都知事に申請します。

オ 市は、東京都が行う激甚災害に関する調査等について協力します。

(3) 特別財政援助等の申請手続等

災害対策総務部

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部署に提出します。

【復旧対策】（地震後の行動）

1 罹災証明書の交付	11 精神的支援
2 被災住宅の応急修理	12 要支援者及び要配慮者を対象とした支援
3 応急仮設住宅等の供与	13 職業のあっせん
4 市営住宅の応急修理	14 租税等の徴収猶予及び減免等
5 建設資材等の調達	15 その他の生活確保
6 被災者の生活相談	16 中小企業・自営業者への支援
7 被災者台帳の作成及び活用	17 損壊家屋の解体廃棄物処理の実施
8 被災者の安否情報の提供	18 災害救助法の適用
9 義捐金・物資の募集・受付・配分	19 激甚災害の指定
10 被災者生活再建資金援助等	

（1）市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

ア 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

イ 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

ウ 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、東京都に報告します。

（2）復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

ア 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

イ 生活再建支援等に係わる調査

（ア）罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、罹災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補

足調査を行います。

(1) 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。

災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。また、災害状況や市民からの安否情報等を基に、行方不明者数を把握します。

(ウ) 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

ウ 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

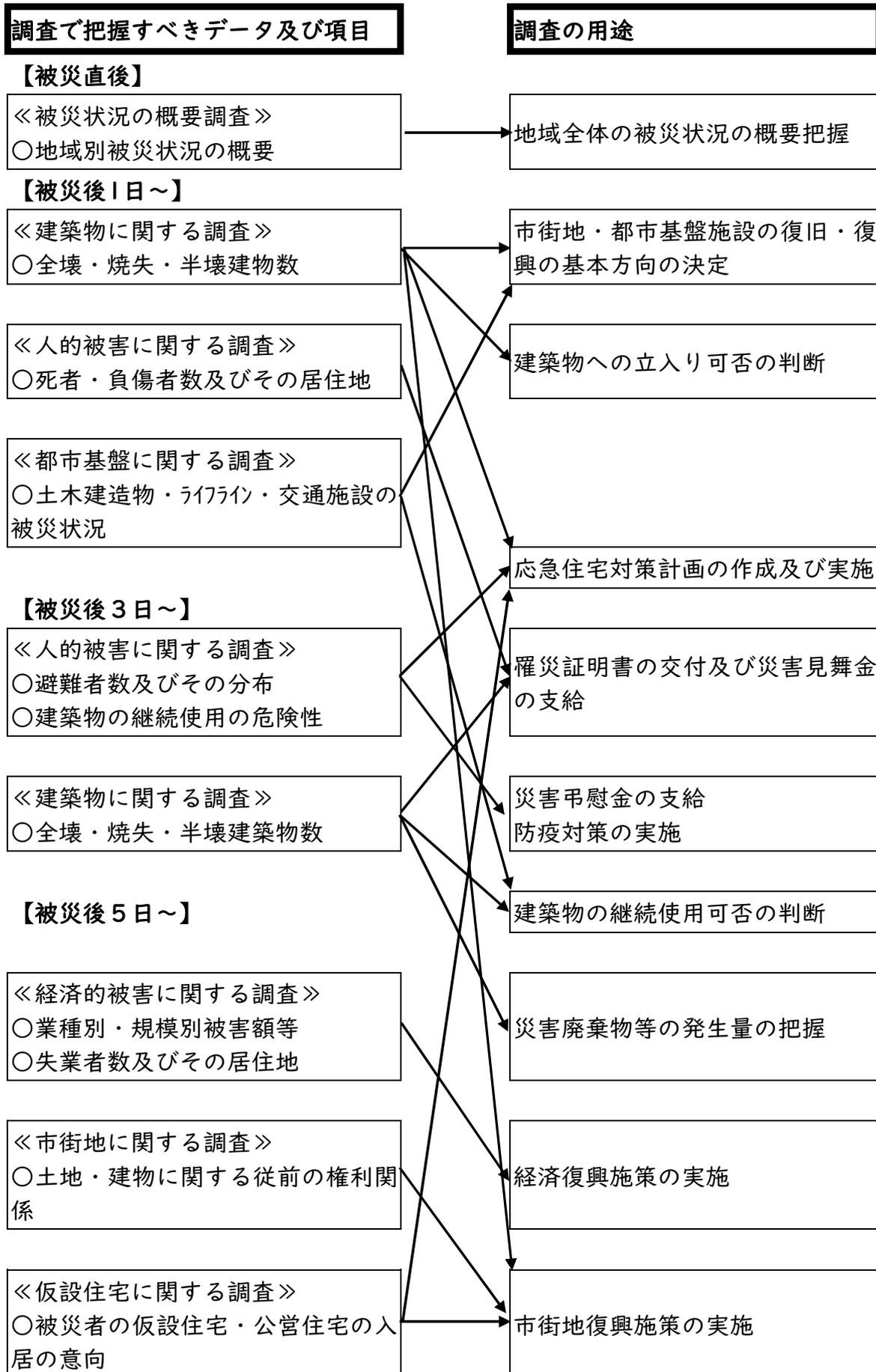
(ア) 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

(1) 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します。

(3) 被害状況調査の概要フロー



1 罹災証明書の交付

被災者生活再建支援システムを活用し、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会による「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づく、住家被害認定調査を実施します。この調査結果を基に罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成します。なお、被災者生活再建支援システムに必要な住民基本台帳情報及び家屋情報については、平時より市民部において定期的にデータの更新を行うものとしします。

調布消防署

火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と連携を図り、必要に応じて発行手続きの支援を行います。

災害対策市民部

住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備えます。

住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅住居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保します。また、東京都や市と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報します。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施します。

罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、各部が被災者の生活再建支援の進捗状況を管理します。

火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、調布消防署と連携を図ります。

2 被災住宅の応急修理

災害対策都市整備部・都

(1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により被災した住宅の居住性を維持するとともに取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急住宅の需要の低減を図ります。

(2) 対象者

種 類	対 象 者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

種 類	対 象 者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	① 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

(3) 応急修理事務の実施

市は、東京都から委任され実施を決めた際は、東京都が定める実施要領に基づき、被災者からの応急修理の申込を受け付け、市が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応します。

(4) 修理

東京都が一般社団法人東京建設業又は全国建設労働組合総連合東京都連合会又は一般社団法人災害復旧職人派遣協会又は公益社団法人東京中小建築業協会と調整のうえ作成し、市に提示する応急修理を行うことができる建設業者のリストを参考に、市が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、以下の修理を行います。

種 類	内 容
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根，外壁，建具（玄関，窓，サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板，落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにします。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室，炊事場，トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理します。

(5) 経費

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

(6) 期間

種 類	期 間
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に完了。 国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了。

(7) 帳票の整備

住宅の応急修理をした場合、東京都及び市は必要な帳票を整備します。

3 応急仮設住宅等の供与

災害対策都市整備部

東京都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与します。市は、応急仮設住宅の供与に当たり、下記の対応を行います。

(1) 建設型応急住宅の供給

ア 入居対象者

(ア) 入居資格

次の各号の全てに該当する者及び知事が必要と認める者としします。ただし、使用申込みは一世帯一箇所限りとしします。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

(イ) 入居者の募集・選定

市は、東京都が定める入居者の選定基準に基づき被災者に対し募集を行うとともに、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画/LGBTQの視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。

イ 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合に、都知事が行います。

ウ 建設候補地の確保

(ア) 市は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設候補地を定めます。

- ・接道及び用地の整備状況
- ・ライフラインの状況（埋設配管）
- ・避難場所などの利用の有無

(イ) 市は、年1回東京都からの求めに応じ、報告します。

エ 防火安全対策

建設に当たっては、事前に調布消防署と協議を行い、防火安全対策を講じます。

オ 着工

災害発生の日から20日以内に着工します。

カ 建設工事

東京都が一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注します。

なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとします。

東京都は、必要に応じて、工事の監督を市に委任します。その場合、災害対策都市整備部（住宅復興班）において、監督します。

キ 応急仮設住宅の管理

入居者の管理等は市が行い、必要な帳票を整理します。

市は、入居者台帳を整備し、仮設住宅管理が円滑に進むよう関係部班を調整します。

資料編 65：応急仮設住宅入居者台帳

(2) 賃貸型応急住宅の供給

東京都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供します。賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、東京都から市への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は、東京都から市への依頼により、市において所要の事務を行います。

(3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

災害対策都市整備部

市は、東京都及び東京都住宅供給公社等と連携し、応急仮設住宅の提供とあわせ、迅速な住居の供給のため、公的住宅等を供給します。

ア 公的住宅の供給

(ア) 公的住宅の確保

市は、市営住宅等における空き家住戸を被災者に提供します。

(イ) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者として。ただし、使用申し込みは一世帯一箇所限りとします。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

(ウ) 入居者の募集・選定

市は東京都が策定する公的住宅等の入居者の募集計画及び選定基準に基づき、入居者の募集及び選定を行います。

イ 帳簿の整理

公的住宅等の供給に伴い、市は入居者管理のため必要な帳簿を整備するものとして。

4 市営住宅の応急修理

災害対策総務部・災害対策都市整備部

市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理に当たります。

5 建設資材等の調達

都住宅政策本部

応急仮設住宅資材等の調達及び要請は、都住宅政策本部が行います。

(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給

災害対策都市整備部

国は、都知事、市長等からの要請により、災害復旧用材（国有林材）の供給を行います。

(2) 災害救助法の適用に至らない場合

災害対策都市整備部

災害救助法の適用に至らない場合の資材等の調達は、調布市建設業協同組合があっせんする建設業者を通じて、市が調達します。

なお、市は必要に応じて東京都に対して、資材等の調達を要請します。

6 被災者の生活相談

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・調布警察署・調布消防署

(1) 相談対応の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

(2) 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

(3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

(4) 相談業務の内容

- ア 行方不明者に関すること
- イ 被災者の住居に関すること
- ウ 被災者の生活資金に関すること
- エ 被災事業者の資金に関すること
- オ 市民生活に関すること
- カ その他

(5) 情報提供

被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて被災者支援に関する各種制度の概要など、必要な情報を提供します。

(6) 役割分担

機 関 名	内 容
災害対策市民部 災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進
都生活文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が被災者台帳の作成のため、東京都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談対応
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内対応 ○ 市民からの電子メールによる問合せに対応

7 被災者台帳の作成及び活用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとします。被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のた

めに内部で利用することができるものとしします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとしします。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとしします。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

8 被災者の安否情報の提供

事務局・災害対策総務部・災害対策市民部

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとしします。また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

9 義捐金・物資の募集・受付・配分

(1) 義捐金配分委員会の設置

都

義捐金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義捐金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置します。

都委員会は、次の事項について審議し、決定します。

ア 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定

イ 義捐金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義捐金品の受付・配分等に関して必要な事項

都委員会は、東京都、市区町村、日本赤十字社東京都支部、及び関係機関等の代表者により構成します。

(2) 義捐金・物資の募集・受付

災害対策福祉健康部

ア 義捐金募集の検討

東京都，市区町村，日本赤十字社各機関は，被害の状況等を把握し，義捐金の募集を行うか否かを検討し，決定します。

イ 都委員会の設置

(ア) 義捐金を，適切に募集・配分するため，都本部に都委員会が設置されます。

(イ) 都委員会は，次の事項について審議し，決定されます。

- a 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定
- b 義捐金の受付・配分に係る広報活動
- c その他義捐金の受付・配分等に関して必要な事項

(ウ) 都委員会は，東京都，市区町村，日本赤十字社東京都支部，その他関係機関等の代表者により構成されます。

ウ 義捐金の募集・受付

機 関 名	内 容
市	<p><市区町村独自の義捐金></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義捐金の募集を行う場合は事前に定めた内容により，適切に取扱います。 ○ 義捐金の募集・受付に関して，東京都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有します。 <p><東京都の義捐金募集への協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 東京都の義捐金募集に協力して受け付けた義捐金については，都委員会に報告するものとし，都委員会の指定する口座に送金します。なお，送金するまでの間は，「預り金」として銀行口座で一時保管します。

機 関 名	内 容
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義捐金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図ります。 ○ 受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 都福祉局は、義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理します。 ○ 市区町村等の義捐金の募集・受付状況等を把握します。 ○ 義捐金の募集・受付に関して、市区町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義捐金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義捐金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義捐金を受け付けます。 ○ 災害の状況により、都内他の場又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。 ○ 受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管します。 ○ 義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、都委員会に送金します。(注)義捐物資は、原則として受け付けません。

資料編 67：義捐金品受領書

エ 義捐物資の配分・受入れ

(ア) 民間企業や自治体等からの義捐物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義捐物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。東京都及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとし、また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものと

し、これを活用し、物資の配分を行います。

(1) 個人等からの小口義捐物資

市は、個人等からの小口の義捐物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとし、なお、周知にあたっては、記者発表や東京都及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

10 被災者生活再建資金援助等

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金等の支給、災害援護資金、生活福祉資金等の貸付等を行います。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

災害対策福祉健康部

ア 都福祉局・市区町村は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

イ 市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行います。また、東京都は、実施主体として、これに取り組み、市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行います。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

災害対策福祉健康部

市は、災害による死亡者の御遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令374号）の規定に基づく調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金を支給します。また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

(3) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・市社会福祉協議会

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

(4) 災害見舞金等の支給

災害対策福祉健康部

市は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金又は弔慰金を支給します。

(5) 生活保護

災害対策福祉健康部

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないように、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

(6) 税の減免等

災害対策市民部

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

(7) 社会保険関連

災害対策福祉健康部

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

II 精神的支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(3) 男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備

市は、男女共同参画推進センターを拠点として実施する男性及び女性のための相談を通じて、避難所や仮設住宅で生活する方をはじめ、多様な悩みを抱える被災者に対し、必要な助言等を行います。

12 要支援者及び要配慮者を対象とした支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(1) 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

(2) 外国人被災者への支援の実施

ア 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義捐金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

イ 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、罹災証明書、義捐金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

東京都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

13 職業のあっせん

災害対策行政経営部・災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、公共職業安定所（ハローワーク）等へ連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて都に要請し被災者の雇用の安定を図ります。

機 関 名	内 容
市	○ 被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（17箇所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図ります。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図ります。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じます。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

14 租税等の徴収猶予及び減免等

災害対策市民部

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は調布市税賦課徴収条例等により、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含みます。以下「市税等」という。）の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じます。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り災害が収まったあと、2ヶ月以内に限り当該期限を延長します。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納入又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予します。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。

(4) 減免等

被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、災害のあった年度内に限り災害のあった日以降の納期の市税等について、調布市税減免基準により減額及び免除等を行います。

15 その他の生活確保

調布郵便局・NTT東日本

各機関の生活確保の対応は、次のとおりです。

【各機関の生活確保の対応】

機関名	内容
調布郵便局	<p>災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに、被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施します。</p> <p>Ⅰ 郵便事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・寄附金を内容とする郵便物の料金免除

機関名	内 容
	<p>(注) 対象地域，期間等については，郵便局に掲示</p> <p>2 保険事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込猶予期間の延伸 ・ 保険料前納払込みの取消しによる保険料の還付 ・ 基本契約の保険金，倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払 ・ 行方不明となった被保険者に係る基本契約の保険金，倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払 ・ 特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払 ・ 保険契約者による基本・特約契約の解除の非常取扱い及び基本・特約契約の解約還付金の非常即時払 ・ 普通貸付金の非常即時払 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に備えて，郵便局では災害時に必要なものの用意 救助工具一式，医薬品（包帯，三角巾，消毒薬，傷薬等），非常食，飲料水 ・ 避難場所の提供 災害時における一時的避難所として郵便局舎を開放（通信の秘密に関わらない場所に限る） ・ 郵便物や救助物資の迅速な配達 郵便局では，可能な限り配達に努力
NTT 東日本	<p>災害が発生又は発生するおそれがある場合に，災害救助法が発動又は発動されると認められるときは，電話利用規定等に基づき，被災者が行う災害に関する通話料金を減免します。</p>

16 中小企業・自営業者への支援

災害対策生活文化スポーツ部

国，東京都（産業労働局）及び政府系金融機関は，災害により，被害を受けた中小企業及びその組合並びに農林漁業者及びその組合等に対し，事業の復旧に必要な資金の融資等を行います。

市は，国及び関係機関が行う様々な制度を活用・周知し，被災者の生活再建の支援を実施します。

被災後の経済状況	活用できる支援制度
中小事業の再建資金が必用	災害復旧貸付 高度化事業（災害復旧貸付） 経営安定関連保証4号 災害関係保証
農林漁業の再建資金が必用	天災融資制度 株式会社日本政策金融公庫による融資

17 損壊家屋の解体廃棄物処理の実施

(1) 処理方法等

災害対策環境部・災害対策都市整備部

市内の集積所及び仮置場の集積や運搬状況等を把握するとともに、処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討したうえで、東京都に報告します。

ア 道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物の受入れ

道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物を、仮置場に受け入れ、各種類分別を行い、可能な限り再資源化を行い、埋立て処分ゼロの維持・継続を目指します。

イ 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体廃棄物は、個人住宅や一部の中小事業所に限ります。市被災者生活再建支援本部において市民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行います。

また、損壊家屋の解体は、原則的に所有者が行うこととしますが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体に関してもがれきの撤去と同様の事務を行います。具体的な事務の内容は、次のとおりです。

(ア) 受付事務

発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受付ける窓口を設置します。申請を受付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体撤去することが適切かどうかを判断します。

(イ) 民間業者との契約事務

緊急道路機能確保終了後、解体・撤去することが適切と認められたものについては、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

(ウ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、損壊家屋の解体廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、災害廃棄物等処理計画のほか所定の指針(※)に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

搬出した損壊家屋の解体廃棄物については、仮置場に搬入します。

※主な参考資料

- ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(環境省, 令和5年4月)
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(環境省・厚生労働省, 令和6年2月改定)
- ・災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理(環境省, 平成26年3月)

ウ 仮置場の設置

積み替えによる輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能

するまでの貯留用地として、関連部署と調整して、仮置場を設置します。

エ 中間処理・再利用・最終処分

分別を徹底し、破碎・選別処理等を実施し、リサイクル関連法令に基づいて、可能な限り再利用・再資源化を推進します。再利用・再資源化が困難なものについては、焼却処理等により減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、最終処分を行います。

(2) 処理に必要な協力体制について

災害対策環境部

損壊家屋の解体廃棄物処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、関連部署と調整のうえ、D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム、自衛隊等に協力を求めて、効率的に実施します。

ア 損壊家屋の解体廃棄物の撤去

(ア) 損壊家屋の解体業務

(イ) 道路障害物の除去等に伴い発生した損壊家屋の解体廃棄物の撤去業務

イ 仮置場の設置

(ア) 仮置場の管理運営業務

(イ) 仮置場からの災害廃棄物の搬出

ウ 中間処理，再利用，最終処分

(ア) 損壊家屋の解体廃棄物破碎処理

(イ) 損壊家屋の解体廃棄物のストックヤードの提供

(ウ) 再利用施設への搬入

(エ) 再利用施設での優先的な処理

(オ) 最終処分場への搬入

18 災害救助法の適用

我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、応急期における応急救助に対応する主要な法律です。

令和3年5月20日、「災害対策基本法」の改正により、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ、あわせて「災害救助法」の改正により、国が当該本部を設置した場合に、都道府県等が「災害救助法」を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となりました。

(1) 災害救助法の適用

ア 災害救助の実施機関

- (ア) 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。
- (イ) 市区町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市区町村長に委任します。
- (ウ) 災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市区町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けます。

【災害救助法適用時の自治体の業務】

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を『適用しない』場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援総合調整 (基本法4条)
救助法『適用』した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	係った費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

イ 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、東京都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用します。

調布市の災害救助法適用基準 (人口は令和6年7月1日現在の住民基本台帳に基づく)
人口：239,549人
基準1号：（調布市の被害が次の世帯数以上であること）100世帯
基準2号：（東京都の被害世帯数が、①に示す数以上であって、調布市の被害世帯数が、②に示す世帯数以上であること）①2500世帯②50世帯

- (ア) 市区町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
- (イ) 東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市区町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
- (ウ) 東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に

定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

ウ 被災世帯の算定基準

(ア) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

(イ) 住家の滅失等の認定

a 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

b 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも

c 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

a及びbに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ウ) 世帯及び住家の単位

a 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位のことをいいます。

b 住家とは、現実に居住のため使用している建物のことをいいます。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱います。

エ 救助法の適用手続

(ア) 報告

a 市による報告

災害対策総務部

災害に際し、市区町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市区町村長(島しょ

の町村長は支庁長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告することとなっています。

b 東京都による報告

知事は、市区町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該市区町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告します。

(1) 公布

救助法を適用したときは、速やかに、次により公布します。

(ウ) 事前連絡と適用

知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府防災担当)にその旨を連絡する。また、都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用します。

オ 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助があります。

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(ク) 学用品の給与

(ケ) 埋葬

(コ) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

○ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。

○ 救助の程度・方法及び期間については、資料のとおりとします。基準額については災害救助法施行細則(昭和38年都規則136号)により適宜改訂を行います。

資料編 12：災害報告様式

資料編 13：日毎の記録を整理するために必要な書類(都総務局)

資料編 14：災害救助法による救助の程度・方法及び期間(都・市区町村)

- 基準額については、都規則により適宜改訂を行います。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第209「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」)

(2) 救助実施体制の整備

ア 救助実施体制の整備

- (ア) 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。
- (イ) 都総務局は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努めます。

イ 被害状況調査体制の整備

東京都、及び市は、救助法の適用に当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

ウ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- (ア) 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられています。
- (イ) 救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておかねばなりません。
(東京都地域防災計画 震災編 別冊①資料第2-13-15「災害救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」)
(東京都地域防災計画 震災編 別冊①資料第2-13-16「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」)

(3) 災害報告及び救助実施状況の報告

ア 災害報告

- (ア) 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。
- (イ) これらの報告は、救助用物資、義捐金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となります。このため、市区町村は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告します。

資料編 12：災害報告様式

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、都各局・市区町村は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告します。

(東京都地域防災計画 震災編 別冊①資料第2-13-18「日毎の記録を整理するために必要な書類」)

(4) 従事命令

ア 従事命令の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されています。

(ア) 従事命令

一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限

(例)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

(イ) 協力命令

被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限

(例)被災者を炊き出しに協力させる 等

(ウ) 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

a 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

b 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

c 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

d 収用

災害の際、必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得ます。

イ 従事命令を受けた者の実費弁償

範囲	令和6年度費用の限度額	機関	備考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり医師…22,200円以内 歯科医師…21,300円以内 薬剤師…18,400円以内 保健師、助産師、看護師 ……17,300円以内 土木・建築技術者…16,600円以内 大工…28,800円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(5) 災害救助基金の運用

ア 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都総務局はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てます。

(ア) 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3箇年間ににおける地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額です。

(イ) 平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円です。

イ 災害救助基金の運用

災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てています。

19 激甚災害の指定

大規模な被害が発生した場合には、激甚法による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要があります。

(1) 激甚災害制度

ア 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置をあわせて指定することとしています。

イ 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。

ウ 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）によります。

エ 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行います。

オ ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 激甚災害に関する調査報告

機 関 名	内 容
市	○ 市区町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告します。
都	<p>○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事（都総務局）は、市区町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせます。</p> <p>○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせます。 （東京都地域防災計画 震災編 別冊①資料第2-13-6「激甚災害法に定める事業及び関係局」）</p> <p>○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出します。</p> <p>○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議します。</p> <p>○ 知事は、市区町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告します。</p>

(3) 特別財政援助等の申請手続等

機 関 名	内 容
市	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出します。
都	<p>○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施します。</p> <p>○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施します。</p>

第3部

災害復興計画

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

1 復興の基本的考え方

市に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があります。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

さらに、我が国の首都の一角として、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、活力とゆとりのある高度成熟都市として発展させていかなければなりません。

【復興の基本的な考え方】

項目	内容
生活復興 ・住宅復興 ・くらしの復興	<p>1 生活復興の目標 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることです。 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実のもとで、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにします。</p> <p>2 生活復興の推進 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本です。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行います。 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行います。</p> <p>3 分野別の復興プロセス 被災者が新しいくらしのスタイルを構築し生活の安定を取り戻すため、都市復興とあわせて住宅復興・くらしの復興の分野別に復興を進めます。</p>
都市復興 ・都市の復興 ・産業の復興	<p>1 都市復興の理念 世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければなりません。 そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図</p>

項目	内容
	<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全でゆとりある都市 ・世界中の人から選択される都市 ・持続的な発展を遂げる都市 ・共助，連携の都市 <p>2 都市復興の目標</p> <p>「被災を繰り返さない，活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標です。 ・これは，都市復興後，再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても，被害を限りなく低減でき，合せて，高度に成熟し，世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものです。

2 調布市における震災復興

市民が1日も早く震災前のくらしに戻るためには，震災後の復興の進め方について，基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが必要です。

東京都では，平成15年3月に，阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ，「東京都震災復興マニュアル」を策定しました。

その後，東京都は，東日本大震災後の制度改正等を踏まえて，行政担当者向けの東京都震災復興マニュアル【復興施策編】を平成28年3月に修正しました。さらに，令和3年3月にも，熊本地震（平成28年4月）以降の災害対応から得た教訓や新たな知見を参考に，東京都震災復興マニュアル【復興施策編】の修正を行いました。

市においても速やかな復興対策を行うため，東京都のマニュアルの内容を踏まえて，都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な市職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに，復興を進めるための震災復興本部の設置など組織体制，財政運営方針などの検討を行い，市のマニュアル及び調布市震災対策条例の制定を検討していきます。

第2章 復興本部

1 復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が市の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置します。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興方針及び震災復興計画^{*}を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していきます。

※震災復興計画：震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに市民生活の再建及び安定を図るため策定する計画

2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施します。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理します。

3 復興本部の組織及び業務

復興本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び本部員（各部の部長及び部長相当職、各局長）で構成します。また、震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができます。

なお、震災復興に係る消防に関する意見等を求めるため、調布消防署長を本部員として指名するものとします。

本部員は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することなどを行います。

4 復興本部における分掌事務

市では、復興を円滑に進めるために、復興にかかる分掌事務を定める必要があります。復興における分掌事務は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に復興事業を推進していく体制とし、基本的に平常時の分掌事務に即した体制とします。

5 復興本部統括室の設置

市長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整する必要があると認めるときは、復興本部に復興本部統括室を置くことができます。

6 復興本部統括室の分掌事務及び役割

- ア 復興本部統括室は、震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、東京都、その他の地方公共団体等との連絡調整を行います。
- イ 復興本部統括室は、用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行います。
- ウ 復興本部統括室は、個別計画等の策定自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担います。
- エ 復興本部統括室の長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各部の事務を総括します。

第3章 震災復興計画の策定

市長は、地震発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定するとともに、被災後6ヶ月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定します。

復興に係る方針や計画を定めるに当たっては、以下の点に留意して行います。

- ア 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要です。
- イ 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が重要であり、平常時から地域組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になります。
- ウ 復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられます。

1 震災復興方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興方針」を策定し、公表します。

- 震災復興方針の策定に当たっては、次の事項に配慮します。
 - ・人々の暮らしのいち早い再建と安定
 - ・災害に強く、安心してくらせる都市づくり
 - ・安全で快適な生活環境づくり
 - ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - ・わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

2 震災復興計画の策定

市長は、震災復興方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定します。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにします。

- 復興計画の策定手続
 - ・市長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼します。
 - ・市長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6ヶ月を目途に、復興計画を策定し公表します。

【震災復興計画の策定スケジュール（想定）】

	調布市	参考：東京都
発災	調布市災害対策本部の設置	災害対策本部の設置
1週間後まで	調布市震災復興本部の設置	復興本部の設置
2週間後まで	調布市震災復興基本方針の決定	復興基本方針の決定 震災復興検討会議の招集（復興計画の理念等の検討依頼）
1ヶ月後まで	震災復興総合計画の策定方針を各部に通知 各部に復興計画素案の作成依頼	検討会議による提言（復興総合計画理念等決定） 計画の策定方針を各部に通知 各部に原案作成依頼
4ヶ月後まで	各部から復興計画素案提出 財政計画の調整 東京都との調整	各部から原案提出 財政計画の調整 東京都復興計画との調整
5ヶ月後まで	復興政策調整会議において震災復興総合計画原案調整，作成案の公表予告，案の公表	復興総合計画原案作成 被災地域住民等全市民へ提示 意見集約
6ヶ月後まで	市民意見の聴取，意見等の公表	特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況とあわせて随時）
6ヶ月後	震災復興本部会議で調布市震災復興総合計画を決定後，公表	復興総合計画策定・公表

3 特定分野計画の策定

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定します。

(1) 都市の復興

東京都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、市区町村等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「東京都都市復興基本方針」や都市復興への具体的な計画をまとめる「東京都都市復興基本計画」等の作成を行います。

これらの計画に基づき、地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進めます。

なお、都市復興に当たっては、東京都が被災状況に応じて策定予定の「東京都都市復興基本計画」を踏まえて計画を策定します。

(2) 住宅の復興

市は、住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握したうえで、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定します。

あわせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じます。

(3) 暮らしの復興

市は、市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進します。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成します。

(4) 産業の復興

市は、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、市の産業振興を図る施策を進めます。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、産業・エネルギー施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開します。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じます。

4 被災者総合相談所の設置

下表に示す市の各部は、被災者のための相談所を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行います。また、支援状況等を被災者台帳に記録します。

設置した相談所で要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

部	主な相談内容・窓口名称等
災害対策市民部	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者総合相談所の設置 ○罹災証明書の発行（火災以外の場合） ○生活再建に必要な証明 ○市民税・固定資産税の軽減，支払猶予等の相談 ○各種専門相談の案内
災害対策子ども生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの養育・就学支援 ○障害者・児がいる世帯の支援 ○保育料の減額，支払猶予等の相談
災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○生活再建支援金，災害弔慰金等の相談 ○障害者・児がいる世帯の支援 ○国民健康保険税，介護保険料等の軽減，支払猶予等の相談 ○医療・介護の一部負担金，利用料の相談
災害対策環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道使用料の減免・減額の相談 ○災害ごみ処理料金の減免
災害対策都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅に関する相談 ○住宅に関する相談
災害対策教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの養育，就学支援
調布市商工会・ 生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業，小規模事業者への支援

第4部

東海地震事前対策 (南海トラフ地震事前対策)

第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震事前対策）

第1章 はじめに

気象庁では、令和元年5月31日より、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始し、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととしました。

ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を受けた対応については、別途定める」こととし、「変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関する情報』を『南海トラフ地震に関連する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしていました。

そのため、調布市地域防災計画においても、従来の「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとしていましたが、令和3年5月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、東京地域防災計画震災編（令和5年5月）からは「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替える暫定的な対応についての文言が削除されました。

調布市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていませんが、南海トラフ地震が発生した場合には、被害の発生や社会的混乱の発生が懸念されます。

このため、調布市では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に備えた対策をとることとし、以下に南海トラフ地震防災対策を記載します。

なお、東海地震については、根拠法である大規模地震対策特別措置法が廃止されていないことから、第4部3章以降を充用するものとします。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関連する情報とは

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震です。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行います。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼びます。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼び

かけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

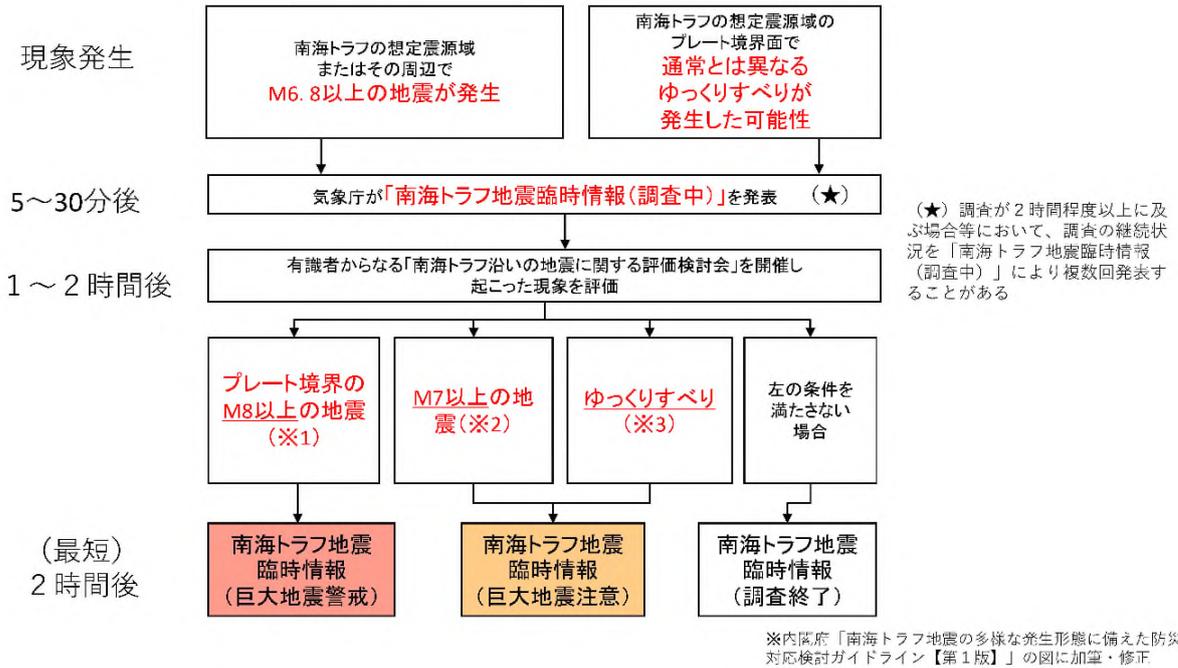
気象庁は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行います。「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表されます。また、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表します。

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除きます。） <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードとキーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○ 1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除きます。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○ （巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

4 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年5月31日）

5 市の対応方針

初動対応は基本的に首都直下地震の発生を想定した第2部を準用します。南海トラフを震源とする地震では、市の震度は震度5弱から5強と想定されています。南海トラフ地震に関連する情報に該当する事象が発生した際は、市内でも強い揺れを観測し非常配備態勢の基準に該当する場合が想定されます。

この基準に達しない場合でも、さらなる地震への警戒や被災地への支援体制の構築が早急に求められます。このため、状況に応じて非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を検討するとともに、関係機関と緊密に連携し、市民や事業者に対して備えを呼びかける等の注意喚起及び初動対応の確認を行います。

第3章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行されました。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としています。

この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（1都7県157市町村、平成24年4月1日現在）が「強化地域」として指定されました。

東海地震が発生した場合、調布市の地域は震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていません。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、調布市は、大都市東京の近郊市として人口、施設等が密集しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されています。

このため、市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、調布市地域防災計画（震災編）の一分野として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定しました。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものです。

1 警戒宣言発生下の都市機能の確保

警戒宣言が発せられた場合においても、調布市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

- (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- (2) 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置

2 混乱防止対策の作成

警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものですが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予測されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものです。

3 警戒宣言下の対処

調布市地域防災計画（震災編）「第2部 施策ごとの具体的計画」に基づき対処します。

4 市の対応

調布市は、強化地域に指定されていないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応します。

5 本計画実施に当たっての配慮

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としましたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとします。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点からの地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮します。
- (3) 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5程度と想定されていますが一部震度6に近い地域があるため、震度に応じた対策を講じることとします。
- (4) 多摩関係市及び各防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとします。

第3節 前提条件

本計画策定に当たっては、次の前提条件を置きます。

- 1 東海地震が発生した場合、東京の予想される地震は震度5程度（ただし、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度6に近い震度）です。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻より、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想されます。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予測される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定します。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとします。

資料編 68：南海トラフ巨大地震の震度分布図

第4章 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、第2部第1章「市等の基本理念と役割」に準じて、警戒宣言に伴う事務を行います。

第5章 事前の備え

行政経営部・総務部・都市整備部・教育部・教育委員会・調布市防災会議・調布警察署・調布消防署・多摩府中保健所・東京電力・東京ガスグループ・京王電鉄(株)・NTT・その他防災機関

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部各章第5節具体的な取組【予防対策】に基づき実施しています。

しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日公布）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じました。

このため、本章では、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するため必要な設備、資器材等の整備と、従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとします。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

総務部・調布警察署

(1) 情報連絡体制の整備

機 関 名	事 業 計 画
市	<p>防災行政無線の整備</p> <p>市防災行政無線は昭和56年から防災行政無線（同報系及び移動系）を整備し、災害時に住民に正確な情報を提供するとともに、防災関係機関との連絡体制を確立しました。</p> <p>また、平成3年度より新都庁の防災センターを拠点とした「東京都防災行政無線」が整備されました。</p> <p>今後は東京都及び都内自治体との連携の強化を実施し、災害時の情報連絡体制の確保に努めます。</p>
調布警察署	<p>横断幕、立看板等の整備</p> <p>運転者等に警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備します。</p>

2 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

都市整備部

(1) ブロック塀等の倒壊防止

宮城県沖地震を契機にブロック塀の倒壊防止のため、新しく構築する塀等に対して、指導の強化に努めるとともに、既存の石塀、ブロック塀等の補強対策についても関係機関等との連携を図り指導の強化を図ります。

(2) 落下物の防止

ア 屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることが予測されることから、関係機関と協力しながら屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていきます。

イ 窓ガラス等の落下物の防止

沿線、駅周辺には、3階以上の建物が多く見受けられ、最近の建物の窓ガラスには転落防止用金網入りが使用されていますが、老朽建物では使用されていない場合があることから、落下防止用フィルム等のPRを進めます。

また、外壁等については、定期点検と補修工事の指導を関係機関と協力して行っていきます。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となります。

市民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対策を啓発指導します。

1 広報

行政経営部・総務部・調布消防署

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と災害発生に伴う被害の軽減を図ります。

(1) 広報の基本的流れは、以下の3つに区分し、広報します

- ア 平常時
- イ 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- ウ 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

(2) 広報の内容は、下記事項について実施します

- ア 東海地震について
- イ 警戒宣言の内容
- ウ 調布市の予想震度及び被害程度

- エ 市民のとりべき措置（第2部第1章2「基本的責務」参照）
- オ 事業所のとりべき措置（第2部第1章2「基本的責務」参照）
- カ 警戒宣言時に防災機関がとりべき措置

主な例を示すと次のとおりです。

- (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ・ 通勤電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - ・ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ・ その他防災上必要な事項
- (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
 - ・ 警戒宣言時の交通規制の内容
 - ・ 自動車利用者への自粛の呼びかけ
 - ・ その他防災上必要な事項
- (ウ) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ・ 警戒宣言時等の電話利用の自粛
 - ・ 回線の輻輳と規制の内容
- (エ) 買出しによる混乱防止のための広報
 - ・ 生活関連物資取扱店の営業
 - ・ 生活物資の流通状況と買い急ぎの必要のないこと。
- (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。
- (カ) その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

市の広報紙やホームページ、メール等のほか、各防災機関が各種印刷物等により広報を実施します。

2 教育指導事項

総務部・教育部・教育委員会・調布消防署・調布警察署

(1) 児童・生徒等に対する教育

学校等において、次の事項について関係職員、児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図ります。

ア 教育指導事項

- (ア) 東海地震に関する基本事項
- (イ) 教職員の役割分担
- (ウ) 警戒宣言時の臨時休校の措置
- (エ) 児童・生徒等の下校時等の安全措置
- (オ) 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- (カ) その他の防災措置

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み防災教育を行います。
- (イ) 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災の教育を行います。
- (ウ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通して周知徹底を図ります。
- (エ) 調布市防災教育の日の充実を図ります。

(2) 地域住民に対する指導

市及び防災関係機関は、それぞれが開催する各種防災講演会等を通じ、東海地震の基本的事項、警戒宣言の内容、市民及び防災市民組織がとるべき措置等について防災教育を行います。

(3) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転手が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行います。

ア 教育指導事項

- (ア) 東海地震に関する基本的事項
- (イ) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- (ウ) 自動車運転手のとるべき措置
- (エ) その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

- (ア) 運転免許更新時の講習
- (イ) 安全運転管理者講習
- (ウ) 自動車教習所における教育・指導

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業者の果す役割が非常に大きいため、事業所に対して、消防計画等の作成等の指導を行います。

1 対象事業所

調布消防署・多摩府中保健所・健康安全研究センター

(1) 一般事業所

機 関 名	対象事業所
調布消防署	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災予防条例により防災計画を作成することとされている事業所

(2) 特定事業所

機 関 名	対象事業所
多摩府中保健所 健康安全研究センター	毒物，劇物取締法の適用事業所

2 事業所指導の内容

調布消防署・多摩府中保健所・健康安全研究センター

(1) 調布消防署

警戒宣言発令時の対応措置に関する消防計画，全体についての消防計画及び予防規定において次の項目について検討し，定めておくよう指導します。

ア 防災体制の確立

自衛消防組織の編成，警戒本部の設置及び防災要員の配備

イ 情報の収集伝達等

(ア) テレビ，ラジオ等による情報の把握

(イ) 顧客，従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達

(ウ) 本社，支社間等の通信連絡手段の確保

(エ) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止

(オ) 顧客，従業員等に対する安全の確保

ウ 安全対策面からの営業の方針

(ア) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅

(イ) その他消防計画等に定める事項の徹底

エ 出火防止及び初期消火

(ア) 火気使用設備器具の使用制限

(イ) 危険物，薬物等の安全措置

(ウ) 消防用設備等の点検

(エ) 初期消火態勢の確保

オ 危害防止

商品，設備器具等の転倒，落下防止措置

(2) 多摩府中保健所・健康安全研究センター

毒物・劇物施設，毒物劇物業務上取扱者に対して，次の対応措置について指導します。

ア 貯蔵施設等の緊急点検

イ 巡視

ウ 充填作業，移し替え作業等の停止

エ 落下，転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置

オ 警戒宣言，地震予知情報の収集，伝達

カ 休日夜間等の保安要員の確保

第4節 防災訓練

警戒宣言時において、その地域における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言の情報伝達体制の確立に重点を置く合同防災訓練が必要となりますが、その実施方法等は次のとおりです。

区分	機関名	内容
総合防災訓練	市各部・防災関係機関	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務があります。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力の向上に努めます。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 調布市 (3) その他防災関係機関</p> <p>(2) 消防署、警察署、消防団 (4) 住民、関係団体</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練</p> <p>(2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練</p>
警備・交通対策訓練	調布警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行います。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 防災関係機関 (2) 調布市 (3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 通信訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>
消防訓練	調布消防署	<p>警戒宣言時における迅速、的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行います。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防団 (3) 調布消防ボランティア</p> <p>(2) 住民及び事業所 (4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常収集命令伝達訓練 (6) 本部等運用訓練</p> <p>(2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練 (8) 住民及び事業所が参加する訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練 (9) 防災関係機関と連携した訓練</p> <p>(5) 通信運用訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>

震災編 第4部

区分	機関名	内容
その他防災関係機関	東京電力	<p>防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とし、防災訓練を年1回以上実施します。</p> <p>市防災会議が実施する総合防災訓練に参加します。</p>
	東京ガス 東京ガスネットワーク(株)	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年に1回以上実施します。</p> <p>訓練内容は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作物の巡視，点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間の連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
	京王電鉄(株)	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 <p>また、関係自治体，警察署，消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識，技能の習得を図ります。</p>
	NTT東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常召集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とする事項 2 総合防災訓練への参加 <p>中央防災会議，或いは都道府県，市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し，これに協力します。</p>
	その他の防災関係機関	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため，年1回以上防災訓練を実施します。</p>

第6章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

行政経営部・総務部・市各部・調布警察署・調布消防署・消防団・京王電鉄株
・NTT東日本－東京・その他防災機関

東海地震に関する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表されます。

本編においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定めています。

第1節 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要があります。

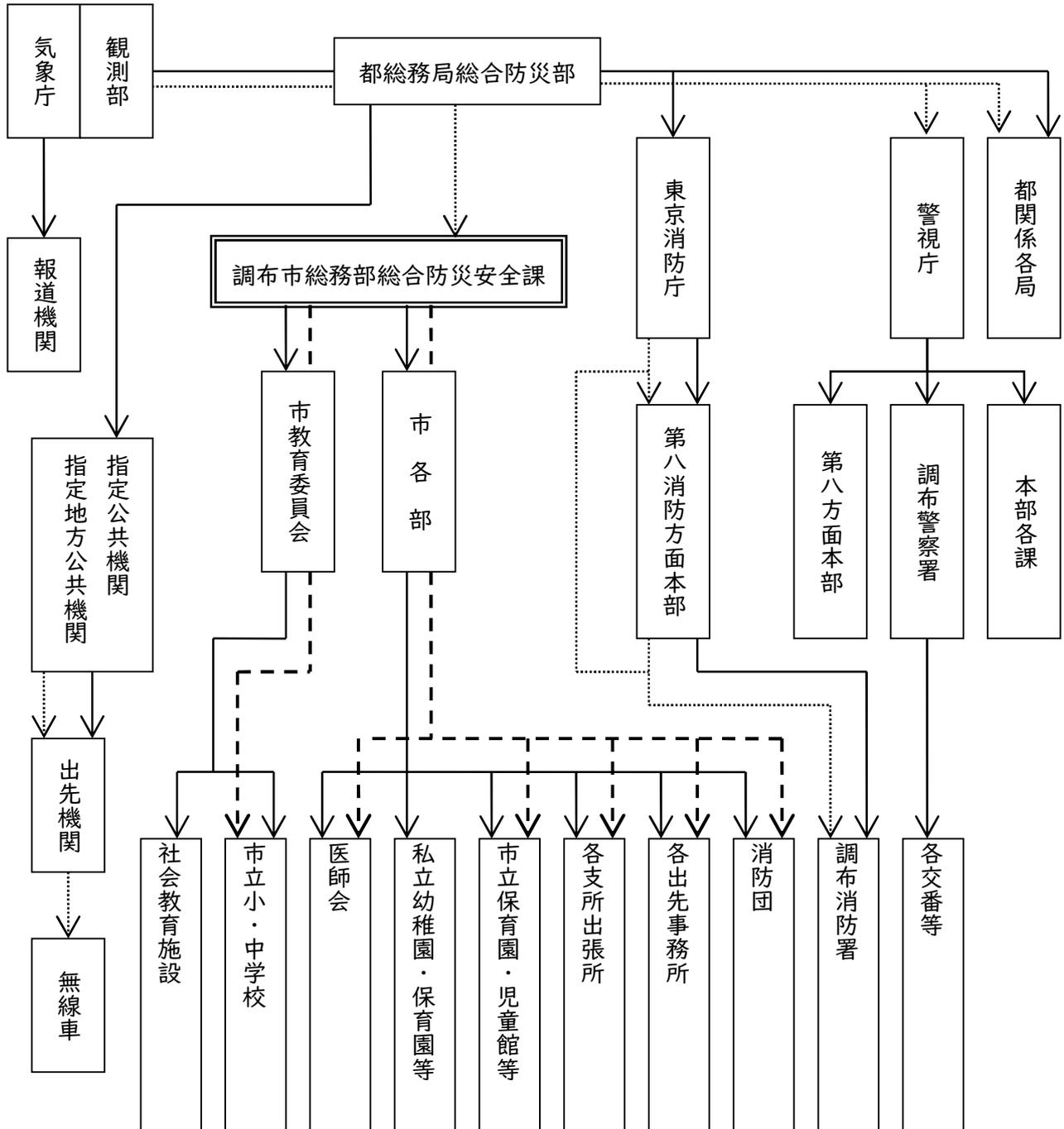
このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定めます。

1 関係機関への伝達系統

総務部・その他防災関係機関

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとします。

また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとします。



凡例	————	有線又は口頭
	- - - -	無線（市独自系）
	無線（他機関係）

2 伝達態勢

危機管理担当部長・市各部・調布警察署・調布消防署・その他防災機関

各機関の伝達態勢は、次のとおりです。

機 関 名	内 容
市	<p>1 危機管理担当部長（不在の場合は総務部総合防災安全課長）は、都総務局から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、ただちに市長，副市長，教育長（災害対策本部長及び副本部長），各部長（災害対策本部員）及び消防団長等に伝達します。</p> <p>2 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、出先事業所，学校，幼稚園，保育園，及び社会福祉施設等へ伝達します。</p> <p>3 各課長は、一般職員（全員）に伝達します。</p> <p>4 一般市民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止の上で特に必要と認められた場合は、冷静な行動を促す広報を行います。ただし、報道解禁後行うものとします。</p> <p>5 各部は、特に伝達が必要と認められる関係機関，団体等に対しては報道開始後に行うものとします。</p>
調布警察署	警視庁から東海地震注意情報を受けたときは、ただちに無線又は一斉通報により交番等へ伝達します。
調布消防署	東京消防庁から、東海地震注意情報が伝達された場合は、ただちに緊急情報伝達システム等により、全職員に伝達します。
その他の防災機関	都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは、ただちに各部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関，団体等へ伝達します。

（注） 各防災機関は、関係機関，団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとします。

3 伝達事項

総務部・各防災機関

- （1）市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることをあわせて伝達します。
- （2）注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達します。

第2節 活動態勢

東海地震注意情報を受けた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え防災体制をとるものとします。

1 市、消防団、調布警察署、調布消防署

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 調布市災害対策本部の設置準備 市は東海地震注意情報に接した場合、ただちに情報連絡態勢をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入ります。 2 職員の参集 職員の参集は、情報連絡態勢をとります。 なお、参集伝達は職員参集メール又は各部課で定める情報伝達網により指示するものとします。 3 東海地震注意情報発表時の分掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、市総務部総合防災安全課が関係機関の協力を得て、次の分掌事務を行います。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 東京都及び関係防災機関との連絡調整
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置 東海地震注意情報を受けた時点で、現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立します。 2 警備要員の自主参集 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは速やかに自所属に参集します。
調布消防署	<p>東海地震注意情報の発表に伴い、震災第二態勢が発令された場合は、次の対応を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全消防職員の非常招集 2 署隊本部機能の強化 3 情報収集体制の強化 4 関係機関への職員派遣 5 救急医療機関情報の収集 6 高所見張員の派遣 7 各種資器材の増強 8 特設小隊の編成 9 多数の客、勤務員等を収容する事業所への対策、措置の指導勧告 10 出火防止、初期消火等の広報実施

機関名	内容
調布市消防団	1 震災警戒態勢の発令 2 全消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 団本部，分団本部の活動体制の強化 5 震災消防活動計画，対策資料の準備

2 防災機関等

京王電鉄(株)・NTT東日本・その他の機関

機関名	内容
京王電鉄(株)	東海地震の注意情報を受けた関係者は，警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動するものとします。
NTT東日本	1 東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合，本社及び支社・支店等において非常体制を発令します。 非常体制が発令された場合は，速やかに地震災害警戒本部，又はこれに準ずる警戒本部等を設置します。 2 警戒本部等に必要の要員については，非常召集伝達の経路，交通状況の運行状況等を勘案し，参集体制に基づき，短時間に可能な限り必要要員を確保するものとします。
その他の機関	東海地震注意情報を受けた場合，各防災機関は要員を非常招集し，待機態勢をとるものとします。

第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

行政経営部・総務部

注意情報は，前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり，判定会によるデータ分析を行っている時期であるため，住民の冷静な対応が望まれるところです。したがって，この時期の広報内容については，原則として，テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行います。

なお，各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は，各防災機関において，必要な対応及び広報を行います。

第4節 注意情報時の混乱防止措置

総務部・調布警察署・NTT東日本

機 関 名	内 容
市	対応措置の内容 1 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表 2 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他必要事項
調布警察署	主要駅等の警備 東海地震注意情報発表後あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備します。
NTT東日本	警戒宣言の発出、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、「重要通信のそ通確保」に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとります。

第7章 警戒宣言時の対応措置

行政経営部・総務部・生活文化スポーツ部・環境部・都市整備部・市各部・都建設局・調布警察署・調布消防署・調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会・多摩府中保健所・関東地方整備局・中日本高速道路(株)・京王電鉄(株)・東京バス協会・東京ハイヤー・タクシー協会・東京都個人タクシー協会・学校等・NTT東日本・東京電力・東京ガスグループ・関東財務局・日本銀行・調布郵便局・その他の防災機関

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発令します。また、本情報の解除を伝える場合にも発表されます。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとします。

第1節 活動態勢

1 市の活動態勢

(1) 市災害対策本部の設置

市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置します。

(2) 市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、文化会館たづくり西館3階に置きます。

(3) 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、災害対策基本法、調布市災害対策本部条例、同施行規則等の定めるところによります（第2部第5章第5節【応急対策】1「初動態勢」参照）。

(4) 市災害対策本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 住民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における市災害対策本部の配備態勢は、第2部第5章第5節【応急対策】1(3)サ「職員の配備態勢等」に定める非常配備態勢（レベル1）とする。

2 防災機関等の活動態勢

- (1) 指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関等は，警戒宣言が発令された場合，市地域防計画の定めるところにより，防災対策を実施します。
また，市及び東京都が実施する防災対策が円滑に行われるよう，その所掌事項について適切な措置をとるものとします。
- (2) 指定地方行政機関等は上記（1）の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとします。
- (3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は，本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに，市及び東京都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとします。

3 相互協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので，各防災機関は平素から関係機関と十分協議し，社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとします。
- (2) 防災機関等の長及び代表者は，市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき，又は東京都若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは，市災対本部事務局に対して，次に掲げる事項について，とりあえず口頭又は電話をもって要請し，後日あらためて文書により処理するものとします。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める理由）
 - イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ウ 応援を希望する物資，資材，器具等の品物及び数量
 - エ 応援を必要とする日時，時間
 - オ 応援を必要とする場所
 - カ 応援を必要とする活動内容
 - キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言

各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は，関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに住民に対する広報を緊急に実施する必要があります。

1 警戒宣言の伝達等

総務部・他防災関係機関

(1) 伝達系統

警戒宣言及び東海地震予知情報等伝達経路・伝達方法については，第4部第6章第1節「東海地震注意情報の伝達」と同様の取扱いとします。

(2) 伝達態勢

機 関 名	内 容
市	<p>1 市は、都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちにその旨を庁内各部課，出先事業所等に伝達するとともに，市教育委員会等を通じて市立小・中学校へ伝達します。</p> <p>2 一般住民に対しては，警察署，消防署の協力を得て，サイレンの吹鳴による防災信号(下図参照)並びに広報車及び防災行政無線等の活用により，警戒宣言が発せられたことを伝達します。</p>
調布警察署	<p>1 警視庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは，ただちに警察電話，警察無線等により交番等へ伝達します。</p> <p>2 市に協力し，パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により，警戒宣言が発せられたことを住民に伝達します。</p>
調布消防署	<p>1 東京消防庁から震災態勢の発令が伝達されたときは，ただちに緊急情報伝達システム等により，全職員に伝達します。</p> <p>2 市と協力し，消防車両のサイレン吹鳴による防災信号により，警戒宣言が発せられたことを住民へ伝達します。</p>
調布市医師会 調布市歯科医師会	市から通報を受けたときは，FAX及び有線電話等により，会員へ伝達します。
調布市薬剤師会	市から通報を受けたときはFAX及び有線電話により，会員へ伝達します。
その他の防災機関	市又は都総務局から通報を受けたときは，ただちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに，特に所管業務上伝達が必要な関係機関，団体，事業所及び施設利用者に周知します。

【防災信号（サイレン）のパターン】

警 報	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
<p>備考1 警鐘又はサイレンは，適宜の時間継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

（3）伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとします。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 調布市における予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

行政経営部・総務部

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられます。

これらに対処するため、各防災機関や市は広報活動を積極的に実施します。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行います。緊急連絡を受けた市災害対策本部等は、必要情報を速やかに市民へ広報するものとしします。

（1）広報

ア 調布市の広報

市は警戒宣言が発令されたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行います。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとしします。

（ア）広報項目

- ・警戒宣言の内容の周知徹底
- ・それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確、かつ冷静な対応の呼びかけ
- ・防災措置の呼びかけ
- ・避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

（イ）広報の実施方法

防災行政無線、広報車及び防災市民組織等を通じて広報活動を行うものとしします。

イ 各防災機関の広報

（ア）広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目を定めませんが、その主なものは次のとおりです。

- ・住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- ・各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

（イ）広報の実施方法

- ・各機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておきます。

- ・この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に具体的に定めておきます。
- ・顧客等への伝達は、反復継続して行うものとします。
- ・広報文はあらかじめ定めておくものとします。

3 報道機関への発表

都・警視庁・東京消防庁

東京都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱防止と地震に備えて措置が実施できることを目的として報道機関に対して、各機関の対応状況、混乱発生等、各種情報提供を行うこととしています。

4 放送機関の対応措置

各放送機関

各ラジオ・テレビの放送機関においては、警戒宣言が発せられた場合、対策本部を設置して、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行うこととしています。

- (1) 警戒宣言、地震予知情報の内容
- (2) 地震による震度、津波の予想
- (3) 機関の対応状況
- (4) 各地域における動向と対応状況
- (5) 住民、事業所へ混乱防止及び防災措置の呼びかけ
- (6) その他必要な情報の提供

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策

調布消防署

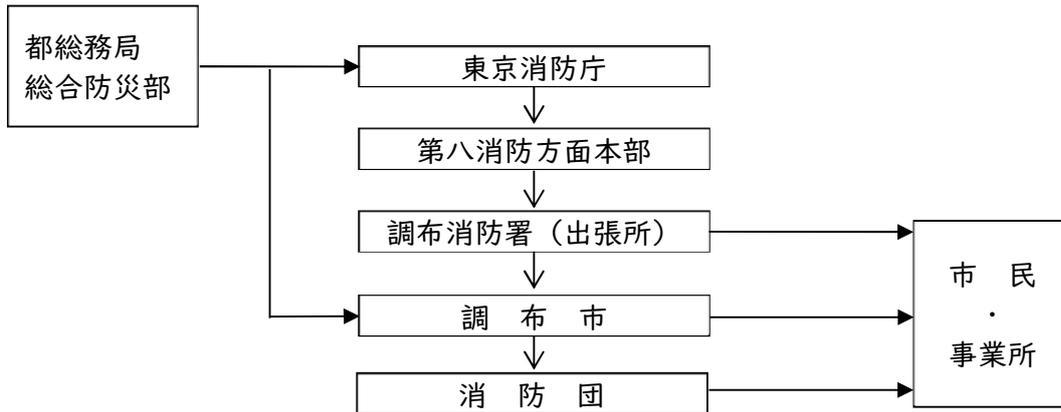
(1) 活動体制

注意報情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、次の対策をとります。

- ア 全消防職員の非常招集
- イ 部隊の編成
- ウ 関係機関への職員の派遣
- エ 情報収集体制の強化
- オ 資機（器）材の増強
- カ 広報車による出火防止広報
- キ 高所見張員の派遣
- ク 出火防止、初期消火等の市民指導
- ケ 警戒派遣箇所3箇所開設
 - (ア) 調布ヶ丘地域福祉センター
 - (イ) 下石原地域福祉センター
 - (ウ) 入間地域福祉センター
- コ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡態勢の確立

【地震予知情報等の伝達ルート等】



(注) 市民，事業所に対しては，サイレン，広報車等により，他の防災機関と協力し，情報等を伝達します。

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ，ラジオや警察，消防，市役所等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限，周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器，三角バケツ，消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類，ガラス等の安全確保 2 ブロック塀，門柱・看板等の倒壊，落下防止措置
事業所		警戒宣言時は，事業所に対して，事業所間における通信連絡手段を活用し，消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき，速やかに対応を図るよう呼びかけを行います。

2 危険物対策

都保健医療局・調布消防署・調布警察署

(1) 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内容
調布消防署	予防規定又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか，災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導します。 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資機（器）材等の点検，配備 3 緊急遮断装置等の点検，確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検，確認

（2）化学薬品等取扱施設

機 関 名	内 容
調布消防署	<p>学校，病院，研究所等の事業所に対して，消防計画により対応を図るほか，災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒，落下，流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検，確認

（3）毒物・劇物取扱施設

機 関 名	内 容
都保健医療局	<p>毒物劇物営業者等に対して，次の事項について，各営業所が確実に実施するよう要請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業，入れ替え作業等の停止 4 落下，転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急安全措置 5 警戒宣言関連情報の収集

（4）危険物輸送

機 関 名	内 容
調布警察署	<p>警戒宣言が発せられた場合，危険物に対する被害発生を防止するため，次の対策を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物取扱業者等に対する製造，取扱い及び搬送の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
調布消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し，災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出荷，受入れを制限するか又は停止させます。 2 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備・交通対策

1 警備対策

調布警察署

機関名	内容
調布警察署	1 警備部隊の編成 警察署長は調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成します。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、ターミナル、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を重点等に配備します。 3 治安維持活動 次の点に重点を置いた活動を行い、住民に不安を与える事案及び混乱を初期段階で防止します。 (1) 市内の実態把握 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要因の解消 (3) 不法事案の予防及び取締り

2 交通対策

調布警察署

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行います。

基本事項	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制します。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限します。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制します。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 運転手等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転手等のとるべき措置の周知徹底に努めます。

ア 走行中の運転手のとるべき措置

(ア) 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速すること。

(イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動します。

(ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないようにします。

(エ) バス、タクシー及び市民生活上、走行が必要とされる車両は、あらかじめ定めている計画等に従って、安全な方法で走行します。

(オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行します（本章第3節2「危険物対策」参照）。

(カ) 現場警察官等の指示に従います。

イ 駐車中の運転手のとるべき措置

(ア) 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発令された後はできる限り使用しないようにします。

(イ) 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動します。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切ります。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしません。

(ウ) 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はありませんが、万一避難を要する場合でも車両は使用しません。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行います(資料編69参照)。

(ア) 都県境

神奈川県と都県境においては、流出する車両については、原則として規制を行い、都内に流入する車両については、混乱を生じない限り規制は行いません。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限します。

(ウ) 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線(国道16号)の13路線については、必要に応じて車両の通行を制限します。

(エ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限します。都県境においては、前記(ア)の交通規制に準じます。

イ 状況に応じて、交通規制の見直しに配慮します。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置します。

(5) 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行います。

資料編 69：警戒宣言時における交通規制図

3 道路管理者等のとるべき措置

関東地方整備局・中日本高速道路(株)・都建設局・都市整備部

機関名	内容
関東地方整備局	<p>道路施設に関する対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等が発令された場合，その内容を考慮し，被災が予想される地域にあつてはパトロールカーを適切な位置に配置し，重点箇所等の道路状況の把握に努めます。 2 地震発生危険性を考慮し，工事中の箇所については，原則として工事中断の措置をとるものとし，この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全措置を講ずるものとしします。 3 防災設備の点検整備を実施します。
中日本高速道路(株)	<p>警戒宣言が発令された場合には，道路状況の把握に努めるとともに，次のような措置をとります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都公安委員会が行う車両の強化地域方面への流入の制限等にかかる措置等に協力します。 2 関係機関が行う車両の抑制に係る措置等に協力します。 3 道路利用者に対し，必要な緊急広報の実施に努めます。 4 地震発生に備え，自家発電装置，予備電源並びに道路管理用通信施設の点検等に努めます。 5 工事中の箇所については，原則として工事中の措置をとるものとし，必要に応じて補強，落下防止等の保全措置を講じます。
都建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は，地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について点検を実施します。 2 工事中の道路の安全対策 緊急時に即応できるように，原則として工事を中止し，安全対策を確立するとともに，緊急車等の円滑な通行の確保を図ります。 3 防災設備の点検整備を実施します。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は，関係防災機関と連絡を保ち，避難道路，緊急機能確保道路等を重点に点検を行い，地震災害発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努めます。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように，原則として工事を中止し，保安対策を実施し，緊急車両の円滑な通行を確保します。

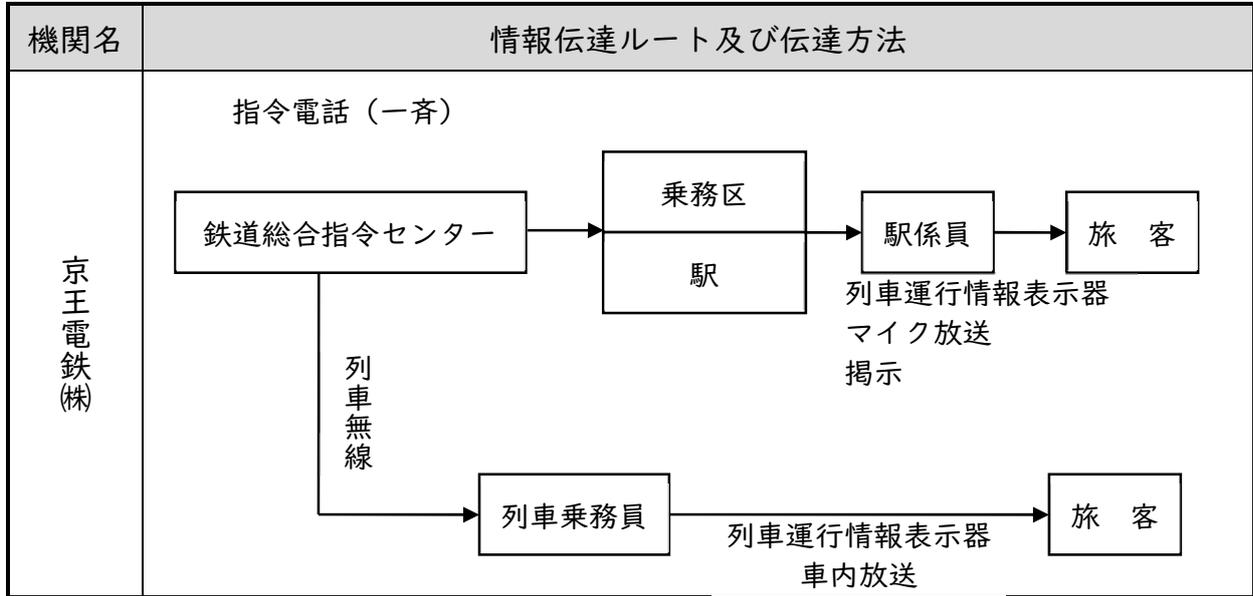
第5節 公共輸送対策

I 鉄道対策

総務部・調布警察署・京王電鉄(株)

(1) 情報伝達

東海地震の注意情報及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達します。



(2) 列車運行措置

京王電鉄(株)

ア 運行方針

防災関係機関，報道機関及びJR各社との協力のもとに，地域の実情に応じた可能な限りの運転を行います。

イ 運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
<p>警戒宣言が発令されたときは，あらかじめ定められた運転方式（減速運転）に変更し，安全を確保します。</p> <p>また，旅客等による混乱又は同業他社の運転中止などにより，安全の確保が困難と思われる事態が発生した場合は，列車の運行を中止するものとします。</p>	<p>あらかじめ定められた運転方式(地震ダイヤ)によるものとします。</p> <p>なお，輸送量によっては地震ダイヤを変更します。</p>

（3）乗客集中防止対策

警戒宣言が発令された場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予測されます。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられます。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとります。

機 関 名	内 容
市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行います。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び調布警察署からの情報を基に都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけます。
調布消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行います。
京王電鉄(株)	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供を行い、混雑緩和への協力要請を行います。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行います。 (1) 状況により本社員の応援動員を行います。 (2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行います。 (3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制を実施します。 (4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じます。

2 バス・タクシー等対策

東京バス協会・東京ハイヤー・タクシー協会・東京都個人タクシー協会

（1）情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、ただちに旅客に伝達します。

（2）運行措置

機 関 名	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行います。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路時速20km、高速道路時速40km）を行います。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場

機 関 名	内 容
	<p>合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取ります。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し迂回等事故防止のため適切な措置をとります。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行しますが、交通状況の変化等に応じた措置をとります。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合があります。</p> <p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き、運行を中止しますが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとします。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行います。
東京都個人タクシー協会	この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行います。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校等

幼稚園，保育園，補助対象認可外施設，小・中学校，専修・各種学校

(1) 在校時

- ア 警戒宣言が発令された場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとります。
- イ 警戒宣言が発令された後、児童・生徒等を計画に従って帰宅させます。
- ウ 帰宅に当たって、幼児・児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡します。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護します。
- エ 中・高等学校生徒については、個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから集団で帰宅させます。
- オ 特別支援学校の児童・生徒等については、保護者に引渡し、引取りのない者については学校で保護します。
- スクールバスを使用している児童・生徒等については、保護者に事前に指定してある地点で引渡します。
- カ 特別支援学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童・生徒等の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとります。
- その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行います。
- キ 小・中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じて措置する

よう指導します。

（2）校外指導等

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従います。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（市区町村）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図ります。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとります。帰校（園）後、児童・生徒等を在（園）時と同様の措置により帰宅させます。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとります。

（3）学校（園）におけるその地の対応策

ア 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとります。

イ 学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておきます。

ウ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとります。

エ 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導等にとつた措置等の必要な事項を都（市区町村）教育委員会又は所轄庁へ報告します。

（4）警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとします。

イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによります。

（5）児童・生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論がでるまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを児童・生徒に伝達します。地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明し、児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発令された場合、ただちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整えます。

（6）東海地震注意情報発令時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想されます。

学校（園）においては東海地震注意情報発令時は授業（保育）継続し、警戒宣言

が発令された後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとることとしています。

したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておきます。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童をただちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切です。

なお、上記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報発令の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機応変の措置をとります。

2 病院・診療

調布市医師会・調布市歯科医師会

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行います。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与えます。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとします。機関別対応は、次のとおりです。

機関名	外来診療	入院患者	手術等
調布市医師会 〔民間病院 診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行います。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与えます。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期します。
調布市歯科医師会 〔民間病院 診療所〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行います。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期します。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、災害発生による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じます。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医療品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達します。

3 社会福祉施設等

施設管理者

(1) 保育園等，通所施設

ア 園児，通所者の扱い

(ア) 園児，通所者は，名簿を確認のうえ，保護者及び家族に引き渡します。

なお，警戒解除宣言が発せられるまでの間は，保護者及び家族において保護するよう依頼します。

(イ) 引取りのない者は，園又は施設において保護します。

イ 防災措置

(ア) 施設設備の点検

(イ) 落下物の防止

(ウ) 飲料水の確保，食料，ミルク等の確認

ウ その他

(ア) 園児，通所者の引取りについては事前に十分な打合せをします。

(イ) 職員，園児（生），保護者及び家族等の防災教育を行います。

(2) 入所施設

入所者は，施設内で保護します。そのために次の措置をとります。

(ア) 施設設備の点検

(イ) 落下物の防止措置

(ウ) 飲料水，食料等の確保

(エ) 入所者，家族に対し，施設側の対応方法の周知

(オ) 関係機関との緊密な連絡

第7節 劇場，超高層ビル等対策

総務部・調布消防署

劇場，超高層ビル等，不特定多数の者の集まる施設について，混乱防止及び安全確保の見地から，各機関は次の対応措置を講じます。

機関名	対象	対応措置
市	たづくり・グリーンホール等の市立施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合，個人使用形態をとる施設においては，管理者が個人施設利用者に直接，また，団体利用形態をとる施設においては，主催責任者に施設利用の自粛を要請します。 2 在館者に警戒宣言の情報を伝達し，職員の誘導により退館させます。 3 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）は，運転を中止し，階段を利用するよう促します。
調布消防署	消防計画等により対応を図るほか，特に不特定多数の者を収容する部分については，災害防止の観点から，次の応急措置について検討・実施するよう指導します。	
	劇場 映画館等	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資器材の準備 5 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し，従業員による適切な誘導を実施
	超高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資器材の準備 5 店舗等の利用客に対しての，ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 6 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用

震災編 第4部

第8節 電話、電報対策

1 東海地震注意情報の報道開始後の混乱防止措置

NTT東日本

機 関 名	内 容
NTT東日本 (電話)	<p>警戒宣言が発令された場合、次の業務及び関連する規定等に基づき、通信のそ通に係わる業務を適切に運用します。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(3) 営業窓口</p> <p>(4) 防災関係機関からの緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話，臨時専用線等の開通工事</p>

2 広報

NTT東日本

機 関 名	内 容
NTT東日本	<p>警戒宣言が発令された場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項についてホームページや支社・支店等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行います。</p> <p>1 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況</p> <p>2 電報の受付配達状況</p> <p>3 加入電話等の開通，移転等の工事，並びに故障修理等の実施状況</p> <p>4 営業窓口における業務実施状況</p> <p>5 災害伝言ダイヤル等の利用方法</p> <p>6 その他必要とする事項</p>

3 防災措置の実施

NTT東日本

機 関 名	内 容
NTT東日本	<p>災害発生に備え、次のとおり準備警戒業務を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の利用制限等の措置 2 災害用伝言ダイヤル等の提供 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検

第9節 電気，ガス，上下水道対策

1 電気

東京電力

(1) 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続します。

(2) 人員，資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策支部構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったとき、速やかに所属する事業所に参集します。

なお、全ての事業所は、非常態勢をとります。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発令された場合、支部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努めます。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発令されたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じます。この場合において地震発生危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとします。

ア 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施します。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行います。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努めます。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施します。

（4）安全広報

非常災害対策本店本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報します。

2 ガス

東京ガスグループ

（1）ガスの供給

警戒宣言等が発令された場合には、原則として、ガスの製造及びガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための初動措置を迅速かつ的確に行う体制を構築します。

（2）人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における動員計画をあらかじめ準備し、保安要員を確保し、必要な態勢を構築します。

イ 資機材の点検確保

復旧工事に必要な資機材の点検整備を行います。

（3）警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の方法

- (ア) 支部は広報車等により広報内容を直接お客様に呼びかけます。
- (イ) 本部は、ラジオ・テレビ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請します。

イ 広報の内容

- (ア) 不使用ガス栓の閉止の確認
- (イ) 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保
- (ウ) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

3 上水道

環境部・都市整備部・都水道局

（1）水の供給

警戒宣言が発令された場合は、地震等の発生に備えて飲料水等の確保についての広報を行います。

（2）人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発令された場合は、ただちに、災害発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに

に震災発生時には、速やかに系統変更により送・配水確保対策を実施します。

（3）施設等の保安措置

- ア 日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行いません。
- イ 平常給水の維持のため、給水所・配水所等は必要な配水圧力を確保し、地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保します。
- ウ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施します。
- エ 工事現場においては、工事を一時中断して安全措置を講じます。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行います。

4 下水道

環境部

警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応します。

（1）施設等の保安措置

- ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、各施設について、巡視、点検の強化及び整備を行います。
- イ 工事現場
工事は即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行います。

（2）除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流出しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検・監視体制を強化します。

第10節 生活物資対策

I 営業方法

総務部・都中央卸売市場

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請します。

また、東京都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じたうえで平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うものとします。

(1) 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

行政経営部・総務部

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視します。

(2) 物資の確保

総務部

スーパーマーケット、小売店、市内生産者等に対し、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請するものとします。

第11節 金融対策

総務部・市民部・関東財務局・日本銀行・調布郵便局

機 関 名	内 容
<p>関東財務局 日本銀行</p>	<p>1 関係機関は警戒宣言が発令されたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講じるものとしします。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。</p> <p>なお、やむを得ず義務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務についてはできるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関店舗に対する為替の取組及び手形の取立ての停止等適切な措置をとり得るよう指導します。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等</p> <p>金融機関は、店舗の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。</p> <p>災害発生後における被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことをただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭でその旨を掲示させること。</p> <p>イ 上記(1)アなお書き及び同イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行のことをいいます。</p> <p>2 本金融対策は、営業機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとしします。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行います。</p>
<p>調布郵便局</p>	<p>1 警戒宣言が発令された場合</p> <p>(1) 郵政事業の運営及び職員に対する措置は、原則として平常どおりとしします。</p> <p>(2) お客さまへの周知</p> <p>郵便局利用中のお客さま等に対して、警戒宣言の発令をただちに適切な方法により周知します。</p>

震災編 第4部

機 関 名	内 容
	2 金融機関としての防災体制 (1) 金融機関として、お客さま及び職員の安全確保には十分配慮します。 (2) 災害発生後には、被害の軽減及び取扱い事務の円滑な遂行を確保するよう、適切な応急措置をとります。
市	警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処します。

第12節 避難対策

総務部・都市整備部

原則として避難の必要はありませんが、特に危険が予測されるがけ地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示を行い安全な場所へ避難させます。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

環境部・都市整備部

市は警戒宣言が発令された場合、ただちに災害発生後の応急給水に備え、情報連絡及び施設の保安点検強化、応急給水用資器材の点検整備等を行います。

2 食料等の配付態勢

生活文化スポーツ部

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配付を行うため、職員待機の態勢をとります。

(2) 運搬計画

ア 市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請します。

イ 市長は、集積地へ郵送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとります。

(3) 即時調達態勢の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼します。

3 医療救護態勢

都保健医療局・調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会

医療機関別の対応は次のとおりである。

機 関 名	内 容
都保健医療局	<p>1 医療救護班の編成準備 (1)東京都医師会，東京都歯科医師会，東京都薬剤師会，東京都立病院機構，日赤東京都支部に対する医療救護班の編成準備要請</p> <p>2 各医療機関に対する救急患者の受入態勢の要請 (1) 医師，看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検・補充 (3)東京都医師会，日赤東京都支部に対する受入態勢確保の要請</p>
調布市医師会 調布市歯科医師会 調布市薬剤師会 東京都柔道整復師会武蔵野支部 東京都助産師会 調布地区分会	<p>災害発生時に出動するよう計画されている医療救護班を速やかに編成するように準備方法を指示します。</p>

震災編
第4部

第8章 市民・事業所等のとるべき措置

市民・防災市民組織・事業所

東京は、「東海地震」が発生した場合、震度5になると予測されています。

震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しませんが、局地的には、ブロック塀や自動販売機の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予測されます。

また、調布市は、都市化とともに人口が増加し、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想されます。

このため、市及び各防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講じることとしますが、本編においては、市民、防災市民組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとします。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の災害発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておきます。
- (2) 消火器具などの防災用品を準備しておきます。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておきます。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておきます。
- (5) 水（1人一日分の最低必要量3L）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をしておきます。
- (6) 家族が対応措置を話し合っておきます。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておきます。
 - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておきます。
- (7) 防災訓練や防災事業へ参加します。

市、消防署、防災市民組織等が行う防災訓練や防災行事へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高めます。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署、交番等に知らせておきます。

2 東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意します。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認します。
- (3) 電話の使用を自粛します。
- (4) 自動車の利用を自粛します。

3 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 情報の把握を行います。
 - ア 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手します。
 - イ 市・警察・消防等防災機関の情報に注意します。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせあいます。
- (2) 火気の使用に注意します。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにします。
 - イ メーターガス栓の位置を確認します。（避難する時はメーターガス栓及び元栓を閉めます）
 - ウ 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認します。
 - エ ガスボンベの固定措置を点検します。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検します。
- (3) 消火器、消火用バケツの置き場所、消火用水を確認します。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろします。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとります。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図ります。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを張ります。
 - イ ベランダの植木鉢等をかたづけます。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみ置きをします。
- (8) 食料、医療品、防災用品を確認します。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にします。
- (10) 電話の使用を自粛します。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控えます。
- (11) 自家用車の利用を自粛します。
 - ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しないようにします。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移します。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は使わないようにします。
- (12) 幼児、児童の行動に注意します。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近をさけ、確認できる範囲の安全な所で遊ばせます。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引取りにいきます。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせます。
- (14) エレベーターの使用は避けます。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認します。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛します。
- (17) 買い急ぎをしないようにします。

第2節 防災市民組織のとるべき措置

1 東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ，ラジオ等の報道に注意します。
- (2) 地区内住民に，冷静な行動を呼びかけます。

2 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達します。
- (2) 防災市民組織本部の設置を行います。
- (3) 地区内住民に市民のとるべき措置（前節参照）を呼びかけます。
- (4) ポンプ，燃料等の点検整備を行い，出動態勢の準備を行います。
- (5) 街頭設置の消火器の点検，消火用水の確保を行います。
- (6) 高齢者や病人の安全に配慮します。
- (7) がけ地，ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児，児童等に対して注意します。
- (8) 救急医療品等を確認します。
- (9) 食料，飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行います。

3 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあっては，自治会組織等が前記に準じた行動を行います。

第3節 事業所のとるべき措置

1 東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ，ラジオ等により正確な情報を入手します。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認します。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備します。
- (4) その他の状況により，必要な防災措置を行います。

2 警戒宣言が発せられたときから災害発生まで

- (1) 自衛消防組織の編成，防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立します。
- (2) テレビ，ラジオ等により必要な情報を正確に入手し，顧客，従業員等に迅速正確に伝達します。

この場合，スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては特に顧客等の混乱防止に留意します。

- (3) 指示，案内等に当たっては，予想震度，施設の立地条件，耐震性，利用状況等により施設ごとに判断し，顧客，従業員等が適正な行動等がとれるようにします。

この場合，高齢者や障害者等の安全に留意します。

- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため，各事業所は極力営業を継続するものとし，特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続します。

ただし，不特定多数の者を収容するホールにあっては，混乱防止のため原則として営業を自粛するものとします。

(5) 火気使用設備，器具等地震により出火のおそれがある機器は，原則として使用を中止し，やむを得ず使用する場合は，最小限とし，かつ必要な安全措置を講じます。

また，薬品等の混触発火及び危険物等の流出，漏洩防止のための措置を確認します。

(6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等の点検を行い，使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じます。

(7) 商品，設備器具及び窓ガラス等の転落防止，破損防止措置を確認します。

(8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに，特に市・警察・消防署・放送局鉄道等に対する問合せを控えます。

(9) バス，タクシー，生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限します。

(10) 救助，救急資機材及び飲料水，非常食料，医薬品，照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備します。

(11) 建築工事及び金属熔解作業，高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は，原則として中止し，応急補強等必要な措置を講じます。

(12) 一般事業所の従業員は，極力平常どおりの勤務としますが，特に退社させる必要がある場合は，従業員数，最寄り駅及び路上の混雑状況，警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して，安全を確認したうえで時差退社させるものとします。

ただし，近距離通勤者にあっては，徒歩等によるものとし，原則として交通機関は利用しないようにします。

調布市地域防災計画

風 水 害 編

調 布 市 防 災 会 議

第 I 部

總 則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定するものです。

風水害災害対策は、市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

特に災害対策では、「空振り三振は認めるが、見逃し三振は許されない」という意識を全市民で共有し、常に最悪の事態を想定して応急対策に当たります。

第2節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、防災に関して、調布市、東京都、指定地方行政機関等が取り組む業務を明確にし、業務の一貫性を図る能動的な計画です。
- 2 この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によります。

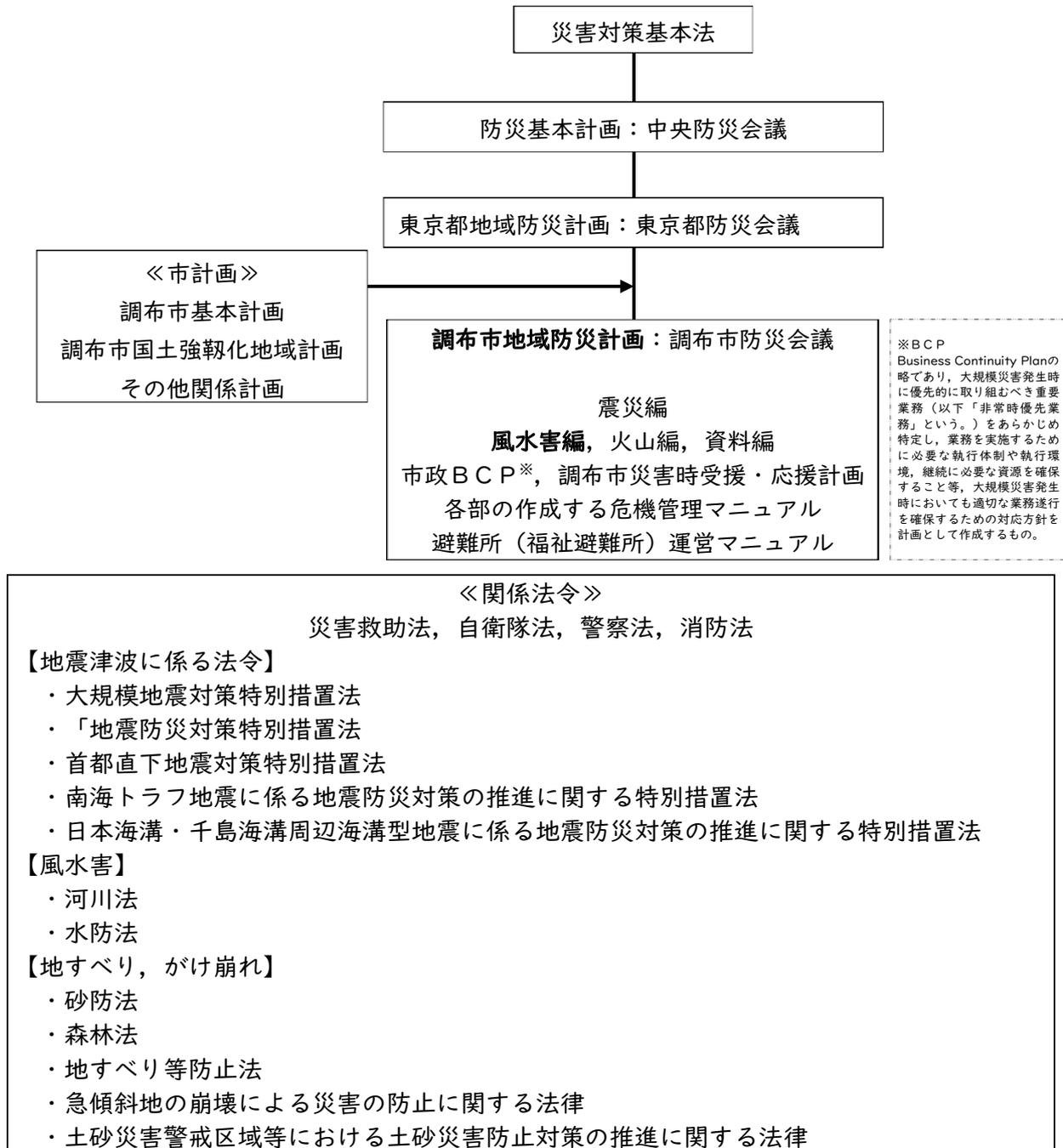
第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

1 この計画は、調布市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものです。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）、防災業務計画、東京都地域防災計画と整合を図った計画としています。

2 地域防災計画と法令関係計画等との関係



第5節 計画の習熟

各防災機関は、不断に研究・訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければなりません。

第2章 防災機関の役割

第1節 調布市

1 調布市の役割

役 割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市防災会議に關すること。 ○ 防災に係る組織及び施設に關すること。 ○ 災害情報の収集及び伝達に關すること。 ○ 緊急輸送の確保に關すること。 ○ 避難指示等及び誘導に關すること。 ○ 消防及び水防に關すること。 ○ 医療、防疫及び保健衛生に關すること。 ○ 外出者の支援に關すること。 <p>(外出者の行動ルールについては「地域防災計画 資料編 1」による。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に關すること。 ○ 救助物資の備蓄及び調達に關すること。 ○ 被災した児童及び生徒の応急教育に關すること。 ○ ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に關すること。 ○ 公共施設の応急復旧に關すること。 ○ 災害復興に關すること。 ○ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に關すること。 ○ 防災市民組織の育成に關すること。 ○ 事業所防災に關すること。 ○ 防災教育及び防災訓練に關すること。 ○ その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に關すること。

(1) 各部の分掌事務

市は分掌事務について、平時から体制整備及び訓練を行います。

部等名	担当課等	分掌事務
災害対策行政 経営部 (責任者：行政 経営部長／副： 次長)	【指令・統括班】 企画経営課	1 部に係る体制、情報収集、報告、指示、命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示、実行調整 3 他自治体に対する救援物資の提供要請、避難住民、災害廃棄物の受入要請等に係る事務手続 4 災害復興に関する以下の事項 (1) 計画作成の方針検討 (2) 計画に係る庁内原案の作成 (3) 既存計画との整合性の確保 (4) 各部との調整 5 東京都調布飛行場の災害時運用に関する調整 6 味の素スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザとの避難所利用における連絡調整及びその運営に係る事務

部等名	担当課等	分掌事務
		7 調布基地跡地運動広場等駐車場の自家用車避難場所としての利用における連絡調整及びその運営に係る事務 8 他部への応援 9 その他，特命事項
	【財政班】 財政課	1 災害対策予算及び決算その他財務に関する事務手続 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【秘書班】 秘書課	1 本部長，副本部長の行動予定の作成・調整・管理 2 本部長室の秘書 3 本部長への連絡及び登庁態勢管理 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【広報班】 広報課	1 避難に係る情報，被害情報，生活支援に係る情報，その他の災害関連情報の広報の実施 2 報道機関との連絡及び情報提供 3 災害時広報及び放送要請に関する総合調整 4 写真等による情報の収集及び記録 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【システム班】 デジタル行政推進課	1 情報機器の保守・運用 2 災害時情報通信体制の確立 3 庁内情報システムの復旧 4 デジタル行政推進課所管以外の情報システムの復旧支援 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【風水害協定先避難所班】 企画経営課 財政課 デジタル行政推進課	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営 2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関すること 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策総務部 (責任者：総務部長／副：次長)	【指令・統括班】 総務課 検査担当 法制課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 災害時義捐物資等の受入れ 4 災害応急対策活動，復旧活動に関する法務相談 5 市災害対応記録に係る災害統計資料の収集と整理，各種活動の記録 6 他部への応援

部等名	担当課等	分掌事務
		7 その他，特命事項
	【人的受援班】 人事課	1 職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置の検討・実施 2 職員動員構想に基づく市職員等の動員に係る総合調整 3 発災中期以降の動員構想に基づく人員の調整及び他自治体への職員派遣要請 4 災害対策に従事する職員の配置及び管理全般 (1) 服務要領管理 (2) 公務災害補償 (3) 宿泊場所の確保・調整，職員の飲食料数の把握 5 市職員等の勤務管理に係る総合調整 6 臨時作業員の雇用 7 受援構想に基づく人的受援態勢に係る以下の業務 (1) 受入施設の準備 (2) 人員受入れ，送り出し調整 8 災害救助法に基づく人件費の取りまとめ 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【物的受援班】 契約課	1 災害対策に従事する職員の飲食料の確保，配分 2 救援物資対策に関する物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理 3 災害対策用物資に係る各部要望の把握，調達，配分 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【管財班】 管財課	1 車両の管理及び配分 2 車両等輸送機材の調達 3 災害対策本部関連スペースの確保 4 災害対策に必要な用地確保 5 車両及び非常用電源の燃料の調達 6 災害に従事する職員の駐車場の確保 7 被災者生活再建支援窓口の確保に係る調整 8 庁舎施設の点検，維持管理及び警備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【営繕班】 営繕課	1 市施設の点検及び維持管理 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【風水害協定先 避難所班】 総務課	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営 2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関すること 3 他部への応援

部等名	担当課等	分掌事務
	法制課 人事課 契約課 管財課 営繕課	4 その他，特命事項
議会事務局 (責任者：議会 事務局長／副 :次長)	【渉外班】	1 調布市議会災害対策支援本部との連携支援 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 市議会との調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策市民部 (責任者：市民 部長／副：次 長)	【指令・統括班】 市民税課 市民相談課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 市税の減免措置及び徴収猶予に係る対応方針の策定，措置の実行並びにその他の税に係る関係機関との調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難所班】 市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課	1 避難所運営に係る事務 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【罹災証明班】 市民税課 納税課 資産税課	1 罹災証明の調査・発行 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【相談班】 市民相談課	1 災害に関する広聴相談 2 被災者の相談窓口の設置・運営 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策生活 文化スポーツ部 (責任者：生活 スポーツ部長 /副：次長)	【指令・統括班】 文化生涯学習課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 避難対策に関する生活文化スポーツ部所管施設に対する処置 4 文化会館たづくり・グリーンホール，地域福祉センター等所管施設の利用調整 5 御遺体処置に係る措置の総合調整

部等名	担当課等	分掌事務
		(1) 収容，搬送，身元確認，検案，火葬等に係る実施構想の策定 (2) 発災後の収容所設置，開設，運営 (3) 遺体収容所の設置に係る広報 (4) 棺確保，御遺体引渡し，御遺族対応 (5) 広域火葬構想，計画の策定 6 外国人に関する情報連絡及び東京都，関係機関との連携 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【物資管理班】 協働推進課 スポーツ振興課 農政課	1 備蓄物資，受援物資の管理 2 救援物資対策に関する協定先からの物資の調達，物資集積場への要員の配置 3 マインズ農協と連携して，市内の農作物や農業用施設の被害状況把握 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【帰宅困難者対策・救援物資対策班】 産業振興課 文化生涯学習課 多様性社会・男女共同参画推進課	1 駅前の帰宅困難者等の誘導及び一時滞在施設運営に関すること 2 一時滞在施設の受入名簿のとりまとめに関すること 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【風水害避難所班】 文化生涯学習課 産業振興課 協働推進課 スポーツ振興課 農政課 多様性社会・男女共同参画推進課	1 風水害時の避難所運営（たづくり・グリーンホール）に関すること 2 風水害時の避難者（たづくり・グリーンホール）名簿の取りまとめに関すること 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策子ども生活部 （責任者：子ども生活部長／副：次長）	【指令・統括班】 子ども政策課 保育課 子ども家庭課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引渡要領の策定 4 被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談の実施

部等名	担当課等	分掌事務
		5 災害孤児対応構想，計画の策定 6 応急保育計画の策定，調整及び実行 7 他部への応援 8 その他，特命事項
災害対策福祉健康部 (責任者：福祉健康部長／副：次長)	【避難所班】 子ども政策課 子ども家庭課 保育課 児童青少年課	1 乳幼児，児童等の安全確保及び親族への引渡し 2 避難所運営に係る事務 3 災害孤児への対応 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【指令・統括班】 福祉総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 福祉避難所に係る措置の総合調整 4 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 5 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金配分 6 要配慮者対策に係る実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 7 要配慮者対策に係る措置の総合調整 8 被災者生活再建対策に係る措置の相互調整 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【福祉班】 生活福祉課 高齢者支援室 (介護保険担当) 保険年金課 障害福祉課 子ども発達センター	1 福祉避難所の開設及び運営 2 御遺体の洗浄，保全，管理台帳の作成 3 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめ 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難行動要支援者支援班】 高齢者支援室 (高齢福祉担当) 障害福祉課	1 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認，避難状況の把握及び支援（要配慮者等避難バスによる輸送等を含む） 2 避難所との連携及び情報共有 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【ボランティア班】 福祉総務課 生活福祉課	1 社会福祉関係団体への協力要請 2 ボランティアの支援に係る総合調整 3 他部への応援 4 その他，特命事項

部等名	担当課等	分掌事務
	<p>【保健医療班】 健康推進課 保険年金課 子ども発達センター ※保健師は他部署職員も含め、優先的に従事（避難行動要支援者支援班を除く）</p>	<p>1 保健及び医療全般に係る事務 2 災害対策医療本部の運営 3 医療スタッフ，負傷者等の搬送に係る事務 4 医療用医薬品等の保管，仕分け等の管理並びに輸送の情報収集及び統括 5 緊急医療救護所に係る事務 6 乳幼児及び妊産婦の救護及び支援 7 他部への応援 8 その他，特命事項</p>
	<p>【被災者生活再建支援班】 福祉総務課 生活福祉課 保険年金課 高齢者支援室 (介護保険担当)</p>	<p>1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の融資 2 義捐金品の受領及び配分 3 被災者生活再建支援全般に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項</p>
<p>災害対策環境部 (責任者：環境部長／副：次長)</p>	<p>【指令・統括班】 環境政策課</p>	<p>1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 災害廃棄物対策に関する実施構想に，基づく公害対策，廃棄物処理の実施 4 所管施設の応急復旧計画の作成，調整，実行 5 放射性物質対策に係る構想，計画の策定 6 他部への応援 7 その他，特命事項</p>
	<p>【物資等輸送班】 緑と公園課 ごみ対策課</p>	<p>1 備蓄物資，受援物資の輸送及び御遺体の搬送 2 他部への応援 3 その他，特命事項</p>
	<p>【環境・消毒班】 環境政策課 緑と公園課</p>	<p>1 道路機能確保等の都市整備部への協力 2 公園，緑地等への応急仮設住宅の建設の協力 3 被災地のねずみ族，昆虫駆除等，防疫に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項</p>
	<p>【清掃班】 ごみ対策課</p>	<p>1 し尿，ごみの処理（衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの改修，ごみの収集・処分，適正処理困難廃棄物の一時保管を含む。） 2 災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係る広報の実施 3 災害廃棄物対策に関する措置の総合調整</p>

部等名	担当課等	分掌事務
		4 ごみ・廃棄物処理に係る住民からの相談対応 5 調布市災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【下水道班】 下水道課	1 上下水道の被害状況の情報収集及び調整 2 下水道施設の点検，整備，応急処置及び復旧にかかる事務 3 内水氾濫，洪水等下水道に係る災害発生における応急対策の実施 4 関係機関への協力要請及び広報 5 他部への応援 6 その他，特命事項
災害対策都市整備部 (責任者：都市整備部長)	【指令・統括班】 まちづくり推進課 【道路啓開班】 道路管理課 交通対策課 まちづくり推進課 【建物・宅地調査班】 建築指導課 まちづくり推進課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等に関すること 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 応急危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と応急危険度判定の実施 4 各部から派遣される応急危険度判定員の運用 5 被災宅地危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と被災宅地危険度判定の実施 6 復興対策本部の設置に係る要否の検討並びに設置手続きの実施 7 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係る検査業務 8 他部への応援 9 その他，特命事項 1 緊急道路障害物除去路線の確保 2 建設協力機関への協力要請 3 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域等の被害調査 4 交通機関等の情報収集及び調整 5 他部への応援 6 その他，特命事項 1 被災建築物応急危険度判定の実施本部運営 2 被災建築物の応急危険度判定に係る措置の総合調整 3 被災宅地危険度判定の実施本部運営 4 被災宅地の危険度判定に係る事務 5 他部への応援 6 その他，特命事項

部等名	担当課等	分掌事務
	【給水班】 用地課 まちづくり推進課	1 給水拠点での応急給水に関すること 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【都市復興班】 まちづくり推進課	1 都市復興に係る事業 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【住宅復興班】 住宅課	1 住宅復興に関すること 2 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 3 市営住宅の管理に関すること 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 5 その他被災住宅支援全般に関すること 6 他部への応援 7 その他，特命事項
災害対策会計課 (責任者：会計管理者／副：課長補佐)	【指令・統括班】 会計課	1 課に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく課内への指示 3 災害対策に必要な現金及び物品の出納並びに保管に係る業務 4 災害応急対策に係る緊急支払いの実施 5 被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金の保管 6 他部への応援 7 その他，特命事項
災害対策教育部 (責任者：教育部長／副：次長)	【指令・統括班】 教育総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【総務班】 教育総務課	1 学校との連絡調整 2 避難所運営本部に係る事務 3 教育施設の点検及び維持管理 4 避難者名簿の取りまとめ 5 避難対策に係る実施構想に基づく提供施設に係る施設提供方針の策定と関係部署との調整，学校に対する指示 6 管理施設に係る応急復旧計画の策定，報告と本部事務局との実行調整 7 教科用図書等，教区活動再開のための教材教具の補充，配備 8 他部への応援 9 その他，特命事項

部等名	担当課等	分掌事務
	<p>【学務班】 学務課 指導室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営に係る事務 2 児童生徒の安否情報の収集・整理，報告 3 管理施設に係る応急復旧計画の策定 4 学校給食施設，共同調理場施設の学校給食外利用に係る運用方針の策定，調整，報告と関係施設に対する運営指示 5 教職員の確保方針の策定，東京都への要望 6 避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導，保護に関わる実施計画の作成と学校に対する実行指示 7 応急教育，教育再開に係る方針及び細部実施計画の作成，調整，関係部署への指示 8 教科用図書等，教育活動再開のための教材教具の補充，配備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	<p>【避難所班】 社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小・中学校</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営に係る事務 2 管理施設に係る応急復旧計画の策定 3 他部への応援 4 その他，特命事項

第2節 東京都

震災編第2部第1章第2節2 東京都の役割を準用し活動します。

第3節 指定地方行政機関

震災編第2部第1章第2節3 指定地方行政機関の役割を準用し活動します。

第4節 自衛隊

震災編第2部第1章第2節4 自衛隊の役割を準用し活動します。

第5節 指定公共機関

震災編第2部第1章第2節5 指定公共機関の役割を準用し活動します。

第6節 指定地方公共機関

震災編第2部第1章第2節6 指定地方公共機関の役割を準用し活動します。

第7節 協力機関

震災編第2部第1章第2節7 協力機関等の役割を準用し活動します。

第8節 市民・事業所

防災は「自分たちのまちは自分たちで守る」が基本であり、市民はこの観点に立って日頃から自主的に風水害に備えるとともに、行政が行う風水害活動と連携・協力することによって達成されるものです。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や水防訓練の実施に努めるとともに、風水害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のため非常食料等の備蓄その他の対応策を講ずるなど、風水害対策の推進を図るものとします。

市民及び事業所の風水害対策として果たすべき基本的責務は次のとおりです。

区 分	と る べ き 措 置
市 民	市民は、風水害からの災害を防止するため、相互に協力するとともに、市が行う防災事業に協力し、近隣住民の生命、身体及び財産の安全を確保することが重要です。
事業所	市その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動にあっては、その社会的責任を自覚し、災害による被害を最小限にするため最大の努力を払わなければなりません。

第3章 調布市の地勢の概要

第1節 調布市の概況

調布の市域は、武蔵野台地の南西部に位置し、地形的には最も高い武蔵野段丘面、市の中心部が位置する立川段丘面、最も低い多摩川沖積面でできています。

市内で最も高い所は深大寺北町6丁目付近で海拔56m、低い所は南の染地3丁目の多摩川沿いで海拔24m。高低差は約32mです。

この高低差の大きい面と面の境は「国分寺崖線（はけ）」と呼ばれ、がけ下からは地下水が豊富に湧き出し、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっています。

市内を流れる河川は、上記3河川の他に、市の南端で神奈川県との県境にある多摩川があります。野川、入間川、仙川は多摩川水系の川で、多摩川と合わせ一級河川です。

第2節 気象の概況

市域の気象の概況として、最も近い気象観測所である府中観測所のデータ（令和元年～令和5年）を以下に示します。

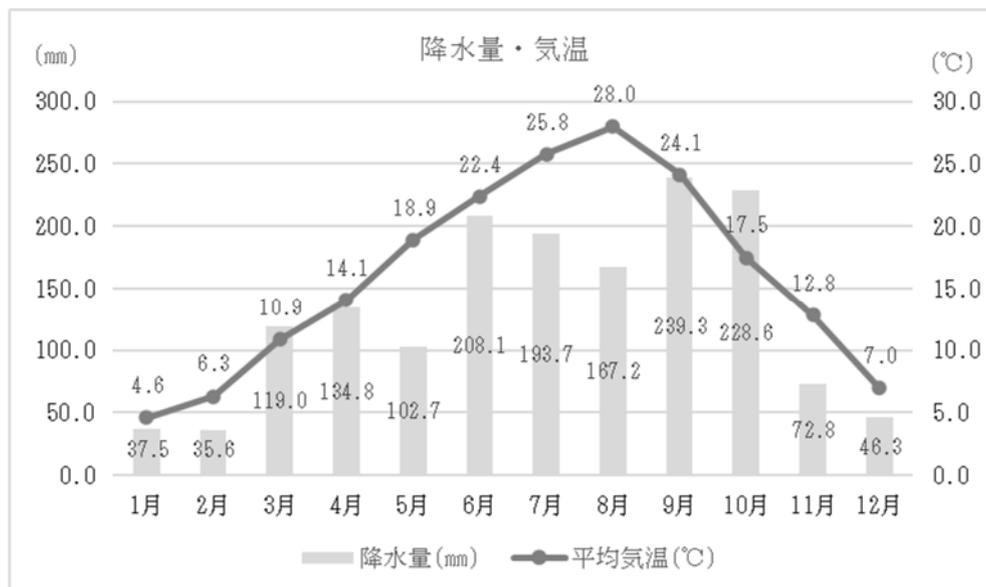
1 降水量

降水量は、9月が最も多く、2月の降水量が最も少なくなっています。年間降水量は、約1,600mmであり、日最大降水量は、令和元年台風19号の影響を受けた令和元年10月12日に289.0mmを記録しています。

2 気温

気温は、夏場の7月及び8月は最高気温の平均が25℃を超え、冬場の1月及び12月は最低気温の平均が6℃以下になっています。年間の平均気温は16.0℃です。

【令和元年～令和5年の降水量及び平均気温】



出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ検索）を基に作成

第3節 風水害の概況

調布市における、近年の大きな被害があった風水害は、調布市として初めて避難勧告を発令するに至った事例である、令和元年10月12日の台風第19号により染地地域を中心に246件に及ぶ浸水等被害です。同災害では、過去にない巨大な台風のため、六郷排水樋管において多摩川からの逆流が発生したと考えられ、結果として甚大な被害となりました。

その他の過年度の事例としては、平成17年9月4日には、入間川流域において、最大時間雨量89mm、総雨量178mmの集中豪雨が発生し、床上浸水55棟、床下浸水41棟の被害が生じています。

平成19年9月6日の台風9号では、被害は発生しませんでしたが多摩川の水位が氾濫危険水位（4.90m）を超えたため、午前4時に調布市災害対策本部を設置し、避難に備えた体制をとりました。

平成23年8月26日には、集中豪雨により、床上浸水6棟、床下浸水10棟の他、雨水枡から汚物噴出2棟、マンホールから噴出1件、ガレージ浸水1棟の被害が生じました。

平成26年6月24日には、調布市及び三鷹市の一部地域に大量の降雨や降ひょうがあり、路面に落ちた木の葉やひょう魂によって排水溝が詰まったことで道路冠水が発生し、被害の拡大を招きました。調布市内における被害状況は、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、仙川町、柴崎、緑ヶ丘、深大寺東町、深大寺北町、若葉町において、床上浸水20棟、床下浸水14棟、道路冠水4件、ひょうの堆積2件です。

令和5年6月2日の台風2号の接近に伴う大雨の影響で入間町の擁壁崩れ1箇所、箇所の被害が生じました。

第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

総務部・都市整備部・環境部・都・国土交通省・関東地方整備局京浜河川事務所・北多摩南部建設事務所

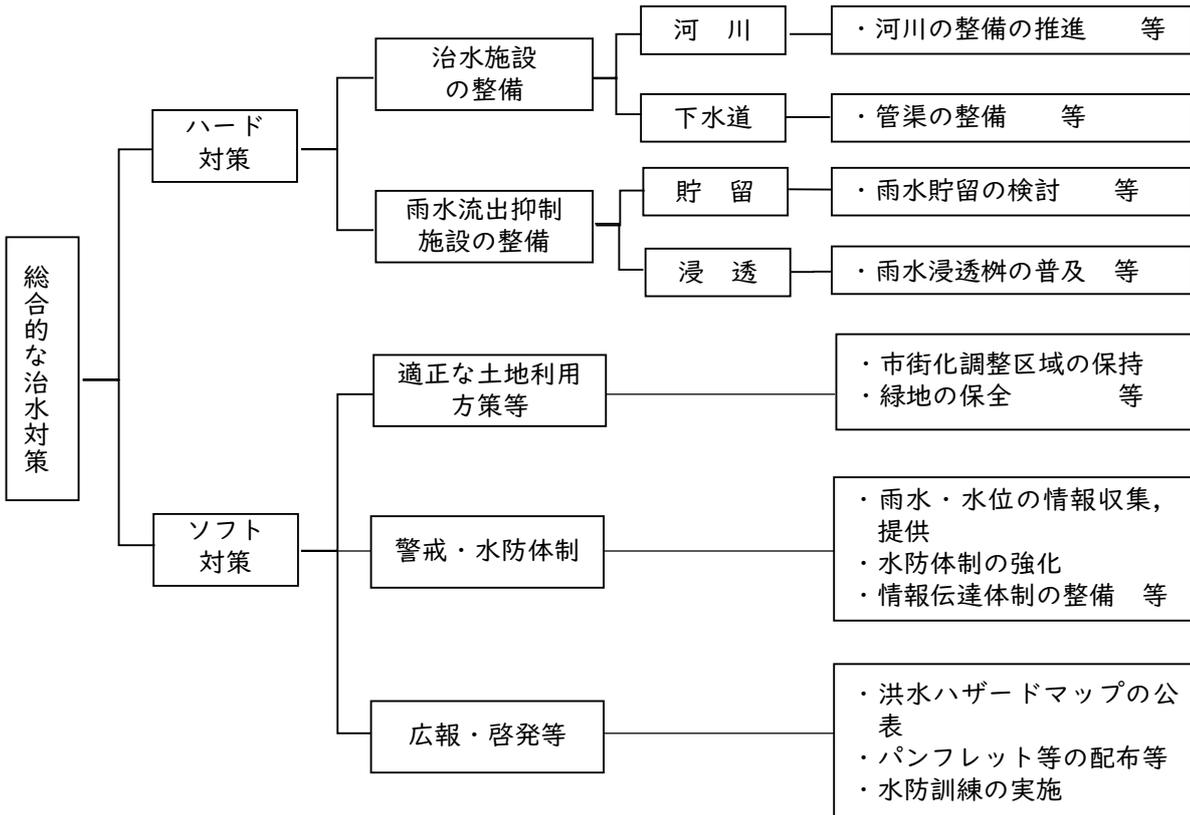
国において令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」がとりまとめられたことや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められていることを踏まえ、河川区域のハード整備を一層進めるとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働し水災害対策を行う「流域治水」が推進されています。「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」（以下「流域治水関連法」という。）が整備されました。

これを受け、国及び都知事による「大規模氾濫減災協議会」，「都道府県大規模氾濫減災協議会」，「流域治水協議会」等が組織され，これらにより国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し，流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとしています。

東京都は，令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行っており，本市においても同方針に基づいて豪雨対策を推進します。

近年頻発している集中豪雨への対策としては，雨水浸透ますの設置や，市民への豪雨対策への啓発，水防訓練の実施等を行っていきます。

<総合的な治水対策の概念>

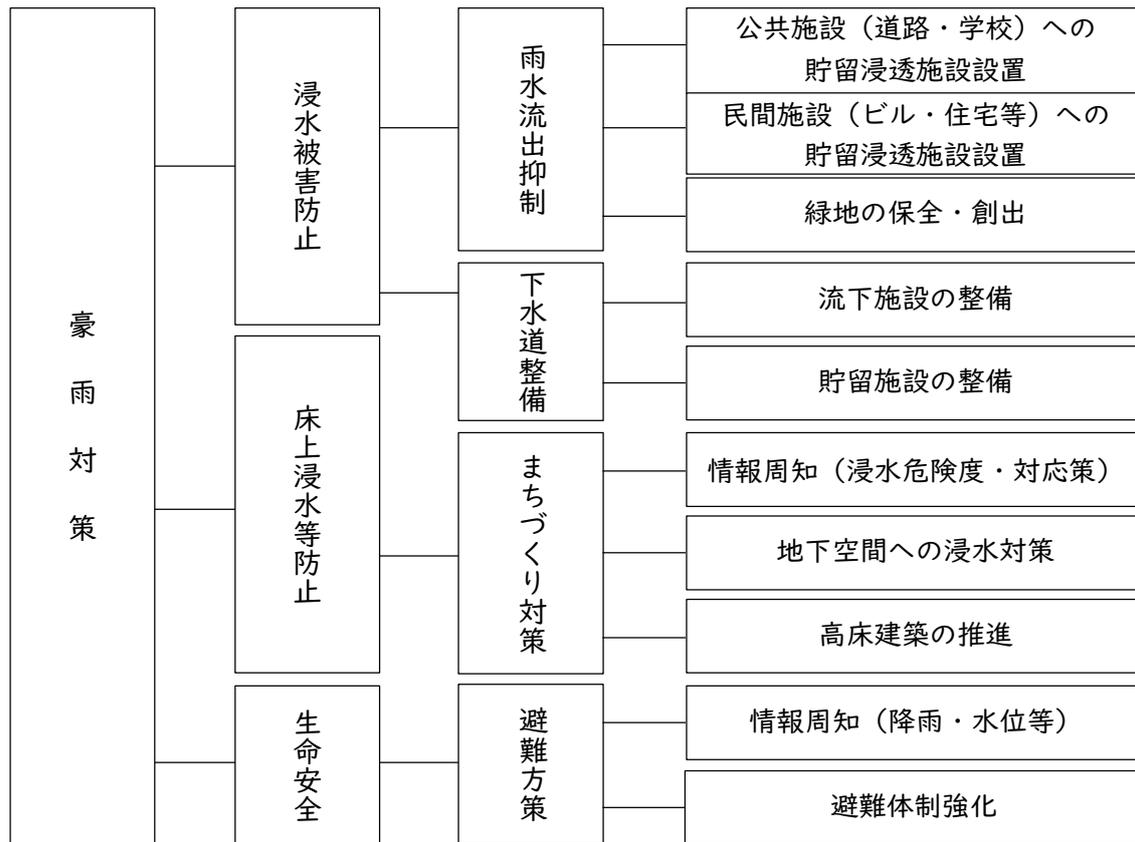


<「流域治水」のイメージ>



出典：「流域治水」の基本的な考え方～気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策～（国土交通省）

<豪雨対策の体系>



1 東京都豪雨対策基本方針（改定）

都・環境部・都市整備部

豪雨による水害に対して、自助・共助・公助の考え方を踏まえた、豪雨対策の基本的な考え方を示したもので、豪雨対策の5つの施策である「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組を推進するための基本方針として位置づけています。

(1) 基本的な考え方

気候変動に伴う1.1倍の降雨量に対応するため目標降雨を都内全域で10mm引き上げ、年超過確率1/20規模相当（多摩部では時間75mm）の降雨に対し、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進めます。

(2) 対策強化流域，重点地区の設定

過去の被害実績，浸水リスク評価，流出解析シミュレーションを踏まえ，対策強化流域，重点地区を設定します。河川整備においては「対策強化流域」，下水道整備においては「重点地区」を定めて対策を進め，順次エリアを拡大し，都内全域において段階的に事業を推進します。

(3) 水害に強いまちづくりを推進

大規模水害時における避難場所や活動拠点となる高台整備を推進します。また、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの考え方も整合する雨水流出抑制を促進します。

2 河川改修

都市整備部・関東地方整備局京浜河川事務所・北多摩南部建設事務所

多摩川本川については、堤防の完成率で見ると約80%となっていますが、流下能力不足箇所や水衝部、弱小堤も随所にあり、今後、市は河川改修等の治水整備の推進を要望していきます。

市内を流れる中小河川のうち、野川については、時間50mm対応の護岸整備が平成元年度で完成し、仙川は平成2年度において時間50mm対応の護岸が完成しました。入間川の改修は、平成元年度に国道20号付近の入間橋まで工事を行い、当面の安全度を確保しました。しかし、平成17年9月の集中豪雨により、調布市内において溢水による浸水被害が発生したことから、平成22年から分水路整備工事が行われ、平成25年度に完了しました。近年、地球温暖化などの影響で、時間50mmを超える豪雨が増加しており、東京都に対して中小河川の時間65mmの降雨に対応できる河川改修事業等の早期実施を要望しています。

(1) 大河川改修

大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがあります。このため、東京都は、多摩川水系や他の水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進するとしています。

ア 現況

水系	現況
多摩川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施しています。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施しています。

※ 水衝部（すいしょうぶ）対策とは、洪水時に深掘が進行すると護岸崩壊や堤防崩壊により甚大な被害に至る危険性があるため、侵食の激しい河岸の保護と流路の安定を図ること。

※ 無堤部（むていぶ）対策とは、浸水危険等の危険地区に対して堤防等の整備を図ること。

イ 計画

区分	全体計画	実施計画
多摩川水系	<p>計画高水流量は、日野橋において5,500^m³/secとし、さらに浅川の合流量を合わせ、石原において7,400^m³/secとします。</p> <p>その下流では野川及び残流域からの流入量を合わせ、田園調布(下)において8,400^m³/secとし、河口まで同一流量とします。</p>	<p>水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施します。</p> <p>また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施します。</p>

(2) 中小河川の整備（調布市においては、野川流域（野川，仙川，入間川）が該当）

中小河川の流域では、都市化の進展に伴い保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の流下能力を上回る雨水の流入により浸水被害が発生しています。

そのため、東京都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の整備などを進め、水害の早期軽減に努めています。また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、市区町村等とも連携し、総合的な治水対策を推進しています。さらに、河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていきます。

近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることや気候変動の影響による降雨量の増加に対応するため、目標整備水準を気候変動を踏まえた年超過確率1/20規模の降雨に設定しました。

整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50mmまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としています。

目標整備水準の達成に向け、現在、野川大沢調整池等の拡張整備が進められています。

【貯留量観測調節池】

河川名	調節池名	所在地	最大貯留量 (m ³)	調節池管理者	観測局管理者
野川	野川大沢調節池	三鷹市大沢6-13	158,000	北南建	北南建
	野川第一調節池	小金井市東町5-2	21,000		

【現在整備中の7施設（調節池等）の概要】（令和4年4月現在）

河川名	施設名称	貯留量（m ³ ）	本体工事着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H30
神田川	下高井戸調節池	30,000	H29
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	250,000	H30
境川	境川金森調節池	151,000	H30
	境川木曾東調節池	49,000	R2
落合川	下谷橋調節池	9,500	R3
谷沢川	谷沢川分水路	50m ³ /s（分水流量）	H31

（出典：東京都建設局ホームページ：東京都の調節池・分水路）

3 雨水流出抑制施設の整備

東京都における総合的な治水対策のあり方について、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしています。

東京都では、当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、東京都総合治水対策協議会において、当面10箇年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、推進されてきましたが、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の総合的な治水対策暫定計画を策定しました。

平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定しました。

また、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」が策定されたことを受け、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定しています。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行いました。

なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は、廃止されています。

このうち、平成31年3月に改定された「野川流域豪雨対策計画」において、流域自治体が行う流域対策の目標値が、令和6年度までに時間6mm、令和19年度までに時間10mm（河川・下水道整備と合わせ、時間60mm降雨まで浸水被害を防止）と設定されたことを受け、市においても雨水流出抑制対策を推進しています。

さらに、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」が策定されました。

市は、現在、雨水流出抑制対策として、公共施設・各家庭の排水設備・民間の宅地開発等にあたり雨水浸透施設の設置を進めています。今後は東京都の河川整備の状況等を踏まえた下水道の整備や、雨水浸透施設の設置を継続するとともに、公園や校庭

への雨水貯留施設の設置検討や透水性舗装による道路整備の推進など、総合的な治水対策の観点から取組を促進していきます。

【豪雨対策計画概要一覧表】

河川名		野川			
豪雨対策計画策定年月		平成31年3月			
目標年次		(当面)令和6年度 (長期)令和19年度			
現況の市街化率		77.2% (平成24年)			
目標年次の市街化率		—			
整備目標		長期の見通し（おおむね30年後） ・時間60mm降雨までは浸水被害を防止 ・時間75mm降雨までは床上浸水等を防止 ・目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保			
流域対策	対策基準	敷地面積	指導主体		対策基準
		0.05ha以上	東京都及び関係区		500m ³ /ha以上
		0.05ha未満	市		300m ³ /ha以上
	10年後の目標	世田谷区	92,000m ³	立川市	14,000m ³
		三鷹市	174,000m ³	府中市	35,000m ³
		調布市	131,000m ³	小金井市	112,000m ³
		小平市	28,000m ³	国分寺市	98,000m ³
狛江市		48,000m ³	武蔵野市	41,000m ³	
	計	773,000m ³			

(出典：東京都地域防災計画 風水害編から調布市に關係する河川を抽出)

4 下水道の整備

環境部・都

市の下水道施設は、仙川汚水中継ポンプ場1箇所（晴天時排水能力5,760 m^3 /日）（令和6年度に稼働を廃止する予定）、公共下水道管渠の総延長は約565km（令和6年3月末現在）です。河川の暫定計画に合わせた時間50mm降雨対応での下水道整備を完了しており、下水道の処理人口普及率は100%になっています。市の下水道の多くは、合流式下水道です。

さらに、雨水浸透事業の推進を図るなど、雨水流出抑制対策を推進しています。

(1) 基本的な考え方

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させています。

その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになりました。

下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っています。具体的には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除といった役割があります。

このため、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、現在時間50mmで整備されている下水道施設について、時間65mm降雨時の能力を再評価し、能力が不足している施設については段階的に整備していきます。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保します。

(2) 流域下水道の浸水対策

東京都では、多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していました。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域があります。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施してきました。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域(青梅市、福生市、羽村市)、黒目川流域(小平市、東村山市、東久留米市)の2つの流域です。

5 豪雨対策の重点的な実施

総務部・環境部・都市整備部・都

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定しました。これらのエリアでは、流域別別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透マスの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などの家づくり・まちづくり対策を重点的に促進していきます。

河道の蛇行区間や狭あい箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全

性が向上できる対策を実施します。

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進します。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進します。

豪雨時における東京都が管理する樋門等の操作に関わる人員の安全確保と操作を確実に実施するため、転落防止柵を嵩上げするとともに、堤内地からの遠隔操作を可能としました。

また、令和元年台風第19号の再度災害防止に向け、雨水幹線に流入する流入防止ゲートの設置や調布排水樋管の遠隔操作化などのハード対策や、水位情報、カメラ映像の配信やハザードマップの更新などのソフト対策、下水道浸水被害軽減総合計画を策定するなどの諸計画のとりまとめに加え、マイタイムライン作成など自助・共助の取組を進め、市と市民が一体となって対応を図ってきました。

6 市民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

東京都は、浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断できるよう、市区町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供することとしています。

また、YouTube水防チャンネルを開設しており、河川カメラのリアルタイム映像も提供しています。

市は、多摩川や入間川の増水による住民避難の判断や被害の応急対策を図るため、京浜河川事務所及び東京都と連携して、調布市内の河川の他に上流部の映像や水位などの情報をリアルタイムで入手できるよう機材等を整備します。

ア 各管理者の役割

河川管理者（都）	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	○ 降雨情報を提供
水防管理者 （市区町村）	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行うこと。

イ インターネット等を活用した市民への情報提供

環境部・総務部・都・国土交通省

東京都建設局では、野川、仙川及び入間川の水位や降雨などの情報を、水防災総合情報システムからインターネットを活用して提供しています。また、同様の情報を位置情報を活用した形でスマートフォン等へも配信し、より利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信しています。

都下水道局では、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシ

ユ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信しています。なお、調布市でもインターネットを活用して、調布幹線（府中用水）の水位情報やカメラ映像を提供しています。

国土交通省では、多摩川の河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供しています。

市は、令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、調布幹線等の水路に設置した水位計、監視カメラ、流向計の情報を調布市防災河川情報ポータルサイトによりインターネット上で公開しており、水位上昇時の監視体制を強化します。

7 東京都水防災総合情報システム

都

東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼働をはじめ、3度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っています。

(1) 観測・監視システム

都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画します。

その他、調節池貯留量及び取水口カメラ映像、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができます。

令和6年4月現在、雨量観測局149局、水位観測局204局となっています。

【観測情報】

① 雨量	② 河川水位	③ 調節池貯留量
④ 潮位	⑤ 映像	⑥ 水門データ

(2) 洪水予報システム

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川における雨量・水位情報を基に1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行います。

(3) 土砂災害警戒情報作成システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と土砂災害警戒情報の発表を行います。

(4) 気象情報・態勢表示システム

自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示します。

(5) 伝達文作成・伝達システム

関係機関への情報や、態勢指示の伝達文を自動作成し、画面ポップアップ方式で迅速に伝達します。

(6) インターネット公開システム

都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示します。

【観測施設の整備状況】(令和6年6月現在)

区 分	箇 所
中央監視局	1
監視局	17
土石流局	3
河川監視カメラ	160
水位計	204
雨量計	149
貯留量監視観測調整池	24
潮位計	30
ワイヤーセンサー	3

8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）幹線水位情報の提供

(1) 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置しています。

(2) 本システムは、降雨観測用レーダー基地局(2基)、中央処理・配信処理装置、地上雨量計(都内86箇所)等で構成され、東京域における降雨情報は、観測網がレーダー観測半径50kmまでが150mメッシュ、観測周期は1分ときめ細かく、的確迅速に把握することができます。

また、気象庁レーダーの観測データとの合成による広域化処理を行うことで、精度向上を図っています。

(3) 現在、降雨情報は都下水道局内及び東京都防災センターへ配信されています。

また、住民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、平成29年4月より、GPSによる現在地表示や希望する2地点の登録可能なスマートフォン版東京アメッシュの配信を開始しました。さらに、令和2年3月より英語に加え中国語(簡体、繁体)、韓国語にも対応しています。

(4) 下水道幹線内に水位計を設置して推移を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援します。

9 浸水想定区域の指定及び水深の公表

都・国

水防法(昭和24年法律第193号)の改正(平成27年7月19日一部施行, 11月19日完全施行)により, 国又は東京都は, 洪水予報河川及び水位周知河川を対象として, 想定し得る最大規模降雨により河川が氾濫した場合に, 浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しています。

国又は東京都は, 浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに, 市長に通知します。

また, 市では, 市内の電柱や公共施設に想定浸水深(洪水等によって市街地が水で覆われる深さ)を表示しています。

10 浸水想定区域における避難体制確保

総務部

水防法(平成29年5月19日施行)により, 市町村防災会議は, 浸水想定区域の指定があったときは, 市町村地域防災計画において, 当該浸水想定区域ごとに, 次に掲げる事項について定めることとしています。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- (3) 浸水想定区域内に, 地下街等又は要配慮者利用施設(社会福祉施設, 学校, 医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で, その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては, これらの施設の名称及び所在地

資料編 70: 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

資料編 71: 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

なお, 浸水想定区域内で市町村地域防災計画に定められた地下街等, 要配慮者利用施設, 大規模工場等の所有者又は管理者が, 避難確保計画又は浸水防止計画の作成, 訓練の実施, 自衛水防組織の設置を行わなければなりません。加えて, 市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに, これらの報告を受けた市町村長が, 計画や訓練の内容について助言・勧告できることとなっています。

また, 避難確保計画又は浸水防止計画を変更したときは遅滞なくこれを市長に公表すると共に自ら公表しなければなりません。

浸水想定区域をその区域に含む市区町村は, 国土交通省令で定めるところにより, 市区町村地域防災計画において定められた上記の事項を住民, 滞在者その他の者に周知するため, これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていくとしています。

11 樋管の管理

令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ, 調布幹線(調布排水樋管を含む)・羽毛下幹線(根川雨水幹線上流部)・根川第一幹線といった水路に設置した水位計, 監視

カメラ、流向計を活用し、水位上昇時の監視体制を強化します。

狛江市が管理する根川雨水幹線についても、六郷排水樋管の操作状況の情報を共有するとともに、水位上昇時における調布市域内の排水活動について連携を強化します。

水路・樋管の水位情報・カメラ画像以外に、多摩川や野川など国や東京都の河川情報のリンクも集約した「調布市防災河川情報ポータルサイト」をインターネット上で公開しており、市民の避難情報の一助となるよう、今後も見やすさなど改修を重ね、情報提供体制を強化します。

12 地下空間への浸水被害対策

総務部・都市整備部

(1) 市域の地下空間

市域には地下街は存在しませんが、ビルや住宅等の地下施設が存在します。

また、調布市の中心を東西に通る京王線では、平成14年度から京王線調布駅付近連続立体交差事業が進められ、平成24年8月に京王線調布駅周辺の地下化が完了しました。調布駅・布田駅・国領駅の3駅が地下駅となりました。

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と連携し、施設間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進します。

(2) 施設管理者等への情報提供

市は、地下室、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を防災行政無線や調布FM、広報車などにより提供します。

(3) 普及啓発

市は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報し、防災の指導を徹底していきます。

(4) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保します。また、地下空間管理者は、テレビやラジオ、市等から発表される降雨に関する情報等を積極的に収集するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じます。

13 洪水ハザードマップ等の作成・公表

総務部

平成14年2月28日に国土交通省は多摩川水系多摩川の浸水想定区域を公表しました。この図は、おおむね200年に1回程度の大雨が降ったことによって多摩川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めた図です。多摩川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので、この浸水想定区域等は、指定時点の多摩川の河道の整備状況を勘案しています。

国土交通省により、平成12年9月に発生した東海豪雨の経験などから、平成13年

及び平成17年に水防法を一部改正し、各市区町村における防災会議において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める取組をすることを求められました。

調布市においても、これらの動向を受け、多摩川において大規模な洪水が発生した場合、市民が自主的にかつ迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的とし、「調布市多摩川洪水ハザードマップ」を平成16年度に作成しました。

その後、平成19年3月には、多摩川洪水ハザードマップに東京都が公表した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（平成17年6月）を加え、調布市洪水ハザードマップとして作成、公表しました。

市は、平成23年8月に調布市洪水ハザードマップを作成し、市のホームページに掲載するなど、市民に対し広く公表しており、また、平成26年10月に、軽微な修正を行い、増刷しています。

平成28年5月に国土交通省より発表された想定最大規模降雨による浸水想定区域を基に更新を行い、平成29年11月に全戸配布しました。

さらに、令和2年9月には、東京都管理河川の浸水想定区域に「想定最大規模」
「家屋倒壊等氾濫想定区域」を反映するとともに、浸水想定区域・浸水ランクの目安、色及び浸水ランクを改定し、全戸配布しました。このハザードマップには、東京都が公表した野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月）及び国土交通省が公表した浸水想定区域図に基づき、想定最大規模降雨（多摩川流域の48時間総雨量588mm）によって多摩川が氾濫した場合の浸水範囲・浸水深（6段階）・避難方向に加え、東京都が公表した浸水予想区域図に基づき、想定最大規模降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）によって野川・仙川・入間川が氾濫した場合の浸水範囲・浸水深（4段階）及び情報伝達方法・避難所・市民への啓発事項等を示しています。

令和5年3月から、地図面に内水ハザードマップ(内水浸水想定区域)を追加しました。

【洪水ハザードマップ作成上の基準】

対象河川	対象降雨
多摩川	48時間総雨量588mm
野川・仙川・入間川	24時間総雨量690mm、時間最大雨量153mm

【内水ハザードマップ作成上の基準】

想定している洪水の規模	水防法の指定に定められた想定しうる最大規模の降雨（24時間総雨量690mm、時間最大雨量153mm）
-------------	----------------------------------------------------

14 風水害時の避難所運営

(1) 設置方針

風水害時の避難所は、震災時の運用とは異なり、浸水区域外の地域に位置する避難所を開設します。

また、避難者については、被害が想定される区域の住民が避難することを想定し、避難所を定めています。

なお、子ども・乳幼児を連れた方、体の不自由な方など、要配慮者の特性に応じて、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館を福祉避難所として指定し、早期に開設します。

(2) 重視事項

- ア 風水害時の避難所は、地震発生時の避難所とは一部異なります。
- イ 多摩川沖積低地の地域（はげ下）の住民を府中崖線より高い場所（はげ上）へ避難させることとします。
- ウ 建物の堅牢性、浸水継続時間や浸水想定区域（避難経路を含む。）等を総合的に判断して避難所を設置します。
- エ 混雑緩和のため、努めて多くの避難所を開設します。
- オ 多様性を重視し、人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力の予防、LGBTQの方々への配慮等の取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの設置やユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置、授乳室等の整備、避難所での困りごとの相談等をできるスペースの確保等、人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。
- カ 避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努めます。また、保健・医療・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めます。

資料編 72：風水害時避難所（風水害時指定避難所及び協定先避難所）一覧

15 避難体制等の整備・確立

総務部

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行います。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対 策：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう整備・点検を行い、その充実を図ります。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

市が、洪水氾濫の危機管理対策として、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、まず正確な情報の収集・伝達が必要であり、防災関係機関が連携を図り、情報の交

換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制づくりが必要です。このため、住民などが必要としている情報をラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図ります。

市は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施します。

(4) 避難所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、東京都と連携を図りながら周知していきます。

16 広域的な風水害対策

総務部

河川の増水等による水害は、河川流域の市町村や関係機関による連携した対応が重要です。京浜河川事務所や気象庁など国の機関及び東京都や神奈川県も含めた、広域的な連携による風水害対策を実施するため、関係機関に実効的なマニュアルの策定を求めていきます。

第2節 かけ崩れ対策

震災編第2部第3章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 地域特性に応じた防災都市づくり」や「3 かけ・擁壁・ブロック塀の安全対策」を準用するほか、以下のとおりです。

- かけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものでありますが、東京都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号、令和4年一部改正）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、市区町村の要望を受け、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、かけ崩れ防止事業の推進に努めます。

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止

- (1) 令和2年10月末時点では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査の結果、都内には急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある箇所が13,461箇所確認されています。
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜角が30度以上、高さ5m以上で想定被害区域に5戸以上の人家が存在するなどの一定の要件を満たすものを東京都が急傾斜地崩壊危険箇所と指定し、そのうち危険度の高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定して崩壊防止工事を行っています。

なお、国土交通省の通知により、令和6年4月より急傾斜地崩壊危険箇所は使用しないことになりました。現在調布市内では急傾斜地崩壊危険区域は指定されていません。

また、東京都は、土砂災害防止法に基づき、令和元年9月に調布市内全域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行いました。土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施します。

- (3) 東京都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和49年に新宿区赤城元町を区域指定して東京都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、令和6年3月末時点では、合計67箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定しており、このうち59箇所ですべて崩壊防止工事が概成しています。

2 がけ、擁壁等の安全化

- (1) 市は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行います。

また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び盛土規制法（昭和36年法律第191号、令和4年一部改正）に基づき、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について、がけ・擁壁の指導、監督を行います。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化します。

- (2) 市は、既設の危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行います。

また、がけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識させ、その改善に結び付けていきます。

- (3) 都都市整備局は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行います。

これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置（監督処分や撤去命令等の行政処分）を行います。

さらに東京都は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行います。

- (4) 市では、地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を派遣し、安全化対策工事にかかる費用の一部を助成する事業を行います。

3 宅地の安全化

- (1) 盛土規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課しています。
- (2) 都都市整備局は、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、この法律に基づく規制を行っています。
- (3) 市では、がけ・擁壁、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域等を記載したマップを作製し、市民に周知しています。

第3節 土砂災害に関するソフト対策

総務部・都市整備部

1 土砂災害防止法

総務部・都市整備部

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

2 土砂災害警戒区域

- (1) 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進めます。
- (2) 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止します。
- (3) 市は、市地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じます。

なお、調布市では、土砂災害が発生した場合に被害を受ける可能性のある範囲や土砂災害に関する情報の伝達方法等を示した調布市土砂災害ハザードマップを令和2年9月に作成しています。

3 土砂災害警戒情報の提供

総務部・都

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市区町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定しました。

東京都では、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と東京都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20年2月1日に発表を開始しました。

(1) 土砂災害警戒情報（以下本節において「情報」という。）の目的

東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表します。

(2) 情報の基本的な考え方

市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って東京都が市等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、下記のとおり、東京都と気象庁が共同して作成・発表する情報です。

ア 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意します。

イ 伝達は、発表者（東京都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとします。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じます。

ウ 大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものです。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表します。

エ 自主避難等の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成します。

オ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用します。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要があります。そのため、気象庁のデータに加えて東京都の持つきめ細かな雨量情報を活用します。

キ 国土交通省、気象庁及び東京都は、市をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努めます。

ク 今後、新たにデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行います。

(3) 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではありません。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要があります。また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表

層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意します。

(4) 情報の発表基準

東京都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮のうえ、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行います。

(5) 情報の伝達

東京都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災FAX及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達します。

(6) 市の対応

市は、情報を受けた場合、ただちにホームページ、SNS、防災行政無線、調布FM、調布市防災・安全情報メールなどの広報媒体を活用して住民へ伝達するとともに、防災行動を行います。

4 避難体制等の整備・確立

(1) 市は、土砂災害防止法第8条に基づき、地計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保します。

避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や市の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直します。

(2) 避難指示等の発令基準について、市区町村は「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施します。

(3) 土砂災害防止法に基づき、市区町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めます。（土砂災害防止法第8条第1項第4号）

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(4) 土砂災害警戒区域の指定がない市区町村であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平時から危険箇所を把握し、住民の円滑な避難体制を確保するよう努めます。

第2章 都市施設対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行います。

ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を行います。

第1節 ライフライン施設

震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【予防対策】「5 水道」「6 下水道」「7 電気・ガス・通信など」を準用します。

なお、下水道においては、令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、粕江市と連携し、平常時から水害に備えた訓練等を実施し、災害対応能力を強化します。

第2節 道路及び交通施設等

震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 道路・橋りょう」「2 鉄道・バス施設」を準用します。

第3章 応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備します。

第1節 活動庁舎等の整備

1 活動庁舎

(調布市文化会館たづくり(防災センター)・調布市市庁舎)

調布市では、文化会館たづくり西館3階に、防災対策の促進を図るための防災センターを設置しており、原則としてここに調布市災害対策本部を開設します。

また、災害対策各部の業務は調布市市庁舎で行うものとします。

【調布市市庁舎の概要】

項 目		調布市市庁舎
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)
		地上8階地下2階
面積	敷地	9,660.43㎡
	延床	14,131.66㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力 422KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		300KVA 燃料槽：有効容量5,100L(軽油) 連続運転約25時間可能
給排水衛生設備		高置水槽 15㎡

【調布市文化会館たづくりの概要】

項 目		調布市文化会館たづくり
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
		地下2階地上13階
面積	敷地	6,531.91㎡
	延床	31,466.74㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力1,000KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		1,250KVA × 1台 燃料槽：有効容量950L, 9,000L（軽油） 連続運転約72時間以上可能
給排水衛生設備		上水受水槽 60㎡ 中水受水槽 90㎡

【調布市教育会館の概要】

項 目		調布市教育会館
構 造		鉄筋コンクリート造
		地上6階
面積	敷地	736.48㎡
	延床	1,892.91㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力94KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		無
給水設備		直結給水方式

2 警察署・消防署の現況

区 分		令和6年6月現況
調布警察署	警察署	1署
	交 番	18所
	駐在所	2所
調布消防署	消防署	1署
	消防出張所	3所

第2節 遺体収容所の確保

市は、遺体収容所について、死者への尊厳や御遺族感情，効率的な検視・検案，身元確認の実施に資するよう，下記の施設を遺体収容所として定めています。

- 1 調布市民プール（染地2丁目45番地1）
- 2 西調布体育館（上石原2丁目4番地1）

第4章 地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立を目指します。

第1節 市民等の役割

1 平素からの取組

取組内容
<p>1 日頃からの備え</p> <p>(1) 雨どいや側溝等は水はけをよくしておくこと。</p> <p>(2) 瓦のずれや割れ、トタンのめくれ等は修繕しておくこと。</p> <p>(3) ブロック塀や外壁等のひび割れや亀裂は修繕しておくこと。</p> <p>(4) 飛ばされそうなものは固定又は屋内へ移動しておくこと。</p> <p>(5) ハザードマップで危険箇所及び避難場所を確認し、避難経路を検討しておくこと。</p> <p>(6) 生活再建に向けた事前の備えとして、自然災害保険・共済等に参加しておくこと。</p>
<p>2 台風、豪雨が近づいてきたときの措置</p> <p>(1) テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報を収集すること。</p> <p>(2) 市が発表する避難情報に注意すること。</p> <p>(3) 外出を控えること。</p> <p>(4) 植木鉢や物干しざお等の飛ばされやすい物は屋内へ移動すること。</p> <p>(5) 非常持ち出し品を準備すること。</p> <p>(6) 停電に備え、懐中電灯やろうそく、ランタン、ラジオ、予備電池等を用意すること。</p> <p>(7) 夜間に大雨が予想される際は暗くなる前に避難すること。</p> <p>(8) 自宅付近にがけなどがある場合は、周囲の様子をよく観察し、がけ崩れの前兆現象が見られたら、早急に避難すること。</p>
<p>3 避難時の注意点</p> <p>(1) 歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いときは20cmでも危険となるため、危険と判断した時は、無理をせず高所に避難すること。</p> <p>(2) 避難時は、活動しやすく保温性のある服装、ヘルメット・ひもで締められる運動靴（裸足や長靴は厳禁）を着用すること。</p> <p>(3) 側溝や用水路に落ちないように、長い棒等を杖代わりにして安全確認を行うこと。</p> <p>(4) 避難時は単独行動を避け、2人以上で行動すること。</p> <p>(5) 隣り近所や身近な人と協力すること</p>

2 自己備蓄の推進

市は、市報、広報ホームページや防災研修会等を通じ、市民及び事業者等に対し自己備蓄の重要性、公的援助の限界等について周知し、防災市民組織と連携を図りながら、自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

備蓄内容	
1	<p>主な自己備蓄</p> <p>3日分（可能ならば7日分）以上の備蓄を確保すること。</p> <p>(1) 飲料水（備蓄の目安は1人1日3L）</p> <p>(2) 食料</p> <p>(3) 携帯トイレ</p> <p>(4) トイレットペーパー</p>
2	<p>主な非常時持出品</p> <p>避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。</p> <p>(1) 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、健康保険証、免許証、印鑑等）</p> <p>(2) 携帯ラジオ（予備電池含む）</p> <p>(3) 懐中電灯、乾電池（予備電池含む）</p> <p>(4) 携帯電話、充電器</p> <p>(5) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）</p> <p>(6) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）</p> <p>(7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等）</p> <p>(8) タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ</p> <p>(9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、洗面用具</p> <p>(10) 着替え、下着等</p> <p>(11) 室内履き</p> <p>(12) ホイッスル</p> <p>(13) 家族の写真</p>
3	<p>その他の主な非常時持出品</p> <p>女性や要配慮者等は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。</p> <p>ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分に配慮する必要があります。</p> <p>(1) 女性</p> <p>ア 生理用品</p> <p>イ 化粧水、乳液、保湿クリーム</p> <p>ウ 下着、おりものシート</p> <p>エ 携帯用ビデ</p> <p>(2) 妊産婦及び乳幼児</p> <p>ア おむつ</p> <p>イ 離乳食、粉ミルク</p>

備蓄内容	
ウ	授乳カバー，授乳ケープ（乳児用ブランケット）
エ	ほ乳瓶
オ	バスタオル
カ	おしり拭き
キ	母子手帳
(3)	障害者
ア	障害者手帳
イ	補装具，日常生活用具等
ウ	ストマ，おむつ等
(4)	高齢者（要支援・要介護者）
ア	介護保険証
イ	介護用品（大人用おむつ，尿取りパット等）
ウ	福祉用具，日常生活用具等
(5)	ペットのいる家庭
ア	名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
イ	愛犬手帳
ウ	食器
エ	ケージ
オ	リード
カ	ペットフード
キ	トイレ用品
(6)	感染症対策
ア	マスク
イ	消毒液
ウ	ビニール手袋
エ	体温計
オ	小型テント

第2節 防災市民組織等の強化

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「2 地域による共助の推進」を準用します。

第3節 事業所防災体制の強化

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「5 事業所による自助・共助の強化」を準用します。

第4節 行政・事業所・市民等の連携

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「7 市民・行政・事業所等の連携」を準用します。

第5章 ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、社会福祉協議会と連携し、ボランティアや市民活動団体等、関係機関との連携を図ります。

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【応急対策】「6 ボランティア活動との連携」を準用します。

第6章 避難行動要支援者への支援体制の整備

第1節 取組の概要

市は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取組については自治会、防災市民組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

災害における要配慮者の現状

- 近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。
- 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な避難行動要支援者の犠牲者が、健常者に比して多い傾向があります。

第2節 取組の現状

- 市は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備等を推進しています。
- 市は、令和元年台風第19号の課題と教訓及び令和3年災害対策基本法改正に伴う福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定 内閣府（防災担当））を踏まえ、子ども・乳幼児を連れた方、体の不自由な方など、要配慮者の特性に応じて、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館を福祉避難所として指定しています。

現状の課題

- 要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要です。
- 要配慮者や避難行動要支援者に対する支援には、自治会、地区協議会、防災市民組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要です。
- 避難行動要支援者の迅速な避難支援や安否確認等には、平常時からの地域での声掛けと顔の見える関係づくりが必要です。
- 避難行動要支援者支援に関する取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です。
- 避難支援の実効性をさらに高めるために真に避難支援を要する人を把握した上で、多様な主体の連携による避難支援体制を確立する必要があります。

第3節 これからの取組

1 調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の推進

福祉健康部

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、災害時に避難行動要支援者を支援するための名簿の作成が市町村に義務付けられました。また、令和3年5月には、同法の一部改正により、さらに市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされました。

調布市では、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備等を推進しています。

そのため、避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め、避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・情報の提供等

福祉健康部

調布市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

また、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や活用の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者としてします。

【避難行動要支援者の範囲】

(ア) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
(イ) 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
(ウ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者情報の記載事項及び集約

ア 避難行動要支援者情報の記載事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項については、それぞれ以下のとおりとします。

【避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項】

避難行動要支援者名簿	個別避難計画
氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
住所又は居住地	住所又は居住地
世帯主名	世帯主名
電話番号その他連絡先	電話番号その他連絡先
避難支援等を必要とする事由	避難支援等を必要とする事由
避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項	避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
個別避難計画の有無	避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約します。

避難行動要支援者情報は、下記から収集します。

【避難行動要支援者情報の収集先】

収集する情報元	住民基本台帳システム 介護保険情報システム 障害情報システム 保健情報システム 緊急連絡先調査 みまもっと情報システム 避難行動要支援者本人からの申請に基づく情報 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるシステム等の情報
集約する情報先	避難行動要支援者管理システム

(3) 個別避難計画作成の基本方針等

市は、個別避難計画の作成に当たって、避難行動要支援者の心身の状況、世帯状況、想定されるハザードの状況等により対象者の優先度を設定し、対象者の優先度を設定してからおおむね5年以内を目途に完成を目指し、以降、随時更新に努めます。

なお、作成目標期間においては、社会状況や国の動向を踏まえて、適宜見直しを行うものとしします。

また、市は、個別避難計画の作成に当たっては、本人の同意のもと、エ(ア)に記載する事前に名簿を提供する避難支援等関係者に加え、地域の医療、介護、福祉などの職種団体等、様々な関係者と連携して取り組みます。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲や作成の主体となる関係者等、個別避難計画に基づく避難支援等関係者等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(4) 避難支援等関係者等への平常時における避難行動要支援者情報の提供

ア 避難行動要支援者名簿

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。ただし、名簿の提供の範囲については、dからgにあっては管理・担当・管轄している地域のみとし、f及びgに提供する名簿に掲載する者の範囲は、市と締結する協定に規定します。

協定締結に係る詳細などの避難行動要支援者情報の提供に関する必要な事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

避難支援等関係者
a 調布警察署
b 調布消防署
c 調布市社会福祉協議会
d 調布市の民生委員・児童委員
e 調布市消防団
f 調布市内の防災市民組織
g 調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h aからgまでに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者

イ 個別避難計画

市は、個別避難計画に関する情報について、本人の同意が得られた場合には、(ア)に定める事前に名簿を提供する避難支援等関係者のほか、個別避難計画の作成に参画する者など、避難支援の実施に関する者のうち、市長が必要と認める者に対して、事前に情報を提供します。

なお、情報提供の対象者や範囲、手続等の必要な事項の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(5) 避難支援等関係者等への災害発生時等における情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適切な範囲を提供します。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者等に情報を提供できるよう、提供先ごとの情報の整備に努めます。

(6) 避難支援等関係者等による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は適正な情報管理の徹底を図ります。

避難支援等関係者等による情報の管理等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(7) 避難行動要支援者情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努めます。

避難行動要支援者名簿の情報については、関係部課と連携し、原則年1回更新します。

また、定期的な更新以外においても、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、可能な範囲で把握し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めます。

個別避難計画の情報については、避難行動要支援者の心身の状況の変化などによ

り、更新する必要が生じた場合等に適宜更新します。

避難支援等関係者等と共有している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

3 避難支援にかかる体制の周知等

(1) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとします。

また、市は避難支援等関係者及び避難行動要支援者等に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者等は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

(2) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者等となりうる市民、又は、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努めます。

(3) 平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災市民組織、障害者団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

第7章 防災運動の推進

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図ります。
- 市民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行います。
- 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化します。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災市民組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行います。

第1節 防災意識の啓発

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 自助による市民の防災力向上」を準用します。

第2節 防災訓練の充実

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は被害を最小限に止め得るよう、市の地域における防災活動の実施方法等必要な事項について定めます。

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 自助による市民の防災力向上」を準用するほか、詳細な取組は次のとおりです。

	内 容
総合水防訓練	<p>1 訓練目的 水防法及び同法に基づく東京都水防計画に準拠し、市防災計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫時等有事における水防工法の完全な習得を目的とします。</p> <p>2 協力機関等 (1) 協力機関 調布消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施。 (2) 市民参加 市民参加による水防工法の習得や避難訓練を実施し、風水害に対する意識の啓発を行います。</p> <p>3 実施時期 原則として、毎年台風シーズン前に実施。</p> <p>4 実施要領 訓練項目（調布消防署・調布警察署・市消防団・防災関係機関・市各部）次の全部又は一部を訓練統率者が選択し実施。 ア 参集及び部隊編成訓練 イ 情報通信訓練 ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練（積土のう、連結水のう、マンホール噴出防止等） オ 救助訓練 カ 救急訓練 キ 浸水地火災活動訓練 ク 住民避難訓練 ケ その他水災時の活動に必要な訓練</p> <p>5 参加機関 （調布消防署・調布警察署・市消防団・防災関係機関・市各部・市民）状況により隣接市との合同による訓練の実施も考慮。</p>

	内 容
救助救急訓練	<p>1 訓練目的 多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に実施。</p> <p>2 参加者 (1) 調布消防署員 (2) 市消防団員 (3) 市職員 (4) その他</p> <p>3 実施方法 多数の負傷者が発生する災害を想定した総合訓練を毎年1回実施。</p> <p>4 訓練項目 (1) 現場指揮本部運営 (2) 現場救護所の運営 (3) 救出・救助訓練 (4) 救急指揮所運営 (5) 医療機関等関係機関との連携 (6) 資器材取扱い訓練</p>
施設防護訓練	<p>(東京ガスグループ・東京電力)</p> <p>○ 東京ガスグループ ガス施設に対する災害予防措置及び災害対策措置を円滑かつ迅速に行うための訓練を実施する。</p> <p>○ 東京電力 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>

第3部

災害応急・復旧対策計画

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

【主な機関の応急活動】

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期 応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
市	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集、分析 及び各部対応・機関・市民への注意喚起 ○河川流域自治体、関係機関との ホットラインによる情報収集・調整 ○参集システムによる参集連絡態勢 <ul style="list-style-type: none"> ○職員参集（夜間休日等） ○水防活動（必要に応じて） ○巡回監視 ○公共施設の休館判断・避難所開設準備（計画運休等による） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒本部の設置（必要に応じて） <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置 ○水防非常配備態勢の発令 ○事前避難 ○高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 ○関係機関への応援要請 	○災害救助法の適用（検討）		
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） ○気象解説ホットライン（随時） ○気象情報連絡会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報発表（大雨、洪水など） ○早期注意情報発表（警報級の可能性） ○氾濫注意情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○警報発表（大雨、洪水など） ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○津波注意報発表 ○氾濫警戒情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○大雨特別警報発表 ○氾濫警戒情報発表 ○氾濫危険情報発表 	

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期 応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
都災対本部	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集, 分析, 提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施 	<p>【情報監視態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○市区町村, 各局等への情報提供, 注意喚起 	<p>【情報連絡態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の収集 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○市区町村へ情報連絡要員派遣 	<p>【災害即応態勢】</p>	<p>【非常配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用(検討) ○災害対策本部の設置検討・設置 ○自衛隊の災害派遣要請
都水防本部(建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集, 提供 	<p>【連絡態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務局との連携 ○注意報(大雨, 洪水など)の受信・送信 ○市区町村への水防活動支援 	<p>【警戒配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報(大雨, 洪水など)の受信・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○氾濫危険情報の発表・伝達 	<p>【第一次～第四次非常配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○特別警報(大雨)の受信・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧の実施 ○技術的援助
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報, 被害等に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合, 又は災害規模, 被害状況等に応じた各種警備本部の設置 ○気象状況等により, 被害防止を目的とした避難誘導を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の調査 ○発災後, 被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施 ○救出救助活動 ○被害状況等により広域緊急援助隊の派遣要請 	

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
東京消防庁	○気象情報, 水位情報等の収集		【必要に応じて水防態勢発令】	【水防態勢発令】		
			【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】			
			○第二非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集			
				○知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請		
	---▶○事前計画(水防基本計画等)に基づく活動					
					○必要に応じ現場救護所を設置	
鉄道事業者 等	○気象庁情報の収集 ○計画運休の可能性 情報発信	○気象情報装置(雨量計, 水位計風速計)のデータ 収集, 監視 ○運転計画の詳細な情報 発信	○警戒体制, 動員体制 決定・発令 ○要注意箇所巡回, 点検 ○応急資材の準備		○災害状況の把握 (旅客の救出) (被害状況調査) ○災害発生時の連絡体制 ○災害対策本部の設置	○災害規模に応じて応急 体制をとり仮復旧 ○規模に応じて協力会社 へ応援要請

第1節 市の活動態勢

1 水防指定課

調布市に台風、浸水被害の発生が予測される場合に、総合防災安全課は水防指定課を招集し、迅速な水害対応が図れるよう、活動内容の確認・調整を行います。
なお、必要に応じ水防に関連する部署も招集します。

【水防指定課の編制】

【水防指定課及び主な活動内容】	
○ 広報課	・・・市民への情報提供・注意喚起
○ 文化生涯学習課	・・・一時収容可能施設の開設準備等
○ 福祉総務課	・・・避難行動要支援者等の避難支援準備等
○ 緑と公園課	・・・所管施設等の水防活動
○ 下水道課	・・・所管施設等の水防活動
○ 道路管理課	・・・所管施設等の水防活動
○ 教育総務課	・・・避難所開設の準備
○ その他の部庶務担当課	・・・指定課への支援

2 職員の配備態勢及び水防活動について

(1) 職員の参集・配備基準

区分	態勢	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員等	主な活動
警戒本部 (災害対策本部設置前)	水防準備態勢	○ 気象に関する注意報が発表されたとき。 ○ 関東地方に台風の通過が予測されるとき。	危機管理監	○ 総合防災安全課の管理職及び指定された職員 ○ 水防指定課の管理職及び指定された職員(※1) ○ その他、各部にて指定された職員(※1) 【待機場所】 事務所(時間外は、自宅待機可)	○ 事後の気象推移を見積り、以後の配備態勢について事前協議を行います。 また、その結果を市長に報告し、以後の配備態勢を決定。 ○ 公共施設の休館判断・避難所開設準備
	水防第1態勢	○ 水防準備態勢による事前協議の結果、以後に大雨警報、洪水警報等が発せられると見込まれる必要があると認められたとき。 ○ その他状況により必要があるとき。		○ 総合防災安全課職員 ○ 水防指定課の管理職及び各部にて事前に指定された職員 ○ 必要により初動要員(※2) ○ 消防団 【待機場所】 ○ 事務所 ○ 避難所等	○ 市民への注意喚起 ○ 市内状況の巡視及び情報収集 ○ 関係機関との情報連絡 ○ 被害予想及び対策検討 ○ 河川の水位監視 ○ 監視警戒班の編制 ○ 避難行動要支援者避難の検討 ○ 避難所開設の検討 ○ 一時滞在施設開設の検討

区分	態勢	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員等	主な活動
災害対策本部	水防第2態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防準備態勢による事前協議の結果、以後、大雨警報若しくは、洪水警報が発表されると見込まれ、市内に小規模(限定的、局地的である)な災害の「発生」または、「発生するおそれ」があると見込まれるとき。 ○ その他本部長が必要と認めたとき。 	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長室構成員 ○ 災害対策本部連絡員 ○ 全水防指定課職員 ○ 全水防関連部署職員 ○ 各部にて事前に指定した職員(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置 ○ 現地対策本部の設置 ○ 高齢者等避難・避難指示発令 ○ 各種水防活動 ○ 避難行動要支援者避難支援 ○ 道路・住家の浸水状況の把握 ○ 被害状況、交通状況に関する広報活動 ○ 避難所開設 (被害状況及び規模を考慮)
	水防第3態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市内に台風による被害が多数発生したとき。 ○ 水防第2号配備では対応が困難であると予想されるとき。 		全職員(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、消防、警察への災害派遣等要請 ○ 協定自治体、団体への連携要請
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な態勢 本部長は、状況により、「特別な態勢」として一部の部若しくは課に対して配備態勢の発令、又は特定の部若しくは課に対して種類の異なる配備態勢を発令します。 ○ 配備態勢に基づく各部長の執るべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備態勢の種類に応じて、各部危機管理マニュアル等により各部の措置すべき対処要領を定め、所属職員に周知徹底させます。 ・ 各配備態勢の指示受令後は、所属職員に対し必要な事項を指示します。 					

※態勢の発令は、順を追って実施する必要はなく、災害の規模や程度に応じて、適宜発令できるものとします。

※勢力の強い台風の接近が予想される場合には、態勢の発令を前倒しします。

※1 参集要領は、総合防災課からの指示によります。

※2 避難所担当職員、学校避難所対応職員

※3 本項に示す職員のうち、会計年度職員については本態勢時の担当業務を付与されたもののみとなります。

(2) 指揮権代行順位

本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとします。

代行順位	職責名
1位	副市長
2位	教育長
3位	危機管理監
4位	総務部長

○ 不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情で取れない場合を指します。
 ○ 順位5位以降については、級別職務分類表の最上位級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とします。
 ○ 代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものとします。

(3) 職員の招集・連絡及び参集場所

ア 職員への連絡は、勤務時間内においては、庁内水防連絡会や庁内放送等を通じ行います。

イ 休日夜間等の勤務時間外における職員への連絡は、職員参集システムや防災行政無線、電話等により連絡します。

ウ 参集場所は、原則、勤務している場所に参集し、初動要員、避難所担当職員、学校避難所対応職員については、あらかじめ定められた避難所や本部に参集します。

なお、参集できない場合は、何らかの手段を使って所属部署又は市施設に連絡するものとします。

3 警戒本部（災害対策本部設置前）の活動

(1) 水防準備態勢

大きな気象現象により、大雨、河川水位の上昇、土砂災害が予想される場合、事後の気象推移を見積り、以後の配備態勢について事前協議を行います。

(2) 水防第1態勢

ア 態勢の考え方

東京地方に台風等の接近が予測され、住家への浸水や長期の道路冠水、土砂災害等の発生等が予想される場合などに、水防第1態勢により情報収集、災害対策に取り組みます。水防第1態勢は、総合防災安全課、水防指定課等で組織します。

イ 水防第1態勢の組織

警戒本部長・・・危機管理監
警戒副本部長・・・総合防災安全課長
事務局員・・・各水防指定課課長

ウ 水防第1態勢の活動

担当課名		対応職員	主な活動内容
共 通			<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報収集，連絡体制確保 ○関係機関との連絡調整 ○被害予想，対策の検討 ○警戒班への人員の差出し
総合防災安全課		全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部開設検討 ○通報への対応及び関係部署への連絡 ○河川及び被害危険箇所等の巡視 ○関係機関との情報連絡体制の確立 ○職員の動員要請
水防指定課	広報課	管理職及び他各部にて事前に指定した職員	○市民への情報提供・注意喚起
	文化生涯学習課 教育総務課		<ul style="list-style-type: none"> ○一時収容可能施設の開設準備等 ○避難所の開設準備等
	福祉総務課		○避難行動要支援者等の避難支援準備
	道路管理課 緑と公園課 下水道課		<ul style="list-style-type: none"> ○市民等からの通報に基づく対応 ○危険箇所の巡視 ○所管施設における水防活動 <ul style="list-style-type: none"> ○河川や調布幹線等の多摩川流域の水路の水位監視
	企画経営課 総務課		○災害対策に関する業務
	市民税課 子ども政策課		○避難所の開設準備
その他	初動要員，避難所担当職員，学校避難所対応職員	配置職員	○必要に応じて避難所開設，本部開設（※休日・夜間対応）
	必要に応じた部署	管理職及び他各部にて事前に指定した職員	○災害対策に関する業務
	監視・警戒班		<ul style="list-style-type: none"> ○水防指定課の実施する監視活動の支援 ○その他，指示される活動

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置等

市長は、災害が発生するおそれがある、又は災害が発生した場合で、総合的な応急対策が必要である場合、調布市災害対策本部を設置します。本部の設置基準は次によるものとします。

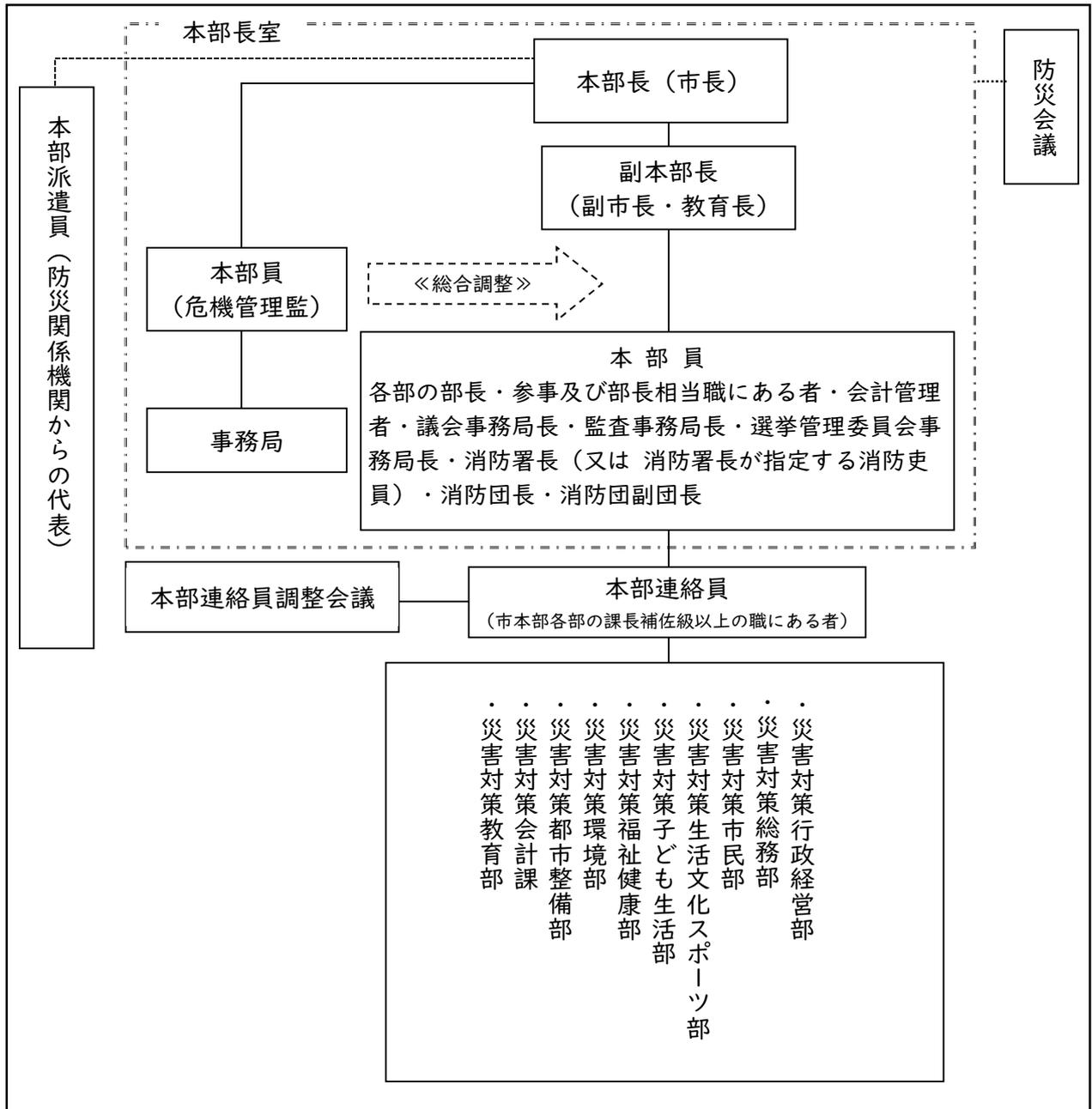
【調布市災害対策本部の設置基準】

基 準（風水害の場合）	
設 置	1 調布市を含む地域に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合で、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたと き。 2 調布市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生した 場合で、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたと き。 3 その他、市長が災害対策本部を設置し総合的応急対策を行う必要があ ると認めたと き。
廃 止	1 災害救助法による応急救助が完了したとき。 2 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常生活の場が確 保されたとき。 3 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられ たとき。 4 被害数値がおおむね確定したとき。 5 その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(2) 組織・運営

震災編第2部第5章第5節 具体的な取組【応急対策】「1 初動態勢」を準用
 します。

【調布市災害対策本部の組織】



第2節 救助・救急活動態勢等

1 救助・救急活動態勢等

機関名	内 容
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対応した救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動の実施 ○ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携しながら、高度救急資器材を有効的に活用し、傷病者の救護を実施 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送

2 救助・救急体制の整備

調布消防署・消防団・都

(1) 調布消防署の救助体制の整備

ア 水害地の救助活動を効率的に行うため、風水害地からの救助体制を強化します。

イ 災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立します。

(2) 調布消防署の救急体制の整備

ア 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の育成及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図ります。

イ 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を強化します。

ウ 東京民間救急コールセンターに登録のある事業者と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

(3) 調布警察署の救出・救護体制

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出・救護活動ができるようにします。

(4) 消防団の救出・救護活動能力の向上

市は、消防団の応急救護資器材の整備を行います。

また、市は調布消防署と連携して、応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図ります。

(5) 市民の救出・救助活動能力の向上

調布消防署

災害時に、市民自らが適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術の普及に努めます。

事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。一定の応急手当技能を有する市民に対してその技能を認定します。

(6) 事業所の救出・救護活動能力の向上

調布消防署

ア 救出活動技術の普及啓発

事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進します。

イ 応急手当知識の普及及び技術の向上

事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図ります。

応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図ります。

第3節 応援協力・派遣要請

風水害等の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある分掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を期することが必要です。特に被害が広範囲に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから、東京都・他市区町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行います。

なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第2部第5章「本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化」を準用します。

第4節 関係防災機関の活動態勢

防災関係機関

1 責務

防災関係機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力します。

2 活動態勢

関係防災機関は、前記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとします。

第5節 公共空間の使用調整

市域における東京都が管理するオープンスペースの利用については、都災害対策本部に利用要望を提出し、活用することとなります。

都災害対策本部では、対策調整会議において、都各局及び市区町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行うこととなります。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 通信連絡体制

災害時における各機関相互間における通知，要請，指示，通報，伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため，各機関の通信連絡窓口を統一し，通信連絡システムを整備するとともに，非常の際における通信連絡を確保するため，公衆通信設備の優先利用，非常無線の利用，放送の要請等について震災編第2部第6章「情報通信の確保」を準用します。

第2節 災害予警報の伝達

市本部・災害対策各部・調布警察署・調布消防署・東京消防庁・気象庁・国土交通省・

その他関係機関

1 情報・収集

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに都総務局及び気象庁に通報 ○ 災害原因に関する重要な情報について，東京都又は関係機関から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知 ○ 特別警報，警報及び重要な注意報について，東京都又はNTTからの通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに，警視庁，東京消防庁，都政策企画局等の協力を得て，住民に周知 ○ 津波警報等及び注意報についての伝達・周知
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局及び都各支庁は，災害原因に関する重要な情報について，気象庁，都各局，市区町村その他関係機関から通報を受けたとき，又は自ら収集するなどして知ったときは，直ちに関係のある都各局，市区町村，防災機関等に通報 ○ 必要があるときは，都各局の連絡責任者を招集し，又は応対本部を開設して，台風，その他の重要な情報について，気象庁の解説を受けること ○ 特別警報，警報及び重要な注意報について，気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは，直ちに関係のある都各局及び市区町村に通知 ○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について，気象庁から通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，関係のある都各局及び市区町村に通知

機 関 名	内 容
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報 ○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波に関する大津波警報・警報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。 ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係市区町村長に通知
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、管内住民に周知
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知（東京都地域防災計画風水害編 別冊資料第119「気象警報等の伝達系統図」、第120「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」） ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を実施
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報

2 気象情報の早期収集（気象庁防災機関向け専用電話：ホットライン）

- (1) 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、東京都及び市区町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下「ホットライン」という。）を設置し、運用しています。
- (2) 市区町村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会します。
- (3) 気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、東京都及び市区町村に対し直接嚴重な警戒を呼びかけます。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を東京都及び市区町村に対し、直接実施する場合があります。

- (4) ホットラインにより得られた情報や判断について、東京都が必要と認める場合には市区町村、関係機関等へ提供します。

3 気象情報の入手要領

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手するほか、次の方法により入手します。

(1) 東京都災害情報システム(D I S)

市は、D I Sを活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集します。

(2) 防災情報提供システム

防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を東京都、市区町村等の防災機関へ提供するシステムです。

各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらず激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できます。市が行う避難指示等の判断の参考に利用します。

水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、津波特別警報です。

(3) 雨量、水位情報の収集

市各部

市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都建設局(都水防本部)と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努めます。

(4) その他

市は、気象庁や東京都の情報を活用するほか、京浜河川事務所が独自に提供する河川情報や、市独自の河川や水路に設置したカメラや水位の情報など、積極的に収集し活用を図ります。

また、気象庁東京管区气象台では、大雨時等において市における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、市と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話を設置し、運用しています。

4 防災気象情報等の受理伝達

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。

「居住者等がとるべき行動」, 「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。

(2) 防災気象情報（風水害関係）

- ア 特別警報・警報・注意報
- イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
- ウ 早期注意情報（警報級の可能性）
- エ 全般気象情報,
- オ 土砂災害警戒情報
- カ 記録的短時間大雨情報
- キ 竜巻注意情報
- ク 火災気象通報

5 特別警報・警報・注意報

(1) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいいます。

(2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいいます。

(3) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいいます。

(4) 注意報・警報の地域細分

ア 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。

イ 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

ウ 市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

(5) 特別警報，警報，注意報の発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル5相当）	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル4相当）
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警報，注意報の種類及び発表基準

気象庁が行う気象等の注意報，警報は次のとおりです。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在

調布市	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	多摩北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139
	洪水		流域雨量指数基準	入間川流域=6.8
			複合基準*1	入間川流域=(18, 6.1)
			指定河川洪水予報による基準	多摩川〔調布橋・石原・田園調布(上)〕，野川・仙川〔大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川〕
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		

注意報	大雨	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	123	
	洪水	流域雨量指数基準	野川流域=12, 入間川流域=5.4	
		複合基準*1	多摩川流域=(10, 59), 野川流域=(17, 10), 入間川流域=(12, 5.4)	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [石原]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

【数値は都度更新されることから、最新のデータは気象庁ホームページを活用ください。】

*1 表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

*2 土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

*3 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨

(降水短時間予報) から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

＊4 複合基準

「表面雨量指数」と「流域雨量指数」の組み合わせによる基準値を表しています。

(6) 特別警報が発表された時の情報共有

気象庁は、平成25年8月30日から、特別警報の運用を開始しました。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決められます。

市は、特別警報について、東京都、総務省消防庁、NTT東日本から通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関等に周知させる措置をとらなければなりません。

(7) 注意報、警報の発表区域

気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を発表します。

発表官署	担当区域	発表する区域名	区域区分
気象庁	東京地方	23区東部	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
		23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
		多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市
		多摩西部	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
		多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
	伊豆諸島北部	大島	大島町
		新島	利島村、新島村、神津島村
	伊豆諸島南部	三宅島	三宅村、御蔵島村
		八丈島	八丈町、青ヶ島村
	小笠原諸島		小笠原村(父島)、小笠原村(母島)

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続されます。

6 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等

（1）土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。

災害切迫（黒）	命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。これを「指定河川洪水予報」と呼んでいます。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）とは、その指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報です。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。

災害切迫（黒）	命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。

（3）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。

7 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕，〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で，2日先から5日先にかけては日単位，都単位で発表されます。

大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は，災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

8 全般気象情報

気象の予報等について，特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や，特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想，防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。

また，警戒レベル4相当以上の状況で，大雨による災害発生の危険度が急激に高まっており，線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには，「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報，地方気象情報，全般気象情報として発表されます。

【線状降水帯に係る情報】

令和4年6月から，「線状降水帯」による大雨の可能性が高い場合に，半日程度前から地方予報区単位等で線状降水帯の可能性が呼び掛けられるようになりました。

また，令和5年5月より，線状の降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況の解説情報について，これまでより最大30分程度早く発表されるようになりました。

直近では，令和6年5月から線状降水帯による大雨の可能性が高い場合の半日程度前からの呼び掛けについて，府県単位を基本に対象地域を絞り込んで呼び掛けられるようになっています。

9 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に，大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき，市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため，対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で，東京都と気象台から共同で発表されます。

なお，これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で，実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

10 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に，キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し，かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり，解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量)したとき等に，気象庁が発表します。その基準は，1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に，おおむね予報区ごとに決められており，本市では1時間雨量100mmが基準です。この情報

は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。この情報が発表されたときは、当該地域で、あるいは、近くで土砂災害や浸水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。

11 火災気象情報

火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに市に伝達されます。市長は火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、状況を勘案して火災警報を発令します。

(1) 発令基準

東京消防庁

火災警報は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に東京消防庁において発令します。

ア 実効湿度が50%以下であって、最低湿度が25%以下となる見込みのとき。

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ウ 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が30%以下になり平均風速が10m以上の風が吹く見込みのとき。

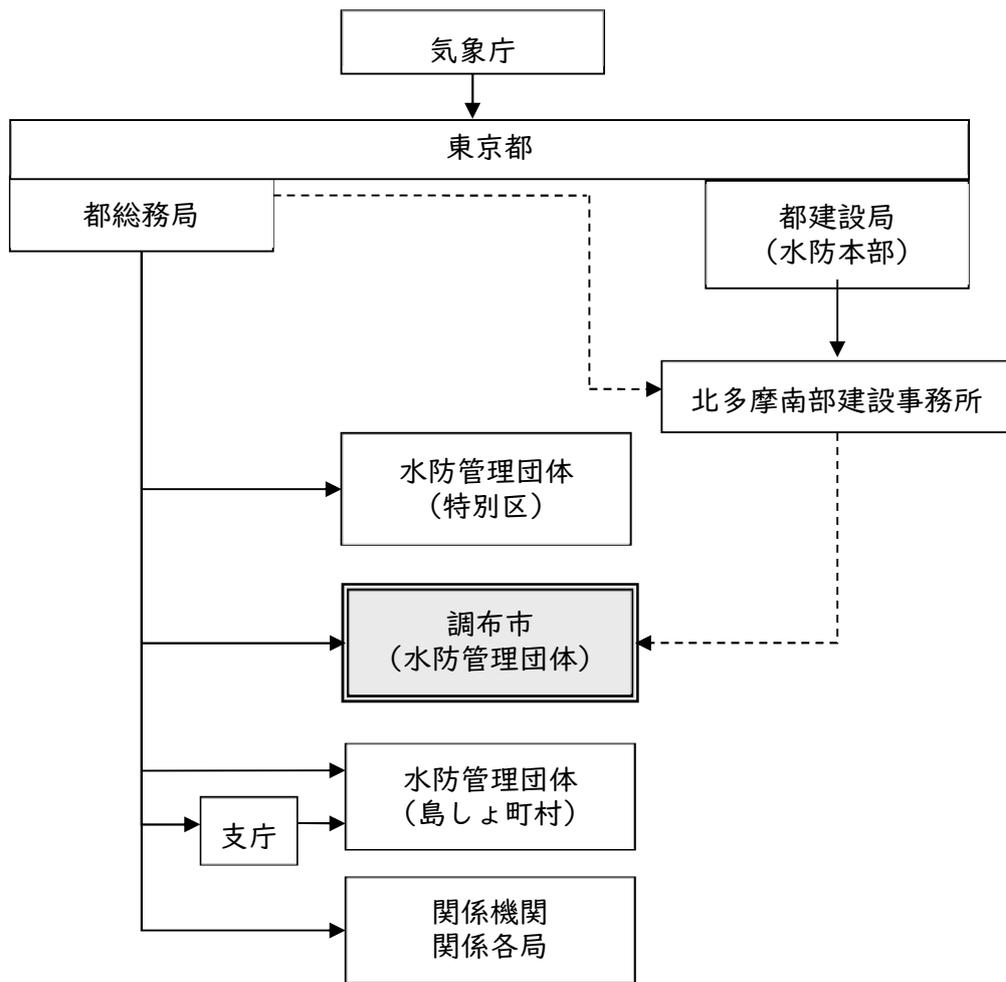
(2) 伝達

東京消防庁

ア 火災警報を発令したとき東京消防庁は、気象庁、都総務局（本部長室）及び管下の各消防署その他関係官公署等に通報します。

イ 東京消防庁は、報道機関を通じて市民に周知させると同時に、調布消防署は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板の掲出、火災警報発令及び吹流しをもって一般市民に周知します。

12 気象情報伝達系統図



凡 例

- 基本（法令等の定めによる伝達系統）
- - - - - 補助（基本系が途絶したときの予備系統）

13 東京都との確実な情報共有

- (1) 東京都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある市区町村等に通報します。
- (2) また、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときは、気象庁と東京都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、市区町村等へ伝達します。
- (3) これらの具体的な伝達系統図は、第3部第2章第3節「水防情報」を参照。
- (4) 通報、伝達された情報は、市区町村長の避難情報発令の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に市区町村へ伝達されるとともに、東京都、市区町村及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要です。しかし、担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されます。平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、東京都と市区町村長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保しました。
- (5) また、東京都は気象警報発表時などに、気象庁から東京都に配信される情報と同じ情報を自動的に市区町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用しました。

14 同一河川・圏域・流域の自治体における情報の共有

災害対策総務部・都

(1) 情報共有の必要性

- ア 中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高いとみられています。水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難指示等を行います。集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合があります。そこで、東京都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉通報FAXなどにより、市区町村の避難指示等に有用な情報を提供するものとしています。
- イ また洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に、避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を、複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの運用を平成30年6月より開始しました。
- ウ 市では、東京都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとし、これにより、集中豪雨などに際しても、避難指示等を遅滞なく的確に発令することが可能となります。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

市内で設定されている河川は、多摩川・野川流域の2流域です。

流域 (市区町村数)	区域	市区町村名					
多摩川沿川 (17)	多摩西部	奥多摩	青梅	福生	羽村	あきる野	
	多摩南部	八王子	日野	多摩	稲城		
	多摩北部	立川	府中	昭島	調布	国立	狛江
	区部	大田	世田谷				
野川流域 (11)	多摩北部	立川	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井
		小平	国分寺	狛江			
	区部	世田谷					

【同一河川・圏域・流域は、下記のとおり19流域に区分します。】

①利根川沿川，②江戸川沿川，③中川・綾瀬川圏域，④荒川沿川，⑤隅田川及び新河岸川流域，⑥江東内部河川流域，⑦神田川流域，⑧石神井川・白子川流域，⑨黒目川・柳瀬川流域，⑩霞川圏域，⑪城南地区河川流域，⑫多摩川沿川，⑬野川流域，⑭残堀川流域，⑮浅川圏域，⑯秋川流域，⑰平井川流域，⑱鶴見川流域，⑲境川流域（東京都地域防災計画 風水害編別冊資料第122「河川・圏域・流域における区市町村一覧」）

(3) 情報の内容

東京都は、同一河川・圏域・流域内の市区町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供するものとします。

- ア 同一河川・圏域・流域の市区町村が発令した避難指示等
- イ 同一河川・圏域・流域の市区町村からの浸水状況報告等
- ウ 避難が必要な区域
- エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- オ その他

なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりです。

15 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有

(1) 気象庁の段階的な情報提供

ア 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかけます。

イ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷，ひょう，急な強い雨，突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに，東京地方，伊豆諸島北部，伊豆諸島南部の区域単位で発表されます。

なお，実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。

また，竜巻の目撃情報が得られた場合には，目撃情報があった地域を示し，その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表されます。この情報の有効期間は，発表からおおむね1時間です。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して，竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し，その1時間後までの移動を予測します。竜巻発生確度ナウキャストは，平常時を含めて常時10分毎に発表します。

(2) 都内に竜巻等が発表された際の情報伝達

ア 気象庁は，気象庁防災業務計画に基づき，情報を専用通信施設等により都総合防災部等関係機関，日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達します。

イ 伝達は，発表者（東京都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとします。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては，大雨警報の伝達に準じます。

16 災害地調査要領

災害対策総務部

(1) 調査班の編成

市総務部長は、災害現地の実態を把握し、災害対策応急活動の円滑を期するため、調査班を編成します。

調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜定めます。

(2) 調査班の任務

調査班は、災害発生と同時に出勤し、現地の状況を調査します。

(3) 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとします。

- ① 災害原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動のあい路
- ⑥ その他必要な事項

(4) 実施要領

ア 調査は、警察官、消防吏員、現地市民その他協力団体等の協力を得て実施すること。

イ 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一、市本部に報告すること。

ウ 調査の際、重要な情報を得たときは、ただちに市本部に報告すること。

資料編 28：被害程度の認定基準

資料編 29：第1号様式 職員動員集計表

資料編 30：第2号様式 避難所収容者名簿

資料編 31：第3号様式 物資経理状況

資料編 32：第4号様式 援助物資等給与状況

資料編 33：第5号様式 公共土木施設被害 下水道施設被害

上水道施設被害

資料編 34：第6号様式 教育施設被害状況

資料編 35：第7号様式 市有財産被害

資料編 36：第8号様式 商工業被害状況

資料編 37：第9号様式 農業被害状況

資料編 38：第10号様式 農産物被害状況

資料編 39：第11号様式 被害者台帳

資料編 40：第12号様式 災害応急対策実施報告

資料編 41：第13号様式 災害速報・被害確定報告

第3節 水防情報

各部・都

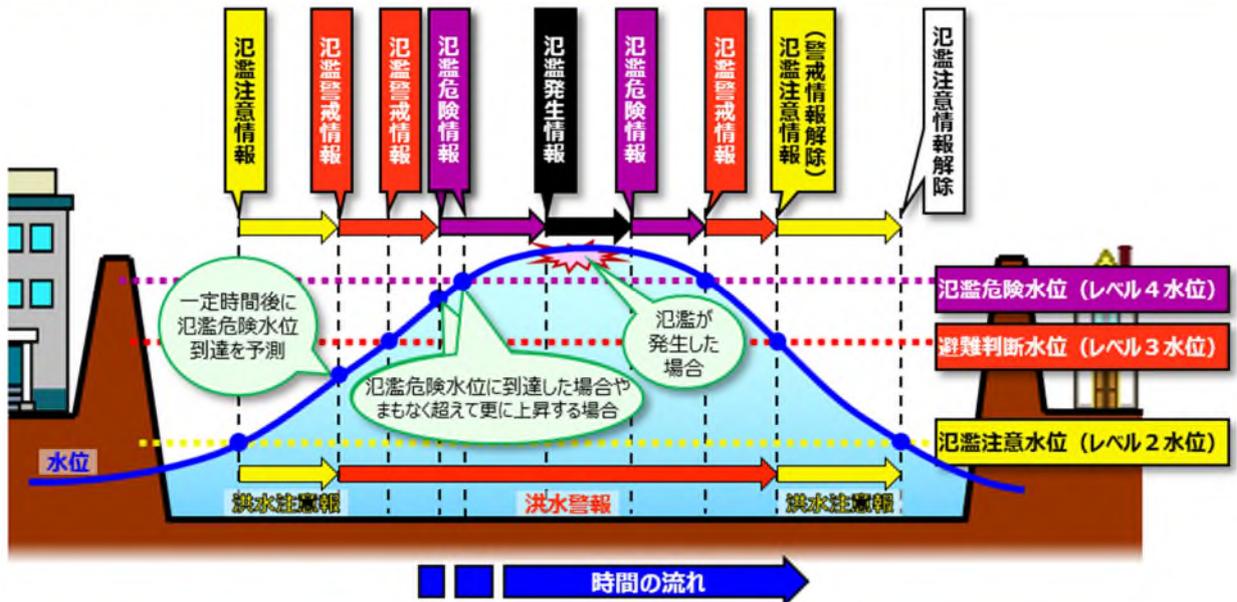
1 洪水予報

市本部・災害対策各部

国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表されます。調布市に關係する洪水予報には、多摩川洪水予報、野川・仙川洪水予報があります。

市では洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとし、（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）。

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】



出典：気象庁ホームページ

(1) 種類と発表基準

【多摩川洪水予報】

種 類	基準地点	発 表 基 準
多摩川氾濫注意 情報	調布橋, 石原, 田園 調布(上)	基準地点のいずれかの水位が氾濫注意水位に到達し, さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
多摩川氾濫警戒 情報	注意情報の予報地点 に同じ	基準地点のいずれかの水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合, あるいは, 避難判断水位に到達し, さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
多摩川氾濫危険 情報	注意情報の予報地点 に同じ	基準地点のいずれかの水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え, さらに水位の上昇が見込まれるとき, あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表
多摩川氾濫発生 情報	洪水予報区域内	多摩川洪水予報区間において, 氾濫が発生したときに発表
多摩川氾濫注意 情報解除	洪水予報区域内	基準地点の水位が, 氾濫注意水位を下回り, 氾濫のおそれなくなったときに発表

【野川・仙川洪水予報】

種 類	基準地点	発 表 基 準
野川・仙川氾濫 危険情報	大沢池上, 鎌田橋野 川, 鎌田橋仙川	基準地点のいずれか1地点の水位が, おおむね押し1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき, あるいは氾濫危険水位に到達し, さらに水位の上昇が見込まれるとき
野川・仙川氾濫 発生情報	危険情報の予報地点 に同じ(あるいは, 洪水予報区域内)	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき, あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
野川・仙川氾濫 注意情報解除	危険情報の予報地点 に同じ	全ての基準地点の水位が, 氾濫危険水位を下回り, 氾濫のおそれなくなったときに発表

(2) 洪水予報河川発表基準水位

種類	洪水予報区間	基準地点	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	零点高
多摩川 洪水予報	左岸 東京都青梅 市大柳1575 番地先から 海まで	調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	(左岸 48.0k) 1.60m	4.70m	A.P.+ 148.50m
		石原	4.00m	4.30m	4.30m	(左右岸 26.4k) 4.90m	5.94m	A.P.+ 27.42m
	右岸 東京都青梅 市畑中1丁 目18番地先 から海まで	田園 調布(上)	4.50m	6.00m	7.60m	(左岸 5.4k) 8.40m	10.35 m	A.P.+ 0.00m

種類	水防警報区	基準地点	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位
野川・ 仙川 洪水予報	左岸 小金井市貫井 南町4丁目（ 鞍尾根橋）～ 世田谷区鎌田 3丁目（野川 合流点）	大沢池上	-	-	39.89m	40.45m
		鎌田橋 野川	-	-	14.54m	16.21m
	右岸 小金井市貫井 南町4丁目 （鞍尾根橋） ～世田谷区鎌 田4丁目（野 川合流点）	鎌田橋 仙川	-	-	16.15m	17.24m

<用語の定義>

- ・水防団待機水位・・・河川が上昇し、洪水おそれがある時に水防管理団体が出動するための準備を始めるための目安となる水位。
- ・氾濫注意水位・・・水防管理団体が、水害発生に備えて、出動する目安となる水位。
- ・避難判断水位・・・避難情報の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。
- ・氾濫危険水位・・・氾濫おそれが生じる水位。

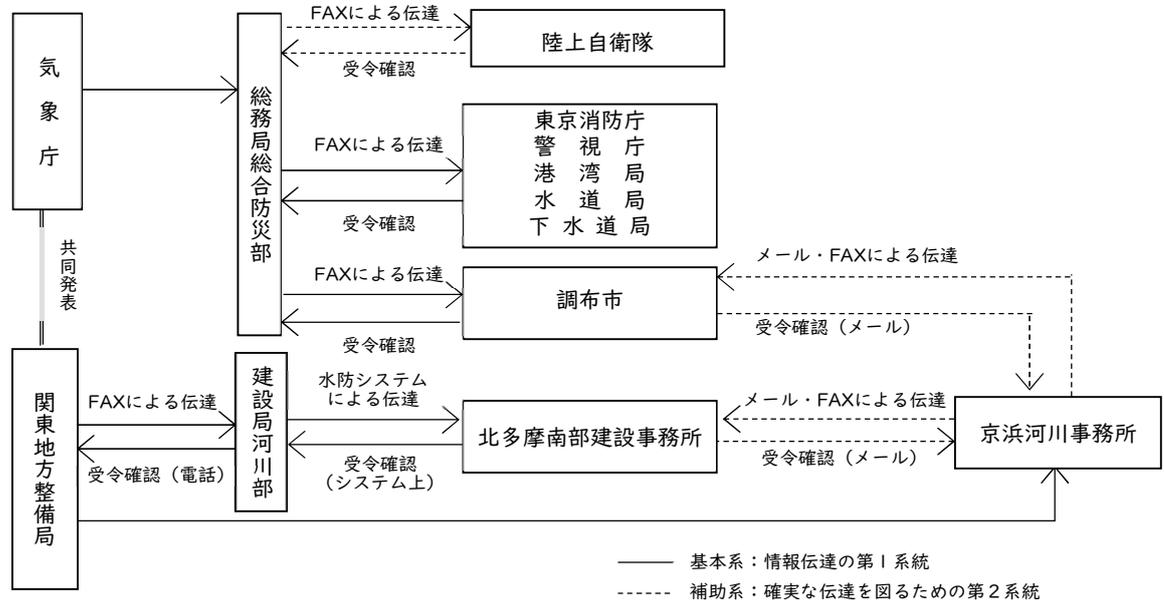
- ・ 氾濫発生水位・・・水位観測所の近辺において、河川から水が溢れ、家屋浸水等の被害が発生する水位
- ・ 計画高水位・・・計画高水流量は、河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量。言いかえればこれは、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量。
計画高水位は、計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位。

(3) 洪水予報伝達

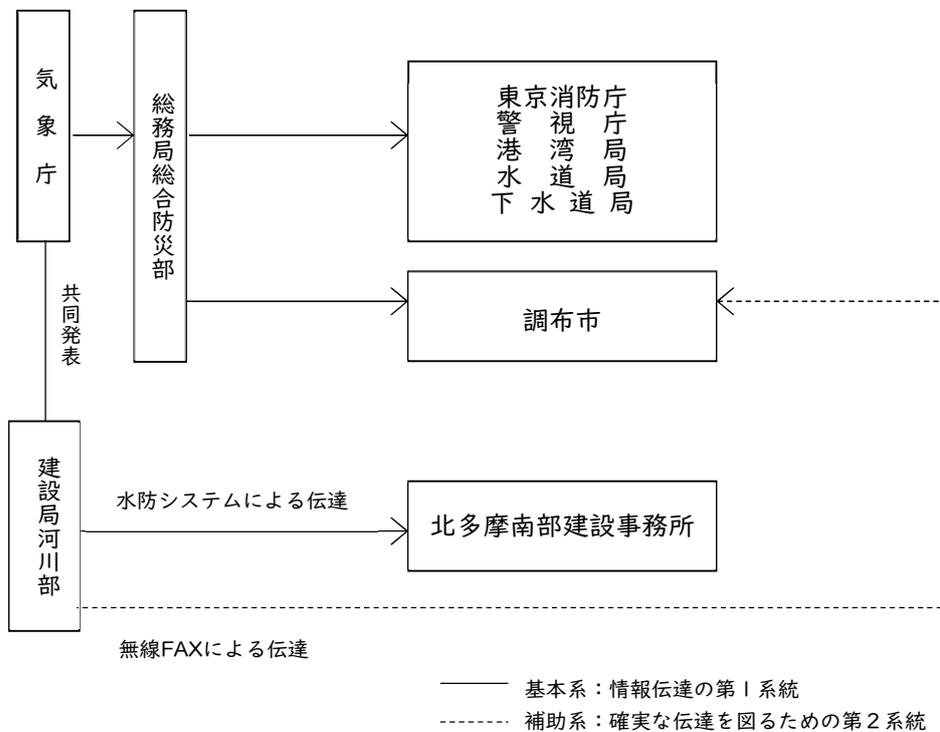
ア 洪水予報の伝達は、次のとおり行います。なお、水防担当部署と避難指示等発令部署のそれぞれに伝達します。

イ 伝達を受けた場合は受令確認を行います。

【国管理河川 多摩川洪水予報伝達系統図】



【東京都管理河川 野川・仙川洪水予報伝達系統図】



2 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表されます。

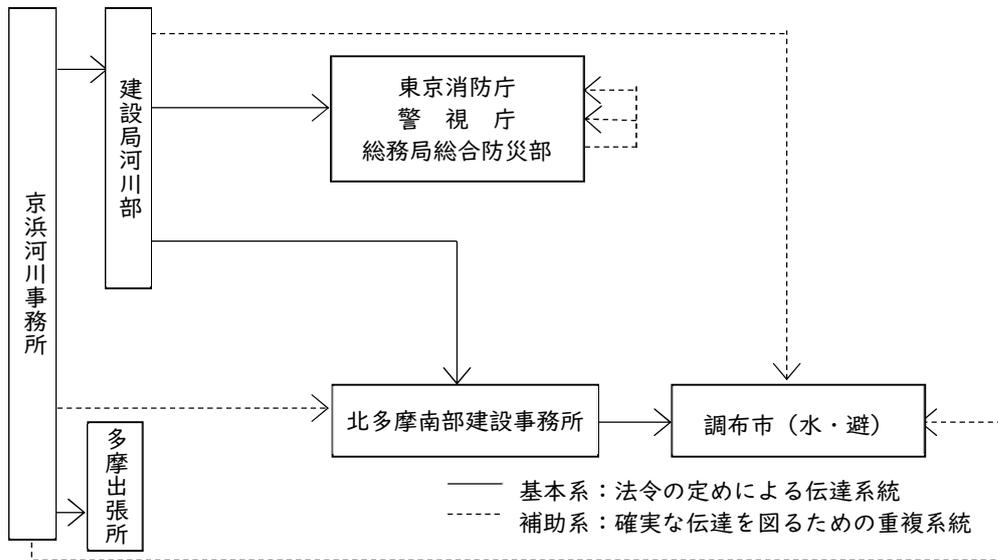
水防警報は、水防活動の基準であり、東京都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとします。

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差しかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と判断されるとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況ではないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 水防警報に関する通信伝達系統

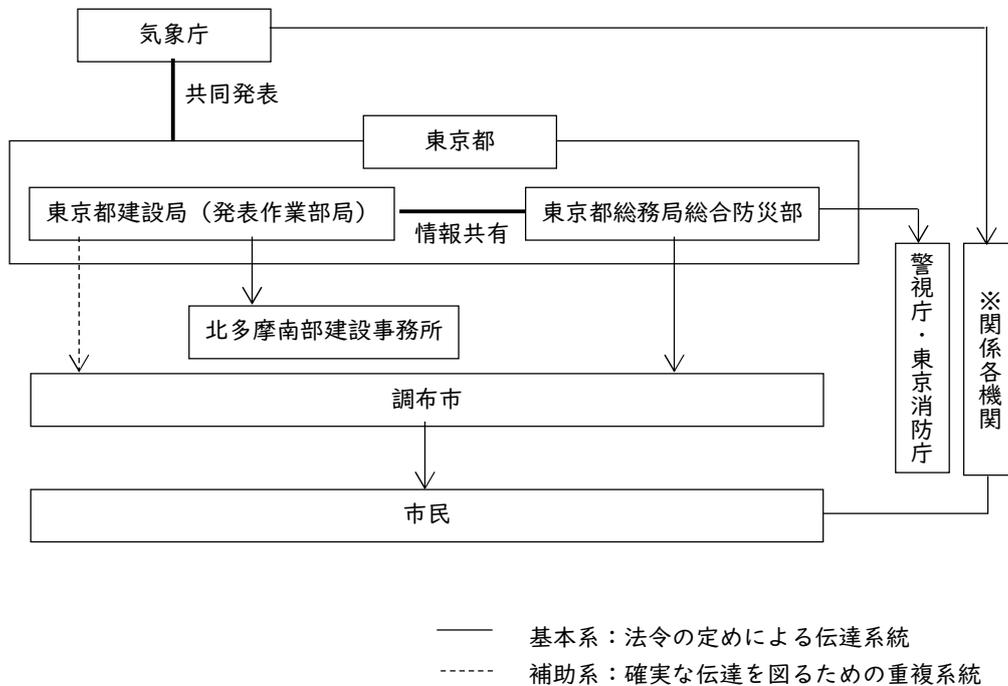
【多摩川水防警報（石原）】



3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は、土砂災害警戒情報伝達系統図のとおりとします。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



(出典：東京都水防計画)

4 水防情報等の周知

(1) 市本部

市は、重要な注意報及び警報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民に周知させます。

(2) 調布警察署

調布警察署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、市本部その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに各交番及び駐在所を通じて、市民に周知させます。

(3) 調布消防署

調布消防署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、市本部その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに消防出張所を通じて市民に周知させます。

第4節 被害状況の報告体制

機 関 名	内 容																						
市災害対策本部	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告します。 なお、東京都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告します。</p> <p>1 報告すべき事項</p> <p>(1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況(被害の程度は、認定基準(資料編：28「被害程度の認定基準」)に基づき認定) (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 (7) その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法 原則として、災害情報システム(D I S)や総合防災情報システム(S O B O - W E B)の入力によります。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告します。)</p> <p>3 報告の種類・期限等 報告の種類、期限等は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="520 1272 1426 1765"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報告</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び東京都が通知する期限内</td> <td>被害数値報告 被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害総括</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>被害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第3部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによります。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	被害第1報告	被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要請通知	即時	支援要請	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害情報、措置情報	各種確定報告	同上	被害総括	災害年報	4月20日	被害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	被害第1報告																					
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																					
要請通知	即時	支援要請																					
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害情報、措置情報																				
	各種確定報告	同上	被害総括																				
災害年報	4月20日	被害総括																					
市災害対策各部	<p>次により災害に関する災害活動情報及び被害状況等を収集し、市本部に情報を提供するとともに、相互に情報交換を図ります。市各部は、所管施設及び所管業務に関し、次により本部長(事務局気</p>																						

機 関 名	内 容
	<p>付) に報告します。</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 災害の原因</p> <p>(イ) 災害が発生した日時</p> <p>(ウ) 災害が発生した場所及び地域</p> <p>(エ) 被害状況 被害の程度の認定基準（資料編28）に基づき、所定の様式により報告します。</p> <p>(オ) 応急措置状況 災害応急対策について市各部がとった措置を日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告します。</p> <p>(カ) 災害地市民の動向及び要望事項</p> <p>(キ) 現地活動のあい路</p> <p>(ク) その他必要な事項</p> <p>イ 報告時期の区分</p> <p>(ア) 発生報告</p> <p> a 時期：災害発生直後とします。</p> <p> b 要領：把握した範囲内で迅速に報告します。</p> <p>(イ) 中間報告</p> <p> a 災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前11時までとします。</p> <p> b その都度把握した範囲内で時間を定めて報告します。</p> <p>(ウ) 決定報告</p> <p> a 時期：応急対策の完了直後とします。</p> <p> b 要領：確定した内容を報告します。</p> <p>ウ 実施要領</p> <p> 現地調査に当たっては、防災行政無線の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一、市本部に報告します。</p> <p> なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告します。</p> <p>エ 調査報告様式</p> <p> 調査報告は、第1号様式から第13号様式までを用います。</p>
調布消防署	<p>災害発生後、管内消防機関の消防活動及び救急救助活動等について、次により情報を収集し、市本部に情報を提供します。</p> <p>1 災害発生状況</p> <p>2 消防活動の状況</p> <p>3 要救護情報</p>

機 関 名	内 容
	4 医療活動情報 5 その他の災害活動上必要ある事項
調布警察署	風水害等においては、各交番・駐在所から災害に関する情報を次により収集し、市本部に情報を提供します。 1 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関しとった措置 4 その他必要ある事項
各防災機関	○ 各防災機関は、所管施設に関する所在市区町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、市区町村の例に準じ東京都に報告すること。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」によります。 ○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力すること。

第5節 災害時の広報・広聴活動

災害対策行政経営部・各機関

震災編第2部第6章「情報通信の確保」を準用します。ただし、調布消防署については以下のとおりとします。

機 関 名	内 容
調布消防署	○ 災害に関係する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施 ・ 気象及び水位の状況 ・ 水災及び土砂災害に関する情報 ・ 被災者の安否情報 ・ 水防活動状況 ・ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ○ 広報手段 ・ テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 ・ 消防車両による巡回 ・ ホームページ ・ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

第3章 水防対策

第1節 水防機関の活動

市長・各部・北多摩南部建設事務所・調布消防署・消防団・調布警察署

1 市の態勢及び活動

市長

市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、第1章 初動態勢により、ただちに事態に即応した態勢をとるとともに、次の措置を行います。

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、ただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。
- (3) 作業に必要な技術上の指導を行います。
- (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行います。
- (5) 市長（水防管理者）は、次の場合ただちに消防機関に対し、準備及び出動を要請します。
この場合は、ただちに都建設局（都水防本部）に報告します。
 - ア 準備
 - ・水防警報により、待機又は準備の発表があったとき
 - ・河川の水位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき
 - イ 出動
 - ・水防警報により、出動又は指示の発表があったとき
 - ・水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき
 - ・その他水防上必要と認められたとき
- (6) 市長（水防管理者）は、水防活動上必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができます。
- (7) 市長（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。
- (8) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示します。この場合、遅滞なく調布警察署長に、その旨を通知します。

- (9) 市長（水防管理者）は、水防活動のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、調布警察署長に対して警察官の出動を求めることができます。
- (10) 水防活動のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができます。
応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄のもとに行動します。
- (11) 市長（水防管理者）は、水防活動のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を求めます。

2 北多摩南部建設事務所の態勢

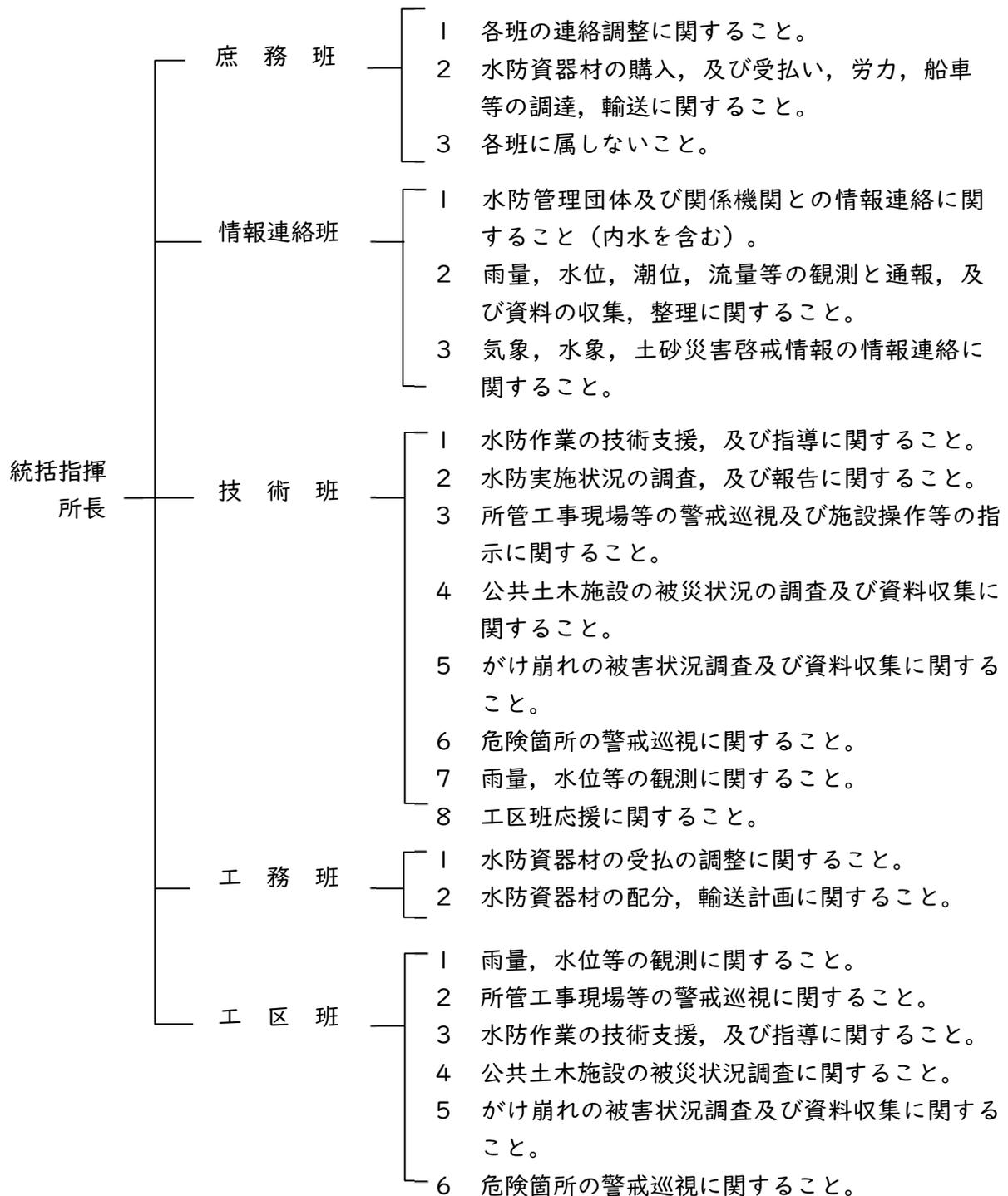
北多摩南部建設事務所

(1) 水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内における水防管理団体の行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整を図ります。

(2) 水防態勢

北多摩南部建設事務所における水防本部組織は、次のとおりです。



(3) 水防資器材

水防資器材を要請する場合は、市は北多摩南部建設事務所に文書により行うこととします。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話により行い、後日文書を発送します。

3 消防機関の活動

調布消防署・消防団

消防機関（調布消防署，市消防団）が分担する水防活動は，おおむね次のとおりです。

- (1) 河川，堤防等を随時巡視し，水防上危険であると認められる箇所があるときは，ただちに，その情報を管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防上緊急の必要がある場合においては，消防機関に属する者は，警戒区域を設定し，水防関係者以外の者に対して，その区域への立入を禁止し，若しくは制限し，又はその区域からの退去を命じます。
- (3) 消防機関の長は，水防活動上必要があるときは，その区域に居住する者又は水防の現場にある者に水防活動を依頼します。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは，消防機関の長は，ただちにこれを関係者に通報するとともに，できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。
- (5) 消防機関の長は，水防管理者から出動の要請を受けたとき，又は自ら水防作業の必要を知ったときは，直ちに出勤し，水防活動を行います。

4 水災現場活動方針

市災害対策各部，調布消防署・消防団・調布警察署

台風，豪雨等により水災が発生する危険がある場合，又は発生した場合は，この計画の定めるところにより，市，調布消防署，市消防団及び調布警察署は，全機能をあげて，関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止します。

5 調布消防署の態勢

調布消防署

- (1) 消防署は，内水，氾濫，溢水等により水災が発生する危険があるとき，又は発生したときは，市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止します。
 - ア 消防署長は，水災の発生又は危険を知ったときは，ただちに市長（水防管理者）に通報します。
 - イ 前記アの連絡は，有線及び無線のあらゆる通信設備等を活用して行うものとします。
- (2) 事前措置
水災現場活動を効率的に実施するため，次の計画を策定します。
 - ア 水防基本計画
 - イ 召集編成計画
 - ウ 水防施設防御計画
 - エ 監視警戒計画
 - オ 水防資器材収用計画

(3) 水防態勢等

水防態勢等は、市の態勢発令に関係なく水防態勢、水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第3非常配備態勢以上は警防本部長が発令して次により対応します。

ア 水防態勢

(ア) 気象、河川水位等に関する情報体制の強化

(イ) 水防資器材の確認

(ウ) 水災発生危険箇所の確認及び広報

(エ) その他必要な措置

α システム入力の準備及び運用

β 署水防計画の確認及び急傾斜地危険箇所、河川危険箇所の確認

γ 在庁する毎日勤務の外部出向等の制限

イ 水防第1非常配備態勢

(ア) 水防切替小隊の編成

(イ) 救命ボートの活用準備

(ウ) 水防資器材の準備

(エ) 情報収集

(オ) 庁舎施設の防護

(カ) 水災発生危険箇所の巡回警戒出向及び広報

(キ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡

(ク) システム入力

ウ 水防第2非常配備態勢

(ア) 水防切替小隊の編成

(イ) 召集命令伝達

(ウ) 参集者による水防部隊の編成（水防小隊、監視警戒隊、水防指揮隊等）

(エ) 飲料水、食糧、燃料等の確保

(オ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡

エ 水防第3非常配備態勢

(ア) 水防部隊の増強

(イ) 召集命令伝達

(ウ) 監視警戒の強化

(エ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡

オ 水防第4非常配備態勢

前ア、イ、ウ、エに掲げるほか、次によるものとします。

(ア) 長期水防活動を行うために必要な交替要員の確立

(イ) 全水防部隊の編成

(ウ) 応援態勢又は、応援受入態勢の確立

(4) 活動要領

ア 部隊及び消防団運用要領

水防小隊は、災害の状況を判断して被害の最もはなはだしい区域に出場し、水防活動に当たります。また、消防団は、各分団ごとに受持区域の水防活動に当たります。

イ 活動の統轄

消防署長は、水防小隊及び消防団が実施する水防活動を指揮統轄します。

ウ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって市長（水防管理者）と協議して決定した要注意箇所等について実施します。

エ 水防作業の実施

水防管理者の要請、警戒監視その他により水防作業の必要を認めたときは、水防小隊、消防団等を出場させ水防作業に従事します。

オ 資器材の収用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用します。

(5) 長期にわたる活動態勢

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施します。

ア 人命救助

イ 水災現場活動

ウ 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの

(6) その他必要事項

消防署員の招集は、消防署招集編成計画によります。また、団員の招集は、団長が定める招集計画によります。

6 市消防団

(1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とします。

(2) 通報

ア 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生したときは、ただちに分団長を通じ団本部に通報するものとします。

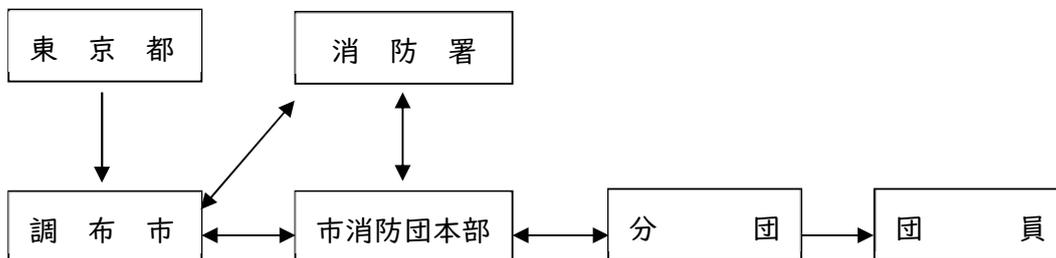
イ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、ただちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとします。

(3) 出動の指示

ア 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとします。

イ 分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができます。

(4) 指示等の伝達



(5) 有線途絶の場合の連絡

伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は分団に対し無線又は連絡車を派遣し、代替手段の連絡等を確保します。

(6) 広報活動の協力

市消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとします。

(7) 市消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準とします。

ア 待機 団員は、自宅に待機し、必要に応じ、ただちに出動できる態勢

イ 準備 水防に関する情報連絡及び水防資器材の準備点検等を行い、市消防団の出動の準備態勢

ウ 出動 市消防団が水災現場に出動する態勢

エ 解除 水災活動を必要とする状況が解消し、市消防団の水防態勢の終了の通知

(8) 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとします。

(9) 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じます。

(10) 報告

報 告 事 項
【分団長の判断による出動】
○ 出動ごとに出動した場所，出動団員数
○ 宛 先：団本部
○ 時 期：都度
【水防作業を実施した場合】
○ 経過及び結果
○ 宛 先：団本部
○ 時 期：随時

第2節 費用負担及び公用負担

市長・災害対策行政経営部・調布消防署長

1 費用負担

災害対策行政経営部

市は、水防に要する費用を負担します。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定めることとします（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）。

また、区域外の市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担するものとし、この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせん申請します（水防法第42条の第1～3項）。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

市長・調布消防署長

水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使します（水防法第28条）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

市長・調布消防署長

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示することとします。

資料編 74：公用負担権限委任証明

(3) 公用負担命令票

市長・調布消防署長

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとし、ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後においてただちに処理するものとします。

資料編 75：公用負担命令票

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償します（水防法第28条）。

第3節 水防報告

水防管理者・事務所・施設管理者

(1) 水防活動報告表

水防管理者及び事務所は、水防活動終了後3日以内に、次の様式により箇所ごとにとりまとめ、建設局河川部防災課へ報告します。

資料編 76：水防活動報告表

(2) 被害報告書

公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで建設局河川部防災課に報告するものとします。
なお、情報は逐次更新することとします。

資料編 77：被害報告書

(3) 災害報告書

さらに、被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は「災害報告書」を被災後7日以内に建設局河川部防災課に提出することとします。

資料編 78：災害報告書

第4章 警備活動・交通規制

調布警察署

第1節 警備方針

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期します。

第2節 警備態勢等

1 警備態勢

機 関 名	内 容
調布警察署	関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等を行うほか、関係機関の活動に協力します。

風水害警備に際し、調布警察署長は、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとします。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができます。

なお、風水害警備態勢は、気象状況、被災状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とします。

(1) 風水害警備態勢

ア 準備態勢

台風が、おおむね定型的転向点付近に達して、その進路が東海ないし関東地方に向った場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合

イ 注意態勢

台風の進路が、おおむね関東地方に向い、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害が予想される場合

ウ 警戒態勢

東京地方に暴風雨警報が発令され、市内に影響を受けると判断した場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害の発生が予想される場合

エ 非常態勢

台風の通過により、河川の増水による堤防の決壊、溢水、内水氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合

(2) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を市長に通知します。

2 警備活動

機 関 名	内 容
調布警察署	<p>1 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出及び救護に務めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持に当たります。</p> <p>2 風水害等発生時における警察活動は、おおむね次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒</p> <p>(2) 災害地における災害関係の情報収集</p> <p>(3) 警戒区域の設定</p> <p>(4) 被災者の救出救護</p> <p>(5) 避難者の誘導</p> <p>(6) 危険物の保安</p> <p>(7) 交通秩序の確保</p> <p>(8) 犯罪の予防及び取締り</p> <p>(9) 行方不明者の調査</p> <p>(10) 御遺体の調査等及び検視</p>

3 その他

機 関 名	内 容
調布警察署	<p>1 警戒区域の設定</p> <p>災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知します。</p> <p>2 市に対する協力</p> <p>(1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させます。</p> <p>なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施します。</p> <p>(2) 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努めます。</p>

機 関 名	内 容
	<p>(3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行します。</p> <p>3 装備資機材の調達及び備蓄</p> <p>(1) 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておきます。</p> <p>(2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達します。</p>

第3節 警備部隊の編成

1 警備本部の設置

調布警察署長は、警戒態勢又は非常態勢が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たります。

2 警備部隊の編成

管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務に必要な最小限度の要員を除いた要員をもって部隊を編成し、警備に当たります。

第4節 警備活動要領

1 警備態勢各段階の措置

警備部隊は、本章第2節の「警備態勢等」の各段階に応じ、調布警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行います。

2 被災地及び被災予想地の警備

- (1) 被害が予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えます。
- (2) 被害が発生した場合は、市本部及び関係防災機関と連携し、その状況に応じた警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出救護活動を重点的に行います。
- (3) 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行います。
- (4) 被災者の救出活動は、災害初期においては、可能な限り行うこととし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行します。

第5節 避難

- 1 調布警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、市本部長の行う早期避難の指示について協力します。この際、高齢者、障害者、幼児、病人等の要配慮者に対しては自主的にあらかじめ市が設置する避難所に避難させます。
なお、現地において著しい危険が切迫しており、市本部長による避難の指示が発せられるいとまがない場合は、警察官が直接市民に避難を指示します。
- 2 避難の指示が出された場合、調布警察署長は、関係機関と協力してあらかじめ指定された第3部第6章「避難者対策」に基づき市民の避難を図るものとします。避難の指示に従わない者については、極力説得して任意で避難させます。
この場合において、説得に従わないときは、現場の警察官の判断により警察官職務執行法に基づき避難等の措置をとることもあります。

第6節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施します。
- 2 調布警察署長は、危険箇所の指示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努めます。

第5章 医療救護・保健等対策

第1節 給水計画, 食品給与計画, 生活必需品給与計画

下記のとおり準用します。

- ・震災編第2部第10章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「1 食料・水・生活必需品等の確保」
 - 「2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備」
 - 【応急対策】
 - 「1 食料・水・生活必需品等の供給」
 - 「2 物資の調達要請」
- ・震災編第2部第2章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「6 ボランティアとの連携」
 - 【応急対策】
 - 「6 ボランティア活動との連携」

第2節 医療, 助産及び救急救護計画, 防疫及び保健衛生計画

震災編第2部第7章「医療救護等対策」を準用します。

第3節 御遺体の捜索等及び埋葬計画

下記のとおり準用します。

- ・震災編第2部第7章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「7 御遺体の取扱い」
 - 【応急対策】
 - 「7 行方不明者の捜索, 御遺体の検視・検案, 身元確認等」

第6章 避難者対策

【主な機関の応急活動】

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
レベル 警戒	警戒 レベル1	警戒 レベル2 (相当)	警戒 レベル3 (相当)	警戒 レベル4 (相当)	警戒 レベル5 (相当)	
市	○気象情報の把握、状況の監視		○高齢者等避難 ○東京都に報告(状況等) ○避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受け入れ ○被災地域外へ移送
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表(警報級の可能性)	○注意報発表(大雨, 洪水など) ○氾濫注意情報発表	○警報発表(大雨, 洪水など) ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表) ○氾濫危険情報発表	○特別警報発表(大雨など) ○氾濫発生情報発表	

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
レベル 警戒	警戒 レベル1	警戒 レベル2 (相当)	警戒 レベル3 (相当)	警戒 レベル4 (相当)	警戒 レベル5 (相当)	
都総務局	○気象情報の収集, 提供				○被害状況の把握 ○被災地外へ移送調整	→
都水防本部	○避難の基 になる雨量・水位 等の情報 提供					→
都福祉局			○避難所の 開設状況 の把握			→
警視庁			○気象状況 等により, 被害防止を目的 とした避難誘導を 実施	→	○被害状況 の調査 ○発災後, 被害(拡大)防止 を目的とした避難 誘導を実施	
(被災地外) 市区町村						○避難者の受入れ

第1節 方針

災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、在宅避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。

避難者対策については、本章に定めるもののほか、震災編第2部第9章第5節 具体的な取組 を準用するものとします。

第2節 避難対策

1 避難行動

「避難行動」とは、「難」を「避ける」行動であり、自然災害から「命を守るための行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。

住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難情報が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。

「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅への避難する「立退き避難」を避難行動の基本としつつ、自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」や、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないものの、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」も含まれます。

2 避難情報の発令

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令します。

また、市は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、要配慮者については、避難指示の情報の把握が困難な場合や、避難に支援又は時間を要する場合が想定されることから、要配慮者及びその支援者に避難に関する情報を着実に伝達し、発災前のある程度の時間的余裕をもって避難を開始することができるよう高齢者等避難を発令します。

避難情報を発令する際には、市民が安全な避難行動をとることができる状況となるよう考慮し、その対象者並びに警戒レベルを明確にして、避難情報の警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。

(1) 避難情報と求める避難行動

警戒レベル等	立退き避難が必要な住民等に求める行動
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)</p>	<p>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めます。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 ※1注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認します。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)</p>	<p>高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難します。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいです。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)</p>	<p>全員避難 ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとります。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難します。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」を行います。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)</p>	<p>災害発生又は切迫している ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をするなど命を守るための最善の行動をとります。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないなど、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意します。</p>

※1 高潮注意報は，高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2であり，高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当します。

(2) 避難情報の発令に資する情報の整理

市は，水害や土砂災害のおそれがある場合は，指定河川洪水予報や，水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報，土砂災害警戒情報に加え，雨量情報，流域雨量指数の予測値（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）），土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等から避難情報の発令に資する情報の把握，整理に努めます。

(3) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については，今後の気象予測，河川等の現地の状況，関係機関からの助言等により総合的に判断します。なお，自然現象を対象とするため，以下の発令基準にとられることなく，防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し，臨機応変に対応することとします。

■洪水：多摩川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し，かつ，水位予測において，引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した，あるいは，水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え，さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：別表の水位観測所の水位が，氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの，氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合

区 分	発 令 基 準
	<p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：別表の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

（別表）

基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	4.01m
石原	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	7.46m
田園調布(上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	11.06m

■洪水：野川・仙川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区 分	発 令 基 準
高年齢等避難	<p>1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高年齢等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
避難指示	<p>1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した，あるいは，水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え，さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</p> <p>2：別表の水位観測所の水位が，氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの，氾濫発生水位に到達することが予想される場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても，発令基準1～3に該当する場合は，躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令します。</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：別表の水位観測所の水位が，氾濫発生水位に到達した場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認）</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

(別表)

基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
大沢池上	-	-	-	2.14m	2.70m
鎌田橋野川	-	-	-	4.76m	6.43m
鎌田橋仙川	-	-	-	1.65m	2.74m

■洪水：入間川（その他河川等）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	<p>1：入間川水位観測所又は入間川分水路観測所の水位が一定の水位（1.21m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②入間川分水路水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
避難指示	<p>1：入間川水位観測所の水位が一定の水位（2.11m）に到達、または、入間川分水路水位観測所の水位が一定の水位（2.12m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②入間川分水路水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を</p>

区 分	発 令 基 準
	<p>伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても，発令基準1～2に該当する場合は，躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：入間川水位観測所の水位が氾濫発生水位である 3.02 mに到達，または，入間川分水路水位観測所の水位が氾濫発生水位である 3.03m に到達した場合</p> <p>2：入間川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが，警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>

■土砂災害の避難情報の発令基準

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され，かつ，土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが，警戒レベル3高齢者等避難は土砂災害警戒区域を対象に発令）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され，当該注意報の中で，夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町</p>

区 分	発 令 基 準
	<p>村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示は土砂災害警戒区域を対象に発令)</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保は土砂災害警戒区域を対象に発令）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認）</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>

(4) 避難指示の実施責任者

実施者	区分	災害の種類, 内容	根拠
市町村長	指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官	指示	災害全般 市町村長が指示することができ ないと認めるとき又は市町村長か ら要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
		災害全般 警察官は, 災害による被害回避 のために必要な限度で避難を指示 できます(公安委員会に報告)。	警察官職務執行法 第4条第1項
海上 保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自 衛官は, 災害の状況により特に急 を要する場合で, 警察官がその場 にいない場合に限り, 避難の指示 を行うことができます。	自衛隊法 第94条第1項

(5) 関係機関による助言

市長は、避難情報の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、東京都等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めるとします。助言を求められた国の機関、東京都等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。

また、土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に発令した避難情報を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて東京都等の助言を得ることとします。

3 避難情報の伝達等

(1) 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、第3部第2章第5節「災害時の広報・広聴活動」により行いますが、その周知は、防災市民組織と協力し実施します。なお、市は、広域にわたって避難指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、必要に応じて災害対策基本法第57条の規定に基づき、各放送機関に対し当該避難情報の内容の放送を要請します。

(2) 避難情報の内容

市長は、避難情報の発令を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。

ア 避難を要する理由

- イ 避難情報の発令対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難に関する注意事項
- オ 警戒レベル

(3) 都知事への報告

市長は、避難情報の発令を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに都知事に報告するとともに、調布市警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。

4 避難情報の解除

市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難情報を解除します。また、避難情報を解除したときは、住民等に対し、直ちにその旨を公示します。

5 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができます。

(2) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官又は、海上保安官	災害全般	上記の場合において、市町村長若しくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防又は水防活動を保護するために、消防又は水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。

また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、又は「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

第3節 避難誘導

市は、消防、警察、防災市民組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるように、組織的な避難誘導に努めます。

- 1 市は、避難情報を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、避難所等へ誘導します。
- 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。
- 3 避難行動要支援者に対する避難誘導は、避難支援等関係者の協力を得て、迅速かつ安全に誘導します。
- 4 学校、病院、工場、要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。

第4節 避難所の開設・運営

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、避難所を開設し、避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います。なお、風水害時の避難所及び福祉避難所の指定については、浸水想定区域以外の学校施設及び公共施設等とします。

避難所では災害情報の提供を行いますが、食料等の生活必需物資に関しては、風水害の発生は予見可能な事前の避難行動であることから、原則として自己備蓄を持参することとします。

なお、災害発生後の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されるため、避難者自身が3日分（可能であれば7日以上）の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。避難所生活が長期化するなど、状況に応じて避難生活に必要な食料・救援物資等の配布を行います。

1 避難所の開設

(1) 警戒レベルを踏まえた避難所開設の考え方

市は、避難所の開設にあたり、次のような考え方で避難所を順次開設し、避難者の安全を確保します。

ア 市は、水防法に基づき想定し得る最大規模の洪水気象情報などから、市内で発生するおそれのある最悪の災害事態を予測し、それを踏まえ浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における想定避難者数などを想定し、それに応じ必要な避難所を浸水想定区域外等の災害リスクの低い地域に開設します。

イ 各避難所の開設は、原則として「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令に連動して開設します。その際、自主避難者の便宜を図るため、「高齢者等避

難」や「避難指示」など避難情報の発令に先立ち、一部の避難所の開設を検討します。

ウ 市は災害発生が予測される区域内の居住者の「逃げ遅れゼロ」を目指し、様々な情報提供や働きかけを行いますが、様々な事情から立ち退き避難の機を失った居住者の緊急安全確保を図るため、災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設します。

エ 混雑緩和のため、できるだけ多くの避難所を同時に開設します。

オ 要配慮者の種別に応じた福祉避難所の一部を同時開設します。

(2) 避難所

避難所は浸水想定区域外の市立小・中学校16校，調布市文化会館たづくり，グリーンホール及び福祉避難所等として総合福祉センター，子ども家庭支援センターすこやか，西部地域福祉センター，西調布体育館ほかを開設し，災害の状況，規模等に応じてその他指定避難所や協定施設を開設します。

(3) 避難所収容対象者

ア 住家が被害を受け，居住の場所を失った者

イ 住家が被害を受けるおそれのある者

ウ その他，住家での生活が困難な者（※）

（※）市は，避難所等に避難したホームレス等の人々について，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう，地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

(4) 避難指示等対象区域と人口

ア 多摩川

（令和6年8月1日現在）

地域（町丁別）	人口	世帯数
飛田給3丁目	2,097	991
上石原3丁目	5,148	2,288
染地1丁目	2,175	917
染地2丁目	7,348	3,119
染地3丁目	5,349	2,803
多摩川1丁目	5,337	2,245
多摩川2丁目	743	433
多摩川3丁目	4,342	2,257
多摩川4丁目	904	531
多摩川5丁目	3,021	1,857
多摩川6丁目	1,099	560
多摩川7丁目	1,253	690
総数	38,816	18,691

イ 野川 (令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
国領町2丁目	2,085	1,124
国領町3丁目	3,559	2,017
国領町8丁目	4,679	2,359
佐須町1丁目	839	365
佐須町2丁目	1,272	620
佐須町3丁目	1,222	595
佐須町4丁目	1,975	854
柴崎1丁目	3,514	1,854
菊野台1丁目	2,573	1,589
菊野台2丁目	3,044	1,809
菊野台3丁目	3,909	2,037
西つつじヶ丘3丁目	2,678	1,725
西つつじヶ丘4丁目	5,678	3,259
調布ヶ丘3丁目	5,352	2,449
調布ヶ丘4丁目	1,403	727
深大寺元町1丁目	1,118	615
深大寺元町2丁目	749	328
深大寺元町3丁目	1,193	548
深大寺南町1丁目	560	252
深大寺南町2丁目	567	236
八雲台1丁目	2,071	1,106
八雲台2丁目	934	539
総数	50,974	27,007

ウ 仙川 (令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
仙川町3丁目	1,636	924
緑ヶ丘1丁目	2,304	1,225
緑ヶ丘2丁目	4,275	2,127
総数	8,215	4,276

エ 入間川 (令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
東つつじヶ丘1丁目	1,084	702
東つつじヶ丘2丁目	2,314	1,276
東つつじヶ丘3丁目	2,358	1,169
西つつじヶ丘2丁目	1,779	865
入間町1丁目	3,227	1,605
入間町2丁目	3,892	1,734
入間町3丁目	1,969	913
若葉町1丁目	2,755	1,475
若葉町3丁目	1,244	596
総数	20,622	10,335

オ 土砂災害警戒区域及び想定避難者数一覧 (令和5年9月1日現在)

町丁目名	番地	世帯	人数	町丁目名	番地	世帯	人数	
入間町1丁目	3	6	7	深大寺元町2丁目	33	2	8	
	44	0	0	深大寺元町3丁目	15	2	7	
入間町2丁目	22	4	15		20	3	10	
	26	12	22		21	41	41	
	27	17	35		22	1	1	
	30	4	7		29	3	9	
	31	7	18		30	0	0	
入間町3丁目	6	1	2	深大寺元町4丁目	1	4	10	
	7	27	47	深大寺元町5丁目	9	1	2	
	19	10	19		10	0	0	
	20	1	2		11	1	1	
	21	16	28		15	6	8	
	22	3	5		飛田給2丁目	6	19	19
佐須5丁目	25	16	27		7	24	24	
	26	0	0		10	1	3	
柴崎2丁目	11	32	61	飛田給3丁目	5	2	6	
下石原3丁目	27	14	17	野水1丁目	11	0	0	
	29	1	2	東つづじヶ丘3丁目	31	15	22	
深大寺南町1丁目	15	3	8		33	3	4	
	17	2	6		若葉町1丁目	16	42	45
深大寺南町2丁目	9	8	11		23	0	0	
深大寺南町4丁目	11	1	4		30	4	6	
	16	0	0		31	10	15	
	18	1	5		32	1	1	
深大寺元町2丁目	12	6	12		34	57	135	
	13	2	2		35	3	8	
	16	7	20		36	2	3	
	17	0	0		若葉町3丁目	21	0	0
	23	1	3			22	0	0
	32	0	0					
				合計		449	773	

(5) 避難所の開設

避難所の開設は、防災市民組織・配備職員・学校職員等が協力して行い、避難者の受入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、施設の被害状況・防災市民組織、配備職員及び学校職員等の参集状況・避難者の収容状況（空きスペース等状況）・その他、避難所の開設に関する状況について災害対策本部又は総合防災安全課へ報告します。

(6) 東京都・関係機関への報告

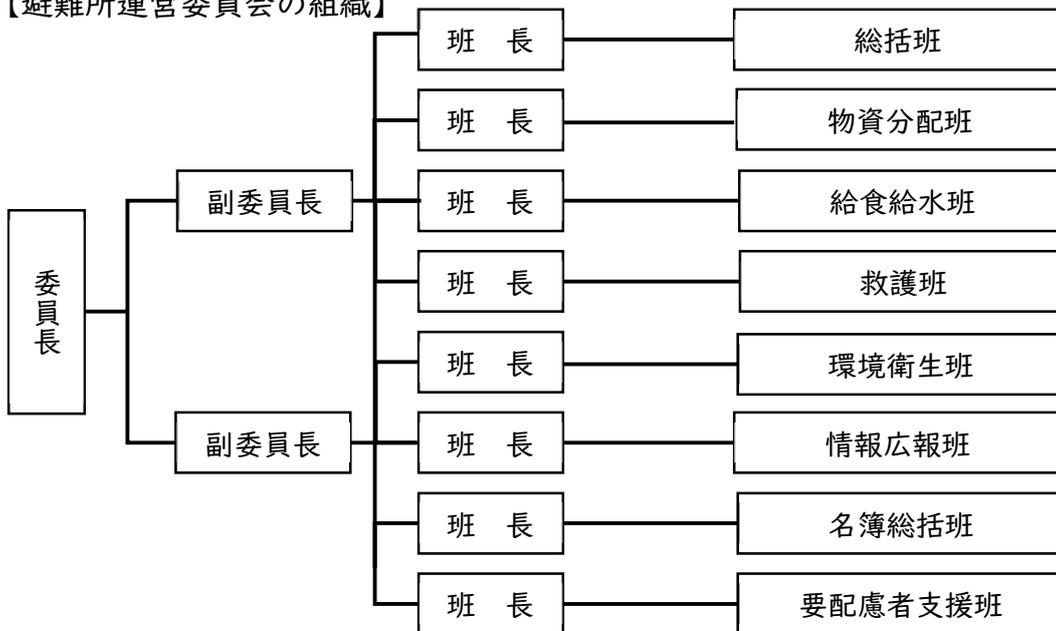
市は、避難所を開設した場合、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を適切に都福祉局及び調布警察署、調布消防署等関係機関に報告し、都福祉局は、その情報を国に共有するよう努めるものとします。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、防災市民組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会の組織】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、又は時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

(2) 避難所内の生活環境確保に係る対策

ア 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し

尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めます。

ウ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めます。

(3) 避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況を、電話又は無線等を使用して災害対策本部に報告します。

- ア 避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他避難所の開設等に必要な情報

(4) 状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部又は総合防災安全課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部又は防災対策課へ報告します。

- (ア) 避難者数及び混雑状況
- (イ) 要配慮者数及び避難所での対応可否状況
- (ウ) 最優先必要物資等の状況
- (エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況
- (オ) 避難所の対応状況
- (カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部又は防災対策課に臨時報告を行います。

- (ア) 避難所施設に被害が生じた場合
- (イ) 避難所運営に困難が生じた場合
- (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(5) 給食・救援物資等の受入れ、配布

市は防災市民組織等と連携し、災害救助法に定める基準に従って、物資等の受入れ・供給方針を定め、必要に応じ、飲料水、食料及び生活必需物資等を受け入れ、避難者及び在宅避難者に配布します。

(6) 避難所における情報提供・安否確認

避難所においては、災害対策本部又は総合防災安全課から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとします。

(7) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。各種トイレ等（携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等）の設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

特に、断水等の場合は携帯トイレを設置し、優先的に使用します。以後、上下水道の状況により、マンホールトイレ、仮設トイレの使用に移行します。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

(8) 感染症患者等への対応

感染症が避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。

(9) 避難所におけるペット対応

市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。

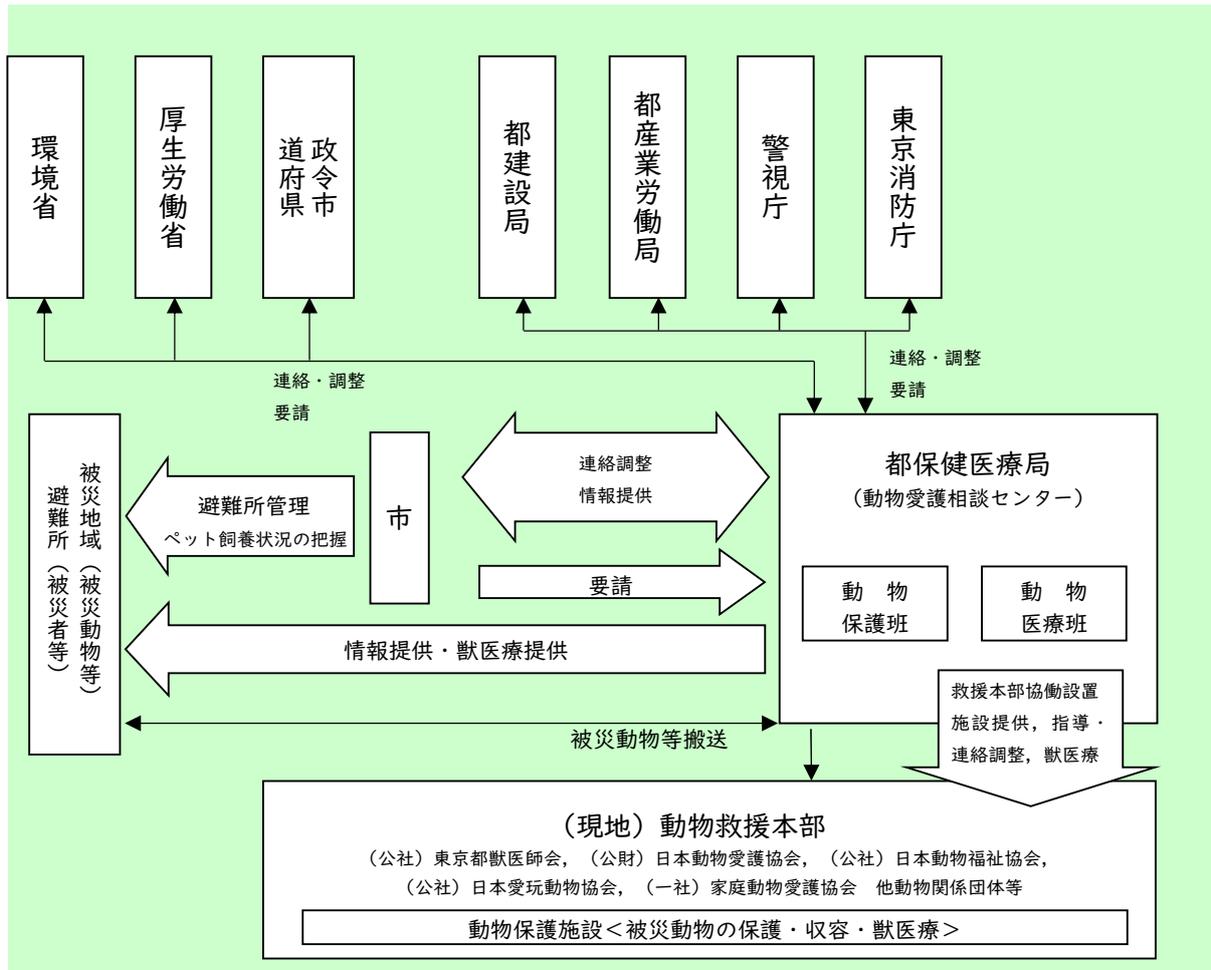
市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めます。

ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。

避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

ペットの飼養場所の確保方法の例	
○	倉庫の利用
○	遊具を利用した係留
○	テントやプレハブの設置
○	ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用
○	屋根や壁のある渡り廊下

(10) 動物救護



ア 被災地域における動物の保護

都保健医療局

被災したペットの保護収容，危険動物の逸走対策，飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について，東京都や東京都獣医師会等関係団体等と連携し必要な措置を講じます。

- 東京都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり，被災動物の保護等を行います。
- 東京都は，「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し，被災住民等への動物救護に関する情報の提供，被災動物の保護，搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わります。
- 東京都は，「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として，動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供します。

イ 動物保護班・動物医療班の編成

都保健医療局

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図ります。
- 「動物保護班」は、市区町村、東京都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送します。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行います。

ウ 避難所におけるペットの適正な飼養

市（災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会）

- 開設した避難所に、ペットの飼養場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に同行避難ペットの飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保します。

都保健医療局

- 市区町村と協力して、飼い主とともに同行避難したペットについて、以下の取組を行い、適正飼養を指導します。
 - ・各地域の被害状況、避難所でのペット飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

3 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は、災害対策本部の事務局に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。

(1) 避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

(2) 周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 避難所の閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、本部長は、各避難所の避難状況等を考慮し、避難所運営委員会との協議を行った上で、避難所の閉鎖・統合を決定します。

なお、統合の際には、普通教室に避難する避難者の体育館への移動など、学校の

教育再開に配慮します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、災害状況を踏まえ、地区防災拠点の情報受伝達拠点としての役割も考慮して、避難所の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(4) その他避難所の運営に関する措置

市は、避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

4 学校教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるよう、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

第5節 避難所以外の公共施設の措置

避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所への誘導を行います。

また、災害対策本部の指示に基づき、市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所、経路等）を行うとともに、施設及び施設周辺の被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告します。

なお、災害等の状況により、一時的な避難の受入れを図る時は、近隣の避難所と連携し、地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等、必要な措置を行います。

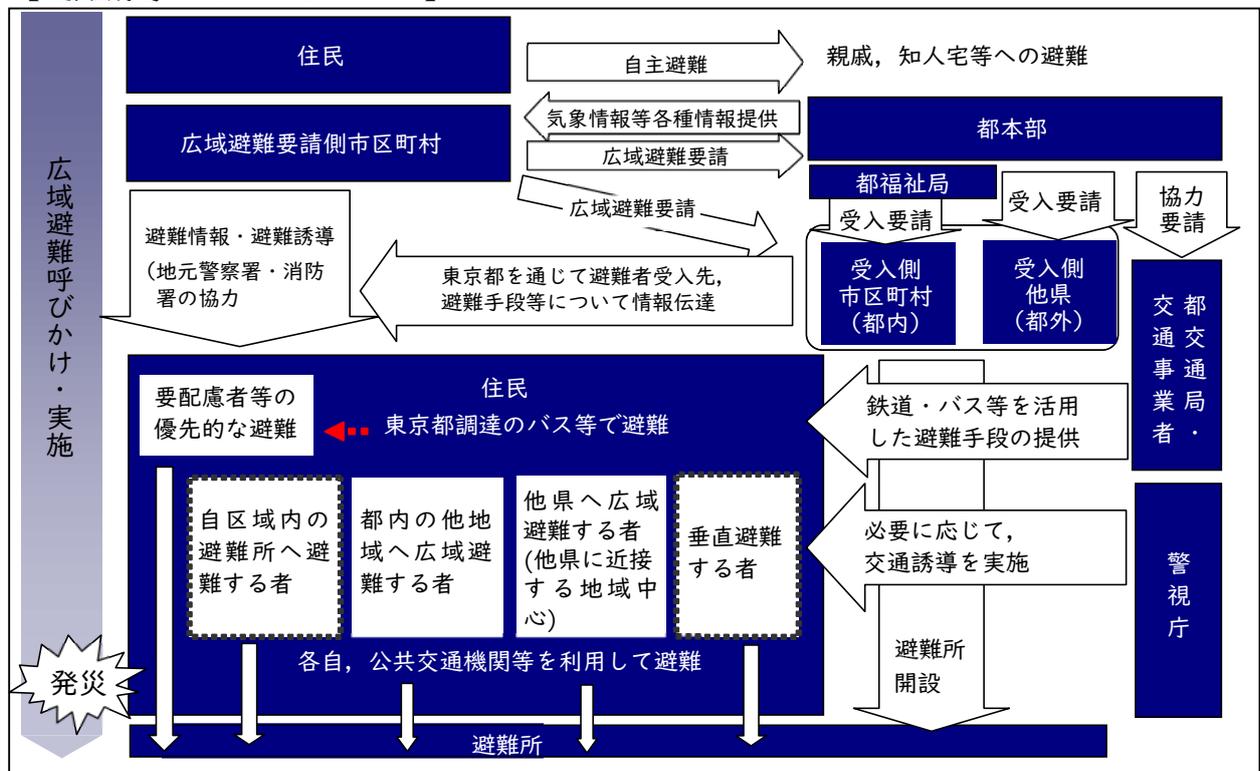
第6節 広域（他縣市町村）避難

市長は、市域に係る災害が発生するおそれがある場合、また市域内で避難場所が不足し災害から住民の生命又は身体を保護するため、住民を他縣市町村へ一定期間滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

また、市長は、市域で発生した災害から住民の生命若しくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を都内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

市長は、住民の受入れについて他市町村に協議しようとするときは、災害対策基本法第61条の4第2項又は第86条の8第2項に基づき、その旨を都知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

【避難誘導・イメージフロー】



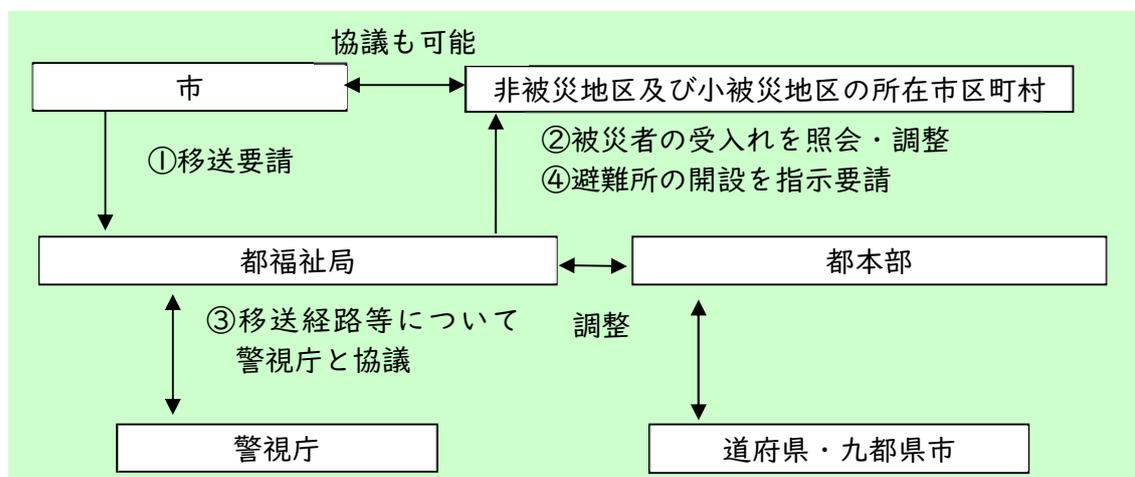
I 避難誘導

機 関 名	内 容
市	<p>○ 市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは都本部に対して、他の市区町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行います。</p> <p>なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の市区町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告します。</p> <p>○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、調布警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行います。</p> <p>○ 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表若しくは避難指示の発令を行います。</p> <p>○ 避難の実施方法としては以下のとおりです。</p> <p>なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させること。 ・水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させること。 ・水害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させること。 ・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させること。 ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行うこと。 <p>○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求めます。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから東京都が調達したバス等で避難先へ向かいます。</p>
調布警察署	<p>○ 市が主体となって行う避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行います。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施します。</p>
調布消防署	<p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市区町村、関係機関に通報します。</p> <p>○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとります。</p>

機 関 名	内 容
調布市消防団	○ 避難指示が発令された場合は、避難指示等の広報活動を行います。
都本部	○ 大規模な水害の発生が予想される市区町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整します。 ○ 市区町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、市区町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施します。 ○ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行います。
都福祉局	○ 市区町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他市区町村に対して、避難者の受入れに係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定します。 ○ 受入先の決定後、受入先の市区町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼します。 ○ 避難者の避難方法については、当該市区町村と協議の上、被災の予想される時間又は地域を考慮して決定します。 なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行います。 ○ 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の市区町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行います。
都交通局・交通事業者	○ 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力します。

2 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】



機 関 名	内 容
市（総務部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なとき又は避難所の収容能力を超えることが確実と予想されるときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、都福祉局及び移送先自治体等に要請します。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の市区町村に派遣します。 ○ 東京都から被災者の受入れを指示された市区町村長は、受入態勢を整備します。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元である市は、移送先市区町村に対し運営への協力を要請します。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行います。 ○ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができます。 ○ 市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市区町村長に代わり実施します。
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定します。 ○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入態勢を整備させます。 ○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施します。 ○ 要配慮者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達します。

第7節 要配慮者対策

災害時における要配慮者支援対策については、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携して実施します。また、市は、災害対策本部の事務局に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者対策を講じます。

1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応

(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏洩防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求めます。

- ア 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援
- イ 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正な管理
- ウ 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止

(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、X（旧ツイッター）、安全安心メール配信サービス、緊急速報メール、データ文字放送（地上デジタル放送による文字放送）、LINE、市ホームページ、調布FMラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、FAX等要配慮者に配慮した手段を活用します。

(3) 車両避難

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、車両でしか避難できない者としします。

避難の時間帯は、早めの時間帯での避難に限定（警戒レベル4避難指示が発令されるまでの間）します。

なお、車両での避難は避難する歩行者動線との交錯により危険であり、渋滞や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになることから、避難の原則は徒歩としています。

(4) 要配慮者等避難バス

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊産婦など、自力で避難所に行くことが困難な要配慮者とし、同伴者は1名まで同乗可能としします。

バスの運行時期は、「警戒レベル3高齢者等避難」発令時から、「警戒レベル4避難指示」発令前までとしします。

なお、多摩川が氾濫した場合の浸水想定区域内の拠点施設（バス乗り場）に集まり、バスで所定の避難所まで運行します。

拠点施設（バス乗り場）	運行先（避難所）
○ 西部児童館（上石原3-21-6）	調布中学校
○ 多摩川自治会館（多摩川5-28-8）	（富士見町4-17-1）
○ 染地地域福祉センター（染地3-3-1）	第六中学校
○ 多摩川住宅ト号棟集会室（染地3-1-71）	（国領町3-8-23）

(5) 介護タクシー、福祉タクシー

災害時における要配慮者（傷病者）等の搬送に係る協定に基づき、浸水想定区域内の要配慮者のうち、他に避難の手段がなく介護を必要とする避難行動要支援者を介護タクシー等により避難所まで搬送します。

2 避難所における要配慮者に対する支援

(1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。

また、必要に応じて、手話通訳者や、災害ボランティア等を派遣します。

(2) 市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障害者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受入れを依頼します。また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、東京都に対し、必要な措置を要請します。

(3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、東京都に対してDWA T（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）や災害支援ナースの派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWA Tの活動については次のとおりです。

- ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討
- イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上での支援
- ウ 一般避難所等内の環境整備
- エ 東京都DWA T本部等への連絡調整

(4) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、東京都に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請します。

3 在宅の障害者や高齢者等に対する支援

(1) 市は、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。

(2) 市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

(3) 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、東京都に対し、必要な措置を要請します。

(4) 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者の協力により実施します。

4 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

5 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

第8節 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するほか、LGBTQの方々への配慮についても着意し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとおりです。

取組事例
○ 運営上の工夫（男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等による役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり）
○ 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布）
○ トイレの確保・設置場所の工夫（男女別及び性別にかかわらず誰でも使えるトイレの設置、ユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、場所や経路の防犯上の安全性）
○ プライバシーの確保（間仕切りの設置、男女別や一人用の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、避難者の個人情報管理の徹底）
○ 妊産婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保、衛生的な環境の確保、保健指導、緊急時の対応）
○ 防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置、就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施）

第9節 避難所外避難者への対応

在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）は、近隣の避難所で避難者登録を受付けます。

市は、避難所で避難者登録を行い、避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めます。

1 在宅避難者

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めます。

発災後、在宅避難者は、避難者登録を行った近隣の避難所で必要な支援（物資の提供等）を受けることとなります。市は、避難所で前述の支援を実施します。

他方、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まっている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施します。

2 車中泊

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めます。

発災後には、東京都の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり対応します。

- (1) 車中泊は非推奨となっていることについて、発災後も呼びかけ等を行い、混乱を防止します。
- (2) 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかけます。

ただし、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、市は、避難者登録を行った車中泊者に対して情報提供等の必要な支援を実施します。

3 健康対策

避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。

4 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や防災市民組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給します。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行います。

第1節 飲料水の供給

1 給水態勢

(1) 態勢

各避難所では耐震化された給水管と直接つなげる応急給水栓を設置しています。また、これらの水道管からの供給が不通になった際の給水設備については、各避難所で確保されている水の容量は異なりますが、受水槽、高置タンクからの給水で避難者2,000人を対象として3日分の飲料水を確保しています。

(2) 飲料水・生活水の確保

ア 飲料水

飲料水については、都水道局と連携し、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水を行うとともに、各避難所にて、飲料水用給水槽の備蓄を進めています。

イ 備蓄飲料水

災害発生直後の避難所においても、飲料水の供給ができるよう備蓄コンテナ及び防災備蓄倉庫にてペットボトル水の備蓄も進めていきます。

ウ たづくりの整備

災害時の防災拠点を担う文化会館たづくりに地下水ろ過システムを設置し飲料用の水を確保するとともに、市民への給水拠点とします。

エ 生活用水

避難所29箇所に整備済の浅井戸から適切に供給できるよう、維持管理に努めるとともに、住民への周知を図ります。

2 給水拠点の整備

これらの避難所内の給水手段が途絶した場合は、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所や文化会館たづくり西館の地下水利用システムの活用のほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院で水の供給を予定しております。

複数の供給手段を備えることで避難所及び在宅避難者の飲料水の供給体制を整えています。

【都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
東	仙川配水所 (仙川町3-6-17)	970 m ³	R C造 2池	自家発電設備 (応急給水用)	320 m ³
西	上石原配水所 (上石原1-34-7)	3,380 m ³	// 3池	自家発電設備	1,120 m ³
	調布西町給水所 (西町717)	20,000 m ³	// 4池	自家発電設備	6,660 m ³
北	深大寺給水所 (深大寺南町5-56-1)	29,700 m ³	// 5池	自家発電設備	9,900 m ³
調布市	文化会館 たづくり西館 (小島町2-33-1)	地下水利用システム		自家発電設備	200m ³ /日
狛江市	東京慈恵会医科大学 附属第三病院 (狛江市和泉本町4- 11-1)	協定による飲料水の 給水		自家発電設備	300m ³ /日

第2節 食糧・生活必需品の供給

I 備蓄・調達体制の整備

災害対策総務部・災害対策環境部

市は、市民等に対し、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）を周知啓発します。

市は、多様な被災者のニーズを考慮しながら、備蓄品の整備を行うとともに、事業者等との協定により多様な物資等の確保体制の充実を図ります。特に食料、飲料水、生活必需品は、最大避難想定人数の3日分を目処に製品の確認を行いながら確保します。

なお、現在保管スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていきます。

(1) 食料の確保

食料については、原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定し、各小・中学校の備蓄コンテナ、防災備蓄倉庫及び防災倉庫にアルファ米、ライスクッキー、高齢者・乳幼児用のお粥や粉ミルク等の備蓄を進めています。さらに、生鮮食品の供給体制を確保するため、米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と協定を締結しているほか、市内のスーパー・小売店等と連携を進め、食料品の提供等について協定を締結していく必要があります。

ア 米穀・生鮮食品等の確保

調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保します。

- イ 高齢者等に配慮した備蓄
高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄を進めていきます。
- ウ 食事制限者に配慮した備蓄
食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食（28品目不使用品）の備蓄を進めていきます。
- エ 乳幼児のミルク
乳幼児向け粉ミルクについては、最低量の備蓄を市が行います。なお、必要とする水についてもあわせて備蓄します。

(2) 生活必需品の確保

生活必需品は、毛布、肌着、紙おむつ、衛生用品等の日常生活に最低限必要な物資の確保を行っているほか、季節の特性に考慮し、扇風機や暖房器具等の備蓄も行っています。

また、高齢者・障害者・乳幼児・女性など、様々な避難者のニーズに対応した物資や、感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材の確保に留意していきます。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、ホームセンター等の多品目取扱事業者との災害時協定締結を視野に入れ、推進していきます。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

1 備蓄スペースの確保

備蓄場所の不足に対応するため、今後は公共施設の建替や改修に伴う倉庫設置や防災拠点の整備などを行い、避難所となる学校の余裕教室の活用なども含め、備蓄スペースの確保を進めていきます。

2 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告します。

地域内輸送拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用について取り組みます。また、避難所として指定した学校等での備蓄スペースの確保に努める等、分散備蓄を進めていきます。

資料編 53：防災備蓄倉庫，防災倉庫

資料編 54：大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）

資料編 55：災害応急対策資材倉庫

資料編 56：備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

【輸送拠点】

<p>広域輸送基地</p>	<p>国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ，一時保管，地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫，トラックターミナル，ふ頭，空港など。 調布市内では，東京都調布飛行場が該当</p>
<p>地域内輸送拠点 (大型拠点倉庫)</p>	<p>市区町村の地域における緊急物資等の受入れ，配分，避難所への輸送等への拠点。 市内東部，西部，南部，北部，中央部の5地域に整備を予定 【東部】大町防災倉庫，【中央部】小島町防災倉庫</p>

第4節 輸送車両等の確保

I 輸送車両等の確保

(1) 車両の調達

市が輸送手段として必要とする車両については，原則として各部保有の車両を一時的に災対総務部管財班が管理し，その運用を調整し配車するものとします（各部の保有車両及び調達可能数は，資料編57のとおり）。

市保有の車両で不足が生ずる場合は，協定先の東京都トラック協会多摩支部をはじめ，関係機関に対し車両の供給を要請するとともに，必要に応じ市内業者から車両を調達します。

(2) 車両の供給の要請

市災害対策本部において所要車両の調達が不能になった場合は，都財務局へ調達あっせんの要請をします。

(3) 車両の手配

ア 配車基準

市災害対策本部は市保有車両及び調達車両の配分等について，災害の状況に応じた対応をあらかじめ定めておきます。

イ 配車請求

各部において車両を必要とするときは，次の事項を車両調達請求書に明示し，市災害対策本部事務局へ請求します。

- ・車種
- ・台数
- ・日時及び引渡場所

ウ 車両運行等の記録

市災害対策本部は，配車車両の輸送記録，燃料の受払及び修理費等について記録し，その事務完了後，速やかに本部長へ報告します。

(4) 緊急通行車両等の確認

災害対策総務部・調布警察署

災害時には、防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなります。

このため、防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、調布警察署長が行います。

確認を受けた車両使用者には、標章及び証明書を交付します。

ア 事前申出

総合防災安全課

災害発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は、災害発生前において調布警察署に事前に確認申出を行うことで、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付されます。

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

資料編 57：各部車両所要数量一覧表

資料編 58：輸送記録簿

資料編 59：燃料及び消耗品受払簿

資料編 60：修繕費支払簿

資料編 61：車両、舟艇調達請求書

資料編 62：緊急通行車両等の種類

2 燃料の確保

災害対策総務部

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給が図れるよう、市内事業者との「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」及び東京都が石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、燃料供給の受入態勢等について市内事業者・東京都と調整していきます。

さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していきます。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛けています。

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

東京都では、「東京都災害廃棄物処理計画」を、調布市では「調布市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、災害廃棄物処理は、東京都、近隣自治体、事業者、市民等との連携なくしては成り立ちません。

調布市は、非常災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、東京都と緊密に連携して参ります。

第1節 全般

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、調布市災害廃棄物処理計画に基づき行います。

なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

1 処理体制の確立

被害状況を確認し、瓦れきの発生量を推計するとともに、がれき処理応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

2 処理方針の策定

発災直後の様々な情報を収集・整理し、がれき処理の基本方針を明らかにした処理計画を定め、計画的な処理に努めます。

3 東京都との連携

東京都は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種類別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。

4 広域連携

市単独で処理できない場合には、東京都外の他市町村と連携又は調整を行う等、必要な対策を講じます。

5 広報

市は、災害廃棄物の分別・排出方法に関する情報について、市民に周知を行います。

6 ボランティア等との連携

市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。

7 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、市区町村の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施します。

機 関 名	内 容
市	<p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理に関する東京都との連絡窓口の設置 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設、運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワー及び資機材に対する備えを検証，確保 <p>【応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市区町村の災害廃棄物処理マニュアルに準じて災害廃棄物処理を実施 ○ 被災状況を東京都に報告し，必要に応じて応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し，被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出，集積場所及び最終処分場を決定し，「災害廃棄物処理実行計画」を策定
都本部 (都総務局)	<p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の対策全般を総括 <p>【応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都災害対策本部の下，応急対策全般に関する調整とともに，環境局，障害物除去を行う建設局等と連携し，災害廃棄物処理対策に関して協議
都環境局	<p>【予防対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村を通して，都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため，都内の収集，運搬機材等及び中間処理施設の現況を把握し，機材の確保及び処理体制の協力体制を構築 <p>【応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各局及び市区町村から被災状況等に関する情報を収集，把握 ○ 被災の規模に応じて「東京都災害廃棄物対策本部」を設置 ○ 市区町村の要請に応じて，支援体制を構築

第2節 ごみ処理

1 対策内容

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理に関する窓口設置 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証，確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握し，ごみの発生推定量を算出，一次集積場所の決定など，ごみ処理計画を速やかに策定
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村を通して，都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため，都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握，機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して，国と国庫補助等の調整
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下，災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し，ごみ処理対策に関して広域的に協議

2 詳細な取組

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は，都環境局と協力して，処理機能の確保策に関して市のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで，ごみ処理体制の構築を促進 ○ 可能な限り主体的に対応しますが，被災が広範囲に及ぶ時などは，東京都や事務組合等と情報の共有化を密にし対応 ○ 市は，災害廃棄物の処理に係る指針に基づき，円滑かつ迅速に災害廃棄物処理できるような，災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針，一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制，周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について，災害廃棄物処理計画において具体的に明示
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村から被災状況の報告を受け，市区町村が行うごみの一次集積から運搬，処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員不足等について，市区町村からの要請に基づき国と連携し，被災地以外の自治体や関係業界団体への応援要請及び調整を行い，迅速に対処 ○ 可燃ごみの処理については，都内の処理施設のみならず，広域的な処理体勢の構築により，迅速な処理体制を確立 ○ 東京都は，災害廃棄物の処理に係る指針に基づき，円滑かつ迅速に災害廃棄物処理できるような，市区町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を実施 ○ 災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や，災害時の廃棄物の処理体制，民間事業者等との連携・協力の在り方などについて，災害廃棄物処理計画において具体的に明示

第3節 トイレの確保及びし尿

1 トイレの確保及びし尿処理の基本的考え方

- (1) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。
- (2) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保します。
- (3) 生活用水(トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水)の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用します。
- (4) 汲み取りの必要な災害用トイレを継続して活用するため、し尿を収集運搬できる車両を確保します。
- (5) 汲み取ったし尿は、収集後、下水道施設(水再生センター及び主要管渠の指定マンホール)などへの投入により処理します。

機 関 名	内 容
市	○ 災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・搬入を実施します。
都本部 (都総務局)	○ 災害用トイレに関する広域的な調整を実施します。
都環境局	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な応援の調整を実施します。
都下水道局	○ 収集されたし尿について、水再生センターや指定マンホールでの受入れ・処理を行います。

2 災害用トイレの備蓄、し尿収集・搬入体制の整備、普及啓発等

(1) 災害用トイレの備蓄

ア 市の取組

- (ア) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。
- (イ) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)等、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保します。
- (ウ) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保します。
- (エ) 要配慮者用トイレ(介護用トイレ等)の備蓄について、特に配慮します。

イ 事業所及び家庭の取組

当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄することを目標とします。

ウ 家庭やマンション管理者の取組

ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場

合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努めることを目標とします。

(2) 生活水の確保

- ア 市は、各避難所において避難者数に応じた生活水の確保に努めます。
- イ 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努めます。

(3) し尿収集・搬入体制の整備

- ア 多摩地域の市町村は、都下水道局流域下水道本部と締結した覚書により水再生センターへの搬入体制を整備します。
- イ し尿収集車の確保に関して市区町村の対応のみで困難となった場合に備え、東京都は、関連事業者との協定等の締結を推進します。
- ウ 災害時のし尿の搬入・受入態勢の円滑な運用に向け、区及び多摩地域の市町村は、都下水道局と連携して訓練を行います。

(4) 普及啓発等

- ア 市は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知します。
- イ 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活水の確保を推進します。
- ウ 普及啓発に当たっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施します。

3 避難所等における対応

(1) 避難所における対応

- ア 被災後、断水した場合には、学校のプール、災害時協力井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図ります。
- イ 段階に応じて以下の方針でトイレ機能を確保します。

発災後の段階	対策
発災直後	既設トイレは使用せず、携帯トイレを主として使用
避難所運営本部設置後	マンホールトイレ設置
3日目以降	仮設トイレ・トイレトラックの受援、備蓄の組立てトイレの設置

- ウ 備蓄分が不足した場合には、市は都本部に対して要請し、都本部は広域応援等により必要数を確保します。

(2) 事業所・家庭等における対応

- ア 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害時協力井戸、河川

水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用します。
 イ 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用します。

4 し尿の収集・搬入

- (1) 市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握し、収集体制を整備します。
- (2) 市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車(バキュームカー)により収集し、水再生センター及び主要管渠の指定マンホールなどに搬入します。
- (3) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行います。
- (4) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、東京都に応援を要請します。
- (5) 東京都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行います。

第4節 障害物の除去

1 住居関係障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施します。

機 関 名	内 容
市	<p>【災害救助法適用前】</p> <p>市区町村が除去の必要を認めたものを対象として実施</p> <p>【災害救助法適用後】</p> <p>除去対象戸数及び所在を調査し、東京都に報告するとともに、関係機関と協力して実施</p>
都本部	<p>【災害救助法適用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施 ○ 第一次的には、市区町村保有の器具、機械を使用する等、市区町村と協力 ○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接市区町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を依頼

2 道路関係障害物の除去

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の状況を調査し、所管する道路上の障害物を除去 ○ 各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力
都建設局 都港湾局 各支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物を除去 ○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力
調布警察署	○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともにこれに協力
関東地方整備局	○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力し除去

第5節 災害廃棄物処理

水害による廃棄物の主な特徴と留意点は以下のとおりです。災害の種類により災害廃棄物の性状等が異なることを考慮し、災害廃棄物対策の体制等を整える必要があります。片付けごみと避難所ごみの処理フローは震災編に準じます。

災害の種類	災害廃棄物の特徴
水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏から秋を中心に発生します。（梅雨時期の集中豪雨や台風時期） ○ 発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着していることがあります。 ○ 水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高いです。 ○ 片付けごみ（水に浸かった家財類〔布団、畳、ソファ等〕）を中心に、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物なども多くなります。 ○ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出されます。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂、流木等が発生し、災害廃棄物が土砂等と混合します。 ○ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出されます。

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第1節 上下水道施設

上下水道施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「4 水道」，「5 下水道」に準じて対処します。

第2節 電気・ガス施設

東京電力・東京ガスグループ

電気・ガス施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「6 電気・ガス・通信など」に準じて対処します。

第3節 通信施設

NTT東日本・調布郵便局

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信設備等の災害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図ります。

2 応急対策

NTT東日本・調布郵便局

(1) NTT東日本

通信施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 応急対策「6 (4) 電気通信設備」に準じます。

(2) 調布郵便局

ア 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等機宜の応急措置を講じます。

イ 被災地における郵便局の公衆に対する窓口業務の維持を図るため、被災により、業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による迅速な業務の再開等の措置を講じます。

3 災害復旧対策

NTT東日本

(1) NTT東日本

ア 災害により被災した通信回線の復旧順位は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【復旧対策】「6 (4) 電気通信設備」の表によります。

イ 被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害を受けた原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行います。

ウ 災害復旧工事については、次の工事を実施監理します。

(ア) 応急復旧工事

- α 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- β 原状復旧までの間、維持に必要な補強及び整備工事

(イ) 原状復旧工事

- α 電気通信設備等とその機能及び形態において被災前の状態に復旧する工事

(ウ) 本復旧工事

- α 被害の再発を防止するため設備拡張及び改良工事をおり込んだ復旧工事
- β 電気通信設備が消滅した場合復旧する工事

第4節 建造物等対策

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署

1 方針

各種災害から建造物等を保護し、その軽減を図るとともに、建造物の機能を維持するため、関係機関及び市民は、相互に連絡協調を緊密にして、その有する機能を発揮し、被害の防止及び応急復旧作業を迅速に実施するものとします。

2 公共施設応急対策

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・災害対策教育部・教育委員会

各施設の所属課長は、被害状況を調査のうえ被害による危険防除の措置について市本部長に報告するとともに、必要に応じ関係部課と協議し、迅速に応急処理等を実施します。

- ① 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期す
- ② 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれの分担に基づいて行動
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置

3 高層建築物応急対策

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

ア 方針

高層建築物における火災等の災害に際し、火災現場活動と救急救助の困難性に対処し、人命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携を保ち、被害の軽減に当たります。

イ 計画の対象及び災害

高層建築物からの出火による消防活動、救急救助を必要とするもの

ウ 事前措置

発災時における効果的な部隊運用を図るため、次により事前対策を樹立します。

(ア) 警防計画の樹立

次の各号についての実態を調査検討し、対象ごとに警防計画を樹立していき、効果的現場活動を図ります。

- ・対象物の階層，面積，構造及び収容人員
- ・防災区画，排煙設備，消防用設備等の状況
- ・空地，緑地等周辺の状況
- ・消防水利の状況
- ・危険物，可燃物等の状況
- ・通信連絡機構
- ・その他計画に必要な事項

エ 活動要領

対象物からの災害発生時には，次の要領により積極的に災害活動を行います。

(ア) 高層建築物に対する活動要領

- ・発災対象物の警防計画に基づき，人命の安全を活動の主眼とします。
- ・火災の場合は，現場活動が極めて困難となるので，初動時における鎮圧を主眼とし，特殊車（はしご車，救助車，排煙車，高発泡車，照明車等）を必要により要請するとともに，空気呼吸器等を最高度に活用し現場活動に当たります。
- ・救急救助活動は，イに準じて他機関との連携を密にして活動に当たります。
- ・高層部からの発災に際しては，特に消防用設備を最高度に活用するとともに航空隊による人命救助及び消防機械の搬送並びに救急救助を実施します。

(1) 消防装備の増強

構造，消防設備，防火管理等対象自体の防災態勢の整備を予防面で図るとともに，この種災害に対応可能な消防装備の増強を推進します。

(2) 調布警察署

ア 関係機関と協力し，人命の救助及び避難誘導に当たります。

イ 救出救護に当たっては，市，東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し，負傷者の救出救護の万全を期します。

ウ 状況により，広範囲に交通規制を行って緊急自動車の通行を確保するとともに，被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努めます。

第5節 危険物等対策

調布消防署・調布警察署・多摩府中保健所・都

1 計画方針

危険物等の保管施設は、火災、水災及び大量流出等に際し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係各機関は緊密な協調のもとに活動を開始するものとしします。

なお、本章に定めるもののほか、震災編第2部第3章第5節 具体的な取組【応急対策】「5 危険物等の応急措置による危険防止」を準用するものとしします。

2 危険物保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動搬出の準備、その他自主的応急態勢の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険排除作業を実施します。

(2) 調布警察署

ア 災害の発生が予想される場合においては、実態調査によって得た資料に基づき、特に危険と認められる施設に対して警察職員を派遣し、施設責任者に対して必要な防災措置の実施について指導します。

イ 災害が発生した場合においては、ただちに、現場に警察官を派遣して施設監理責任者等と緊密な連絡をとって立入り禁止区域の設定、被災者の救出救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置をとります。

3 火薬類保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行い施設内の救出を実施します。

(2) 調布警察署

ア 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくのを禁止します。

イ 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる市民等を避難させるための措置を講じます。

4 放射線施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

- ア 火災に対しては、施設の延焼を阻止する消防活動を行い、汚染区域の拡大を防止
- イ 汚染等の事故に際しては、関係者と連絡をとり危険区域内の救出作業を実施。

(2) 調布警察署

災害の規模、態様を把握し、関係機関等に対して必要な事項を速やかに報告、連絡するとともに、立入禁止区域の設定、人命救助、交通規制等必要な措置を講じます。

5 高圧ガス保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署・都

(1) 都環境局

関係機関と連絡のうえ、応急措置命令又は緊急措置命令を発します。

(2) 調布消防署

- ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を阻止
- イ 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護及び避難誘導を実施

(3) 調布警察署

- ア 災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件等を考慮し、施設の管理者、消防隊の責任者等と連絡を密にして、敏速機宜の措置をとります。
- イ 爆発、火災又は可燃性ガスの漏洩に際しては、状況に応じて次の措置をとります。
 - (ア) 負傷者の救出救護
 - (イ) 警戒区域の設定
 - (ウ) 火気厳禁の広報
 - (エ) 漏洩防止措置の下命
 - (オ) 避難の指示
 - (カ) 引火性及び爆発性物品の移動
- ウ 毒性ガスの漏洩に際しては、前記の措置のほか次の措置を講じます。
 - (ア) 施設の管理者等に対して除毒措置の下命
 - (イ) 付近の住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (ウ) 除毒及び防毒資器材等の輸送の援助

6 毒物劇物保管施設応急対策計画

調布消防署・多摩府中保健所

(1) 多摩府中保健所・健康安全研究センター

ア 毒物劇物業務上取扱者等が、災害により被害を受け、毒物劇物等が飛散漏洩し又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、保管施設等の責任者に迅速かつ正確な情報を調布警察署及び調布消防署に連絡させ、危害防止のための応急措置を講じるよう指示します。

あわせて、その毒性、劇物の及ぶ危険区域を指定して、調布警察署、調布消防署等関係機関と協調し、交通しゃ断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとるよう指示します。

また、下水道への流入のおそれがあるときは、都下水道局へ連絡するよう指示します。

イ 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入を禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努めます。

ウ 危険区域への立入りの解除に当たっては、調布消防署、調布警察署等と十分な連絡をとり、混乱のないように措置するよう指示します。

(2) 調布消防署

ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止します。

イ 大量放出に際しては、関係機関との連携を保持して、被害者の救出救護及び避難誘導を実施します。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設応急対策計画

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

1 河川施設応急対策計画

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

水防活動と並行して管内の河川管理施設，特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し，被害箇所については関係機関に連絡し，必要な措置を講じ，河川管理者に報告します。

2 道路応急対策計画

災害対策都市整備部

道路の応急対策は，震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「1 道路・橋りょう」，【復旧対策】「1 道路・橋りょう」を準用します。

第2節 交通施設応急対策計画

調布警察署・京王電鉄(株)

1 方針

電車，バス等の交通施設の被害を最小限にとどめ，輸送の確保を図ります。

2 私鉄施設応急対策計画

京王電鉄(株)

(1) 方針

台風等異常気象による災害に対しては，被害を最小限に防止し，輸送の安全を確保することを第一とし，非常災害対策本部を設置し，速やかに被害の復旧に当たります。

各職場においては，現業長があらかじめ所管区域の危険箇所に予防対策を樹立し，関係職員に周知徹底させています。

(2) 災害予防

異常気象時における災害予防として次の場合は列車の運転を中止します。

ア 風：風速25m以上を確認（観測データ）した場合，運輸指令所長は列車運行の中止を指示します。

イ 大雨及び豪雪：大雨及び豪雪の場合，運輸指令所長は状況により列車運行の中止を指示します。

(3) 応急対策

ア 整備態勢

被害の予想される地点には，必要に応じて排水ポンプ，消火栓，安全装置等を装備するとともに状況に則して係員を派遣し，現状の把握に努め，人的災害

を防止します。

イ 通信連絡態勢

災害発生の場合は、現地との間で鉄道電話による優先連絡を取るほか、携帯電話等を使用して災害状況を把握し、連絡指示を行います。

ウ 警戒体制

災害の種別に応じた警戒態勢及び動員体制を規則に定め、関係職員に周知徹底します。

3 交通信号機応急対策計画

調布警察署

- 風水害の事前情報に基づき、その程度により、速やかに応急的に現場措置を講じて被害の減少に努めます。
- 背面板を取り外して人畜に対する危害予防に努めます。
- 台風により架線が断線若しくはたれ下り危害のおそれがある場合には電源を切るなどの措置を講じます。

第3節 社会公共施設

1 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期します。

2 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。
- (2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、市が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請します。
- (4) 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

3 文化財施設

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告します。
- (2) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。
- (3) 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に

応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行います。

4 河川及び内水排除施設

(1) 内容と役割

機 関 名	内 容
市	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設，特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し，被害箇所については，直ちに管理者に報告するとともに必要な措置を実施します。
都	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧工事等を実施します。 ○ 河川管理施設の応急・復旧を図るとともに，市区町村の実施する応急措置へも関与します。 ○ 水再生センター，ポンプ所等の下水道施設の復旧工事等を実施します。
関東地方整備局	○ 東京都及び市区町村等の行う応急対策を支援します。

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	内 容
市	○ 排水機場施設に被害を生じた場合は，直ちに都建設局に報告し，移動式排水ポンプ車の派遣を求め，これにより排水作業を継続し，内水の氾濫による被害の拡大を防止します。
都	○ 東京都が管理する河川管理施設については，応急復旧対策を全般的に実施します。 ○ 市区町村の実施する応急措置に関し，技術的助言及び総合調整を行うほか，応急・復旧対策を総合的判断の下に実施します。 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか，総合的判断の下に，移動式排水ポンプ車の派遣を決定します。 ○ 復旧活動に当たっては，災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処します。
関東地方整備局	○ 破損等の被害を受けた場合には，特に，氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き，速やかに施設の復旧に努めます。 ○ 東京都及び市区町村等の行う応急対策に関し，要請があれば技術的支援を行います。

第11章 応急生活再建

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図ります。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、市民生活の安定を図るための応急金融対策を図ります。

応急生活再建については、本章に定めるもののほか、震災編第2部第12章 住民の生活の早期再建 を準用するものとします。

1 市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

(1) 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

(2) 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

(3) 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、東京都に報告します。

2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

(1) 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(2) 生活再建支援等に係わる調査

ア 罹災証明書根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、罹災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う御遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支

給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。

災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。また、災害状況や市民からの安否情報等を基に、行方不明者数を把握します。

ウ 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

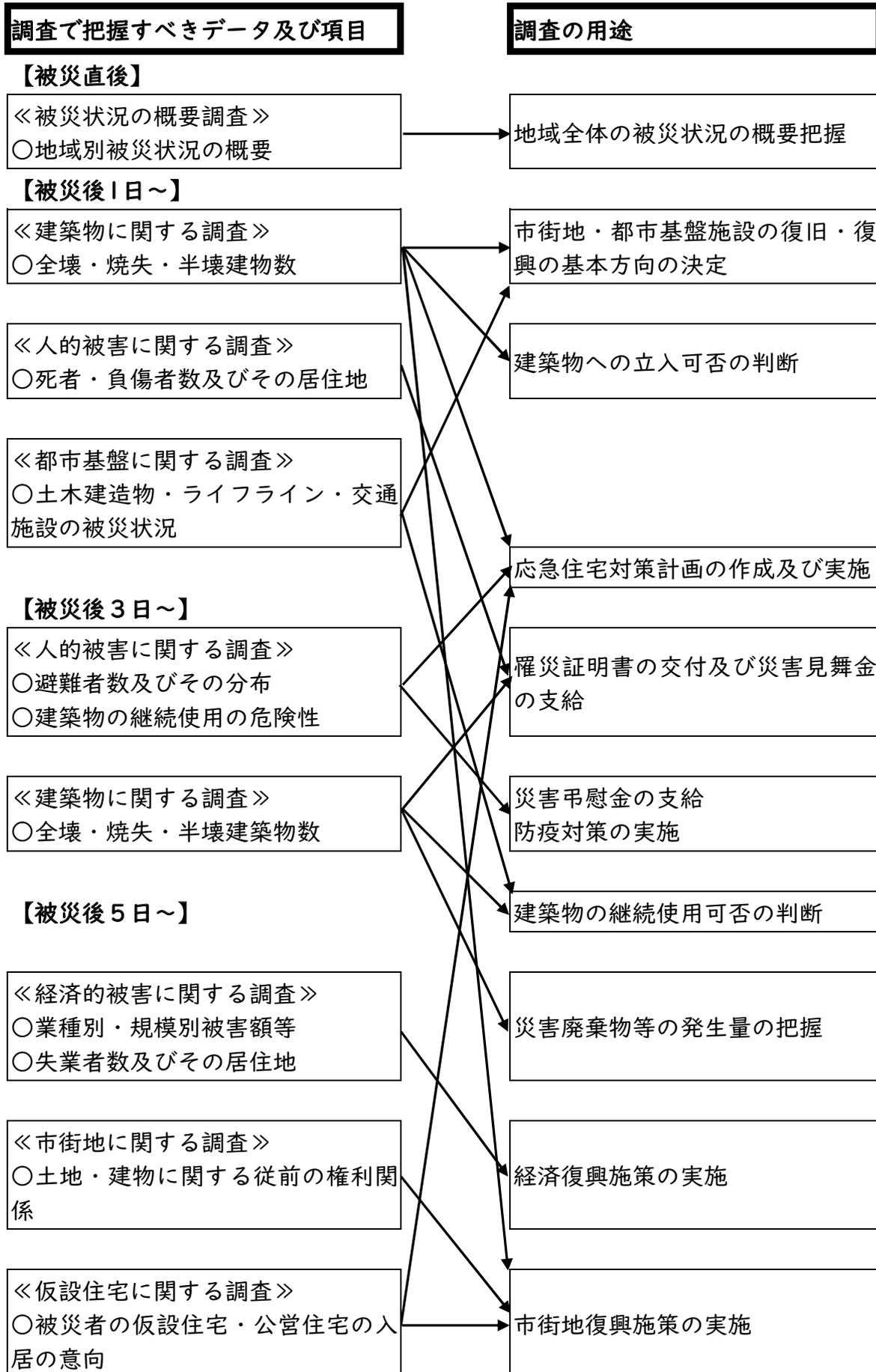
ア 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

イ 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します。

3 被害状況調査の概要フロー



第1節 被災宅地の危険度判定

機 関 名	内 容
市	○ 危険度判定の実施，判定結果の表示等を行います。
都都市整備局	○ 市区町村からの要請に応じ，被災宅地危険度判定士への協力依頼等，支援措置を講じます。

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，危険度を判定することによって，二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ります。

2 判定対象宅地

盛土規制法第2条第1号に規定する宅地(農地，採草放牧地及び森林並びに道路，公園，河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち，住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となります。

3 判定の実施

- (1) 市区町村長は，災害の発生後に，宅地の被害に関する情報に基づき，被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ，判定を実施します。
- (2) 都知事は，市区町村から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは，東京都に危険度判定支援本部を設置し，速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等，支援措置を講じます。
- (3) 都知事は，災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは，必要に応じて他道府県に対して被災宅危険度判定士の派遣等を要請し，又は国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請します。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については，「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく，宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

第2節 住宅被害認定調査及び罹災証明書交付

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する市区町村間の調整 ○ 市区町村に対する研修や訓練の実施 ○ 市区町村の応援要員の確保の検討
都主税局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産関連情報等に関し、市と調整
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実 ○ 市との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	内 容
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施します。 ○ 市区町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知します。 ○ 市区町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村と東京都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳

機 関 名	内 容
	<p>の作成まで一貫した実施体制の構築に取り組みます。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行います。 ○ 全市区町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図ります。 ○ 市区町村に対し、罹災証明書の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施します。 <p>また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図ります。さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、応援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドラインに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討します。</p>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁と市区町村は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立します。

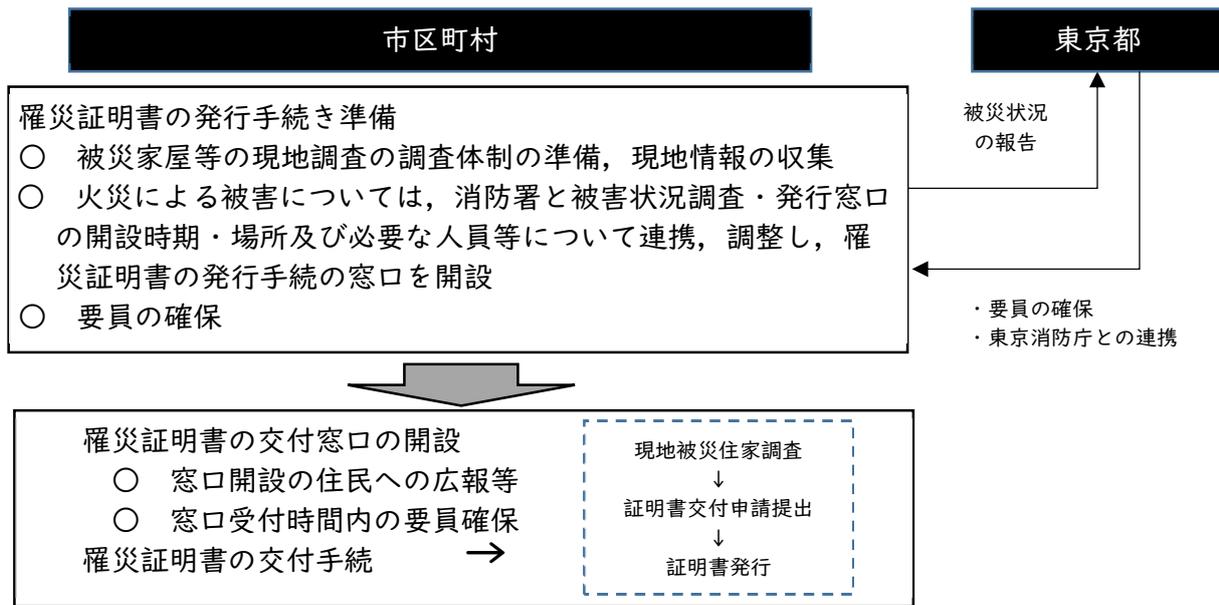
2 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進めます。

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災市区町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する市区町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて市区町村間の調整を実施
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、市と調整

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて，庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築します。 ○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど，システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行います。 ○ 住家被害認定調査の調査方針，調査体制，業務日程などを含む調査計画を策定し，調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで，被害認定調査を実施します。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて，調布消防署と連携を図ります。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が実施する住家被害認定調査のほか，罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して，関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施します。 ○ 共同利用版のシステム利用自治体間における，調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行います。 ○ 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について市区町村間の調整を行います。
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて，市と連携を図ります。

3 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成します。

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施（地域防災計画 資料編 65：罹災証明書） ○ 必要に応じて住家被害の再調査（第2次調査）を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について市区町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施

(2) 詳細な取組内容

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備えます。 ○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について市内調整するとともに、交付場所や資機材を確保します。また、東京都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報します。 ○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施します。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理します。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図ります。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する市区町村間の調整を行います。また、住家被害認定調査や罹災

機 関 名	内 容
	<p>証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行います。</p> <p>○ 東京都は、住家被害状況の全体像を市区町村から把握します。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、東京都における支援策の検討に活用します。</p>
調布消防署	<p>○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と連携を図ります。</p>

第3節 被災住宅の応急修理

機 関 名	内 容
市都市整備部 都住宅政策本部	<p>○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持します。</p>

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- ア 災害救助法が適用された地域内において、災害により被災した住宅の居住性を維持します。
- イ 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図ります。

(2) 対象者

種 類	対 象 者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>※大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>① 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>※大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。</p>

(3) 応急修理事務の実施

東京都が定める実施要領に基づき、東京都から委任され実施を決めた市区町村は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、当該市区町村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応します。

2 応急修理の方法

(1) 修理

東京都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会又は一般社団法人災害復旧職人派遣協会又は公益社団法人東京中小建築業協会のあつせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、以下の修理を行います。

種 類	内 容
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにします。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理します。

(2) 修理費用の範囲

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

(3) 期間

種 類	期 間
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に完了。 国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了。

3 応急修理の事務

応急修理を実施した場合、東京都及び市区町村は、必要な帳票を整備します。

第4節 応急仮設住宅の建設及び賃貸型応急住宅等の活用

市及び東京都は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受け、被災者が自力で修繕できない住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分について、住宅の応急修理を実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建対策班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。

1 実施機関

(1) 災害救助法が適用された場合

同法に基づき東京都が行います。ただし、被害の程度等により東京都から委任されたときは、市が行います。

(2) 災害救助法が適用されない場合

同法が適用されない場合は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。また、市のみで処理不可能な場合は、近隣の市町村及び東京都、国、その他の機関の応援を求めて実施します。

2 応急仮設住宅必要戸数の把握

(1) 被害状況の調査

市は、全壊、全焼、流失等の被災建築物数及び避難者数を調査し、東京都へ報告します。

(2) 公営住宅等の活用

市及び東京都は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅等の戸数を調査します。

(3) 応急仮設住宅建設地の確保

市は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設候補地の被災状況を調査するとともに、その利用状況を確認します。また、市は、候補地の被災状況等を勧案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。

3 応急仮設住宅の提供

東京都は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅を供給する必要があるときは、市と密接な連携を取り、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び東京都は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画／LGBTQの視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

エ 使用申込みは1世帯1箇所限り

(2) 入居者の募集・選定

- ア 東京都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市区町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼します。
- イ 割り当てに際しては、原則として各市区町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、東京都が市区町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てます。
- ウ 住宅の割当てを受けた市区町村は、当該市区町村の被災者に対し募集を行います。
- エ 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する市区町村が入居者の選定を行います。
- オ なお、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、市区町村への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は市区町村に依頼し、市区町村において所要の事務を行います。

(3) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行います。
- イ 市区町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。
- ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定めます。

5 公営住宅への一時入居

市、東京都及び東京都住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空き家住戸を積極的に活用します。

6 賃貸型応急住宅等の活用

市及び東京都は、民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等民間所有施設において、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

第5節 市・都営住宅の応急修理

機 関 名	内 容
市都市整備部	○ 市営住宅の応急修理について取り組みます。
都住宅政策本部	○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たります。

- 東京都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たります。

第6節 建設資材等の調達

1 応急仮設住宅資材等の調達

機 関 名	内 容
市都市整備部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行います。
都住宅政策本部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行います。

(1) 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があつせんする建設業者を通じて調達します。

(2) 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請します。

(3) 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行います。

2 災害復旧用材(国有林材)の供給

(1) 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材(国有林材)の供給を行います。

(2) 災害復旧用材の供給は、知事、市区町村長等からの要請により行います。

第7節 被災者の生活確保

1 生活相談

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・調布警察署・調布消防署

(1) 相談対応の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

(2) 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

(3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

(4) 相談業務の内容

- ア 行方不明者に関すること
- イ 被災者の住居に関すること
- ウ 被災者の生活資金に関すること
- エ 被災事業者の資金に関すること
- オ 市民生活に関すること
- カ その他

(5) 情報提供

被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて被災者支援に関する各種制度の概要など、必要な情報を提供します。

(6) 役割分担

機 関 名	内 容
災害対策市民部 災害対策福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進
都生活文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村が被災者台帳の作成のため、東京都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談対応
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内対応 ○ 市民からの電子メールによる問合せに対応

2 被災者台帳の作成及び活用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとします。被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとします。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとします。

- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

3 被災者の安否情報の提供

事務局・災害対策総務部・災害対策市民部

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとします。また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

4 生活再建支援策

生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定めます。

生活再建支援策	
1 復興に係わる応急対策	○ 災害廃棄物の処理
	○ 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理
2 一般の生活再建支援策	○ 住宅・宅地の供給，住宅再建支援
	○ 被災者に対する経済的再建支援
	○ 精神的支援
	○ 要配慮者及び要配慮者を対象とした支援

(1) 復興に係わる応急対策

災害対策環境部

ア 災害廃棄物等の処理

市は、災害廃棄物の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。

イ 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理

災害対策都市整備部

市は、応急仮設住宅等の供給，賃貸型応急住宅の活用，住宅の応急修理により，当分の間の生活の支援，居住の安全を確保するとともに，市営住宅等への一時入居を行います。

(2) 一般の生活再建支援策

ア 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援

災害対策都市整備部

市は、建築物の被災状況調査による継続使用の可否，住宅復興に関する情報の提供，あるいは，被災者の住宅対策として，自己再建の支援等を行います。

イ 被災者の経済的再建支援

災害対策市民部・災害対策福祉健康部・会計課・市社会福祉協議会

(ア) 被災者生活再建支援金の支給

- a 都福祉局・市区町村は，自然災害により，その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して，都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第205「被災者生活再建支援金の支給」)

- b 市は，被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき，自然災害により生活基盤に著しい被害を受け，経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して，都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して，被災者生活再建支援金を支給し，支給申請等に係る窓口業務を行います。また，東京都は，実施主体として，これに取り組み，市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行います。

(イ) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令374号）の規定に基づく調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金を支給します。また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

(ウ) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

(エ) 災害見舞金等の支給

市は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金又は弔慰金を支給します。

(オ) 義捐物資の受入れ及び配分

a 民間企業や自治体等からの義捐物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義捐物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。都及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとし、また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

b 個人等からの小口義捐物資

市は、個人等からの小口の義捐物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとし、また、周知にあたっては、記者発表や東京都及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

(カ) 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないように、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

(キ) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

(ク) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

ウ 精神的支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(ア) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

(イ) 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(ウ) 男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備

市は、男女共同参画推進センターを拠点として実施する男性及び女性のための相談等を通じて、避難所や仮設住宅で生活する方をはじめ、多様な悩みを抱える被災者に対し、必要な助言等を行います。

エ 要支援者及び要配慮者を対象とした支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(ア) 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

(イ) 外国人被災者への支援の実施

a 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるように、応急仮設住宅、義捐金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

b 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、罹災証明書、義捐金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

東京都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

5 職業のあっせん

機 関 名	内 容
市	○ 被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17箇所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図ります。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図ります。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じます。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

6 租税の徴収猶予及び減免等

機 関 名	内 容
市	○ 市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。
都主税局	○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じます。
東京労働局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じます。

7 社会福祉施設等の再建

災害対策福祉健康部・災害対策子ども生活部

市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

8 生活環境の確保

災害対策福祉健康部

(1) 食料・飲料水の安全確保

市は、炊出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。また、水道施設の復旧が完了するまでの間、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水と指定利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

9 教育の再開

災害対策教育部・教育委員会

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

(2) 児童・生徒等への支援

市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取扱います。

10 歴史的公文書の修復等

東京都は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

11 ボランティアの活動支援

(1) 要配慮者に対するボランティア活動支援

東京都は、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組みボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

(2) 被災地のボランティア団体に対する支援

東京都は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に係わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

第8節 中小企業への融資

東京都（産業労働局）及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図ります。
 (東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第206「中小企業への融資」)

第9節 農林漁業関係者への融資

関係機関	内容
都産業労働局 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

東京都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行います。
 (東京都地域防災計画 別冊資料第207「農林漁業関係者への融資」)

2 経営資金等の融通

東京都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じます。

3 農林漁業団体に対する指導

東京都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行います。

第10節 義捐金の取扱い

1 義捐金募集の検討

東京都，市区町村，日本赤十字社各機関は，被害の状況等を把握し，義捐金の募集を行うか否かを検討し，決定します。

2 東京都義捐金配分委員会の設置

(1) 義捐金を，適切に募集・配分するため，都本部に東京都義捐金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置されます。

(2) 都委員会は，次の事項について審議し，決定されます。

- ア 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定
- イ 義捐金の受付・配分に係る広報活動
- ウ その他義捐金の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 都委員会は，東京都，市区町村，日本赤十字社東京都支部，その他関係機関等の代表者により構成されます。

3 義捐金の募集・受付

機 関 名	内 容
市	<p><市独自の義捐金></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義捐金の募集を行う場合は事前に定めた内容により，適切に取扱います。 ○ 義捐金の募集・受付に関して，東京都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有します。 <p><東京都の義捐金募集への協力></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 東京都の義捐金募集に協力して受け付けた義捐金については，都委員会に報告するものとし，都委員会の指定する口座に送金します。なお，送金するまでの間は，「預り金」として銀行口座で一時保管します。
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義捐金の募集が決定した場合は，募集口座を開設するとともに，ホームページに掲載する等により，広く周知を図ります。 ○ 受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，前記の口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。

機 関 名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉局は、義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理します。 ○ 市区町村等の義捐金の募集・受付状況等を把握します。 ○ 義捐金の募集・受付に関して、市区町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義捐金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義捐金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義捐金を受け付けます。 ○ 災害の状況により、都内他の場又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。 ○ 受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管します。 ○ 義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、都委員会に送金します。 <p>(注)義捐物資は、原則として受け付けません。</p>

第12章 災害救助法の適用

我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、応急期における応急救助に対応する主要な法律です。

令和3年5月20日、「災害対策基本法」の改正により、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ、あわせて「災害救助法」の改正により、国が当該本部を設置した場合に、都道府県等が「災害救助法」を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となりました。

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

- (1) 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下、「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。
- (2) 市区町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市区町村長に委任します。
- (3) 災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市区町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けます。

【災害救助法適用時の自治体の業務】

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を『適用しない』場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援総合調整 (基本法4条)
救助法『適用』した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	係った費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、東京都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用します。

調布市の災害救助法適用基準

（人口は令和6年7月1日現在の住民基本台帳に基づく）

人口：239,549人

基準1号：（調布市の被害が次の世帯数以上であること）100世帯

基準2号：（東京都の被害世帯数が、①に示す数以上であって、調布市の被害世帯数が、②に示す世帯数以上であること）①2,500世帯②50世帯

- (1) 市区町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
- (2) 東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市区町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
- (3) 東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上

70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位のことをいいます。

イ 住家とは、現実に居住のため使用している建物のことをいいます。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱います。

4 救助法の適用手続

(1) 報告

ア 市による報告

災害に際し、市区町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市区町村長(島しょの町村長は支庁長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告することとなっています。

イ 東京都による報告

知事は、市区町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該市区町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告します。

(2) 公布

救助法を適用したときは、速やかに、次により公布します。

(3) 事前連絡と適用

知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府防災担当)にその旨を連絡します。また、都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用します。

5 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助があります。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市区町村ほか関係機関に通知します。
- 基準額については、都規則により適宜改訂を行います。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第209「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」)

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備

- (1) 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。
- (2) 都総務局は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努めます。

2 被害状況調査体制の整備

東京都、及び市は、救助法の適用に当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- (1) 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられています。
- (2) 救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておかねばなりません。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第210「救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」)
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第211「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」)

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

1 災害報告

- (1) 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。
- (2) これらの報告は、救助用物資、義捐金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となります。このため、市区町村は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告します。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第212「災害報告の様式」)

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、都各局・市区町村は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告します。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第213「日毎の記録を整理するために必要な書類」)

第4節 従事命令

1 従事命令の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されています。

- (1) 従事命令
一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限
(例)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等
- (2) 協力命令
被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限
(例)被災者を炊出しに協力させる 等

(3) 管理, 使用, 保管命令及び収用

特定の施設を管理し, 土地, 家屋, 物資を使用し, 特定の業者に対して物資の保管を命じ, 又は物資を収用する権限

ア 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき, 知事が病院, 診療所, 旅館, 飲食店等を管理する権限

イ 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で, 管理と異なり土地, 家屋, 物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害の混乱時に, 放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を, 一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害の際, 必要物資を多量に買いだめし, 売り惜しみしているような場合は, その物資を収用する権限

なお, 収用は, 特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得ます。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

範囲	令和6年度費用の限度額	機関	備考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり医師・22,200円以内 歯科医師……………21,300円以内 薬剤師……………18,400円以内 保健師, 助産師, 看護師 ……………17,300円以内 土木・建築技術者…16,600円以内 大工……………28,800円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については, 緊急時に相当の額を必要とするので, 都総務局はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てます。

①法定積立最小額は, 当該年度の前年度前3箇年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額です。

②平成30年度法定必要額は, 140億7,701万8,400円です。

2 災害救助基金の運用

災害救助基金は, 預金又は公社債として運用しているほか, 発災時に緊急に必要なとする食料, 生活必需品などの給与品の事前購入に充てています。

第13章 激甚災害の指定

大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要があります。

第1節 激甚災害制度

- 1 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置をあわせて指定することとしています。
- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。
- 3 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)によります。
- 4 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行います。
- 5 ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限り特例措置が適用されます。

第2節 激甚災害に関する調査報告

機 関 名	内 容
市	○ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告します。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事（都総務局）は、市区町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせます。 ○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせます。 (東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第215「激甚法に定める事業及び関係局」) ○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出します。 ○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議します。 ○ 知事は、市区町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告します。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

機 関 名	内 容
市	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出します。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施します。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施します。

調布市地域防災計画

火山編

調布市防災会議

第 I 部

總 則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定する計画であって、市、東京都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における富士山噴火降灰等に係る予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

2 計画の前提

火山噴火はその時期や規模を定量的に求めることは、現在の火山学の知見では困難です。

対策の推進にあたっては、本市に最も影響を及ぼすと考えられる富士山噴火について検討を進めます。富士山は、平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）4月から5月までの間に低周波地震が急増しましたが、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示しています。

しかし、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがあります。

平成21年（2009年）2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰がありました。こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用します。

第2節 計画の構成

この計画は、市及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりです。

【計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成 等
第2部 富士山噴火降灰対策	○ 富士山の現況と被害想定、富士山噴火に伴う市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う降灰予防対策、応急復旧対策

第3節 計画の習熟等

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要があります。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して、本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高めます。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第2部

富士山噴火降灰対策

第2部 富士山噴火降灰対策

第1章 総則

第1節 富士山の現況等

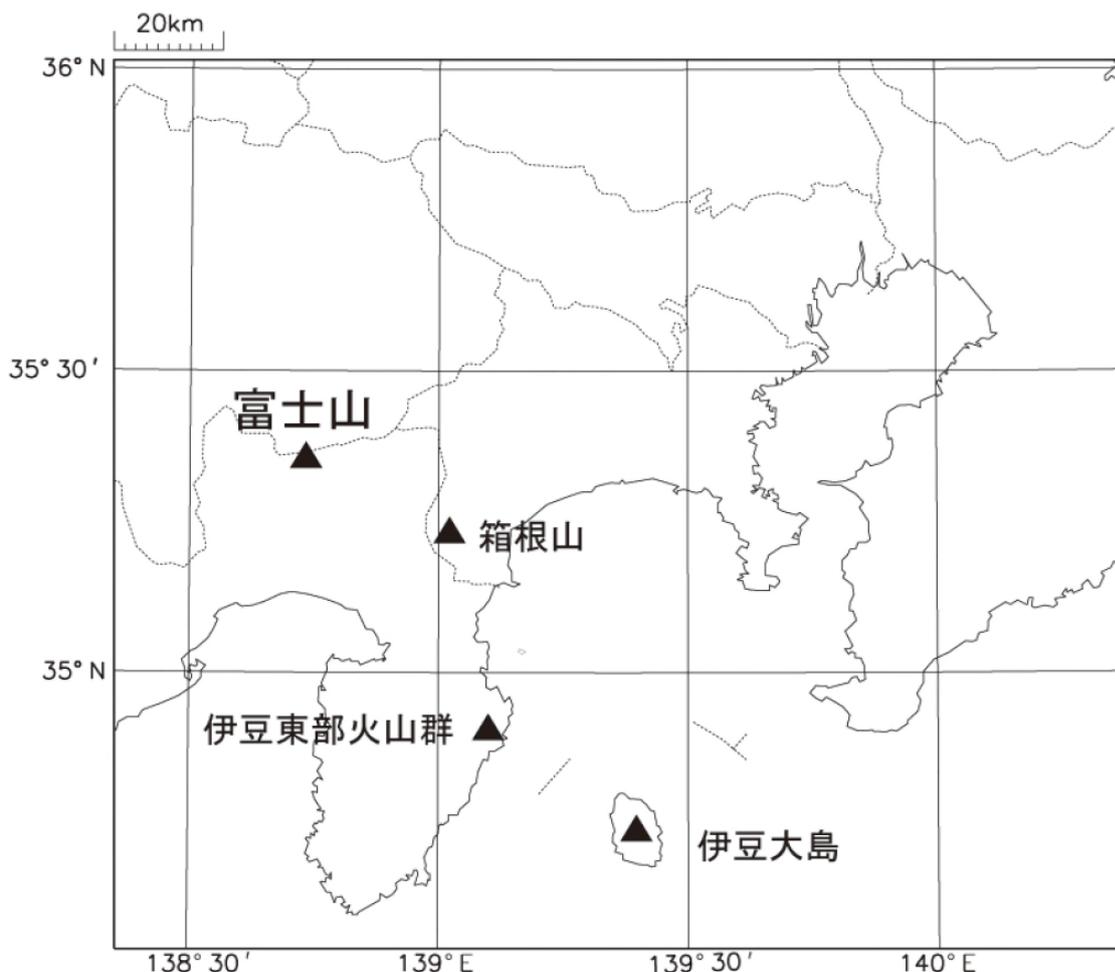
1 富士山の概要

富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山です。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山です。

山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いですが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。

都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っています。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっています。



出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 1

2 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられています。

それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっています。古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述があります。

(1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されています。

“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生しました。

“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できます。

【新富士火山の主な噴火活動期 ※宮地（1998）】

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約11000年前 ～約8000年前	山頂，山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は，新富士火山全体の8～9割に及ぶ。
II	約8000年前 ～約4500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく，間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約4500年前 ～約3200年前	山頂，山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火
IV	約3200年前 ～約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
V	約2200年以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 2（1）

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりです。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いています。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰，木の葉が枯れた。	
800～802年 （延暦19～21年）	大量の降灰，噴石	延暦（エンリヤク）噴火
864～866年 （貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩）。 溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火
937年（承平7年）	噴火	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元6年）	溶岩流が山麓に達した。	
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1511年（永正8年）	噴火	
1560年（永禄3年）	噴火	
1707年（宝永4年）	噴火前日から地震群発，12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。 江戸にも降灰	宝永（ホエイ）噴火

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 2（2）

(3) 最近の活動

平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認されました。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではありませんでした。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されています。

4 国による検討

平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識されました。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあります。そのため、平成13年（2001年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年（2004年）6月に富士山ハザードマップが作成されました。

ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められました。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがあります。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 4

平成16年（2004年）6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年（2005年）9月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告されました。

その後、平成24年6月8日には、富士山火山における3県（山梨県・静岡県・神奈川県）で連携した防災対策（広域避難計画及び訓練計画の策定並びに合同訓練の実施など）を検討するため、「富士山火山防災対策協議会」が設立されました。

5 噴火による被害想定

（1）被害想定

本計画では、前述の富士山火山防災対策協議会による「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」（令和3年3月）や、「富士山火山避難基本計画」（令和5年3月）に示された被害想定を計画の基礎とします。

東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。

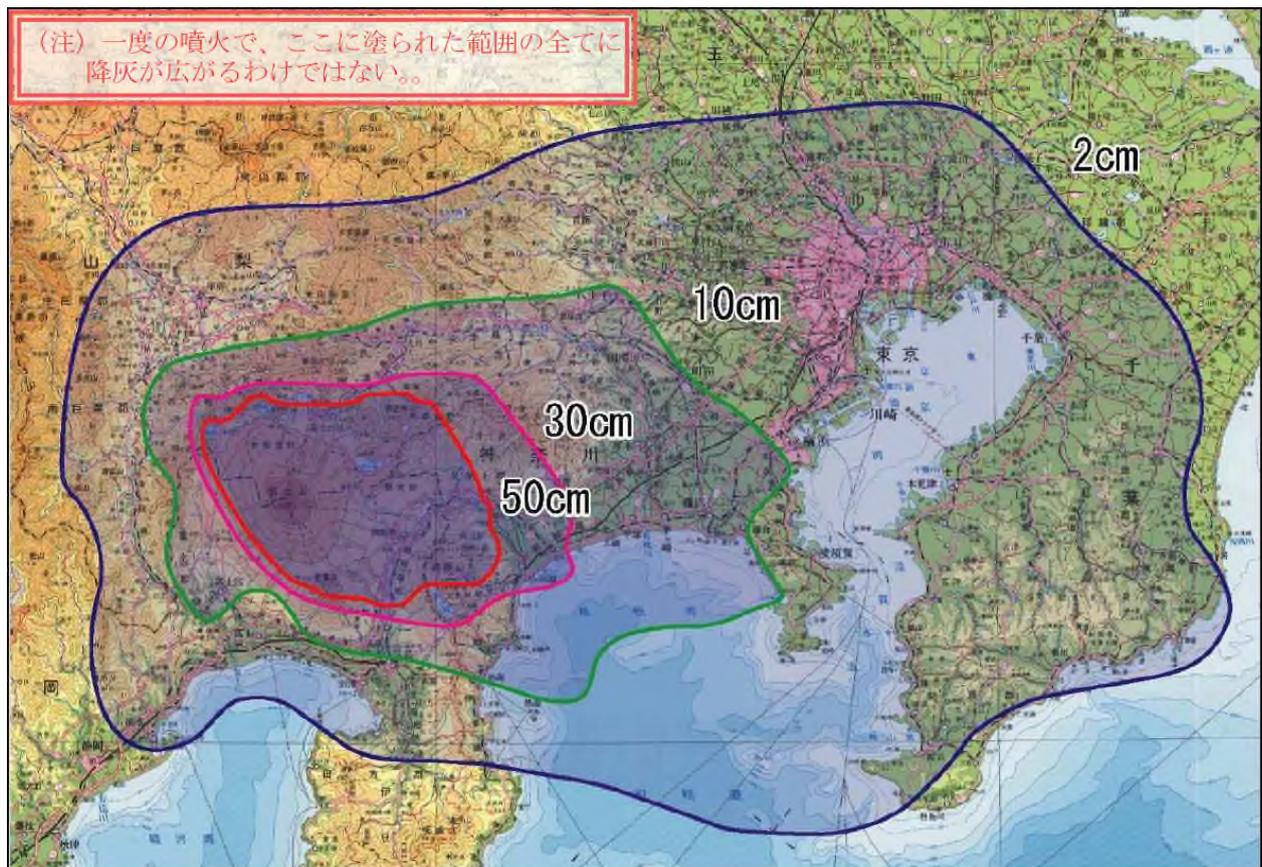
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化します。

噴火の規模及び被害の概要は次のとおりです。

		内 容
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	10cm程度 2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害, 建物被害, 交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水, 泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 5

(2) 降灰予想図降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月，富士山火山防災対策協議会）
「5.火山現象ごとのハザードマップとハザード統合マップ」

6 降灰のインフラに与える影響

降灰による影響を、物資・人の移動への影響、社会的な影響が大きい交通分野への影響、住民の避難に直接影響する建物への影響、生活と関係が深いライフライン分野等への影響を主な影響として整理しました。

【降灰の影響（降雨の影響なし）①】

項目	火山灰の堆積厚			
	微量(0.05cm以下)	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm
災害	堆積の厚さ 火山灰等の粒子 土砂災害 ・溪流付近では警戒	細かい ・速度、低下、渋滞の発生 ・交通事故増加	細かい ・今後の降雨に対する避難準備(1cm) ・事前避難(降雨時車両利用不可)	粗い ・四輪駆動車の通行不能(30cm) ・二輪駆動車の通行不能(10cm)
交通	道路 ※道路傾斜や路面乾湿等によって閾値は変わる場合あり 【堆積厚によらない影響】 ・積雪低下による安全通行困難 ・スリップ等安全な通行が確保できない道路では道路の通行が禁止又は制限される。	・運行停止(0.05cm) ・空港一時閉鎖(0.04cm)		
人的	健康への被害 ・喘息患者の症状悪化(0.01cm)	・喉、鼻、目の異常訴え ・屋根除灰時に落下等による事故増加(1cm)		
農作物	農作物 (稲・畑作物・果樹) 畜産 森林	・一部の作物が壊滅的被害(1cm) ・生産量、品質低下(葉物野菜・果実:微量)	・収穫不能(野菜全般10cm以上、稲15cm以上、果実類20cm以上) ・複数年にわたり収穫に影響(15cm)	・牧草地等の生育不良(2cm) ・森林に被害(20cm)
水産物				

※ データが少なく閾値の設定は難しい
・濃霧等への影響
・養殖への影響

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

太文字: 直接的な影響
通常文字: 人為的判斷等

各数値は、過去の噴火記録等から推計

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

【降灰の影響（降雨の影響なし）②】

項目	火山灰の堆積厚				
	微量(0.05cm以下) 細かい	0.05~0.3cm	0.3~2cm	2~10cm	10cm以上 粗い
堆積の厚さ 火山灰等の粒子					
電力	<ul style="list-style-type: none"> 水力発電所取水停止 太陽光発電電量低下(0.03cm) 		<ul style="list-style-type: none"> 一部施設送電停止 		
上水道		<p>【堆積厚によらない影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水する可能性がある。 水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある。 			
下水道				<p>【堆積厚によらない影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となつて、下水道の使用が制限される可能性がある。 	
通信					<ul style="list-style-type: none"> 噴火直後大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる
建物					<ul style="list-style-type: none"> 基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信障害が生じる 体育館等、長スパン建物の損壊 木造家屋倒壊(45cm)

太文字: 直接的な影響
通常文字: 人為的判断等

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

各数値は、過去の噴火記録等から推計

出典: 富士山火山避難基本計画 資料編 (令和5年3月, 富士山火山防災対策協議会)

【降灰の影響（降雨の影響あり）①】

項目	火山灰の堆積厚			
	微量(0.05cm以下)	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm
堆積の厚さ 火山灰等の粒子	細かい	細かい	粗い	粗い
災害	・溪流付近では警戒	・土砂災害	・土流発生の可能性(1cm) 時間10mm以上	・被害大(10cm)
道路 ※道路傾斜や路面乾湿等によって閾値は変わる場合あり		・速度、低下、渋滞の発生 ・交通事故増加	・二輪駆動車の通行不能(3cm)	・四輪駆動車の通行不能(10cm)
交通		【堆積厚によらない影響】 ・スリップ等による安全通行困難 ・土流発生への恐れやスリップ等安全な通行が確保できない道路では道路の通行が禁止又は制限される。	・土流発生による道路の損傷	
鉄道		・運行停止(0.05cm)		
航空		・空港一時閉鎖(0.04cm)		
人的		・喘息患者の症状悪化(0.01cm)	・土流による死傷 ・咳、鼻、目の異常訴え ・屋根除灰時に落下等による事故増加(1cm)	
農作物 (稲・畑作物・果樹)		・生産量、品質低下(葉物野菜・果実：微量)	・土流発生による農地の損失(1cm) ・一部の作物が壊滅的被害(1cm)	・収穫不能(野菜全般10cm以上、稲15cm以上、果実類20cm以上) ・複数年にわたり収穫に影響(15cm)
畜産			・土流発生による牧草地の損失(1cm)	・牧草地等の生育不良(2cm)
森林			・葉の変色落葉、枯死などの被害(1cm)	・森林に被害(10cm)
水産物				

※ 千〜タが少なく閾値の設定は難しい
・漁獲量等への影響
・養殖への影響

各数値は、過去の噴火記録等から推計

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

太文字：直接的な影響
通常文字：人為的判断等
赤文字：降雨の影響

比典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

【降灰の影響（降雨の影響あり）②】

項目	火山灰の堆積厚			
	微量(0.05cm以下) 細かい	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm 粗い
堆積の厚さ 火山灰等の粒子	10cm以上			
電力	<p>・降雨による停電の絶縁低下により停電</p> <p>・水力発電所取水停止</p> <p>・太陽光発電電量低下(0.03cm)</p>		<p>・一部施設送電停止</p>	<p>・倒木や家屋倒壊に伴う断線</p>
上水道	<p>【堆積厚によらない影響】</p> <p>・火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる。または断水する可能性がある。</p> <p>・水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある。</p> <p>・堆積していた火山灰が雨水と共に原水に流入し、沈殿池や沈砂池等に堆積することによる浄水施設の処理能力の低下。</p>			
下水道	<p>【堆積厚によらない影響】</p> <p>・沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となって、下水道の使用が制限される可能性がある。</p> <p>・下水管路(雨水)の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。</p>			
通信	<p>・噴火直後大量のアクセスにより電話が繋がりにくくなる</p>	<p>・携帯電話のアンテナへの火山灰付着により通信障害</p>		<p>・基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信障害が生じる</p>
建物				<p>・体育館等、長スパン建物の損壊</p> <p>・木造家屋倒壊(30cm)</p>

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

大文字: 直接的な影響
通常文字: 人為的判断等
赤文字: 降雨の影響

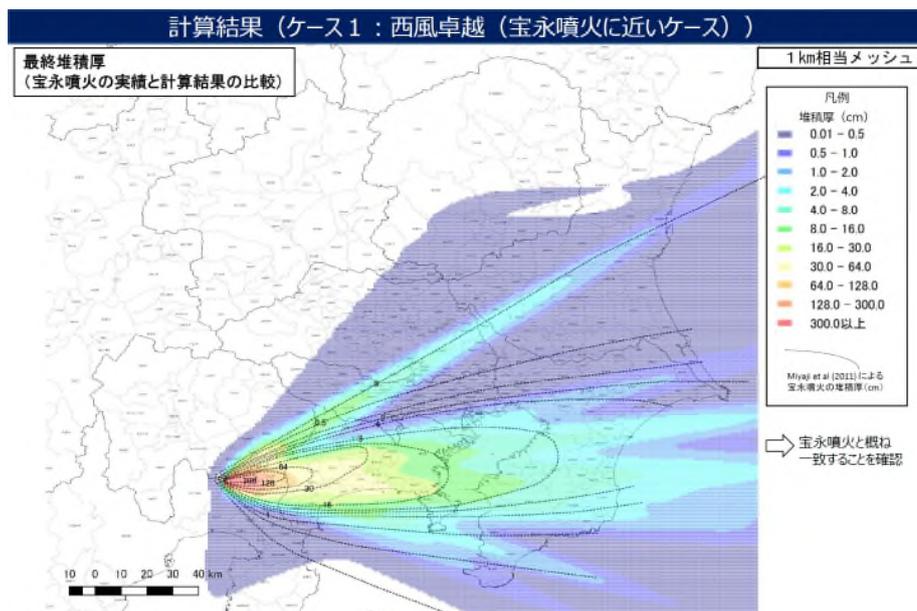
各数値は、過去の噴火記録等から推計

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

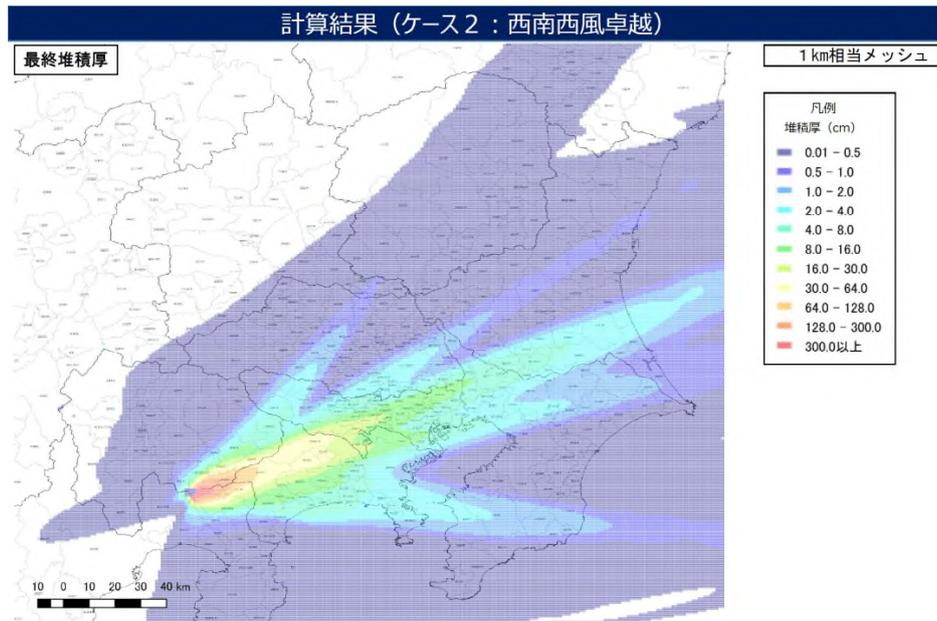
【※参考：降灰シミュレーションの計算結果（令和2年4月，大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）】

- ・噴火の総噴出量，噴出率，継続時間は，富士山の最近の山頂噴火及び山腹噴火の活動時期（須走-b期）以降で火砕物が主である噴火の中で最大の噴火であり，噴火・降灰の実績が研究により最もよく判明している噴火である，宝永噴火の実績を活用。
- ・降灰分布が大きく依存する風向風速については，過去10年の館野の高層観測データ（気象庁）から，
 - 宝永噴火の実績に類似する西風卓越ケース
 - 影響下の人口・資産が大きくなる西南西風卓越ケース
 - 風向の変化が比較的大きい南よりの風のケース
 を設定。
- ・ここで計算した降灰分布は，対策を検討するためのケースであり，将来の富士山噴火時の降灰分布の予測ではないことに留意。

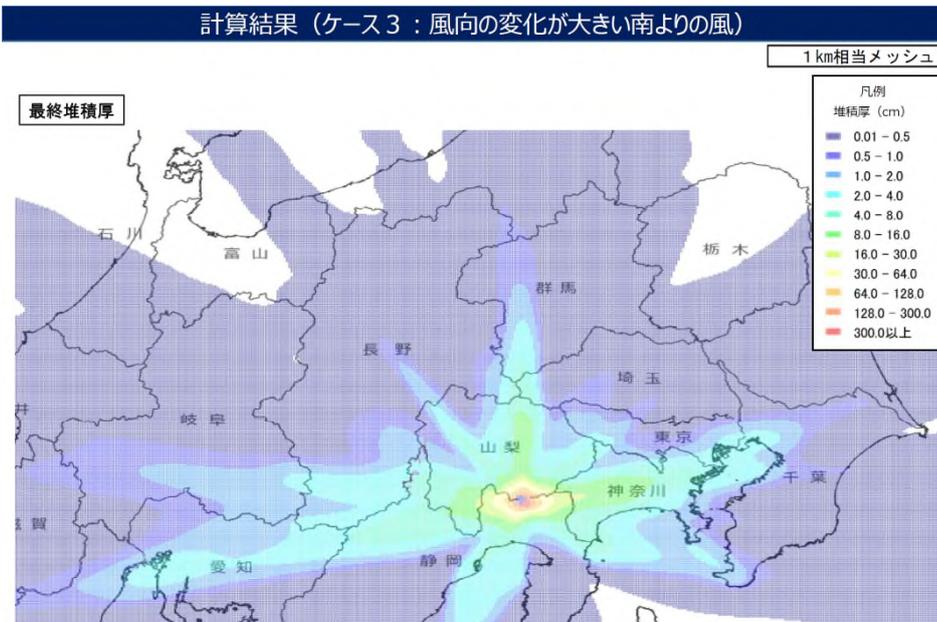
	ケース1	ケース2	ケース3
規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率		
継続時間	15日間		
風向	西風卓越（2018年12月16～30日）	西南西風卓越（2010年10月14～28日）	変化が大きい南よりの風（2012年9月2～16日）
降灰分布	神奈川県と千葉県に降灰分布の中心	神奈川県と東京都に降灰分布の中心	山梨県，静岡県，神奈川県に降灰分布の中心
ケースの特徴	宝永噴火の実績と類似	10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい	比較的風向の変化が大きい



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

1 目的

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいです。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定します。

予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、市区町村とともにこれらの進め方について検討していきます。

2 予防業務

(1) 市の予防業務

名称	予防業務
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部体制の整備に関すること。 ○ 防災情報の収集体制の整備に関すること。 ○ 防災訓練に関すること。 ○ 避難体制に関すること。

(2) 指定公共機関の予防業務

名称	予防業務
JR東日本 JR東海	○ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東京電力	○ 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。
KDDI	○ 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ	○ 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソフトバンク	○ 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
楽天モバイル	○ 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

(3) 地方公共機関の予防業務

名 称	予 防 業 務
京王電鉄	○ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東海汽船	○ 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。

第2節 火山観測

1 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
地震計：6台 GNSS：3台 空振計：2台 傾斜計：2台 監視カメラ：1台	地震計：8台 傾斜計：1台 歪計：1台 体積温度計：1台 全磁力：1台	地震計：6台 傾斜計：6台 雨量計：4台 気圧計：4台 GNSS：6台	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施しています。

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第2章 第2節 1

2 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測します。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測します。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行います。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測します。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測します。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測します。

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第2章 第2節 1

第3節 訓練及び防災知識の普及

総務部・市各部・都水道局・調布消防署・調布警察署・東京電力・東京ガスグループ・NTT東日本・京王電鉄(株)・調布FM

東京都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想されます。このため、震災編第2部第2章第5節【予防対策】1(3)「防災教育・防災訓練の充実」によるほか、火山活動に常時対応できるよう、市及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努めます。

第4節 市民等の防災行動力の向上

1 災害に強い社会づくり

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力します。

(1) 市民等の役割

総務部

- ア 日頃から報道機関、市、東京都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておきます。
- イ 市が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておきます。
- ウ 降灰時の屋内退避に備え、以下の物品を備蓄に努めます。
 - ・防塵マスク、防塵ゴーグル
 - ・火山灰の清掃用具（ほうき、塵取り、スコップ）、回収用ゴミ袋
 - ・収集した火山灰の運搬用リヤカー
 - ・食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等（震災対策と共通）
- エ 降灰を屋内に侵入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておきます。
- オ 降灰が心配される場合は、東京都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認します。
- カ 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加します。
- キ 自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力します。
- ク 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行います。
- ケ 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、交番等に情報を提供しておきます。

(2) 防災市民組織の充実

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部

震災編第2部第2章第5節【予防対策】2(1)「防災市民組織等の役割」を準用するほか、噴火降灰対策として、以下の役割も行います。

- ア 降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底
- イ 地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握並びに降灰被害発生時の支援体制の整備

(3) 事業所防災体制の強化

震災編第2部第2章第5節【予防対策】5「事業所による自助・共助の強化」を準用します。

また、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、事業所は、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させます。

(4) 市民・行政・事業所等の連携

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・調布消防署

震災編第2部第2章第5節【予防対策】7「市民・行政・事業所等の連携」を準用します。

2 ボランティア等との連携

行政経営部・総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・都市整備部・調布消防署・社会福祉協議会

震災編第2部第2章第5節【予防対策】6「ボランティアとの連携」を準用します。

3 要配慮者の安全確保

総務部・子ども生活部・福祉健康部・関係機関・団体

震災編第2部第2章第5節【予防対策】2(2)「避難行動要支援者支援対策」を準用します。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

総務部・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

応急活動体制は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】Ⅰ「初動態勢」を準用します。

第2節 情報の収集及び伝達

市本部・市各部・都・調布警察署・気象庁・その他関係機関

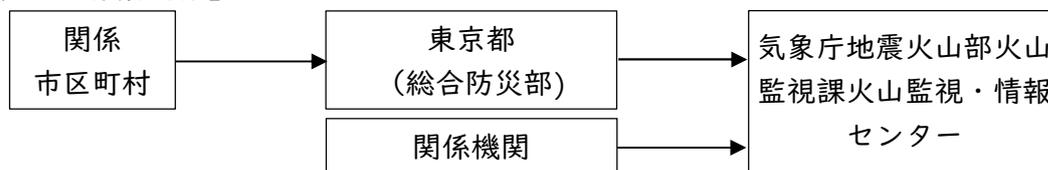
降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要です。

本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定めます。

Ⅰ 火山（降灰）情報

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約されます。

【降灰の情報連絡】



出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 Ⅰ

降灰調査項目は、以下のとおりとします。

調査項目

- (1) 降灰の有無及び堆積の状況
- (2) 時刻及び降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類，特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合）

【降灰の強さ ※火山観測指針（気象庁,1999）を一部改変】

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確に分かり，10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見えず，10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 1

東京都及び各県から収集した降灰の情報は，気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ，「富士山の火山活動解説資料」として公表されます。解説資料は，東京都，市区町村及び関係防災機関に伝達されます。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について，次により速やかに情報の伝達を行います。

名 称	内 容
市	○ 降灰に関する重要な情報について，気象庁及び関係機関から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに管内の公共的団体，重要な施設の管理者，市民の防災市民組織等に通報するとともに，警察機関等の協力を得て市民に周知します。

2 降灰予報

気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始しました。

平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し，噴火後に，どこに，どれだけの量の火山灰が降るかについて，詳細な情報を発表することとしました。

また，活動が活発化している火山では，噴火が発生した場合，降灰の範囲を事前情報として発表するとともに，噴火直後には，風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報します。

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。

降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により市民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表します。 ○ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表します。 ○ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表します。 ○ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表します。 ○ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表します。 ○ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供します。

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 1

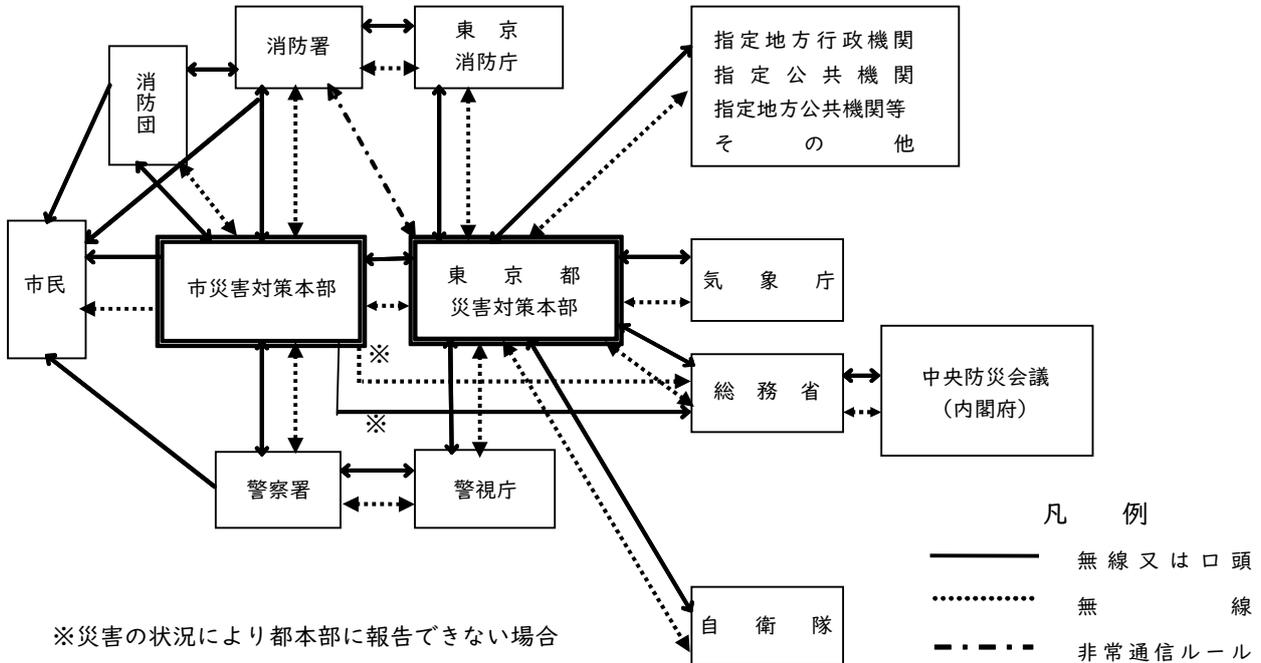
【降灰量階級表（参考）】

名称	表現例		影響と取るべき行動		その他の影響
	降灰の厚さ	路面や視界のイメージ	人	道路	
多量	1mm以上	路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となります。	外出を控えましょう 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始めます。	運転を控えましょう 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じます。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがあります。
やや多量	0.1mm～1mm	火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなります。	マスク等で防護しましょう 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがあります。	徐行運転しましょう 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがあります。 道路の白線が見えなくなるおそれがあります。	稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがあります。
少量	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやく分かり、うっすら積もる程度です。	窓を閉めましょう 火山灰が衣服や身体に付着する目に入るときは痛みを伴います。	フロントガラスの除灰が必要です。 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良となりえます。	航空機が運航不可となります。

3 情報連絡体制

市各部・都・調布警察署・調布消防署・気象庁・東京管区气象台・NTT東日本・各放送機関・その他関係機関

情報連絡体制は、震災編第2部第6章第5節【応急対策】1「防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」を準用し、特に、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行います。



4 市民への広報・問い合わせ対応

市各部

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に提供します。

また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応します。

5 降灰調査・報告

市各部

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告します。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握します。

6 被害状況等の調査報告

市各部・都・調布警察署・調布消防署・その他関係機関

被害状況等の調査報告は、震災編第2部第6章第5節【応急対策】2「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用します。

第3節 応援協力・派遣要請

災害対策行政経営部・災害対策総務部・関係各部・都総務局・自衛隊

降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び市民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要があります。

応援協力・派遣要請は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】3「応援協力・派遣要請」を準用します。

第4節 警備・交通規制

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・関東地方整備局・中日本高速道路(株)

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されます。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要です。

1 警備

警備は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋りょう」を準用します。

2 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が増加することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要です。

交通規制は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋りょう」を準用します。

第5節 避難等

総合防災安全課・災害対策行政経営部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都・調布警察署・調布消防署

避難等は、震災編第2部第9章第5節【応急対策】1「避難誘導・安否確認」を準用します。

第6節 救援・救護

市各部・事務局保健医療対策班・市災害医療コーディネーター・災害医療対策本部・調布消防署・調布警察署・国・都環境局・都総務部・都保健医療局・監察医務院・警視庁・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局・日赤東京都支部・市教育委員会・関東東北産業保安監督部・関東運輸局・自衛隊・その他事業者等

救援・救護は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】2「消火・救助・救急活動」及び震災編第2部第7章「医療救護・保健等対策」【応急対策】1～7を準用します。

第7節 交通機関の応急・復旧対策

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部・都建設局・都港湾局・調布警察署・相武国道事務所・関東地方整備局・中日本高速道路(株)・京王電鉄(株)

交通機関の応急・復旧対策は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋りょう」、2「鉄道施設」、3「河川・空港施設」及び【復旧対策】1「道路・橋りょう」、2「鉄道施設」、3「河川・空港施設等」を準用します。

第8節 ライフライン等の応急・復旧対策

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部・都水道局・都下水道局・調布郵便局・東京電力・東京ガスグループ・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部・日本郵便株式会社・NTT東日本

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、極めて大きな影響があります。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければなりません。

なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けません。

ライフライン等の応急・復旧対策は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】4「水道」、5「下水道」、6「電気・ガス・通信など」、7「エネルギーの確保」及び【復旧対策】4「水道」、5「下水道」、6「電気・ガス・通信など」を準用します。

第9節 宅地等の降灰対策

災害対策環境部・災害対策都市整備部

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなります。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要があります。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則です。しかし、一般の市民では対応が困難な場合については、市が対応します。

各機関の対応は次のとおりです。

名 称	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地の降灰について、以下の対策を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行います。
国土交通省 都市・地域整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都及び市区町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じます。

第10節 火山灰の収集及び処分

災害対策環境部・施設管理者

1 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとします。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとします。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとします。

2 火山灰の除去・処分

火山灰の処分は、市が都や関係機関と調整して行います。

調布市地域防災計画 沿革

修正年	修正の概要
昭和42年	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、市の地域における様々な災害に関する総合的な計画として、調布市地域防災計画を策定しました。
昭和43年7月	毎年検討を行い、適宜必要な修正を行いました。
昭和44年9月	
昭和45年8月	
昭和46年8月	
昭和50年3月	災害の種類は、原因により二つに大別でき、第一の種類としては、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、その他全て異常な自然現象によるもの、第二の種類は、大規模な火災又は爆発、その他放射線物質の大量の放出、大規模な被害の発生を伴う全ての人為的によるものとに分けることができ、計画の目標は当面は台風による風水害を基本とし、合わせて地震、火災、その他の突発災害にも対処し得るものとししました。
昭和61年3月	市における従来の地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の制定過程や、中央防災会議が策定した防災基本計画の性格を反映して、風水害に対する応急処置を中心としたものでした。このような状況下で関東南部地震69年周期、東海地震をめぐる大規模地震対策特別法（昭和53年法律73号）の制定を踏まえ、年々高まりつつある震災対策の検討を行い、市民防災組織の育成をはじめ消火栓の地域配備、防火水槽の設置、避難場所の確保、備蓄品の整備、備蓄倉庫の建設などに努めることを盛り込むなどの修正を行いました。
平成10年3月	平成9年8月に、東京都防災会議が公表した「東京における直下地震の被害想定報告書」や近年の社会経済情勢の変化並びに阪神淡路大震災の教訓を反映するものとし、具体的には、初動・情報収集連絡体制・交通輸送・救助救急・医療救護弱者対策・避難所運営・広域応援やボランティア活動の体制整備、市民の防災意識の向上、がれき処理、復興対策及び公共施設やライフライン等の整備並びに木造密集地域の防災性の向上を含む耐震・耐火のまちづくり等、これらに関する新たな知見を踏まえて修正を行いました。
平成17年3月	東京都では平成9年5月に都市復興マニュアルを、また、平成10年1月に生活復興マニュアルを策定しました。また平成15年3月には阪神淡路大震災の検証、両マニュアル策定後の状況変化を踏まえ充実を図った上で、二つにマニュアルを統合して「東京都震災復興マニュアル」としました。 市においても、速やかな復興対策を行うため、平成15年3月に、東京都が策定した「東京都震災復興マニュアル」の内容を踏まえた修正を行ったほか、平成16年に、国土交通省が作成した「多摩川洪水ハザードマップ」や帰宅困難者対策に係る事項などを盛り込む修正を行いました。

修正年	修正の概要
平成20年3月	<p>直下地震による被害想定を公表した平成9年以降、東京の都市構造が大きく変化したことや、国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年3月に公表したことなどから、平成18年5月に、東京都防災会議は「首都直下地震による東京の被害想定」を公表しました。</p> <p>この新たな被害想定、最新の地震から得られた教訓、近年の社会経済情勢の変化を反映するとともに、都が平成19年5月に作成した「東京都地域防災計画 震災編」の中で減災目標を定めたことを踏まえ、調布市においても都に協力して対策を推進することとし、減災目標を設定するなどの修正を行いました。</p>
平成25年9月	<p>平成24年4月に、東京都防災会議が、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいて公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化や、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）、新潟県中越地震、千葉県北西部地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災の教訓を踏まえ、修正を行いました。</p> <p>防災対策については被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ女性、高齢者、子どもなどに対してはきめ細かい配慮が必要です。東日本大震災において、女性や高齢者の視点を踏まえた対応が必ずしも充分でなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、調布市においてもこうした動向を踏まえて計画の修正を行いました。</p>
平成27年4月	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正をはじめとした関係法令の改正や、平成26年7月の「東京都地域防災計画」の修正を反映しました。</p>
平成30年4月	<p>水防法の改正に伴い、多摩川の浸水想定区域図が変更され、当該区域内にある水害に関する指定施設や要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化等に関して見直しを行いました。</p>
令和3年4月	<p>市内でも浸水被害が発生した令和元年東日本台風（台風第19号）災害の教訓のほか、新たな課題である新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、市として防災対策の強化が求められていたことから、各種法改正、上記の災害の教訓及び新たに求められる対策を踏まえ、修正を行いました。</p>

索 引

索

引

B

B C P 4, 20, 21, 74, 75, 77, 169, 191, 192, 193, 267

D

D I S ... 243, 245, 249, 251, 254, 255, 256, 329, 570, 602, 623
D M A T .. 220, 230, 244, 268, 271, 278, 291, 598
D P A T 230, 296

E

E M I S 195, 244, 273, 283

L

L G B T Q I, 4, 22, 60, 355, 358, 386, 565, 669, 702

M

M C A 無線 239, 240, 241, 243, 251, 259

N

N P O .. 53, 77, 79, 346, 485, 565, 676, 711, 712

S

S N S 64, 65, 206, 207, 237, 244, 246, 247, 259, 316, 318, 321, 322, 329, 364, 422, 570

X

X (旧ツイッター) 357, 364, 365, 667

い

遺体収容所. 32, 303, 304, 305, 310, 311, 541, 574
一時滞在施設 22, 33, 52, 206, 247, 265, 313, 316, 317, 318, 322, 324, 325, 329, 330, 331, 332, 336, 541, 592

一斉帰宅抑制.. 206, 265, 315, 316, 318, 324, 329, 330, 331, 332

一時集合場所..... 62, 340, 346, 363, 566

一般廃棄物..... 425, 426, 444, 678, 746

一般ボランティア..... 59, 78, 205

医療救護活動.. 46, 48, 65, 79, 83, 267, 268, 269, 271, 272, 274, 275, 277, 278, 279, 280, 281, 284, 286, 287, 290, 291, 295, 303

医療救護班. 44, 82, 244, 267, 271, 277, 278, 279, 280, 282, 290, 291, 292, 294, 295, 296, 300, 529

医療対策拠点..... 277, 289

飲料水... 28, 51, 58, 68, 69, 148, 197, 215, 226, 235, 284, 295, 307, 308, 318, 320, 323, 324, 338, 371, 387, 389, 390, 392, 394, 395, 396, 401, 402, 406, 468, 473, 518, 520, 524, 531, 532, 533, 576, 630, 653, 658, 671, 672, 711, 718, 738

え

駅周辺の混乱防止対策..... 144

液状化. 9, 10, 12, 16, 17, 23, 97, 100, 101, 103, 104, 114, 115, 116, 274

エレベーター12, 18, 47, 57, 58, 71, 95, 100, 111, 112, 145, 319, 521, 531

延焼遮断帯..... 95, 102, 107, 141

お

応援要請. 144, 205, 207, 222, 223, 225, 230, 256,
307, 379, 444, 445, 591, 660, 661, 677, 678,
681, 698
応急仮設住宅35, 36, 101, 128, 190, 235, 380, 423,
424, 425, 427, 428, 429, 452, 457, 458, 459,
466, 473, 543, 545, 661, 692, 700, 701, 702,
703, 704, 707, 709, 718
応急危険度判定 35, 36, 58, 79, 92, 126, 261, 435,
438, 439, 459, 544, 696, 703
応急給水. 29, 36, 38, 39, 51, 148, 149, 150, 165,
166, 261, 356, 387, 389, 390, 391, 392, 395,
401, 402, 525, 528, 537, 545, 671, 672
応急教育29, 37, 38, 134, 261, 423, 428, 432, 445,
446, 537, 546
応急対策業務..... 48, 52, 161, 179, 181, 224
応急保育..... 33, 134, 261, 433, 448, 449, 542
オープンスペース 95, 96, 101, 102, 104, 106, 107,
116, 181, 182, 183, 197, 198, 212, 232, 233,
281, 284, 357, 599
屋外広告物..... 112, 113, 493

か

外国人災害時情報センター.... 83, 86, 92, 466, 709
街頭消火器..... 88, 118
火気使用設備器具..... 110, 496
学用品..... 235, 381, 446, 447, 473, 711, 718
火災.. 9, 14, 15, 16, 17, 23, 39, 58, 63, 66, 67,
88, 89, 90, 95, 96, 100, 101, 102, 103, 104,
110, 116, 117, 118, 119, 121, 127, 128, 130,
131, 133, 136, 139, 153, 168, 180, 186, 188,
195, 196, 211, 217, 218, 219, 229, 256, 258,
261, 267, 274, 286, 337, 340, 353, 354, 360,
362, 380, 418, 419, 420, 430, 440, 455, 486,
518, 519, 586, 603, 609, 653, 682, 684, 685,
686, 687, 688, 696, 697, 698, 699, 700, 747
火災予防条例..... 76, 77, 117, 119, 143, 414, 495
火山灰..... 23, 726, 736, 738, 741, 742, 746
火山噴火..... 23, 723, 737, 745
仮設トイレ. 35, 39, 206, 347, 354, 356, 373, 375,

425, 431, 442, 443, 444, 543, 659, 678, 679,
680, 681
がれき 23, 101, 142, 161, 436, 469, 676, 700, 747
簡易トイレ.. 63, 70, 71, 319, 320, 331, 431, 442,
679
感染症... 3, 22, 23, 70, 187, 190, 207, 282, 295,
307, 308, 309, 339, 342, 343, 344, 347, 348,
354, 355, 356, 375, 376, 396, 406, 577, 659,
673, 679, 711, 748

き

義捐金... 26, 33, 34, 36, 44, 426, 427, 428, 430,
435, 441, 442, 452, 461, 462, 463, 466, 474,
542, 543, 545, 709, 713, 714, 719
危機管理マニュアル... 4, 178, 179, 180, 181, 182,
193, 213, 324, 593
キキクル..... 603, 607, 608, 645
危険動物..... 112, 124, 133, 379, 660
危険物施設 75, 103, 104, 116, 117, 121, 122, 124,
128, 129
危険物輸送車両..... 124, 132
帰宅困難者12, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 22, 26, 27,
33, 44, 61, 75, 82, 85, 105, 153, 180, 206,
239, 240, 247, 251, 265, 313, 315, 316, 317,
318, 319, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327,
329, 330, 331, 332, 333, 334, 336, 337, 338,
340, 342, 390, 516, 541, 643, 747
帰宅困難者対策オペレーションシステム 22, 317, 329
帰宅支援ステーション206, 314, 316, 317, 318, 326,
336, 337, 338
帰宅支援対象道路..... 326, 337
北多摩南部保健医療圏..... 267, 268, 272
救援物資. 29, 31, 32, 33, 44, 147, 171, 174, 206,
229, 231, 371, 378, 386, 392, 402, 537, 539,
541, 638, 643, 653, 658, 669
救急告示..... 258, 272, 283, 284, 302
急傾斜地... 16, 17, 100, 108, 274, 566, 567, 569,
570, 630
給水拠点.. 36, 150, 166, 390, 391, 395, 401, 525,
545, 671
狭あい道路..... 95, 101, 102, 105, 135, 136, 138

業務継続計画.. 4, 20, 21, 75, 178, 182, 190, 267,
283, 284
記録的短時間大雨情報..... 603, 605, 608
緊急安全確保.. 253, 641, 643, 644, 646, 647, 649,
650, 654
緊急医療救護所34, 49, 79, 83, 220, 271, 272, 275,
278, 279, 280, 281, 282, 286, 289, 291, 295,
303, 543
緊急交通路. 44, 80, 136, 147, 159, 160, 162, 194,
439, 512, 513
緊急地震速報..... 75, 76, 249, 252
緊急自動車専用路..... 159, 160, 194
緊急消防援助隊. 195, 198, 205, 219, 230, 232, 281
緊急速報メール..... 246, 365, 667
緊急通行車両... 39, 160, 161, 162, 310, 398, 512,
513, 675
緊急道路障害物除去.. 36, 136, 140, 145, 147, 161,
163, 206, 544
緊急物資.. 139, 142, 146, 160, 162, 206, 397, 674
緊急輸送道路 20, 21, 96, 101, 103, 107, 115, 135,
136, 138, 140, 142, 147, 206, 357
緊急輸送路..... 163

く

組立てトイレ..... 370, 431, 442, 443, 679, 680

け

警戒区域の設定 132, 205, 230, 253, 360, 418, 419,
420, 637, 652, 653, 687
警戒宣言3, 77, 167, 398, 490, 491, 492, 493, 494,
495, 496, 497, 498, 499, 503, 504, 505, 506,
507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515,
516, 517, 518, 519, 521, 522, 523, 524, 525,
527, 528, 530, 531, 532, 533
警戒レベル589, 603, 604, 607, 608, 641, 643, 644,
645, 646, 647, 648, 649, 650, 652, 653, 667
計画運休..... 589, 591
計測震度計..... 245
携帯トイレ... 21, 61, 68, 71, 354, 356, 372, 375,
389, 431, 442, 443, 576, 659, 679, 680

警備本部..... 502, 513, 636, 638
激甚災害制度..... 476, 721
下水道施設... 35, 39, 49, 52, 135, 139, 140, 150,
166, 173, 260, 262, 443, 544, 558, 561, 614,
679, 683, 691
血液製剤..... 44, 47, 300
検案 .. 32, 44, 46, 267, 273, 275, 276, 280, 285,
286, 292, 303, 304, 305, 541, 574, 640
健康相談. 279, 295, 296, 307, 308, 309, 366, 371,
412, 421, 669
減災目標..... 3, 20, 748
検視 39, 267, 273, 275, 276, 285, 286, 292, 303,
304, 305, 574, 637, 640
原子力災害..... 409, 413, 416, 421
建築確認審査..... 115
建築物の耐震化... 21, 95, 96, 101, 103, 104, 107,
109, 135, 136, 140
建築物の耐震改修の促進に関する法律..... 109, 140

こ

御遺体32, 34, 35, 39, 44, 46, 206, 267, 273, 275,
276, 277, 280, 285, 286, 288, 292, 303, 304,
305, 306, 310, 311, 540, 541, 542, 543, 637,
640, 692
高圧ガス保安法..... 122
広域火葬..... 32, 206, 267, 275, 276, 310, 541
広域避難場所.. 147, 339, 340, 341, 345, 346, 353,
354, 363, 380
公共建築物..... 95, 96, 109, 115, 126
洪水予報. 560, 561, 562, 563, 564, 604, 605, 607,
611, 612, 615, 616, 617, 619, 645, 647
高層建築物..... 110, 116, 684, 685
交通規制. 26, 38, 39, 80, 92, 120, 130, 131, 132,
139, 143, 145, 156, 159, 161, 162, 194, 310,
333, 334, 357, 398, 418, 420, 494, 495, 513,
625, 636, 637, 639, 675, 685, 687, 744
交通規制支援ボランティア..... 80, 91, 92
降灰予報..... 738, 741, 742, 743, 746
高齢者等避難.. 253, 383, 593, 641, 643, 644, 645,
647, 648, 649, 653, 664, 667
戸別受信機..... 243

個別避難計画22, 65, 296, 344, 349, 350, 351, 352,
353, 365, 580, 581, 582, 583, 584, 667
コミュニティ.. 52, 62, 64, 73, 84, 104, 105, 347,
457, 702

さ

災害医療コーディネーター 207, 267, 268, 269, 270,
271, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 284, 289,
290, 291, 293, 294, 297, 301, 302, 303, 745
災害援護資金..... 34, 210, 464, 543, 596, 708
災害救助法3, 31, 36, 90, 171, 200, 205, 210, 216,
235, 236, 256, 257, 306, 371, 400, 403, 427,
430, 432, 435, 437, 447, 450, 452, 455, 457,
459, 464, 468, 470, 471, 473, 474, 475, 476,
539, 545, 596, 623, 658, 681, 700, 702, 708,
715, 716, 718, 720
災害拠点病院.. 198, 207, 233, 267, 270, 271, 272,
273, 274, 276, 279, 280, 283, 284, 287, 290,
291, 293, 294, 295, 301, 302, 303
災害時受援・応援計画..... 4, 20, 21, 27, 197
災害対策基本法1, 2, 3, 4, 43, 130, 131, 162, 190,
203, 208, 210, 223, 225, 230, 255, 256, 257,
340, 346, 349, 353, 355, 359, 360, 364, 382,
383, 398, 460, 461, 470, 505, 535, 536, 566,
569, 579, 580, 585, 594, 643, 651, 652, 653,
663, 664, 667, 675, 705, 706, 715, 723, 724,
747, 748
災害対策本部.. 4, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36,
37, 79, 126, 144, 166, 174, 177, 179, 182,
183, 184, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204,
208, 209, 210, 212, 213, 214, 218, 222, 225,
231, 232, 251, 258, 259, 262, 264, 268, 269,
275, 278, 279, 280, 289, 290, 291, 294, 295,
296, 303, 304, 358, 364, 366, 369, 379, 381,
391, 397, 398, 401, 404, 412, 415, 438, 439,
440, 456, 470, 481, 484, 489, 501, 502, 505,
508, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544,
545, 549, 572, 591, 592, 593, 594, 595, 596,
597, 599, 623, 656, 658, 659, 661, 662, 667,
674, 677, 689, 701, 715, 736
災害対策本部条例..... 208, 505

災害弔慰金 34, 343, 453, 454, 464, 486, 543, 692,
694, 708
災害廃棄物.. 1, 20, 21, 29, 34, 35, 42, 206, 261,
262, 423, 424, 426, 427, 428, 429, 430, 431,
432, 435, 443, 444, 445, 454, 455, 469, 470,
537, 543, 544, 676, 677, 678, 682, 694, 707
災害廃棄物処理実施計画..... 443
災害派遣要請..... 222, 226, 227, 228
災害ボランティア. 24, 62, 77, 78, 79, 83, 90, 91,
369, 381, 668, 676
災害薬事コーディネーター. 271, 276, 278, 282, 301
災害用トイレ.. 423, 424, 426, 428, 429, 430, 431,
442, 443, 679, 680, 681
災害予防規程..... 128, 219
再生可能エネルギー..... 137, 140, 154, 355
在宅避難... 18, 21, 24, 60, 63, 72, 89, 206, 348,
369, 372, 377, 380, 394, 395, 643, 658, 661,
670, 671, 672
在宅療養者..... 280, 290

し

自衛消防隊..... 76, 77, 119, 127, 221, 599
自衛隊.. 26, 38, 42, 43, 177, 179, 180, 181, 183,
194, 196, 198, 205, 209, 220, 222, 225, 226,
227, 228, 229, 230, 232, 233, 258, 275, 281,
293, 294, 297, 302, 303, 352, 359, 364, 402,
431, 445, 470, 547, 583, 593, 599, 627, 651,
744, 745
市街化区域..... 104
事業所防災計画28, 62, 74, 75, 117, 119, 121, 144,
315, 319, 320, 321, 323, 333, 510
指定緊急避難場所... 340, 346, 353, 376, 566, 643,
644, 659
指定公共機関... 43, 209, 211, 241, 385, 506, 547,
569, 613, 666, 736, 740
指定地方行政機関40, 209, 211, 212, 216, 473, 506,
535, 547, 717, 740
指定避難所153, 340, 346, 353, 354, 355, 363, 368,
565, 566, 654, 658
自動販売機..... 112, 113, 530
し尿処理. 331, 423, 424, 426, 428, 429, 430, 431,

435, 436, 442, 676, 679
 死亡届..... 305
 車中泊..... 343, 345, 348, 357, 377, 670
 住家被害認定調査430, 441, 455, 696, 697, 698, 699
 集客施設.. 75, 111, 313, 316, 317, 318, 323, 325,
 330, 333
 集積場所.. 31, 292, 375, 429, 444, 539, 659, 677,
 678
 住宅の応急修理. 36, 235, 440, 452, 455, 456, 459,
 473, 545, 692, 700, 701, 702, 703, 707, 718
 受援... 21, 24, 27, 30, 31, 32, 35, 80, 177, 182,
 183, 189, 190, 191, 196, 204, 205, 207, 222,
 223, 443, 539, 541, 543, 680, 697
 準防火地域..... 95, 98
 消防活動困難区域..... 96
 消防計画... 75, 76, 111, 119, 195, 333, 495, 496,
 510, 511, 521, 532
 消防水利... 70, 95, 101, 103, 104, 107, 116, 120,
 121, 219, 685
 消防団.. 49, 55, 56, 58, 60, 61, 62, 63, 64, 65,
 66, 68, 73, 74, 81, 85, 86, 88, 89, 107, 120,
 121, 188, 194, 196, 205, 217, 218, 219, 220,
 221, 243, 251, 255, 352, 362, 364, 383, 497,
 499, 501, 502, 503, 579, 580, 583, 586, 587,
 592, 598, 625, 626, 629, 631, 632, 665
 消防団本部..... 58, 89, 196, 219
 情報伝達手段..... 345, 364, 370, 416
 消防法 75, 76, 121, 151, 360, 495, 511, 609, 652,
 653
 消防ポンプ車..... 120, 196
 消防力 58, 62, 119, 120, 195, 218, 230, 362, 383,
 664
 初期消火体制..... 67, 71, 103, 118
 職員参集システム..... 215, 594
 食料の供給..... 86, 347, 394, 400, 673
 女性の参画..... 66, 724
 初動医療体制..... 274, 275, 277, 286, 289
 初動態勢.. 26, 124, 155, 156, 157, 177, 179, 180,
 181, 186, 200, 201, 203, 248, 288, 327, 358,
 399, 409, 435, 436, 437, 505, 589, 596, 626,
 740

自力脱出困難者..... 16, 17, 180
 自立・分散型電源..... 139, 140, 154, 171
 震災非常配備態勢..... 218
 震災復興基本方針..... 484
 浸水想定区域.. 562, 563, 564, 565, 653, 654, 667,
 668, 748

す

水道施設.. 39, 148, 149, 165, 260, 387, 390, 524,
 614, 711
 垂直避難..... 382, 663
 水防活動4, 41, 145, 164, 229, 360, 561, 565, 592,
 593, 595, 602, 607, 615, 620, 625, 626, 627,
 629, 630, 631, 635, 652, 689, 691
 水防警報..... 612, 617, 620, 621, 626
 水防法 2, 360, 536, 562, 563, 564, 586, 634, 652,
 653, 748

せ

生活ごみ..... 424, 425, 426
 生活再建. 3, 26, 28, 31, 33, 34, 36, 63, 77, 207,
 423, 424, 426, 427, 428, 429, 430, 435, 452,
 453, 455, 460, 464, 465, 468, 469, 486, 539,
 542, 543, 544, 545, 575, 692, 693, 696, 697,
 699, 701, 705, 706, 707, 709
 生活相談..... 452, 459, 704
 生活道路..... 105, 110, 135, 136, 138, 140
 生活必需品. 41, 86, 235, 264, 366, 371, 387, 389,
 390, 391, 392, 394, 396, 399, 400, 402, 403,
 404, 407, 473, 476, 526, 640, 671, 672, 673,
 718, 720
 生活福祉資金..... 464, 708
 生活用水. 387, 389, 391, 395, 406, 431, 442, 531,
 671, 679, 680
 全国瞬時警報システム..... 244
 線状降水帯..... 608

た

大規模災害... 52, 67, 73, 77, 177, 189, 192, 197,
211, 226, 230, 231, 267, 284, 294, 304, 339,
342, 376, 383, 398, 405, 578, 662, 675
大規模地震対策特別措置法 398, 487, 490, 491, 492,
675
耐震改修21, 95, 96, 101, 103, 109, 110, 113, 320,
323
耐震診断..... 21, 95, 109, 110, 284, 320, 323
耐震設計基準..... 122, 135, 139
代替輸送..... 331, 333, 334, 335, 336
タイムライン..... 154, 191, 559
宅地造成及び特定盛土等規制法... 79, 107, 566, 567
宅地造成工事規制区域..... 108, 567, 568
多摩東部直下地震 13, 15, 17, 18, 19, 59, 95, 100,
138, 177, 180, 239, 274, 342, 390, 426
男女共同参画 1, 33, 358, 386, 457, 465, 541, 669,
702, 709, 724

ち

地域防災力..... 74, 88, 107, 575
地区防災計画..... 84
地方自治法..... 440
中央防災会議... 12, 149, 404, 450, 476, 498, 721,
728, 747
長周期地震動 57, 66, 71, 100, 104, 114, 116, 320,
323

つ

通信施設... 41, 42, 152, 170, 174, 209, 258, 514,
613, 683, 736
通電火災..... 100
津波. 23, 153, 249, 250, 252, 253, 262, 263, 509,
600, 601, 602, 606, 620, 728, 747

て

鉄道施設44, 46, 143, 155, 163, 172, 736, 737, 745
電気施設..... 150, 167, 173

と

トイレラック..... 372, 424, 443, 680
東京消防庁災害時支援ボランティア..... 81, 188
東京都屋外広告物条例..... 112, 113
東京都帰宅困難者対策条例. 28, 313, 315, 316, 317,
318, 320
東京都建築安全条例..... 567
東京都災害情報システム... 243, 251, 254, 256, 602
東京都震災対策条例.. 74, 117, 121, 144, 346, 357,
566
東京都地域防災計画1, 2, 3, 4, 13, 14, 20, 43, 44,
179, 233, 259, 275, 474, 475, 477, 487, 536,
557, 601, 612, 707, 712, 718, 719, 722, 725,
726, 727, 728, 729, 737, 740, 741, 742, 748
東京都防災会議 12, 14, 20, 38, 313, 315, 747, 748
同行避難.. 22, 187, 342, 344, 355, 356, 376, 379,
659, 661
透析..... 272, 297, 302, 303
動物救護.... 42, 49, 307, 356, 358, 378, 379, 660
東北地方太平洋沖地震..... 23
道路法..... 151, 493
特定動物..... 133
毒物・劇物103, 104, 121, 122, 124, 128, 130, 131,
496
毒物及び劇物取締法..... 123
特別財政援助..... 451, 477, 722
都市計画道路..... 135, 136, 138, 140, 141
都市計画法..... 79, 107, 567
土砂災害警戒区域36, 108, 124, 128, 149, 544, 562,
566, 567, 568, 570, 649, 650, 653, 656
土砂災害警戒情報... 560, 561, 568, 569, 603, 607,
608, 611, 621, 641, 645, 649
都心南部直下地震.... 13, 14, 16, 18, 19, 239, 390
トリアージ.. 65, 79, 83, 220, 272, 276, 279, 280,
291, 292

な

南海トラフ地震関連解説情報..... 487, 488
南海トラフ地震臨時情報..... 487, 488, 489
軟弱地盤..... 9, 10

難病患者.....296, 345, 349

に

二次災害 75, 79, 88, 92, 126, 134, 152, 163, 165,
168, 169, 173, 263, 313, 335, 438, 439, 440,
524, 695

は

配備基準.....4, 592
ハザードマップ. 57, 107, 108, 347, 353, 559, 563,
564, 568, 575, 607, 644, 728, 729, 738, 747
阪神・淡路大震災.. 12, 14, 77, 112, 349, 480, 580

ひ

被害想定 1, 3, 4, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20,
23, 55, 59, 61, 95, 97, 100, 101, 103, 115,
135, 138, 140, 149, 153, 177, 180, 193, 237,
239, 243, 267, 274, 313, 315, 316, 339, 342,
343, 387, 389, 390, 392, 423, 426, 723, 728,
747, 748
東日本大震災.. 3, 12, 23, 77, 115, 139, 179, 196,
231, 268, 313, 315, 316, 324, 349, 409, 411,
480, 580, 748
被災者支援制度.....440
被災者生活再建支援システム... 428, 441, 455, 696,
697, 698
被災者総合相談所.....486
被災宅地. 35, 36, 58, 79, 92, 435, 439, 440, 544,
695, 696
被災動物.....307, 379, 660, 661
非常態勢.....167, 523, 636, 638
非常配備態勢... 166, 186, 200, 218, 489, 505, 630
非常持出用品.....63
備蓄倉庫. 105, 146, 187, 206, 318, 387, 389, 393,
394, 395, 396, 671, 672, 673, 747
備蓄品22, 319, 320, 323, 331, 339, 343, 394, 396,
672, 673, 747
避難確保計画.....108, 562, 653
避難行動要支援者. 22, 34, 53, 60, 61, 63, 65, 68,

70, 71, 88, 89, 164, 323, 332, 339, 341, 344,
345, 346, 347, 349, 350, 351, 352, 353, 364,
365, 369, 457, 466, 530, 542, 543, 579, 580,
581, 582, 583, 584, 592, 593, 595, 653, 658,
667, 668, 702, 709, 739

避難支援等関係者. 60, 71, 89, 341, 349, 351, 352,
353, 364, 365, 582, 583, 584, 653, 667

避難指示29, 88, 89, 129, 130, 131, 132, 133, 229,
253, 261, 263, 335, 343, 345, 346, 347, 359,
360, 361, 362, 363, 364, 383, 384, 528, 537,
566, 568, 569, 570, 593, 602, 608, 611, 612,
619, 641, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649,
650, 651, 653, 654, 664, 665, 667

避難準備.....364, 644

避難所運営マニュアル190, 339, 341, 342, 343, 355,
400

避難所の運営.. 342, 355, 366, 370, 381, 385, 538,
539, 657, 662, 666

避難所の開設.. 129, 132, 133, 206, 214, 358, 366,
369, 376, 380, 417, 418, 420, 595, 642, 653,
656, 657, 658, 661

避難体制. 108, 339, 341, 342, 343, 344, 345, 562,
565, 568, 570, 736

避難道路.....258, 334, 353, 362, 514

避難判断水位.....616, 617, 645

避難誘導. 34, 37, 38, 39, 41, 44, 46, 58, 70, 88,
108, 110, 114, 127, 129, 130, 131, 132, 133,
144, 164, 198, 224, 323, 326, 339, 341, 342,
343, 344, 345, 348, 353, 358, 359, 362, 363,
382, 383, 417, 418, 420, 542, 546, 559, 563,
584, 637, 638, 642, 653, 663, 664, 685, 686,
687, 688, 744

避難路... 101, 104, 105, 113, 130, 131, 136, 139,
142, 145, 340, 350, 581

ふ

風評被害.....421, 422

複合災害.....23, 24, 100

福祉避難所4, 22, 33, 34, 261, 296, 339, 340, 341,
353, 355, 366, 367, 370, 439, 542, 565, 579,
641, 653, 654, 668

復興本部..... 480, 481, 482, 483, 484
物資調達・輸送調整等支援システム..... 392, 403
ブロック塀14, 15, 16, 17, 63, 100, 104, 105, 107,
108, 219, 267, 493, 510, 530, 531, 532, 566,
575
文化財..... 67, 114, 127, 134, 450, 690

へ

ヘリコプター.. 147, 179, 197, 198, 199, 200, 205,
224, 230, 232, 233, 234, 259, 276, 281, 284,
293, 294
ヘリサイン..... 197, 199

ほ

防疫 29, 35, 38, 39, 46, 197, 200, 206, 226, 229,
262, 277, 281, 282, 292, 295, 307, 308, 309,
454, 537, 543, 640, 694
防火安全対策..... 104, 110, 116, 355, 356, 457
防火水槽..... 95, 98, 120, 442, 747
防火地域..... 95, 98, 99, 107
防災意識.. 1, 21, 59, 60, 61, 64, 66, 67, 70, 72,
186, 188, 319, 585, 747
防災機関.. 1, 2, 3, 26, 64, 67, 82, 84, 129, 143,
170, 180, 181, 182, 186, 194, 196, 208, 209,
211, 216, 218, 222, 225, 237, 244, 248, 249,
251, 252, 254, 257, 259, 260, 264, 277, 325,
326, 405, 491, 492, 494, 497, 499, 501, 502,
503, 504, 505, 506, 507, 508, 510, 512, 514,
530, 531, 535, 536, 537, 585, 586, 599, 600,
601, 602, 611, 625, 638, 723, 724, 736, 738,
740, 741, 743, 744
防災教育. 21, 29, 38, 55, 57, 60, 61, 66, 67, 68,
70, 72, 74, 119, 315, 423, 494, 495, 520, 537,
738
防災行政無線... 26, 171, 196, 215, 237, 239, 240,
241, 242, 243, 244, 245, 250, 251, 252, 256,
322, 364, 415, 492, 507, 508, 563, 570, 594,
624, 743
防災拠点. 105, 111, 119, 135, 140, 154, 181, 182,
195, 380, 390, 395, 396, 565, 662, 671, 673

防災訓練. 20, 21, 29, 38, 55, 57, 58, 60, 61, 63,
66, 67, 68, 70, 72, 81, 84, 107, 114, 117,
118, 121, 122, 181, 183, 186, 188, 196, 231,
324, 346, 353, 425, 432, 433, 497, 498, 530,
537, 566, 584, 585, 587, 736, 738
防災市民組織. 21, 29, 38, 53, 55, 57, 59, 60, 61,
64, 66, 67, 68, 70, 71, 72, 74, 76, 85, 88,
89, 118, 119, 120, 220, 221, 224, 249, 345,
346, 349, 352, 353, 362, 363, 364, 366, 367,
368, 371, 378, 380, 495, 508, 530, 532, 537,
576, 577, 579, 580, 583, 584, 585, 622, 651,
653, 656, 657, 658, 667, 668, 669, 670, 736,
738, 739, 741
防災センター.. 110, 111, 148, 181, 184, 241, 252,
387, 492, 561, 572, 601
防災ネットワーク..... 105
防災まちづくり..... 65, 84
放射性物質検査..... 411, 416, 422
保健衛生 22, 29, 38, 39, 123, 286, 295, 331, 537,
640, 688
本部会議..... 481
本部連絡員..... 203, 210

ま

マイコンメーター..... 152, 263
マンション防災20, 21, 57, 60, 61, 63, 71, 72, 73,
86, 89
マンホールトイレ... 354, 370, 372, 375, 442, 443,
659, 680
マンホールの浮上抑制対策..... 115, 137, 139

み

水の安全確保..... 406, 711
身元不明御遺体..... 311, 312

も

木造住宅密集地域..... 110

ゆ

行方不明者 39, 285, 286, 303, 362, 453, 459, 637,
640, 692, 693, 705

よ

用途地域..... 98, 102, 106
要配慮者1, 4, 16, 17, 20, 21, 22, 33, 55, 59, 60,
64, 65, 66, 67, 68, 69, 76, 88, 89, 108, 111,
119, 128, 186, 207, 215, 239, 240, 245, 246,
261, 263, 267, 268, 276, 289, 295, 316, 323,
324, 325, 330, 331, 336, 339, 340, 341, 342,
343, 345, 347, 349, 353, 354, 355, 356, 362,
364, 365, 366, 367, 369, 370, 378, 383, 385,
387, 388, 389, 390, 392, 400, 430, 431, 442,
449, 452, 460, 466, 541, 542, 562, 565, 576,
579, 580, 584, 625, 639, 643, 644, 653, 654,

658, 664, 666, 667, 668, 669, 679, 690, 706,
707, 709, 711, 712, 738, 739, 748

要配慮者等避難バス..... 542, 667

ら

ライフライン施設... 135, 156, 166, 168, 452, 571,
683, 692

り

罹災証明書224, 264, 423, 424, 426, 427, 428, 430,
435, 440, 441, 452, 454, 455, 456, 466, 486,
692, 694, 696, 697, 698, 699, 700, 709

ろ

ローリングストック..... 57, 60

登録番号
(刊行物番号)

2024-89

調布市地域防災計画 令和6年(2024年)修正

発行日 令和6年12月

編集・発行 調布市防災会議

[調布市防災会議事務局]調布市総務部総合防災安全課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7111(代表), 481-7346(総合防災安全課)

ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp>

印刷 庁内印刷